

平成19年
6月 宮崎県定例県議会会議録

平成19年6月8日開会

平成19年6月27日閉会

平成19年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月8日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
濱砂議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自6月9日（土曜日）

至6月12日（火曜日） 休 会

6月13日（水曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 議案第19号及び第20号追加上程	14
1. 知事提案理由説明	14
1. 一般質問	14

鳥飼謙二議員質問 14

- ・知事の政治姿勢について
- ・新たな行財政改革大綱と総合計画について
- ・入札制度の改善について
- ・預け金について
- ・県職員の意識改革と処遇について

中村幸一議員質問 28

- ・知事の政治姿勢について
- ・入札制度について
- ・中高一貫教育について
- ・県立病院の諸問題について
- ・特別支援学校の高等部設置について

福田作弥議員質問 44

- ・知事の政治姿勢について
- ・首都圏への物流対策について

<ul style="list-style-type: none"> ・川崎港の未利用県有地の活用について ・J R コンテナ基地の整備について ・地産地消促進施設としての大規模ファーマーズマーケットについて ・宮崎港の石油基地について ・二地域居住促進のためのコテージ付き市民農園について ・営農用代替エネルギーの活用技術開発について ・県の出先期間の整理統合等について ・県債の借り入れ状況等について 	56
丸山裕次郎議員質問	56
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策について ・高病原性鳥インフルエンザについて ・入札制度について ・産業開発青年隊について ・市町村合併について ・企業誘致について 	
山下博三議員質問	68
<ul style="list-style-type: none"> ・新みやざき創造計画について ・企業誘致対策について ・福祉政策（在宅介護等）について ・農政問題（E P A対策、酪農家対策等）について 	
6月14日（木曜日）	
1. 出席議員	83
1. 地方自治法第121条による出席者	83
1. 一般質問	84
満行潤一議員質問	84
<ul style="list-style-type: none"> ・トップセールスの今後について ・学校事務の機能強化について ・都城島津家史料の活用について ・本県農業の今後の展開（W T O / F T A対策等）について ・消防の広域化について ・高等学校再編整備計画について ・宮崎国際音楽祭等の推進について ・地域医療対策（ドクターヘリ導入）について 	
田口雄二議員質問	97
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時安心基金について ・ 観光促進事業について ・ 企業誘致について ・ 就職状況と雇用の確保について ・ 工業振興における人材育成について ・ 神話高千穂トロッコ鉄道について ・ 延岡西高跡地の活用について 	
新見昌安議員質問	111
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 県民総力戦と県民運動について ・ 宮崎県民歌と新たな県の宣伝歌について ・ 災害時安心基金について ・ 視覚障がい者の情報入手について ・ いじめ対策について 	
井本英雄議員質問	122
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 「日本一親孝行の国 宮崎県」構想について ・ 入札制度改革について ・ 国県道の改良等について 	
武井俊輔議員質問	130
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 観光政策（シーガイア問題、他部門との連携等）について ・ 交通政策（地域交通マネジメント、京浜航路の復活等）について 	
6月15日（金曜日）	
1. 出席議員	147
1. 地方自治法第121条による出席者	147
1. 一般質問	148
押川修一郎議員質問	148
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県の将来の姿（道州制、山間地域の定住化対策等）について ・ 入札制度改革について ・ スポーツランドの推進と観光振興について ・ 交通事故後遺症の難病（脳脊髄液減少症）について 	
前屋敷恵美議員質問	162
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活擁護と知事の政治姿勢について ・ 裏金問題について 	

- ・国民健康保険について
- ・乳幼児助成制度の拡充について
- ・障害者自立支援法施行に伴う障がい者施策について
- ・青年の雇用対策について
- ・生活道路の改修について

函師博規議員質問 ----- 174

- ・知事の政治姿勢について
- ・平成19年度宮崎県一般会計補正予算（議案第1号）について
- ・不適切な事務処理について
- ・高齢者保健福祉計画等について
- ・みやざき障がい者安心プランについて
- ・高速道路建設に伴う周辺道路整備について
- ・交通違反取締りにについて

井上紀代子議員質問 ----- 184

- ・裏金問題について
- ・地域医療体制について
- ・温暖化・環境問題について
- ・特別支援教育の推進について
- ・観光振興と移住促進対策について

自6月16日（土曜日）

至6月17日（日曜日） 休 会

6月18日（月曜日）

- | | | |
|---------------------|-------|-----|
| 1. 出席議員 | ----- | 201 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | ----- | 201 |
| 1. 一般質問 | ----- | 202 |

十屋幸平議員質問 ----- 202

- ・知事の政治姿勢について
- ・環境行政（温暖化防止策、リサイクル製品認定制度等）について
- ・林業行政（林業の活性化策等）について
- ・観光行政（観光客5%アップの取組み等）について
- ・建設行政（新入札制度導入による影響等）について

黒木正一議員質問 ----- 216

- ・中山間地域対策（高齢者対策、空き家対策等）について
- ・台風・大雨災害対策について
- ・林業政策（再生産可能な林業の振興等）について

松村悟郎議員質問	227
・ 本県の市町村合併への取り組みについて	
・ 南九州大学の移転について	
蓬原正三議員質問	237
・ 知事の政治姿勢について	
・ 統一地方選挙の総括について	
6月19日（火曜日）	
1. 出席議員	257
1. 地方自治法第121条による出席者	257
1. 一般質問	258
河野哲也議員質問	258
・ 知事の政治姿勢について	
・ 「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略（地域教育、一貫教育研究等） について	
・ 脳脊髄液減少症について	
・ 県道（上祝子綱の瀬線）の整備促進について	
中野一則議員質問	268
・ 知事の政治姿勢について	
・ 県政の諸課題（災害時安心基金、災害復旧等）について	
・ B S E 全頭検査補助金について	
・ 国県道の整備について	
外山良治議員質問	279
・ 知事の政治姿勢等（福祉、医療、環境等）について	
・ 不適正な会計処理と監査について	
・ 障害者福祉計画と自治体間格差について	
水間篤典議員質問	291
・ 知事の政治姿勢について	
・ 財政問題について	
・ 地域医療問題について	
・ 空き店舗対策について	
・ 配合飼料価格高騰対策について	
・ 植栽未済地問題について	
・ 建築物耐震化対策について	
・ 県立学校等の耐震補強について	
・ 地域の治安対策について	

1. 議案第19号及び第20号採決	-----	302
1. 議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号並びに請願委員会付託	-----	302
自6月20日(水曜日)		
至6月22日(金曜日)	常任委員会	
自6月23日(土曜日)		
至6月24日(日曜日)	休 会	
6月25日(月曜日)	特別委員会	
6月26日(火曜日)	休 会	
6月27日(水曜日)		
1. 出席議員	-----	307
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	307
1. 常任委員長審査結果報告(議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号並びに請願)	-----	308
中野廣明総務政策常任委員長	-----	308
十屋生活福祉常任委員会	-----	310
横田商工建設常任委員会	-----	312
押川環境農林水産常任委員会	-----	314
太田文教警察企業常任委員会	-----	315
1. 討 論	-----	318
西村議員(議案第3号に反対)	-----	318
野辺議員(議案第3号に賛成)	-----	319
前屋敷議員(議案第1号及び第3号並びに報告第2号に反対)	-----	320
高橋議員(議案第3号に賛成)	-----	322
1. 議案第3号採決	-----	324
1. 議案第1号及び報告第2号採決	-----	324
1. 議案第2号及び第4号から第18号まで並びに報告第1号採決	-----	324
1. 請願1件採決	-----	324
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	325
1. 議員発議案送付の通知	-----	325
1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程、採決	-----	325
1. 閉 会	-----	326
<hr/>		
1. 資 料	-----	327
平成19年6月定例県議会日程	-----	329

議案送付文書	330
一般質問時間割	332
議案、請願委員会審査結果表	333
閉会中の継続審査・調査申出一覧	334
1. 議案議決件名一覧表	335
1. 議員発議条例、意見書	339
宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	341
教育予算の拡充を求める意見書	342
医療・福祉サービスに関する意見書	343
1. 請願一覧表	345
1. 議事経過	351

6月8日（金）

平成 19 年 6 月 8 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | | |
|---------------|-----------|-----------------|---------|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 総合政策本部長 | 村 社 秀 継 | 総 務 部 長 | 渡 辺 義 人 |
| 地域生活部長 | 丸 山 文 民 | 福 祉 保 健 部 長 | 宮 本 尊 |
| 環境森林部長 | 高 柳 憲 一 | 商 工 観 光 労 働 部 長 | 高 山 幹 男 |
| 農 政 水 産 部 長 | 後 藤 仁 俊 | 県 土 整 備 部 長 | 野 口 宏 一 |
| 会 計 管 理 者 | 甲 斐 景 早 文 | 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 |
| 病 院 局 長 | 日 植 木 英 範 | 財 政 課 長 | 和 田 雅 晴 |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦 | 教 育 長 | 高 山 耕 吉 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 々 木 文 雄 | 警 察 本 部 長 | 吉 田 尚 正 |
| 代 表 監 査 委 員 長 | 城 倉 恒 雄 | 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 |

事務局職員出席者

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 石野田 幸 藏 | 事 務 局 次 長 | 弓 削 孝 幸 |
| 総 務 課 長 | 馬 原 日 出 人 | 議 事 課 長 | 四 本 孝 |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 章 | 議 事 課 長 補 佐 | 富 孫 田 英 美 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 | 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | 議 事 課 主 査 | 隈 元 淳 二 |

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成19年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、8番山下博三議員、41番長友安弘議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、32番濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月1日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成19年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計20件、その内訳は、補正予算4件、条例11件、予算・条例以外3件、報告2件であります。このほか6件の報告が提出されております。また、人事案件の2件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から6月27日までの20日間とすることに決定いたしました。日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月13日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計22名以内

とし、質問順序は11日の通告締め切り後に行う抽選により決定いたします。質問時間は1人30分以内とするところを確認決定いたしましたところであります。

なお、今定例会から、質問の方法は、一問一答方式、分割方式、一括方式のいずれの方法とするかは、質問者の任意とすることも申し合わされましたので、御理解の上、議員並びに説明者において的確な対応をよろしくお願いいたします。

一般質問終了の後、議案、請願の所管常任委員会への付託を行います。今回は、肉付け予算の審査となりますことから、6月20日から22日の3日間にわたり、各常任委員会を開催していただき、6月27日の最終日に、付託された議案、請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提案されている議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。以上でございます。〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月27日までの20日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第18号まで並びに

報告第1号及び第2号上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 おはようございます。平成19年6月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、県議会を初め県民の皆様、県の機関における不適正な事務処理に関しての御報告とおわびを申し上げたいと思います。

去る5月17日に、県立みやざき学園において、いわゆる「預け」と呼ばれる物品購入に係る不適正な事務処理が発覚したことを公表いたしました。これを受けて全部局に対し、同様の事例がないかを自主申告するよう求めておりましたところ、5月末現在で新たに17の所属で約413万円の「預け」が存在するとの報告がありました。また、これに過去に行っていた所属を加えますと、46の所属で「預け」が行われていたことが判明したところであります。

このように県庁内の多数の所属で不適正な事務処理が行われていたことは、まことに遺憾であり、県民の皆様は大変申しわけなく思っております。心からおわび申し上げます。

今後は、弁護士、公認会計士で構成する外部調査委員会の検証、提言等をいただきながら、徹底した全庁調査を行い、実態の把握に努めますとともに、県議会の皆様の御意見等も踏まえ、コンプライアンスの徹底など職員の意識改革や再発防止のためのシステムづくりに全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。そして、一刻も早い県政に対する信頼の回復に努めてまいりたいと存じます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、2点ほど御報告をさせていただきます。

第1点は、「新みやざき創造計画」についてであります。

これは、私自身のマニフェストや県政が抱える課題等を踏まえ、私の任期中における県政運営の基本的な考え方や施策の内容等を盛り込んだ新しい総合計画であります。この計画は、国、地方ともに厳しさを増す財政状況や社会経済情勢の激しい変化を踏まえた上で、本県の目指す姿を明らかにするとともに、新たな宮崎の創造に向けた具体的な戦略を示すことにより、県政運営の指針とするものであります。

計画では、県民総力戦で進める新しい県づくりの基本目標を「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」といたしました。この目標には、「豊かな自然や日本発祥神話にまつわる伝統文化などを有し、日本の原点とも言える、この宮崎から日本を変えるという気概のもと、宮崎が、大きな変革が求められている時代の起点となって、新しいライフスタイルや経済社会システムの創造を目指す」という決意を込めております。

また、私のマニフェストの具体化に向け、「郷土の宝『宮崎人』づくり」「成熟社会における豊かな暮らし」「『経済・交流』拡大」という3つのテーマに沿った戦略を、今後4年間に優先的に取り組む「新みやざき創造戦略」として計画の中心に位置づけたところでございます。今後は、この戦略に掲げた施策・事業の具体的な進め方や数値目標を示した工程表に基づき、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを着実に進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

第2点は、新しい行財政改革大綱についてであります。

本県財政は、近年の三位一体の改革の影響等による地方交付税の大幅な削減や社会保障関係費の自然増、台風災害に伴う予想外の財政支出等により、さらに厳しさを増しております。このため、私のマニフェストも踏まえ、新たな財政改革推進計画を策定し、引き続き第2期の財政改革に取り組んでいるところであります。また、一日も早い県政に対する信頼回復が喫緊の課題となっており、何よりもまず、県庁みずからがしっかりと襟を正すことが求められております。限られた人材や財源を最大限活用し、より効率的で質の高いサービスを実現する行政への転換はもとより、職員の意識改革や法令遵守を徹底し、県民の皆様の期待を裏切らない、目に見える行財政改革を進め、県民総力戦の体制づくりを急がなければなりません。

このような考えのもと、現在策定中の新しい行財政改革大綱におきましては、財政の健全化、県政の信頼回復、県民総力戦の環境づくりの3つの視点から、「新しい宮崎づくりを支える持続可能な行財政システムの確立」を基本理念に、5つの改革プログラムに取り組むことと

いたしております。具体的には、法令遵守の徹底とお役所仕事からの脱却を目指す意識改革、スリムで効率的な経営体への転換を図る経営改革、県の役割の見直しと県民との協働を推進する協働改革、そして入札改革と財政改革であります。特に意識改革では、県発注工事に係る入札談合事件や公金等の不適正な事務処理という相次ぐ不祥事を重く受けとめ、いま一度、公務員は全体の奉仕者であるという原点に立ち返り、公務員倫理や適正な行政執行体制の確立に積極的に取り組んでまいります。今後、県議会を初め広く県民の皆様からも御意見をいただいた上で、できるだけ早く決定したいと考えております。

以上、「新みやざき創造計画」と新しい行財政改革大綱は、表裏一体となって私のマニフェストの実現を図るものであり、任期4年を展望したロードマップと言うべきものであります。知事就任後4カ月を経て具体的にお示しすることになりましたが、今後とも、スピード感を持って諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。

本年度の当初予算は、編成時期の日程的な制約により、人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成したところであります。

今回の補正予算は、平成19年度が新たな財政改革推進計画の初年度であることから、本県の厳しい財政状況も十分に踏まえつつ、私のマニフェストの具体化のために実施する政策的事業や新規事業を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成したところであります。

また、実質的に、私にとりまして初めての予算編成でもありましたので、県政を刷新し、新たな宮崎の創造に向けて、県民総力戦による県づくりを推進するとの観点から、肉付け後の平成19年度予算を「宮崎を変える！みんなで変える！新みやざき創造予算」と位置づけたところであります。

補正額は、一般会計984億9,000万円、特別会計20億7,699万7,000円、公営企業会計14億3,064万2,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、繰入金278億7,896万8,000円、国庫支出金289億1,076万4,000円、県債224億3,730万円、その他192億6,296万8,000円であります。この結果、補正後の一般会計歳入歳出予算規模は5,648億900万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、2.6%の減となったところあります。

以下、その主なものについて、「新みやざき創造計画」に掲げる3つの戦略に従って御説明申し上げます。

1つ目が、「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略であります。

新しい宮崎を創造していくのは、時代の変化に対応できる柔軟な発想と行動力を持った人であり、人づくりがこれからの県づくりの基本となります。郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土を支える知・徳・体の調和のとれた「宮崎人」を郷土の宝として、家庭、学校、地域が一体となって社会全体ではぐくみ、県内外へ輩出してまいります。

まず、小中高を見通した教育課程のあり方について、構造改革特区も活用しながら実践研究を行うとともに、新たな中高一貫教育校についての調査研究を行ってまいります。

また、特別支援教育につきましては、宮崎県

立盲・聾・養護学校再編整備計画を見直し、時代の変化に対応した新たな特別支援学校の整備計画を策定することといたしました。

子育て支援対策では、引き続き、乳幼児の医療費助成等により、子育て家庭の負担軽減を図りますとともに、中小企業融資制度に「みやざき子育て応援企業貸付」を創設し、子育て支援に積極的に取り組む中小企業を支援してまいります。

2つ目が、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略であります。

人々が日々の暮らしに求める「豊かさ」が、量から質へ、物から心へと移行する中において、豊かな自然環境に恵まれた本県は、いやしや安らぎを享受できる環境にあります。県民の皆様が、住みなれた地域で生きがいを実感しながら、安全で安心な暮らしを送ることができる新たなライフスタイルを、全国に向けて提案してまいります。

まず、医師確保対策につきましては、県と市町村が新たに協議会を設置し、県内公立病院等の求人情報の全国への発信やドクターバンクへの登録促進などを通じて、一体となって医師確保に取り組んでまいります。

また、県立病院事業では、老朽化の著しい県立富養園にかわり、全県レベルの中核精神医療施設として県立宮崎病院に整備いたします「こころの医療センター」につきましては、建設工事に着手することといたしました。

障がい者の就労支援や地域生活支援につきましては、県北・県西地域に発達障害者支援センターのサテライトを設置するとともに、発達障がい者への支援のあり方を検討してまいります。

防災対策では、自然災害時に、被災者の生活

を支援するため、市町村と共同で6億円規模の災害時安心基金を設置することといたしました。

地域安全対策につきましては、学校周辺における子供の安全確保及び少年の非行防止を図るため、新たにスクールサポーターを配置することといたしました。

森林環境税を活用した森林保全への新たな取り組みとしましては、県民や企業等の自主的な森林づくり活動を支援するとともに、公益上重要な森林を対象に、間伐の実施や人工林の整備等に取り組んでまいります。

3つ目は、「『経済・交流』拡大」戦略であります。

ますます厳しさを増す地域間競争に勝ち抜いていくためには、本県が持つ個性や魅力を磨き上げ、国内外に発信していくことが必要です。本県の豊富な農林水産資源を生かした「みやざきブランド」向上のためのプロモーション活動の強化や「おもてなし日本一の宮崎」づくりによって、経済・交流の拡大を図ってまいります。

まず、本県のPR活動の強化についてであります。宮崎が全国的に注目を集める中、この勢いを持続していくため、私が先頭に立って、物産や観光を初めとする宮崎の魅力をPRするとともに、県外の人的ネットワークを再構築し、より効果的・効率的な本県のPRを行ってまいります。

「みやざきブランド」の確立・向上対策につきましては、多様なメディアを活用した全国への情報発信対策の強化、農水産物総合ブランド戦略の構築、農水産物の海外輸出の促進など、積極的に取り組んでまいります。

「おもてなし日本一の宮崎」を目指す取り組

みとしましては、地域が主体となった観光振興を担う人材を育成し、地域との協働による観光地づくりに取り組むとともに、長期滞在型の観光ニーズに対応できる受け入れ体制を整備し、県外からの観光客の増加や滞在日数の長期化を図ってまいります。

また、団塊の世代を初め、あらゆる世代の本県での二地域居住や移住を促進するため、情報発信の充実やモデル市町村が行う交流居住促進の取り組みを支援してまいります。

企業誘致につきましては、補助金の最高限度額を九州で最高額となる50億円まで増額するなど、制度の見直しを行うことといたしました。

経済・交流を支える基盤整備につきましては、特に高速道路は産業の振興や地域の活性化に大きく寄与することから、東九州自動車道を初めとする高速道路網の整備促進に全力で取り組んでまいります。

最後に、これら3つの戦略に掲げるもののほかに、今回の補正で取り組むこととした主な新規事業を御説明申し上げます。

まず、ことし1月に発生した高病原性鳥インフルエンザにより影響を受けた養鶏農家に対する経営支援を行うとともに、再発に備えた基金造成や防疫体制の強化を総合的に行うなど、国の制度を補完する本県独自の制度を創設することといたしました。

公共工事関係では、一般競争入札への移行に伴い、落札率の低下が予想される中、手抜き工事や下請業者への過度なしわ寄せなどを防止し、公共工事の品質を確保するため、監視チームを設置することといたしました。

環境関係では、産業廃棄物税を活用した取り組みとして、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を促進するため、事業者が行うリサイクル施設

の整備等を支援することといたしました。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第9号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、県政に対する県民の信頼確保に資するため、不祥事が発覚した職員に対して、期末・勤勉手当の一時差しとめができるようにするための条例の改正であります。

議案第10号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、新たに「宮崎県川南遊学の森」を設置するための条例の改正であります。

議案第16号は、ふるさと林道緊急整備事業吐合線（6工区）の工事請負契約の変更に付いて、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第5号「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」外10件であります。説明は省略させていただきます。

次に、報告第1号は、高病原性鳥インフルエンザの県内3カ所の発生地域のうち、日向市と新富町分の必要経費がほぼ確定したことに伴う、平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）の専決報告であります。補正額は1億4,410万1,000円であります。

報告第2号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う、平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）の専決報告であります。補正額は10億7,120万8,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額2億6,800万円余、財政調整積立金への積立金13億2,500万円余であります。

この結果、平成18年度一般会計歳入歳出予算の規模は、5,622億2,490万9,000円となります。

これらの専決につきましては、いずれも時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程についてお知らせをいたします。

あす9日から12日までは、議案調査等のために本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時開会であります。一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分散会

6月13日（水）

平成 19 年 6 月 13 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

3 番 川 添 博 (無所属の会)
 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
 6 番 西 村 賢 (同)
 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
 8 番 山 下 博 三 (同)
 9 番 黒 木 正 一 (同)
 10 番 松 村 悟 郎 (同)
 12 番 坂 口 博 美 (同)
 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
 15 番 太 田 清 海 (同)
 16 番 外 山 良 治 (同)
 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
 18 番 松 田 勝 則 (同)
 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
 20 番 横 田 照 夫 (同)
 21 番 十 屋 幸 平 (同)
 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
 23 番 外 山 衛 (同)
 24 番 宮 原 義 久 (同)
 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
 28 番 新 見 昌 安 (同)
 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
 31 番 蓬 原 正 三 (同)
 32 番 濱 砂 守 (同)
 33 番 水 間 篤 典 (同)
 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
 35 番 萩 原 耕 三 (同)
 36 番 黒 木 覚 市 (同)
 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
 40 番 権 藤 梅 義 (同)
 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
 46 番 井 本 英 雄 (同)
 47 番 星 原 透 (同)
 48 番 野 辺 修 光 (同)
 49 番 米 良 政 美 (同)

50 番 坂 元 裕 一 (自由民主党)
 51 番 外 山 三 博 (同)
 52 番 福 田 作 弥 (同)
 53 番 中 村 幸 一 (同)
 欠 席 議 員 (1 名)
 37 番 中 野 一 則 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東国原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総 務 部 長	渡 辺 義 人
地 域 生 活 部 長	丸 山 文 民
福 祉 保 健 部 長	宮 本 尊
環 境 森 林 部 長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農 政 水 産 部 長	後 藤 仁 俊
県 土 整 備 部 長	野 口 宏 一
会 計 管 理 者	甲 斐 景 早 文
企 業 局 長	日 高 幸 平
病 院 局 長	植 木 英 範
財 政 課 長	和 田 雅 晴
教 育 委 員 長	江 藤 利 彦
教 育 長	高 山 耕 吉
警 察 本 部 長	吉 田 尚 正
代 表 監 査 委 員	城 倉 恒 雄
人 事 委 員 会 事 務 局 長	大 野 俊 郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	石野田 幸 藏
事 務 局 次 長	弓 削 孝 幸
総 務 課 長	馬 原 日 出 人
議 事 課 長	四 本 孝
政 策 調 査 課 長	富 永 博 章
議 事 課 長 補 佐	富 孫 田 英 美
議 事 担 当 主 幹	亀 澤 保 彦
議 事 課 主 査	山 中 康 二
議 事 課 主 査	隈 元 淳 二

◎ 議案第19号及び第20号追加上程

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第19号及び第20号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[巻末参照]

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第19号及び議案第20号について御説明申し上げます。

まず、議案第19号は、公安委員会委員長佐々木文雄氏が平成19年7月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として大浦克博氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めるといふものがあります。

次に、議案第20号は、人事委員会委員佐藤安正氏が平成19年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として郷俊介氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、県議会の同意を求めるといふものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○坂口博美議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、43番鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日から一般質問でございます。いろいろ議会改革の意見等も出まして、知事のお話等もありながら、初めての一问一答方式の導入ということも含めて、きょうから始まることになりましたけれども、私がトップバッターでございますが、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

昨年11月、災害復旧工事設計入札に係る官製談合事件で、安藤忠恕前県知事や県幹部6名を含む16名が競売入札妨害容疑で逮捕されるという事件に、県民は大変な衝撃を受けました。県議会での知事不信任案が可決をされない中に、私は社民党県連合の代表といたしまして、県議団の皆さんと一緒に安藤前知事に直接会って辞職の申し入れを行うなど、県政刷新の流れをつくってまいりました。次々と明らかになる知事という県庁トップの犯罪は、県民の県政への信頼を根底から覆し、県民福祉の向上を目指してきた県職員の誇りを失墜させるものであったと言えます。このようなことを二度と繰り返さないために、贈収賄である今回の官製談合事件がなぜ起きたのかを真剣に考える必要があるのでは

はないでしょうか。選挙時の資金の出入りや利益集団とのつながりを第三者機関が監視するシステムや、支援者との利害関係を禁じる制度の創設なども検討されなくてはならないと思うのであります。絶大な権力を持つ知事と業者との癒着、土木行政における官と民の間では周知の事実とさえ言われてきた談合という不正のルール、知事も選挙前の一時期、「必要悪」とさえ発言した報道がございましたけれども、最後の日本的システムと言われる談合、なぜ不正を承知で前出納長を初め県幹部が県トップの指示に従ったのかなど、議論をしておくべきことは数多くあると思うのであります。

例えば人事であります。また後ほど触れますけれども、選挙後直ちに、元知事を支持した幹部職員36人を西臼杵支庁や図書館などの外局に配転した人事異動は、県職員に激震をもたらしました。私も当時の幹部から、自分の配転人事を朝のテレビ報道で知ったときの驚きと怒りの声を聞いた覚えがございます。4年前の選挙は何だったのだろうか、県政トップに座るべきでない人物を27万3,879人の県民が選択した草の根選挙の結果を苦く思い出すのであります。根元から腐っていた前知事やその側近体質を一掃するときだと思うのであります。そこで、東国原新知事に、県政刷新への決意をお伺いしたいと思います。後は質問者席から質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 県政刷新への決意についてであります。

県発注工事に関する入札談合事件は、県民の皆様への県政に対する信頼を失墜させたばかりでなく、県の名誉と県民の皆様への誇りを大きく傷つけたと考えております。このため、一刻も早い宮崎県政の再生、そして県民の信頼を回復す

ることが私に課せられた使命であると考え、知事就任後直ちに入札・契約制度改革に取り組んだところでございます。このような中、物品購入に係る不適正な事務処理が行われていたことはまことに遺憾であり、相次ぐ不祥事を重く受けとめ、法令遵守の一層の徹底や再発防止のためのシステムづくりに全力を挙げて取り組む必要があると考えております。

このようなことから、現在策定中の新しい「行財政改革大綱」におきましては、特に意識改革を大きな柱とし、いま一度、「公務員は全体の奉仕者である」という原点に立ち返り、公務員倫理の確立や組織風土の改革、適正な行政執行体制の確立に積極的に取り組むこととしております。行政運営の指針である「新みやざき創造計画」と新しい「行財政改革大綱」は、一体となって私のマニフェストの実現を図るものであり、今後これらに基づき、全力で職務に励み、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを着実に進めていく決意であります。以上です。

〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 初めての質問者席ということで、私もいささか緊張しておりますけれども、順に通告に従って質問してまいります。その前に、知事にお尋ねをしておきたいと思えます。これまででしたら、いわゆるすり合わせということでやってまいりました。それはそれで、その段階で私どもは真剣に議論してきたわけでございますが、今回、質問書、答弁書のやりとりというのはするなということで言明をいただいたと思えますけれども、その辺の知事の意見をお伺いしておきたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 私もそのように聞いておりますが、すり合わせないということと質問どりと、どの辺のラインで区切るのかわかりま

せんが、余りにも広範囲で、どのような質問をすとか、そういったジャンル分けぐらいはしておかないと、何をどうというのは、やっぱり議会が空転したり非効率化になるような気がしますので、ある程度の質問どり等は必要じゃないかと考えております。

○鳥飼謙二議員 私も知事のおっしゃるとおりだと思っておりますが、私が申し上げたのは、質問書、答弁書のやりとりはしていないでしょうね、そういう言明をしたでしょうねということですから、もう後は申しませんけれども、今後しっかりそういうことで議論をしてまいりたいというふうに思っております。

そこで、今、前知事の事件について、いろいろ決意なり、お聞きをいたしました。今回の捜査と申しますか、事件の中でまだまだ未解明な部分がたくさんあるわけがございます。それは例えば5,000万円、宙に浮いたと申しますか、そういう事件もございまして、前知事が持っていた金が本当は本人がもらっていたけれども、出どころがわからないというようなことで、これは未解明の点だなということでもございました。4月3日の宮日新聞によりまして、県警捜査二課の幹部の発言ということで、「捜査はほぼ尽くしたと考えている。5,000万円の原資は今後も継続して捜査する」というようなことでコメントが載っているわけでもございますけれども、警察本部長は、県民のこれらの声をどのように受けとめて、今後どう反映させていこうとされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○警察本部長（吉田尚正君） 県警察におきましては、本年4月、御指摘のありましたように、前知事らを、5,000万円の借入れにつきまして収支報告書に虚偽の記載をしたとして、政治資金規正法違反の事実で宮崎地方検察庁に送

付、送致いたしております。御質問の件でございますが、個別の事案につきましてのお答えは差し控えさせていただきます。あくまでも一般論として申し上げれば、警察におきましては、いかなる場合におきましても、刑罰法令に触れる行為があれば、法と証拠に基づいて適正に対処をいたしておるところであります。以上であります。

○鳥飼謙二議員 個別のということですから、それ以上は申し上げませんが、県民はそういう目で見ているということは、しっかりと受けとめておいていただきたいというふうに思っております。

次に、新たな行財政改革と総合計画についてお尋ねをいたします。

こういうのが今回、案でございますけれども、「行財政改革大綱」素案ということで、それから「新みやざき創造計画」ということですね。こういう説明なり発表を受けたわけでもございます。県が今回発表した新たな行財政改革大綱には、3月に制定した新たな財政改革推進計画がそのまま挿入されているようでもございます。それによりまして、知事の選挙戦でのマニフェスト、単年度で350億円の削減計画が入っておりますけれども、根拠がいささか不十分ではないかというふうに思うのでございます。人件費カットとかそういうことは書いてございますけれども、福祉・医療・教育予算に切り込むことになるのではないか、県民生活に大きな影響を与えるのではないかと懸念をされているわけでもございます。知事はこの県民生活への影響をどのように考えておられるのか、ほかの点を含めて今回の「行財政改革大綱」、これについてお尋ねをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本年3月に策定した

新たな財政改革推進計画では、人件費の削減とか、投資的経費の縮減あるいは重点化、事務事業の見直し等により、平成18年度当初予算より350億円の歳出の見直しという目標を掲げております。この350億円の歳出の見直しに当たっては、単に歳出を削減するだけではなくて、見直しによって捻出された財源の一部を「新みやざき創造計画」、私のマニフェストを盛り込んだ「新みやざき創造計画」に掲げた3つの政策に、すなわち3つの戦略と申しますのは、「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略、そして「成熟社会における豊かな暮らし」戦略、そして「『経済・交流』拡大」戦略、この3つの戦略の中の重要施策に振り向けて、県民生活への影響にも配慮しながら、新しい宮崎県づくりを模索していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 知事は知事の方針なり考え方と思うんですけども、その際に、県民生活に支障が出るとかというようなことでは困りますよということですから、マニフェストで掲げたからこれをやりますよということだけじゃなくて、そういう声も聞きながら、反すうしながら、必要であるならばいろいろと変えたりとか、そういう検討も加えながらやっていっていただきたいということでございますので、御理解いただきたいと思いますが、何かございますか。ないですね。知事、ありますか。具体的に県民生活にどのような影響があるのかとかを、ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申し上げましたとおり、350億円は事業費ベースで見直します。その財源を捻出したものは、重複いたしますけれども、県民の生活に真に必要な事業に振り分けていきたいと考えております。ですの

で、県民の生活、できるだけ県民福祉の向上に資するものに使い分けていきたい、振り分けていきたいと考えております。以上です。

○鳥飼謙二議員 次の質問なんですけれども、非常に財政が厳しいということで、いろんな苦勞を皆さん方含めてやっておられますし、県内の市町村もございます。夕張市の事例等も出てくるわけでございます。いわゆるふるさと納税とかいろいろ出ておりますけれども、今日の地方財政の危機というのは、国の政策によってもたらされたものが大きいと私は思っております。三位一体改革と言いながら、3兆円こちらに渡して10兆円カットをするというようなことでは、当然地方が苦しくなるというのは目に見えているわけございまして、地方交付税の総額の確保というのが、やはり地方自治体、我々県にとりましても市町村にとっても大きな課題でございます。今、知事は全国から注目をされておりますし、この間、全国知事会にも出られたということですが、そこで、知事に代表して地方交付税をしっかりと確保してもらいたい、そういうことを全国に呼びかけていく、そういうことが必要ではないかというふうに思いますので、知事のお考えをお聞きしたいと思いません。

○知事（東国原英夫君） 近年、大都市圏を中心とした景気回復を背景に、地域間の税収の差が広がって、財政力の格差が拡大傾向にあることは御案内のとおりでございますが、こうした中で本県におきましても、税源移譲後の自主財源比率が4割にも満たず、財政基盤は依然として脆弱であります。財源調整機能と財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度の役割は、極めて重要であると考えますが、地方交付税の現行の法定率を堅持するということは、こ

れからも訴えていかなきゃいけない。また、地方交付税を地方共有税に変える、あるいは、それよりも偏在性の少ない安定的な収入が得られる地方消費税の配分を維持する、配分を変えるとといったことも考えていかなきゃいけない。あるいは税源移譲といったことも多面的に考えていかなきゃいけない。そういった意味で、地方の財源を確保するという事は、地方交付税だけではなく、自主財源の確保に資するような税体系を多面的に考えていかなきゃいけないんじゃないかと考えています。

また、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税というのは、税制として制度化するというのには越えなきゃいけないハードルがたくさんあると考えております。しかし、ふるさと納税というのが、その考え方、自分の生まれて育ったふるさと、あるいは親兄弟がいるふるさとに何か貢献できないかというような考え方として、私は総論としては賛成だという立場でございます。以上です。

○鳥飼謙二議員 確かに地方消費税の増とか、そういうこともあると思うんですが、やっぱり根幹は地方交付税ですから、地方交付税の算定率を変えるなり、そういうふうに書いてあるわけですから、大事なところは交付税だと思っているんです。そこを知事が、今、注目を受けているときですから、いろいろ言わなくて、交付税をやっぱり確保しなさいよと。後で借金の財源は地方交付税で見ますよということを、今まで20年も国は言ってきたわけですから、そういう意味では交付税は非常に大事、根幹だと思っているんです。特に宮崎のような財源が厳しいところではですね。ですから、それを発信してくださいと、発信すべきだと言っているわけです。明確な数字ではございませんけれども、国

税は宮崎は恐らく、1,700億円ぐらいだと思うんです、県内、収入されるのは。しかし、交付税は、県と市町村合わせて3,200~3,300億はあるんじゃないかと思っていますから、すべて上げますよと言ってもどうにもならんわけで、やはり平衡交付金からの流れを受けた地方交付税を充実すべきだという主張をしっかりとやらないと、いろいろつけると口調が弱まりますので、そういうことを申し上げて、もう一回答弁をお願いします。

○知事(東国原英夫君) 御指摘の点は、全国知事会初め、地方六団体との連携を深めながら、今後とも国に要望していく所存でございます。

○鳥飼謙二議員 一番注目を受けている知事ですから、自信を持ってひとつ頑張ってくださいというふうに思っています。

もう一つ、総合計画なんですが、工程表というのもこの間いただきましたけれども、この総合計画は4年間の計画というふうになっておりまして、長期的な目標、展望が明確になっていないんじゃないかなというような感じがするわけでございます。ここに持ってまいりました「第五次宮崎県総合長期計画」、これは松形知事の時代につくられた計画ですね。審議会をつくって県内の識者の皆さん方に集まっていたいて、何百万かかけてつくった資料、計画、これを前知事が変えてしまった。継続していくべき県の計画が寸断をされたところに、大きな問題点があると思っておるんですけれども、またこれを、10年の長期と短期の計画とがあるわけですが、今回、これはまだ冊子になっておりませんけれども、こういうふうに変えていく。どうも私どもとしましたら、どうなっているのかなという思いもありまして、そして確かにスピ

ード感のある時代ですから、知事がマニフェストで書かれたことが工程表の中にもたくさん出ておりますけれども、もっと長期の視点もまた出していくべきではないかなというふうに思うわけでありまして。ですから、これまでの計画との整合性とか、そういう長期的な展望、そういうことも必要ではないかというふうに思いますので、お尋ねをします。

○知事（東国原英夫君） 私のマニフェストは、今後4年間に特に重点的に実施すべき施策・事業を整理し、新たに体系化したものであります。前計画とその構成や重点部分には大きく異なる面があると考えております。また、さきの官製談合事件により、県政に対する県民の信頼は大きく失墜いたしました。その県政の刷新の姿を明らかにする必要がございます。このため、今般、新しい総合計画「新みやざき創造計画」を策定したところでございます。この計画では、今後10年程度の中長期展望として、「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」を基本目標に掲げ、その目指す姿を「人づくり」「くらし」「経済・交流」の3つの側面から明確に描くとともに、マニフェスト等を踏まえた「新みやざき創造戦略」を計画の中心に位置づけたところでございます。

なお、前計画がスタートして3年目の計画期間半ばであったことから、策定に当たっては、前計画との継続性に十分留意したところであります。また、私の任期に合わせ、計画期間を4年間としたところであります。知事は1期1期県民の負託を受けて県政を担当することを踏まえると、今後の総合計画は4年ごとに策定、改定していくことが望ましいかと考えております。

○鳥飼謙二議員 確かに知事の任期は4年であ

ります。しかし、県の行政なり県民の生活は永遠であります。ですから、当然、長期的なものを持ちながら短期的にやっていくというのが出てくると思うんですけれども、そこを長期的なものがないと、やはり不十分ではないかなと私は思うわけなんです。知事は県民の絶大な支持がありますので、また2期目、3期目というふうに当選をされていかれるかもしれませんが、それはこちらに置きまして、やはり長期的な展望も踏まえる必要があるのではないかなというふうに思うんです。せんだって新聞にも出ておりましたけれども、合計特殊出生率、これを2位にしましょうという計画、つくっておられましたね。この間発表になった数字では、もう2位になっていましたね。それはそういうこともあるのかなとは思って、とやかくは申し上げませんが、やはり長期的なものが抜けているのではないかなというふうに思っております。やはりそこを補充していく必要があるのではないかというふうに思いますので、再度お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） これまでの中長期計画では5年とか10年というスパンだったと思いますが、これは私はふだんから疑問でありました。5年というのは、なぜ任期4年でその後の1年——4年で首長がかわった場合に政策を変えるたびにまた策定をし直さなければいけないのか。これは二度手間、三度手間になるんじゃないか、無駄になるんじゃないかという感じはしておりました。ですから、4年ごと4年ごとの8年、12年という中長期計画であれば、まだ納得もいくものでありましたが、これを5年、10年という、任期とは相反した策定の仕方というのに、私は疑問を持っていました。決して、中長期で長い展望、持続性のない県政とい

うものをイメージしているわけではございません。まずは4年間で足場を固める、その次の4年間、次の4年間、10年じゃなく8年、12年といったような中長期展望を見据えた策定が必要かなと考えております。

○鳥飼謙二議員 今いろいろお話がございましたけれども、そうであるとするならば8年の、もしくは12年という私、ちょっと長過ぎるかなという感じがするんです。8年の長期的な計画というものを盛り込んでいくべきではないかというふうに思っておりますけれども、これは決定されたんですよね。やはりそういう長期的な展望を持たないと、知事の考えで4年、8年ということであっても、知事の考えを入れて8年ということで作るべきではなかったのかというふうに思っておりますので、これは指摘しておきたいと思えます。

次に、入札制度の改善についてでございます。

県政への信頼を大きく失墜させた県庁トップの一連の入札談合事件によりまして、県民から公共工事発注のあり方が厳しく問われている中で、県は一日も早い県民の信頼回復を図るとしまして、入札・契約制度改革に関する実施方針を3月に発表されました。内容は、職員の意識改革と法令遵守の徹底、公正、透明で競争性の高い入札・契約制度への改革、入札・契約制度の適正な運用、建設業界への対応、その他というふうになっております。予定価格250万円以上の公共工事については、平成19年度は原則として条件付一般競争入札に移行するとし、具体的には、4,000万円以上の土木工事一式等については4月から実施をし、来年1月から本格的実施というふうに聞いております。今回の方針で予定価格は事前公表し、最低制限価格も設定する

というふうにしておられますが、公共工事が激減する中、入札・契約は生き残りをかけた熾烈なものになるのではないかというふうに思っております。結果として、最低制限価格に限りなく張りつく結果となって、営業利益がなくて良質な企業が倒産をしたりとか、手抜き工事が出てくることが予想されるわけでございます。そこで、検査体制の強化が求められるわけでございますけれども、具体的にどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 公共工事の縮減や条件付一般競争入札への移行に伴い、落札率が低下し、手抜き工事や下請業者への不当なしわ寄せなどによる公共工事の品質低下が懸念されておることは、御案内のとおりでございます。このため、落札率が一定以下の工事については、監督業務の重点実施、中間検査の追加実施を行うなど、工事監督・検査体制を充実強化することとしております。また、施工体制監視チームを緊急に立ち上げまして、施工体制の重点点検等を抜き打ちで実施し、不適切な施工を防止するとともに、適正な品質の確保を図ることとしております。以上です。

○鳥飼謙二議員 お聞きをするところ、非常勤の職員4名程度配置をするというようなことですが、大丈夫かなと私、思っているんです。しっかりとした検査体制をつくっていただきたいと思いますので、もう再答弁は結構ですけれども、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、公共工事以外、庁舎の清掃とか警備というのがございます。業務委託、物品調達について、これらは、物品は160万円、庁舎管理業務は100万円を超えるものは原則として一般競争入札にするとしております。平成19年度の県

有施設の清掃業務、警備業務の落札率はどのようになっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。新聞報道でかなりの削減効果があったというふうに聞いておりますが、その点について総務部長にお尋ねします。

○総務部長（渡辺義人君） お答えをいたします。

平成19年度につきましては、条件付きの一般競争入札により、ただいま御指摘がありました清掃・警備関係については入札を執行いたしましたけれども、その結果につきましては、清掃業務が73.4%の落札率、警備業務が70.9%の落札率となっております。

○鳥飼謙二議員 かなりの低下があったということで、新聞報道で見ると、「よかったですね」ということで知事のコメントが載ってございましたけれども、これらの委託事業というのは労働集約型ですね。競争が過熱をいたしますとどんどん下がっていく。そうしますと、そこに働いている人たち、労働者の人たちにしわ寄せが行くのではないかなと、非常に心配をするわけでございます。例えば社会保険、労働保険の適用、労働基準法、最低賃金——宮崎県は611円だそうですけれども、低いほうから5番目になっております——が担保されているのかということも出てくるわけございまして、これらの要件を県は発注者としてチェックをしていく必要があるというふうに思いますので、総務部長にお尋ねしたいと思います。

○総務部長（渡辺義人君） 県から発注いたしました清掃・警備関係の委託業務でありますけれども、これにつきましては、適正な履行の確認という意味では、毎日、警備日誌ですとか作業日誌等の提出をしていただいておりますので、それによって確認をしているところであり

ます。それから、今、議員から御懸念のあった点につきましても、我々も当然留意をしていかなければいけないと思っておりますので、従業員の賃金等については、毎月でありますけれども、賃金台帳を提出していただきまして、支払いの有無とか、あるいは遅延がないかとか、そういった点について確認をいたしているところでもあります。労働関係の法令の遵守というのは当然のことありますから、これについては労働基準局のほうから係官を招きまして講習等も実施するなどして、その点については特に留意して対応いたしているというところでもあります。

○鳥飼謙二議員 違法行為を防止するために、県は、工事請負契約以外の委託契約についても最低制限価格制度を入れるべきではないかなというふうに思っております。これは、知事も御案内のように、地方自治法の施行令で、それができるように改正をされました。平成14年ですけども、施行令167条の10、この中にうたわれておるわけで、今までやってこなかったのがどうかなというような気がするんですけども、最低制限価格制度を入れるべきではないかと、そういうふうに思うわけですが、知事の御意見をお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 委託業務にかかわる最低制限価格の設定につきましては、適正な履行を図る観点から、この設定の適否については、国や他府県の事例も参考にしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 知事の発言としては若干残念な感じがいたしますけれども、ひとつしっかりと受けとめていただいて、検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、公共工事、業務委託契約を進めるに

当たりまして、これは価格だけではなくて、県が進めております公正労働基準、8時間労働とか、環境や障がい者雇用などの福祉、男女平等参画などにかかわる政策を推進していくためにも、公契約入札を希望する企業に、このような社会的な価値の実現に向けた取り組みを求めることが必要ではないかというふうに思うわけでございます。従来の価格入札を社会的価値の実現を図るための政策入札に転換していくために、総合評価入札制度、今もやられておりますが、これをなお一層促進する。そして、自治体公契約条例の制定を図って、公正性、透明性、公平性を担保することが必要ではないかというふうに思いますので、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 今後拡充することとしております総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。価格以外の要素につきましては、企業の地域社会貢献度を評価するため、障がい者の雇用状況も評価項目に設定しているところでございます。また、入札参加資格審査においても、企業の社会貢献を促進する観点から、現在、障がい者の雇用実績を評価の対象としておりますが、介護・育児休業制度の確立や、環境保全への取り組みである「エコアクション21」の認証、労働安全を促進する建設労働災害防止協会への加入などについても、評価の対象とすることを検討しております。

公契約条例をつくって担保していくべきではないかという御質問でございますが、公契約条例につきましては、我が国では、国際労働機関（ILO）の「公契約における労働条項に関する条約」の批准をしておらず、国の公契約法も

未制定の状況でありますので、その動向を踏まえてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 極めて後ろ向きの発言と思います。公契約条例、積極的にやってください。検討してください。それは要請をしておきたいと思います。

それから、いわゆる預け金問題についてでございますけれども、県立みやぎき学園や、その後の調査でいろいろと明らかになってまいりました。職員の飲食等の不正流用はなかったわけですが、決して許されるものではないというふうに思いますし、早急な是正を求めるべきだというふうに思っております。しかし、予算査定時における問答無用の一律カット、予算残額が出た場合の私ども議会からの厳しい指摘など、我々議員も含めて、予算査定から執行に至るまで、反省すべき点多々あるのではないかというふうに思っております。今回の預け金問題について、預け金が生じた背景やシステムをどのように受けとめておられるのか、また、今後どのように改善をしていこうとしておられるのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 予算編成に当たりましては、厳しい財政状況の中で、各部局と協議しながら必要な予算を措置しており、予算の執行に当たっては、公費であることを常に意識し、必要最小限で効率的なものとするよう指導してきたところでございます。しかしながら、こうした指導にもかかわらず、今回の不適正な事務処理では、与えられた予算は年度内に使い切ってしまうという誤った認識、あるいは予算は貴重な税金であるという認識の乏しさなど、職員の意識の問題が背景にあったものと認識しております。また、現在の財務会計制度の運用や物品購入に係るチェックシステム、さら

には事務費に係る予算措置のあり方等についても、効率的な予算執行や内部牽制機能の向上の点から見直すべき課題がないか、検討する必要があると思っております。再発防止策については、こうした視点を踏まえて、今後の全庁調査において実態の把握や原因の究明を行った上で、外部調査委員会の提言等もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 今度の事件で遺書を書いた職員もおるんです。7キロやせた職員もいるということなんです、組織としてのけじめは大事だと思います。長としてのけじめももちろんございますけれども、問題は再発防止ですから、ぜひそこに重点を置いて進められていくようお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、県職員の意識改革と処遇についてお尋ねをいたします。

厳しい財政状況の中でいろんな改革が進められておりまして、さらには地域給の導入とか、そういうことで今後の昇級は期待できない、いわば給料は上がらない、仕事はふえる、人は減る、そんな状況に今なっているわけですし、このような状況の中で、職員の意識改革とあわせてモチベーションをどう引き上げていくのかというのが非常に大きな課題ですし、知事に考えていただくことだというふうに思っております。

そこで、まず最初に、鳥インフルエンザ、知事も先頭に立って頑張っていたいただいたわけなんですけれども、特に長友前農政水産部長、そして畜産課を中心に、県職員が先頭に立って市町村や県民の皆さん方と対処してこられまして、大変な重労働だったというふうに聞いております。特に、がんに耐えて命を削りながら陣頭指揮に立って、4月1日に亡くなられた畜産課の

浜口定男防疫対策監に、知事は4月20日の日に感謝状を贈られているようでございますけれども、対策監とその御家族に対する知事の思いを聞かせていただければというふうに思います。

○知事（東国原英夫君） 浜口対策監についての思いであります、県内3件の鳥インフルエンザ発生という未曾有の災害に向けて、本当に不眠不休で防疫対策、蔓延防止、風評被害に対して職務を遂行されたことに対して、心から敬意を表するものでございます。また、御自分が御病気だということを認識されておりながら、それよりも自分の身を挺して、文字どおり自分の身を挺して任務に当たられたことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

○鳥飼謙二議員 私も先日、おくればせながら墓前に参ってまいりまして、奥様の思いやらを聞かせていただきましたけれども、続けて質問いたします。人材の養成ということでございます。今、NHKで「風林火山」というのが放映をされておりますが、人事というのは、企業も「人」ですけれども、行政も「人」でございますし、「人は石垣、人は城」というふうに言われております。4月の人事異動、これはどのような方針のもとに行われたのか、お尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 人事異動に当たりましては、直面する県政の課題解決に取り組むため、能力主義と少数精鋭主義による適材適所の職員配置や人材育成などを念頭に行ったところでございます。特に人材育成の観点からは、定期人事異動の大きな意義の一つであると認識しております。このため、職員が新たな業務に従事したり、国、民間等への研修に派遣されることを通じて、意欲と能力の向上が図られるよう努めております。今後とも、県民ニーズの多様化や

急速な社会変化に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスを提供するために、職員一人一人が意欲を持って業務に取り組み、個々の能力を最大限に発揮できるような職員配置と人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 モチベーションを引き出すというのは非常に大事なことだと思うんですが、永年勤続表彰という制度がございます。職員にやる気を起こさせる極めて重要な制度だというふうに思っております。警察本部では実施をされておられるということでございますので、制度の概要と取り組み状況について警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長(吉田尚正君) 永年勤続表彰でございますが、警察職員として多年にわたり職務に精励した職員の労に報いまして、警察職員全体の士気を高めようとするものであります。受賞した職員には大きな励みになっているものであります。平成18年は勤続20年表彰が48名、勤続30年表彰が53名、計101名が受賞いたしております。なお、副賞として5,000円以内の記念品を授与することといたしております。

○鳥飼謙二議員 知事部局と教育委員会において、04年度から廃止をしておるんです。それまであったんですけれども、その理由はどうか、経費はどれぐらい削減をされたのかなというふうに疑問に思うわけでございますけれども、導入時の総務部長である副知事にお尋ねします。

○副知事(河野俊嗣君) 永年勤続表彰の関係でございますが、これは経費節減という観点、それから、もう一つの観点としましては、勤務時間中に多数の幹部職員が、ある会議室と申しますか、そこに集まって表彰を行っていた、そのようなことが県民の理解を得られるだろうか

という問題意識から、平成17年度に廃止されたものでございます。御指摘のとおり、職員の士気の高揚を図っていくことは大変重要な観点だと考えておりますので、今後、士気高揚のための方策を検討していく中で、これにつきましても検討していきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 検討されるということですが、それは前向きに検討していただくと。経費の削減と言われましたけれども、どの程度削減になったのか、ちょっとお尋ねします。

○副知事(河野俊嗣君) ただいま手元に数字がございませんので、早急に調べて御説明するようにいたします。

○鳥飼謙二議員 資料はないかもしれませんが、しかし、おおむねこのぐらいだろうというのわかりますね。1,000万もかかるとか、2,000万もかかるとか、そういうことではございませんね。——というふうに思っているんです。ですから、知事、これは先ほど警察本部長がおっしゃられましたけれども、本当に職員は、そのことでやる気を出していってもらえるだろうと、私は思っているんです。大した紙切れとか、紙切れだけにしても、それを持って帰って、奥さんに「30年表彰をもらったよ」と、「御苦勞さんでした」と、「よし、あしたから頑張ろう」ということになるんじゃないかと、私は思うわけでございますが、費用対効果を考えると、これは復元をすべきではないかというふうに思うわけなんです、知事の御意見をお伺いします。

○知事(東国原英夫君) おっしゃるとおりでございますね。長年お勤めになって、そして褒められるということは、人間、勤めていればそんな悪い気持ちはないと思いますね。それよりモチベーションを高めるというのは、公僕で

ございますから、全体の奉仕者、県民福祉の向上という結果が一番のモチベーションになるんじゃないか、自分が直面している問題を解決したり、自分の職務を全うしたときに初めてモチベーションとかいうものが上がるんじゃないかと。その満足度による、モラルとでもいいましょうか、純粋な気持ちが公務員になればならない一番の気持ちではないかと考えております。

○鳥飼謙二議員 精神論大いに結構でありますけれども、私が指摘をした理由はわかりますよね、知事。やるのかやらないのかということなんです。復元するのকাশないのか。そんなにかかる経費ではございません。再度、答弁をお願いします。

○知事(東国原英夫君) 研究してみたいと思います。

○鳥飼謙二議員 知事も2回目の議会を迎えられると、かなり答弁も工夫をされておられるようでございますので、ぜひ真剣に検討していただきたいと思います。私は本当に頻繁に声を聞くんですね。ぜひそこはお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、マイクをもうちょっと上げてもらうようにしなくてはいけませんね。ちょっと遠いということですから。暫定的にここでやっているわけですから、やはり質問者席を設けてやらないと勝手が悪いのかなというふうに思いますが、できるだけ大きな声でやりたいと思いますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

人事異動発令書のことについて、ちょっと細かい点ではありますけれども、これについても見本を持ってきて提示をしようかと思っていたんですけども、手違いでここにありませんが、モチベーションを高める意味で、副知事、

あなたが当時の責任者なんだから、しっかりと受けとめて、そういう方向で検討を、しっかりと次の職場で頑張れよという意味の人事発令書をつくっていただくようお願いをいたしたいと思います。県議会議長で出している人事発令書は立派なものが——普通なんですけれども——出ておりますので、そこはお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、余り時間がないので、はしょりまして、現業職員の任用がえについて若干お尋ねをしたいと思います。農政水産部含めまして、07年4月からと08年4月から、それぞれ事務職に転換をさせるというふうになっておるわけでございます。55歳以下の調理師の皆さんについては、あしたから事務をやってくださいよと、47歳以下の試験研究機関の研究補助員の皆さん方については、事務にかわってくださいよということで今、研修も進められておりますけれども、果たしてフォローがしっかりされているのかと、私は思っているんです。やめられた方、そんなことを含めて、現状とフォローの体制について、これも当時の責任者であります副知事にお尋ねをします。資料がないからと言わないようにしていただきたいと思います。

○副知事(河野俊嗣君) 現業業務の見直しに伴います現業職員の一般職員への任命がえにつきましては、労使交渉の結果を踏まえまして、1年間の実務研修及び能力実証を経まして、この4月の定期異動から実施しているところであります。任命がえ後の職員につきましては、担当業務になれ、スムーズな職務遂行ができるよう、基本的には配置がえを行わなかったということでもあります。また、対象となった職員は、それぞれ意欲的に業務に取り組んでいるところであります。業務に習熟するには、なお一定

の期間が必要と考えておりますので、今後とも、それぞれの職場におけるほかの職員の支援が大変重要であると考えております。このため、それぞれの所属長に対しまして、引き続き個々の職員の状況を把握するとともに、職場環境や業務への適応の面につきまして、きめ細やかな支援や指導を行うよう指示しているところでもあります。

先ほどの経費節減額につきまして、申しわけございません、この場をおかりして御説明いたしますと、永年勤続表彰の関係、会場費でありますとか、写真撮影とか、表彰状につきまして約50万円程度ということでございますが、そこに集まる職員の旅費、約300人程度だったということでもあります。これは別途かかっているというわけでもあります。そうしたコストの削減という観点から見直しを行ったというものでございます。

○鳥飼謙二議員 費用対効果を考えると、何と愚かなことをしたのかなと私は思っております。しっかり再検討をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、現業職員の問題で、まあまあスムーズにいつていますよというような御答弁がございましたけれども、年度途中で退職をされたり、職場に適応できないといって退職された方がおられるんです。それを把握しておられますか。

○副知事(河野俊嗣君) 任命がえをされた職員の中には年度途中で退職された職員もあるということにつきましては、把握しておるところであります。

○鳥飼謙二議員 現状についてお聞かせいただきたいと思っております。把握をしておられれば、どの程度そういう対象があったのか、どの程度適

応できない職員が出てきたのか、御答弁をお願いいたします。

○副知事(河野俊嗣君) ただいま手元に具体的な数字は持っておりませんが、それぞれの職員、さまざまな判断によりまして別の道を歩まれた方もいらっしゃるというふうに把握しております。後ほど御説明をいたします。

○鳥飼謙二議員 私は任用がえについてお聞きをしますよと言いましたよね。通告をしております。当然把握をして、こういう質問も出るだろうと予想するのが当然だと私は思っているんですけれども、答弁に納得できないんですけれども。

○坂口博美議長 どなたか答弁できますか。行き違いがあるようですので。

○副知事(河野俊嗣君) いずれにいたしましても、現在、手元に資料がございませんので、早急に調べてお答えするようにいたします。

○鳥飼謙二議員 議長、どうしますか。

○坂口博美議長 今後、質問続けられますか、答弁なしで。

○鳥飼謙二議員 ちょっと休憩してもらいたいですけれども。

○坂口博美議長 執行部は今すぐ準備できないですか、今の答弁。

○鳥飼謙二議員 できるだけ議会を混乱させたくないと思っています。私は通告をしておるんですから、これをお聞きしますよと。当然その数値を把握しておるべきだ、準備をしておくべきだというふうに思っているんです。そのことについて答弁をお願いします。

○副知事(河野俊嗣君) 通告をしていただいておりますというお話でございますが、通告につきましても、いろんな通告の仕方があるかと思っております。そのような具体的な数字まで求められて

いるというふうな形では、私は伺っていないところであります。以上であります。

○鳥飼謙二議員 議長、質問続けられません、今のは。

○坂口博美議長 暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時5分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

〔「まだそろっていないよ」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時6分開議

○坂口博美議長 会議を再開いたします。

○副知事(河野俊嗣君) 先ほどの現業の任命がえにつきまして、具体的なデータについてのお尋ねがあったわけでございます。結果的に手元に資料がなくて貴重な時間を消費することになって、まことに申しわけなく思っておりますが、18年度に年度途中の希望退職者は4名でございます。

○鳥飼謙二議員 議会をとめることが私の本意ではありません。副知事の発言に、通告制度に対する大変な挑戦があるというふうに思ったからです。私は、口頭ですけれども、これをやりますよと言ったんですよ。それなのに、そのような通告は受けておりませんと。じゃ、具体的にこれを聞きますよ、これを聞きますよということでしたら、質問書をやるのと一緒じゃないですか。すり合わせをやるのと一緒じゃないですか。私は、その制度、その対応に疑問があったわけですから、知事、今後のことを

ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおりでございますが、こういう質問をするということをごさめまして、執行部のほうも、それに対する細かな数字のデータを、あらゆるデータを個々に網羅するという事は、非常に非現実的ではないかなと思います。できるだけデータは用意しますが、それ以外であるものに関しては、順次このように後でデータを取り調べて御報告あるいは答弁いたしますというようなことをしていないと、今後、細かいデータ、データと重箱の隅をつつくような議論になってしまうと、執行部のほうでも、それを網羅して準備するというのは非常に非現実的ではないかな、厳しいかなというような考えを今持っております。以上です。

○鳥飼謙二議員 私は、先ほど例えば経費削減の額を聞きました。今、資料がありませんと。了としましたよ。しかし、答弁のやり方が、具体的にこういうことを聞くとやられていないから準備をしていないんですよというようなことでは、質問できないということなんです。

○知事(東国原英夫君) それは御指摘のとおりです。ですから、その数字を全部細かいことまで網羅するという事は……(発言する者あり)、いや、今のところは細かいことじゃないかもしれませんが、今後、細かいところまで網羅することは、ちょっと非現実的で非常に厳しいかなというふうな感想は抱いております。

○鳥飼謙二議員 私が申し上げたのは、こういう質問をしますよと言ったわけですから、該当人数はこれぐらいあるわなど、現業職員は何人いるなど、転換する人はどうだなというのは、関連ですから、当然調べておくべきことなんで

す。今、手元にございませんから後ほど御報告
しますということであればよろしいですけれど
も、その通告がなかったということの問題にし
ているわけですから。よろしいですか、わかり
ますか、知事。

○知事(東国原英夫君) ですから、今、手元
に具体的な数字がないので、後ほど御報告ある
いは御答弁いたしますということではだめなん
ですか。(発言する者あり) いや、そういった
意味で発言したのではないのでしょうか、副知事
は。

[「私、とめることが目的じゃないんで
すよ。数字までも聞かれていないので
ということなんですからね」と呼ぶ者
あり]

○坂口博美議長 質問者は挙手をして発言して
ください。

[「納得できません」と呼ぶ者あり]

○鳥飼謙二議員 とめることが本意ではありませ
ん。しかし、知事、このことについて聞きます
よと言った場合は、必要最低限のことは調べ
ておかなくちゃならないんですよ。それは重箱
の隅じゃないんです。少ない4つか5つ、10ぐ
らいの数字なんです。資料1枚あれば足りるん
です。それを、そういう通告をしていない、受
けていないのでお答えできませんという答弁が
問題であると、私は言っているわけです。もう
一回すり合わせをやりなさいと彼は言っている
ように聞こえるんですよ。そこを問題にしてい
るんです。

○知事(東国原英夫君) そういった意味では
なかったんじゃないですかね。具体的な数字
が、今ここに資料がないので後ほど答弁いたし
ます、報告いたしますという意味ではなかった
んでしょうか。私はそう理解しました。

[「いや違う、違う。知事の発言で、な
おさら納得できない。休憩してください。
私のと全然違う答えを知事はやっ
ています」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 暫時休憩をいたします。

午前11時11分休憩

午前11時15分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

副知事に再度答弁を求めます。

○副知事(河野俊嗣君) 御質問に対する先ほ
どの答弁の中で、質問通告とそれに対する答弁
のあり方で、大変誤解を招くような言いぶりを
私がしたことにつきまして、まことに申しわけ
なく思っております。本会議における答弁につ
きましては、質問通告を受けて、私ども誠意を
持ってできる限りの資料を手元に持ってお答え
するように、今後とも努めてまいりたいと考
えております。

○知事(東国原英夫君) 私の方からも、重ね
ておわびを申し上げます。今後は、副知事の
話にもあったように、できるだけ質問に係るデー
タは用意して、それ以外の専門的なあるいは細
かい数字になりますと、わからない点があつた
場合は、後日改めて答弁させていただくとい
うような、誠実な対応をさせていただきますの
で、御了解いただきたいと思ひます。

○鳥飼謙二議員 時間も参りました。今の答
弁を了としまして、残りの質問につきまして
は、もうできませんので、また後日やらせて
いただきたいと思ひますので、終わりたいと思
ひます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、53番中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 質問項目を

すべて忘れてしまったような気がいたすわけですが、早いもので県議会の選挙が終わってから2カ月が経過いたしました。本当にいいところで当選させていただきました。人から恨まれもせず、疎まれもせず、3番目ということでもありますから、一番いいところで当選させていただいたんじゃないかということで、感謝をいたしております。まず、都城の皆さんに、本当にありがとうございます。そして、私を支持する、宮崎県に住んでいらっしゃるいろんな方々が支援していただいたと思います。この4年間、じっくり腰を据えて県勢発展のために努力をしていきたいというふうに思っております。

知事は就任以来、本当に東奔西走の活躍でございます。知事の行ったいろんなことにつきましては、本当に一生懸命頑張っているということで、エールを送らせていただきたいと思えます。そしてまた、人気というのが非常に持続性が長いような気がいたしております。せんだって私と議長と、春秋会がありまして、平和台公園に参りました。議長の車に乗せていただいたわけですが、そのとき、駐車場に車を入れますと、私も知りませんでした。知事の追っかけがおりまして、30人ぐらいの人たちが待ち構えておりました。おりたのが私と議長でありますから、びっくりしまして、3メートルぐらい飛び下がりましたね。知事を待っているんだということでございましたが、そのような人気ぶりでございます。人気を持続させて宮崎県の発展のためにつなげていただきたい、このように思っているところでございます。

さて、知事のマニフェストの一つに、4年間で100社の企業を誘致して1万人の雇用を創出するということがございました。今までも100社に

近い数は企業誘致がなされておったわけですが、3,000人ぐらいの雇用だったと記憶しておりますが、これが1万人となると、このぐらいの規模の企業を誘致するには300社ぐらい企業誘致しなければならない、1万人の雇用はできない、こういう勘定になります。よっぽど大きな企業を誘致しないといけないのかなと思います。そこで、議員の皆さん方に提案ですが、この件は知事が提案されたマニフェストであるかもしれませんが、これは我々も、議員もやはり1人1社企業誘致をするぐらいの気概を持って頑張らなくちゃいけないと思います。いや、本当です。笑っている場合じゃない。私も紹介をしようと思っているんです。だから、常任委員会あるいは特別委員会が県外視察に行くときには、必ず行く先の県にどのような企業があるか調べていただいて、御苦勞であります。その企業に、委員長、副委員長、行って、宮崎県に来ていただけませんか、このぐらいのことは皆さんやっていただきたい。提案を申し上げます。

さて、知事、この前の4月10日だったと記憶いたしておりますが、UMKの討論会がございました。私も出席したわけですが、知事は非常にテレビに出るときの姿勢がうまい。コマーシャルの10秒前には本当に気をつけておるのは間違いない。コマーシャルの10秒前にこう言いました。「官製談合を見抜けなかったのは県議会の責任だ」と。それでびしゃっとコマーシャルが入るんです。後、我々は反論ができない。コマーシャルが終わってがやがやしてから私は手を挙げました。そして、「官製談合を議会が、県議会が見抜けるはずがないじゃないですか」。そしてまた、談合すら私たちは蚊帳の外でありますから、そういうようなことにはか

かわり合っていない。そして、知事は自分では選挙のときに「談合も必要悪だ」とおっしゃっているんです。明るく日ごろと変えているんですから、そのことも忘れたらいけないと思います。そして、官製談合というのは、知事が知事室なりどこなりで密室の中でやっているんです。密室の中でやっているものを我々も県警本部も見抜けるはずがない。知事はああいうことをおっしゃったけど、あれはおかしいんじゃないか、そのことも、談合も含めてちょっと答弁いただきたいと思います。

そして、病院局長にお伺いいたします。平成18年の8月だったと記憶しておりますが、病院局の中期提言の中で——1年近くなるわけですが——1年30億ぐらいの赤字を出して220～230億の赤字があります。これを5年間で黒字にするということで、もろもろおっしゃっております。今、各病院がどのような状況にあるのか、また、おのおの病院と全体像をお知らせいただきたいと思います。

そして、県土整備部長、いろいろと県土整備部長が出していらっしゃるものも、この前見せていただきました。入札・契約制度改革に関する実施方針、さして目新しいものもございませんでした。この程度かなということで、いわゆる疑惑を払拭するほどの大きな改革ではなかったと記憶しています。ただ1カ所だけ目にとまったのが、入札ボンドについて検討する、このように書いてありました。ボンドには3つありまして、入札ボンドと履行ボンドと支払いボンドがあります。やはりこれも含めて検討すべきではないかというふうに私は思うところがございます。

教育長に質問させていただきますが、私ももう14年——五ヶ瀬中高一貫教育校ができてか

ら14年になります——ずっと、都城の地に中高一貫教育校をつくるべきだということを訴えてまいりました。それ以来、何ら進展がないわけでありましたが、私もここに来て、もうこのことについて14年もやってきて、都城に帰るに帰れない。本当に都城の皆さんたちが「いつ中高一貫教育校がでくつとけ」と、このようなことを言われているんです。宮崎になんかつくる必要なかったんです。私がおらんかったからつくっていただけけれども……。そういうことを含めて、今度はただただ要りません。するかしないか、はっきりと答弁いただきたい。

これで壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お褒めをいただきましてありがとうございます。中村議員の御質問でございますが、人気があるということで、ブームとか人気というのはいつしか去るもので、その去った後にこの宮崎県がどういう位置にとどまっていられるか、高次安定できるかが、今後の県民総力戦の真価が問われるところであると考えております。

2月議会の途中に私は皆様方に、「1人1社企業誘致をしてくれませんか」と申し上げました。そのとき、皆さんからは「ええっ」というような、知事からそういうことをお願いされる筋合いはないみたいな空気があったんですが、本日、中村副議長から皆さんに呼びかけがあったというのは、非常にあれからまたこの議会の空気、議員の皆様の意識も変えていただいたんじゃないかなと、私は非常にありがたく理解しているわけでございます。

御指摘の「必要悪」という発言ですが、あれは就任前とおっしゃいますが、選挙前のことでもございまして、「必要悪」と言った言葉の足り

なさを翌日に訂正させていただきました。それは、新聞あるいは報道等にもあったと思います。あれは、談合を必要悪とするような風潮、見方も過去の歴史の中ではあったというようなことを言いたかったんですが、私の言葉足らずでああいうような表現になった。あるいは、報道のワンセンテンス報道というのは皆さんも御存じだと思いますが、全体の流れの中で一部分を切って、それをワンセンテンスで流すというような報道の仕方が、昨今の報道でございます。そういった色合いもあったのではないかなということでございます。御理解いただければと思います。

あと、官製談合を見抜けなかったんじゃないかというようなことでございますが、官製談合を議会のチェック機能として見抜く見抜けない。見抜くということは大変厳しいことだと私も理解しております。ただ、本県は入札率におきまして96%です。日本で最悪だったという現状を踏まえて、何かそこに摩訶不思議な部分がないか、何か疑義がないかなということ、当然、専門家である皆様方は察知していたんじゃないかなということ、私がああCMの前に申し上げたかったことです。CMの前に数秒しかなかったもので、ワンセンテンスでああいうふうに関わりかけをさせていただいた次第でございます。ここで、言葉足らずを謝罪するとともに、改めてここで、こういうような意味だったということをお理解いただければと思っております。私のほうから以上です。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

入札ボンド制度についてであります。入札ボンド制度は、不良不適格業者の参入を防止し、公共工事の適正な施工の確保を図るため、金融

機関等が入札参加業者の実施能力を担保する制度であります。現在、国土交通省及び幾つかの県で試行されておりますので、それらの状況も踏まえながら、その実効性等について検討してまいりたいと考えております。なお、制度の検討に当たっては、工事の完成を保証する履行ボンドや、元請業者が支払う賃金、下請代金等を保証する支払いボンドもあわせて研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○**病院局長（植木英範君）**〔登壇〕 お答えいたします。

県立病院事業の中期経営計画の目標達成状況についてのお尋ねでございます。県立病院が、県民の皆様信頼される医療を持続的に提供していくためには、経営の健全化を図ることが極めて重要でございます。このため、中期経営計画では、繰入金削減を含め、最終年度である平成22年度には、すべての県立病院で単年度黒字化を目指して目標として掲げているところでございます。この目標達成に向け、平成18年度におきましては、7対1看護体制の導入などさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。これまでのところ、おおむね順調に推進しているものと考えております。

病院ごとにはどうかというお尋ねもございましたが、主なものを簡単に申しますと、まず全体的には、調理・給食等の全面委託、それから看護補助業務の非常勤対応といったようなことで、現業的な業務の委託を推進いたしまして、人件費の削減を行いました。それからまた、医薬品、小型の医療機器の共同購入を実施することによりまして、費用の節減に努めました。さらに、入院患者の減少が進んでおります。そういったような周囲の状況を踏まえまし

て、経営効率化の観点から、日南病院と富養園におきまして、病棟の削減を実施したところでございます。また、収益の確保と一層の高い看護を提供するために、宮崎、延岡、日南の各病院におきまして、先ほど申しましたように7対1看護を導入したところでございます。

このほか特徴的なことをちょっと申し上げますと、宮崎病院につきましては、質の高い医療を提供するために、本年1月にがん治療センターを設置いたしました。それから、延岡病院につきましては、県北地域の医療水準の維持向上を図り、医療連携のかなめとしてその役割を果たしていくために、昨年11月に地域医療支援病院の承認を受けたところでございます。また、日南病院につきましては、循環器系の診療機能の強化を図るといった観点から、医師の確保に努め、本年4月に循環器科を設置したところでございます。

今後、国の医療制度の動向など病院事業を取り巻きます環境はさらに厳しさが予想されますが、引き続き収益の確保に向けましては、医師の増員・確保や、診療報酬制度への的確な対応に努めてまいります。一方、費用の面では、さらなる業務委託や医薬品等の共同購入の推進を図ってまいりたいと考えております。このように、収益と費用の両面からきめ細かな取り組みを実施することにより、各病院とも目標が達成できますよう、病院局職員一丸となりまして全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

中高一貫教育校の設置についてであります。このことにつきましては、昨年度、今後の本県学校教育の方向性につきまして学識経験者等に

御意見をいただく「宮崎県学校教育改革推進協議会」におきまして、6年間を見通した特色ある教育課程の編成など教育効果が期待できますことから、県全体から見た地域的なバランスや周辺中学校への影響、さらには各地域の実態やニーズ等を踏まえまして、設置を検討してほしいという御提言をいただいたところでございます。

そこで、今議会で予算の御審議をお願いいたしております。新規事業におきまして、学識経験者や行政経験者、保護者代表等で構成をいたします「中高一貫教育校調査・研究委員会（仮称）」を設置いたしまして、新たな中高一貫教育校につきまして、設置地域や時期、その形態等を調査研究する予定でございます。以上でございます。〔降壇〕

○中村幸一議員 教育長から答弁いただきましたけれども、調査研究が長いですね。知事が言っているスピード感を持って事に当たらないと。14年間このことで訴えるのであれば、私には考えがあった。実現しないのであれば……。鹿児島県のラサール高校を分校として誘致するか、あるいは東京の開成高校とか、ああいうのを持ってきたほうがましだった、14年待つのであれば。そのように私は今、思っています。なぜ教育が大事なのかといたら、先ほど演壇から、いわゆる企業誘致の話をしました。企業誘致をするのに、大きな会社の幹部職員が来るのに、子弟を教育するのに立派なところがなければ来たくないというんです。だから、教育現場の整備を早くしてほしいというんです。知事、予算を持たないところだから、予算が来るのかどうか迷っていらっしゃると思うんですけど、予算はちゃんと教育には出してほしいと思います。教育長には2回聞いても、ま

た立ち上げていろいろとおっしゃるでしょうから、聞きません。とにかく早く、だれも疑わないんだから、都城につくると言えばいいわけですから、そのように早くやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、特別支援学校の高等部設置についてお尋ねをいたしたい。教育長ですよ。せんだって南養護学校のお母さん方が陳情に来られました。南養護学校だけじゃなく、高等部がないところはたくさんある。まだ3カ所ぐらいあるんですが、高等部を設置していただきたいという熱い気持ちを受けましたときに、私も息子が宮崎養護学校に12年間通いました。寮生活でした。そのころ都城養護学校はなかったんです。ですから、小学1年生から預けて高等部まで行かせてもらいました。大変でした。風邪を引くと、すぐ迎えに来てくださいと。何十回となく行ったんです。家内と車で子供を乗せて帰りながら、おれたちはあと何百回ここを通らないかんのだろうなという思いをしましたから、本当にお母さん方の熱い気持ちはよくわかります。教育長、どうか早く高等部の設置をしてください。そして、もし高等部の設置がまたまた時間がかかるようであれば、県教委はしなくていいんです。県教委がするんじゃないくて——私立高校が今7対3の割合で非常に少なくなっている。だから、あいているんです、私立高校が。空き教室がある。3年ぐらい私立学校の先生たちを研修させて、そして転勤もないわけですから、小学校1年生から12年間、見れるんです。そして、県教委で今、県立学校でやっているよりか費用は物すごく安くて済むと思うんですね。県教委の先生たちは給料が高いから、そういったメリットもあります。これはひとつ考えてみる必要もあるんじゃないかと思えます

が、教育長と、私立学校は地域生活部長、お二人に答弁をいただきたいと思えます。

○地域生活部長(丸山文民君) 特別支援学校の私立学校法人による経営ということだろうと思うんですけども、私立学校法人は、もちろんそれぞれの建学の精神に基づいて特色のある、そして将来的に有為な人材を育てようとして、いろいろ教育に励んでおられます。県における学校教育の大きな地位を占めていると考えております。特別支援学校の設立なんですが、それは学校法人のほうで申請をされて、それに対して県の私立学校審議会に諮って、最終的には知事の認可を得るということが必要になってきます。ですから、最終的に特別支援学校を私立学校法人がつくるか否か、これについては、ひとえにその私立学校法人の主体的な判断にかかっているものと、そういうふうと考えております。

○教育長(高山耕吉君) 特別支援学校の高等部設置についてであります。今回、予算審議をお願いしております新規事業におきまして、学校教育法の改正によりまして、盲・聾・養護学校から転換をいたしました特別支援学校の今後のあり方につきまして検討するため、外部の有識者等から成ります策定委員会を設置し、新たに特別支援学校の総合的な整備計画を平成20年度までに策定をいたすこととしております。今後、高等部を含めた整備計画の策定に当たりましては、これまで培ってきました専門的な指導方法や経験豊かな人材をさらに活用することを含めまして、広く県民の御意見等をいただきながら、全県的な視野に立ちまして検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○中村幸一議員 まず、教育長に申し上げます

が、いろいろな有識経験者がやっておるとなると、平成20年とおっしゃったでしょう、できるまでにまだ時間がかかるんですよ。卒業してしまいますよ。親は亡くなってしまいます。

地域生活部長、当たり前のことですがね。何も目新しいことを言っていないがね。建学の精神に基づいてちゃんと私学がやってくれるのは当たり前のこと。こっちから働きかけて、あなたのところはどうか、こういう県立学校は長引くので、空き部屋があったり、いい先生を育てたりしてやってみませんか。向こうから申請してきたものを待っているようじゃ、申請するところはないでしょう。こちらからも働きかけんとだめですよ。そうでしょう。教育長はもういいですから、地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 私立学校も、特別支援教育をやるということになりますと、いろいろ設備の関係とか、あるいは教員の関係、ここらの問題を解決してからでないと、なかなかできないんじゃないかと考えております。そこらあたりの意向とかそういうのを聞いていく必要があると考えております。

○中村幸一議員 それは地域生活部長が心配する必要はない。向こうが心配すること。だから、投げかけてみて、やれるかということもちゃんとやってみてください。

それから、病院局長にお伺いをいたします。5カ年で全病院を全部黒字にするということでしたが、最初は、1年ぐらいは、今おっしゃったようにいろんなことがわかるから、取り組みをして、ぐっと伸びるんです。正念場は2年、3年、4年だと思うんです。所期の目的を達成していただきたいと思いますが、どうですか。1年が過ぎた今からが正念場と思うが、どう考えていらっしゃいますか。

○病院局長（植木英範君） おっしゃるとおりだと思います。ことしが病院局発足2年目でございます。私も目標達成に向けまして、今年度が正念場であるというふうに考えております。

○中村幸一議員 そして、中期計画の中で医師確保の問題にも触れていらっしゃいましたね。全部読みました。医師確保の問題は今、全県下、全国的なことですよ。福祉保健部がやらなくちゃいけないんですが、医師確保の問題でも一番よくわかっているのは病院局だと思うんですが、県病院も医師が足りませんよね。足りていないでしょう。どうやって確保されるおつもりか、お聞かせをいただきたい。

○病院局長（植木英範君） 今現在、6月1日現在の充足率を申し上げますと、県立病院の医師数が87.6%、定数と比較しますと24名の不足となっております。そういう意味で、医師確保は喫緊かつ最重要の課題であるというふうに、私は思っております。このようなことから、各病院長はもとより、私みずからも、病院長とともに直接、九州管内の大学に伺いまして、医師の派遣をお願いしているところでございます。また、医局の派遣とは別に、県出身者や臨床研修医への個別の働きかけなど、さまざまな手だてを講じているところでございます。抜本的な対策がない中で大変厳しい状況ではありますが、今後とも医師確保に向けまして、鋭意努力してまいりたいと思っております。

○中村幸一議員 次に、一般会計からの繰り入れについてお伺いいたしますが、中期計画の中で平成17年度繰入金額は約58億円、計画の最終年度には50億円となっておりますね。圧縮して8億円の削減を図ると書いてありますが、一般会計も非常に厳しい中にあります。こういった中で50億円程度が適当とされた根拠は何なの

か、これを説明をお願いします。

○病院局長（植木英範君） ただいまお話のありましたように、一般会計からの繰入金を最終年度の平成22年度には、17年度と比較をいたしまして約8億円を圧縮いたしまして、50億円程度とすることといたしております。この状況ですが、現在、県の財政状況も大変厳しい状況でございますので、そういった状況も踏まえまして、私ども病院局も徹底した病院改革を行った上で、県立病院として県民の皆様に安全・安心な医療を提供するための最低限必要な額が、平成22年度においては50億円程度と見込んだものでございます。

○中村幸一議員 知事にお伺いいたします。一般会計が6年連続して緊縮予算になっている。このような一般会計から多額な繰り入れをしているわけですが、このことに対してどのように考えていらっしゃるか、見解を賜りたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御案内のとおり、6年連続で緊縮財政になっております。前年度の2.6%減で、今年度は[※]5,468億900万円という緊縮財政の中でございますが、県病院の役割等々は、効率性とかそういったものでは一概にははかれない部分がございますので、この繰入金は妥当な数字かなと考えております。

○中村幸一議員 理由は、まあいいでしょう。病院会計で平成17年度の収入未済額、いわゆる金を取っていない未収金の分が1億4,000万ぐらいありましたね。その後、改善されていますか、この1億4,000万は。

○病院局長（植木英範君） ただいまお話ありましたとおり、現在、17年度の状況ですけれども、県立病院の未収金につきましては1億4,000万ほどございます。それで、私どもとしまして

は、定められました要領に基づきまして、督促状の発送や臨戸訪問を行い、催促等を粘り強く行い、その回収に努めているところでございます。特に16年度からは、非常勤職員として専任の未収金徴収員を宮崎、延岡、日南の3県立病院に各1名配置いたしまして、一定の成果を上げていることから、18年度以降、増員措置を講じております。また、ことし3月からは支払い督促の申し立てなど、法的措置による取り組みも進めているところでございます。今後とも、経営改善はもちろん、患者負担の公平性の観点からも、未収金の回収により一層努めてまいりたいと思います。

○中村幸一議員 これは総合政策本部長なのか総務部長なのかわかりませんが、平成17年度で1億4,000万の未収金分があったと。去年、監査委員をさせていただいて、ずっと調べていたら、その他県税がありますね。母子寡婦の貸付金がある。児童相談所等も未収金がある。たくさん未収金があるんですね。私は計算しなかったが、3億円ぐらいあるんじゃないかと思うんです。これを回収するに当たって、専門家チームをつくったらどうかと思うんです。というのは、県立の病院で、患者さん同士で窓口でこんな話をしていた。「県病院な診療報酬は払わんでよかげなよ。請求をせんとやげな」、こういう話があったらしい。不届ききわまりない。こういう人が母子寡婦なり、あるいは県税なりも一緒に払っていないおそれがある。そうであれば、警察官OBとか、あるいは自衛隊のOBの皆さんでプロジェクトチームをつくって、病院会計だけじゃなくて全部の未収金を1カ所に持ってきて集金業務をすると。絶対そういう不届きな者は許さない、こういう態度が必要じゃないかと思いますが、どちらが答えられます

※ 38ページに訂正発言あり

か。

○総務部長（渡辺義人君） 大変ユニークな提案だと思いますけれども、県税の未収金が、未収としては一番大きいわけでありまして、この部分については、私ども県税事務所の職員がそれこそ日夜兼行といいたいまいしょうか、そういう形で徴収に一生懸命頑張っておりますし、その点についての体制はできていると思います。それから、母子寡婦福祉資金の未収金とかこういうものについては非常勤職員を活用して——特にこういう方々につきましては、やはり地元の事情に精通しておられるというのが一番大事なことだと思います。そういうことで地元の方を採用して、特に徴収に努力をいただいておりますし、それらの成果も上がっております。その他の県立病院の未収問題につきましては、これは企業会計の原理が働くところでありますので、私ども一般会計側からどうこうということとは適当ではないのではないかと思っておりますけれども、いずれにしても効果的な徴収方法のあり方については、今後絶えず研究してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○中村幸一議員 今から、知事を中心に聞いていきたいと思うんですが、入札制度についてです。知事は2月定例議会で、ある議員の質問で水産関係のことを言われたら、「水産関係業者と何かあるんですか」というような発言をされたんです。覚えていらっしゃるかもしれませんが、その本人も気づかずにずっと過ごしたんです。私が今から入札制度をやると、建設業者とつるんでいるんじゃないかと言われるおそれがあるので申し上げておきますが、4年前の選挙のときには、確かに業者の方も加勢していただきました。落選したらだれもいなくなっ

た。だから、私は業者とのつながりはだれもない。このことを申し上げておかないと、何かつるんでいるんじゃないかとあなたから言われると、またカチンとなるから、はっきり言っておきます。

知事、テレビがずっと並んでいた。これがすばらしいテレビで30%オフと書いてある。10万円のテレビが7万円で買えますよということだったとします。このテレビを買ったということは、完成品を買ったんだから非常に得した。ところが、入札で予定価格、最低限度価格、30%切って70%で落とした。1,000万のが700万だった。300万損している。これから物をつくらなくちゃならない。今まではテレビの場合は物をつくったものを買ったんだけど、物をつくらなくちゃならないというときに、先ほど鳥飼議員もちょっとおっしゃいましたけど、やはりどうして手を抜こうか、考えますよ、もうけないんだったら。だから、私は、国土交通省もダンピングを心配して監視員制度をつくるように指導しているんだと思う。6月補正でも1,900万円余の予算を組んでいますよ。理由として、「入札・契約制度の改革により競争性が高まる一方、手抜き工事や下請業者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質低下が懸念されるため、施工体制監視チームによる施工体制の重点点検等を実施し、適正な品質の確保を図る」、こう書かれている。本当に今まで、業界との信頼関係の中でちゃんとやってきた。それが、ダンピングをすることによって、発注側も疑心暗鬼だ。結局、悪いことをしやへんどかいと、監視チームをまずつくっていきましょうと言っているんでしょう。こんな悲しい話はないですよ。ダンピングが行われたりして入札価格が下がるということによって、こういう弊害がある。これについ

で知事はどのようにお考えか、お伺いしたい。

○知事（東国原英夫君） まず、前提としては、さきの官製談合という悲しい事件がありまして、この県政に対する不信感、信頼の失墜を全力で回復しなければならない。そこに官製談合が行われていたということで、これを防止するための入札・契約制度改革、これは大前提でございます。改革をしていく上で、そのように品質管理の部分、従業員に対する影響、あるいは手抜き工事等の問題が出てくるというのは、また次の議論でありまして、まずは官製談合をなくす。なくすために入札・契約をやる。まずこれが前提ですね。そして、その結果、一般競争入札を段階をもって250万円までにする。それによって、自由で公平で平等な競争原理をここに確保するというのが、まず第一の目的だと思います。それによって、おっしゃるように入札率が下がる。予定価格、最低限が下がる。下がっていくと、そのような弊害が起きるんじゃないかということは、当然、懸念されます。

この前、九州知事会でもそういう話がありまして、他府県でもそういう懸念が起きつつあるようなときには最低価格をどう調整するか、というようなことも議論してまいりました。まず、入札率、あるいは最低価格を下げればいいというものじゃありません。御存じのようにですね。その辺は他府県の先輩方、例えば佐賀県とか大分県とか長崎県、やっております。佐賀県は去年、一般競争入札250万まで下げました。その弊害等あるいは影響等をかんがみながら、今後とも、この宮崎県に即した、この宮崎県になじんだ対応の仕方をしていかなきゃいけない。それは総合評価方式であったり、地域要件であったり、ランダム方式といったような方法、最低価格で張りつきが起きますから、それ

を防止するためにもランダム方式というものを積極的に取り入れていく方法もあるかなと考えています。

いずれにしろ、土木建築業の方々というのは、災害が多い宮崎県では、そういった意味では非常に国土保全のために役割を担ってきていらっしゃると思います。あるいは農家からの就労者とか従業員の方たちも、農業以外で収入を得るというのは、この建築土木業関係企業で収入を得ているということも把握しております。つまり、地域の建築土木業の方たちに悪影響が起きるといことは、農家にも、農業従事者にも悪影響が起きて、ひいては国土保全等々の悪影響も、広域で考えていかなければならない。そういったものを多面的に考えて対応していかなきゃいけないと、私は考えています。

○中村幸一議員 知事、大分よくなりました。わかっていますがね、こういう入札制度についても。大分わかってきていますがね、最近。最初はそうでなかったと思うんですよ。最近非常によくなってきたと私も思いますよ。今回、入札改革で落札価格が低ければ、手抜きをやったりして、技術者が育たないんじゃないかと思うんです。そういう手抜きをしたりいろんなことばかり考えておって、予算もないし、勉強にも行けない、技術力が非常に低下するんじゃないかと思うんですが、これは県土整備部長に聞きましょうか。

○県土整備部長（野口宏一君） 現在、県のほうでは財団法人宮崎県建設技術推進機構というものがございますけれども、そこを活用いたしまして、民間の建設関係業者の皆さんの技術力の向上、あるいは健全な育成というものを図るようにするために、施工管理研修とか、あるいは測量研修等を実施しているところでございま

す。平成19年度も、今までやっていた研修に、先ほどからお話しになっていますけれども、総合評価落札方式、これについての研修を追加するなど、現在、研修の一層の充実を図っているところでございます。入札参加資格の審査、このときも一級土木施工管理技士など国家資格保有者の雇用数や技術研修の受講実績に対して加点したりいたしておまして、技術と経営にすぐれた企業を評価する環境づくりというものを通しまして、建設業者の技術力向上というものを促進していきたいと考えております。

○中村幸一議員 今回の入札改革で建設業者が倒産したり、あるいは逃げたりする会社が、廃業も含めてふえているという話も聞いておりますが、どのような実態をつかんでいらっしゃるか、お伺いいたします。

○県土整備部長(野口宏一君) 倒産と廃業についてのお尋ねですけれども、初めに倒産の件数です。ここ10年ぐらいのところなんですけれども、平成12年度に一つ倒産のピークがございまして、1年間で89件倒産がございました。最近、減少傾向にございまして、昨年度、平成18年度は1年間に33件まで倒産の件数は減少しております。そして、今年度、平成19年度に入りまして、これは4月、5月の2カ月間の数字でございまして、8件の倒産が発生したということで、昨年と同時期と比較すると、少し増加しているという形になっております。倒産の原因につきましては、売上不振というのが大体半数ぐらいを占めておまして、ほかに放漫経営でございまして、運転資金の不足というものがございます。

それと、廃業のほうでございまして。数値的には建設業法に基づく廃業届、これによるものでございまして、昨年度、平成18年度が1

年間で127件の廃業がございました。今年度5月末までの数字でございまして、24件という形になっておまして、こちらのほうも若干増加の傾向にあるということでございます。

○中村幸一議員 先ほど知事がちょっと触れられましたけど、宮崎県に建設業の従事者、約10万人ぐらいいると言われておりますが、これが例えば3分の1失業するようなことがあると3万人。知事がマニフェストの中で、100社誘致して4年間に1万人を雇用創出するとおっしゃっている。我々も努力したいと思っている。しかし、このような建設業の中で失業者が出てくれば、1万人雇用がふえたとしても何もならない。そのようなことが起こってきますね。そのことについて知事はどう思われますか。

○知事(東国原英夫君) その前に、先ほどの私の答弁で、一般会計予算が5,468億900万と言ったみたいですが、正しくは5,648億900万でございました。訂正しておわび申し上げます。

今の御質問なんですけど、まず10万人程度という従事者、それは家族を含めてですね。そういう生活を守っていかなくちゃいけないというのも行政側の使命かなと思っておりますが、建設土木業者の数におきましては、人口当たりの数というのは、我が県は5,000を超えています。これは他府県に比べて非常に多うございます。というのは、今まで自然淘汰というものがされていなかった。自由競争の中で自然淘汰がされていなかった。それは事情はわかるんです。例えば、ここは公共依存型の県なので、公共投資、投資的経費というのが非常に大きかったというのはわかります。それに災害が多かったということで、建築土木業者の数が他府県より人口当たり多いというのがある。でも、その中でも、やはり時代の流れ、社会の流れとして、ある程

度の自然淘汰はなされるべきじゃないかなと考えております。例えば3分の1が倒産するという話がありますが、その数字的根拠がちょっとわかりませんが、例えば仮の話で申し上げますと、その3万人というのは、家族も含めてですね。仮にそれが3分の1だとしますと、そういった方には異業種への転換や、中小企業等の保護・支援、そういったものにも行政側は力を入れていかなければいけない。雇用創出のカウンターの仕方ではありますが、100社を誘致して、その誘致した中での単純な雇用創出の数とは私は考えておりません。県内でも企業を起こした人たち、あるいは異業種に転換した人たちというの、広義にカウンターの対象にしていかなければならないかなと、こう考えております。以上でございます。

○中村幸一議員 今ちょっと触れられたことにも触れようと思ったんですが、県土整備部長、あなた方は、建設業の人たちを集めて異業種にいろいろと仕事を移すように講習会等を開いていらっしゃいますね。現在、先ほど触れられましたが、5,500社ぐらいあると聞いていますが、宮崎県で建設業は何社生き残れば妥当と——今さっき自然淘汰が行われていないとおっしゃった。何社ぐらい残ったのが妥当な線になると考えていらっしゃるか、お伺いしたい。

○県土整備部長(野口宏一君) 業者数についてのお尋ねですけれども、基本的には、公共投資や民間投資の増減などによりまして、需要と供給の関係でおのずと決定されていくものがございますから、適正な建設業者数について想定することは困難だと思っております。ただし、建設業者は地域の公共施設をつくっていただいている。これも品質をしっかりと確保した形でつくってもらわなくてはいけないと思っていま

す。あるいは、災害があったときにはしっかりと災害復旧に御協力をいただく、あるいは先ほどからお話しいただいているように、雇用の場にもなっているわけでございますので、その辺が各地域地域でしっかりと根づいていくような形になっていかななくてはいけないと思っております。そういう面では、技術力、経営力にすぐれた会社がしっかりと県の仕事をできるというような体制を確保していきたいと思っております。

○中村幸一議員 やっぱり、異業種へ転換することを進めているのであれば、どのぐらいが妥当な数なのかというシミュレーションぐらいはちゃんとすべきだと思うんです。呼びつけておいて、他業種にどんどんかわりなさいよというんじゃないで、私たちは大体3,000社なら3,000社ぐらい残ったほうがいいんだと。景気の動向とかいうのがあるかもしれませんが、そういうめどがなければ、業者は迷いますよ。うちはやめたほうがよかつちやろかいねとか、続けたほうがよかつちやろかいねと思いたすがね。どうなんですか。

○県土整備部長(野口宏一君) 各建設業者の皆様ですが、いろいろ御事情があると思えます。そこで、やはり自助努力、自己責任ということが大事になってきていると思っております。県土整備部では、そのようなお話につきましても、親身になって相談を受けさせていただきたいと思っております。

○中村幸一議員 宮崎県は災害がよく発生しますね。低価格で落札がどんどん進んでくる。70%を切ってくるようになると、今度、災害が起こったときに建設業がかかり合わない。だれが今までサービスしよったのか、おれたちはしないよと、こうなるんです。県土整備部長、「ク

ローズアップ現代」見ましたか。あそこでも不
落がどんどん起きているじゃないですか。も
ううまい仕事しかしないんです。おいしくない
仕事にはかかり合わない、こういう不落が起こ
ると思うんです。「クローズアップ現代」でも
やっていましたが、そのことについてどう思わ
れますか。

○県土整備部長（野口宏一君） 2つお尋ねが
あったと思うんですけれども、1点目につきま
して、大規模な災害時における応急対策の形で
ございますけれども、これにつきましては、建
設関連団体と協定を締結しておりまして、いろ
いろ今まで協力をお願いしているところでござ
います。そういう面で、災害応急対策で大変重
要な役割を果たしていただいておりますから、
引き続き県民の安全・安心を確保するという
観点に立ちましては、先ほど申し上げました
けれども、地域に優秀な建設業者が継続的に存
在していただけるということが必要不可欠な話
であると思っております。そのため、条件付一
般競争入札の導入等に当たりましては、地域の
建設業者の育成というものに配慮して地域要件
を設定するなどしておるところでございますし、
あるいは総合評価落札方式の導入に当たり
ましても、災害時の地域貢献というものを評価
項目に設定しているところでございます。今後
とも引き続き、災害時の建設業者の皆さんとの
協力体制というのは維持していきたいと、我々
考えております。

もし仮に別の工事で手を挙げる業者さんがい
なくなったらということでございますけれども、
現在、私どもでも、工事におきます予定価格、
これにつきましては、施工歩掛かり等を適切
に運用しておるところでございます。適切
に算出しているということでございます。仮に

入札が不調になったというときでございますけ
れども、この場合には改めまして入札参加の条
件等を見直して、再度入札するという形になっ
てまいります。

○中村幸一議員 これ以上言ったって仕方ない
でしょうが、建設業法26条3項の中に——御存
じですよ——1件2,500万円、建築一式工事で
は5,000万円以上の建築工事には主任技術者、監
理技術者に専任義務が課せられておりますね。
これだけどんどん価格が下がっていくとなると
優秀な技術者が離れていく。そうすると、本当
に、優秀な技術者が離れていくことによって、
ここに専任義務が遵守されるかどうか、その辺
はどうですか。

○県土整備部長（野口宏一君） 県におきまし
ては、県内8地区で建設業者研修会というもの
を開催しておりますけれども、その中で、主任
技術者の配置についても、具体的な例をもちま
して周知徹底をさせていただいているところで
す。また、契約締結時にも主任技術者の配置と
いうものをしっかり確認させていただいており
ます。さらには、工事を実際やっている間のこ
とでございますけれども、現場点検を実施して
おるところでございます。また、特に落札率が
一定以下の工事、こういうものにつきましては、
監視体制を強化するというようにしております。
主任技術者の配置というものは、工事の
品質を確保する上で不可欠のものでございま
す。もし仮に、規定を満たさないことが見つ
かった場合には、建設業法に基づきまして適正
に対処させていただくということにしております。

○中村幸一議員 知事会あたりでも、いわゆる
一般競争入札の最低は1,000万円ぐらいと言われ
ている。本県は250万円、この250万円の根拠は

何ですか。

○県土整備部長（野口宏一君） 今までの指名競争入札におきましては、業者選定に恣意性の余地が残るといふようなこと、あるいは入札参加業者数が限定されるということによって競争性が不足する場合もあるといふような問題点が、一般的に指摘されております。そのため、入札の透明性・競争性を確保して、県民の県政への信頼を早急に回復するために、全国知事会の打ち出した1,000万円以上という一般競争入札の限度をさらに上回るような形で、250万円以上の工事について一般競争入札とさせていただいたということがございます。250万円を超えないような小規模な工事、これにつきましては随意契約ができることになっておりますので、そちらについては、応急的な工事等もございまして、発注事務の軽減ということもあわせて、250万円以上を一般競争入札の対象とさせていただいているところです。

○中村幸一議員 僕は、250万円は知っていたんです、随意契約があるというのはね。監査委員をしていましたから、わかっているんです。だけど、本県だけいい格好をして1,000万円を250万円にして、この差があれば、県土整備部長の管轄のところで250万円以上を一般競争入札にすることになると、相当の事務量がふえやしませんか。いかがですか。

○県土整備部長（野口宏一君） 今の250万円以上の工事について一般競争入札をすると事務量がふえるのではないかとということがございますけれども、入札事務に当たりましては、電子入札というものをあわせて導入するような形にしております。ことしの7月から全面導入を図ることとしておりますけれども、入札参加資格の審査もあわせて、最低価格の入札者に限り

実施するといふような形、いわゆる事後審査制を導入することから、発注機関の事務量の増大をもって業務に支障を来すことはないと考えております。

○中村幸一議員 知事、一番問題なのは最低価格をどこに置くかということなんです。これはもう長年の懸案だったんですね。本を読んだらこんなことが書いてあった。大正9年内務省令第36号「入札人中予定価格ノ三分ノ二ヲ下ラザル最低価格ノ入札ヲ為シタル者ヲ以落札人トス」。大正9年、今から87年前ですね。66%だ、これは。この結果、物すごく反発が起こって、業者から突き上げられたらしい。結局は、その業者の人たちが言ってきたのが、最低価格を8割に上げてくださいということだったんです。こういうことになった。「十分ノ八ヨリ三分ノ二ノ範囲内ニ於テ道路管理者ノ定ムル最低価格」とした、こう書いてある。これが昭和27年の道路法改正により失効したと書かれてあるんですね。これ、やっぱり、知事、最低価格というのは87年前の人たちも、このことについて悩んでおったんですね。これは先人の知恵をちゃんと受け継いで、本当にそういう業者の人たちの利益分岐点がどの辺なのか、これをちゃんとしないと、お互いが生き残るようなことをしていかないといけないと思うんですが、それはどうお考えですか。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるとおり、先達あるいは歴史に学んで、今後、十分検討していきたいと思っております。

○中村幸一議員 そのような答えしかないかと思っております。簡単に答えられましたので、ちょっと拍子抜けしましたけれども、次にいきます。

知事は、落札率が75%であれば、いわゆる350億円の削減の問題で、100億円はこの中から捻出

できるんだと、こういうことをおっしゃいましたね。これは私はおかしいと思う。県単事業が全部であれば、それは100億円捻出できると思うんですけど、これは国庫予算2分の1補助あるいは起債でつくる、そういったのがあるわけですから、この100億円捻出できるというのはおかしいと思う。昔、1億円原資があれば10億円の仕事ができると言われた。それからかんがみても、知事がおっしゃるように、350億円削減するために75%の落札率であれば100億円捻出できる、これはちょっとおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 長崎の例では5%下がったら87億ですか、何か下がったようなことを、具体的な数字はちょっと定かではないですが、そういうことをお伺いしたことがあります。本年3月に策定した「新たな財政改革推進計画」では、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等により、平成18年度と比較して350億円の歳出見直しという目標を掲げていますが、これは事業費ベースでの見直し額です。御案内のとおりです。したがって、この見直し額には国庫補助金等も含まれておりますが、たとえそれを差し引いた一般財源及び県債の合計額でも、平成22年度には投資的経費の縮減・重点化で87億円程度、総額で338億円程度の見直しを達成する見込みでございます。この歳出見直しは、スクラップ・アンド・ビルドによる事業の再構築や、県債発行の圧縮による将来の公債費の負担の軽減、そして財政構造の健全化等につながるものであり、着実に推進してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 できるということですから、一生懸命頑張ってください。

今回、裏金というのが正しいのか、不適正処

理というのがいいのかわかりませんが、知事が就任のときに開口一番、「裏金はありませんか」と。私も去年1年間、監査委員をしながら回って、「裏金はないでしょうね」と言ったんです。47件ぐらい出てきましたね。知事が就任されて「裏金はないですか」と言われてから、この「預け」が発生したのはありませんか。

○知事（東国原英夫君） 反問権がないので、今の質問の内容がちょっとわからないんですが、就任からと……。

〔「知事が就任された以降に……。」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 質問の趣旨をはっきりさせるために、質問者はもう一度挙手をして質問をお願いします。

○中村幸一議員 知事が就任されてから、そのように「裏金はないですか」と言われた後から、47件のうちにそういった「預け」が発生した件がありますか。

○知事（東国原英夫君） [※]就任してからの「預け」が発覚したということはありません。今のところ報告はありません。

○中村幸一議員 知事、立ち入った話で恐縮ですが、知事は私的秘書の人たちと4人ぐらいで暮らしている。何人か知りません。4人ですか、暮らしていらっしゃるとおっしゃっていました。私は、知事公舎に住むべきが妥当だと思うんですが、それは見解の分かれるところだから、それは言いません。しかし、知事がいろんなところに行かれる場合に秘書がつかますね。これは県庁職員だ。公務員だから守秘義務がある。しかし、知事のところに一緒に住んでいる人たち、これは一般の方ですから守秘義務はないですね。県関係の情報の管理、これはどのようになさっているのでしょうか。

※ 44ページに訂正発言あり

○知事（東国原英夫君） 私は、私的な——公邸というんですか——私が住んでいるところには重要書類等の公に関する書類等は一切持ち込んでおりません。それと、私的な政務的な秘書にも守秘義務というものは、私的にお願い、指導しております。それは普通の政治家の方たちが私的に秘書を、私設秘書というのを設けられていらっしゃるんですが、そういった位置と同じ位置だと思っております。

○中村幸一議員 わかりました。これ以上言いません。というのは、これは押さえておかないと、もし知事の周りからいろんなことで事件が発生したときに困るから、県議会ではそういう指摘があったんだということで押さえておきたかったから言ったんです。

副知事にお伺いしますが、副知事、知事が就任されてから——さっき言ったように知事というのは、例えば軍事と外交をやればいいんです。内政は副知事がやればいいんです。知事がマニフェストを示された。それにのっとなって、副知事や総合政策本部長やら総務部長が一丸となってやっていけばいい。副知事は就任のときに、「知事の補佐役として頑張ります」と、このように言った。こんな人気のある、日本じゅうに人気のある知事の補佐役として責任を感じる、このような趣旨の発言をされた。副知事、平成18年の地方自治法の改正がありましたね。地方自治法167条、御存じですか。当然、東大出だから知っていらっしゃるんです。早大出ですから。私は「モンダイ」です。そのことで、法解釈すると以前と違って、167条の中に、長の権限に属する事務の一部について、第153条第1項の規定により、長の委任を受けて事務を執行することが加えられて規定された。非常に権限が重くなったんです。副市長もそうですね。今ま

で補佐役だったのが、委任されれば全部自分で実行できる。そこまで来ているんです。これは副知事のためにつくられたような地方自治法の改正なんです。知事に一生懸命頑張ってもらうためには、内政はおれたちがやるぞという気持ちがないといけないんですが、私は、命がけで内政を総合政策本部長やら総務部長がやって、今までどおりテレビにも出て、そして物を売ってもらう、そういうことをどんどん知事にやってもらったらいんじゃないかと思う。そのことについて副知事の気概、やる気、どのような考えでおられるか、聞かせてください。

○副知事（河野俊嗣君） 副知事に就任しましたときに、知事からも、知事マニフェストを実現するための事業本部長的な役割として現場の陣頭指揮をとってほしいという御指示をいただいております。今回、「新みやぎ創造計画」、知事のマニフェストを実現するための計画が策定されたところであります。これの的確な実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 今、知事部局、それから県職員と言われるのを含めて2万人ぐらいおるのかな。僕は先ほど冒頭に、県議会の皆さんにも1社企業誘致する努力をしてほしいと。僕は知事に2回ぐらいそういう話をしましたよね。ですから、みんながやれば45社できるわけだ。この2万人ぐらいいる県庁職員にも、どこかに親戚があるんじゃないだろうか、いい会社のトップのところ。そのことを考えると、県庁職員にも企業誘致をしてください、そしてもしビッグな企業が誘致できたら報奨金として50万やりますよと、そのようなことをしてもいいんじゃないかと思うんですが、それについてどうお考えでしょうか。

○知事(東国原英夫君) その前に、先ほどの私の発言で「預け」の件なのですが、1月21日から3月31日の間にはないと、就任以降ないと言いましたが、何件かあるということでございます。訂正いたします。

企業誘致に対する報奨金制度というのは、他府県でも数県やっているところがございます。私のマニフェストの中でも、その件についてはちょっと触れさせてもらっています、検討という課題で。でも、今のところは、企業誘致ということも私も全力でやっていく、あるいは行政側も企業説明会を行ったり、つて等を伝いながらやっております。今後、企業誘致に関しては、また今度、補助金も50億、九州一にふやしましたけれども、その報奨金については、私も検討の余地はあるんじゃないかなと考えておる次第でございます。

○中村幸一議員 先ほど「預け」があったということで、ゆゆしき問題ですけど、ちゃんと皆さんでまた頑張ってください。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時10分再開といたします。

休憩をいたします。

午後0時25分休憩

午後1時10分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、52番福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕(拍手) 4年ぶりに県議会にカムバックをしてまいりましたら、知事初め執行部の皆さん全員おかわりございま

す。私も真っ白な気持ちで、県民の皆さんに納得いただけるような議会活動をいたす決意であります。34歳で初当選したんですが、これまで通算20年間議会に在籍しましたが、途中で2回も中休みを命じられましたから、改選後の県議会では、当選回数、年齢とも年長組になってしまいました。しかし、こうして再び県政壇上で質問ができることを、御支援賜った皆さんに感謝を申し上げる次第であります。

それでは、質問に入っております。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。

マニフェストを携えて選挙戦に臨み、見事当選され、連日、全国注視の中で精力的に知事職をこなしておられる東国原知事には、まず御同慶の至りであります。

知事が、数値目標の入った県民との約束、マニフェストを果たすため、強力なリーダーシップで県政運営を進められていくのに対し、地方自治の二元代表制の一方の県議会は、どうも影が薄いようでございます。地方自治の基本は二元代表制であり、知事も議員も直接選挙で選ばれ、対等の立場であり、県議会も県民の声をもとにみずから政策立案をすることが求められているのであります。しかしながら現状は、知事の政策の追認に終始することが多く、議会の存在感を問われているのであります。知事に強力な権限が集中する中で、議会が厳しく監視の目を光らせることや、県民の声を集めて、議会みずから政策をつくり上げていく議会力を持った県議会が待ち望まれているのであります。そこで知事にお尋ねいたしますが、今の県議会の現状や二元代表制をどのように認識されておられるのか、まずお尋ねをしたいのであります。

以下、一問一答方式のため、質問席へ移らせ

いただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 御質問にお答えいたします。

議会のあり方についてでございますが、私は、2月議会でも、一応私の希望といたしまして議会改革をやっていただきたいと、個人的な希望でございます。執行部からは議会に対するそういうふうな権限はございませんので、あくまでも議会マターであります。今まで議会の透明度に関する数値は、皆さん御存じのように日本で最悪でございました。そういう透明度を高めると同時に、政務調査費、議員定数並びに議会の政策立案、チェック機能等も含めて闊達な議会になってほしいという要望はさせていただきました。その一つのツール、テクニックでございますが、「一問一答方式などはいかがでしょう」という御提案をさせていただきましたところ、議会の方が本当に柔軟に対応していただきまして、本日、議会が始まって以来なんでしょうか、一問一答方式で皆さんの前にマイクがついたということで、午前中の議会の議論、あるいは答弁を見ている、今までにはない闊達とした意見の交換ができたのではないかと考えております。まだ一問一答方式等については始まったばかりですので、今後、この答弁の仕方も含めて改良の余地があるのではないかと考えております。

二元代表制についてでございますが、二元代表制というものは、執行部の代表、いわゆる行政の長と議会の代表を同じ直接選挙で選ぶという、御案内のとおりシステムでございますが、私はこの二元代表制については、現在ある民主主義制度あるいは選挙制度についての範囲内で申し上げると、極めて優秀な制度ではないかと思っております。これが機能するためには、議会

と執行部の代表が二輪、まさしく二輪の役割をして両輪でやっていかなければならないと考えています。そういった意味でも、単なる追認機関にならないように、厳正で、かつ中立公平なチェック機能を果たし、そして同時に政策立案等に尽力いただけるとありがたいなと思っております。

残念ながら、この10年ぐらいで議会発案の条例は1本だと聞いております。他府県と比べるとまた文句を言われるかもしれませんが、宮城県は10数本。ただ条例を決めればいいということではございませんが、そういった姿勢も、議会としては県民の皆様から求められている態度ではないかなと考えております。今後とも、議会、執行部、そしてマスコミの皆さん、県民の皆さん、私は県民総力戦だと考えております。民主主義の基本は地方自治にある。地域民主主義というものがこの県で実行されれば、あるいは実践されれば、全国に冠たる宮崎モデルを配信できるのではないかなと考えております。私は、基本的には地方自治は全員参加、全員決定だと思っておりますので、その政治理念を今後とも貫いてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議員 知事は議会の現状や二元代表制の役割をよく御認識をいただいていると思うんですが、実は、知事が初当選された段階で私は浪人をいたしておりましたから、新聞紙上やマスコミ等で、知事のいわゆるマニフェストを丹念に読ませていただきました。私自身無所属での立候補でありましたから、それに沿った一部同感である点につきましては、私のマニフェストにも入れました。そこで、今、知事が御期待される県議会になるためには、もう20数年間言われてきたことではありますが、どうも私ども

議会事務局の体制、これが守衛さん入れまして30数人ですから、力不足だと、こういうふうには私は実感をいたしております。幸い、改選後の議会で県議会の検討委員会等もできました。知事のおっしゃる議員定数や政務調査費の問題も特別に委員会ができていますし、進んでいくと思えますが、それにはやはり知事部局の御協力がないと進まないと思うのであります。例えば事務局体制の強化等にしましても、長年言われてきたことであるが、今までに解決していない。少なくとも私が20年在籍した中——中2回休んでいますから、もう28年です——解決していないんです。その辺をぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） たしか福田議員のマニフェストには、定数是正は45から38に減らすというような数値目標があったように記憶をしております。定数是正の問題、政務調査費の問題等に関しましては、これはあくまでも議会の方たちの決定事項でございますので、存分に、県民の目線に立った、県民に資するような改革の仕方を望むわけでございます。それに対しての部局等のかかわり方、部局等の態度と申しますか協力の仕方は、今後検討していかねばいけなないと。それが県全体の浮揚、県益、あるいは県民の皆様の福祉向上の目的であれば、我々行政側、執行部も協力をするよう検討していきたいと考えております。以上です。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

次に移ります。知事の「新みやざき創造計画」の素案が出ていますが、この文面から、私は、透明で公正公平な県政の実現への知事の意気込みを感じるのでありますが、知事に就任されてまして4カ月余でございます。県庁組織をどのように認識されておりますか、まずお聞かせ

ください。県庁の組織をどのように御認識なさっているか、ちょっとお聞きしたいんです。

○知事（東国原英夫君） 私は左耳が非常に難聴でございます、済みません。午前中も聞こえない部分が多々ありまして、申しわけございませんでした。

県庁の組織をどういうふうに認識しているかという、非常に抽象的で、かつ非常に難しい問題かなと思っています。県庁の組織について、組織力なのでしょうか、それとも組織の形態なのでしょうか。それとも組織の巨大化ということなのでしょうか、スリム化という観点なのでしょうか。県庁が行っている宮崎県のあり方なんでしょうか、県民に対するあり方、接し方なのでしょうか。よくわかりませんが、総括して申し上げますと、県庁という行政組織は非常に巨大な組織で、県政全体を運営していかなければ、あるいは経営していかなければいけない組織体でございます。そういった意味において、県庁の内部で官製談合、あるいは「預け」の問題があったということは、県庁の職員としてはあってはいけません。県民の皆さんの県税、公費を扱う人間としましては、コンプライアンスの徹底、意識等に甘さがあったのではないかと考えております。県庁のあり方としては、今後こういう不祥事、あるいは認識を改めて意識改革に努めさせていただきましますとともに、県民目線で県民の皆様と密に接し、そして協働し、県民総力戦でこの県を発展・推進、あるいは県政の運営・経営をしていくことといたしております。

抽象的な質問でしたので、抽象的な答えになってしまいました。以上でございます。

○福田作弥議員 設問が、知事のおっしゃるようで、後の方を言えばよかったです……。

実は、午前中も問題になりました裏金の問題ですね。これからもわかりますように、ある県の知事経験者が、「「はい、はい」と言うほど、組織は従順でも甘くもない。職員は知事を上目遣いでずっと見て本気度を試している」と言っておられたのであります。これは恐らく自分自身のことを体験として語っておられると思いますが、知事、本県の場合はこんなことはないですね。どうでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私の主観でございますが、就任した当初から2カ月ぐらいは——私のあくまでも体感なんです——そういう傾向があったかもしれません。というのは、この行政経験も政治経験もない人間が、どのように県政を運営、経営していくのだろう、どのような執行体制にしていくのか、どのような人事体制にしていくのだろうというような、不安と申しましょうか、疑問と申しましょうか、あるいは人見知りと申しましょうか、そういったような目線を感じ取っていたことは事実でございます。そして、御指摘のあったように、本気度は、本当に宮崎を変えていく、改革していく気概があるのか、本気なのかと、そういったことを探っているような雰囲気はありました。それはどの組織体にもあると思います。どの会社でも、新しい社長が来たときに、やり方を見せていただきましょうかぐらいの雰囲気はあると思うんです。

ただ、4月以降、年度が変わりぐらいから、人事もかわり、役職もかわり、そういったところから、私が掲げたマニフェストは、一つの県民の皆様が負託されたルールでございますから、これを着実に、かつ迅速に遂行していこうという気概、それこそ本気度が職員の側に見受けられるようになりました。これは全員が全員では

ございません。僕が見たところ、一部の人間が冷ややかに見ているという実態は非常に見てとれる事実もありますが、この6月議会の準備段階に入ったあたり、1カ月前ぐらいから、県職の方たちの意識も変わってきたと考えております。県庁挙げて県政運営に、県政経営に邁進していくという覚悟が見受けられます。

時々私が、玄関の中で観光客等々に囲まれて写真をせがまれたり握手をせがまれたりしている姿を、遠くの方からさめざめとした目で見ている県庁職員の中にはいらっしゃいます。あれは、県庁の中で県政運営をやるとかいうんじゃないで、多分驚かされているんだと思います。県庁でこういう風景がなかったのです。そういったものも当たり前のような風景にしていかなきゃいけないなど。つまり、県庁はそんなに敷居の高いものではないんだ、県民の皆様と密着した存在なんだということを印象づける、あるいはイメージづけるということも、観光地のコースに選んだ理由の一つではあります。以上でございます。

○福田作弥議員 ありがとうございます。正直に吐露していただきました。

実は午前中、質問のやりとりを聞いておりました、裏金の問題で、知事が就任された後も預けの問題があったと聞いたんですが、そこは場所はどこですか。

○知事（東国原英夫君） 先ほどちょっと私の認識不足があつて申しわけなかったんですが、質問の内容が聞き取れなくて、私、「ない」と言ったんですが、私が就任した以降に、私が「裏金はないですか」と言ったにもかかわらず、新たに預けが生じたという御質問だったと思うんです。それが数カ所ございました。全部申し上げます。延岡児童相談所、北諸県の農改

センター、畜産試験場、農業大学校、都城家畜保健衛生所、以上の5つの場所で、この具体的な金額等については、今データがございません。以上でございます。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

次に移ります。同じく不適正な処理の問題ですが、預け、裏金、県庁の内部の資料では「預け」ですね。マスコミになりますと裏金、これはいろんな使い方があると思いますが、この預け、裏金の表現の仕方によって県庁内部の意識の違いが歴然としてくると思います。預け、これは余り後ろめたさはございませんね。裏金になりますとそうではございません。ちょっと後ろめたさを伴いますね。表現の違いだと思うんですが、知事は行財政改革の5大改革を出しておられます。その中に県庁の意識改革が出ておるんです。これを今から遂行する上で、これは極めて重大な問題ですね。知事の所見をちょっとお伺いしたいんですが、預け、裏金の問題。

○知事(東国原英夫君) おっしゃるとおり、執行部、行政側は「預け」という表現を使います。あるいは「不適切な、不適正な事務処理」というような表現を使います。メディアは往々にして「裏金」と言う。この定義づけをメディアに聞きましたところ、「帳簿に表面化しないお金は全部裏金なんだ」ということでありました。そういう定義づけの差はあれこそすれ、帳簿に載らないお金は、私的流用はなかったかもしれないと私は考えております。

県庁職員の意識の問題ですが、預けに関しては、単年度主義という構造的なこともあったんではと思うんですが、やはり公金を預かっているという意識がどうも希薄ではないかなと。その預けと

いうものが常態化していた、日常化していたというところで、非常に罪の意識がまたそこで薄れていたのではないかなという感じでございます。この数年来、他府県でもそういう指摘がございます。ございましたにもかかわらず、自分のところが足元を見なかったということに対して、私は非常に残念かなと思っております。就任当日に「この県に裏金はありませんか」と申し上げたのは、そういう意図があつてのことでございます。「官製談合、もし裏金があるんだったら、この際、うみを全部出して改革をしていこうじゃありませんか」という私の呼びかけでございました。それに呼応して今回の――3カ月、4カ月後に出てきたということが時期的に早いか遅いかは別にして、私の呼びかけがあつて、県職員の方々が自責の念に駆られて自発的に通告していただいた。これはある意味、県職員の意識の改革の芽生えではないかなと、そういうふうにとらえております。今後は、県庁職員、全庁挙げて意識改革、コンプライアンスの徹底に取り組んで、すべてをオープンにしてクリーンにして、県政を立て直していかなければいけないと考えておる次第でございます。

○福田作弥議員 知事のお話を聞きまして、やはり改革の一つでありますから、今回いい機会でありますから、ぜひその意識の統一化を、スタートしてほしいと考えております。

次に移ります。2番目に、首都圏への本県の物流対策についてであります。

私はかつて農業団体の長をしておりましたから、40年にわたりまして農畜産物の物流対策、特に大消費地に関するものでございますが、かわってまいりました。最近、今さらながら、本県の貨物輸送の貧困な現状を思い知らされております。40年間県が何もやってこなかったと

いうことじゃないんですよ。過去を振り返ってみますと、トラック輸送では高速道路の建設促進を一生懸命やりました。海上輸送ではカーフェリーの就航もやりましたし、一時はテクノスーパーライナーの誘致運動も一生懸命でした。それからフライト輸送、空港の拡張、鉄道輸送では、細々ではございましたがJRの貨物コンテナ基地等があります。

ところで、さきのテクノスーパーライナーに関連する問題であります。この議場で、以前の松形知事が「関東平野の農業を宮崎で」ということを盛んに使われました。知事は当時は東京におられましたから恐らく御存じないと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 「いかがでしょうか」と言われても、非常に答えに窮するわけでございます。「関東平野の農業を宮崎で」、つまり物流を盛んにして、体感的に近距離にしようという意味だと思います。

御案内のように、本県は社会資本整備が他府県よりかなり劣っております。そういった意味では、物流に関して非常に立地条件が不利なところでございます。海上輸送の充実としましては、物流の効率化やモーダルシフトの推進を図る上で重要な課題であると認識しております。このため県では、京浜航路の休止直後から、関東向け航路の再開に向けて、関係事業者への働きかけを行ってまいりました。その結果、定期貨物船「南王丸」の細島寄港が開始され、県北地域から関東方面に、県産品を直接輸送できることになったものであります。しかしながら、現在のところ、南王丸は運航便数が週2便しかなく、また、東京港までの所要時間がカーフェリーに比較して長いといった課題があります。聞くところによりますと、大分や鹿児島から物

流は航路便として出ている、海上輸送として出ているというようなことも聞いております。このため県では、今年度の新規事業で、南王丸を利用する運送事業者に対する助成や農産物輸送の実証試験を実施することにより、南王丸の利用を促進するとともに、運航会社に対する増便やダイヤ改正などの働きかけを行い、本格的な関東向け航路の開拓に邁進していきたいと考えております。以上です。

○福田作弥議員 私がまだお尋ねしていないことを答弁されましたが、実は、関東平野の農業ということで——これはすり合わせはしてないんですよ——松形元知事がおっしゃったのは、テクノスーパーライナーです。1日で宮崎の産地と東京の大消費地を結ぶテクノスーパーライナーが就航すれば、いわゆる関東平野の農業が宮崎に来るようなものだということを元の知事がおっしゃって、それはそれは官民挙げて、今の知事の言葉で申しますと「県民総力戦」でテクノスーパーライナーの誘致運動をやったんです。ところが、結果は、バブルの崩壊、あるいは燃料の高騰で誘致の断念に追い込まれた。その間、黒木さんという知事がおられました。非常に農畜産物の輸送問題には熱を入れられた方です。この方が40年近く一生懸命になってやってきた大事な農畜産物の海上輸送方式が消えてなくなった。京浜のカーフェリーがなくなりましたからね。あるいはJRの貨物も、民営化とともに会社が分離しまして縮小されました。そういうぐあいに非常に宮崎県の物流は今細っておるんです。細っておるんですね。もう一回それに再チャレンジしようという知事の意気込みは今回の補正で見たんですが、⑩の項目はほとんど、私に言わせますと20年ぐらい前の予算項目の焼き直しぐらいに思えるんです。当時もう

既に実験が終わっている。終わっておって、もう実用化してはくちやいけないんです。特に農畜産物の専用の輸送船等は、日通総研という立派な調査会社に依頼をしてつくったんですよ。調査し倒れです。ぜひ、今回はこれを機に、もう一回、宮崎県の物流の再構築をお願いしたいと思います。

同じく、関連しまして、黒木知事の時代にカーフェリーが就航しましたから、川崎に5,000平米を超す県有地を持っているんです。これは現地を見てみますと、今は宮崎県が首都圏に持っている財産では最高の——市ヶ谷にもありますけど——宝物かなというふうに感じるんです。残念ながら今、トラックの積みかえ程度にしか使われていない。私はかつて、これを首都圏における本県の物流の拠点に使おうじゃないかということで、何回も提唱したんです。以前は低温倉庫等あったんですが、経済情勢が変わりましたから、なくなっているんです。この有効活用方策等について、もう7年前に私、質問したんですが、恐らくそのまま放置されていると思うんです。通告をしましたから、何かレクチャーを受けられましたか。

○知事（東国原英夫君） レクチャー受けました。昭和48年に野菜のストックポイント施設として整備された川崎港の県有地につきましては、冷蔵施設の老朽化が進み、平成9年度に冷凍・冷蔵部門の利用を中止したと聞いております。これを受けて平成10年度には、施設の有効活用を図るため、複合型食品加工施設の可能性について調査し、農業団体と協議しましたが、当時の厳しい経済環境の中、新たな投資は大きなリスクを負うこと等の理由により、新施設の整備は実現に至らなかったと聞いております。京浜航路休止に伴い、平成17年9月からは、京

浜地区への農産物輸送に利用される冷蔵コンテナやトラック等の重要な中継基地として利用するために、「株式会社JA物流みやざき」に貸し付けております。なお、平成18年度には老朽化の進んだ倉庫の解体・撤去及び整地を行ったところでございます。県といたしましては、関係機関・団体と連携し、今後とも京浜地区の重要な輸送拠点として活用されるよう努めてまいります。以上です。

○福田作弥議員 以前の答弁に何ら変わらないわけでありませんが、これだけの宝物が首都圏にあるわけですから、ぜひ知事、新たな活用方法を考えていただくようお願いをしたいと思います。

次に、同じ物流対策でJR貨物のコンテナ基地であります。これは現在、直行のフェリーがなくなり、あるいは大都会へのトラック輸送等が、ディーゼル車排気ガス規制等で厳しくなっておりますから、もう一回、鉄路、モダシフトの面からも考えなくてはいけないと思います。今までは行政はJR貨物については余り熱が入らなかったんです。私もずっとやってきましたけど、もう一回見直しをいただいて、長距離はどうしてもJR貨物が使い勝手がいいですから、お願いしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 鉄道輸送は、御案内のように低コストで定時・大量輸送が可能であり、二酸化炭素の排出量が最も少ない輸送機関でもあることから、県におきましては、JR貨物に対して、輸送力の維持・充実の働きかけを行ってきたところであります。しかしながら、JR貨物によりますと、コンテナ基地につきましては、用地の確保や機材の整備、施設の維持などに多大な費用を要し、現在の県内の利用状

況では、新たな投資をすることは困難だと思います。このため県といたしましては、荷主等に対して利用促進を働きかけるとともに、引き続き、JR貨物に対して輸送力拡充を要望してまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 今までの答弁の域を超えていないわけではありますが、JR貨物自体は今も——新幹線等でもそうではありますが——受益者負担を要求してまいりますから、当然その対応等を県行政当局がコーディネートして荷主あたりとやれば、JRの貨物コンテナ基地は、用地の確保ができれば——あるわけですよ。私の地元では妻線の分岐点等を提唱したんですが、その当時は採用されませんでした。既存の駅等や施設を一部設置すれば済むことでありますから、ぜひその旗振り役をお願いしておきたいと思っております。

次であります。次は、観光目玉、地産地消促進施設としての大規模ファーマーズマーケットについてであります。

私がファーマーズマーケットの最初の質問をしたのが16年前。今では県内市町村各地に直販施設ができておまして、地産地消の大きな役割を果たしております。今回、三たび質問しますのは、東国原知事の誕生で最も有効利用できる施設ではないかな、環境条件が整ったと考えたからであります。知事、大規模ファーマーズマーケットを国内外いずれかでもごらんになられたことはございますか。大規模ファーマーズマーケット。

○知事（東国原英夫君） あります。

○福田作弥議員 よかったです。ごらんになっていけば話が早いのですから。

生産者への経済効果、あるいは地産地消促進はもとより、観光目玉施設としての必要性を私

は痛切に感じておるんです。知事が心血を注いで、あれほどトップセールスをいただいているわけでありますから、県内産の農林水産物を一堂に集め、本県を訪れた人々に買い求めていただくファーマーズマーケットを開設することは、まさに時宜を得たものと考えますから、ぜひ知事のバックアップをお願いしたいと思います。机上のペーパープランで自給率向上だ、あるいは言葉だけの安全・安心キャンペーンよりも、私は、まず実践が何より大事だと思います。知事、所見のほどをお願いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 恐らく福田議員がおっしゃるファーマーズマーケットというのは、欧米型の、特にアメリカ型の巨大マーケットのことをイメージされているのではないかと考えております。日本にも巨大ファーマーズマーケットというのは大都市圏に数カ所あるかなと考えておりますが、本県に関しましては、農産物直売所といった位置づけだと認識をしております。平成16年度には県単独の農産物直売所開設支援事業を実施して、独自の支援策を講じてきました。その結果、県内の農産物直売所の設置数は、平成18年4月現在では173カ所になるなど大幅な伸びを示しております。このほか、道の駅や観光施設等と併設された大規模な農産物直売所設置の動きも広がっているところでございます。

県としましては、県民はもとより、本県を訪れる観光客等に対し、安全・安心で新鮮な農産物を提供するとともに、おもてなしの心を備えた交流の場として農産物直売所を位置づけ、今後とも、地域のニーズや観光客等の動向を踏まえて、関係市町村あるいはJA等と連携を図りながら支援をしてまいりたいと考えておるわけ

です。こういう直売所、ファーマーズマーケットの巨大化というものは、郊外型の小売企業であります大型店舗がございますが、その店舗等々の事業とのバッティング等、あるいは需要と供給のバランス等も考えて、人口、面積等々も考えて実施しなければいけないかなど、慎重に対応しなければいけないなと考えております。以上です。

○福田作弥議員 知事にされましては非常に安全弁を設けた答弁でございますが、いささかがっかりしているわけでありましたが、これからさらに検討を加えていただきたいと思います。

次に、宮崎港の石油基地等についてであります。

私は、宮崎港の改修計画が策定される段階から、県央部に石油関連の備蓄基地を要望してまいりました。3年前完成して、今稼働しているわけです。ちょうど私の浪人中の時期でありましたが、正直ほっといたしております。それは、本県の燃料の備蓄や安定供給に大きく貢献できる施設だからです。この質問に当たって、現地を調査してまいりました。非常に立派な施設で、備蓄機能等には問題ないのであります。肝心の石油タンカーからの陸揚げの油送ホース等のジョイントが毎回手作業で行われているんです。最近の石油の荷役、あるいは陸揚げの関連施設では、安全面の重視からローディングアームという遠隔操作で行われています。なぜだろうなと思ひましてお聞きをしますと、バースの占用許可の問題とのことであります。年間、石油タンカー接岸回数が120回と聞いておりますが、雨天時の作業、あるいは火災発生を考えた場合、地震等の緊急時の対応を考えますと、やはりローディングアームの設置は許可をすべきではないのかなと考えますが、これは専

門的な問題でありますから、県土整備部長にお尋ねをしてみたいと思います。

○県土整備部長(野口宏一君) 宮崎港の石油基地のローディングアーム設置の可能性についてでございます。宮崎港の石油基地が石油燃料荷役のため利用している岸壁は、公共岸壁という位置づけになっておりまして、公共岸壁として整備したものでございます。この公共岸壁のエプロン上に固定式のローディングアームを設置するという事は、特定の事業者がエプロン上を長期間にわたって占有することとなり、困難な状況でございます。

○福田作弥議員 それを知っておって聞いたんでありますが、そういう事情から許可にならない。しかし、固定式ではなくて移動式のローディングアームも開発されていますから、答えは要りませんが、ぜひ検討してください。ローディング式、ついているんです、九州のほかの港で。公共埠頭で。ローディングアームの移動式です。検討をお願いしておきたいと思ひます。

次に、平成20年度の国に対する要望の中で、バイオ燃料製造における揮発油税の課税方式の見直しが要望されております。私は恐らくE3やE10の混合工場の誘致、あるいは企業化が見込まれているかなと考えたんでありますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 今お話のございました件を誘致しようとかいう考えはございませんで、今回の要望に関しましては、西都の方にバイオエタノール関係の協同組合ができていますので、そういう関係を想定して要望しているものでございます。

○福田作弥議員 私は、バイオ関連が将来日の目を見ることは明らかだと考えておりまして、

こういう要請等もされておりますから、石油基地関連として、バイオエタノールの混合工場、あるいはバイオディーゼルの代替エネルギーの製造施設等も検討されるべき時期に来ておると考えます。バイオの原料は農作物でありますから、遊休農地の利用、あるいは環境保全対策からも非常に有効であると考えておりますが、これは農政水産部長でしょうか、お願いしたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） バイオエタノールにつきましては、その原料が、飼料その他農産物に係る一つの大きな展開方法かというふうに考えております。したがって、御指摘のとおり進めていく方向で、いろいろと取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

○福田作弥議員 これからの問題でありますから、ぜひ積極的な取り組みをお願い申し上げます。

次に、これは知事の Manifesto にありました、都市住民の居住推進の件であります。私は以前に、この議会で、コテージ付きの市民農園、質問したことがあるんです。たまたま浪人中に知事の Manifesto を見ておりましたら、「移住促進」の項目がありまして、「都市部の退職者が宮崎での生活を実感できる移住促進モデルタウンの整備」をするとあります。これは新聞報道でありますから、間違っておったら訂正をお願いしたいと思います。そして、今回の6月補正の「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」の予算が上程されておりますが、この延長線上かなど。お試しでありますからテストケースであります。私は知事の Manifesto を見たときに、ああ、これはいいなと思ったんです。

私の構想ですよ。別荘気分で団塊世代の退職者が宮崎に来られまして、野菜づくりを楽しめるコテージがついた市民農園、これは今からはやると思います。ヨーロッパ、あるいは日本よりか所得の低いロシア等でもかなり流行しておりますから。そこで、私は知事の Manifesto に非常に共感を覚えたんです。今回はお試しの事業でありますから、そう期待はしていないんです。これから知事が、本格的な二地域居住促進の受け皿としてモデルタウンを設置される考えにお変わりはないんですか、それをお聞きしたいんです。

○知事（東国原英夫君） 確かに Manifesto にお示しさせていただいたように、モデルタウンの創設の検討ということでございますが、私がイメージしているのは、移住というものはいろんな側面で考えなきゃいけないな、例えばスポーツ移住ということはないだろうか、サーフィンでこちらに移住してサーフィンの町をつくる、青島あるいは延岡あたりに。そういったものもモデルタウンとして位置づけられるかなど。福岡のほうで、あるゴルフ場がゴルフコースの会員権とそのコテージを売り出したところ、これはほぼ満杯になっている状況で、そういったゴルフでの移住。あるいは、先ほどありましたコテージ付きの市民農園、農業に従事する移住等も当然考えられるべきだと思います。

市民農園の整備につきましては、平成17年9月に施行された改正特定農地貸付法により、市町村やJA、農家に加え、NPO法人等でも市民農園を開設することができることとなっております。国庫事業による支援も受けられることとなっております。御提案のあったコテージ付きの市民農園につきましては、農地法や他の法律等の関係もありますので、先進事例の研究を行

い、市町村等の相談に適切に対応してまいりたいと思うんです。どういうふうな形でモデル地区、移住モデルとしていくかということは、今、試行錯誤している状況ですが、その夢を捨てたわけではございません。

○福田作弥議員 知事の構想の中の一つにぜひはめ込んでもらいたい。なぜかと申しますと、経済効果ということを考えますと、まずコテージでは宮崎県の木材をたくさん使います。今、建築不況です。大工さんの仕事もふえますね。また、遊休農地、たくさん遊んでいるんです。この有効活用。こういう面が考えられまして、経済の波及効果が非常に大きいですから、私はあえて知事に、マニフェストを見ましたからお尋ねしたところであります。知事の熱意があれば可能だと思いますから、ぜひ積極的な推進方をお願いしておきたいと思えます。

続きまして、施設園芸にかかわる代替エネルギーの活用技術開発について。

国に対する提案、要望がされておりますが、太陽熱・光の代替エネルギーの活用技術等があります。本県では過去いろんな実験をやっております。それを蒸し返しておるのが現況のように思えてならないんです。ですから、宮崎県の場合は施設園芸の先進地でありまして、ノウハウも持っているわけでありまして、もう少し国に対しては実用的な提案や要望をすべきだと思います。例えば天然ガスのハウス暖房システムも、20数年前に実験が終わって、その実証結果も出ている。夏場の不需求期対策が大変だ。あるいは配管にお金がかかる。圧縮充てんにも機材が要る。太陽熱は曇天対策、木質系では自動投入システム等の開発、いろいろな問題がありました。こういう問題を踏まえて、ぜひ現場からの実用的な提案をすべきだと思います

が、これは関係部長でよろしいかと思います。お願い申し上げます。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 石油代替エネルギーについての御質問というふうに考えます。原油価格の高騰が続きます中で、農業分野における石油代替エネルギーの検討につきましては、農家の経営安定を図る上で大変重要なことであると考えております。このため県では、平成18年8月に「宮崎県農業用新エネルギー検討に関する連絡会議」を設置いたしまして、関係団体や関連事業者等と連携いたしまして、地域の特徴を生かした石油代替エネルギーの農業分野における利用可能性について研究を進めているところであります。具体的には、園芸用ハウス暖房機の代替エネルギーといたしまして、木質ペレットや天然ガスなどにつきまして現地実証試験に取り組みまして、A重油と同等の暖房効果を実証できたところがございます。県といたしましても、引き続き連絡会議を中心に、ランニングコストの優位性につきまして、木質ペレットなどの未利用資源の利活用の可能性につきまして研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○福田作弥議員 20年前に一回終わった実用化試験をもう一回やられたわけでありまして、念には念を入れておられると思いますが、もう実用化の段階であると思えます。積極的な取り組みをお願い申し上げます。

続きまして、行財政改革大綱の素案の概要に出先機関の整理統合について書いてございます。久々に本格的な組織の見直しに着手されようとしておりますから、私も、これはかなり組織機構の合理化になると期待をいたしておるんです。しかし、文面から見ますと、従来の縦割りのままの組織体制の見直しや統合再編

のようであり、いささか気になり質問をしたんです。どうでしょうかね、これは。久々に本格的な機構改革に、出先機関含めて着手されようとしておりまして、大変その意気込みを評価いたしております。しかし、素案の文面から見ますと、従来の縦割りの機構の中での見直しのように見えまして、いささか気落ちをしたんです。しかし、今からでありますから、知事とちょっとお話をすれば、方向転換ができて、さらに合理的な機構改革ができるのかなと考えて、お尋ねをするものであります。

○知事(東国原英夫君) 県の行政組織につきましては、財政状況が厳しさを増す中、一層の簡素効率化に努め、少数精鋭の経営体への転換を図っていく必要がございます。このような中で、出先機関につきましては、最近では、市町村合併に伴う福祉事務所の組織体制の見直しを初め、建築基準法の改正に対応した土木事務所等の建築部門の集約化、畜産試験場と優良家畜受精卵総合センターの統合、県民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するための担当制の出先機関への拡大等を行ってきたところであります。

御提言のありました、各部門の出先機関を統合した、いわゆる総合事務所については、現時点では、組織が大規模になることや、複数の庁舎に分かれてしまうことに伴う組織管理上の問題や、円滑な事務執行が確保できるか等といった課題が想定されるところであります。このため県といたしましても、まずは各出先機関に共通する総務事務の集約化を進めるとともに、現地・現場機能の確保等にも留意しながら、各部門ごとに組織体制の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 出先機関の整理統合は、県民サイドの簡素な行政組織を目指すべきであると

いうことを申し添えておきたいと思います。県民サイドの簡素な行政組織。今、スーパーに行ってワンストップショッピングができますね、あの方式なんです。ぜひ頭に御記憶をお願いしたいと思います。

もう一つ、宮崎市は中核市になりました。宮崎県の人口の3分の1を擁しているんですが、県と宮崎市との重複、二重行政を避けることによって、かなり合理化もできると思うんですが、その二重行政の面は今のところないんでしょうね、どうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 二重行政については、今、把握しておりません。他県で、県と県庁所在地との間で、国と地方にあるような二重行政があるとは聞いておりますが、本県については、まだ私は把握しておりません。

○福田作弥議員 今後の調査をお願いしたいと思います。

次に、今話題の、いわゆる県債等の利率であります。資料をいただきましたが、努力をされている経過は見られますが、やはり17年度末の資料でありますし、当時の金利ボトムでございますから、その利率から見ますといかがかなと思っているんですが、大丈夫でしょうかね、金利水準。これはもらった資料は2年前だったですよ。

○知事(東国原英夫君) 「大丈夫ですかね」と言われても……。

○福田作弥議員 内容は、県債基金の借入れの利率が、民間の借入利率等と比較をして大丈夫かということをお聞きしているんです。安い高いかということですね。

○知事(東国原英夫君) 直近であります平成19年5月の借入利率は、財政融資資金98億円が1.5~1.9%、公営企業金融公庫資金4億円

が1.9%、銀行等資金600億円が1.787~1.79%となっており。ここ10年間は2.5%以下の低金利で借入れを行っておりますので、決して高いとは言えません。ちなみに九州各県の状況を見ますと、宮崎県は6番目です。一番高いのが1.815%の大分県、うちは1.787%なので、6番目、あるいは7番目ぐらいに位置しております。

○福田作弥議員 各県の横並びよりも、知事は民間ということを言われますから、民間の借入利率等も参考にしてほしいと思います。

最後に、「改革をすべき宿命を知事も県議会も負わされているので、同じ方向を向かざるを得ない。県議会との対立は考えにくい」と言った政治学者がおられました。私の県議会カムバック以前の報道ですが、復帰後、まさにそのとおりだと、今回の質問を通して実感をいたしております。知事が言われるとおり、宮崎を変える。みんなで変える——真の宮崎改革が実現できるよう、お互いに努力してまいりたいものであります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、34番丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 西諸県郡選挙区高原町の丸山裕次郎です。高原町、野尻町の皆さんのおかげで、このたび再びこの壇上に立つことができました。改めて、これまでの御支援、御鞭撻をいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

東国原知事には初めての質問になりますので、知事に私のことを理解していただくために、今回、選挙で訴えてきたこと、また、私の政治信条、基本理念を先に述べさせていただきます。今回の県議会議員選挙は、私にと

りまして3期目の挑戦でしたが、昨年末の前知事の官製談合事件により、行政不信、政治不信、さらには知事選挙によりまして自民党不信といった、これまでと違った選挙戦でありました。その中で私が訴えてきましたのは——さきに述べました官製談合等により大きく宮崎県が揺らいでしまいました。今後は、宮崎県政が揺るぎなく前へ発展するために、地域振興、産業振興、医療福祉、教育など、宮崎が抱えているさまざまな課題に対し、熱意と誠意と創意を持って取り組んでいくことを訴えてきました。私の政治信条は、「郷土(ふるさと)と家族(ひと)を愛する政治」であります。また、「地域の声が反映される政治」「清潔で信頼される政治」であります。また、基本理念では、何事でも成就するために必要なものは、熱意、誠意、創意であると考えております。また、先人のたゆまぬ努力で今があり、この今が未来を切り開くのだと思っております。これまでの先人の熱意、誠意、創意が私たちの社会を支え、今があります。その貴重な今を未来の人たちにつなげていくことが、今生きている私に課せられた使命だと思っております。

以上、私の政治信念、基本理念等を述べさせていただきましたが、任期中、県内のさまざまな課題に対し議論を深めていきたいと思っておりますので、知事を初め執行部の方々の明確な答弁をお願いし、また、宮崎県が揺るぎなく前へ発展しますよう祈念し、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、私は自分の足で歩き、また肌身で感じてきました空き家対策についてお伺いたします。

私はこれまで、2期8年間の現地調査などの活動や、また、今回の選挙に当たり後援会活動

を通じて感じましたのは、空き家の増加にびっくりしております。この前まで人が住んでいた家なのに、なぜまた空き家になっているのかと、まだ十分に住める家なのになぜ空き家になっているんだろうかと、正直言ってもったいないなという気持ちと、このままの状況を放置しておく、地域の活力がなくなるだけでなく、治安にも悪影響が出るのではないかと心配しております。空き家といっても個人の所有物でありますので、多くの制約があるのは十分わかっておりますが、田舎に行けば行くほど今後さらに空き家がふえ、少子高齢化という問題ではなく、集落の存続といった人口減少問題であるととらえ、何らかの人口政策が必要になってきていると強く感じております。そこで、県として空き家状況をどのように把握しているのかお伺いいたします。

また、少子高齢化が進んでいる中山間地域での空き家の増加に対し、二地域居住等を推進してほしいと考えておりますが、どのように考えているのか。それぞれ担当部長にお伺いいたします。

私の集落では、農業の担い手として注目されております集落営農に取り組んでおります。この集落営農の基本理念として、自分たちの集落は自分たちで守っていくという気概で取り組んでおり、農業だけでなく、集落内にある伝統文化である棒踊りの継承に加え、福岡、熊本からの田植えツアーや稲刈りツアーなどを行っております。そのツアーの参加者から「もっと交流したい」という意見等があり、集落内にある、現在空き家になっている古民家を農家民宿の場として活用できないか、検討を行っております。そのような折、今回の補正予算の中で、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」700万

円の事業費が計上されておりますが、事業の目的と事業効果はどのように考えているのか。また、同事業で集落営農などの地域活動を行っている団体も対象になるのか、お伺いいたします。

また、昨年取り組んだ「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」約360万円の予算規模で、ホームページの作成やシンポジウムなどに取り組んでいるということですが、事業実績と成果がどのようなものであったのか、あわせて担当部長にお伺いいたします。

空き家が増加すると治安上も懸念されることから、何らかの対策が必要と考えますが、警察本部としての見解をお伺いいたします。

次に、1月に発生した高病原性鳥インフルエンザについてお伺いいたします。

1月11日に清武町で、1月23日に日向市で、1月30日に新富町で相次ぎ発生しました。特に3例目が発生したときは大変ショックで、畜産王国宮崎がどうなってしまうのだろうと大変心配をいたしました。しかし、畜産王国にふさわしく、農家、県、関係市町並びに関係団体の御努力で早急に終息することができました。まことにすばらしいことであり、国からも、宮崎県の防疫体制の評価は極めて高いと聞いております。また、心配しておりました風評被害も、知事の抜群のPR効果により最小限でとどまり、逆に現在では消費拡大になっていることは高く評価しております。東国原知事でなければできなかったのではないかとも思っております。

しかし、鳥インフルエンザが発生した折、知事は発生現場近くまで行かれました。その当時、マスコミからも非常に注目されており、多くのマスコミの方も現場に駆けつけておりました。防疫活動を行っているあの現場に、防疫認

識の少ない方があのように集まるのは、防疫上考慮しますと、知事は現場近くまで行くべきではなかったと私は思っております。私にはただ単なるパフォーマンスにしか映りませんでした。行くにしても、市役所等に出向き情報収集すべきではなかったかと思っております。宮崎は畜産王国です。宮崎のトップとして、知事の防疫に対する認識をお伺いいたします。

私も、その当時、環境農林水産常任委員長という立場もあり、清武町役場、日向市役所、新富町役場に出向き要望等を聞かせていただき、また、養鶏協会を初め多くの関係者からも御意見を賜り、県はもとより農林水産省まで出向き要望活動をさせていただきました。今回の鳥インフルエンザは、知事の言う県民総力戦で終息できたと思っておりますが、今回の発生を踏まえ、県、市町村、関係機関及び国との情報の共有化や役割分担の明確化などを初め、さまざまな問題があったと思いますが、その反省点と今後の改善策について、農政水産部長にお伺いいたします。

今回の鳥インフルエンザ対策は、発生農家を初め影響を受けた農家に対しては助成がなされ、大変助かったと聞いております。しかし、現制度では、本県が日本一を誇っているブロイラーの解体処理を行う食鳥処理場には全く救済措置がなく、今回の発生で1億円を越す損金が発生した処理場もあります。言うまでもなく、消費者は生きた鶏を買うのではなく、解体処理された鳥肉を買うのであります。一連の流れがあつてこそ成り立つのでありますから、何らかの救済措置が必要ではないかと思っております。鳥インフルエンザの感染源は、渡り鳥を初めとする野鳥という説が極めて高いと言われており、そうなれば、いつ、どこでまた発生して

もおかしくないと思っております。先ほど述べましたように、今回の宮崎の防疫体制は、国では高く評価されており、国において防疫指針の見直しを検討していると聞いておりますが、その進・状況と本県からの要望について、あわせて農政水産部長にお伺いいたします。

また、今回の補正予算の中に高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業が提案され、その中で5,000万円県が基金造成する予算が提案されておりますが、その用途基準と運用について、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、入札制度についてお伺いいたします。

昨年末、県発注の橋梁設計委託業務において官製談合事件が発覚したことは、まことに残念なことでありました。私は元県土木部職員であつたので、今回の事件にかかわつたとされる県幹部の職員の方々には、県職員時代に大変お世話になっておりましたので、大変ショックを受けたものであります。県では、官製談合以来、入札制度改革に取り組み、さまざまな検討を行われ、ことし3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を出され、さらに、新たな行財政改革大綱の素案を5月に発表され、意識改革、経営改革、協働改革、入札改革、財政改革の5つの柱から成っております。入札制度の透明性を高めることは必要だと理解はできますが、品質の確保や安全の確保、また、建設産業の健全育成といった観点が大きく抜けているのではないかと思っております。官製談合は、県、特に知事に大きな責任があるのに、建設業だけが悪いことをしたかのような感じにとらえられ、建設業だけを締めつける改革はいかかなものかと思っております。そこで数点お伺いします。

まず、最低制限価格の設定についてでありま

す。現在の最低制限価格の根拠は、設計金額の中の一般管理費、共通仮設費、現場管理費などの経費に、工事ごとにある程度の係数を掛け、算出していると聞いておりますが、一般管理費は請負業者の利益部分であり、その部分がある程度削除、減額するのは理解できますが、共通仮設費及び現場管理費は必要経費でありますので、減額するのはいかがなものかと思っております。実際に現在の最低制限価格は予定価格の70数%ということになっているようで、品質確保、安全性の確保の観点から低過ぎるのではないかと思っております。また、現在、予定価格が事前に公表されているため、しっかり積算せずに適当に入札に参加している不適格な業者がいるようですので、予定価格の事前公表は、不適格業者の排除という観点から事後公表に変更すべきだと考えております。そこで、最低制限価格と予定価格の事前公表のあり方についてお伺いいたします。

また、あわせて、建設業者の手持ち工事量や地域貢献等も考慮した総合評価方式の拡大もすべきと考えておりますが、県の考え方をお伺いします。

次に、発注後の発注者と請負者の関係についてであります。法令ではあくまで対等な立場であるはずなのに、発注者が強過ぎるといのが現状だと思います。これは下請のときにも散在するような感じに聞いております。そこで、発注者と請負者が対等な立場を構築するため、第三者機関を設置するべきではないかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

また、あわせて、工事の検査について、検査員ごと、あるいは発注部局ごとに点数のつけ方に差があるのではないかと思います。検査体制の充実が必要だと考えていますが、見解をお伺

いします。

次に、工事实施前の測量設計についてお伺いいたします。測量設計業界も、官製談合以来、非常に低入札の状況が見受けられ、品質の確保が保たれるのか心配な状況になってきております。耐震偽装が一時話題になりましたが、今後は測量設計にも出てくるのではないかと心配をしております。また、現在の測量設計に関する検査体制は十分でないのが実情ではないかと思っております。そこで、工事实施前の測量設計の検査体制の充実と、測量などの委託業務も、品質の確保を考慮し、最低制限価格の設定や入札資格の厳格化を行うべきではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

最後に、災害時等の緊急体制についてお伺いいたします。記憶に新しい昨年の延岡市の竜巻被害や、一昨年の台風14号の大災害時に、いち早く重機等を現場に持ち込み、昼夜を問わず命がけで県民のために頑張ったのは建設産業ではないかと思っております。しかし、一部の県民や報道には、「建設産業は後の仕事でもうかるからやっている」といったような間違った認識があるような気がします。そこで、これまで建設関連の方々が行ってきました貢献をどのように評価されているのか、知事にお伺いします。

また、入札制度改革が進み、現状のような低入札の状況では、建設産業の淘汰や体力の減少が容易に想像でき、これまでのような災害時の緊急体制に支障が生じ、県民生活に甚大な被害が想定できます。そこで、今後の災害時の対応をどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

次に、産業開発青年隊についてお伺いいたします。

産業開発青年隊は、本県の建設産業を支える

人づくりの場ということは御承知のことと思いますが、少し紹介をさせていただきます。産業開発青年隊は、昭和26年に「災害予防対策実践班」として発足し、昭和28年に現在の「宮崎県産業開発青年隊」に名称を変更しております。これまでに、南郷村の渡川を初め、串間市市木、木城町切原などで各種土木工事に従事しながら、昭和40年に現在の清武町に移り現在に至っております。「働きながら学ぶ」という実践と学習、全寮制の中で「友愛・希望・協力」という精神を養っております。これまでに4,500名を超す修了生が、県内の建設産業を初め多くの産業で中心的な存在で活動しており、また、ほとんどの方が消防団活動を初め地域貢献も多くしております。産業開発青年隊は、近年の建設産業を取り巻く影響を受け、急速に入隊希望者が減少しております。ニーズに対応するのではなく、シーズ——宮崎の人づくりの場、宮崎の「人」という種をまく場として最高の場と私は考えております。知事は、ことしの産業開発青年隊の修了式並びに入隊式に参加されておりますが、産業開発青年隊に対する感想をお伺いいたします。

次に、市町村合併についてお伺いいたします。

旧市町村合併法のもと、本県でも市町村合併が進められ、44市町村あったのが30市町村になりました。旧法のもとで合併協議を行いました。各市町村の考え方の相違で合併に至らなかったケースもありました。ことしの統一地方選挙が終わり、新法期限まで約3年余りになり、合併に対する機運が高まってくるのではないかと考えております。私は、合併は10年、20年先を踏まえたまちづくりのあり方の議論をしっかりすべきだと思っております。そのため

には、宮崎という枠組みを超えた発想、わかりやすく言いますと、私の西諸という地域を挙げさせていただきますが、宮崎県の中の西諸という位置づけだけでなく、九州の中の西諸はどういう位置づけなのか。また、アジアの中での西諸はどういう位置づけなのかといったマクロ的な視点に立って、地域の特性を伸ばしていくためには、まちづくりをどのようにするか議論すべきではないかと考えております。そこで、旧合併特例法下で合併に至らなかった市町村の考え方の隔たりを埋めるために、マクロ的な視点で描いた地域の将来ビジョンを見据えて議論するよう、県として助言すべきではないかと思っておりますが、地域生活部長に見解を賜ります。

また、福岡県では法定合併協議会の設置勧告が行われたところもありますが、本県ではそのような勧告を出す考えはないのか、知事にお伺いいたします。

最後に、企業誘致についてお伺いいたします。

今回の補正予算で企業誘致促進補助金制度の改善が行われ、これまでの補助金最高限度額5億円を、九州最大の50億円に増額しました。また、宮崎フリーウェイ工業団地限定の補助制度の新設は高く評価するところであります。そこで、今回の企業立地促進補助金制度の効果と、フリーウェイ工業団地への企業誘致の取り組みについてお伺いいたします。

私は、今回の質問に関してはこれまでのような質問をさせていただきました。といいますのも、本会議場の質問といいますのは、今やるべきことだけではなく、任期中にしっかりと議論を進めていくものだというふうに思っております。一問一答方式、いろんな方式があろうと思

いますが、私はこの方式で今後とも進めていこうと思っておりますので、執行部の皆様方には、しっかりとした答弁をお願い申し上げます。壇上からの質問を終わります。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 丸山議員の御質問は、大変滑舌がよく、舞台俳優のような発声で、非常によく聞き取れました。ありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザの防疫作業中に私が現場に行った行動と、防疫に対する認識についてであります。今回、本県で発生した3件の農場のうち、日向市、新富町については、蔓延防止や防疫作業に支障がないよう、現地対策本部の指示に従いながら現場確認を行ったところであります。県民生活や本県経済に与える影響の大きさを考えますと、発生現場に行くことは、対策本部長としてその後の防疫対応を的確に行う上で不可欠であるとの考えによるものでございます。実際、現場の非常性や深刻性、緊急性に直接触れることができ、その後の防疫対策や風評被害対策の大いなるモチベーション、やる気を起こしたわけでございます。ちなみに申し上げますれば、他府県の県知事も現場に行っておられます。今後とも、市町村、関係団体と十分連携し、発生防止と発生した場合の早期通報、迅速な初動防疫体制の整備など蔓延防止に向けた取り組みに、常日ごろから万全を期したいと存じます。

続きまして、建設産業の評価等についてであります。建設産業は、社会資本の整備や地域の雇用を担う本県の重要な産業であり、災害発生時には最前線で復旧に努力されるなど多大な貢献をさせていただいております。このため、入札・契約制度の改革に当たりまして、県発注の公

共工事については原則として県内建設業者に発注するとともに、工事規模や種類などを勘案した地域要件も設定しているところであります。さらに、価格と品質を総合的に評価する総合評価方式や入札参加資格審査においても、企業の地域貢献を評価するなど、建設産業の育成に配慮しているところであります。

次に、今後の災害時の対応についてですが、現在、大規模な災害が発生した場合の応急対策につきましては、建設関連団体と協定を締結し、協力体制を整備しているところでございます。今後、さらに協力体制を充実させてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、産業開発青年隊についてであります。産業開発青年隊の修了式と入隊式には私も出席させていただきましたが、修了生はもちろんのこと、入隊後間もない隊員もきびきびと入場するなど、全寮制による規律ある集団生活と訓練の成果を目の当たりにし、各方面から高く評価されていることを実感したところでございます。

御指摘のように、産業開発青年隊は昭和26年に創設され、「働きながら学ぶ」を教育理念とし、4,500名を超える修了生が建設産業を中心に県内外で幅広く活躍されておりますが、近年、少子化や社会経済情勢の変化等により入隊者は年々減少しており、県内建設業への就職者も修了者の6割程度にとどまっております。ニーズからシーズというお話がございましたが、そのシーズが非常に少なくなっておる次第でございます。県といたしましては、入隊の年齢制限の緩和や受験機会の拡大を行い、さらには関係者の協力をいただきながら、高等学校へじかに足を運ぶなど精力的に募集してきたところでございますが、入隊者は定員の半分に満たない状況

にあります。このような隊員数の減少により、養成にかかる経費も相対的に多額に上っており、本県の財政状況や費用対効果の面から、産業開発青年隊の運営は非常に厳しい状況にあると考えております。

続きまして、市町村合併についてであります。少子高齢化の進行や厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、市町村の行財政基盤の充実強化を図るため、引き続き、合併新法下での自主的な市町村合併を推進していく必要があると考えております。お尋ねのありました法定合併協議会の設置勧告につきましては、「市町村合併は市町村と住民の皆さんが自主的、主体的に判断されるものである」という基本的な考え方に立ち、各市町村の合併に向けた取り組みの状況などを十分に踏まえた上で、適切に対応していくことが肝要であると考えております。いずれにいたしましても、合併新法の期限である平成21年度が迫っておりますので、今後、市町村におかれましては、できるだけ早い段階で自主的に法定合併協議会を設置され、本格的な合併の協議を深めていただきたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、中山間地での空き家の増加についてであります。二地域居住等を促進するに当たって、市町村から、空き家の有効活用が図れないものかといった意見がしばしば聞かれるところでもあります。田舎暮らしを具体的に検討されている方にとっても、住居に関することは大変重要な要素であり、空き家の活用は、二地域居住等を促進する上で有効な手段の一つであると考えております。このようなことから、今年度の

新規事業で今議会に提案しております、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」の一つとして、市町村において登録物件を紹介する空き家等情報バンク活動への補助制度を設け、その活動を支援していきたいと考えております。

次に、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」の目的等についてであります。この事業は、団塊の世代を初めとしたあらゆる世代の都市住民等による本県での二地域居住等を促進し、地域の振興を図ることを目的としたものであり、ホームページの更新・充実や、東京の「ふるさと暮らし情報センター」への窓口設置、市町村の取り組みへの支援、もてなし研修の実施を考えております。市町村の支援では、宮崎の生活を体験していただく「お試し滞在」や都市部でのPR、空き家等情報バンク活動に対し補助することとしております。これらの事業を実施し二地域居住等を進めることにより、交流人口の増加による経済効果や、社会活動等の担い手増加による地域の活性化が図られるものと考えております。

なお、補助事業については市町村を対象と考えておりますが、実際の活動においては、地元でさまざまな活動を行っている団体と地元市町村が連携を図りながら進めていくことは十分あり得ることと思っております。

次に、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」の実績等についてであります。昨年7月、市町村やグリーン・ツーリズム関係団体、旅行者等約130名を対象にしたシンポジウムを開催し、市町村等における交流居住に向けた環境づくりを推進したところであります。また、10月には「宮崎ふるさと暮らし」情報サイトを県のホームページ内に開設し、各市町村における交通、教育、医療、福祉等の生活環境や、田舎暮

らし・農林漁業体験プログラム等の受け入れ体制、Uターン、Jターン、Iターン施策等に関する受け入れ環境情報を発信しております。サイトの開設から先月までの8カ月間に約1万7,000件を超えるアクセスがあり、県や市町村に対する具体的な相談も、月に30件程度寄せられております。これら宮崎に関心のある方々におもてなしの心で対応し、二地域居住等へつながるよう、今後とも市町村等と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、市町村合併についてであります。市町村合併は、住民の方々が長年なれ親しんだ市町村の枠組みを見直すという、非常に困難な協議の積み重ねが必要であります。旧合併特例法下で合併協議会を設置しながら、結果として合意に至らなかった市町村におかれては、それぞれの御事情、御判断があったものと考えております。しかしながら、今後、より一層高度化・多様化する住民のニーズや、厳しさを増す地域間競争に、現在の体制のまま的確に対応することができるのか、改めて議論する必要があると考えております。県といたしましても、今後、既存の市町村の枠組みにとらわれることなく、地域の将来像を見据えながら、地域一体となった発展を目指すという観点からも、市町村合併の議論が進められるよう、適切な情報の提供や助言に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

企業立地促進補助金の制度改正等についてであります。企業誘致につきましては、自治体間競争が激化いたしまして、優遇制度が多様化・高額化している現状にありますことから、今回、補助金の最高限度額の引き上げや、懸案で

あります宮崎フリーウェイ工業団地に限定した補助制度の新設など、喫緊の課題に対応するために制度の改正を行うこととしたものでございます。これによりまして、大きな経済効果と大量の新規雇用が見込めます大型投資案件に対し、より魅力ある提案ができるようになるなど、積極的な誘致活動が展開できるものと考えております。また、宮崎フリーウェイ工業団地に立地する企業に対しましては、投資割補助を他地区への立地に比べて2%高くするなど、優遇した補助を行うこととしております。今後は、優遇措置充実のPRを広く行いますとともに、企業誘致アドバイザーの活用など、関係の市や町と連携しながら幅広く誘致活動を行うことによりまして、宮崎フリーウェイ工業団地への企業立地促進に努力してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 高病原性鳥インフルエンザに対しまして一連のお尋ねについてであります。

まず、今回の発生を踏まえた反省点と今後の改善策についてであります。今回、県内3カ所で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、国、市町村、関係団体等と県が一丸となって迅速に対応しました結果、防疫措置を短期間に完了でき、関係方面から高い評価を受けているところであります。しかしながら、御質問にありましたように、今回の発生におきまして、情報の共有化という面では、発生の届け出から診断の確定に至るまで、情報管理の面において関係機関内に連携の不備が認められました。また、役割分担につきましては、防疫措置に係る指揮命令系統の混乱や、人員配置の不備といった課題が生じてまいりました。したがって、今後、3カ所の事例を踏まえな

がら、情報の共有化、あるいは役割分担の明確化等につきまして、防疫演習を繰り返す中で再検証しますとともに、防疫対策マニュアルをより実態に即したものに直視してまいりたいというふうに考えております。

次に、国の防疫指針の見直しを進・状況と本県からの要望についてであります。4月に開催されております国の家きん疾病小委員会におきまして、防疫指針につきましては、今回の一連の発生における防疫対応の検証を踏まえ、整理・検討することが必要との報告がなされております。国は今後、同委員会で見直し案を引き続き検討し、パブリックコメントを経て防疫指針を改正する予定であると聞いております。国の見直しに当たり、県といたしましては、今回の発生を踏まえ、移動制限範囲の縮小や食鳥処理場の取り扱いについて要望しているところであります。

次に、基金の使途基準と運用についてであります。新富町での発生は、食鳥処理場が移動制限対象となっていましたことから、家畜伝染病予防法の支援の対象にならない種々の損害が明らかとなってまいりました。このため、県独自の「宮崎モデル」として、万が一の発生に備えた農家や食鳥処理場等への支援を行うため、ブローラー関連業者と県で基金を造成することとし、本議会に予算をお願いしているところでございます。本基金の使途基準につきましては、関連農場の出荷や入雛遅延、すなわちひなを入れてくる時間のおくれということ。さらには食鳥処理場の操業停止に係る損害とすることにいたしております。その運用につきましては、今後、ブローラー関係業者等の意向も踏まえながら、家伝法での支援対象とならない方々への支援という基金の目的に従いまして有効に活用さ

れるよう、詳細について十分検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、空き家の状況についてでございます。総務省統計局が「住宅・土地統計調査」を5年ごとに実施しており、この中で空き家の状況が把握されております。一番最近の調査は平成15年に実施されましたが、その調査結果によりますと、県全体で約5万4,000戸、賃貸住宅と賃貸住宅以外のベースで申しますと、賃貸住宅が約2万3,000戸、賃貸住宅以外が約3万1,000戸となっております。また、市部と町村部の別では、市部におけるものが約3万9,000戸、町村部のものが約1万5,000戸という状況になっております。この平成15年の空き家の数は、その5年前、平成10年の調査結果と比較いたしますと、約1割程度増加している状況になっております。

次に、入札・契約制度の一連のお尋ねについてでございます。

その1番目といたしまして、最低制限価格と予定価格の事前公表のあり方についてであります。予定価格及び最低制限価格は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づきまして、入札の透明性の確保を図るために公表することとされております。現在、予定価格につきましては、事前漏えい防止の観点などから事前公表としているところですが、今後、入札結果等の検証を行いまして、事前公表を継続するか、事後公表とするか、検討を行うこととしております。

次に、最低制限価格につきましては、工事の品質確保や下請保護などを含めた適正な施工の

確保の観点から設定しておりますが、公共工事の縮小や一般競争入札の拡大に伴い競争性が高まっていることから、最低制限価格周辺での入札がふえております。予定価格等の公表制度や工事費積算ソフトの開発により、その推計が容易になってきていることもあり、今後、算定方法や価格のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、総合評価落札方式の拡大についてであります。総合評価落札方式は、従来の価格のみによる競争とは異なり、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。県では、公共工事の発注におきまして、昨年度3件を試行したところであります。今年度はさらに30件程度に拡大することとしております。価格以外の要素の評価に当たりましては、簡易な施工計画や企業の施工実績などの技術力に加えまして、企業の地域社会貢献度を評価するため、地域内における営業所の有無、災害時の地域貢献や地域でのボランティア活動などを評価項目に設定しております。また、建設業者の手持ち工事量の評価につきましては、国や他県の状況も踏まえながら研究していきたいと考えております。総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進を図るとともに建設業者の育成にもつながりますので、今後とも件数の拡大及び評価項目の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、第三者機関の設置についてであります。工事請負契約は、発注者と受注者とがそれぞれ対等な立場で締結するものであります。このため、工事条件の変更は県と工事請負者とが協議して決定するとともに、県が請負者に損害を及ぼした場合には必要な費用を負担することとしております。また、工事の施工に支障が生

じないように、請負者からの協議等に対しては、原則として24時間以内に回答するワンデイレスポンスの取り組みも進めているところであります。契約内容等について疑義や不服がある場合には、管理課等に設置された建設業者相談窓口で対応することとしているほか、契約に関して紛争が生じた場合には、民間の有識者等で構成する第三者機関の「宮崎県建設工事紛争審査会」で解決を図ることが、工事請負契約約款に明記されているところであります。

次に、検査体制の充実についてであります。工事の検査につきましては、平成16年度に工事成績評定要領を、環境森林部、農政水産部及び県土整備部で同時に改訂し、工事成績採点の調査項目を細分化するなど、より客観性の高い評定が行われるよう見直しを行ったところであります。また、3部の工事検査専門員による連絡調整会議や、各部で開催する工事検査専門員会議を通じまして、工事検査の的確性や共通認識を深め情報共有を図るなど、工事の適正化とばらつきのない厳格な評価を行い、検査技術の向上に努めているところであります。なお、平成20年度を目途に、公共工事の一層の品質確保を図るため、工事検査部門の統合などにより体制の充実強化を図ることとしております。

次に、測量設計の検査体制の拡充と委託業務の最低制限価格の設定等についてであります。測量設計の検査体制につきましては、委託業務の成果品の品質が、その後に実施する工事の品質に大きな影響を与えることから、今後とも、複数の調査職員による監督や、照査要領によります成果品のチェックを厳正に行ってまいりたいと考えております。委託業務に係る最低制限価格の設定につきましては、適正な履行を図る観点から、その設定の適否について、国や他県

の事例等も参考にしながら検討していくこととしております。

なお、測量、補償関係業務につきましては、一般競争入札の試行を7月から実施し、10月から本格実施することとしており、その入札参加資格要件につきましては、同種業務の実績、配置技術者の資格や経験を求めること等により、品質確保を図りたいと思っております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（吉田尚正君）〔登壇〕 お答えします。

空き家に対する防犯対策についてであります。空き家等につきましては、少年のたまり場、あるいは犯罪等に利用されるおそれがございますので、日常のパトロールや巡回連絡などの警察活動を通じまして実態把握に努めております。今後とも、地域住民の方々や空き家等の所有者・管理者の方々と十分に連携を図りながら、管理体制の強化を働きかけるとともに、警察官によるパトロールなどの街頭活動を強化いたしまして、犯罪の未然防止に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 今、執行部の方から答弁がありました。やはり空き家につきましては、市よりも町村、田舎に行けば行くほど多いというのは数字で出ていまして、これは、少子高齢化が進んでおりますので、さらにふえているというふうに認識せざるを得ないというふうに私は思っております。そこで、早目に実態調査をやりたいというふうに思っています。市町村の空き家バンクを支援していきたいというふうに地域生活部長が申されたんですが、本当に空き家バンクができるのかどうか。登録してくれば、今度のお試し事業でできるということなんです。なかなか厳しいのでは

ないかと。精神的には物すごくいいんですが、具体性には欠けているような気がするんです。実践方法としては、その登録の仕方とかはどういった形でやっていこうというふうに考えているのか、地域生活部長にお伺いいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 空き家の登録制度でありますけれども、これにつきましては、一義的に市町村の方でやっていただくことを考えております。一番直近のところに市町村がいるわけですから、一番詳しいと思っております。やり方といたしましては、例えば地域内の市民あるいは町民、村民に対して、「どこどこに空き家はお持ちじゃないですか。空き家を知りませんか」ということを市町村の方に一元的に集めていただいて、その情報を県の方にいただくと。そういうことで、今度は県の情報サイトから発信をすると、そういうふうな方法を考えております。そして、市町村等からの呼びかけにつきましては、パンフレットあるいはリーフレット等を作成して、住民の皆さんがより興味を持っていただくような方法をとりたいと考えているところであります。

○丸山裕次郎議員 しっかりとした呼びかけなり——お試しだけであって、それで前に進まなければ……。

知事がマニフェストで言われている、移住100世帯というのがあったと思います。実は、私の親戚なんです。愛知県の方からことしの3月に宮崎に移住してこられました。これは団塊の世代なんです。お父さんの介護のこともあって帰ってこられたんです。空き家といいますが、表現は好ましくはないかもしれませんが、そこに帰ってきました。しかしながら、帰ってくるに当たっても、確かに年金生活がメインだろうと思っておりますけれども……。お

試し事業の中を見ても、サーフィンができますよとか、趣味がいっぱい、ゴルフができますよだけでは、私は全然だめだと思っています。こっちに移住してきた後の職、仕事をある程度しながら生きがいを持たないと、このお試し事業といいますか、知事の言う移住政策にはつながっていかないというふうに思っております。移住後も含めた総合的な移住政策に関して積極的に取り組むべきというふうに思っていますが、知事もマニフェストで100世帯移住させたいということをおっしゃるので、知事にお考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） お尋ねの件についてでございますが、御案内のとおり我が国は、本県も含めて、これまで経験したことのないような人口減少・少子高齢社会を迎えているわけでございます。地方への移住政策というのは、地方の再生・活性化を図る観点から、国土政策上重要な課題の一つとなっております。どの地域も移住促進に非常に力を入れているわけですが、本県におきましても、「新みやざき創造計画」の重点施策として、「おもてなし日本一移住促進」を掲げたところでございます。御案内のように、100世帯というのが4年間の目標でございます。今後、本県への移住をさらに進めるためには、住宅や雇用の場の確保を初め、医療・福祉の充実などの生活全般にわたる受け入れ環境の整備が必要だと考えております。

蛇足ではありますが、私も本県にUターンしてきましたが、友達等々、知人等々をこの時点でもう5世帯誘致しております。移住を誘致しております。きょうもマンションのエレベーターの中で、お一組の老夫婦が「東京から移住してまいりました」と言っておられました。「県か、あるいは市町村に一報をいただきました

か」と言ったら、「いや、一報はしておりません。我々勝手に決めました」と。ぜひ一報をお願いいたします。それで1世帯とカウントされるわけでございます（笑声）。

中でも、御案内のように、雇用の場の確保につきましては、県内のUターンやIターン就職を促進するために「ふるさと宮崎人材バンク」の運営とか、新たに農業を始めようとする方が就農に必要な知識・技術を習得できる「みやざき農業実践塾」の実施などに取り組んでいくとともに、「働く場づくり・ものづくり振興」の観点から、企業誘致活動の推進や地場産業の振興、農林水産業の活性化、観光振興、また、これらの基盤である交通網や情報通信環境の整備促進など、これまで以上に産業面にも重視した底上げを図っていくわけでございます。さらに、暮らしの充実という面から医師の確保——移住者にとって医療体制というのは非常に重要な要件だと思います。医療提供体制や地域福祉の充実、もちろん防災や地域安全等々の推進も含めて、総合的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○丸山裕次郎議員 できれば、知事が言われるマンションではなく、私は過疎地域のほうに非常に重点を置いていただきたいというふうに思っております。といいますのは、私の周りには空き家がどんどんふえておまして、あと10年先には集落すらなくなる地域も出てくるのではないかというふうに思っております。非常に心配しておりますので……。しかしながら、集落営農という形で今、取り組みをさせていただいておりますので、また、集落営農をしますと、機械を持っている方のちょっとした手伝いとか、いろんな手伝いができる仕事もあるし、いろんな地域交流がないと、ただ帰ってきて

も、周りとの接触がなければ、どんどん病気が
いいますか、ひきこもりといえますか、そうい
う形になってしまいがちだというふうに聞いて
おります。シルバー人材センターで働いている
方々は老人医療費は半分で済んでいるとかいう
形で、やっぱりしっかりと仕事をフォローして
いくことが重要だというふうに認識しておりま
すので、そういった意味でしっかりと移住政策
をやっていたきたいというふうに思います。

次に、県土整備部長にお伺いしますが、先ほ
ど第三者機関を設けるべきではないかという話
の中に、現在でも不服審査会に申し立てている
ということでありませうけれども、発注者側はそ
うでしょうが、請負者側はなかなかそこまで
持っていきづらいというのが現状ではないのか
なというふうに思っております。でありますの
で、もし数値がわかればなんですが、この審査
会に、平成17年、18年何件申し立てがあったの
かお伺いしたいというふうに思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 最近の実績で
ございますけれども、平成17年に1件あったき
りでございます。そういうことで、御指摘のと
おり非常に使いづらいかもしれません。先ほど
も答弁で申し上げましたけれども、事務所に相
談しにくければ、本庁の方に相談していただい
ても結構でございますので、できるだけ対応を
させていただくような形にさせていただきたい
と思っております。

○丸山裕次郎議員 知事、今1件ということであ
ります。非常に相談しにくいということであ
ります。第三者機関を設置しないと、建設産業
の方々は苦勞するだけであって、恐らく廃業も
しくは倒産に追い込まれてしまうと思っていま
す。今の状態は、仕事をとっても地獄、とらな
くても地獄という形で、いつやめようか、逃げ

てしまおうかというような方が多いのでありま
す。実際、残念ながら、私の友人も今、連絡が
とれない状況になっております。これ以上、建
設関係の方々が苦しめば、知事が言う県民総力
戦ということはないというふうに思っておりま
す。

近年、「大学」という古典を勉強している中
にこの文がありましたので、少し読ませていた
だきます。「徳は本なり。財は末なり。本を外
にし末を内にすれば、民を争わしめて奪うこと
を施く。是の故に財聚れば則ち民散ず。財散ず
れば則ち民聚る。」、これは、要するに「徳が
本で財は末である。本である徳をおろそかにし
て、末である財を重んずれば民を争わせてしま
と、それを施してしまう」ということでありま
す。実際それを今、県の方は行っているのでは
ないかと。また、税を厳しく取り立てれば、そ
の国からは民が逃げてしまう。逆に、しっかりと
したことをやると民が来てくれるということ
であります。今の宮崎県の状況は、ただ県が厳
しくしていて、県民に対して、特に建設産業に
対しては何もしてくれないのが現状だというふ
うに思っておりますので、しっかりとしたサポ
ートも含めてお願い申し上げまして、質問を終
わります。（拍手）

○坂口博美議長 ここで、10分間の休憩をいた
します。

午後3時9分休憩

午後3時19分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

次は、8番山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） それでは、
通告に従いまして順次質問に入らせていただき

ます。

その前に、私は都城市議会議員2期5年の経験のもと、ことしの4月の統一地方選挙におきまして、都城市選挙区のたくさんの皆様方と出会い、そして温かい御支援をいただき、無事当選を果たすことができました。改めて、この壇上に立ち責任の重大さを感じているところがあります。諸先輩議員各位、そして同期の皆さん、また、東国原知事を初めとする執行部の皆さん方、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いを申し上げたいと存じます。

今回の選挙戦の中で、昨年秋の県政の不祥事を受けまして、東国原知事の「宮崎をどげんかせんといかん」という熱い気持ちと同じように、「宮崎県を、あるいは都城地域を、そして農林業を何とか元気にしてほしい」、さらには「息子の働く場所をつくってほしい」「介護福祉を充実してほしい」などの多くの声が寄せられ、宮崎の改革、再生が求められた選挙でもありました。県議会のあり方についても、市民の皆さん方から厳しく問われたところでもありました。

私自身は、高校卒業後、農業に従事してまいりましたが、農業をめぐる動きも、今日までに大きな変化を遂げてまいりました。国際貿易の伸展する中、農林水産業の第1次産業のみが他産業の発展から取り残されているような気持ちに陥るときもあります。しかし、人間が生きていくために必要な食料を供給する産業は、これからも持続的に発展していかなければならないことは、だれしもが認めるところであると思います。私は、農業を何とか元気にしたいという熱い思いを中心に訴えてきたところでもあります。ここに、気持ちを新たにして頑張っておりますので、皆様方の御理解と御協力をよろし

くお願いいたします。

それでは、初めての登壇でありますので、今日多くの県民が抱えている不安、そして私の思う諸課題等を訴えながら質問に入らせていただきます。

まず、「新みやざき創造計画」についてお尋ねをいたします。

県は、東国原知事のマニフェストをもとにした、新たな総合計画であります新みやざき創造計画を策定されました。この計画は、知事の任期期間である4カ年の県政運営の基本的な考え方や重点施策の内容を盛り込んだ新しい総合計画であります。今回の県民総力戦で進める新みやざき創造計画の実現に向けては、まさに115万県民の全員の協力が必要であると思っております。この新みやざき創造計画を進めていく上で、県民に期待されることは何なのか、また職員に何を期待されるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、企業誘致について、商工観光労働部長に3点ほどお伺いをいたします。

まず、第1点目ではありますが、企業誘致は、全国はもとより県内各地域とも、地域の将来をかけて必死で取り組んでおられるところでもあります。しかしながら、新たな企業誘致が新たな地域格差を発生しても、均衡ある県土の発展にとっては問題だと思っております。ついては、県内への企業誘致に当たっては、どのような企業を、どのような地域に配置しようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

第2点目は、今回新たに引き上げられた大規模立地企業への企業立地促進補助金が、九州でもトップであることは、企業の県内進出への意欲や動機を高める効果は大きいと考えられます。そこで、この大型企業はどのような企業を

考えておられるのかお伺いをいたします。

第3点目として、企業誘致に向けては、これまでにも県内それぞれの地域で取り組まれてきております。企業も、進出するに当たっては、大規模な土地を必要とする製造業、あるいは労働力を必要とするもの、IT等のソフト企業等いろいろあると思うんですが、宮崎県の基幹産業である農林水産業を活性化あるいは元気づける関連企業の誘致も、一方では重要であると考えているところでもあります。そこで、今回の企業立地促進補助金の見直しの中で、農林水産業の基幹産業と連携した企業への補助金の充実強化をされたのか、あるいはこの見直しのポイントはどこに置かれたのか、お伺いをいたします。

次に、福祉政策について福祉保健部長にお伺いをいたします。

平成12年にスタートしました介護保険も8年目を迎え、県内の介護支援施設も順次充実してきていると私は感じております。しかし、毎年高齢者が急速に増加している一方で、施設の不足が地域で生じているのではと危惧いたしておるところであります。また、市町村にとっては、財政難の中で介護保険への負担の増大が大きな問題となってきました。したがって、財政改革が進められる中では在宅介護が叫ばれるのも納得できるものであります。そこで、現在、県内における要介護認定者数、介護給付費及び県費負担金の推移をお伺いいたします。

また、要介護認定4から5の認定者数、この方が何名ほどおられるのか。そして、この認定者の中で在宅介護を受けておられる方が何人おられるのか、お伺いいたします。

次に、農政問題についてお伺いをいたします。

宮崎県は、温暖多照な気候条件を生かしてさまざまな農畜産物が生産され、現在では農業産出額が全国第6位で、我が国の食料供給基地として重要な役割を担っております。しかし一方では、大消費地から遠いというハンディキャップもあります。そこで、知事にお尋ねいたします。本県農業の将来像をどのように認識されておられるのか。特に、「攻めの農政」、あるいは地域の特性を生かした「みやざきブランド」の確立に向けて、将来、例えば10年先を見通したときに何が重要と思われるのか、お伺いをいたします。

次に、EPA対策について農政水産部長にお伺いをいたします。経済のグローバル化の進展に伴って、農産物輸入関税の撤廃の動きが活発化し、予断を許さない状況にあります。もし、米や肉・牛乳等の畜産物の関税が撤廃されると、本県はもとより、我が国農業を崩壊させるものであります。地域経済に大きな影響を与えるものであります。本県では、オーストラリアとのEPA交渉で輸入関税が撤廃されたときの悪影響が、肉用牛、乳用牛などの産出額で約687億円、現在の本県農業産出額の約20%になるものと思われま。また、関連する他産業への影響を含めると約1,000億円もの損失が出ると予想されております。そこで、このようなグローバルな動きに対してどのような認識をされておられるのか、お伺いをいたします。また、その対策についてもお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

総合計画を推進する上で、県民や職員に期待することについてであります。私は、無から有

を生み出す、これまで価値がないとされてきたものに価値を見出すというアイデア、例えば県庁舎や公舎自体を観光資源にする、そういった発想の転換をし創造することこそが、この厳しい自治体間競争を勝ち抜く時代に最も必要なことであると考えております。それをもって、このたび「新みやぎき創造計画」を策定させていただきました。地方の再生や活性化に関する議論の中で、お決まりのように、個性を生かした、自主自立の地域づくりの必要性が語られておりますが、真に独創的で価値あるものを生み出すことは、実は大変困難なことであると考えております。私は、その真の創造にチャレンジしていきたいと考えております。私淑する故岩切章太郎翁の「心配するな工夫せよ」、この言葉を胸に、宮崎をどげんかせんないかん、そう考えているわけでございます。

しかしながら、私一人ではどげんもできません。私は従来の発想を変えて、県民、県職員、県議会、まさに総力戦で新しい宮崎の創造に取り組もうと主張させてもらっております。県民の皆さん一人一人が県政に積極的に参画し、要求し、知恵を出し、汗を流し、協働参画で県民総力戦で施策に従事していただきたい、そのように考えております。県職員の皆様も、「これはできん」から「できるかしらん。どうしたらできるだろうか」という可能性を追求する柔軟な発想と明確なコスト意識を持っていただき、従来の固定観念や部局の枠を超えて、私と一緒に創造にチャレンジしていただきたい、かように考えております。

続きまして、農業振興上最も重要な課題についてであります。本県ではこれまで、温暖な気候や豊かな自然を最大限に活用した農業の展開により、全国に野菜や畜産物を供給する食料供

給県として発展してきておりまして、平成17年度の農業産出額は全国第6位の3,206億円となっております。しかしながら、農業分野においても高齢化や担い手不足が進行しておりまして、今後10年間を見通したとき、最も重要な問題は、この農業生産を支える担い手、その育成と保護だと、そして確保だと考えております。このため、認定農業者や農業法人、集落営農等の地域農業の核となる意欲ある担い手を育成確保し、これら担い手を中心に、低コストで消費者のニーズを踏まえた、安全で質の高い農産物の生産体制を構築するとともに、安定的に消費者に届けられる産地を目指して、施策を推進していかなければならないと考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

介護保険の要介護認定者数等についてであります。要介護認定を受けた方は、要支援の方も含めまして、平成19年4月末で約4万5,000人、介護給付費は平成19年度当初予算で約722億円と、制度がスタートしました平成12年度に比べまして、いずれも約1.6倍の増加となっております。また、この介護給付費に対する県費の負担金であります。これも年々増加しておりまして、平成19年度当初予算は約109億円と、平成12年度に比べまして2倍近くとなっております。要介護4ないし5の認定者数につきましては、平成19年4月末で約1万500人ですが、このうち在宅で介護を受けておられる方は約4,200人と見込まれます。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、企業誘致における業種と地域について

であります。企業誘致の対象業種としましては、今後成長が見込める業種を中心に誘致活動を進めることとしておりまして、具体的には、半導体・デバイス産業、自動車産業、コールセンターを初めとする情報サービス産業のほか、太陽電池等の新エネルギー、バイオ、食品製造業、さらには医療関連企業などを考えております。

また、県全体の産業振興を図る上では、県内各地に企業立地が進むことが有効であります。地方への立地を検討している企業におきましては、道路や港などのインフラ整備の状況、労働力の供給体制、電力や工業用水、自治体の優遇制度など、さまざまな観点から検討しまして立地を決定している状況でございます。このため県では、地域における市町村間の広域連携を図りながら、地域の特性を生かした企業誘致活動を行うため、昨年、県内5地区に企業立地促進協議会を立ち上げたところでございます。今後は、協議会を活用しながら、企業立地の推進が図られるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、大型投資案件の企業誘致についてであります。企業立地促進補助金の最高限度額50億円の対象となりますのは、新たに県内から500人を超える常用雇用を行い、あわせて1,000億円を超える投資を行う企業でございます。対象となる業種につきましては、半導体・デバイス産業、自動車産業、太陽電池等の新エネルギー関連製造業などの成長産業が考えられるところでございます。

最後に、企業立地促進補助金の見直しのポイントについてでございます。今回の見直しは、企業誘致の自治体間競争が激しさを増す中、各自治体の優遇制度が多様化・高額化している状

況を踏まえて行ったものであります。中でも企業立地に関する補助金は、企業誘致の際の大きなインセンティブの一つであります。年々高額化しておりまして、本県のこれまでの補助金の最高限度額は5億円ということで、九州で最も少ない額でありましたので、情報サービス産業の場合8億円に、製造業の場合、九州最高額となる50億円に増額することとしたところであります。

御質問にございました、農林水産業と連携した食品関係製造業等の誘致につきましても、本県の基幹産業であります農林水産業の振興にとっても大いに有効でありますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 答えいたします。

日豪EPA交渉により影響を受ける乳製品及び牛肉についての認識、その対策についてであります。交渉の結果といたしまして、乳製品・牛肉などの重要品目の関税が撤廃されました場合、宮崎の畜産のみならず、日本の農業・畜産が受ける打撃は極めて大きく、関連産業や地域全体にも影響が及ぶものと考えております。このような認識のもと、5月11日にはJAグループ宮崎等との共催で、広く県民が参加し、行動に移すための「日豪EPA交渉対策緊急宮崎県民大会」を開催いたしましたところであります。県といたしましては、引き続き国に対し、交渉に当たって重要品目を関税撤廃の対象から除外するなどの適切な対応を強く要望しているところでございます。

また、国際化の中で、危機意識を持ち、長期計画に基づいた畜産農家の競争力強化のための生産基盤づくりや、消費者に対し国産品の魅力

を伝えるための質の高い安全・安心な畜産物供給に積極的に取り組み、畜産主産地としての地位を堅持してまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ御答弁ありがとうございます。ありがとうございました。

ここでもう一回、また知事にお伺いしたいと思うんです。まず、知事さんが就任されてもう5カ月になられたらと思うんですが、宮崎のセールスマンとして連日、不眠不休で頑張っていていただいておりますこと、これはテレビ報道でかなり、県民、そして全国の皆さん方が大変興味を持ちながら、宮崎県というのが本当に全国に知れ渡ったと、そのことで大変私どもも感謝を申し上げているところであります。知事が全国駆けずり回りながら宮崎産の——農産物が主体なんです——PRをしていただいている中で、特にマンゴーや完熟キンカン、地頭鶏、ブランド品というのは特に人気が高まりますとともに、価格でも大変いい条件で取引がなされておると。そのような影響の中で大変農家も喜んでおられるところでありますが、これまで知事がトップセールスをされる中で、みやざきブランドを、これ以上、またこれを下回らないようなブランド品として拡大させていくためには、生産者、そして産地にどういうことが必要だと感じておられるか、お伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） お答えいたします。

就任して約5カ月弱なんです。これまで、東京大田市場、あるいは大阪・福岡市場、その他もろもろの市場、あるいは消費者等に接してきましたと思うことは、宮崎の物産、産品、あるいはブランドものは非常に力強い、そして安全・安心だということでございます。ただ、とも

すると安全・安心さが確保されたり担保されない部分もございます。例えば大阪市場で切り干し大根というものに対してのクレームがきました。それは、天日干しのせい、天日のときにごみが入るらしいです。それで調査しました。そしたらやはり、はけだったり髪の毛だったり、ピンとかブラシなど、そういったものが発見されました。天日干しということの証左ではないかと思っているんですが。そういったものが安全とか安心というものを非常に損なう要因になるかと思えます。そういったものには、生産者に対して非常に注意していただきたいと思っております。

あとは生産量の問題ですが、ある一定の量を定期的に確保するというのを、東京市場、大阪市場、大都市の市場は要求しておられました。今後は、PR力も含めて、新たなブランド力の拡大に向けても尽力していかねばいけないなど。同時に、今あるものを質を落とさないで量産する、拡大生産に持っていくことが生産者に要求されていることではないかと考えております。以上です。

○山下博三議員 今、大変いいアドバイスをいただいたんですけども、そのことを生産者もしくは産地のほうにフィードバックしていただきまして、情報を適切に伝えていただきながら——農家産地はそれぞれ安全・安心というのを大きな責任と義務として今やっているわけですから——その情報をもとに信用ある産物づくりに励んでいただきたいと、そのように思っております。

それから、連日、知事の部屋の方に宮崎県産の農産物が届いておるだろうと思うんですが、その中でいろんなものを御賞味いただいております。その中で農家の皆さん方

は、それぞれ売っていただきたい、東国原知事のアンテナの中で拡大をしていただきたいという思いの中で、それぞれ知事室に伺って、期待を中に込められておるだろうと思うんですが、知事が今から本当に売り出したいもの、そのことを、お考えがあればお答えいただきたいと思うんです。

○知事（東国原英夫君） そういうことはテレビの前で言った方が効果的じゃないかなと思うんですけれども……。

お答えいたします。

地鶏、マンゴーと来ました。もちろん宮崎牛であったり豚で、畜産王国ということは打ち出させていただいております。野菜も、キュウリ、ピーマン等々も安定した供給量、生産高を誇っております。私は今後、宮崎としての付加価値がつくものであれば、意外性のあるもの、例えば最近、海産物等に目をつけておるわけでございます。昨今、ニュースでありました、「中国産のウナギ等が高くなった。県内生産にかかる期待が大きい」ということでございまして、宮崎は全国でも3位の生産高でございませぬ。鹿児島と宮崎を合わせて[※]県内生産量の6割を占めているウナギ、あるいはその他のサバ、アジ、そして金鱧、みやざきブランド品です。あるいはマグロ、カツオ等の海産物も宮崎は優秀である、おいしいんであると、安全・安心であるということをお広くこれからPRしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。人気の高いうちにどんどん売りさばいていただくとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、総合政策本部長にお伺いをいたしてまいります。今回策定されました新みやざき創造

計画の中にあります「新みやざき創造戦略」の一つについて、私が考えておりますことの可能性についてお尋ねをいたしたいと思っております。それは、「おもてなし日本一観光推進」についてであります。この戦略を進めるには、観光資源の掘り起こし、磨き上げの推進は当然であります。ごみのないきれいな郷土宮崎でお迎えすることが重要であると思っております。特に道路等に落ちているごみは、訪れる人に不快な印象を与えるばかりでなく、地球環境にとっても悪い影響を与えるものであります。そこで、県民一丸となって、環境保全の戦略にもあります、ごみを捨てない・出さない、分別・リサイクルの推進に合わせて、道路などに落ちているごみを積極的に拾う運動を展開してはどうかということを考えているのであります。この場合、ごみを家庭まで持ち帰り、家庭で分別処分をするということが望ましいんですが、これでは必ずしも県民の理解が得られないので、拾ったごみを集積する場所を公的に設けるか、あるいは他の協力、例えばコンビニエンスストア等の協力を得ながら進めることはできないのかという思いであります。ただし、一般家庭からのごみの持ち込みが懸念されますので、これらと区分するシステムを設けることが必要であるということはもちろんなんですが、このような取り組みの可能性についてどのように思われるのか、お伺いしたいと思います。

○総合政策本部長（村社秀継君） ごみを拾う運動についてでございますけれども、新みやざき創造計画におきましては、新しい宮崎の実現は県民一人一人の努力によってなし遂げられるものであるとの考え方から、県づくりの基本姿勢として、先ほどお話がありましたように「県民総力戦」を明記いたしております。具体的に

※ 80ページに訂正発言あり

は、県民に期待する事柄の例としまして、「環境保全活動への積極的な取組みにより、自然と共生した環境にやさしい社会づくりを進める」ことなどを挙げております。また、新みやぎき創造計画の重点施策におきましては、省エネルギー、ごみを捨てない・出さない、きれいな川づくり等の「地球にやさしい3つの行動」の全県的展開の推進を掲げ、県民参加による環境美化運動の実施等に取り組んでいくことといたしております。御提言にありましたように、ごみを拾う運動につきましては、県民総力戦による環境保全の取組みの一環として、さらには、おもてなしの具体的な行動の一つとして推進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

県民運動、そういう形で今回、新たな政策を打ち出していただいておりますが、過去、私どもは松形県政の中で「新ひむかづくり運動」というのをやってまいりました。「なんでも挑戦・みんなが参加」でしたか。そして、これは5年、10年というスパンの中でさまざまな末端への政策があり、そして県民で大きな運動として取り組んできたところでもあります。また、安藤県政、途中ではあったんですが、「元気みやぎ県民運動」という形で提唱され、これをそれぞれの県政の中で取り組んでこられたんですが、これは東国原知事の示される4年間でのマニフェストの中でのそういう対応でありますから。私は、先ほどもお伺いいたしましたように、県民、そして県の職員、この人たちが本当に観光客をおもてなしするのに、それぞれ意識改革をやりながら、できることをやっていかなければならない、それが基本的なこの政策の進め方であろうと、そのように思っております。その中で一つの提案をしたところでもありますか

ら、ぜひともまた前向きに御検討いただきながら、そこに行き着く運動を展開していただくとありがたいと思っております。

続きまして、商工観光労働部長にお伺いをいたしてまいります。先ほど議員の方から、午前、午後、それぞれ企業誘致についてはお伺いがありました。今回の選挙戦、そしてまた市議会を通じました今までの活動の中で、本当に都市と地域との格差というのが開いてきているんです。その中で、高齢化問題、そして担い手がない、そういう地域からの本当に悲痛な声がたくさん聞こえてくるわけですが、これに対しては、介護、高齢化を支えていくのも、若い人たちが本当に地域に定着してくれないことには支えられないんです。行政が抱えようとしたって、これは無理難題であります。そのことに対しては、もう待ったなしで企業誘致を進めていかなければならないと、そういう思いであります。

そのような中で、きょうも何人か、そういう大勢の中でお聞きいただいております。私はこのことに対して——一極集中ではなくて、県内各地、それぞれ市町村も、企業誘致に対してはかなりの努力をされておるところであります。もう一回、商工観光労働部長にお伺いをいたします。バランスのある企業の誘致のあり方、そのことに対して、地域のことを本当に考えていただきながら、一極集中にならないような考え方を、再度ここでお聞きいたしたいと思っております。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 先ほどもちょっと御答弁申し上げましたけれども、県全体の振興を考えるという観点から言いますと、県内各地にいろんな企業が立地するということが非常に大事でございます。その観点もござい

まして、各地域地域でそれぞれまとまって努力していくということが非常に有効であろうということで、昨年、企業立地促進協議会を立ち上げたところでありまして、そういったものでお互いに情報交換しながら、一緒になって努力してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと存じます。以上であります。

○山下博三議員 ずっと答弁をいただきましたかったんですが、何分にも時間がありませんので、今、御答弁いただきましたように、ぜひとも各市町村、地域の意見を聞きながら、バランスをとった誘致に御努力をお願いしたいと、そのようにお願ひを申し上げておきたいと存じます。

続きまして、福祉保健部長にお尋ねをいたします。先ほど介護者の、いわゆる要介護の数についてもお聞きをさせていただきました。そして、介護保険料が700億円を超える莫大なお金が使われているということでの報告でありました。なおかつ県の財政の中でも100億円を超える介護のお金がかかっているということなんです。先ほど、在宅介護者の人数というのは理解をいたしたところなんです、どんどん要介護4・5の人たちがふえてきている中で、今それぞれ財政難の中で行政指導もあろうと思うんですが、施設入所に比べまして、在宅介護を推進するということは、保険の給付金が抑えられる効果があるんです。また一方で、在宅介護に携わる人たち、御家族の精神的、肉体的な苦労というのははかり知れないものがあるんです。したがって、在宅介護者へのねぎらい手当のような支援が県として考えられないのか、お伺ひをしたいと思います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 在宅介護者への手当につきましては、介護保険制度創設時に国において議論がなされたところでございま

す。しかしながら、介護者の負担の軽減に結びつかないなどという理由によりまして、制度としての導入が見送られたところでありまして、しかしながら、介護保険制度の中の任意事業の中で、市町村がそれぞれの実情に応じて家族手当を支給するということは可能でありまして、本県においても15の市町村で、一定の条件を満たす方を対象に支給がされております。県といたしましては、これらの事業への一部負担を行っているところでありまして、今後とも、市町村の介護保険事業が適正かつ円滑に運営されるように支援をしてまいりたいと思います。

○山下博三議員 ありがとうございます。

実は、我が家もおふくろが要介護4でありまして、88歳です。おやじが90歳なんです。家族みんなで介護をやっているんですが、今、本当にありがたい介護支援があるんですね。在宅介護でも、バリアフリーにさせていただいたり、動けなくなったらリフトもつけていただいたり、大変感謝をいたしておるんですが、やはり精神的、肉体的に、これには本当に大変な苦労があります。その中で、見る立場の責任と義務というのをお願いしていこうと思えば、何かしらの手だても必要だと、そのことも本当に痛切に感じている次第であります。4,200戸ぐらいだったですか、そういう人たちが在宅介護をされておるといふことでありますから、県ができないとすれば、市町村と連携していろんな形で、今からふえるであろう在宅介護の支援策を御検討いただきながら進めていただきますように、これは要望をさせていただきたいと存じます。

次に、農政水産部長にお伺ひをしてまいりたいと存じます。今、農業の中で、知事が大変アンテナを張っていただきまして、ありがたい立

場になっている農業の分野。されど、さまざまな制約の中で、農業が本当に厳しい環境にある分野があるんです。それは酪農家の状況なんです。この打開、何とか解決するべく、生産者を挙げてここ数年、消費拡大もひっくるめて、大変な危機を突破するべく取り組みをしてきておるところなんです。今の酪農家の現状と課題ということについてちょっと述べさせていただきますと思うんです。県内の酪農家が10年前は683戸あったんです。6月上旬現在が409戸、何と274戸、10カ年の間に減少しているんです。特に高齢化している人たち、そして担い手が廃業することに、本当に厳しい環境の中で、さらに拍車がかかってくるような感じがするんです。さきの10年間というのは2～3%ぐらいの減少率なんです。しかし、昨年4月からことしの6月までの1年2カ月で、約1割になります41戸の酪農家が廃業されているんです。そういう実態があるんですが、そのことに対しての部長の認識を、どうとらえておられるのかお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 酪農経営につきましては、牛乳の消費低迷、これに伴う計画減産といった問題、さらには配合飼料の価格高騰に伴います生産コストの増大というようなことが大変厳しい状況としてあるのだろうというふうに認識いたしております。県といたしましては、酪農家が安心して牛乳生産ができるように、牛乳の消費拡大を図ることや、その消費に見合う供給体制を確立するということが最大の課題ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○山下博三議員 認識をされておるようなんですが、本当に環境が厳しくなったんですね。酪農家は、安全・安心なものを要求されながら、

コストをかけて、いい牛乳、いい乳を搾ろうという努力をしてみいました。本当に農家の責任ではないと思うんです。社会的な要素の中で飲用向けの消費が下がったり、そしてえさが上がったり、今本当に、地域を支えている農業後継者、そして規模拡大をした農業後継者、夢までそがれて、どうしようもないような環境になっているんです。その中で酪農家というのは、一番地域の中で——土地利用型農業でありますから、例えば30頭の成牛がおりますと、10町ぐらいの農地を耕して飼料をつくっておるのが今の現状なんです——先進的な農業をやってきておられますから、地域のリーダーでありますし、地域の集落を支える一つの経営体であるのが酪農家なんです。恐らく現状に至りましては、またことしのうちにかなりの人たちが経営を去っていくだろうと、そういうことが懸念をされているんです。

知事にちょっとまた御質問をしたいと思うんですが、知事、一昨日でしたか、酪農青年女性部の皆さん方が知事に、本当に思いを込めて、「父の日」牛乳のプレゼントという形で、忙しい時間をとっていただいておりますと思うんですが、牛乳はお好きですか。そして飲まれて、思いというのがどのように伝わったのかお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） はい、いただきました。この数カ月でかなり酪農家の方たちに、陳情ですか、要望ですか、要請に来ていただいております。現状としては、やはり消費活動が低迷した、みんな牛乳を飲まなくなった。乳製品、チーズとかそういったものは維持あるいは増加しているらしいんですが、飲乳をしなくなったということが経営基盤を圧迫している最大の要因かなと思っております。私も、小さい

ことではありますが、毎日、牛乳をコップ3分の2ほど、毎日お昼時間に出てきますので飲んでおります。私のうちは4人で住んでおりますが、1日で1パック飲むことを目標にしております。小さなことですが、その小さなことが積み重なって、酪農家を支える原資となることだと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

今、必死で生産者団体は、東国原知事のイラスト入りのバスまで走らせたり、パックも、宮崎産牛乳を消費しましょう、売っていきましょうという形で、東国原知事のイラストを、許可をもらいながら、全国に展開して売っていかうと。それしか生き残れないんです。そのことに今、思いを込めて頑張っておりますから、また御支援をいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

それから、大変酪農家の現状は厳しいわけなんですけど、手取り乳価も去年からしてキロ10円から下がっているんです。そして配合飼料等も値上がりしてきましたし、石油の代替エネルギーでありますトウモロコシまで車が食う時代になってきたと。そのことで大変農家の経営コストが上がっている状況なんです。農政水産部長にお伺いしたいと思うんですが、いわゆるコストを引き下げていくためには、国も指針で示しているんですが、100%の自給飼料体制をつくっていかうと。外国から配合飼料のみならず粗飼料まで輸入しているのが今の畜産経営なんです。多頭化の中でですね。それを何とかコストを引き下げていくためには、自給飼料をつくっていかうという体制であるんですが、それに対する対策等をお伺いしたいと思います。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 自給粗飼料につきましては、全県的な取り組みの展開により

まして、増産確保にこれまで努めてきたところでございます。このような中で、御指摘のとおり、近年の配合飼料の価格高騰、これは酪農経営に大きな影響を与えるものと考えておりました、今後さらに自給粗飼料の増産体制の確立が重要であるというふうに考えております。このため県といたしましては、自給飼料の低コスト生産を推進いたしますため、飼料作物機械の導入助成、あるいは耕畜連携水田活用対策等によりまして、飼料作物の生産拡大を支援いたしております。今後も配合飼料価格の高値安定が予想されますので、地域の自給粗飼料の生産供給を担う、いわゆるコントラクター組織の支援等も行いまして、自給粗飼料の安定確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

こういう自給飼料をつくったり、その対応の中で、もう一つ、酪農家の所得安定。そして酪農を廃業される場合に、畜産基地でありますから、何とか和牛経営の方に移行させられないか、これが我々経済団体、農家からの要望もいろいろ出ているわけなんですけど、そういう希望する農家に、培ってきた技術を生かすことも大事だろうと思っております。そのために、今県が取り組んでおります受精卵、この事業を取り入れていくことが一番の所得安定そのものにつながっていくだろうと思うんですが、さらにこれを充実させていかうという対応がなされておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 和牛受精卵につきましては、県内では畜産試験場を初め地域採卵協議会で採卵されまして、県内の酪農家や和牛繁殖農家等で移植しまして、子牛の生産に広く活用されております。今御指摘のございましたように、特に酪農家につきましては、初妊

牛での難産防止、所得確保の面から近年、非常に利用が高まっておるといことで、畜産試験場から供給されています和牛受精卵の約8割が酪農家で利用されております。今後とも酪農家からの利用が高まるのが考えられますので、これまでの対策の着実な実施に加えまして、本議会に補正予算としてお願いいたしております酪農経営活性化事業によりまして、畜産公社も活用しながら、酪農家向けの和牛受精卵の供給体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。ぜひ酪農家団体・組織等のニーズにこたえられるように、県の方でも努力していただきたいと、そのように思っております。

それから、消費拡大の件に、もうちょっと入らせていただきたいと思うんですが、今、学校給食、年間190日あるだろうと思うんです。この中で、200ccの牛乳が利用されておるところであります。他県（鹿児島県）において250～300ccの牛乳を提供されているんです。いわゆる消費拡大、200ccではなくて。特に中学生以上になってきますと体力も出てきますから、できますれば学校給食の中で250～300ccの容器変換、そういう消費拡大は取り組めないか、検討されておられないか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 小学生、中学生の昼食用の牛乳、いわゆる学乳につきましては、児童生徒の体位・体力の向上、それから牛乳の消費拡大に大きく貢献しているというふうに考えております。県といたしましては、県産牛乳飲用定着化事業によりまして、牧場や牛乳工場での触れ合い体験、それから需要拡大のための各種イベント等を通じまして、学乳の安定需要の確保、消費量の拡大に努めております。

今御指摘のありました、250cc、300ccに1人当たりの供給量をふやすことにつきましては、50ccふえれば9円程度上がるかというふうにも聞いていますが、そういった保護者の負担、それから牛乳工場の体制等の課題もございますので、関係機関と検討してまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 最後になりましたが、一番大事な問題で、これに時間をかけたかったんですが、取り急ぎお伺いしていきたくと思うんです。農振法、農業振興地域内における農家住宅の農地転用についてであります。畜産農家が、公害防止や規模拡大に向けて、みずから所有する農地に畜舎を建設し、その畜舎に隣接して農家住宅を建設することは、今の制度では困難であります。しかし、家畜の管理や出産時の事故防止には多大な労力を要するため、農業経営上は、畜舎に隣接して住居、すなわち農家住宅を建設することが合理的であると思うんですが、農用区域内の畜舎の近隣に農家住宅を建設できない現状について、県としてはどう対応していかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 「農業振興地域の整備に関する法律」におきましては、優良農地の確保と土地の有効利用を図る観点から、原則として農用区域内の住宅建設は認めておりません。ただ、農家住宅の建設に対しまして、今御指摘のような声があることは、私ども十分に承知いたしております。農用地の集団性や営農への支障がない場合には、農用区域から除外して建設することが可能になるといったケースもあろうかというふうにも思いますので、県といたしましては、関係法令を踏まえた上で、農業者が安心して効率的に農業経営を行

えるよう、市町村と十分に協議しながら、個別事案ごとに適切に対処してまいりたいというふうに思います。

○山下博三議員 ありがとうございます。

農振法については、長い農業の歴史の中で、限られた畜産の経営農家が規模拡大して移転をしていくわけですから、やはり家畜とともに——例えば牛の鳴き声が聞こえるぐらいの範囲内に家ができないと、やはり事故につながってくるんです。そのことを考えますと、人間のストレス、そして牛のストレスもたまってまいりますので、ぜひとも農振の問題につきましては、市町村とも連携をとりながら応分な判断をしていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○知事(東国原英夫君) 済みません、訂正がございませぬ。先ほど私の発言で、ウナギの生産量について、鹿児島、宮崎合わせて県内生産量の約6割と申し上げましたが、国内生産量の約5割ですので、発言の訂正をお願いします。失礼いたしました。

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすは午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時16分散会

6月14日（木）

平成 19 年 6 月 14 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | | |
|-----------|-----------|-------------|---------|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 総合政策本部長 | 村 社 秀 継 | 総 務 部 長 | 渡 辺 義 人 |
| 地域生活部長 | 丸 山 文 民 | 福 祉 保 健 部 長 | 宮 本 尊 |
| 環境森林部長 | 高 柳 憲 一 | 商工観光労働部長 | 高 山 幹 男 |
| 農政水産部長 | 後 藤 仁 俊 | 県土整備部長 | 野 口 宏 一 |
| 会計管理者 | 甲 斐 景 早 文 | 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 |
| 病 院 局 長 | 植 木 英 範 | 財 政 課 長 | 和 田 雅 晴 |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦 | 教 育 長 | 高 山 耕 吉 |
| 警 察 本 部 長 | 吉 田 尚 正 | 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人事委員会事務局長 | 大 野 俊 郎 | | |

事務局職員出席者

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 石野田 幸 藏 | 事 務 局 次 長 | 弓 削 孝 幸 |
| 総 務 課 長 | 馬 原 日 出 人 | 議 事 課 長 | 四 本 孝 章 |
| 政策調査課長 | 富 永 博 章 | 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 | 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | 議 事 課 主 査 | 隈 元 淳 二 |

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、29番満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。けさ早く中村副議長から電話がありました。「満行君、難しい質問はせんちゃろうな。議事がとまったら困っど」とおっしゃいました。今議会、一般質問でありますけれども、一問一答方式が本格的に導入されて初めての議会を迎えました。社民党・満行潤一、ずっと一問一答をお願いしていましたが、なかなか実現しませんでした。今回、東国原知事が登場されて、その要請にこたえるということで、今議会から一問一答が始まりました。昨日、いろいろと、ちょうちょうはっしありました。これが本来の議会の姿じゃないのかなと、たまに議会がとまることは——議員だれも望んではいないと思いますけれども、スムーズな議事進行が望ましいわけですけれども——あっても仕方がないと、それが知事が求める本当に緊張感のある議会と執行部との関係ではないのかなと思って、きのう見ておりました。2日目の初登壇で、非常にそういう意味では注目されていると思いますが、進めていきたいと思っております。

キーワードは、今、宮崎改革、改革というか、変革が一番正しいキーワードになっているんじゃないのかなと思っています。毎日のように県庁に大型バスが入って、県外の方々がたくさん訪れています。新聞によりますと、4月3

日から6月6日までに2万5,000人近くが訪問されていると。本当に知事がおっしゃる、県庁も観光地になってしまっているんだなと思っています。観光客だけじゃありません。農畜産物もどんどん販路が拡大をし、売り上げも大幅増を達成しているということでもあります。これは、長年にわたりブランド確立対策に取り組んでこられたわけですけれども、この数カ月でその成果が一気に花が開いたと。知事がトップセールス、いやセールスをしなくても、ばんばん宮崎県産というだけで消費が進んでいるということでもあります。

しかし、よく知事は県民総力戦とおっしゃっております。松形元知事も「みんなが参加」というふうにおっしゃっておりましたし、そういう意味では歴代の知事が、県民挙げて私と一緒に頑張りましょうということをおっしゃっているわけなんです。知事がおっしゃる総力戦、どう見ても現状では、東国原知事一人の総力戦になってしまっているんじゃないかなという気がしてなりません。今度知事にはこれを売ってほしい、これをPRしてほしいというふうに、毎日のように知事に陳情に来られております。こういう県民の他力本願的な考えを、知事がおっしゃる県民総力戦にどう持っていくか、そういう意識に変えていくかというのが、今後大きなかぎになるのではないのかなと考えています。今こそ宮崎の真価が問われている、そのように考えています。宮崎の人気を一過性のものにしてはならない、そう考えますが、昨日の山下議員の質問の中で、県民総力戦の思いについては知事が熱く語られましたので、このことについては触れませんが、ここでは、今後の宮崎の情報発信の展開について、知事の考えをお尋ねしたいと思います。

続きまして、学校事務及び事務職員をめぐる状況について、教育長にお尋ねをいたします。

地方分権推進法を受けた中央教育審議会答申「今後の地方教育行政のあり方について」では、学校の自主性・自律性の確立がキーワードになりました。そして、そのためには、人事や予算、教育課程の編成に関する学校の裁量権限の拡大などを進める改革が必要であるとしております。学校の教育力の向上は、子供、地域の実情を踏まえ、創意工夫を凝らした教育課程に基づく教育が各学校で行われることにより実現する。学校がみずからの責任と判断で自律的に経営されることが求められる理由はここにあるだろうと思います。

学校は、生きる力、豊かな学力の保障とともに、子供たち一人一人に応じたきめ細かな教育を必要としています。また、いじめ、不登校など、子供たちを取り巻く課題の解決が重要となります。一方、地域住民の声を反映した学校経営の実現と説明責任が重要になっております。こうした状況に学校が的確に対応するために、自主性・自律性が発揮できる学校経営や教育活動に専念できる体制づくりが必要であります。そのためには、教育委員会主導の学校運営から、裁量と責任を持った学校経営への転換が必要不可欠であります。これらを適切に推進する学校事務の機能強化が不可欠であると考えます。

このことにつきましては、太田議員が過去に質問をしております。今、プロパーの事務職員がどんどん減少しています。今、定数の3分の1は知事部局からの人事交流になっているはずであります。学校事務の専門性・機能性向上を確保するためには、一定数のプロパーの養成が必要と考えますが、教育長の見解を賜りたいと

思います。

以上で壇上は終わります。(拍手)〔降壇〕
○知事(東国原英夫君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

今後のブランド確立を図るための情報発信についてであります。私は知事就任後、2月からこれまでに、11カ所の量販店や市場等で、完熟キンカンや完熟マンゴー「太陽のタマゴ」等のトップセールスを行い、多くの消費者や取引業者の皆様方にお会いし、県産農畜産物等のPRを行ってまいりました。おかげをもちまして、「太陽のタマゴ」や「みやざき地頭鶏」については、予想を上回るようなPR効果があったものと考えております。このような現在の宮崎の認知度を維持向上、あるいは高次安定させるためには、宮崎ならではの安全・安心で品質の確かな特徴ある商品を、生産者が責任を持ってしっかりと生産するとともに、商品の持つしゅんやこだわり等の情報を、トップセールスや消費地における宮崎フェア、テレビCM等の放映を通じて、積極的に配信してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕お答えいたします。

学校事務の専門性・機能性向上の確保についてであります。学校事務職員につきましては、学校が複雑多様化するニーズに対応しまして、質の高い教育を提供する上から、教育活動を支える専門的スタッフとしての資質能力を身につけて、これまで以上に学校運営に積極的に参画することが期待されております。このため、県教育委員会におきましては、教育研修センターでの専門的な研修や、全県下に構築いたしております共同実施組織での業務遂行等を通して、事務職員の資質能力の向上を図って

いるところであります。また、任用の一本化及び知事部局との人事交流により、さまざまな職務経験を通しまして、幅広い視野と柔軟性のある人材が育成されているものと考えております。今後とも、学校運営を支えます優秀な事務職員の育成確保に、一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○満行潤一議員 今、宮崎が変革というキーワードというふうに申し上げましたけれども、日本じゅうに漂うこの閉塞感の中に、宮崎が変革を求めている。それが知事の登場によって日本じゅうから受けているのかと。そういう意味では、宮崎は今がしゅんだと思うんですよね。だから、今、知事を先頭にPRをするべきじゃないのかなと思います。知事にしかできない提案をしてみたいと思うんですが、知事だからこそできる、観光地紹介とか県産品紹介のビデオ、リーフレットを本県も今までかなりたくさんつくっておられます。それにエビちゃんを起用するとか、スポーツランドみやざきであれば、2,000本安打の田中幸雄、北海道の球団ですから、宮崎を入れて北海道の宣伝にもなる、大山志保プロもおられます。芸術・音楽面では、コブクロ、今井美樹、いろいろとたくさん宮崎出身者はおられますね。それに知事が「協力してよ」とおっしゃれば、気持ちよくその要請にこたえて、リーフレットとかビデオとか、それに登場してもらおう。それこそ10万枚とかつくるんじゃないで、少数つくって、それがプレミアになって日本じゅうの人たちが奪い合うぐらいあった方が、いい宮崎の宣伝ができるかなと、それは今しかできないし、知事しかできないんじゃないかと思いますが、御見解がありましたらお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 行政の政策として

は、観光大使というのがございます。200名ほどいらっしやいまして、定期的に県産品などをお送りしてPRに努めていただいております。そういう200名の方が、本当に宮崎県のPRに資する活動をなさっているかどうかというのは、私ふだんから疑問に思っております。そういったものも含めて見直しの段階ではないかと。御指摘のように、PR力のある方に、より効率的に仕事をしていただくという意味では、御提案の今の著名人、有名人あるいはスポーツ選手等々をお願いを申し上げて、販路拡大、PR等に努めていくということは、非常に有効的な手段かと思っております。具体的にはここでは言及できませんが、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○満行潤一議員 一つのアイディアとして提案しますので、ぜひ御検討いただければありがたいなと思っております。

企業立地についてお尋ねしたいんですけれども、今回、企業立地促進補助金、最高限度額5億円を50億円に引き上げられました。大型案件というところを新設して、そこに50億円、最大限企業に出しますよと、その目的と目標については昨日答弁されましたので、そこでわかりましたので質問しませんけれども。一つは、デルが宮崎にカスタマーセンターを設置していません。現在、雇用者数約450名、これに対して本県は、補助金を3億5,000万円ほど支出しているんだそうですが、50億円だから来るのかどうかという疑問があるわけです。5億円で今まで100社誘致しているという実績がある。これは明らかになっているわけですが、デルが宮崎にカスタマーセンターを設置すると決めた理由が、日経パソコンという雑誌にも掲載され

ていました。そのデルの社長いわく、サポートセンターをつくりたかった、日本じゅう、世界じゅうの中で、なぜ宮崎に決めたかというのは、宮崎県知事と宮崎市長のトップセールスであった、その行政の情熱に負けて宮崎に立地したというふうにおっしゃっているわけです。だから、50億円だから実績が伸びる、それだけじゃないんだと思うんです。やっぱりトップセールスの情熱を傾ける、それが相手に伝わる、それも大きなことじゃないのかなと考えていますが、知事の見解がありましたらお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 企業誘致における地元自治体の熱意についてであります。地方に立地しようとしている企業におきましては、道路や港などインフラ整備の状況、労働力の供給体制、電力や工業用水など、さまざまな観点から検討して、立地を決定している状況がございます。それ以外に、御指摘のとおり、立地候補地の市町村と県の受け入れ体制や熱意が進出決定の大きな原因となっていることも、私は十分に理解しております。そのため県では、地域における市町村間の広域連携を図りながら、地域の特性を生かした企業誘致活動を行うため、昨年、県内5地域に企業立地促進協議会を立ち上げたところでございます。今後、協議会を活用しながら、市町村と連携して企業を訪問し、希望する条件を満たせるような立地環境の整備を行うなど、さまざまな創意工夫を凝らして、1件でも多くの立地に結びつけてまいりたいと考えております。今後、私も積極的に、県産品だけではなく、企業あるいは移住等も含めまして、トップセールスに励んでいきたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。も

う10分過ぎてしまいました。ちょっと急がないといけません。やっぱり一問一答、難しい時間配分がありますね。

次に、ブランド確立、ブランド向上対策についてお尋ねしますが、今回、補正予算で3,100万円余りが計上されています。しかし、何といたっても生産基盤の強化が重要だろうと思います。生産者支援策はどうなっているのか、関係部長にお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 生産者の支援策ということになります。生産者の支援策につきましては、足腰の強い農業をつくっていくために、国のいろいろな補助事業等を活用しながら、生産施設の改善、さらには新設等も含めまして、産地の確立に努めているところであります。

○満行潤一議員 ぜひ、その原点である生産現場の基盤整備というのをよろしくお願い申し上げたいと思います。

知事の影響もあって、かなり県産品が売れています。宮崎地鶏が5倍も6倍も売れているという話があるわけですね。到底あり得る話じゃないんですよね。しかし、そういう話になっています。宮崎産というと本当に何でも売れている。こうなると、本当に宮崎産なのかということころを非常に心配するわけですね。中には、宮崎産じゃないのに宮崎産と言って東京で売られているんじゃないか。それにセブランド対策はどうなっているのか。ブランド確立の中で、にせブランド対策というのは大きな柱だと思いますが、その対応について部長にお尋ねします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） にせブランド対策という項目ではなくっておりませんけれども、にせブランドに関しましては、やはり十分な注意が必要だと思っています。そこで、先ほ

ども御指摘ございましたが、本県の農畜産物のうち、みやざきブランドの商品として認証しているみやざき地頭鶏など、一部の商品につきまして需要が急増いたしまして、一時的に販売店から不足する状況が見られております。したがって、ブランド商品につきましては、生産拡大対策に必要な施設などを、各種事業を活用しながら計画的に整備いたしますとともに、あわせて、農業改良センター等が中心になりまして、関係団体と連携しながら、生産技術の向上対策に取り組んでいるところであります。なお、にせブランドにつきましては、今まで確立してまいりましたみやざきブランドの権利侵害、こういったことも十分に考えられますので、私どもとしましては、今年度から、例えば携帯電話で産地等が確認できるような二次元コードを出荷の箱に張るような、そういう具体的な対策を行いまして、にせブランドの発生を防ぐような対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○満行潤一議員 ぜひ東京、大阪の小売店に行つて、チェック、監視というのは大事だと思うんですね。せっかく知事の人気でここまできているのが、がたんとして信頼性が落ちるんですね。それは非常に危惧される部分ですので、お願い申し上げたいと思います。

時間がないので、進めさせていただきたいと思います。

都城島津家史料の活用についてお尋ねをいたします。

知事も都城出身ですので、都城島津の歴史、そして都城と一緒に歩んできた歴史というのは十分御認識だろうと思います。都城は、中世に島津荘と呼ばれる国内最大の荘園を治め、後に薩摩藩主となった島津家の発祥の地です。室町

時代から島津家分家の北郷^{ほんごう}氏が治めて、江戸時代も薩摩藩の私領（自治領）の一つとして北郷氏、今で言う都城島津氏が引き続き治めた歴史があります。平成16年10月、都城島津家から都城市に、都城島津家史料約8,000点が寄贈されています。当初1万点とも言われていましたが、よくよく1つずつ数えると8,000点だったそうではありますが、相当な数です。室町から江戸時代を通じて、都城地方と都城島津家の歴史を語る上で貴重な史料の数々だと思います。豪華なびょうぶや甲冑（よろいかぶと）、絵図など、都城島津家が伝えてきた名宝の数々も含まれております。都城市に寄贈された都城島津家史料約8,000点についての知事の見解をお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 都城島津家史料は、都城地区の歴史だけではなく、日向の国の中近世の歴史を解明する史料として大変貴重なものであるとお聞きしております。県におきましても、平成17年4月に、その貴重な史料の一部をお借りして、県総合博物館において特別展を行い、広く県民の皆様に御紹介したところでございます。現在、都城市において、史料の整理と目録の作成が進められており、県といたしましても、国とともにその経費について支援を行っているところであります。都城市における整理作業が終了し、価値ある史料の全容が明らかになることを期待したいと存じます。以上でございます。

○満行潤一議員 国県の補助をいただきながら、今、21年度までに目録作成を完了ということで頑張っているというふうに聞いております。しかし、今後、重要文化財の指定を受けるためには、その保存と活用というのが絶対条件になるだろうと思います。当然、貴重な史料を

広く県民、市民に利活用してもらうための展示施設、博物館みたいな整備が必要になるだろうと思います。福岡県柳川市に柳川古文書館というのがあります。これは福岡県立の施設なんですけれども、運営は柳川市がしている県立市営の施設です。これは、柳川付近の民家などに残っていた古文書籍や絵地図などが収集されて展示されている。県民の方々に理解しやすいように整理して、郷土学習、生涯学習の場としても活用されている。まさに都城島津家史料館も、こういう形で県立市営でやれないかなと考えているんですが、知事の見解をお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 県といたしましては、都城島津家史料の全容が明らかになった段階で、例えば、市と連携しながら総合博物館等において、広く県民の皆様に貴重な史料を紹介していく等の取り組みを行うことは可能かと存じます。以上でございます。

○満行潤一議員 それはその一つの方策でしょうけれども、8,000点というのを保存し利活用するために、それなりの施設が必要だろうと思うんです。宮崎県は、もともと美々津県と都城県、それが合併して宮崎県になっているわけです。たしか明治6年に宮崎県ができたんですが、その前は、天領地があったり伊東藩があったり島津があったりと、宮崎県ばらばらですよ。普通は県庁所在地は、お城の中にあるか、お城の隣にある。九州各県もそうですね。ところが、宮崎はそういう歴史なものですから、広く県民に、宮崎の歴史というのを教える場がないんですよ。隣の鹿児島県、うちから車で行くと5分もすれば鹿児島県です。各市町村には郷土館というのがあって、薩摩の歴史を太古から現代までずっと教えてくれます。それは、鹿児

島県が薩摩の一つだったから全部やれるということだろうと思うんですが、宮崎はそういうことができません。明治の前は、みんな歴史的感覚も全部ばらばらです。我々はせめて都城だけでも、子孫に宮崎の歴史、文化を伝えたい、そのように考えますので、ぜひそういった意味では、財源も要りますが、県の支援を切にお願いを申し上げたいと思います。

時間がありません。次に行きます。本県農業の今後の展開についてお尋ねをします。

当然、農業は、食料の安定供給や国土・自然環境の保全などの多面的な機能を有しています。県民生活の向上・安定に不可欠な役割を果たしておりますとともに、他産業への経済波及効果も大きく、本県の基幹産業として、地域経済の発展に重要な役割を果たしています。しかしながら、国内外の産地間競争の激化、担い手の減少、高齢化の進行等の構造的な課題など、日本の農業は危機的状況にあるだろうと思います。「農は国の基なり」との教えはどこに行ったのか、本当に心配でたまりません。日本の祭りという伝統文化は、五穀豊穡を祈願することから始まりました。今や、農村の田んぼが失われていくのと並行して、伝統文化も失われていこうとしています。自然が荒れると、人間の心も荒れていきます。まさに現在の日本社会をあらわしていると思います。

政府は、工業製品を輸出するかわりに、農畜産物の輸入自由化の枠の拡大、関税の引き下げを行おうとしています。食料が足りないのならいざ知らず、あり余っているのにこういうありさまです。全くおかしい話だと思います。確かに、日本は工業立国ですから、わからぬことはありません。ですが、自国の農業を犠牲にして国が栄えても、長続きするはずはないと思いま

す。その犠牲となるのは自分たちの子供であり、孫であるだろうと思います。日本政府は、「農は国の基なり」の原点に立ち返り、自国の農業が減ばないように農政の転換を図るべきだと思います。本県は国に対し、WTO、FTA等の多国籍間農業交渉では、農業・農村を守るという視点に立った地域の声を十分反映させた主張をすべきだと思いますが、知事の考えをお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 本県では、これまで温暖な気候や豊かな自然を最大限に活用した農業の振興に努めた結果、平成17年の農業産出額が3,206億円となっておりまして、全国第6位の食料供給県となっております。しかしながら、農業を取り巻く情勢は、国内外の産地間競争の激化や、高齢化、担い手の減少といった構造的な課題に加え、鳥インフルエンザの発生やポジティブリスト制度の導入など、食の安全性をめぐる課題に直面しております。これらの課題に的確に対応するためには、私は、本県が持つ個性や魅力を磨き上げ、国内外に発信していく攻めの姿勢が重要であると考えておりまして、「新みやざき創造計画」においては、みやざきブランドの総合プロモーションに取り組み、農産物のみやざきブランドの確立や、東アジアへの農産物の輸出促進、さらには全国トップクラスにある残留農薬検査体制等の充実による食の安全・安心の確保に努めてまいります。また、これらの農業生産を支える、意欲があって経営管理能力のすぐれた担い手の育成確保や、低コストで安全・安心な農産物の生産体制の確立など、本県の基幹産業である農業の振興に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○満行潤一議員 ぜひお願い申し上げたいと思うんですが、きのう、その対応策については出

ましたので、ここでは触れません。今、知事の答弁の中にもありましたが、ポジティブリスト制度の施行に伴う現状と課題について、これは部長に聞きたいと思うんです。食品衛生法の改正に伴って、昨年からは、すべての農薬に作物ごとの残留基準を設定して、基準を超える農薬が含まれる農産物の流通を禁止するポジティブリスト制度が施行されております。それを受けて、本県では、適正な農薬使用方法の推進とポジティブリストに対応した産地体制の確立を図るということになっておりますが、この制度施行における現状と課題についてお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県では、ポジティブリスト制度の施行に際しまして、県、市町村、農業団体等で構成いたします「みやざき農薬適正使用推進指導班」を立ち上げ、県内各地で500回を超える講習会等を開催しまして、制度の内容や対応策等について周知を図ってまいりました。あわせて、農業改良普及センター等には相談窓口を設置いたしまして、農家の技術的課題等に対応してきたところであります。また、総合農業試験場に最新型の残留農薬分析装置を導入いたしまして、検査体制の一層の強化を図るとともに、関係団体等と一体となりまして、農薬の適正使用と生産履歴記帳の指導を徹底してまいりました。このような取り組みにより、農業の現場では大きな混乱もなく経過いたしてございまして、制度の周知や農薬の飛散防止対策等が浸透している現状にあるというふうに考えております。今後は、全国の事例等を参考にしながら、特に高齢者あるいは新規参入者等への重点的な指導を行いまして、ポジティブリスト制度に対応した産地体制を確立することが課題であるというふうに考えております。

○満行潤一議員 よくわかりました。今、知事が攻めの姿勢でいかないかんといいうふうにおっしゃっているわけですね。このポジティブリスト制度というのは、当初かなり混乱もしましたけれども、本県の戦略的メリット、攻めの姿勢ですね、制度施行を逆に武器にするという考え方なのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 結論から申し上げますと、そういう考え方でございます。ちなみに、ポジティブリスト制度の施行によりまして、残留農薬の規制が強化されたわけでございます。本県には、宮崎方式と呼ばれます2時間で290種類を一斉分析できる残留農薬分析技術がございまして、これを使い、出荷前の自主検査体制を確立いたしております。したがって、安全・安心な農産物を全国にアピールできる好機であるというふうにご考えております。このため、本年度におきまして、全国トップの残留農薬検査体制のさらなる充実強化を図りますために、残留農薬分析や、さらにはポジティブリスト制度への対応、さらに生産履歴記帳指導等の核となります「安全・安心総合推進センター」——仮称でございますけれども——この設置を内容とする「みやざきブランド」安全・安心総合推進体制整備事業につきまして、この議会に補正予算として提案させていただいております。今後とも、本センターを核にいたしまして、農薬適正使用の徹底と安全性チェック体制の充実強化を図り、消費者から信頼される安全・安心な農産物づくりに、生産者・農業団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 あと11分です。済みません。いっぱいしゃべりたいんですけど、次に進みます。

す。

消防の広域化についてお尋ねをしたいと思います。

人口の減少、少子高齢化の進展、これは宮崎の大きな課題ですけれども、それもあって、地域防災力の低下というのが、本当に各地域懸念をされているところです。消防というのは、これらの変化に的確に対応し、今後とも第一線で住民の生命・財産を守る、これが大事な役割だろうと思っております。しかし、県内では、県北、まだ7町村に常備消防体制も確立されていない。そういう状況もあるわけですけれども、本県の常備、非常備の役割について、知事の見解を簡潔にお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 近年、災害の大規模化や複雑化が進み、また、国民保護法の施行や救急の高度化など、消防に対する新しい期待が生まれたり、ニーズが高まったりしております。さらに、今後の人口減少社会の中で、消防団員の減少や高齢化が進むなど、地域防災力の低下が懸念されるところであります。先日、県民ブレイク座談会でも消防団員の方々とお話しさせていただきましたが、やはり消防団員の減少の要因として、サラリーマン化する消防団員の中にあつて企業の理解が得られない、あるいは消防団員がどういう活動をしているのか地域の理解が得られない、そういったものに関しても、知事を初め発信力のある媒体を使ってPRをしていただきたいと思いますと言われました。私は一生懸命、消防団員について、これからPRもしていきたいと、そして消防団員の重要性についてもPRしていきたいと考えております。また、県内には、消防本部のサービスが受けられない、いわゆる消防非常備町村が7町村ほどあり、これらの町村の常備化も大きな課題であり

ます。これらの課題に対処し、地域防災力の向上を図るためには、消防本部の統合と非常備町村の常備化を含めた市町村消防の広域化を、積極的に推進していく必要があると考えております。以上です。

○満行潤一議員 消防団員の皆さん、日夜非常に頑張っていていただきありがとうございますし、ぜひ活動しやすい体制も維持してほしいと思います。常備のないところが7町村、本当に同じ県民でサービスの違いが物すごくある。それはぜひ県としては指導をしっかりしていただいて、一日も早い常備化をしてほしいなと思っています。知事が今おっしゃいました広域化は、昨年、消防組織法の改正で、都道府県にも消防広域化の推進計画をつくりなさいというふうになっているようです。本県も動き出しているようなんですが、この消防広域化の基本的な考え方、策定スケジュール等について、関係部長の答弁をお願いします。

○総務部長（渡辺義人君） 市町村消防の広域化推進計画でありますけれども、まずスケジュールのほうから申し上げますと、この計画策定に当たりまして、本県には9つの消防本部がございますけれども、その管理者、消防長、それから町村会長等をメンバーとする県の検討会を立ち上げております。この検討会の中では、広域化対象市町村の組み合わせですとか、あるいは広域化の方式等について検討を進めることにしております。先月の16日に第1回の会合を持ちまして、今後、適宜検討会を開催しまして、本年度中には広域化計画を策定したいというふうに考えております。

それから、体制の関係であります。広域化の推進計画と体制の関係でありますけれども、この消防の広域化というのは、消防組織体制を効

率化することによりまして、住民サービスに最前線で頑張っていていただいております消防職員の方々のおかげをやるという意味で、住民サービスの向上も図ろうということでございます。具体的に申し上げますと、消防本部を統合して、管理ですとか指令等の本部機能を効率化することによって、そこに生じるメリットを、火災・救急業務などの直接住民サービスを担当する部門に振り向けますとともに、あわせて資機材の高度化等を図る、そういったことを想定しております。あくまで地域消防力の総合的向上ということを目指しているものでございます。以上であります。

○満行潤一議員 後段のことについては、宮崎県町村会報「しぶき」というのに、そういうふう書いてあったんですね。結局、広域化の目的は、決して消防署や消防職員の削減ではなく、厳しい行財政状況のもと、地域住民の要請に的確に対応し得る消防防災体制の整備確立であると。今、部長がおっしゃったとおりなんですけれども、しかし、地域住民からすると、消防が統廃合されると、過疎地域の消防の人材とか機材が削減されるんじゃないかという不安が一番先にくるんだろうと思うんですね。これをどう払拭するかということなんですけれども、それについては県はどのようにお考えなんですか。

○総務部長（渡辺義人君） 先ほど満行議員のほうから、消防の非常備町村が県内7町村あるというふうにお話がありまして、知事からも先ほど、非常備町村の常備化の話も含めてお話がありましたけれども、私どもは、やはりそういった、消防の常備化を広域化することによって、そういったことが起こらないようにするというのも、広域化の中で検討していかなくや

いけないというふうに認識しております。以上であります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

高校再編整備等について話を進めたいと思います。

今、県立高等学校再編整備計画というのがあるわけで、それに従って、平成24年度まで普通科、職業系専門学科の学科改編とか総合学科の設置、中高一貫とか、そういうのをやられています。西諸、南那珂の高校統廃合も現在進められているわけなんですけれども、しかし、高校がなくなるという地域は、高校というのはその地域の核ですから、非常に心配をする。しかし、子供が少なくなれば、統廃合というのも避けて通れない課題だと思うんです。しかし、地域住民からすれば、地域力の低下を招くと大変心配されております。高校統廃合について、知事の見解をお聞きしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 高校の統廃合についてであります。私は、宮崎の子供たちが、いつの時代にあっても魅力と活力のある学校で学ぶことができるよう、適切な教育環境を提供することが大切であると考えております。現在の再編整備の方向性につきましては、一定規模の生徒数を確保することにより、学校の教育目標の達成が可能となることや、生徒にとって魅力ある学校づくりができるようになるなど、さまざまな観点から十分な検討を重ねてきたものと認識しているところでございます。それぞれの高等学校には長年築き上げてきた伝統や校風があり、地域や同窓会の方々は深い愛着を持っていらっしゃると思っております。その新設校が、そのよさを引き継ぎながら、一層すばらしい高等学校となることを期待しております。以上でございます。

○満行潤一議員 なかなかそう簡単にいいないところが悩ましいところなんですけれども、そうこう言いながら、その再編整備計画も5年目になりました。教育長に、これまでの成果、今後の進め方についてお尋ねをしたいと思います。

○教育長(高山耕吉君) 高等学校再編整備計画の成果と今後の進め方でございますけれども、この計画に従いまして、これまで延岡地区普通科高校の再編整備や高等学校における学科改編、併設型中高一貫教育校の設置等に取り組むなど、魅力と活力のある高等学校の創造に努めてきたところでございます。また、現在は、西諸県地区及び南那珂地区における総合制専門高校の開校に向けました準備等を行っているところであります。今後の本県の高校教育のあり方につきましては、生徒数の推移や産業構造の変化などを見きわめながら、県民の皆様の幅広い御意見を伺い、さまざまな角度から調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 同じく、特別支援教育の再編整備についてお尋ねをします。これも同じく15年1月に策定をされているんですけれども、養護学校高等部設置とか進んでいます。今後の計画について、知事の今回の提案理由説明で、「同計画を見直し、時代の変化に対応した新たな整備計画を策定することとした」とありました。今後のあり方について、教育長に再度お尋ねをしたいと思います。

○教育長(高山耕吉君) 学校教育法の改正が今年の4月に行われまして、盲・聾・養護学校から特別支援学校に転換したことから、今後の整備のあり方につきまして、改めて検討する必要が出てきたと思っております。そこで、現

在、予算審議をお願いしております新規事業におきまして、外部の有識者等から成ります策定委員会を設置しまして、平成20年度までには、特別支援学校の総合的な整備計画を策定することにいたしております。今後、整備計画の策定に当たりましては、これまで培ってきました専門的な指導方法や経験豊かな人材をさらに活用することも含めまして、広く県民の御意見をいただきながら、全県的な視野に立ちまして検討を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 県立高校の統廃合も大変ですけども、盲・聾・養の統廃合はもっと大変だと思うんです。統廃合かどうか、今後の課題でしようけれども、地域で地域の子供たちが学べる体制をぜひ構築いただきたいなと思っています。

もう一つ教育長に、普通科全県一区と言われていますが、通学区域の廃止についてお尋ねをします。来年度から、普通科の通学区域の廃止が予定をされております。しかし、こうなると、さらなる学校間のランクづけが激しくなるんじゃないかと。特に人気の高い宮崎市内の高校に県内各地から進学をする。そうすると、宮崎市の生徒が市外の高校に進学をせざるを得ない、進学を余儀なくされる状況が起こるんじゃないのかなという危惧もします。日南とか串間とか、これ以上生徒が流出したら困るという不安もあるだろうと思うんですけども、この通学区域廃止の目的をお伺いします。

○教育長（高山耕吉君） 通学区域の廃止の目的と課題についてでございます。通学区域の撤廃は、生徒たちがこれまで以上に、それぞれの個性や能力・適性に合った高校を適切に選択できるようにするために導入をしたものでありま

す。また、高等学校におきましては、より特色ある学校づくりへの取り組みが一層推進されるものと考えております。これらの目的を達成するためには、各学校の取り組みや特徴など、中学生が必要といたします情報の提供に努めることが必要であると考えております。このため、これまで、入試制度変更の周知を図るために、新聞広報やリーフレット配布などを行ってまいりました。今後も、中学生を対象にしました学校説明会の充実を図るための支援を行うとともに、県立高校を紹介するDVDや冊子によりまして、学校の特色や魅力のPRに努め、子供たちが、自分に合った学校を主体的に選択できるような手だてを講じていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 確かに、教育長がおっしゃる特色ある魅力ある学校をつくらなきゃいけない、それで子供たちが主体的に選ばばとおっしゃいますけど、やっぱり魅力的な学校は宮崎市内に、県立は集中しているという状況だと思うんです。これはランクづけがこれ以上広がっていいのかというのはありますので、ぜひ運用については慎重にやっていただきたいなと思っています。

5分しかありません。音楽祭マンスリーの提案を申し上げたいと思っています。

街角に出向いて県民に気軽に親しんでいただくストリート音楽祭、ことし2回目になりました。雨にもたたられましたけれども、大成功をおさめたと思っています。「宮崎には音楽の咲く季節があります」をキャッチフレーズに、ことしで12回目となる宮崎国際音楽祭が5月の連休から始まりました。知事のマニフェストには、芸術、文化の振興についての記述がないということが大変気になっていましたけれども、

同音楽祭のオープニングセレモニーで知事は、「12回目を迎え、アジアを代表する音楽祭に育った。スポーツランドだけでなく、ミュージックランドみやざきとして世界に誇れるよう発展させたい」と力強くあいさつされたと報道をされました。しかし、ほっとしたのもつかの間でした。閉幕会見では、「質を落とさないよう節約してほしい。身の丈に合った開催の仕方もある」とコメントしたと報道されています。私は、宮崎国際音楽祭を今後も継続発展していただきたい思いでいっぱいです。長続きさせる秘訣は、音楽祭の質、レベルにあると思います。レベルを落とせば終わりになります。ファンの耳は正直です。今後とも継続してほしいと思いますが、これだけの一流メンバーを集めるとなると、やはり運営費、財政がネックになるだろうと思います。安くやれば、どうしても質が落ちてしまいます。音楽祭みたいな文化事業は、公的支援なしには存続が困難です。同音楽祭の今後の支援のあり方について、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 音楽祭でございますが、私も今回初めて鑑賞させていただきました。デュトワ氏や徳永二男さんや小曾根真さんなどの生の演奏を聞かせていただきまして、大変感銘を受けた次第でございます。改めて芸術、文化の重要性を認識いたしたところでございますが、御指摘のように、この運営には1億数千万かかっております。また、こうした芸術文化が及ぼす影響は、お金でははかれないところがあるということも十分認識しております。しかしながら、本県の厳しい財政状況という現実もございます。企業や県民の皆様のご理解を得て、協賛金収入をふやすなど、あらゆる面での創意工夫を行いながら、これまでの成果を踏

まえ、さらに魅力ある音楽祭としての方向性を模索していきたいと考えております。以上です。

○満行潤一議員 大変前向きな答弁をいただきました。ぜひそれを期待しています。シャルル・デュトワの指揮する宮崎国際音楽祭管弦楽団、これは本当に各パートとも正真正銘、国内外ともに一流のアーチストです。この管弦楽団に入りたいということで、参加希望者が海外からたくさん来ると、それを断るのが大変だということになっているんだそうです。それだけシャルル・デュトワ、すごい人なんだと思うんです。知事がおっしゃるように、文化というのは本当に大切なものですよね。子どものための音楽会、今回小学6年生1,800名を招待して、本物の音楽を、本物の劇を見せて、本当に子供たちは大感動をして帰りました。知事がおっしゃるように、限られた財源だからとなるんですけど、今回、企業、個人の支援も去年からすると倍ぐらい広がった。協賛企業も59社、金も3,700万円ぐらい集まっているわけですね。それをもっともっと県民の皆さんに出資してもらって寄附してもらおう。本当に知事がおっしゃる県民総力戦として、みんなでこの音楽祭を支えよう、そうすることが長続きの秘訣じゃないのかなと思っています。

さて、今回、国際音楽祭の終了後に、その一環（協賛）として、第48回全国警察音楽隊演奏会が2日間行われました。私も家族で2日間、泊まりがけで行きました。初日は橘通りを歩行者天国にして、29都道府県の音楽隊1,000人がカラーガード隊を先頭にパレードをする。その後、交差点5カ所で、それぞれの地元になんだ曲を演奏する。本当にストリート音楽祭、すばらしいなと感激をしました。夜はアイザック

スターンホールでコンサートの部があったんですけれども——ぜひここだけしゃべりたいんですけど——コンサートの開会冒頭に警察庁長官が来られていたんです。この人、何をしゃべるのかなと思っていたら、「コンサートの開会にかた苦しいあいさつもやぼなので」と、さっさとあいさつを切り上げて——これは漆間長官なんですけど——吉田本部長と2人で「千の風になって」のピアノ2台による連弾演奏をなされました。これは日本じゅうで最初で最後なのかなと、あり得んだろうと、こう思っております。本当にサプライズでしたね。感動的な2日間でした。

本題に入りますが、全国警察音楽隊演奏会は3年ぶりの開催と聞いています。これは財政的な問題で、なかなか主催県が決まらなかった。なぜ宮崎県でできたのか。これは、国際音楽祭の一環として、関係団体、ボランティアの協力、イベント会社に委託することなく全部自前でやったということで実現をしたというふうにお聞きしています。であれば、毎年、隔年でも宮崎で、このセットで開催できないのか。県警では毎年じゃ大変だという悲鳴も上がるかもしれないんですけれども、しかし、垣根を越えて、みんなで国際音楽祭等いろんな音楽祭と一緒にやる、そうすることによって、音楽祭マンスリーというのをやれないかなと。ゴルフマンスリーというのは本県にありますから、似たように音楽祭マンスリーというのを考えられないのか、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 音楽祭のマンスリー開催についてであります。マンスリーというのは毎月行われるという意味でございますよね。（「ゴルフマンスリーというのがあるんですよ」と呼ぶ者あり）ゴルフマンスリー、例え

ば11月なので、5月をマンスリーにしようということですか。今、宮崎国際音楽祭が約2週間ぐらい行われております。それに今回の警察音楽隊が加わって、5月（メイ）をマンスリーみたいな位置づけにしたということですが、私もスポーツランドに対抗して、ミュージックランドということを発信させていただいておりますので、そういった取り組みとしては、アイデアとしてはおもしろいんじゃないかなと思っております。今後、その形態について、警察音楽隊、全国から毎年は来てもらえませんかでしょうから、それを自衛隊にするのか、高校にするのか、何にするのか、全国からの公募にするのか、どういった企画になるかわかりませんが、そういったことはひとつ勉強する余地があるかなと考えております。以上です。

○満行潤一議員 それでは、毎年じゃ難しいのだろうという、本部長にできないかどうかお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○警察本部長（吉田尚正君） 満行議員には、2月の県議会に続きまして音楽隊に激励をいただきまして、ありがとうございます。宮崎で今回、17年ぶりに全国の警察音楽隊の演奏会を開催いたしたわけでございますけれども、関係者の御理解、御支援に、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。毎年あるいは隔年の開催ということでございますが、御指摘もございましたように、この演奏会、相当な準備が必要となります。それから、全国大会という性格上、他県での開催というものも予想されるということでございますので、貴重な御指摘ということで、今後の検討課題として、また勉強させていただきたいと考えております。以上であります。

○満行潤一議員 よろしく申し上げます。

時間がありませんけど、最後に一つ、知事、ドクターヘリの導入についてぜひ聞きたいんですけども、参議院を通過しました。今度、衆議院で議論していますが、ドクターヘリを法律で各都道府県に設置するという事になりつつあります。かなり進んでいるんですが、具体化したこのドクターヘリ導入について本県はどう考えていらっしゃるか、最後に知事、お願いします。

○知事（東国原英夫君） ドクターヘリについてであります。多くの山間僻地を抱える本県にとりましては、ドクターヘリというのは、救急医療体制の充実を図る上で大変有効な手段であると考えております。しかしながら、御案内のように、ドクターヘリの導入は、費用面はもとより専任医師の確保等、多くの課題があります。ちなみに、費用面で申しますと、初期整備経費以外に年に約1億円の維持費がかかります。例えば、初期整備経費でございますが、ヘリポートを駐車場につくるのに3,000万円、県立病院などの屋上につくる場合は2億円ぐらいかかると聞いております。当面は、救急搬送機能を有する防災救急ヘリ「あおぞら」を有効活用してまいりたいと考えております。なお、法施行後3年を目途として、救急医療提供の効果や費用負担のあり方等について検討されることとなっておりますので、今後とも、これら国の動き等を十分見きわめてまいりたいと考えております。以上です。

○満行潤一議員 ありがとうございます。以上で終わります。（拍手）

○中村幸一副議長 次は、26番田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。先般の県議会議員選挙で初当選をいたしました、延岡市選出の民主党宮崎

県議団の田口雄二でございます。きょうは、私を支えていただきました皆さんに、延岡より傍聴に来ていただいております。張り切って質問をしてまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。とは申しましても、県議会での私の質問は初めてであります。その上、今回から議会改革の一環として質問形式も変わり、要領を得ないところがございますが、お心広くお許しいただきたいと存じます。今回また、たくさんの方々に言われたんですが、私の先輩の山口哲雄前県議のようにパンチの効いたやじも飛ばせませんので、御期待に沿えないことをまづもっておわび申し上げます。

さて、今回から延岡市選挙区は、北方、北浦、北川の3つの町と合併後初めての選挙で、広大な面積の中で実施されました。九州では、大分県の佐伯市に次いで2番目の広さとなり、連日選挙カーの走行距離は200キロをはるかに超えておりました。工業都市の旧延岡市、水産業の盛んな北浦町、農林業が中心の山深い北方町と北川町、合併により良質の地場産品や観光など、そのポテンシャルは大きなものになりましたが、大変厳しい財政状況の中、抱える課題も山積しております。合併して本当によかったと思えるような旧3町の個性がきらりと光り、県北地区の拠点としてさらに発展していくよう、延岡選挙区で選出された議員として、その負託にこたえるために全力を尽くすことは当然ですが、県当局の特段の御配慮もよろしく願い申し上げます。

そのような中、県北地区において最大の課題とも言える高速道路の建設に向けて、去る6月2日、東九州自動車道新直轄事業の大分県境一北川間の着工式が、設計協議からわずか1年でとり行われました。県境一佐伯間は既に着工し

ており、国交省の目標とする新直轄区間の10年以内の完成に大きな弾みがついたものと思われます。西日本高速道路株式会社が現在建設中の門川―西都間が7年後に、また、九州横断自動車道の延岡―北方間は今年度中に開通の予定であります。念願の高速交通網の完成が日に日に目に見える形で近づいており、県北地区の大きな飛躍の期待がようやく高まってまいりました。これまで御尽力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、一日も早い完成に向けて、さらに御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いお伺いいたします。補正予算関連並びに私が選挙で有権者に訴えてきたことを中心に質問いたしますので、知事を初め当局の皆様のお答弁をよろしくお願い申し上げます。

2007年度一般会計は、補正予算案が984億9,000万円を追加し、総額5,648億900万円となり、6年連続のマイナス予算となっております。県債残高が40億円、平成になって初めて減少し、9,022億円となっております。また、知事が選挙戦で訴えたマニフェストの具現化に向けた事業を盛り込んだ、初めての東国原知事の色のついた予算でもあります。かなりの緊縮予算にもかかわらず、256億円の収支不足は基金から取り崩さざるを得ず、今年度末の基金残高はこれまでで最少の412億円まで減る見込みで、あと2～3年で基金が枯渇する、底をつく状況で、今後さらに厳しい財政改革の道が待っています。予算編成に苦心惨たんされたことと思いますが、今までにない事業も盛り込まれており、県民の期待の大きさもうかがえます。しかし、今後4年間を見据えた総合計画「新みやざき創造計画」について、6月4日の定例記者会見

で、知事はマニフェストの達成率を、任期満了時に「100%を目指す、60%いけば大成功」との見解を早々に述べられております。私はマニフェストは有権者との約束と理解しておりましたが、知事の御自身のマニフェストに対する認識について、お伺いをいたします。

次に、災害時安心基金の設置事業についてお伺いします。

県と市町村が共同で基金を設置し、自然災害時において、被災者の生活復旧を支援するために支援金を支給するものです。2005年に台風14号で県内は未曾有の大被害を受け、県が特例措置として「被災者生活緊急支援金」制度を設け、被災者に20万円の支援金を支給いたしました。このときは実は私も水害に遭い、床上70センチまで浸水し、大変な思いをいたしました。支援金は実にありがたく、勇気づけられたものでした。ところが、昨年のおびの市の水害や延岡市の竜巻には、被害の規模から支給の強い要望があったにもかかわらず、財政事情が厳しいと支援金が支給されることはなく、県民から不公平感が強い不満として出たものでした。これまで各自治体や県議会から恒久的な支援制度の設立を要望してまいりましたが、今回の早急な対応に感謝申し上げたいと思います。しかし、2005年の見舞金が支給された折も問題になったのが、被災者からの不満でした。支給の基準をどこに置いているのか、その判断はどこがするのか。また、民間企業にも基金への協力をお願いするとお聞きしましたが、どのようにアプローチし、どれほどの金額を予定しているのか、お伺いをいたします。

次に、観光促進事業についてお伺いします。

知事は1月の知事就任以来、連日マスコミから過剰とも思えるほど取り上げられ、その経済

効果は想像を絶するほどです。先日のテレビの首都圏でのアンケートを見ていましたら、宮崎県が九州で一番有名な県となっているようでした。県庁が観光地になるという珍しい現象も起こっており、観光客も増加していると報道されております。しかし、ここ数年の本県の県外からの観光客は、1996年の570万人をピークに年々減少し続けております。2005年で450万人まで減少した観光客の年率5%増を目指す新規観光促進事業が各種挙げられております。しかし、4年間で約100万人の観光客を増加させるという、知事も認めるかなり背伸びをした計画です。知事の人氣がこのまま持続されれば一番いいのですが、失礼ながら4年間も続くのか、いささか疑問に感じております。一時的なブームによる観光客の増加ではなく、足が地に着いた着実な観光地開発に努めていただきたいと存じます。観光は本県にとって大きな産業の一つであるにもかかわらず、なぜ県外からの観光客は9年間も連続して減少し続けたのか、その原因をどのようにとらえているのか。この点を踏まえて、これまでの観光促進事業とどこが大きく変わった点なのか、知事にお伺いをいたします。

次に、企業誘致についてお伺いをいたします。

2010年までの4年間で、企業誘致100社、新規雇用1万人、九州で最も少なかった補助金の最高限度額5億円を、情報サービス産業の場合8億円、製造業で最大50億円に増額し、大量の新規雇用を見込んでいます。補助金の最高限度額を一気に10倍にアップさせて九州で最高額にしたことに、知事の力強い意気込みが感じられます。何としても達成に向けて全力を傾注していただきたいと思っております。しかし、これまで県は2004年度策定の雇用・産業再生指針に伴って企業誘致を実施してまいりましたが、半数が宮

崎市近辺に集中いたしております。県内の格差がさらに広がる傾向にあります。この格差がさらに広がらないような形で企業誘致に取り組んでいただきたいと思っておりますが、知事のお考えになる100社は、どのような業種の企業を、どの地域に、どのようにして誘致をお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、就職状況と雇用の確保についてお伺いをいたします。

今春の大学生の就職率が4月1日現在で、前年度を1.0ポイント上回る96.3%であったと、厚生労働省と文部科学省が報告しております。好景気と団塊の世代の大量退職から、企業が人材確保に動いていると分析しています。高校生の就職希望者の就職率は、前年より0.9ポイント増の96.7%で、5年連続の上昇ではありますが、高校生の就職状況は、景気回復で伸び悩む地方との格差が残っていると分析しています。本年卒業の県内の大学生と就職希望高校生の就職率の状況を御報告ください。また、県内就職希望者に対し、実際に県内に就職できた比率も、ここ数年の推移とともに御報告をお願いいたします。

昨年、延岡市が市民3,000人を対象に実施した市政に対するアンケート調査では、就業の場の確保と職場環境の改善が最も多い市民からの要望で、今後最も重視すべき施策として挙げられており、さらなる取り組みが求められております。と申しますのも、以前より好転はいたしました。相変わらず県内で最も低い有効求人倍率にあらわれています。4月の県内の求人倍率は0.67倍ですが、宮崎は0.80倍、小林が0.67倍、都城が0.61倍等であるのに対し、延岡地区は大変残念なんです。0.49倍と非常に厳しく、県内における就職状況にも大きなひずみが

出ております。子供たちを地元就職させようにも職場がない、親が年をとって都会にいる息子呼び戻そうにも帰ってくるできない状況が続いております。この地元で職がないということが、人口の減少に歯どめがかからない状況の一番大きな原因とも思われます。地元でも企業誘致に力を注いでいますが、高速交通網に取り残されている現状ではなかなか厳しいものがあり、地元企業に元気を出していただき、環境を変えていただくしかありません。そこで、地元企業の育成や産学官の連携による新産業の創出など、企業誘致以外の雇用の創出について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次に、工業振興における人材育成についてお伺いをいたします。

今回の選挙で、地元延岡市の企業の経営者の多くから、従業員の高齢化と人材不足の解消が喫緊の課題であると切実な訴えがありました。団塊の世代の退職と若手技術者の不足が、事業の維持や拡大に暗い影を落とす状況です。就職希望者は多いのに、企業側が求める人材がないというジレンマに陥っています。人材育成の点で、県機械技術センターとポリテクセンターは、30年以上の熟練職人を講師に、若手技術者に溶接技術を指導するなどの技能継承を目的としたテクニカル・フェローシップ制度を実施したり、県機械技術センターと延岡鉄工団地協同組合を中心とする地元企業は、中高校生に生産現場をじかに見てもらう「ものづくり一般公開」を実施し、将来の技術者を見込んでの取り組みが行われ始めております。今後、これからの地元の製造業を中心とする企業の将来にかかわってくる人材育成について、県当局はどのような政策をお考えか、また企業に対してどのよ

うな環境づくりが提供できるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

神話高千穂トロッコ鉄道についてお伺いします。

高千穂鉄道の鉄道事業を引き継ぎ、運行再開を目指す民間の新会社、神話高千穂トロッコ鉄道は、榎峰—高千穂間を当面の運行再開区間としていますが、残る榎峰—延岡間は、高千穂鉄道が国土交通省へ廃止届を提出していることから、9月6日までに何らかの方向性を示さない限り、廃線となる可能性が高い状況です。会社側は9月5日までに榎峰—高千穂間で営業を再開し、まずは営業権を得た上で延岡までの全線運行を目指す方針を決め、2億円を目標に支援金の募集を始めました。一般支援金は一口5,000円、オーナー制による支援金は、まくら木が一口2万円、犬くぎ一口1万円、塗装が一口2万円で、5月21日から募集をスタートしたところ、全国から支援金が集まっており、6月9日現在で既に1,250万円を突破しています。目標の2億円にはまだまだかなりの開きがありますが、県民はもとより県外からも、その成り行きが熱く注目されています。知事は観光客の年率5%増を目指すとしておりますが、存続か廃止かは、県下最大の観光地である高千穂の今後を占う大きな決断にもなりますが、再開を目指す支援金募集に対しての所見を、地域生活部長にお伺いをいたします。

県立延岡西高等学校跡地の活用についてお伺いします。

県立高校再編整備計画に伴い、県立延岡西高校は、3月3日に父兄と、見送る在校生がいなかったためたくさんの西高OBの皆さんに見送られながら、最後の卒業式が、そして翌日の4日に閉校式がとり行われました。延べ1万3,093人の

卒業生が巣立っていきましたが、44年の歴史を終えてしまいました。また、同じく県立延岡東高校でも最後の卒業生が巣立っていき、30年の歴史に幕をおろし、私の次男坊も最後の卒業生の一人になってしまいました。延岡市では今回2つの県立高校が閉校となり、東高校内に2年前に誕生した延岡星雲高校へ引き継がれることになりました。延岡市民は閉校に大変複雑で残念な思いを抱きながらも、広大な敷地と交通アクセスの利便性から、西高跡地の有効活用について大変大きな期待を持ち、これまで議論が重ねられてまいりました。県当局に対しましても、再三、延岡市や市民より、有効活用について要望がなされてまいりました。しかし、これまでは活用については、県は在校生に配慮し、今後の計画公表は閉校後以降と、これまで具体的な話は全くなされておりません。しかし、既に閉校となって2カ月以上が経過いたしました。その後、跡地活用について、当然、県営施設として整備が図られるものと思っておりますが、どのような結論が出たのか。まだ決定していないのなら、いつごろ一定の方向性を示していただけるのか、教育長に伺います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] マニフェストについてであります。私は、マニフェストは県民の皆様との約束であり、知事として、その達成に全力を尽くす義務があると認識しております。したがって、私としましては、あくまでも100%の達成を目指すものであります。マニフェストの達成率を単に高めるためには、初めに数値目標を低く設定すればよいのであります。しかし、真に県民の福祉の向上を考えるのであれば、目標を高く掲げ、その達成に向けて

一生懸命努力することが、政治家として本来あるべき姿であるとは私考えるのでございます。今後とも、県民の皆様との約束を果たすべく、マニフェストの達成に向け、県民総力戦で全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、災害時安心基金についてであります。災害時の被災者支援については、私のマニフェストの一つとして掲げたところであり、また、昨年、定例県議会においても、「被災者に対する支援制度の創設を求める決議」がなされ、市町村からも同様の要望がなされております。このため、市町村と共同で、自然災害時に被災者の生活を支援する6億円規模の災害時安心基金を設置することといたしました。お尋ねの基金の対象事業であります。この基金は被災者生活再建支援法が適用された市町村等を対象としておりまして、具体的には、市町村が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた被災世帯に対し、20万円の支援金の支給などを行う場合に基金から支援することとしております。続きまして、個人、企業等からの寄附金の募集につきましては、特に目標金額は設定しておりませんが、県庁ホームページなどの広報媒体を利用するとともに、「防災の日」のキャンペーンなどさまざまな機会をとらえて、県内外に呼びかけて協力をお願いしていきたいと考えております。

続きまして、観光振興についてであります。観光客のニーズが多様化したことや、全国的に観光地づくりが盛んになり、地域間の競争が激化してきたこと、さらには海外志向の高まりなどが観光客減の理由として考えられることではないかと考えております。また、内的には、PR不足や企画のマンネリ化、いま一つは創造力の欠如といったものが考えられるのではないかと

と考えています。

このため、好調に推移しているスポーツランドづくりにおいて、引き続き野球、サッカー等のキャンプ・合宿の誘致に積極的に取り組むとともに、長い海岸線を活用し、サーフィンなどマリンスポーツの推進に、より一層努めてまいりたいと考えております。さらに、雄大で美しい自然や神話・伝説、神楽などの伝統文化、安全・安心な食材といった宮崎ならではの地域資源を生かした長期滞在型観光の促進や観光を支える地域リーダーの養成、先駆的な取り組みを行う個人・団体への支援など、時代のニーズに即した新たな事業にも取り組むことといたしております。

また、観光客のより一層の増加を図るためには、観光客の皆さんがリピーターとなり、口コミで宮崎のよさを広めていただき、宮崎ファンをつくっていただくことが重要であると考えております。また、訪れた方々に、宮崎の魅力に触れていただき、満足して帰ってもらうため、「おもてなし日本一の宮崎」づくりに、県民の皆さんと協働で取り組んでまいりたいと考えております。御指摘のように、私の人気が終わりましたも宮崎の人気が終わらないように、かつ高どまりするように、県民が総力戦でかかっていかなければいけないと、そのときこそ宮崎の真価が問われるものだと考えております。

企業誘致を進める業種及び地域と具体的な方法についてであります。企業誘致の対象業種としましては、今後成長の見込める業種を中心に誘致活動を進めることとしております。具体的には、半導体・デバイス産業、自動車産業、コールセンターを初めとする情報サービス産業のほか、太陽電池等の新エネルギー、バイオ、食品製造業、医療関連企業などを考えておりま

す。また、企業誘致につきましては、地域経済の振興と雇用の拡大に大きな効果が期待できることから、県といたしましては、県内の各地域において立地が進むことが望ましいと考えております。このため県では、昨年、県内5地区に企業立地促進協議会を立ち上げたところであります。本協議会において、県と市町村との意見交換などを行いますとともに、各地区における市町村間の広域連携を進めることにより、地域の特性を生かした立地環境の整備等を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 神話高千穂トロッコ鉄道の支援金募集についてであります。神話高千穂トロッコ鉄道株式会社は、鉄道事業の認可を受けるため、現在、資金面、収支面、安全面などの事業計画について、国と協議を行っておられるところであります。同社は、事業に必要な資金の多くを県内外の方々からの支援金で賄う計画であると伺っておりますが、今般、当面の開業資金に充てるため、支援金の募集を開始されたところであります。支援金募集については、会社の資金調達でもあり、現在、鋭意取り組まれている状況でもありますので、県といたしましては、その取り組みを見守ってまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、大学及び高校卒業生の就職状況等についてであります。宮崎労働局によりますと、本年3月の高校卒業者のうち就職希望者は3,306人、このうち就職が決まった人は3,224人で、決定率は97.5%となっております。この中で県内就職希望者は1,951人で、そのうち希望どおり県

内に就職した人は1,872人、決定率は96%となっております。また、16年3月以降、上昇傾向にあります。また、本年3月の大学等卒業者の就職状況でありますけれども、宮崎大学医学部、それと県立看護大学を除きまして、就職希望者は2,174人、このうち就職が決まった人は2,039人、決定率は93.8%となっております。なお、県内に就職した人は923人ではありますが、県内就職希望者数は、そのような調査がなされておられませんので把握しておりません。

次に、雇用の確保のための地元企業の育成等についてであります。雇用の確保につきましては、その受け皿となります地場企業の経営基盤を強化して、県内産業の振興を図ることが大変重要であると考えております。このため、県におきましては、新商品の開発や新たな事業分野への進出など意欲ある取り組みを行っている県内企業に対しまして、技術支援や研究開発費の助成、低利融資による金融支援などを行っております。さらに、現在、産学官の連携を強化し、本県の基幹産業である農業と工業、医療等が連携して開発しました新しい技術の事業化の研究を、県産業支援財団が核となって進めております。また、九州において大きな発展が期待されます自動車産業やIT産業等に進出しようとする企業や、地域資源を活用した事業展開を図る企業への支援など、今後とも、県内企業の活性化策を進めながら、雇用確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、工業振興における人材育成等についてであります。県におきましては、現在、県技能士会連合会や、先ほどお話ございましたけれども、県機械技術センターなどの関係機関とともに、技能や技術のスキルアップを初め、熟練技術者によります若手技術者への指導など、中

小企業の人材育成や技術の継承に対し、さまざまな側面から支援を進めているところであります。また、工業技術センターが行います大学生等を対象とした技術研修の実施や、工業高校生の実践的ものづくりの学習に対する支援など、将来のものづくりを担う人材育成への取り組みも進めております。少子高齢化、そして人口減少社会を迎えた今日、技術者の育成確保、団塊の世代の技術の継承は、極めて大きな課題の一つと認識しておりますので、今後とも関係機関と連携しながら、企業のニーズを踏まえた人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

延岡西高等学校の跡地活用についてであります。このことにつきましては、現在、庁内に設置をいたしております延岡地区高等学校再編整備検討委員会におきまして、教育財産として、その活用につきまして検討を行っているところであります。その方向性につきましては、今年度のできるだけ早い時期に結論を出したいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○田口雄二議員 御答弁ありがとうございます。先ほど、私、知事にマニフェストの件でお伺いいたしましたが、最初から数値目標を下げていれば100%できるんだと、それでは意味がないというようなことをおっしゃいましたが、出した後に6割できれば大成功というのは同じことじゃないんですか。60%できればいいというのは、出したけれども60%やれば大成功、それを最初に数値目標を下げてやれば全部できるんですよということと、ほとんど意味が同じように聞こえるんですが、60%ということが大成功というあたりを出した根拠というのは何だったん

でしょうか。

○知事（東国原英夫君） あくまでもマニフェストというのは県民の皆様との約束でございますから、100%を目標にするわけです。これはどこもそうです。どのマニフェストもそうです。ただ、結果として、御案内のように、マニフェスト研あるいはマニフェストの審査、NPO等々の基準、その審査の基準によっても違うんですが、大体50%から70%ぐらいの評価が結果的に得られているということでございます。以上でございます。

○田口雄二議員 なかなか納得いかないんですが、先ほど言いましたように、マニフェストというのは県民との約束である。それはもちろん100%に向けて限りなく努力していくのは当然なんですが、それを始める前から——今からスタートするわけですよね——そこで6割であれば大丈夫じゃないかというのは、これは非常におかしいと思いますし、もちろん選挙において、知事は、先ほど言う県民との約束ですよね。それに基づいて有権者は知事を応援したわけでありますから、最初から何か約束をほごにするような、そういう発言にも聞こえます。それを4年後に「6割でしたけど、いろいろ厳しかったけど私は満足している」と言うならまだわかるんですけども、やる前から6割でいいじゃないかというのは、どうも納得いかないんですけれども、もう一回、知事の見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 6割で満足しているとは言っておりません。結果として6割、7割が出ているというのが現状であるということをお知らせしたわけですね。私はあくまで100%を目標にするわけですね。しかし、マニフェストの性格上、検討するとか勉強するとか、そういうこと

もマニフェストに掲げてあるわけですので。 「検討する」は、じゃ検討したらそれで達成なんですよ、それをするかしないかは別にして。そういった意味合いもございまして。ですから、マニフェスト、非常に難しいんですね。マニフェストはお約束ですよ、それは。そうじゃないですか。「検討する」は検討しましたので、それでお約束じゃないですか。ですから、6割、7割は、今までの過去の他府県あるいは他の首長さんたちのマニフェストを踏まえたときに、60%~70%が非常に高い評価にあるということが結果であった、事実であったということをお知らせだけで、私はあくまで100%を目指すと言っておるのでございます。

○田口雄二議員 私ども議員がマニフェストを今回も出しましたけれども、私どもは予算執行権も人事権もありませんので、実際にマニフェストを出しても、確かに「検討する」という表現になってしまいます。知事はそういう意味では絶大な権限を持っておられるわけですので、数値目標を出したからには限りなく100%を目指すように、6割というような低い目標値ではなくて、全力で頑張ってくださいと思います。後の質問がたくさんありますので、このあたりで切り上げさせていただきます。

災害時安心基金について再度お伺いいたします。災害時安心基金を早々につくっていただきましたことは、本当に感謝申し上げます。大変厳しい財政の中で御協力いただきました市町村に対しましても、お礼を申し上げたい、このように考えております。とはいっても、この基金のお世話にならないよう、大きな自然災害が発生しないことを一番祈るところなんですけれども、また、県当局は災害に強いまちづくりにも万全を期していただきたいと思っております。実際の被害

は、心身、そして金銭的にも大きな負担になります。水害の際も、私の家は平屋でしたので、自宅に1カ月間寝泊まりすることはできませんでした。復旧には大変な思いをいたしました。特に貴重な思い出深い品々、子供たちの写真や絵を失ったことは、返す返すも残念でなりません。しかし、平成9年の台風被害のときに50年に一度の災害と言われましたが、地球温暖化が進み、異常気象によるものなのか、その後、連続して同様かそれ以上の被害が出ております。また、竜巻など思いもしなかったような災害もあり、東南海地震の発生も考えると、基金創設は実にありがたいことだと思っております。ただ、平成17年の台風14号の被災者生活緊急支援の際には、支給に所得制限があったと記憶しておりますが、今回の基金の支給には所得制限があるのか、それは各市町村においても同様か、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） お話のとおり、平成17年の台風14号の際の支援につきましては、年収800万円以下という制限を設けておりましたけれども、今回の基金による被災者支援に当たりましては、市町村とも十分協議いたしまして、所得制限は設けないこととしております。

○田口雄二議員 わかりました。ありがとうございます。それでは、もう一度同じことを聞きますが、平成17年の台風14号の被災者生活緊急支援の際には、県下の広範囲にわたって6,000世帯近くが被災をいたしております。例えばの話ですが、平成17年並みの災害があった場合には今回の基金で対応できるのか、お伺いをさせていただきます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 台風14号並みの被害があった場合には、今回の基準でいきま

すと、1世帯20万円でありますので、おおよそ12億円必要になってまいります。そういう意味では、今回の基金では不足するわけでございまして、これにつきましては、県と市町村が追加で基金に応分の負担をするということで、市町村との話を進めております。

○田口雄二議員 わかりました。大きな災害が来ないことを祈りつつ、防災に向けたハードの整備に万全を期していただきたいと思っております。

それでは次に、観光促進事業について、知事にお伺いをいたします。

6月1日に、リクルートの旅行情報誌「九州じゃらん」から、昨年1年間に九州・山口エリアに日帰りか宿泊旅行に行った読者を対象にアンケートを実施し、九州・山口の観光地人気ランキングが公表されております。私も早速、宮崎県内のどこがランキングされているのかと楽しみにインターネットで調べてみますと、気が重くなってしまいました。熊本県、大分県の温泉地ばかりがずらりとランキングされておりました。行ってみてよかったという満足率が高い観光地では熊本県のわいた温泉が、行ったことがある観光地では大分県の由布院温泉が、それぞれ1位で、以上2つのランキングには宮崎県は20位までに1カ所も入っておりません。宿泊したことがある観光地では大分県の別府がトップに入り、宮崎県ではようやく12位に青島を除く宮崎市だけが入っております。また、ことし泊まりに行きたい観光地では熊本県の黒川温泉がトップで、15位に宮崎市が入っております。しかし、4つのランキングに2つ宮崎市が辛うじて入っているというような深刻な結果です。これまでの観光政策がニーズとマッチしていなかったのではないかと。これらの結果を踏まえて、観光開発をどのように進めていく御予定

か。

現在の観光は見せるだけではだめで、地どれの新鮮でしゅんな食材をおいしく提供したり、また体験型とのセットなど、そして、そこに歴史や文化の薫りがするようところが人気が出ているように思いますが、知事のお考えになる魅力のある観光地とはどのようなところか、御所見をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるとおり、「九州じゃらん」のアンケートなのですが、ベスト20の中で7～8割方は温泉が入っておりました。私は、このアンケートの仕方に対しては個人的にはおかしいと思います。温泉特集とか温泉のコーナーとかいうことを設けなきゃいけないんじゃないかなと思っております。全部をひっくるめて行ってよかったところというのは、それは温泉が上位にくるのは確かでございます。本県は、温泉行政あるいは温泉の観光地が、やはり九州圏内では、その満足度として、あるいはその数としては少ないかなと考えております。それに甘んじることなく、ほかの面で、ほかの観光資源で、また、お客様の満足度を高めるようなサービス、あるいは日本一のおもてなし事業はしていかなきゃいけないと思っております。

御質問にあった、知事にとっての魅力ある観光地ということでございますが、私個人ということでございますので、私にとっての、私個人にとっての観光地ということで、そういう解釈で答えさせていただきますれば、神話や伝説や伝統文化など、地域に伝わる歴史を守り育ててくれるところ、美しい自然環境があり、農業や工芸、マリンスポーツやトレッキングなど体験ができるところでございます。四季折々の新鮮でおいしい食材を楽しめるところ、訪れた人を

あいさつとかで温かくもてなしてくれるところ、ごみが落ちていない美しいところ、交通事故や犯罪が少ない安全で安心な観光地、さらに加えるなら、ジョギングロードと温泉が充実しているところでございます。このようなすばらしい資源があって、訪れた人の日常の疲れをとり、日常から逸脱し、そしてまた、いやしてくれるところというのが、私は21世紀型の観光スポットとして強まるんじゃないかなと考えております。

○田口雄二議員 聞いておりますと、何かまるで宮崎県そのものに当てはまるんじゃないかと思うぐらい、知事の考えている魅力あるところは、宮崎が当てはまるんじゃないかと思っております。ただ、知事にもう一遍伺いたいんですが、何でそんないいところがこのランキングにも全く入らんのか。ただ、そのランキングが温泉という特集でやればよかったんだとか、それはこちらが言ってもしょうがないことで、「九州じゃらん」がやったことなものですから。今の若い世代は、インターネットや情報誌で情報を収集して、行き先や宿を決める傾向が非常に高くなってきております。こういう情報誌に宮崎が出てこないというのは、いかに宮崎のイメージが薄いか、旅行先の選択肢にも上らないということになります。例えば、PRの仕方でもなんですが、私は延岡から来ておりますので、よくJRの特急「にちりん」に乗るんですけども、今、飛行機と同じように、JR九州にも情報誌が乗っておるんです。私はそれをよく開いて見るんですが、非常に残念なのが、この季刊誌には九州各地のイベントや名所旧跡、おいしい料理などがよく出てるんですけども、宮崎の露出が非常に少ないんですね。前も何か歩きたくなる散歩道とかがなかったですか。宮

崎県だけ全く空白で出ておりませんでした。おいしい駅弁のときにも、宮崎県は一つもない。そういう意味では、PRの仕方が非常にまずいんじゃないかと。情報発信の仕方について、もう一度知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) おっしゃるとおり、PRの仕方というのは、今まで非常に消極的であったということと、メソッドとして、方法として非有効的なものがあったのではないかと、私は個人的には思います。ですから、PRの仕方というのはこうあるべきだということを、私がある側面お示ししている部分はあります。PRというものは、目で見える媒体、耳で聞く媒体であり、連呼です。コマーシャルをつくるときに一番脳に残るのは、商品名の連呼ですね。ですから、宮崎、宮崎と宮崎を連呼することが、まずPRの一つなんです。その分析をそれまでやってこなかったということでございます。今、全国的に宮崎が非常に連呼されております。これで恐らく、全国の方あるいは九州圏内の方、県外の方たちには周知が行き渡るものだと思っています。あとは、その後のコンテンツ、細かいこと、宮崎に目を向かせたときに、そのコンテンツがどういったものがあるか。御指摘のように、そのコンテンツのPRの方法というのは、チラシなり、あるいはメディア媒体なり、あるいは新聞なり雑誌なりというものを、事細かく魅力あるような演出をしていかなきゃいけないと思っています。今後の課題だと思います。以上です。

○田口雄二議員 ありがとうございます。時間がなくなりましたので、私も先に進めたいと思います。

観光行政についてももう一度伺います。私が高校生のときに、知り合いじゃありませんけど、

同級生の山口百恵さんが宮崎に修学旅行に来て、大騒ぎになったことがあります。当時は、宮崎県への首都圏からの修学旅行が非常に多かったように記憶しておるんですが、平和台や青島でよく制服姿を見かけました。青春多感なときに、同級生と一生の思い出をこの宮崎でつくってもらい、また宮崎のよさやすばらしさを認識してもらえたら、必ずリピーターになってくれると思います。また、修学旅行は一度来始めると定着し、毎年来てくれるという大きなメリットがあります。修学旅行の位置づけと対策について、また修学旅行のここ数年の動向について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 修学旅行につきましては、毎年一定の学生がおるわけですから、非常に安定した市場であるということ、それから先ほどおっしゃいましたように、リピーターとして将来の誘客にもつながる可能性があるということで、修学旅行を誘致することは、非常に大事だと思っているんですけれども、残念ながら、本県への修学旅行につきましては、近年減少傾向にありまして、直近の17年度の実績では約3,500人ということにとどまっております。それで、これにどう対応するかということですが、これまでの周遊型からいわゆる体験学習型に移行しているということを踏まえまして、今やっておりますのが、例えばサーフィンなどのマリンスポーツ、あるいはリサイクル施設における環境学習とか、農家民泊などの素材、そういったものをもとにしまして、首都圏、関西圏、鹿児島県等に加え、海外、中国、韓国などの東アジアもターゲットに入れまして、官民一体となったセールス活動とか、学校

関係者等キーパーソンへの招聘活動を行っておるところであります。

そのような結果も踏まえまして、昨年度でありますけれども、マリンスポーツ体験をメニューとします奈良県の高校生が209名、それから外国からですけれども、学校交流を行う韓国の学生が821名、五ヶ瀬などで農家民泊を体験する中国の学生が約60名、その誘致が実現するなど、一定の成果が見られているところでございます。これからも、市町村とか観光業界と一体となってワーキンググループをつくっておりますので、それを活用しまして、誘致戦略でありますとか体験メニューの充実強化を図り、あわせて、九州全体としては、九州観光推進機構などとも密接に連携しながら、より一層の誘致、PRに努めていきたいというふうに思っております。

○田口雄二議員 時間がありません。次の項目に移らせていただきます。

企業誘致について知事にお伺いいたします。

製材メーカーの国内最大手である中国木材が現在、日向市に進出計画を持っております。連日、この件で新聞紙上をかなりにぎわしておりますが、細島の工業用地に約30ヘクタール、用地取得費を含め、総投資額は70億円を見込み、最終的には230人の雇用を予定しているようです。しかし、余りにもこれまでの製材メーカーとの規模が違い過ぎ、地元製材業者が進出反対を訴えております。逆に、伐採業者で組織する県素材生産事業協同組合や森林所有者は進出賛成を訴えており、森林・林業業界を二分する論争が繰り広げられております。黒木日向市長は、「川上と川下の両方からの意見を聞きながら、そろそろ行政サイドから着地点を探らなければならない」と、行政として双方の利害調整

に取り組む方針を表明しております。これからの話し合いが待たれるわけですが、この話は宮崎県側から誘致を進めたのではなく、中国木材が独自に調査し、日向市細島が最適と選択してきたわけです。知事のマニフェストの実現には、突然飛び込んできたビッグニュースのようにも見えますが、知事は中国木材の日向市進出についてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 中国木材株式会社の進出につきましては、新たな雇用の創出や安定的な木材需要が生まれるなど、地域経済の活性化につながることを期待されます。しかしながら、地元からは、「原木調達に競合する」とか「植栽未済地の拡大が懸念される」などの声も聞かれるところでございます。このため、県では会社に対して、具体的な原木の調達計画等を明らかにし、地元製材業界等との話し合いの機会を持つよう働きかけているところでございます。私としましては、川上・川下の地元業界と会社が十分話し合う中で、共存共栄できる円満な着地点を探っていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○田口雄二議員 円満なこととは、何か規模を縮小してでも誘致はしたいと、そういうお考えだと解釈してよろしいのでしょうか。双方の着地点を見て決めるということは、規模を縮小してでも誘致を進めたいというお考えなのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 規模を縮小するか、あるいは拡大するかという議論は、まだこの時点ではわかりませんが、中国木材というのは地場産業にとって非常に重要な企業だと考えております。かといって川下と川上が争っている状態では、県の産業についても支障を来すかなど

考えています。ですから、お互いがウイン・ウインの形で、お互いが話し合い、お互いが利益になるような形で解決に臨んでいただきたいと思います。ということを申し上げた次第でございます。

○田口雄二議員 もうちょっと聞きたかったんですけど、もう時間が余りないものですから、ほかにも聞きたいことがありますので、次に参ります。

次に、工業振興における人材育成についてお伺いいたします。

実は、山形県の米沢工業高校、これは非常におもしろい取り組みをしております。全国にも例のない画期的な人材育成の試みをしております。新設ではなく既設の工業高校の施設を利用する同様の取り組みを、県内の工業高校でも実施の検討をぜひともしていただきたく、提言申し上げます。米沢工業高校の専攻科は、「地域が求める高度な技術を身につけた実践力のある工業技術者を育成する」を基本理念に、工業高校を卒業した後、さらに1～2年、より専門的な知識・技術を習得する課程です。米沢市は工業出荷額が山形県内の3分の1を占める工業都市ですが、近年は、不況や工場の海外移転に伴い芳しい状況ではありません。地域の工業会が、再生をかけて即戦力となる技術者育成に期待をかけています。年間の授業料も県立高校並みにした上に、講師は工業高校の先生を初め技術力の高い地元企業の技術者や、山形大学工学部など先生たちからの協力を得ながら、講義と実習を行っております。また、企業研修を通して実践力を身につけることを一番の目的とし、地域一体となった教育の場を形成しております。延岡市と米沢市の状況は非常によく似ており、人材育成には協力を惜しまないという地元の製造業者もいらっしゃいますので、延岡工業

高校内に同様の技術者育成の専攻科の設置を検討できないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（高山耕吉君） 本県におきましては、高等学校卒業後、工業に関して専門的な知識や技術を学習する場として、大学に加えまして、高等専門学校や県立産業技術専門学校等、さまざまな教育機関がございます。今後の本県の産業や経済の動向、既存の教育機関との関係等を踏まえまして、本県産業教育のあり方につきまして、今後とも研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○田口雄二議員 延岡地区は工業系の大学も専門学校もありませんので、即戦力の人材育成というのは非常に大きな問題になっておりますので、ぜひとも御一考をお願いしたいと思えます。

それでは次に、神話高千穂トロッコ鉄道について、再度お伺いをいたします。現在、再建に向けて支援活動を必死の思いで進めておりますが、先ほどの地域生活部長のお答えは、取り組みを見守ってまいりたいと、まるで第三者かのような答弁をいただいておりますが、県としては、このまま成り行きに任せて廃止もやむを得ないと、そのように考えておられるのか、再度お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 高千穂線につきましては、第三セクターとしての経営を断念した経緯がございます。県が再び鉄道経営に財政支援を行うということは、今のところ考えておりません。

○田口雄二議員 非常に残念ですが、このままでいくと、もう手助けをする道は全く考えていないと、そう理解してよろしいわけですね。

○知事（東国原英夫君） 県が出資する、支援するということは、今のところ考えておりませ

んが、私個人として、PRという側面で高千穂を応援していこうとは考えております。以上です。

○田口雄二議員 そうしたら知事、今、知事は非常にPR力があるわけですから、その支援活動を全国に訴えて、高千穂鉄道の再建に向けての発言を全国に向けて発信していただきたい、そのように考えております。やはり県北においては、特に高千穂の観光を考える上では、高千穂鉄道はなくてはならないものでございますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

最後の項目になりますが、西高跡地の有効活用についてお伺いいたします。

もともと延岡には県営施設が非常に少なかったわけですが、そんな中、数少ない県営施設の県立高校がなくなったわけです。県央一極集中の是正をずっと訴えてきた延岡市民の感情としては、何が何でも県営施設以外は譲れないところなんです。今回の跡地活用に関しましては、県営施設が最優先されると理解しておりますが、そう考えておいてよろしいでしょうか、教育長に伺います。

○教育長(高山耕吉君) 我々としましても、そのような方向で現在、検討を進めている状況でございます。

○田口雄二議員 ぜひとも、それはよろしくお願ひいたします。

それから、大瀬川の河川敷の野球グラウンドが相次いで水害に遭いまして、延岡高校の野球部が、西高のグラウンドを練習場として使用しておりますけれども、この状況は今後も継続されるのか、あわせて、閉校後の西高の施設の利用状況を教えていただきたいと思ひます。

○教育長(高山耕吉君) 延岡高校野球部の西高グラウンドの活用でございますけれども、現

在、西高跡地につきましては、教育財産としての活用につきまして、慎重に検討を行っているところでありますが、グラウンドにつきましては、当面は延岡高校の使用を継続していく考えでございます。今後とも、高校の教育活動や部活動に必要な施設の確保につきましては、十分に配慮してまいりたいというふうに考えております。

次に、西高跡地の2カ月間の利用状況でございますけれども、延岡西高の敷地や施設等につきましては、4月より延岡高校が管理をいたしております。そのうち、体育館、運動場及び野球場は、延岡高校が部活動等に使用しているところであります。また、5月からは、県立学校体育施設開放事業によりまして、他の県立学校と同様に、地域の方々への体育館開放も行っている状況でございます。以上でございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。跡地の利用の件ですが、延岡の有志あるいは延岡高校の父兄より、現在の施設や敷地面積が、延岡高校よりはるかに後にできた西高の方がずっと広く充実しており、延岡高校を西高跡地へ移転できないか、そして延岡高校跡地を「牧水の森」として残して、延岡高校が西高跡地へ移転するという選択肢、そういうものはできないかとの声がありますが、それは一つの選択肢の中に入っているのでしょうか、お伺いします。

○教育長(高山耕吉君) 延岡西高への移転の問題でございますけれども、延岡西高の跡地は貴重な教育財産でございますので、その活用につきましては、地元から寄せられました要望も含め、あらゆる角度から慎重に検討してきているところでございます。以上でございます。

○中村幸一副議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開いたします。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、28番新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次一般質問を行ってまいります。知事を初めとして、関係する各部長、教育長に答弁をお願いいたします。

初めは、知事の政治姿勢についてですが、県民の生の声を聞くためにどのように取り組んでおられるのか、また、今後どのように取り組んでいこうとされるのか、まずは伺いたいと思います。

県政を運営する上で極めて重要な視点の一つが、県民の声を聞くということではないでしょうか。安藤前知事は、就任後すぐに「県民の声」制度を創設されました。松形元知事の時代には「県政への提言」という制度がありました。前知事の就任後2度目の議会で質問したことがあります。県政への提言制度があったのに、あえて県民の声制度を新たに創設したのはなぜなのか、違いはどこにあるのかという趣旨でありました。そのときの答弁は、「県民の意見を県政に反映させるという目的は同じだが、従来の専用はがきと電子メールに加え、専用の電話・ファクスを設置して、県民の皆さんの生の声ができるだけ多く直接届くような仕組みにした」というものでありました。今となつては、県民のまことの声为本当に聞こえていたのかというむなしい思いでございますが、いずれにしても、県民との協働を図る上では、その声

を聞くということが極めて重要であることは論をまたない。県庁ホームページの「知事の部屋」をのぞくと、「県政へのご意見『県民の声』」欄はまだ存在しているようであります。このままでいかれるのか、お伺いをいたします。

次に、県民の声を聞く一方で、県が重点的に取り組んでいる施策や事業などについて、県民に積極的に知らせていくこともまた重要であります。「出前県庁」と「県政出前講座」で構成された「県政出前トーク」、この継続の有無も含め、この点についてはどのように取り組んでいかれるのか伺います。

次は、県民総力戦と県民運動についてであります。

ちょっと前のことでありますが、交差点で信号待ちをしていたときに、目の前にとまっていた車に張ってあるステッカーが目にとまりました。それは「地域みまもりサポーター」を証するステッカーでありました。地域みまもりサポーターは、前知事が提唱された「元気みやざき県民運動」を構成する3つの運動、すなわち、「健康みやざき推進運動」「環境みやざき推進運動」「地域みまもり推進運動」のうち、地域みまもりの分野において、安全で安心して暮らせる宮崎を目指し、自分のできる範囲で、できることから実践するというサポーターであります。ああ、頑張ってもらっているんだなど、そのときは思いました。「サポーターであります」という表現は正確ではありません。「サポーターでした」と言うべきかもしれません。理由があります。その後、「県広報みやざき」で、次のようなお知らせ文を目にしました。「元気みやざき県民運動は終了しました」と。さりげなくも冷たい文章でありました。その後

には、「サポーターが1万3,000人を超えるなど運動の輪を広げることができました。推進にあたり、ご理解とご協力をいただきありがとうございます」と続いていました。サポーターは、3つのプロジェクトで平成21年までの目標値がそれぞれ1万人となっていたはずであります。「県広報みやぎき」でもその活動状況を紹介し、昨年初めには各地で「サポーターの集い」を開催するなど盛り上がりを見せてきた運動が、たった数行のお知らせ文で、「はい、おしまい」ではいかなものか。そこで伺いますが、元みやぎき県民運動はいつをもって終了し、どのような成果があったと考えているのか。また、目標には届かなかったものの、1万3,000人を超える多くの県民がサポーターとして活動をしておられました。サポーターになっていただいた皆さんに対し、運動終了時にどのように対処されたのか。以上、総合政策本部長にお伺いをいたします。

次は、宮崎県民歌と新たな県の宣伝歌、PR歌についてであります。

今現在の本県の注目度を見れば、宣伝というよりも宣揚と言ったほうがふさわしいかもしれません。東国原知事の八面六臂の活躍によって全国の耳目が宮崎に集まる中、今まで脚光を浴びることもなく埋もれたままになっていた本県のよさに、改めて光が当たり始めた感があります。今や観光客の記念撮影のスポットともなっている、昭和7年に完成を見た威厳のある県庁本館しかりであります。宮崎県民歌もそのうちのひとつではないかと思えます。県庁ホームページの注目情報コーナーでは、「宮崎県民歌を聞いてみませんか」ということで、合唱・斉唱の音楽ファイル、楽譜ファイルがダウンロードできるということが改めて紹介をしてありま

す。また、4月28日の地元紙には、もっと歌いましょうよと社説でも取り上げられておりました。

この宮崎県民歌については、私もちょうど4年前、平成15年の6月議会で取り上げたことがあります。宮崎の豊かな自然、温暖な気候、歴史を大事にしつつ未来に向かって力強く進むさまを表現しており、いつの時代にも通用するいい歌だと。もっともっと県民に愛されてもいい歌だと。どんどん歌っていきましょうという趣旨の質問でありました。このときの質問は、お笑い芸人「はなわ」が歌った、当時話題にもなっていた「佐賀県」という歌を引き合いに出しつつ、県民歌につなげるものでありましたが、その途中で、私、恐れ多くも次のように言ってしまうておりました。「都城出身のお笑いタレント「そのまんま東」に「宮崎県」という歌を歌わせることをねらったわけではない」と。「柳の下にいつもドジョウはいない」ということわざもありますので、その人が今日、知事の席に座られるということなど夢想だにできなかった当時でありましたが、歌ってもらっておけばよかったなど。そのときは日の目を見なかったはずですが、今ごろは大ブレークしていただけないかと思うと、残念至極であります。それはさておいて、4年前、宮崎県民歌が県民や学校現場で愛唱されるための取り組みについて伺いましたが、その後は具体的にどのように取り組んでこられたのか、総合政策本部長並びに教育長にお伺いをいたします。

次は、仮称災害時安心基金の設置事業についてであります。

これも、被災時の当座の生活費を支援する災害時安心基金を創設し、官民で3億円の資金を用意するという、知事のマニフェストを具現化

するものの一つであります。重複を許していただき、何点か伺いたいと思います。

1点目であります。一昨年、台風14号により、県民の生活基盤である住家が未曾有の甚大な被害を受けたことにかんがみ、市町村と協力しての1回限りの特別措置として、被災者の当面の生活を緊急に支援する被災者生活緊急支援事業が実施されました。このときの事業費は12億円強、このうち県費は8億円強で、6,100世帯に対して1世帯当たり20万円を支給するというものであります。今回提案された事業は、厳しい財政状況のもと、県民に一定の安心感を与えるものとして評価はするものの、3年間で6億円という積み立てというのは金額的にはどうか。一昨年の事業費と比べると少ないのではないかという思いもありますが、その後の延長はないのかということも含めて、見解を伺いたいと思います。2点目に、基金の運用はどのように行っていくのか。3点目に、今後3年のうちに基金総額を超えるような大規模災害が発生したときにどのように対応していくのか。以上、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次は、視覚障がい者の情報入手について伺いたいと思います。これは2回目の質問であります。

今般策定された「宮崎県障害者計画・みやざき障がい者安心プラン」の冊子については、既に皆さんの手元にも届いているのではないかと思います。その下のほうに、切り込みとともに切手ほどの大きさの正方形のものが全ページに掲載されているのにお気づきのことだと思います。これがSPコードであります。このSPコードについては、昨年9月議会でも紹介をいたしました。紙に書かれた情報をデジタルに変える二次元シンボルで、その正方形の中に日

本語で約800文字の情報を入れ込むことができるというふうに言われております。SPコードが印刷してあれば、それを活字文書読み上げ装置、すなわちSPコード読み取り器で読むことによって、その中に収納してある文章内容を音声で聞くことができます。視覚に障がいのある方のみならず、文字を読むことが苦手な高齢の方たちにとっても極めて便利であります。前回の質問で、SPコードをさらに普及させるためにも、まず、県が発行する各種刊行物への同コードの掲載を加速させるべきであるというふうに訴えました。今回、本県の障がい者施策の基本的な考え、方向性を明らかにした障害者計画の冊子に早速SPコードを掲載されたことに対しては、高く評価をするものであります。私が現在気づいた中では、県の刊行物でこのSPコードが掲載されているのはこの冊子だけのようにありますが、県刊行物への普及に対して今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

ところで、国の平成18年度補正予算に、「障害者自立支援対策臨時特例交付金事業」960億円が盛り込まれております。この事業の対象の一つに、自治体や公立病院などの公的機関における窓口業務の円滑かつ適正な実施に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を目的とした、「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」というものが入っております。この事業における補助割合は10分の10、全額補助であり、自治体負担はゼロであります。地域における障がい者に対する情報バリアフリーを一層促進するためにも、積極的に活用すべきであると考えるところであります。市町村など公的機関における視覚障がい者に対する情報支援機器の整備に今後どのように取り組んでいかれるの

か、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

情報バリアフリーに関して、もう一点伺いたいと思います。県庁のホームページについてであります。現在、県庁ホームページでは、障がいのある人や高齢者、子供など、さまざまな環境にあるすべての人が同じように情報を利用できるように、アクセシビリティに配慮したページづくりに努めておられるようであります。このアクセシビリティというのは、「近づきやすい、使いやすい」という意味とのことで、利用者に対するさまざまな配慮がなされているようであります。文字の大きさが自由に換えられる、文字が読みにくくならないよう文字の色と背景色にコントラストを持たせるなどありますが、ホームページの内容の音声読み上げに関しては、当該ソフトを使用している利用者しか対応できておりません。バリアフリーの観点からは少々配慮不足であります。高齢者や視覚に障がいのある人の利便性に配慮するためにも、ソフトを使用している、していないにかかわらず、音声で読み上げるようにすべきであると考えますが、この点に関しては総合政策本部長に伺います。

最後の質問となりますが、いじめ対策について、教育長に何点か伺いたいと思います。

いじめを苦にした児童生徒の自殺が相次ぎ、深刻な問題となっている中で、この問題への対応が急がれているところであります。いえ、今、最も悩み、悲鳴に近い叫びを発している子供たち、そしてその保護者への支援は、待ったなしの課題ではないかと思えます。そのような中、本年1月26日の第166回国会における安倍総理の施政方針演説で示された、夜間・休日でも子供の悩みや不安を受けとめることのできる電

話相談、これについて2月6日に補正予算が成立し、翌7日から「24時間いじめ相談ダイヤル」がスタートをしております。その内容は、子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめなどの悩みを相談することができるよう、全国統一の電話番号を設定し、そこに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されるというものであります。そのために、全都道府県で24時間対応を可能とするための体制を整備するとともに、国公私立の小学校、中学校、盲・聾・養護学校の全児童生徒に配布する電話相談窓口紹介カードを作成するための予算も、補正で措置されております。いじめで悩み苦しんでいる一人でも多くの子供たちが、この相談窓口で電話をかけ、あすへの希望を見出すことができるようになるよう願ってやまないところであります。教育委員会においては、万全の体制で臨んでいただきたいと願うものであります。本県における24時間いじめ相談ダイヤルの運用状況、また、窓口紹介カードの配布状況などは万全か、また、いじめ対策はひとり教育関係者のみならず、警察や児童相談所などの関係機関との連携も極めて重要であると考えますが、現在の対応についてお伺いをいたします。

ところで、電話相談が有効に機能することを願いつつも、現実問題としてのいじめ、これは学校の中だけ、また学校と教育委員会、保護者だけで解決に努めても、関係者の中でしこりが残って、なかなか思うような解決に結びつかないこともあるのではないかと思います。いじめられた、あるいはいじめに気づいたときに、だれでも安心して相談でき、公平に当事者の話を聞いた上で、最後まで子供に寄り添っていじめ問題の解決に力を発揮してくれるような第三

者、この第三者による機関をつくる必要があるのではないかと考えますが、教育長の所見を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、「県民の声」についてであります。県民の皆様一人一人が県政に関心を持ち、積極的に参加していただくためには、県民の皆様の声をお聞きすることは大変重要だと考えております。このようなことから、現在、県民の声制度はもちろん、県民の皆様とじかに接して御意見を伺う「県民ブレーン座談会」を定期的を開催しているところであります。また、県内各地域に出向いて県政について報告するとともに、地域の課題について多くの住民から御意見をお聞きするフォーラムなども新たに計画しているところでございます。今後とも、県民生活の現場を肌で感じながら、できる限り多くの県民の方々の御意見を幅広くお聞きしてまいりたいと考えております。

続きまして、県の施策などの県民への周知についてであります。県民総力戦による県づくりを進めるためには、県の施策や課題等を県民の皆様にご理解していただくことが何よりも重要であります。このため、私は知事に就任して以来、県議会はもちろん、定例記者会見や各種の広報媒体、さまざまな行事などあらゆる機会を通じて、私の県政に対する考え方やその政策等について周知を図ってきたところでございます。今後とも、「新みやざき創造計画」や、現在策定中の新しい行財政改革大綱などさまざまな施策について、県民の皆様にしかりと伝えてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総合政策本部長(村社秀継君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、元気みやざき県民運動についてであります。元気みやざき県民運動は、新たな総合計画を策定することとしたことに伴い、サポーターを中心とした展開から、県の関係部局における具体的な施策に沿った運動に移行させることとし、平成18年度末をもって終了いたしました。県民運動の成果としましては、3つのテーマであります健康づくり、環境保全、地域みまもりへの取り組みに対する県民の意識が高まり、サポーターの登録者数が1万3,000人を超えるなど、一定の成果が得られたものと考えております。なお、運動終了時におきましては、県民運動の推進に当たり、御理解と御協力をいただいたことに対する感謝の意を込めて、終了したことを新聞各紙及び県の広報誌であります「県広報みやざき」に掲載することによりまして、サポーターの方々はもちろんのこと、広く県民の皆様にご周知を図ったところであります。今後とも、新しい計画のもとで、県民総力戦の一環として自主的な取り組みを継続していただくことを期待しているところであります。

次に、県民歌についてであります。県におきましては、県民歌が県民に親しまれ、愛唱されるよう、これまで、県主催のスポーツ大会等で活用するほか、県民手帳などの印刷物や県のホームページに歌詞や楽譜を掲載し、啓発に努めてきたところであります。また、県民の皆様から県民歌の御要望がありました際は、複製したCDをお送りし、御活用いただいております。最近では、パソコンを利用して音楽配信を利用する方々が、若い世代を中心にふえてきております。このため、こうした方々にも手軽に活用していただけるように、県のホームページに新

たに音楽ファイルを掲載し、自由にダウンロードして使ってもらえるようにしたところでもあります。今後も、県民歌が県民に愛唱されますよう、さまざまな機会を通してPRに努めてまいりたいと考えております。

最後に、県ホームページへの音声読み上げシステム導入についてであります。県のホームページにつきましては、県行政の動きなどを県民にお知らせする媒体として重要な役割を担っております。したがって、障がいがある方や高齢者など、さまざまな環境にあるすべての方が利用しやすいようなホームページづくりに努めていく必要があると考えております。御提言にありました音声読み上げシステムの導入につきましては、専用ソフト等が必要になるなど、費用面の課題も出てまいります。今後、このシステムにつきましては、そのニーズ等を調査してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、災害時安心基金についての一連のお尋ねでございます。

まず、基金の額であります。台風第14号規模の災害が想定される一方で、災害が少ない年が続くことも考えられまして、適正な基金規模を設定することは大変難しい面がありますが、今回の基金規模につきましては、過去に災害救助法を適用した災害の被害状況を勘案して6億としたところでもあります。なお、基金の額を超える大規模な被害が発生し、基金が底をついた場合には、県、市町村が応分の負担を行うことにしております。

次に、制度の期間についてであります。当面3年間で6億円の基金を造成するという仕組

みとなっております。制度の期間など制度のあり方につきましては、今後の基金の運用状況や、被災者生活再建支援法等の法整備の状況、あるいは地震保険等の自助の動向などを見きわめながら、3年後を目途に市町村と検討していくことになると考えております。

最後に、基金の運用についてであります。この基金は、いつ起こるかかわからない大規模な災害発生時に速やかに被災者の支援を行うことが目的でありまして、支援金ができるだけ早く交付できるように、大口定期など安全でかつ機動的な運用が可能なものを考えております。

次に、SPコード普及への取り組みについてであります。視覚障がい者の情報入手の機会を拡充していく上で、SPコードの普及を図っていくことは大変重要であると認識しております。このため、みやざき障がい者安心プランのほか、障がい者の方々が利用する団体の機関誌にも掲載を開始するなど、SPコードの普及に向けた取り組みを始めたところでもあります。今後さらに、県刊行物への掲載拡大に向けた取り組みを進めるとともに、宮崎県視覚障害者福祉協会を初めとする関係団体はもとより、市町村の発行する刊行物へのSPコード掲載の働きかけを行うなど、普及に努めてまいりたいと存じます。

次に、視覚障害者等情報基盤整備事業についてであります。視覚障がい者にとって、SPコード読み取り器や文字拡大読書器などの情報支援機器は、手軽に情報を取得するための有効な手段でありまして、最も身近な市町村の窓口や図書館等においても、整備を進めていくことが必要と考えております。県では、今回の国の特別対策において、これら公的機関での情報支援機器の整備が補助の対象となったことから、市

町村に対し、積極的な整備を行うよう働きかけてきたところであります。その結果、23の市町村において、SPコード読み取り器等の整備が予定されており、今後とも、視覚障がい者の情報バリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県民歌についてであります。県民歌は、郷土の豊かな自然や風土、未来への夢などを、明るくさわやかに表現をしたものであります。現在、本県におきましては、子供たちが県民歌に親しみを持つよう、県内で使用されております小学校すべての学年の副教材に掲載をしているところであります。このことによりまして、音楽の授業や集団宿泊学習などの学校行事で歌われているところであります。また、小中高の教職員の初任者研修におきましては、県民歌のすばらしさを伝え、各学校で歌い継がれていくように取り組んでいるところであります。

次に、「24時間いじめ相談ダイヤル」の運用状況についてであります。いじめ相談ダイヤルにかけられた電話は、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されることになっており、本県におきましては、平日の8時30分から21時までは県教育研修センターに設置をいたしています「ふれあいコール」に転送され、相談に応じております。それ以外の時間につきましては、警察の「ヤングテレホン」の番号を案内しているところであります。

次に、窓口紹介カードの配布状況等についてであります。電話相談窓口紹介カードにつきましては、国の24時間いじめ相談ダイヤルの設置に先立ちまして、県内の電話相談窓口を紹介するため、ことしの2月初めに、私立学校を含む

県内の全児童生徒約14万5,000人に対しまして、カードを配布し、周知を図ったところであります。また、平成18年度の電話相談につきましては、県教育研修センターのふれあいコール及びNPO法人に委託をした土・日の子ども専用電話に、合わせまして2,321件の相談があり、このうち、いじめとして判明していますのは、ふれあいコールが対応した67件であります。

次に、関係相談機関との連携についてであります。いじめの早期発見・早期対応につきましては、日ごろから関係機関と連携を図っていくことが大切だと考えております。そこで、学校は、児童福祉や人権擁護、警察、医療等の関係相談機関との定期的な情報交換の機会などを設けますとともに、事例によりましては、関係相談機関の専門的な支援を受けながら、いじめ問題の解決に取り組んでおります。

最後に、第三者の機関によりますいじめ問題の解決についてであります。いじめの実態を調べてみますと、加害者と被害者が入れかわったり、解決に向かっていたいじめが再発をしたり、いじめの内容が変化するなど、複雑な状況が見られます。このようなことから、いじめ問題の解決を図るためには、いじめのアンケート調査や教育相談等を実施し、子供の実態を把握するとともに、継続的な観察や指導を行っていくことが必要と考えております。このため、各学校が校長を中心に職員一丸となりまして取り組むとともに、状況に応じましてスクールカウンセラーや地域等と連携し、粘り強く対応することが何よりも大切であります。今後とも関係機関との連携を図りながら、学校、家庭、地域が一体となりまして、いじめ対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁いただきました。ありがとうございました。

まず、教育長にお伺いをいたします。いじめを撲滅するためには、子供たちの周りの保護者、こういった関係者が対策を講じることも重要ではありますが、子供たち自身が自発的に解決に取り組んでいく、こういった動きが他人への思いやりといったものをはぐくむ教育的な効果も期待できるのではないかというふうに思います。自発的な解決を促すことについて教育長はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○教育長(高山耕吉君) いじめ対策であります。いじめの撲滅に当たりましては、子供たちが「いじめは絶対に許されない」という強い自覚と認識を持つことが、何よりも重要であると考えております。そのために、各学校におきましては、学級活動の時間等も活用しながら、いじめを許さない学級づくりや、児童会・生徒会により「いじめ撲滅宣言」の取り組みなど、子供たちの意識の高揚にも努めております。今後とも、このような子供たちの主体的な取り組みを奨励しまして、いじめ問題の解消を図っていききたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 そういった動きが全県的な大きなうねりとなるように、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

もう一点、相談窓口紹介カードについてお伺いをしたいと思います。先ほど、全県下で14万5,000人の子供たちに配布をしたということ、答弁いただきました。当然、特別支援学校、盲学校、聾学校といった学校の生徒たちにもこの紹介カードを配られたというふうに思いますが、先ほどのSPコードとも関連しますが、盲学校の子供たちについては点字の貼

付とか、また聾学校の子供たちについては、電話番号だけじゃなくて、ファクスとかEメールアドレスとか、そういったことについても配慮をしてやるべきだというふうに考えますが、そこについてはどういった対応をされているのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○教育長(高山耕吉君) 窓口紹介カードについてであります。特別支援学校におきましては、視覚障がいのある児童生徒のすべての保護者に窓口紹介カードを配布いたしまして、カードの目的や利用の仕方などを説明するなどの配慮を行ったところであります。また、聴覚障がいのある児童生徒につきましては、メールやファクスで相談が可能となるよう、体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。これからも、障がいのある児童生徒がいじめなどで悩んだときに相談できる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 それでは次に、総務部長にお伺いをしたいと思います。

一昨年(平成18年)の台風14号襲来直後に開催された9月議会で、私は、被災者生活再建支援法では救済されない被災者のために県独自の支援制度を創設すべきではないかというふうに訴えると同時に、この被災者生活再建支援法に基づく基金の活用についてもお伺いをしたところであります。この基金の総額は、当時は600億円でした。平成11年度に300億円、平成16年度に300億円、全都道府県がそれぞれ応分の負担で拠出したと。そのとき残高は余り変わらなかったという中で、いつ発生するかもわからない大地震とか、そういった大規模災害に備えておきたいというのはわかるけれども、実際目の前で発生した災害に対しても柔軟な対応をしていただいてもいいのではないかと訴えまし

た。当時、副知事が総務部長でございましたが、答弁いただきました。そのときの答弁、「支援制度の適用基準を見直して、より多くの被災者の方々を対象とできるように国と協議していきたい」というものでありました。その後どうなったか、現在の基金残高もあわせて、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 被災者生活再建支援制度についてであります。この制度につきましては、住宅本体の建築費等がこの資金使途に入っておらず、また、年収要件の設定等もございまして、同じ被害を受けても支援対象とならない世帯があることなどの課題があります。このため、国に対する本県の提案要望活動や、全国知事会、九州地方知事会等の活動を通して、制度の改善要望を行ってまいったところがあります。しかしながら、現時点でも、いまだ制度改善には至っておらず、今後とも引き続き要望活動が必要であるというふうに考えております。先月5月31日でありますけれども、知事みずから直接、防災担当大臣等にこの制度改善について強く要請を行ったところでございます。我々も引き続き、この要望活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、お話にございました基金の残高でありますけれども、確かに造成総額は約600億円でありまして、その後幾分か減少いたしておりますが、平成18年度末現在では約565億円という数字になっております。以上であります。

○新見昌安議員 この問題は、前回も多分言ったと思うんですが、宮崎県だけではなくて、いつどこで発生するかもわからないということですので、これからも強力に国のほうに働きかけていっていただきたい。ほかの県ともしっかり協力しながら働きかけていっていただきたいと

いうふうに思います。

次に、知事にお伺いをしたいと思います。県庁のホームページには、「県民の声」制度の創設以降、年度別に受け付け状況が掲載されております。一昨日までは、昨年9月末までの分しか掲載をされておりましたが、きのうからは、本年の3月末までの受け付け状況が掲載されているところであります。それを見ますと、昨年の4月1日から9月30日まで、はがき、電子メール、電話、ファクス合わせて481件の受け付け状況だったものが、ことしの3月31日では3,913件。差し引くと、10月1日からこの半年間で3,432件と、たくさんの声が届いております。昨年末は、おしかりの声も多かったのではないかと思います。ことしの1月22日から3月末までを見てみると2,892件と。当初は、知事誕生直後、冷やかしのものもあったのではないかと思います。今は本当に期待を込めたものもたくさんあるんじゃないかというふうに思っております。また、4月以降5月末までを見てみても1,326件と、相変わらず多い状況でございます。これだけの県民の声、知事はどのように受けとめておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） お答えします。

その県民の声にお寄せいただいたメール等の数は間違いありません。私の知事当選後、県民の声が大幅に増加したことは、県政への関心の高まりのあらわれであると感じております。内容は、御指摘のとおり、冷やかしのものから誹謗中傷、そして建設的な励まし、御提案等多岐にわたっておりますが、いただいた御意見については、できるだけ真摯に受けとめて、今後の政策に反映させていただく所存でございます。

○新見昌安議員 そのたくさん寄せられた中の

まじめな御意見、そういったものを今回の「新みやざき創造計画」の中にはどのように反映されたか、その点についてもう一回お伺いしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 私も、県民の声はできるだけ隅から隅まで読むようにしておりますが、なかなか建設的な意見というのが少のうございませう。その中でも、県民の声の「新みやざき創造計画」への反映について――今回の計画策定に当たりましては、県民意識調査や、県内5地域での県民の方々との意見交換、さらにはパブリックコメントによって寄せられた県民の皆様御意見、御提言を、施策の展開方向や数値目標の設定などに反映させていただいたところございませう。なお、日々寄せられる県民の声については、県民生活に密着した分野においての要望や意見が大半でありますことから、今後の計画の推進に当たっての具体的な施策や事業の展開の中で、適切に反映させていただきたいと思っております。

○新見昌安議員 もう一点、知事にお伺いしたいと思います。今般の「新みやざき創造計画」、これにおけるキーワードの一つが「県民総力戦」というものであります。知事には就任以降、すぐれたリーダーシップを遺憾なく発揮してもらっておりますが、宮崎の未来を明るくものにするためには、これからも県と県民がしっかり協働しながら、県民一人一人が持つ力を十二分に発揮して、事に当たっていかねばならないというふうに思っております。ただ、どうしても個人個人の力にはおのずと限界があります。それを結集する必要があるんじゃないかというふうに思っております。その結集する運動が必要になるんじゃないかと思っております。新たな県民運動の展開というものについて、知事は

特別に何か考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 県民運動についてでございますが、私は、真の県民運動とは、一定のテーマに基づいて、県民が自発的に実践していくことにより、県全体に草の根的にそのテーマに関する普及や啓発が図られ、県民生活の福祉向上につながるものであると考えております。今回策定いたしました「新みやざき創造計画」におきましても、新しい宮崎の実現は、県民一人一人の努力によってなし遂げられるものであるとの考えから、県づくりの基本姿勢として、県民総力戦を掲げることといたしております。例えば、県外からの観光客におもてなしの心で接するなど、県民の皆様が、それぞれの立場で積極的に新たな県づくりに参画し、さまざまな役割を担っていただく。すべての県民が、みずからの価値観や信念、関心に基づき、新しい宮崎を創造するために自発的に行動を起こす、すなわち県民総力戦が真の意味での県民運動として広がっていく、そういう展開を期待しているところでございませう。

○新見昌安議員 改めて県民総力戦、意義がよくわかりました。

ところで、先ほど総合政策本部長の答弁で、元気みやざき県民運動の終わりは、私が指摘したとおり、「県広報みやざき」での3行の文章だけだった。その結果については、何ら数字として、また、きちんとした報告という形ではなされていないというふうな受けとめました。この元気みやざき県民運動のサポーターの皆さんは、本当に真摯に県政にかかわっていかうというふうな考えた方々がこのサポーターになられたのではないかと思います。そういった方々に対して、わずかこの3行の文章だけでは、余り

にも失礼じゃないかというふうに私は思います。改めてこのサポーターの皆さん方の取り組みに対する真の意味のお礼についてはなされないのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○総合政策本部長（村社秀継君） 確かに議員のおっしゃられますように、短い期間ではありましたが、一生懸命この運動のために協力または御理解していただいた方に対する周知としては、不十分な面があったかと思えます。確かに、この12月から1月以降の非常にばたばたした中で、そういった取り扱いをさせていただきましたが、今後この点についてはきちっと考えてまいりたいというふうに思っております。

○新見昌安議員 よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、歌で締めたいと思えます。歌うわけではございません。宮崎県民歌、これは私たち宮崎県民が親しみを込めて歌っていくと。そして、後世にしっかりつないでいくべき大事な歌だというふうに思っておりますが、しょせんは県民歌であります。他の県の方がこの宮崎県民歌を歌うこともないし、興味も示すことはないんじゃないかと思っております。今、知事の力によって宮崎は全国的に注目をされている、こういったときこそ、県民歌とは別の、本県をPRできるような歌が必要ではないかというふうに思っております。

新みやざき創造計画・計画編の中の新みやざき創造戦略における戦略3、「『経済・交流』拡大」戦略、この中には、みやざきブランドを向上させるためのプロモーション活動の強化と、また、「おもてなし日本一の宮崎」を目指しての観光推進、移住促進といった戦略が掲げられております。また、今議会に提案された予

算案の中には、それらを具現化するような新規事業も盛り込まれておりますが、事業を実施するいろんな場面、また知事がトップセールスで出かけた先々、そういったところで宮崎のよさをアピールできる、宮崎はこんなところかなと想像力をかき立てられる、そして宮崎に行ってみたい、宮崎に住んでみたいと思わせるような歌がBGMで流れると、非常にいいんじゃないかというふうに思っております。

最近、県庁のホームページの中に掲載された「みやざき自悠生活」、この中でもBGMで流すとか、聞けるようにしておくのは大事じゃないかと思えます。そのような宮崎を大いにPRできるような歌を新たに制作するか、発掘するかすべきだと思いますが、知事に再度見解を伺いたいと思えます。先ほど、満行議員は蛭原友里とかコブクロとか超有名人のことを挙げられましたが、私はそういったものじゃなくて、本当に目立たないけれども、宮崎をよくわかっている方たちがこの歌に取り組んでくれるということを期待しての質問でございます。見解を伺いたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 新たな県の宣伝歌というかPRソング、あるいは応援歌みたいな位置づけだと思うんですが、これまで宮崎のイメージを全国に配信した代表的な歌としては、昭和42年のデューク・エイセスが歌ってヒットした「フェニックス・ハネムーン」というのがあります。この歌は、新婚旅行客でにぎわっていた当時の宮崎を全国にPRする上で大きな力があつたと思えます。このように歌には、情報発信に大きな力があり、宮崎を全国にPRするための有効な手段の一つであると認識しております。現在、全国的に宮崎のイメージアップが図られつつあります。私といたしまし

ては、これを機会にさまざまな方々に宮崎を歌っていただき、その中から宮崎をPRできる歌が多数生まれることを期待しているところであります。

宮崎の宣伝歌というもの、あるいはPRソング、応援歌を広く県内外から公募して、それをコンペティションにかけて、皆様の御理解、御賛同をいただいてPRソングにするというような企画を、来年の宮崎国際音楽祭に絡めて、そういった活動をしていくのはどうだろうかというのを私は考えております。まだこれは実現に至るわけではございませんが、そういった取り組みも必要じゃないかなと考えております。それこそ先ほどの質問にありましたとおり、5月をミュージックマンズリーにと申しませうか、そういった取り組みにも資するものかと思っております。先ほどコブクロというミュージシャンの名前が出ましたが、コブクロに打診しましたところ、やんわり断られました。以上でございます。

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただきました。今の最後の知事の答弁に期待を込めつつ、終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、46番井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) ことしの統一地方選挙でみんな勝ち上がってきたわけですが、その選挙で一番言われたことは、東国原知事のことです。「あんたは知事をどう思っちゃるとね」と。そこまではいいんですけど、「いじめたらいかんよ」と、すぐこう来るんですね。そして、「是々非々と言うちゃいかん。応援しますと言いなさい」と、こういう感じでありましたね。私は実は大学も一緒であります。私が先輩ですけど、名前も「ひでお」

ということで、「宮崎県のためになるためだったら一生懸命頑張りますがね」と、こういう返事をしてきたところであります。知事のおかげで、本当に宮崎県が全国で有名になりました。東京あたりの私の友人からも電話が来て、「宮崎県はすごいね」と。こういう話を聞きますと、やっぱりうれしいですね。うれしい気がする。その辺のところは本当に素直に感謝したいと思っております。

それでは、私は、きょうは初めての質問でもありますので、私の持論であります「規制緩和、自由化による格差」、これを取り上げたいというふうに思います。

去年、私はブータンというところに行ってみました。ブータンというところは、ヒマラヤのふもとにありまして、九州ぐらいの大きさです。ふもとといっても高度2,200~2,300メートルのところにあるんです。山岳民族です。大体人口が80万人ぐらい。非常に貧しい国でありました。そこに何で行ったかということでもあります。(発言する者あり) いや、目的の話です。何のために行ったか。これは、国民総生産量という言葉がありますけれども、国民総生産量ではなくて国民総幸福量と、GNPじゃなくてGNHと言うんですが、それを国家目標にして政策でやっておるんですね。私は、今の日本人は本当に幸せなんだろうかと常々思っているんです。毎年3万人以上の自殺者が出るんです。1日100人近い人間が毎日毎日亡くなっているんですよ、皆さん。そして、テレビやラジオや新聞は毎日のように悲惨な出来事でしょう。日本人は本当に幸せなんだろうかと。戦後60年、日本はともかくあの廢墟の中から、アメリカを追い越せ、ヨーロッパを追い抜け、それこそ一生懸命頑張ってきました。しかし、結

果としてどうなんだろうかと。今後の日本の将来にとって何かヒントがあればなという思いで、実はブータンに行ってきたわけでありませう。

それで、ブータンの国民総幸福量でありますけれども、こういうことであります。経済的に物が豊かになったからといって、人間は決して幸せになることはできない。それは物質的な満足感、肉体的な満足感である。もう一つ大切な——経済的な満足感もちろん大切です。しかし、それプラス精神的な満足感が必要ですよ、こういうものです。精神的な満足感はどうやったら得ることができるんですか。音楽を聞くとか、きれいな絵を見に行くとか、あるいは自然の中に入っていくとか、いろんな方法がある。しかし、「最も人間が精神的な満足感を得る方法があります」と言うんですね。それは人と人との間にあります。要するに、人と人とは理解し合いなさい、助け合いなさい、仲よくしなさい、そうやって言うんですね。ですから、まずは——これは国家が言うんですよ——家庭を大切にしなさいと、家庭を。それから隣近所の人たちと仲よくしなさい。人間がまた一番傷つくのもそうなんです。人と人との間なんです。ですから、そういうことをブータンでは国家政策として進めているわけでありませう。

翻ってこの日本はどうだろうかと。日本は「和を以て尊しとなす」という国であります。戦後のあの廃墟の中から日本人はみんなで頑張ってきた。「和」の力だと私は思っております。NHKの「プロジェクトX」なんかを見ておきますと、みんなで力を合わせて一つのをなし遂げていく。私は、日本人というのは和を大切にしてきた、そういう民族であったと思っております。それが日本をこんなに繁栄に導

いてきたと思っております。

そして、1980年代、日本は、ジャパン・アズ・ナンバー1と言われるぐらい、それこそ世界の目標というか、見本になるぐらいになってきたんです。ところが、バブルではじけてしまった。そのときから日本の指導者は自信を失ってしまいました。私に言わせれば、バブルの後始末にちょっと手間取っただけのことですよ、本当は。ところが、それ以来、グローバルスタンダード、規制緩和、自由化。日本のよき伝統であったと私は思うんですが、終身雇用制、年功序列、こんなものは次から次に捨て始めました。アメリカ型の経営を皆さん御存じでしょう。利益追求型の会社ですよ。従業員とか労働者というのはそっちのけですよ。考えてみれば、日本型の経営は人間中心主義の経営でありました。

そして、今や日本は世界で5番目に格差のある国となってしまいました。貧困率ではアメリカに次いで2番目であります。ニートとかフリーターとか言われる人たちが500万人ぐらいいるんじゃないかという数字もありますね。私ごとじゃないけど、私のおいっこは派遣社員で行っているんですよ。派遣社員といったら格好いいけど、実際はアルバイト、パートと変わらんです。昔は派遣は単純な労働だけしか出せなかったんです。それがだんだん規制緩和で、複雑労働というかそういうものまで派遣で出すことができるようになった。私のおいっこなんか30歳近いけど、三交代でやっていますよ。三交代で仕事に行っております。それで、月々稼いでくる金が10何万円というお金です。結婚もできん、そう言って嘆いております。

そもそも自由競争というのは、強い者が勝って弱い者が負ける弱肉強食の社会であります。

そういう社会では心がすさんでいきます。人を信頼するということはできなくなります。私は、さきに述べたブータンではありませんけど、人間の幸せということを考えてときに、この規制緩和、自由化という問題は人間を決して幸せにするものじゃないと、そう思っているわけであります。

加えて、地球環境が経済を第一主義——この規制緩和、自由化というのは経済第一主義の考え方ですよ。地球環境がそれを許さない時代になっております、経済を優先するのは。経済をよくしようとすれば必ず消費しなきゃいかん。消費しようとすれば必ず地球環境をいじめないかん、そうなっている。アメリカのブッシュさんも京都議定書には印鑑を押さんかったけど、やっとこのごろ、地球環境を何とかせないかんという気になってきたみたいであります。知事のマニフェストの中にはどうも地球環境問題について抜けているなというのが、ちょっと気になるところでありますけど、これは細かいことは言いません、今回は。この前、私は、ゴア元副大統領がつくった「不都合な真実」という映画を見にいきましたが、なかなかいい映画でした。一度ごらんになってみたらいかがでしょうか。

そういうことで、日本の今までの消費というのは、総一億中流と言われたことがありましたね。ちょっと難しいけれども、自由と平等とは、なかなか相入れない問題なんですよ。旧ソ連では自由がなかったがゆえに経済が停滞をしてしまいました。ところが、日本の場合はみんな平等。それでありながら経済は活性化している。これは不思議だと言われています。歴史家トインビーは、20世紀の奇跡だと言った。私は、もう一度、規制緩和、自由化、この格差問

題、これについては見直さないかんときが来ているんじゃないか、決してこれは人間を幸せにしないのではないかと考えているわけでありませう。相田みつをさんがこんなことを言っている。「奪い合えば足りない、分け合えば余る」、この規制緩和、自由化の経済は奪い合いの経済ですよ。もう地球環境がそれは許さない。みんなで分かち合う、そういう時代に入っているというふうに私は思います。私は今こそ分かち合う経済を実現しなきゃならんときじゃないかと考えておるんであります。これははっきり言って、県政問題にしてはちょっと大きな問題だろうと思いますが、どんなふうな考えをお持ちなのか、聞かせてもらえたらと。

次に、「日本一親孝行の国 宮崎県構想」について伺います。

これは、私が1期生のときに一遍提案したことでありました。私も県会議員になってから、まちおこしで成功したところをかなり見て回りました。皆さんもそうでしょう。まちおこしで成功したところの成功する秘訣というか、これだけはあると、これだけは言えるということが1つだけわかりました。これは、そこに住んでいる人たちが、「この町はいい町だ、住みよい町だ」と思わなければまちおこしは成功しないということです。これがわかりました。あの湯布院にしても、綾町にしましても——あの綾町なんかそうですよ、昔は夜逃げの町と言われたところですよ、あそこは。綾町出身には申しわけないけど。あの綾町も、郷田前町長を中心にして、とにかく住みやすい町をつくろう、そのためにはみんな助け合おう、そうしてつくり上げたんです。結局、まちおこしでも大切なのは、みんなが助け合う、仲よくするという事なんですね。知事は今度、県民総力戦というテ

一マを掲げておりますが、私風の解釈でいけば、これは県民全体のまちおこしというようなことじゃないのかなと思っているわけなんです。ということであるなら、この県民総力戦が成功するためには、県民一人一人が、宮崎県はいいところだね、住みやすいところだね、そう思わないと成功しないんじゃないかと私は思っているんですよ。

それと、宮崎発日本改革と言っているでしょう。これはすごいなと、実は私もその志を高く買っております。それで、ただマンゴーを売る、それから地鶏を売る、これはすばらしい、確かにいいことで、私もそれはいいことだと思いますが、知事が言うように地域間競争ということ、これがそういう経済的な競争だけを問題にして言っているなら、今までの政治家とそんなに変わらん。今までの行政のあり方とそんなに変わらん。もし日本改革というなら、私は今までと質の違う、そういうものを打ち出してほしいと思うんですよ。それが実はこの「日本一親孝行の国 宮崎県」構想なんです。これを内外に知らせることによって、「宮崎県は親孝行の県らしいね、お年寄りを大切にすべし県らしいね、弱い人たちに優しい県らしいね」と、そういうことで宮崎県人が一致結束する。そして、それをまた他県の人たちが聞いて、ああ、これはすばらしいということになる。私は、今、日本において必要なことは経済的改革じゃないと思いますよ。精神的な、心の改革だと私は思います。

この前、「国家の品格」という本がベストセラーになっていましたね、あれでも言っていますよ。フランシスコ・ザビエルが日本に来てびっくりしたことがある。指導者である侍がみんな貧乏だと。みんな貧乏だ。ヨーロッパで指

導者階級というのは貴族ですよ、みんな金持ちだ。それにもう一つびっくりしたのは、それを町民たちが尊敬しているというんですね。これもおったまげたと。私はそう思いますよ、指導者階級である侍も偉い。そうでしょう、清貧に甘んじる。それをまた尊敬する町民、これもまた偉い。今の日本はどうなったのか。金、金、金、金持ちは、ばかでも一等賞、これじゃあね。そういう世の中をもう考え直さないかんんじゃないかと私は思っているんですよ。

そんなことでありまして、ひとつ知事さんにそんなところも考えていただけないものかなという提案であります。

壇上での質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 質問なの何かちょっとわからない内容でございまして、アルコールが入っているわけじゃございませんね。

ブータンの国は、私も行ったことがございまして、ブータンのサッカーを見ました。ブータンはFIFAランクが200位ぐらいで、世界では非常に弱いチームだったんです。そのサッカーをやりながら、私が見ても下手なのに、非常に楽しそうに幸せそうにやっておられたんですね。ハンドとかあるいはオフサイドとかそういうものを余り問題にしていない。おおらかなそのサッカーを見て、私は目からうろこが落ちた記憶を今でも持っております。そんなような答えしか……。

井本議員の「富を等しく分け合う」というこの言葉に今、着目いたしました。これを完成させようとしたのが、結果の平等を重視したいわけゆる共産主義、社会主義だと思います。反面、機会の平等というのを優先しようとしたのが資

本主義であり、自由主義であるということは、もう御案内のとおりだと思います。この資本主義、自由主義に基づき、グローバル化の名のもと、規制緩和とか、おっしゃるように自由化が進めば、競争による敗者が生まれ、弱者切り捨てにつながるのではないかと。あるいはまた経済至上主義の考え方は、人の心からおのずと倫理観、道徳心を失わせてしまうのではないかと不安の声があります。先ほどの話にもありましたように、我が国が戦後の荒廃した国土の中から今日の繁栄を築き上げることができたのは、勤勉かつ誠実な国民性に加え、日本型のいわゆる修正資本主義、日本独自の資本主義を確立してきた結果であると考えております。しかし、それらが近年、いわゆるグローバルスタンダードと言われる実はアメリカンスタンダードによって崩壊しつつあるということは、どうやら事実であります。よって、今こそ日本独自の、日本らしい社会経済システムを模索するときではないかと私は考えております。自由な競争の中にも、敗者や弱者のためのセーフティネットが整備され、富の再配分システムや再チャレンジが可能な社会システムを構築するとともに、今の拝物主義、拝金主義、市場経済至上主義をいま一度見詰め直し、幸福とは何か、一体豊かさとは何なのか、そのことについてももう一度立ちどまって考えてみる、そういう時期に来ているように私は考えております。答えとしては精一杯でございます。

続きまして、親孝行の提案についてであります。御案内のように、みんなが仲よくする、一致団結するというのは、私の県民総力戦の理念の根本となっております。この宮崎の歴史というものは、そういったものを除外して、やはり怨恨や遺恨による仲たがいの歴史ではなかった

かなど。今こそ、7藩に分かれた小藩分立が、県北、県央、県南が一つになる、そういう時期ではないかと考えております。その宮崎モデルが構築されてこそ、宮崎発の日本改革が成就するのではないかと考えております。

御提案の日本一の親孝行という提案でございますが、この提案は、非常に私の心を打つものでございます。私が宮崎に帰ってきたのは、もう介護世代に入った親の面倒を見る、そういったことも含まれております。宮崎に生まれてよかった、育ってよかった、宮崎は弱者に対して優しい、宮崎はいやされる、宮崎はお年寄りに対して非常に理解がある、そういった県にすることこそが、いわゆる外郭的な改革、それよりも内面的な改革、御提案のように、心の改革、精神の改革といった非常に高次な、崇高な理念ではないかと考えております。昔は侍が、今は政治家だと思います。御提案になったように、政治家は清貧であるべきだと考えております。それでこそ、県民の皆様が尊敬し得る存在だと考えております。今こそ我々は政治家として、政治と金、清貧について考え直し、そして、県あるいは国家のことについて一から考え直す時代であると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○井本英雄議員 立派なお答えをいただきました。本当にありがとうございました。よかったです。質問してよかったと思っています。

それでは、次の質問に入りたいと思います。入札制度改革についてですが、実は、知事、5年前、私は入札問題、談合問題を取り上げまして、それで告訴されたことがあるんです。名誉毀損で告訴されましてね。最終的に損害賠償で少し払わされたことがあります。あれもそもそも談合問題を私が取り上げて——そして、私

だけじゃないんですよ、そういう問題を取り上げたのは。知事が至るところで言っているかどうか知らんけど、談合を許したのは議会の監視能力がちょっと不足していたんじゃないかとか、そんなことを言われたということをお聞きすると、いや、申しわけないけど、我々は言ってきましたよ。落札価格が99.何%で落札すれば、どう見たってこれは談合か何かあったんじゃないの、こういうのは常識ですね。私もそれは言いましたし、私以外にも言いました。私なんかは、あの事件が起きたときは、公正取引委員会まで、実は福岡まで行って訴えたんですよ。取り合ってもくれませんでした、あのときは。だから、あのとき、確かに99.何%で落札しておれば、それだけ確率は高いと、談合している確率は高いということで我々は責めたんですが、現場をつかまえて言っておるわけじゃないわけですから、現場の証拠があったら刑事事件で警察がやることですが、そこまではできないのが我々の調査権ですよ。

それで、知事、ここに1枚の紙をきょうは用意しました。これは我々の勉強会で出てきた資料でありまして、特別な資料じゃないんです。どこにでもある入札・落札の資料なんです。これは日向土木から取り寄せたものです。1、2、3、4、5、6、7と括弧して下の方に書いてありますが、1が落札した日吉産業さんです。2番目、3番目と書いてありますが、予定価格があって、一番下に最低制限価格があるというのは御存じのとおりですが、最低制限価格が一番近い人がこの場合とっているわけですね。それが日吉産業です。そうすると、日吉産業さんと高蔵土木さんとは107円しか変わらない。2番目と3番目は13円ですか、23円か13円か、そんなところの非常に際々とみんな、何千万円

の価格にしても100円ぐらいのところまで争っているんですね。10円のところもね。そうすると、これを落札するというのは非常に難しいだろうなど。ある意味じゃ奇跡みたいなことであります。

ところが、日向土木ではこれを5件続けて落とした業者があるんです。たたたたたつと。だから、私の耳に入ってくるのは、この最低制限価格が漏れていると。漏れているというんですよ。知事の時代になってからの話ですよ。我々はこの前も談合を言いましたけれども、確率的に言うなら、今回もこれは最低制限価格が漏れているんじゃないかと、そのように思っているんですが、知事はどう考えていますか、それについては。御存じでしょうかね。話はわかりますかね。わからなければ県土整備部長の方で結構です。

○県土整備部長(野口宏一君) 最低制限価格の件でございますけれども、最低制限価格は、県では、工事の品質確保とか下請保護などを含めた適正な施工の確保から設定をさせていただいています。現在、公共工事の縮小ですとか、あるいは一般競争入札の拡大に伴い、競争性が非常に高まっているということで、今、議員御指摘のように、最低制限価格周辺での入札がふえたりとか、あるいは同一業者が複数の工事を非常に近い時期に受注しているようなケースというのは確かに発生している状況でございます。

その原因として考えられますことは、現在予定価格等の公表制度をとっています、それと工事費積算ソフトもかなり厳密なものが開発されているというようなことで、実態といたしまして、最低制限価格の推計がかなり容易になっているのではないかなと思っております。このよ

うな状況を踏まえまして、最低制限価格の算定方法につきましては具体的に検討していきたいと思っております。

○井本英雄議員 私の質問にまじめに答えていない。私は、1社が5件続けてだあっと落としたのは、これはちょっと奇跡に近いことじゃないか、おかしいんじゃないかと。おかしくないというなら、おかしくなくてもいいんですけど、私に言わせりゃ、私はおかしいんじゃないかと今言っているわけよ。普通、人間が考える——こんな奇跡的なとり方をしているわけですよ、皆さん。それが5本立て続けてたたたたたっととっていくのは、どう見ても最低制限価格が漏れているんじゃないかと思うのが普通じゃないですか。それはどうなんですか、ちょっと聞かせてください。もう一回。

○県土整備部長（野口宏一君） 先ほど言ったので、重複するとおしかりを受けるかもしれませんが、実態として最低制限価格の推計が容易になっているということでございます。

○井本英雄議員 これは水かけ論になるかもしれんから、これ以上は言いませんが、知事が言われるように、我々は談合としての蓋然性が高いじゃないかという話はしたわけですよ、あのときも。今度もだれが見ても蓋然性が高いということになれば、やっぱり私は一遍この辺は調査すべきじゃないかと、そういう気はするんですがね。知事、ちょっとその辺は、もし考えがあればお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） この最低制限価格なんですけど、もしこれが仮に漏れていたとしたら、僕はこれよりも張りつきはぴったり張りつくんじゃないかなと思うんですね。もし漏れていけばですね。これは同じようなソフトが出回っていて、そのソフトというのが非常に高

い、高価なもので、一部の力のある、体力のある建設会社あるいは土木業者等が入手できるようなソフトで積算して、この最低価格を出しているんだと思います。ですから、今後、他府県の状況なんかも参考にさせていただきながら——長崎や佐賀ではランダム方式ということをやっております。下4けたをクエスチョンにするというところのやり方もございますので、そういったものも参考にさせていただきながら——対応、対策を考えていきたいと思っております。

○井本英雄議員 もう時間が余りありませんので、先に進みたいと思います。

それで、私は、建設業、公共事業は、これは失業対策事業とは言わんけれども、いわゆる雇用対策という面が多分にあったと思うんですね。ところが、今後、一般競争入札を取り入れていけば、その辺の失業者、倒産するところがたくさん出てくると思います。これに対して別の手当てを打つのか、このままにしておくのか。私は、やっぱり何らかの手当てを別にでもせにゃいかんのではないかという気はしておるんですが、その辺はどうでしょうか。県土整備部長、よろしくお願いします。

○県土整備部長（野口宏一君） 企業の方でいろいろ御努力をいただいておりますけれども、県といたしましては、自助努力、自己責任のもと、経営改善や新分野進出に積極的に取り組んでいる企業を重点的に支援したり、あるいは技術と経営にすぐれた企業が成長できる環境づくりを、現在、建設産業活性化プランというものを策定しておりますけれども、それに基づいて進めているところでございまして、引き続き、関係部局とも連携を図りながら、その対応を進めてまいりたいと考えており

ます。

○井本英雄議員 よろしくお願ひします。

それから、入札適正化委員会というのを今度、また再び立ち上げると聞いていますが、その中に建設業者の代表を入れるつもりはあるのか、ないのか、ちょっとお聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） 「入札・契約制度改革に関する実施方針」の中で、今ございました公共工事入札適正化委員会、これにつきまして、委員の構成を見直したり、あるいは機能強化を図るといふような予定にしておるところでございます。実施方針の策定に当たりましては、公共工事の受注者であり、社会資本の整備を担っていただいております建設業者の方々からも、いろいろ御意見とか御要望等も聞きながら策定したものでございますけれども、今後、改革の進行管理とかあるいは検証というものを行っていく予定にしております。その中で、建設業者の方々から再度、御意見等を十分にお伺ひし、制度の適正な運用改善に努めてまいりたいと思っております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひします。

次に行きます。地元の国道、県道の改良についてであります。宮崎からずっと北上しますと、日向、門川、そこまで4車線でずっと行きます。延岡の土々呂に入った途端に2車線になります。そこで車が数珠つなぎになります。本来は、その横に南道路というのがあって、延岡南道路というのはそこで250円払っていけば行けるんです。ところが、250円が惜しいために、みんな数珠つなぎで行くわけです。これが普通的时候はいいんですけど、朝晩です、朝夕。ちょうどJRをまたいでこちらに県道が走っているんですね。土々呂何線だったですか、走っております。こちらの国道と県道に2つ分かれて、

朝夕分かれて走るわけです。国道のほうはまだ広いからいいけど、県道は本当に狭い。大体7時から8時までに片一方だけで800台通ります。往復で1,600台ぐらいの車が今通っております。今、延岡で一番交通事情の悪いのはここです。ここです。私は、ここについては前々から何回も何回も言ってます、どうにかしてほしいと。

それで、私が今提案しているのは、あの南道路をただにしてくれと、こう言っておるんですよ。それができないならせめて、7時から8時までの間でもいいから、とにかく無料化とかそんなことはできないのかということでありませう。県土整備部長、お願ひします。

○県土整備部長（野口宏一君） 延岡南道路の無料化あるいは時間帯による割引でございます。延岡南道路は、お話ありましたように、一般有料道路として、バイパスとして整備が行われたわけでございますけれども、日本道路公団が平成17年の10月に民営化されまして、現在は、西日本高速道路株式会社が管理運営しております全国的な高速道路ネットワークの中に組み込まれたということで、借入金を償還する前に無料化するということは、ちょっと難しいんじゃないかなと思っております。

一方で、時間帯による割引ですけれども、高速道路の料金につきましては、西日本高速道路株式会社等の協定の中で定められていると。その協定の中では、もともと高速自動車国道といったしまして建設された路線とか区間、これについては時間帯割引の対象になっております。一方で、一般有料道路として建設されました道路とか区間については、原則として時間帯割引の対象外になっているというような状況になっております。そういうことから、現時点で延岡南

道路については、通勤割引等の料金割引の対象になっていないというような状況です。しかし、今後、門川一日向間の供用が間近に控えております。そうすれば、東九州自動車道と一体的に利用するような形になりますので、当区間を割引対象区間としていただけるよう、関係機関に対しまして引き続き要望をさせていただきたいと思っております。

○井本英雄議員　ともかく何度も言うように、あそこは延岡で一番今、問題箇所です。ひとつこれに対しての認識を持ってほしい。知事、一遍見にきてほしい、あそこの現場を。朝7時から8時までのときにどれくらい大変なのか。あの道を横切ることができないんですよ。ちり捨てに行こうにも、ちり捨てに行けない。そういう状況であります。

それでは、もう一つ、北方町^{かみほうり}の上祝子綱の瀬線の件であります。上鹿川^{かみしがわ}から上祝子までが4キロぐらい、道がないんですよ。道路がない。ここをつないでほしいという地元からの要請があるんです。ひとつ何とかできんかなと思っておりますが、これは県道ですね、どうでしょうか、県土整備部長。

○県土整備部長（野口宏一君）　現在供用している部分につきましては、災害防除等の事業を継続的に行っておりますけれども、議員御指摘のように、まだ上鹿川から上祝子の未供用区間がございます。路線認定はしておるんですけれども、非常に地形が急峻だということで未供用であり、現在のところ、これからの道路整備の計画というのもまだ持っていないところでございます。

○井本英雄議員　そういうことだと思うんですね。それで、県道では難しいと、県道でやると県道で構えにやいかんからですね。だから、県

道じゃなくて林道でいいんじゃないかと、こういうふうな考えがあるんですが、環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（高柳憲一君）　県が林道を開設する場合の国庫補助事業の採択に当たりましては、これは当然のことだと思うんですが、森林資源の状況、あるいは林業生産性の動向などから判断をすることとされております。具体的な採択要件につきましては、全体の計画延長が7キロメートル以上であることや、あるいは利用区域内森林面積、これが1,000ヘクタール以上であることなどとなっております。御質問にありました県道の未整備区間につきましては、今お話にありましたように、総延長が4キロメートル程度というふうに考えられますので、採択要件である条件を満たさないことから、県での林道整備というのは困難であるというふうに考えております。なお、本路線につきましては、延岡市が実施主体として整備する要望がございましたら、市とも協議をしてみたいというふうに考えております。

○井本英雄議員　ともかく、できん理由ばかり言うんじゃないかと、皆困っておるんだから、ひとつ前向きに知恵を出し合っていていい形にしていきたいと思っております。本当にありがとうございます。終わります。（拍手）

○坂口博美議長　ここで10分間休憩をいたします。

午後2時35分休憩

午後2時47分開議

○坂口博美議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕（拍手）　愛みやざき

・武井俊輔でございます。このたびの宮崎県議会議員選挙宮崎市選挙区より当選させていただきました。議会改革、県政改革に向けて新しい視点で全力で頑張っております。どうぞよろしく願いいたします。

私は、本日、知事の政治姿勢、観光、交通の3点を御質問いたしますが、各代表1問をこの壇上にて行いまして、その後、質問者席に移らせていただきまして質問をさせていただきたいと思っております。

私は、選挙以降、特に親子関係等もないにもかかわらず、「東国原チルドレン」などと言われてまいりました。この質問を、きょうを境にそう呼ばれなくなるよう、一歩前に進めるよう、鋭意質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは、知事も私淑されていらっしゃるという、観光宮崎の父でございます岩切章太郎の銅像の前で演説をしてまいりました。知事部局、知事及び部長各位の皆様におかれましては、「心配するな工夫せよ」という岩切の言葉もございしますが、前向きな答弁をいただければありがたく思います。どうぞよろしく願いを申し上げます。

では、早速質問をさせていただきたいと思っております。

まず、「県民総力戦」という言葉についてでございます。知事が事あるごとに県民総力戦ということをおっしゃっております。知事のトップセールスもございまして、地鶏やマンゴーというものは全国区になり、県産品の販売額が前年度に比べまして大きくふえているのは御承知のとおりかと思っております。しかしながら、鉱工業生産の実態、量販店の売り上げ、あるいは新築住宅の着工件数など、県民経済全体を見回して

みますと、なかなかそうではない部分もあります。物販だけで宮崎県が豊かになるわけではございません。その中で、県民の皆様にも、知事はよく頑張っているというところから、私たちも頑張らなきゃというように変わっていただかなければなりません。そこで、県民総力戦につきまして3点お伺いをいたします。

まず、働いている人、特に——私もそうでございますが——大部分を占めるサラリーマン、そして主婦、学生など、いわゆる関係業者、業界以外の方に、この県民総力戦をどう伝え、何を求めていきたいかという御見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、県職員の市民活動への参加についてでございます。県職員は現在約1万7,700人、これは宮崎県の総人口の約1.5%に当たります。つまり、宮崎県では100人に1.5人が県職員ということになるわけでございます。としますと、この宮崎県庁は宮崎県最大の企業であります。県民総力戦ということであれば、県職員も県民の一人として、もっともっと積極的に地域活動やイベント等に参加をしていくべきだと考えております。例えば、一例申し上げます。地域の消防団の実態など御報告いたします。昨年4月現在でございますが、団員が県内で1万5,540人、しかしながら、その中の県職員割合0.15%、人数でいけばわずか24人でございます。県職員の市民活動への参加を、県行政として積極的に進めていくべきではないかと考えておりますが、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

次でございます。県民総力戦への行政の支援協力体制についてでございます。知事の考え方をお伺いいたします。知事は、総合計画の中で、「各人の持てる能力や技能が、地域社会に

おける課題解決のために発揮できる地域コミュニティの活性化を図る」などと述べられています。一例を申し上げます。知事が御自身のブログでも書かれておりますが、大淀川の花火大会の件を出させていただきます。警察等も含めまして、実行委員会——ボランティアの皆さんですが——非常に前向きに協議を進めておったところでございますが、県の担当部局から非常に厳しい対応を迫られておまして、結果として、夏の風物詩である花火大会の開催の概要がいまだに決定できていないという状況にあります。ボランティア活動に協力し、県民が楽しみにしている大会に向けて努力をしている皆さんに対する姿勢としては、いささか疑問がございます。知事がいかに声をからして県民総力戦と言われても、第一線の現場には、まだまだそれが伝わっていないのではないかと思うところがございます。それにつきましてお伺いをいたしたいと思います。

次に、観光について1点お伺いをいたします。私は観光業界で働いておりましたので、その経験も踏まえまして、これからも観光政策に全力を挙げて頑張りたいと思っております。以下、その点から、観光について1点、壇上で申し上げます。

まず、シーガイア問題について申し上げます。知事にお伺いをいたします。これは私が政治を志したまさに原点とも言える問題でございます。ここでいうシーガイア問題というのは、現在のシーガイアではなく、当時の破綻に至るまでの第三セクターの過程と御理解いただきたいと思っております。この税金を注ぎ込んだ第三セクターの最もあしき例を集約した経済問題であったと思っております。県も出資をいたしましたフェニックスリゾート株式会社が、3,261億円もの累

積赤字を出して破綻をしたことは、長い宮崎県政史上においても大きく特筆すべき問題であると思っております。当時の知事は、「シーガイアは全国のモデルリゾートであり、バブルとは無縁だ」と説明をしておりました。ところが、まともにその後あおりを受けまして破綻。そして最後には、「運営は継続されるのであり、私の責任はどうか言うことはない」と述べられまして、具体的な責任をとられることはありませんでした。

私は、この問題から学ぶことは数多くあると思っておりますが、特に、オープン4～5年後には550万人来ると需要予測がございました。しかしながら、実際にその年、5年後、シーガイアに訪れた観光客数は256万人でございます。極めて希望的観測に基づいた甘い予測であったと言わざるを得ません。私も現場におりましたけれども、例えば、宮崎に来る飛行機が全部満席になっても足りないような予測がございました。このような希望的観測、こういったものが規模をどんどん大きくして、このような大きな破綻を導いたものだとは私は考えております。このシーガイア問題についての見解、当時の対応に対する所見、並びに——ここが一番重要でございますが——今後県が行う事業、こういったものでこういった甘い需要予測等が起こらないようにしていくこと、これが一番学ぶべきことだと思いますが、これについての見解をお伺いいたしたいと思っております。

3点目でございます。交通政策についてでございます。私は宮崎県のバスの仕事をしておりましたので、お伺いをさせていただきます。

日之影町に天翔大橋という橋がございます。非常にきれいなアーチの橋でございます。この橋は、ふるさと農道緊急整備事業という事業が

ございまして、約60億円をかけて整備をされたものでございます。しかし、この対象となる農家は、この橋の向こうには約60戸ということでございます。単純に言えば、1戸当たり1億円出資をした事業ということになるわけでございます。もちろん国の助成事業でございますが、県の出費は約30億円ということでございます。ところが、先ほども出ましたが、このすぐ横に高千穂線が、休止された状態でございます。先ほどの田口議員の質問でもございましたが、なかなか運営が厳しく、2億円の財源も集まらず、関係者は四苦八苦しております。確かにこの橋が完成した当時は、まだ水害の前でございましたが、高千穂鉄道の経営が厳しいものであったことは十分予想できました。つまり、この橋を見てもそうですが、地域に交通インフラのためにお金は落ちているわけです。確かに橋ができたことでプラスになったことは間違いありません。しかしながら、費用対効果というのが十分に考えられなければなりません。広範囲にわたる県民要望に対して、財政状況は厳しさを増すばかりでございます。

したがって、行政はこれから、着手する事業に対し、選択と集中が求められる時代になりました。地域自身で地域の交通のことを考える、地域交通マネジメントと申しますが、ぜひ御認識をいただき、国道、県道、農林道、橋、トンネル、鉄道、バス、いろいろあります。しかしながら、これからは、これらの優先順位を地域の皆さん自身でつけて、必要なものを選択する時代に入ってくるのではないかと考えております。知事に、その必要性をお伺いしたいと思います。

残りの質問につきましては、質問者席からさせていただきます。以上でございます。ありが

とうございました。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えします。

県民総力戦についてであります。選挙中から今日に至るまで、多くの県民の方がメディア等を通じて県政に関心を持たれ、「県民総力戦」という言葉もかなり浸透してきたのではないかと考えております。このたび策定いたしました総合計画においても、新しい宮崎の実現は、県民一人一人の努力によってなし遂げられるものであるとの考えから、県づくりの基本姿勢として「県民総力戦」を明記したところであり、今後、労働者、サラリーマンの皆さんを初め、県民の皆様との意識の共有を図っていくことが大切であると考えております。このようなことから、私はあらゆる機会をとらえて、あらゆるメディアを通じ、県民総力戦の考え方について、県民の皆様幅広く訴えかけてまいりたいと考えております。

県職員の地域活動参加促進についてであります。県民総力戦による新しい宮崎県づくりを進めていくためには、県民の皆様と行政との協働を進める一方で、職員につきましても、地域社会の一員という立場で、地域活動やイベントに参加し、地域に貢献することは意義深いことでございます。また、こうした活動を通して、職員といたしましても、地域の実情がどうなっているのかを実感し、より地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行ができるようになると考えております。このようなことから、現在策定中の新しい行財政改革大綱におきまして、「職員の地域活動参加促進」という項目を新たに盛り込んだところでございます。今後、職員の自主的な地域活動参加を促進するための指針を作成するなどの取り組みを行ってまいりたいと考

えております。

今後の自治体の運営につきまして、花火大会の事例を参考に、県民総力戦の観点から、できない理由を並べるのではなく、できるためにはどうしたらいいかといった発想に立って、積極的に行動していくべきものと考えております。こうした私の考え方については、県庁内の全部局が十分に理解しているところでございますが、一方で、私どもはさまざまな法律の執行者となっており、一つのイベントに対しても、さまざまな法的観点から、その是非等について検討を行うことも業務としているところでございます。花火大会の件につきましては、私もその成功を心から祈っている者の一人であります。いろいろな観点から研究、勉強してまいりましたが、天満橋を花火大会に活用することについては、道路法による道路管理や道路交通法による交通管理からの判断、あるいは花火師さんの御意見等も踏まえまして、厳しいという判断のもと、今回の判断となった次第でございます。御理解いただければと思います。

シーガイアについてであります。フェニックスリゾート株式会社は、平成13年に会社更生法に基づく経営の立て直しを図ることになりましたが、今日までの企業努力の積み重ねにより、着実に経営再建が進んでいると伺っております。同社の会社更生法適用申し立て当時、私は東京に居住しておりまして、そのニュースに驚きをもって接したところでございました。同社は、シーガイアの計画時点で、国内外のテーマパーク等の調査や金融機関等とも十分連携をとった上で入り込み予測等を立てたとのことですが、長引く景気低迷などさまざまな要因が重なって、会社更生法の適用に至ったものと考えております。シーガイアの件を教訓と

し、今後の観光行政に生かしていくとともに、県としましては、今後、観光面で新たに企業の経営に関与していくことや、いわゆる箱物を整備していくことは想定しておりませんが、事業の実施に当たっては、費用対効果等を十分念頭に置きながら対処していくことが重要であると考えております。

続きまして、地域交通マネジメントについてであります。高速道路を初めとする広域交通網や、域内を結ぶ交通網は、産業の振興や県民の安全で安心な暮らしの基礎となるものであり、その整備促進は、交通基盤の脆弱な本県にとって極めて重要であります。このため今後、県では、限られた予算の中、事業の必要性や緊急性、費用対効果等を総合的に検討しながら、交通ネットワークの整備に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○武井俊輔議員 ありがとうございます。では、1点目の県民総力戦についてでございますが、再質問させていただきます。1番、2番、3番ございまして、1つ目並びに県職員の参加等につきましては了といたしました。かしこまりました。3点目、花火大会の件、余り具体的な事例で時間もとりたくないんですが、ちょっと認識違いもあるようですので、御説明をさせていただきます。

私、実は6月4日に道路保全課に行きまして文書をもらいました。確かにそこには、さっき知事がおっしゃったとおりで、花火師さんの見解によると非常に難しいというような話を書いてございました。橋梁破損の可能性があるとというようなことが書いてございました。私、この花火師さんにちょっと話を聞いてみましたところ、実際にそういうことではなくて、例えばガムテープを張って、後でタオルでふいて、きれ

いに取れるようなことがあったとしても、とにかく跡がきれいに取れたとしても、欄干を全部かえなければいけない。これは特注品であるというようなことを言われて、「いや、そこまで言われるならできませんね」と言われたから、できませんという回答が私に来ているんですね。ですから、知事のほうにどのような報告が上がっているかわかりませんが、みんなボランティアでやろうとしているわけですよね。にもかかわらず、非常にやる気をそぐような発言、中には、そのとき地震が来たらとか、どうしようもないようなこともあったようでございますけれども、そのような発言があっているということは、やはりこの場でお伝えをしておかなければならないのではないかと思います。このような形での対応があっているということについて、県土整備部長にお伺いをしたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） ただいまの件ですけれども、我々も法律の執行者でございますので、いろいろその件については検討をさせていただきました。その中で、花火の打ち上げ設備というものが道路法の許可基準に合致するのか、あるいは多量の火薬を使用することから、橋の安全性をどのように確保するのかというようなことにつきまして検討させていただきました。あるいは、花火客や周辺地域の安全対策をどのように行うのかということを実行委員会の皆さんともお話をさせていただきました。その後、県土整備部、実行委員会、花火技術者の皆さんと合同で現地確認を行い、その際、実施は非常に厳しいという事実を確認しました。そのときに今、議員のほうからお話があったこと、私も詳細は存じていないんですけれども、とにかく何か事故があると、例えば道路が損傷

すると、そういう可能性があるので、しっかり道路が傷まないような措置をしてくださいというようなお話やなんかもさせていただきました。そのためには準備期間もかかりますし、実際花火を打ち上げる時間帯もありますし、その後、現場である橋上を片づけるというような形にもなっています。そうしますと、非常に地域の皆さん、道路利用者の皆さんにも御迷惑をかけるんじゃないかというようなお話もさせていただきました。そういう面を総合的に考えてお話をさせていただきました。実行委員会の皆さんからは、花火を天満橋から打ち上げるのはちょっと難しいんじゃないかという御結論をいただいた次第でございます。

○武井俊輔議員 ほかのこともありますので、これで最後にいたしたいと思います。最後にもう一度、県土整備部長にお伺いをしたいと思うんですが、とにかく、花火師さんがこう言っていたとってきていることと、実際に聞いてみることに非常に大きな乖離があるんですね。しかも、ちょっと汚れただけで欄干全部取りかえなさいみたいな、ふけば取れるようなものであってもそういうことを言っているというようなことは、非常に対応として誠意を欠いていると思うんです。今後、花火大会も何とか、どういう形であれ成功させていきたいと思うんですが、担当部署に対して、このようなことについてもう一度しっかり確認をいただいて、状況把握をしていただきたいと思います。コメントをお願いします。

○県土整備部長（野口宏一君） お話を伺っている事実関係は若干相違があるようでございますので、確認をさせていただきます。

○武井俊輔議員 よろしく申し上げます。私、商工の委員でございますので、この問題につき

ましては後日の委員会等でもまた取り上げさせていたいただきたいと思えます。

裏金の問題についてお伺いをさせていただきます。知事は、就任当日のあいさつの中で、「裏金はありませんか」ということを職員に問われましたけれども、4カ月後、さらに昨日も答弁がありましたとおりで、また就任後にも裏金が出てきたということでごさいます。知事は会社で言えば社長でごさいます。社長の指示が結果として軽視されていたということになっているのではないかとと思えますが、御見解をお伺いしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 御指摘の件でごさいます。私といたしましても、もう少し早く報告してもらいたかったというのが率直な気持ちでごさいます。その数が多かったことも非常に残念に思っております。自主申告までに時間を要したことについては、職員の中に、自責の念に駆られながら言い出せなかった者や、「預け」について不適正な事務処理という認識が乏しかった者もいるかもしれませんが、公金という意識が非常に低かったのではないかとということも事実かと思っております。

しかしながら一方で、今回、正直な申告がなされたことで、改革を行うきっかけや意識の醸成はできたのではないかと考えております。今後、このようなことを二度と起こさないことが重要であり、県民の皆さんの信頼回復に向けて徹底的な調査を行い、職員の意識改革と再発防止のシステム、そういったものの仕組みづくりに全力を挙げていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。確かに自責の念に駆られてということもありました。しっかり申告をしていただいたことは大変ありがたいことだと思えますし、ぜひ今後も出

していただければと思うんです。例えばこれが、じゃ、半年後でありました、1年後でありました、それでも自主的に出てきましたという——これだけ新しい委員会などもできてきているわけでごさいますけれども、一体、大体このように出てきているものがある程度まで許されるのかといいますか、いつぐらいまでにしっかり出したものを自主的に申告したと見なすのか、知事、お考えがあったらお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 外部調査委員会の結果は、中間取りまとめはまだ検討中ですが、一応8月の末に取りまとめて発表させていただく所存でごさいます。それぐらいが大体の期日かと、期限かと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

では、続いて次の質問に移ります。知事ブランドについての御質問をさせていただきます。具体的には、知事の似顔絵の商品等についての御質問でごさいます。昨今、知事の似顔絵を書いた商品を目にすることが大変ふえました。物販の現場のみならず、観光バスとかガソリンスタンドとか、さまざまな場所で見ることができまして、はんなんしているといってもいい状態ではないかと思っております。中には県外業者がいろいろとつくっているようなものも見受けられているようでごさいます。しかし、これだけ出ているということは、もう既に、この知事の似顔絵というのは一つのブランドになっていると言えると思えます。

総合計画の中で、県産品のブランド力向上及びPRということが挙がっておりますが、知事のこの似顔絵についてですけれども、現状では、県が認証したマークをつけたとして、それによって食中毒等が発生した場合等、もろもろ

問題があるという理由で、私がお伺いしたときには、「これは知事に似ているけれども、一応知事と認めたわけではない」というような見解で対応しております。つまり、今は県が認めた本物というのはいくつかもないというような状況でございます。私も前の職場でそういう仕事をしていたんですが、これはブランドに対する認識の不足があると私は思っております。中には、県産品の使用比率をしっかりと守るなどして、ブランドの向上を図ろうという業者もいるんですけども、無秩序に認められれば、やはりそういった人たちの努力も無になってしまうのではないかと思います。知事は、この現状に対してどのようにお考えか、また、公式な、例えば宮崎県ブランド的な似顔絵等の認証等についてお考えの用意があるか、また、不適切なものがあれば、そういうものを指導するという事まで含めて、対応、お考えがあればお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 私の似顔絵についてであります。私は、県産品の販売促進の一助になればとの純粋な思いから、私の似顔絵を、基本的には自由に使っている状態です。予想以上の効果、あるいは拡販が顕著であるということは御案内のとおりでございます。しかしながら、似顔絵を使用した商品等により、県産品や県に対するイメージが損なわれるようなことがあってはいけません。ですので、いろいろな場面をとらえて、品質の管理、安全・安心の確保等と呼びかけているところでございます。似顔絵は、私の一身専属の肖像権に基づくものであり、その管理等は私個人の判断にゆだねられていると認識しております。御提言のあった県としての知事の似顔絵の認定については、私個人の判断として、そのようにす

ることは考えてはおりません。御理解をいただきたいと思っております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。確かにこれは肖像権に属するものですから、知事の個人的な御判断も尊重していかなければならないんですけども、例えば、1つこれ、出したんですが、これはお菓子の似顔絵でございます、「太陽は東からのぼる」と書いてありまして、明らかにそれを意識したこういうような商品でございます。基本的には、こういう商品が出て、明らかにこれは県知事を意識した商品なんですけども、やはり御自分が知事になられたからこういう似顔絵の商品が売れるようになったということについては、そういう認識でよろしいでしょうか。確認でございます。

○知事（東国原英夫君） その商品に関しては、東京の業者さんがやっていることでございます。恐らくは、今の安倍総理、「晋ちゃんまんじゅう」、「麻生まんじゅう」と、売り出されているのは、「そのまんままんじゅう・せんべい」等の、この3キャラクターだと把握しております。御指摘の件でございますが、私が県知事になってその商品は発売されたものであり、そして販売拡販がなされたものであると認識しております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。ということは、やはりこれは、いわば宮崎県知事になられたから売れるようになった商品ということであると思っておりますので、これは個人に属することですし、時間もありますので、次に進みますけれども、これはぜひ、やはり県としても、逆に放置しておくことによって粗悪品が出てくること、粗悪品が出てくることによって、ちゃんとルールを守って、県のイメージをアップさせるためにこれを使おうという業者さんにとつ

でもマイナスになるということの重みは、しっかりと御認識をお願いしたいと思います。

次に移ります。職員と議員の関係についてお伺いをさせていただきます。これにつきましては、私の基本的な思いでございますが、私どもが県議会に当選をいたしまして、県庁に来て最初に驚いたことは、職員の皆さんから「先生」と呼ばれることでした。びっくりいたしました。私たち愛みやぎきでは、会派内の申し合わせで、先生と呼ばないようにお願いをしています。やはり我々議員は住民から選ばれた存在でありまして、私は少なくとも先生ではないと思っております。

確かに、私たちは1万票前後の票をいただいてこの議会におるんですが、1万票の私たちが先生であれば、26万票とられた知事は大先生ではないかと私は思うんですが、知事は「東国原先生」と呼ばれることはまずないんじゃないかと思うんです。とするならば、新しく、かつ快い緊張感を持った関係を構築するために、知事部局を初め執行部の皆さんが、議員のことを先生と呼ぶのはぜひやめていただきたいと、私は個人的に思うんですが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私もこの職につかせていただいたときから、一部の方々に「先生」と呼ばれたことがございます。そのたびに私は振り返りませんでした。というのが、先生はだれを示して言っているのかわからなかったからです。そういった意味で、私のことを目の前で先生と呼ばれると、私も面はゆい、勝手の悪い思いをしています。しかしながら、議員の先生方を——先生方じゃないですね。議員の方々を初め、社会の指導的立場にある人に対して先生と呼ぶのは非常に自然なことであり、社会的

な慣習として根強いものでございます。一般的によく行われている習慣、慣習であります。でするので、それを特に禁止するということはいかなるものでしょうか、というのが私の見解でございます。先生と呼んでほしい方たちもいらっしゃいますし、先生と呼ばなきゃ振り返らない人もいます。また逆に、先生と呼んでほしくない方もいらっしゃいます。そこは自由ということを確認した上で対処させて——私の見解はそういうことでございます。

○武井俊輔議員 かしこまりました。ただ、やはり、私たちもこのように初めて議会に参りまして、知事部局の皆さんとの関係の中でもそういった特権的なものにならないように気をつけてまいりたいと思いますので、ぜひそのあたりは、知事部局の皆様並びに当局の皆様にもお願いをしたいと思います。

続きまして、観光に移ります。シーガイアの問題でございます。よくわかりました。確かに過去のことですから、今さら言っても難しいことは十分承知をしております。ですから、私がここで一番言いたいのは、やはりいろんな事業の効果測定、需要予測というものについてでございます。やはり非常に希望的観測も相まって、高いものになってしまっていたんじゃないかと思うんです。今後、これは観光にとどまらないんですが、さまざまな新規事業の効果測定、需要予測等につきましては、普通、よい、悪い、その他さまざまなパターンをぜひ検討いただいて、最悪の場合でもこの程度の利益、ベネフィットといいましょうか、そういうものが出るということもしっかり踏まえた上で事業計画を行っていただきたいと思うんですが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 確かに、1980年代か

ら1990年代にかけてリゾート法等の制定もありまして、全国的にそういった施設が乱立したということは認識しております。その中で、時代性もあります、成長もありました、バブルもありました。その中で、観測予想に対しての甘さがあったと御指摘であれば、私もそうではないかなと考えております。しかし、あくまでもそれは予想でありまして、この激動の社会、あるいはこの80年、90年、非常に未来予測が難しかった時代におきまして、その数値というのを正確に予想することは極めて難しかったのではないだろうかと考えております。このシーガイアあるいはその他の施設、あるいは観光資源等々について、この宮崎がたどった過去の歴史を教訓といたしまして、今後は多面的な、多視野にわたる綿密な未来予想等が必要かなと思えますし、箱物あるいは観光的な施設等を新しくつくるといっても、私は、無から有を生む、今、観光資源だと思われていないものを観光資源だと見直す、そういった視点を重視して、今後の観光行政に生かしていきたいと考えております。以上です。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

時間もありますので、次に移らせていただきます。観光のことが続いていきますが、ハード整備につきましては今、御見解いただきました。観光という事業は一つの事業部署だけでできるものではありません。他の部署等との非常に綿密な連携等が不可欠でございますが、事業現場、また竣工後の活用等見ておられます、なかなかその辺が十分な連携をとられたのかと思う部分がございます。一例を申し上げます。例えば、サーフィンで有名な木崎浜から青島のほうに向けてトロピカルロードという道が整備をされております。これはカラー舗装にいたし

まして、加江田川、こどものくにを流れる知福川に2本の橋をかけまして、総事業費34億円ということで整備されたものでございます。

しかしながら、県の担当部署が結構細分化されておまして、なかなか有効活用がされていない。植栽、街灯も大変美しい道であるんですけども、現状では、ツーデーマーチ、太平洋マラソンというように、非常に活用が一部に限定をされている状況でございます。例えば、こういうところに連節の電気自動車でありますとか、今アメリカ等では話題のセグウェイなどというようなものもありますが、さまざまなものを導入して、青島振興は知事の思いでもあると思いますので、他県にないことはできると思っております。今からハードをつくるのは、さっきおっしゃったとおりの財政状況でもございます。しかし、まさに今おっしゃったとおりの、既存の施設の有効活用と部局間の壁を超えた対応というものが、まさにこの観光には不可欠であると思います。今後の観光振興部局と他局の連携についての状況、それから、今後こういうふうにしたいという思いをまたお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 本県観光の振興を図っていくためには、観光担当の部局だけではなく、庁内はもとより、市町村や観光団体、地元関係者などとの一体的な取り組みが大変重要であります。庁内における連携の一例を申し上げますと、海外からの誘客促進については、観光担当部局と交通担当部局とが緊密な連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

お尋ねにありましたトロピカルロードにつきましては、青島地区と総合運動公園が一体的に結ばれることにより、両地域が有する魅力を一段と高めることを目的に整備されたものであ

り、現在、一般遊歩道としての活用のほか、青島太平洋マラソンや宮崎ツデーマーチ、巨人軍を初めとするキャンプ・スポーツ合宿におけるランニングコースなどとして利用されております。御指摘のあった電気自動車やセグウェイなどの活用は、道交法の警察の認可等が必要でございます。そういったものも視点に入れて考えなければいけないと考えております。今後、青島地域の活性化を図る中で、地元関係者などからその活用について具体的な相談があれば、関係機関と十分連携しながら対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

○武井俊輔議員 商工観光労働部長にお伺いをいたします。今の知事の答弁でございますけれども、私、ここに非常に疑問を感じております。青島地区から具体的な相談があればということなんですけれども、県が34億円かけたハードが有効に使われていないという状況があるわけでございます。民間会社であれば、こういうものが有効に使われていないということであれば、これをどういうふうにも有効に使っていくか、どう活用しようかと、必死に考えると思うんです。それが、地元から相談があればというのは、非常に後ろ向きといいますか、このハードを本当に生かしていくという思いがあるのかという疑問を感じます。むしろ逆に、こういうふうに使いましようとか、こういうふうに活性化のために役立てましようということを、積極的に県のほうから提案をしていくべきではないかと思うんですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） トロピカルロード、これは沿線に美しい修景がありまして、こどものくにの全景が広がるなど、大変風光明媚ということは——確かに歩いてみると非

常にすばらしい景色でございます。県が主体的にいろいろ提案してはどうかという話もありますが、地域の魅力ということを考えますと、できるだけ地元の方が主体となっているいろいろなアイデアを出していただいて——現に青島地域では、地域住民が主体となった観光再生の取り組みも実際進んでおります。ぜひそういうこといろいろな議論をしていただいて、案を出していただければ、できるだけ私たちとしても協力していきたいということでございます。

○武井俊輔議員 ですから、県として何かを提案したりとか、県として働きかける意思があるかどうかということについてお伺いをしております。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 現在のところは、具体的にこういうことをやったらどうかと、そういう提案は持っておりません。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。ぜひそういう御提案をしていただいて、活性化をしていただきますように切にお願いをいたしたいと思います。ぜひ皆様も一度歩いていただくとよろしいですし、メタボリックの予防にもなる大変美しい道でございます。これからは、まさに観光は、あるハードを生かす時代になってきていると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、商工観光労働部長にお伺いをいたします。国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金、いわゆるリゾート基金の今後等についてお伺いを申し上げます。このリゾート基金でございますけれども、平成12年に60億円の県費を活用して創設されました。もちろんその後いろいろな訴訟等もありまして、シーガイア破綻後は他の観光集客施設にも投入されてまいりました。ただ昨今は、使い方を見ておりま

すと、いろんな地域ネットワークづくり協議会とか、広域観光協議会など、どちらかといえばハードに投資をするというものから、地域のいろんな観光の意識高揚、また地域協議会等に使用されております。非常に傾向としてはよいものだと思いますし、観光についてこういう原資をもとに活性化できるということは意味があると思っております。また引き続いてお伺いをいたしますが、今までのあり方、そして、今、残額が2億7,000万円ほどございます。このリゾート基金2億7,000万円、いろんな事業に使っておりますから、当然使い切ることになると思うんですけども、今後さまざまな形でいろんな県費を投入するとか、維持をしていくおつもりがあるのか。今後このリゾート基金をどのように活用し、また、この資金がなくなった後はどのようにしたいという御見解があれば、お聞かせをください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） リゾート振興基金、これにつきましては、先ほど御質問にございましたように、今、広域的な事業関係とかにいろいろ使っております、県の観光振興、それから地域活性化にとって非常に重要なものとして、現在有効に活用されているというふうに思っております。今お話がございました、今後どう使うかということですが、当面は、この基金を活用いたしまして、各地域の広域的な観光振興事業、これを中心に支援してまいりたいと思っておりますけれども、今後のあり方につきましては、本県の経済状況等も勘案しながら、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

続きまして、京浜航路についてお伺いを申し上げます。旧マリンエクスプレスが休止をいた

しましたフェリーの京浜航路でございます。海路につきましては、宮崎県が九州で最大の地理的なメリットを出し得るものがございます。この道、まさに海の国道と言えるものではないかと私は思っております。これがなくなったことによって、物流等にもやはり大きな影響が出ておると思っております。特に、この廃止の理由が、荷物の僅少、つまり荷物が少なくなったということよりは、むしろ燃料高騰ということが原因であったことを考えますと、やはり復活に向けて努力をしていく必要があると考えております。このたびの予算におきましても、関東航路利用促進補助事業として600万円が計上されております。この事業の内容を伺いますとともに、具体的にいつごろまでを目標に復活をさせたいとお考えかということをお伺いしたいと思います。

私、海の国道という表現を今使いましたが、国道フェリーと言われるものが結構全国にはございまして、例えば、天草から鹿児島であるとか、佐賀関から三崎というのもあります。これは、国道が海によって分断されているところに大体あるものなんですけれども、宮崎県にとりましては、この京浜に向けての船というのは、まさに海の国道といってもいいぐらい重要なものではないかと思っております。この海上交通の確保・支援、また、例えば道路特定財源というものがありますが、これにおける補助等を国に働きかけていただくとか、さまざまな形のことを考えていただいて、この京浜航路復活に向けて鋭意努力をしていただきたいと思います。知事の御見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 海の国道として道路特定財源が使えるんですかね。本県と関東地域

を結ぶ海上航路につきましては、宮崎—関東間は旅客需要が少ない。その一方で、客室などの設備費用がかかったり、旅客サービスのための人件費が膨らみ、また、スピードを速くするために燃料コストも大きくなることから、現状ではカーフェリーによる再開は厳しいかなと認識しております。このため、県といたしましては、現在、本県と東京港の間を週2便運航されている定期貨物船「南王丸」について、利用促進のための助成事業や農産物輸送の実証試験を実施するとともに、運航会社に対する増便等の働きかけを行い、できるだけ早期の本格的な関東向け航路の再開につなげてまいりたいと考えております。

また、県による船舶購入及びリースにつきましては、船舶の調達に数十億円を要することや、大型船舶による長距離航路の運営には大きなリスクを伴うことが予想されますことから、その実施は極めて困難だと考えておる次第でございます。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。道路特定財源の件でございますけれども、これはやはり、今は、例えば公共交通であるとか、多少使途が広がってまいりましたので、ぜひそれを使ってでも、やはりこの海上交通というのは、必ず維持していかなければいけない宮崎県の実命線だと思っておりますので、ぜひ国に上がった際、また調査研究をお願いしたいと思っております。

また、もう一つ、「南王丸」の件でございます。「南王丸」は、いわゆるローロー船といいますシャシーを積むものですが、現状としては非常にスピードが遅くて、関東まで27時間、途中寄港地がある関係もありますが、スピードが遅いということ等もありまして、根菜類

はともかく、葉物の輸送等には適していないということもございますので、この辺は、例えば冷蔵コンテナ等の活用等も含めて、このローロー船について定時性——今、週に2便しか来ませんので、毎日運航等に向けてぜひ努力をしていただきたいと思います。以上でございます。

次でございます。橘通り2車線化についてお伺いをいたしたいと思っております。中心市街地の活性化、宮崎市ですね。宮崎市の中心市街地活性化の一環といたしまして、国道220号線の橘通り部分におきまして、宮崎市が中心市街地活性化の一環として、現行の3車線を2車線化して一部公園化するというような案を検討しているようでございます。確かに発想自体は私も否定いたしませんし、以前そういった論文も書きましたので、よいと思うんです。例えば札幌の大通公園でありますとか、仙台の常禅寺通りでありますとか、観光地としても、中心部の大きな通りが公園になるのは大変人気になるものでございます。ですから、適切に交通が管理されるのであれば、中心市街地活性化の観点からも、私は歓迎されると思っております。

しかしながら、その実現には絶対的な条件がございます。すなわち、人と車の流れをどう確保していくか。現行のまま2車線化をすれば、慢性的な渋滞、公共交通機関のおくれ、緊急車両の走行等、大変大きな問題があると思っております。確かにこれは事業実施は宮崎市でございますけれども、まさに橘通りというのは宮崎の中心市街地、宮崎県の顔でもあります。この橘通り2車線化並びにそれに伴う中心市街地活性化につきまして、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） この問題は、御指摘

のとおり、事業主は宮崎市でございます。宮崎市がことし5月28日に国から認定を受けた「宮崎市中心市街地活性化基本計画」の中で、「橋通りの公園化構想」を実現するための一つの方策として取り上げられていると伺っております。橋通りは交通量が非常に多い状況にありますので、現在の交通量のままで1車線減らすことは、渋滞がさらに深刻化するなどの問題が懸念されております。しかしながら、中心市街地の活性化も大変重要な問題であると考えております。今後、宮崎市が橋通り公園化に向けた社会実験を検討されているということでもありますので、県としては、円滑な交通の確保や中心市街地活性化など、幅広い観点から意見を述べていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 この問題は確かに宮崎市の事業ではありますけれども、やはり宮崎県としても、例えば車の移動距離の渋滞等も含めて大変大きな問題でありますので、今後とも積極的に宮崎市と協力して、事業の実施等があれば、県としての意見を述べていただきたいと思いません。

本日はこちらのほうで質問は全部終了いたしました。本日はありがとうございました。以上で終わります。(拍手)

○坂口博美議長 これにて本日の質問は終わりました。

あすは午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

これにて本日は散会いたします。

午後 3 時 37 分散会

6月15日（金）

平成 19 年 6 月 15 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 東国原 英 夫 副 知 事 河 野 俊 嗣 総合政策本部長 村 社 秀 継 総 務 部 長 渡 辺 義 人 地 域 生 活 部 長 丸 山 文 民 福 祉 保 健 部 長 宮 本 尊 環 境 森 林 部 長 高 柳 憲 一 商工観光労働部長 高 山 幹 男 農政水産部長 後 藤 仁 俊 県土整備部長 野 口 宏 一 会 計 管 理 者 甲 斐 景 早 文 企 業 局 長 日 高 幸 平 病 院 局 長 植 木 英 範 財 政 課 長 和 田 雅 晴 教育委員長職務代理者 大 重 都 志 春 教 育 長 高 山 耕 吉 警 察 本 部 長 吉 田 尚 正 代 表 監 査 委 員 城 倉 恒 雄 人事委員会事務局長 大 野 俊 郎 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田 幸 蔵 弓 削 孝 幸 馬 原 日 出 人 四 本 孝 章 富 永 博 美 孫 田 英 彦 亀 澤 保 彦 山 中 康 二 隈 元 淳 二 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田 幸 蔵 弓 削 孝 幸 馬 原 日 出 人 四 本 孝 章 富 永 博 美 孫 田 英 彦 亀 澤 保 彦 山 中 康 二 隈 元 淳 二 |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、22番押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。けさも元気よく、あいさつが一日の始まりだということでもありますから、一日を楽しく一生懸命過ごしていきたいと、そのように思っております。また、きょうは、いつものごとくであります。5時半ぐらいには目を覚まして、愛犬であります洋犬のコーギーの散歩をしたところでもあります。そして、雨が降り始めておりました、恵みの雨だな、もっと降れもっと降れというふうに、実はお願いをいたしました。今ちょうど普通期水稻の田植え、あるいは準備の時期でありまして、農家にとってはこの上ない雨であります。ことは空梅雨のようでありますから、この雨を本当に私も喜んでおるところであります。

また、きょうは、傍聴席に地元からもたくさんの方が応援に来ていただいております。本当にありがたいことだな、そのように思います。そして、もう20年来続いておりましたが、地域の中で「農業を考える会」という組織があります。会長を初め10数名、そういう仲間も実はきょうは傍聴に来てくれておりますから、本当にありがたいとそのように思います。そして、知事とは、2回連続して2月議会、6月議会、ともに議論ができるということを本当に感謝しております。そして、地元の皆さん方から、知

事のことを、どんな人ですかとよく聞かれるから、実は、あなた方のほうがよく知事を見ておられるんじゃないですかという話をします。と、いいのですが、我々は、朝出て就寝ぐらいまで、ほとんど政務活動で時間を費やしておりますから、知事と話すのは、この本会議ぐらいしかない、そんなふうに私は話をしております。これは事実であります。本当に知事とは、この本会議でこういう身近に顔を見るのもそうありますし、話をさせていただくのも、この一般質問や代表質問がなければ、なかなか今、宮崎県のトップセールスマンとして、県外で一生懸命農畜産物を初め県内のすばらしいものを売っていただいております。そのことには、まずもって私も心から感謝を申し上げながら、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、宮崎の将来像についてということでありまして、道州制であります。

国の調査機関である国立社会保障・人口問題研究所が、平成17年の国勢調査を踏まえ、「日本の将来推計人口」を発表されました。これを見ると、県人口は、平成17年の115万3,000人から、30年後の平成47年には24万1,000人の大幅減により、91万2,000人まで落ち込むとの推計が出ております。今日議論されている道州制が導入された場合、現在の人口はさらに減って、推計人口である91万人を下回ってしまうのではないかと、私は心配をしておりますが、総合政策本部長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

また、これほど人口が落ち込んでいくと、商工業はさらに厳しくなると思います。道州制が導入されると、指定金融機関も中心銀行となり、宮崎のような地方の銀行などは吸収、統合

の可能性もあり、結果、金融投資も中心に多く、地方は減少するという話も聞くところであります。また、観光業は、産業関連が低く多くは期待できない、中心は商工業と農業であり、産業構造の変化が心配であり、食べていけなければ人口は減ります。そこで、道州制が導入された場合、県の産業構造はどのように変化していくと考えられているのか。また、移行しない場合との比較において、各産業はどちらがメリットがあるか、あわせて総合政策本部長にお伺いをいたします。

次に、去る5月3日、県民ブレーン座談会で、地元であります西米良村へ知事が見えられ、農林業関係者を初め代表者との意見交換をしていただき、心からの感謝を申し上げます。その席で知事から、山間地域の活性化が地方の活性化になると発言していただき、地域で生活を営む者にとって、改めて元気づけられたと聞いておる次第であります。そこで、何とか山間地域で食べていける仕組みづくりが大切であり、住民がいなくなると、山村の維持に莫大な財政負担が生ずると言われます。そこで、さらなる人口減少が予想される中、国土保全の観点から、山間地域の定住化対策は急務であると思いますが、この対策について、環境森林部長にお伺いをいたします。

次に、本県農業は、農業産出額全国6位と、全国に野菜や畜産物を供給する食料供給県として確固たる地位を築いておりますが、その一方で、国際化の進展や担い手の減少や高齢化の進行、食の安全・安心の確保など、さまざまな課題に直面しているのも事実であります。生産農家の経営も大変厳しいという声を、現場でよく耳にするのであります。そこでまず、県は本県農業の現状をどう認識しているのか、農政水産

部長にお伺いをいたします。

次に、ふるさと納税についてであります。住所地に納めている個人住民税の一部を生まれ育った市町村に納める、ふるさと納税についてであります。出生から高校を卒業するまでにかかる公費は、1人当たり1,599万円になると聞いております。ところが、過疎化が進む地方では、卒業と同時に都会へ出る若者が多く、町が負担した費用が回収できない。また、税金を納める生産年齢も15歳から64歳と、人の割合も東京、神奈川等に比べて地方の県は減少が激しいわけでありまして、その格差を少しでも縮めることができればよいと私は思いますが、総務部長の考えをお伺いをいたします。

次に、入札制度改革についてであります。

先輩議員の皆さん方から、この2日間、この入札制度改革も出ておりますけれども、私も改めて質問をさせていただきたいと思っております。県政への信頼を大きく失墜させた一連の入札談合事件を受け、入札・契約制度改革に関し、県としての基本的な考え方を取りまとめた、「入札・契約制度改革に関する実施方針」が策定されました。平成20年1月までには、予定価格250万円以上の公共事業について一般競争入札に移行することが示され、既に段階的に推進されているところであります。問題なのは、地元の中小企業であります建設産業への対応と、建設業を現金収入として頼ってきた中山間地域を初めとする農村集落から雇用された方々の働く場所まで奪うことです。そこで、今回の入札制度改革の推進に当たって、地元企業への配慮について、具体的にどのような対応を考えているのか。また、落札受注者の下請及び資材調達においても、どのような指導を行うつもりなのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

続きまして、スポーツランド推進と観光振興についてであります。

東国原知事誕生に伴い、低迷していた本県観光も、回復の兆しが感じられるようになってまいりました。4月上旬から始まった県庁観光ツアーも好評で、既に2万5,000人以上の観光客が訪れているとのことで、とてもすばらしいことだと思います。今後さらに観光客をふやしていくには、本県のポテンシャル(可能性)を生かせる秋から春にかけての時期が勝負ではないかと思えます。例えば提案であります、本県での開催を永年固定させて行う都道府県対抗シニアゴルフ団体戦とか小学生サッカークラブ全国大会など、参加及び観客の多い新たな大会をつくるような、そんな趣向は考えられないのか。また、知恵や工夫を出し合い、民間企業とともに実施に向けて検討を行うプロジェクトなど、さらなるスポーツランド対策はないのか、あわせて商工観光労働部長にお伺いいたします。

最後になりますが、これは交通事故後遺症の難病についてであります。

皆さんは、脳脊髄液減少症という病気を御存じでしょうか。交通事故により、体内で、脳と脊髄の周囲を覆い外部の衝撃から守る脳脊髄液という体液が減少し、脳神経の失調により、体の不調が長期間続く病気です。症状としては、頭痛や立ちくらみ、手のしびれなどに悩まされますが、人によっては、吐き気や目まいなどの症状もあるそうです。治療法としては、自分の血液を脳脊髄液が漏れている部分に注射し、血液の凝固作用でふさぐブラッドパッチ治療が有効とされておりますが、問題なのは、この治療法が健康保険の適用外となっており、入院費を含む約35万円が全額自己負担となっております。このことについて先般、宮崎日日

新聞でも取り上げられました都城市山之口の女性の方が、治療の推進と保険適用を求める要望書を県に提出されております。私は、この症状を早く病気であると認めてあげるべきであり、病気としての適切な処置がなされるべきだと思います。

ここでまず、県内の交通事故の発生状況を教えてください。そのうち、人身事故の状況もあわせて、ともに直近5カ年の状況と傾向、分析について、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、この脳脊髄液減少症という症状は、病気と認められないのか、また治療について支援策は考えられないのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、自席に帰って、再質問をさせていただきます。(拍手) [降壇]

○総合政策本部長(村社秀継君) [登壇] 押川議員の御質問にお答えいたします。

道州制についてであります。道州制につきましては、現在、国や全国知事会、九州地方知事会等さまざまな機関で、道州と国の役割分担を初めとした制度の基本的な枠組みについて、検討を行っている段階であります。道州内が一体的に発展するための十分な対策を講じないまま道州制を導入した場合、過度の一極集中を生ずることによって地域間の格差が拡大し、場所によっては、御質問にありましたように、人口が減少したり、産業規模が縮小したりする可能性も否定できません。県では、道州制への移行が本県にとってプラスとなるよう、高速道路などの基盤整備を促進し、産業振興や地域の活性化を図ることによって、県としての総合力をつけておくことを、道州制導入に際しての重要な条件の一つに位置づけておりまして、今後、この

ような点を踏まえ、道州制の議論を深めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

自分が生まれ育ったふるさとに貢献したいといった納税者の思いにこたえる「ふるさと納税制度」は、都市部と地方の税収格差の是正に一定の効果が期待できるのではないかと考えております。制度の創設に当たりましては、ふるさとの定義や納税手続のほか、自治体間の調整などさまざまな課題がありますが、国においては、基本方針2007の原案において、「実現に向け検討する」と明記され、制度実現に向けた「ふるさと納税研究会」も設置されるなど、今後、検討が進められることになっておりますので、その検討状況を注視したいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

脳脊髄液減少症の診断及び治療法につきましては、必ずしも確立されておらず、このため保険適用外となっております。このような中、昨年11月に日本脳神経外科学会が、1年をめどにガイドラインを作成する方針を出しております。これによりまして、診断基準や治療法の統一化が図られるものと考えております。また、県としましては、適切な治療が受けられるための支援策として、本年4月から5月にかけて、県内における脳脊髄液減少症の方を診察できる医療機関の実態調査を行いました。現在取りまとめ中ではありますが、宮崎大学医学部附属病院等3つの医療機関において、ブラッドパッチ療法が実施されております。詳細な結果につきましては、まとまり次第公表してまいりたい

と考えております。今後とも、国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 山間地域の定住化対策についてであります。国土保全などの公益的機能の維持を担う山村地域の人口減少は、県民全体の生活に大きな影響を及ぼす問題であると認識いたしております。このため、山村地域の活性化を図っていくことが重要であり、これまで、適切な森林整備などを通じた就業機会の確保や、地域住民の所得の向上、生活環境の整備などに努めてきたところであります。最近の外材から国産材への利用転換など、明るい兆しが見られる中で、今後とも、木材の一層の需要拡大や、乾シイタケを初めとする特用林産物の生産振興による所得の向上対策に取り組みますとともに、さらには、森林資源を活用した都市との交流を一層進めることなどによりまして、住民が自信と誇りを持って生活できる山村づくりを推進してまいりたいと考えております。また、山村地域を社会全体で支えていくための施策・制度の充実が図られますよう、今後とも、国に対する提案・要望を継続してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

新たなスポーツ大会への取り組み等についてでございます。本県におきましては、温暖な気候や充実したスポーツ施設など、本県の特徴を生かしたスポーツランドみやぎづくりに取り組んでおりまして、昨年度、プロ野球やJリーグを初めとしたキャンプ・合宿の団体数、参加人数が過去最高を記録するなど、大きな成果を上げているところであります。また、全国規模

の大会につきましては、都城市の「弓まつり全国弓道大会」、延岡市の「ゴールデンゲームズ in のべおか」などの大会が、毎年継続的に開催されており、また、「全日本グランドベテランソフトテニス大会」が、昨年から宮崎市で続けて開催されることになるなど、地域経済の活性化のほか、県民の競技力の向上にも寄与しているところであります。御提案のありました、新たなスポーツ大会の創設につきましては、受け入れ母体となる競技団体等の意向や、地元負担を含めた受け入れ態勢の確保など、検討すべき課題がありますので、今後、関係機関との情報交換等に努めてまいりたいと考えております。

また、民間等との連携につきましては、従来から、行政やスポーツ・観光関連団体などで構成されます「スポーツランドみやざき推進協議会」におきまして、官民一体となった取り組みを行っているところであり、今後とも、この協議会を中心として、スポーツランドみやざきにより一層の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県農業の現状についてであります。本県では、温暖な気候や豊かな自然を最大限に活用いたしまして、多様な担い手による複合経営を主体とした生産性の高い農業が展開されております。そのような中で、平成17年の農業産出額は3,206億円となっており、2年連続で全国第6位となるなど、本県は日本の食料供給県として極めて重要な地位を占めております。しかしながら、担い手の現状を見ますと、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合も50%を超え、農業就業人口も毎年2,000人程度が減少する中で、

本県農業振興のためには、意欲があり、経営管理能力のすぐれた担い手の育成確保が極めて重要であると考えております。また、現在、WTOやEPAなど、貿易自由化に向けた交渉が加速化されておりますが、交渉の行方によりましては、肉用牛や酪農などを中心に、本県農業への深刻な影響が懸念されます。さらには、鳥インフルエンザの発生を踏まえた家畜防疫対策の徹底など、本県農業の発展のために対応すべきさまざまな課題があるというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 お答えいたします。

入札・契約制度改革に伴う地元企業への配慮についてであります。建設産業は、社会資本の整備や災害発生時の対応はもとより、地域の雇用を担う本県の重要な産業であります。このため、入札・契約制度改革に当たりまして、県発注の工事につきましては、原則として県内建設業者に発注するとともに、工事の規模や種類などを勘案し、農林振興局の区域等の地域要件を設定しております。さらに、下請業者の選定や建設資材の調達においても、県内業者の活用をお願いしているところであります。また、価格と品質を総合的に評価する総合評価方式や入札参加資格審査においても、企業の地域貢献を評価するなど、地域の建設産業の育成に配慮しております。

次に、受注業者の下請等の指導についてであります。県工事の受注者に対しましては、県内産業振興の観点から、下請業者には県内業者を選定するよう、また建設資材についても県内から購入するよう、契約ごとに文書で要請を行っているところであります。これに基づき、県外業者への下請を発注する場合には、下請金額や

選定理由を、建設資材を県外から購入する場合には、資材の数量、購入先、購入する理由などを報告するよう義務づけているところでありませう。この結果、平成17年度では、1,000万円以上の工事において、県内業者への下請率は90%となっているほか、資材調達率は件数で92%、金額で86%となっております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（吉田尚正君）〔登壇〕 お答えします。

まず、県内の交通事故の発生状況についてであります。過去5年間では、人身事故、物損事故合わせまして年間約3万3,000件の交通事故が発生いたしております。そのうちで、全体の約3割に当たります1万件前後が人身事故であります。また、昨年は、交通事故によりまして、前年を18人上回る96の方が亡くなっております。次に、人身事故の分析結果であります。事故の原因は、わき見、安全不確認によるものが約7割、事故の形態は、追突が約4割、出会い頭が約3割であります。このうち死亡事故につきましても、わき見など運転者の緊張感を欠いた原因によるものが全体の約6割を占めておりますが、歩行者、自転車利用者についても、交通ルールを無視した道路横断などによって発生いたしております。警察では、今後とも、交通指導取り締まりや安全教育など、自治体を初めといたしまして、関係機関・団体と連携をして、交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございました。おおむね宮崎県の現状というものは、それぞれ議員の皆さん方や傍聴席の皆さん方もおつかみになったことだろうと思います。そこで、知事へお尋ねを

いたします。道州制が導入されると、本県においては、さらに人口減少に拍車がかかるとおられるということで今、質問いたしました。宮崎県の知事として、道州制導入によって、この人口減少動向の観点から、どのように考えておられるか、率直な御意見をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） お答えします。

道州制につきましては、地方分権推進の観点から、都道府県にかわる広域自治体制度として重要な選択肢の一つだと思っております。これに関しましては、条件つきで賛成であります。その条件とは、宮崎にとってプラスになるかという条件でございます。今、仮に道州制を導入した場合、どれほど九州の一体的発展を唱えたとしても、取り残される可能性が一番高いのは宮崎県ではないかと考えております。このような認識のもと、先月の九州地域戦略会議におきましても、私は、「道州制導入に際して、高速道路など九州の一体的発展のための基盤整備がどう担保されるのか、あるいは、都市と地方の格差を埋めるために道州制を導入するという視点も重要ではないか」との意見を述べたところであります。今後とも、全国知事会や九州知事会並びに九州地域戦略会議等の場で、道州制のあるべき姿等について十分意見交換を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○押川修一郎議員 そういうことですね。やっぱりそういうことを私も想定をしております。東京から遠い、あるいは九州の中において、仮に福岡、熊本になってもやっぱり遠いわけでありまして、今、知事がおっしゃられたような形の中で、これは県のトップとして、そういうことに一生懸命取り組んでいただきたいと、そのように思います。

あわせて、人口動態と産業構造の推進は密接

に関係していると思いますが、今回の肉付け予算で、50億円の企業誘致補助金が打ち出されました。これはかなり大きな企業の誘致の場合だと思いますが、どのような企業の誘致を考えておられるのか。予算として提案されたわけでありますから、恐らく見せかけだけではないというふうに思います。誘致できれば、大きな雇用に結びつき、人口減少に歯どめがかかるのではないかと私も期待をしておりますが、具体的にどういうところあたりを想定されて企業を誘致されるのか、考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県の産業の振興を図るためには、企業誘致が大変重要であることから、これまで積極的に取り組んできたところであります。今後の取り組みにつきましては、成長の見込める業種を中心に誘致活動を進めることといたしており、具体的には、半導体・デバイス産業、自動車産業、コールセンターを初めとする情報サービス産業のほか、太陽電池等の新エネルギー、バイオ、食品製造業、医療関連企業などを考えております。また、企業誘致の際の大きなインセンティブの一つである企業立地促進補助金の最高限度額を、九州最低でありました5億円から最高額となる50億円に増額するなど、充実強化を図ることとしております。御質問のあった内容、50億円に関しては、決して見せ金ではございません。具体的な企業名等は、まだ発表する段階ではございませんし、検討中の段階でございます。さらに、私みずから先頭に立って企業を訪問したり、県外事務所や企業誘致アドバイザー等のネットワークを最大限活用した情報の発信や収集、さらに市町村との連携を密にするなどにより、全力で企業誘致に努力してまいりたいと考えておりま

す。

○押川修一郎議員 まだ今のところは企業名あたりは出せないということでありますけれども、内々には、それなりの知事が考えていらっしゃる、そういうものがあるわけですか。再度お願いいたします。

○知事（東国原英夫君） イメージだけでございます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。道州制があってもなくても、本県の人口というのはかなり減少するということには間違いないわけでありますから、やはりすばらしい企業、そして知事がおっしゃっておられますように、100社、1万人雇用、それに沿って頑張っていたきたいと思ひますし、我々も1社ということで目標が出たわけでありますから、努力していかないかなと、そのように思ひます。

それから、中山間対策でありますけれども、先ほど環境森林部長からもお答えいただいたわけでありますが、中山間地周辺の企業誘致、こういったものはやっぱり必要ではないかなと思ひます。現金収入を建設労働に頼ってきた道が細っていくようであれば、当然手を打つべきだというふうに思ひますし、中山間担い手の定住が図られなければ、山は荒れてしまつて、幾ら税金を導入しても、維持することは難しいのではないかなと思ひます。知事に新たに何かこの山間地対策でお考えがあれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域対策でございますが、中山間地域としては、総合的に考えていかなければいけないと思ひております。中山間地域での産業の創出というのは、雇用の創出につながるものであり、中山間地域の衰退を防ぐものだと思ひております。宮崎県の過疎

地域振興計画では、過疎地域が有する自然や伝統文化等のすぐれた地域資源を生かした産業振興と、交流人口拡大について、特に重点的に取り組むものとしております。この中で、産業振興のための取り組みとして、地域内での経済循環を向上する仕組みや、より多くの外貨、地域外のお金を獲得するための仕組みを構築することにより、過疎地域の産業振興による地域住民の働く場の創出、そして確保を図ることとしております。また、交流人口拡大のための取り組みとしては、団塊世代を初め、都市住民を過疎地域に誘導し、食料、木材の供給や国土保全などの過疎地域の持つ役割等について理解を深める機会の創出を図りながら、短期滞在から二地域居住、さらには移住へと結びつける取り組みを展開し、交流人口の増加による地域の活性化を図ることとしております。以上です。

○押川修一郎議員 知事、人口減少であります。私の地元の西都・西米良の例をちょっと挙げてみますけれども、平成12年、西都の人口が3万5,381名です。これが30年後には2万4,000名ぐらいに落ち込みます。そして、西米良村の1,480名が何と733名です。西都市の場合、ゼロ歳から29歳までが5,807名、65歳以上の方が1万141名ということで約倍、西米良村に行きますと、ゼロ歳から29歳まで160名、65歳以上が358名ということで、もう高齢化ですよ。そういう中で、知事、「経済界」という雑誌でインタビューを受けていますよね。この中に、「地域再生をどうしますか」という問いで、「本県は農林水産業が基幹産業です。僕は、その中でも林業に力を入れたいと思っています。21世紀は木の文化だと考えていますが、これは勉強会などを立ち上げ研究していきます。建築・土木関係の職種は、農林業には転換しやすいというふ

うに思います」というようなことがあるんですが、具体的に何かこういうことで勉強会や研究会を立ち上げるものがあるんでしょうか。あればお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) インタビューに答えさせていただきましたとおり、私は、県土の70%を占める森林が非常に重要な要素となってくると思います。御案内のとおり森林を守るとするのは、国土保全、水の涵養、産業の創出等の多面的な視野で考えていかなければいけない。中山間地域を守るのは、農林業だと考えております。昨今、杉材の県内産材が1立方メートル当たり1万2,000~1万3,000円に上昇してきた、林業の将来にも少しは光が見えてきたかなと考えています。しかしながら、皆伐地帯が約2,000ヘクタールあると。未植栽地ですね。その面積が2,000ヘクタール、こういったものがあると、やはり林業の発展あるいは災害等にも悪影響が出るということで、これは喫緊の課題だと思っております。宮崎の森林が守られれば宮崎モデルができて、そこから地方のあるべき姿が日本に問えるかなと考えております。そのために、私は、森林を守る、あるいは中山間地域を守るために勉強会を立ち上げようというアイデアを持っております。具体的にはまだ始動はしていませんが、そういった勉強会をこれから立ち上げて、積極的に森林保護あるいは中山間地域の保護に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 そういうことも本当に大事だと思いますし、遅かりしかなという懸念もあります。というのが、杉を植えてから金になるまでに40年ぐらいかかるんですよ。それができなかったから、今、山が荒れているし、後継者がだんだん少なくなってきておるとい

現状ですから。それはわかるんですが、そこに行き着くまでの手当てをどうしてやるのかというのが、中山間地を守るための早急な雇用の創出をするところ、働く場所というものがなければ、山に杉を植えて、都会で40年過ぎて、杉がひとりで大きくなるわけではありませんから、知事、そこにやっぱり問題があると思うんですよ。トップとして、何か中山間地にこういったものがあるというものがあれば再度、なければ結構です。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域あるいは森林を守る政策というのは非常に難しい課題かなと思っています。御案内のとおり、やはり50年先、60年先あるいは100年先を考えた施策で、きょうあしたに施策のリワードがすぐ得られるというものでもございません。それに植林をすると、それによって間伐をしなければいけない、枝切りをしなければいけない、そういったものに費用がかかってまいります。この前、皆伐地帯を視察させていただきましたが、植えた苗をシカなどが食べてしまうという害もございます。そのためにネットを張らなきゃいけない。年間1回は間伐をしなければいけない。人も金も要ります。でも、この国土、日本全国土を守るために、あるいは県土を守るために、これは無視できないことだと考えております。できるだけの手当てをし、その方策を考え、施策を考え、森林整備あるいは保全に全力を挙げてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがたいですね。そういった勉強も相当していただいております。やっぱり今働いていらっしゃる方々にも十分そういった益というものが出るとかをやってほしいなど。担い手もちろん大事であります。大事であります、やっぱり今住ん

でいらっしゃる方が喜んで山を守っていただければ、そこで生活をしていただければ、必ず後継者は残ってくる。あるいはその地域に住んでみたいという人は、きのうの井本先生のお話ではありませんけれども、心と心が通じ合えば、やっぱりそういう形になってくると思いますので、ぜひこういった形でまた、よろしく願いを申し上げておきたいと思います。

それから、農業問題に入りたいと思います。先ほど農政水産部長の方から、本県の現状について報告をしていただいたところであります。知事、宮崎県の農業を具体的にこうしたいというものがあればお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 国内外における山地間競争が厳しくなることを見込まれる中で、農業産出額全国第6位の食料供給県である本県が、現在の地位を維持しつつ、将来的に発展していくためには、本県が持つ個性や魅力を磨き上げて、国内外に発信していくことが必要であります。このため私は、本県農業の将来像といったしまして、技術力のみならず経営管理能力のすぐれた意欲のある担い手が、消費者のニーズを踏まえた安全・安心で高品質で、地域の特色を生かした多様な農産物を安定的に供給し、安心して農業経営を展開することにより、農業・農村、ひいては地域が生き生きとしている姿を目指しておる次第でございます。

○押川修一郎議員 部長の答弁とそんなに変わらないわけではありますが、例えば、担い手を育成するにはどうするか。例えば、農業高校あたりでは徹底した経営感覚を勉強してもらおう。そして農業に従事する。そして10年ぐらい農業をしておれば、これは後継者でありますから、後継者にはそれなりの優遇措置をすることか、何らかの宮崎県のモデルというものを出し

てもらおうといいなと私は思うんですけどね。例えば10年間——これはハウス園芸でも畜産でもそうであります——そこに、経営するまでに資金というものが出てくるわけでありますから、その資金を生産所得から払っていかなくちゃいけない。あるいは税金ももちろんそうでありませけれども、税金あたりの優遇をすとか、何らかの後継者を守る施策というものはないのかな、そんなふうには私は考えますけれども、そういったことはできませんかね。

○知事(東国原英夫君) 頑張ります。

○押川修一郎議員 ぜひ頑張ってほしいと思います。ただ言うだけでは後継者は育ちません。そして今、一生懸命農業をされておられる方たちが生き生きと農林水産業をされることによって、後継者なり、そういったものに行こうという人が出てくると思いますので、改めてまたお願いしておきたいと思います。

それから知事、先ほど部長の方からも答弁いただきました。今、国際的にはWTOあるいはFTA、EPAという国際間競争の問題があります。そして我々自民党も、実は6月8日、開会日、終了後に、橘通りのボンベルタ、山形屋、一番街、あるいは若草通りの入り口で署名活動をさせていただきました。なぜ署名活動をしたかというのは、この宮崎県、基幹産業は農業であります。そして、牛肉や米や乳製品等々が関税撤廃あるいは関税が引き下げられると、大量に今まで以上に輸入農産物が入ってくるということなんです。これが入ってくると、農業の皆さん方も、これは大変なダメージであります。それから後継者が育つわけがない。そういう視点の中で、我々県会議員も、そういった地道な運動あるいは政治的な活動をやろうということで、星原会長を中心に我々28名全員で、実

はそういう活動をさせていただきました。そして、1,000名を目標にやりましたけれども、680名ぐらいでありました。でも、何とかこれを1,000名集めて政府まで届けようということ——我々の気持ちを届けたい。結果は、やっぱりそういうことで……。我々は宮崎の農業を守っていかないかん。そして、食料を守るんだということで、我々議会の中で知事とこういう議論ができる。そういうことを県民の皆さん方にも見てもらう。今後は、我々議会も行動する議会、そういうことに一歩踏み出すような形でやっていく。私は、そのことのきっかけになればと思いました。

そして、やっぱり我々も現地を知らなくちゃいかんということで、知事も東南アジアあたりをターゲットにした輸出をやろうということで、私も大賛成であります。2月議会でも知事に質問させていただきました。このことも現場を知る、地域を知る、国を知る。我々議会の中で、県民115万の皆さん方から——全部ではありませんけれども、有権者の皆さん方から——1票1票を投じていただいて、議員としてこの議会に上がってきておるわけでありますから、そういうところを見してみる。百聞は一見にしかずではありませんけれども、そういうところを我々が見ることによって、いろんなことがわかってくる。知事が一人でやるんじゃなくて県民総力戦、我々も一緒にやっていきたいと思いますが、海外調査を初め、どんなお考えでしょうか、お聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 署名活動をおやりになったということですが、ぜひ誘っていただければよかったなと思います。私も、WTO、EPAに関しては、非常に興味を持っています。基幹産業である農林水産業、これに打

撃を与えるものがEPAでありWTOだと。試算によって違うんですが、我が県では800億から1,000億ぐらいの損失が出るのではないかといい試算があります。これがあつたら、ゆゆしき問題で、日本に農業をやめろというような意味づけではないかと思っております。

宮崎の農業を活性化あるいは保護し育成していくためには、あらゆる視点からの農業に関する施策が必要かなと思っております。御指摘のあったアジアへの農産物の輸出・進出でございますが、私も、アジアへの農産物の販売に向けては、シンガポールや香港等々に出向いていって、これからPR活動には邁進していこうと考えております。本県の農産物の輸出につきましては、諸外国の富裕層、上海や香港やシンガポール等の富裕層をターゲットにして、高付加価値化、付加価値をつけていく農産物というのがねらい目ではないかと考えております。現在、農業団体や農業法人が、香港やシンガポール、台湾において、完熟キンカンやカンショや日向夏、ゴボウなどの継続的な取引を行っていることは御案内のとおりかと思っております。この品目の取引量の拡大、そして新たな輸出品目やそれを開拓するために、可能な限り調査し、情報収集あるいはその品目の提供、さらには商談会等を通じた販路の拡大に、今後とも積極的に参加していきたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。済みませんでした。お誘いすればよかったですね。6月8日の日ですね。知事がいらっしゃれば、恐らく2,000~3,000はすぐはけたかもしれないですね。済みませんでした。今おっしゃったとおり、本当にそのことが日本の農業を守る、あるいは宮崎県の農業や消費者の皆さん方を守っていくということで、今後いろいろな意

味でまた続けていきたいと思っております。

それから、海外調査も一緒に、知事とまた同行させていただきたいなど、そのように思ったところでもあります。農業問題はまだまだたくさんあるわけでありましてけれども、また次回の議会でもやっていきたいと思っております。

それから知事、ふるさと納税であります、地方交付税に頼り切ってきた財政が自立していくためには、ふるさと納税のように、都市圏から地方へ税源移行が図られるべきだと私も思います。知事は、どのように考えておられるのか。あるいは、ふるさと納税以外によいアイデアがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 私は、ふるさと納税ということに関しては、総論で賛成でございます。その総論といいますのは、地方で育った人間が都市部で生活をして、そのふるさとであるところに、あるいは親兄弟が住んでいるところに、仕送りというような意味でふるさと納税をするという考え方については賛成でございます。それを税制として体系づけるかということに関しましては、さまざまなクリアしなければいけないハードルがございます。

先日も、全国知事会で、やはりふるさと納税に対して賛成な立場の方たちというのは地方の方たち、都市部の方たちというのは、このふるさと納税に対してしてちょっと慎重な態度。というのが、都市部で集めた税金を地方に振り分ける、つまり、同じパイを地方同士で取り合って、奪い合っていないのかというような議論でございましたが、私はやはり都市部の考え方だなと思えました。というのは、都市部というのは、産業的にも都市構造的にも成立しているというのは、地方があつてのことだと思うんですね。地方が森林を守り、農地を守り、川を守り、国

土を守っていることによって都市部に好影響がある。そういうことに余りに認識が薄いのではないかというような率直な感想を持ちました。ふるさと納税を即制度化するという点に関しては、私もいろいろ考えなければいけないと思っておりますが、ふるさと納税と同時に縦のライン、いわゆる地方消費税をどうするのか、あるいは地方交付税を地方共有税化するかといったことの税体系全体を考えて、地方に有利になるように——有利というか、地方に恩恵をいただけるような、都市部と地方の格差を是正するような——体系的な、総合的な税体系に見直されるべきだと私は考えております。

○押川修一郎議員 都会の知事あたりは反対をされるだろうなと私たちも思います。ただ、今、知事が考えていらっしゃるような形を、都会の知事あたりに説得していただくぐらいの気概は恐らくあるんじゃないかなと思うんですね。先ほど、経済界の雑誌に消費税のこともインタビューで述べておられますけれども、まさしくこういった形で、いろんな仕組みの中で格差是正で、地方に住む人たちがおるから国土なり人民が生きているということが、とうとうことだろうなと、私はそんなふうに思います。そこで、改めて知事に気構えをお聞きしておきたいと思っております。都市圏から地方への税源移譲を図る際には、東京都知事、大阪府知事あたりも当然反対をされてこられると思いますが、その渡り合う覚悟はあるかないかだけ、お聞かせください。

○知事(東国原英夫君) あります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。そういうお言葉を聞きまして、私も本当に心強く思ったところであります。ぜひお願いをしておきたいと思っております。

それから知事、今回の肉付け予算における公共预算と入札制度改革の推進により、建設業者はかなり減っていくものと思います。この雑誌でも書いておられますけれども、知事、何割ぐらいが減っていくと考えておられますか、感覚的でもよいですから、お考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 経営者は、それぞれ経営環境などを踏まえて、経営の合理化や新分野への進出、合併、協業化などの対応のほか、最終的にはリストラあるいは廃業まで視野に入れた経営判断を行うことと思っております。何割かというような具体的な数字は予想しかねます。ただ、他府県の現状を踏まえても——他府県も余りはっきりした数字は出していませんが——できるだけ少なくなるような手当てをしなければいけないかなというふうには考えております。

○押川修一郎議員 できるだけそういうことが遅くなるように、あんまり出ないような形で何とかやっていただきたいなど、そのように思います。知事は、就任時に、地元建設業への配慮も必要という発言もしておられました。談合事件を受けて、制度改革はきちんとやる必要があるとは思いますが、先ほど申し上げたように、下請や資材調達における地元業者向けの配慮も重要な問題であると思っております。地元企業にとっては死活問題でありますから、このことについても知事の決意をお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 入札・契約制度改革というものは、さきの官製談合を踏まえて、これはきちんとしなければいけない。談合が行われると、これは公費、県民の血税を無駄にすることですので、これは絶対やってはいけないことだ。これを前提に改革というのは行われな

ればいけない。かといって、やみくもに改革をして、その宮崎県の1割と言われる建設土木業者・関係者あるいは家族の方たちの生活が脅かされる、これは避けなければいけない。その中にも、やはり自由で平等で公正な競争原理は確保されなければいけない。そういったバランス感覚の中で、非常に難しいかじ取りが要求されるかと思えます。これに関しましては、先ほど県土整備部長からも御説明があったとおりに、十分な地域要件等を踏まえながら、宮崎の地域に合った施策の模索というものが必要かと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひお願いをしておきます。

それから、中山間地域対策で申し上げましたが、公共事業の縮減と入札制度の改革推進により、結果論として建設業の淘汰というのは進んでいくだろうというふうに思います。その建設業のもとで雇用されていた方々を吸収していただける新たな雇用先、具体的には、新たな企業の誘致や農林分野への業種転換、先ほどもちょっと言いましたけれども、スムーズに移行できるようなタイムスケジュール等を知事としてはお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 建設土木産業の方々におかれましては、やはり災害時に非常に重要な仕事をしてくださる、あるいは中山間地域の方々の雇用の受け皿となっただけではないことは承知いたしております。この方々が、今度の入札・契約制度改革によって、もしリストラや廃業をやむなくされた場合の対策でございますが、県としましては、中小企業を守る数々の施策、事業、そして異業種に転換するための相談窓口あるいは支援の事業を行っておる次第で

ございます。御指摘のとおり、スムーズに異業種に転換できるかどうかということは、非常に難しい側面もございますが、先ほど来話しておりますように、林業への転換あるいは農業への転換、あるいは鹿児島等々では焼酎産業への転換というものを積極的に推進しているようでございます。それらのケースも踏まえて、今後できるだけ速やかに、負荷のかからないような異業種転換あるいは協同、協業等々に支援をしていくことを進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひそういう方向で敏速にやっていただければありがたいな、そのように思います。

それから、さらに知事に質問させていただきますけれども、実は昨日、我が党の井本幹事長の方からも、最低価格と落札価格の問題があったんですが、日向土木事務所と私の地元の西都土木事務所であります。実は、最低制限価格と落札価格と、これはぴったりなんです、2件とも同じ業者。昨日もありましたけれども、これは漏えいというのは本当はないんでしょうかね、知事。

○知事（東国原英夫君） 漏えいがあるかどうかというのは把握しておりません。ただ、積算ソフト等の普及により、その最低制限価格に限りなく近く張りついてくるという現状は、他府県等々でも見受けられる事象ではございます。今後、この対策というものを考えていかなければいけないと考えています。ランダム方式等々のことも視野に入れて、その張りつき等の問題を解決していかなければいけないかなとは考えております。

○押川修一郎議員 これはもうぴったり同額なんです。だから、これは2件とも同じ業者で

すから、漏えいがあったんじゃないかなという感じがありましたから、知事にどうですかと聞いたんですけど。そして、1位と2位のほうも日向土木では2円しか変わらないんですよ。だから、知事も今後、一生懸命やっていかれると思いますけれども、こういったものが多くなれば、やっぱり漏えいあたりもあるのかな。それと、信じてはおりますけれども、OBの方がここに入っておられるということはないでしょうか。もしわかれば……。

○県土整備部長（野口宏一君） 今おっしゃっている個別の案件、ちょっと手元にデータがございませんので、調べてみたいと思っております。

○押川修一郎議員 恐らく部長は、手元にはないけれども、わかっておられるのではないかなと私は思いますけどね。後でもいいですから、それは。しかし、きっちりしてもらわないかなということですよ。まじめな業者が職を失ったり、倒産・廃業になるということは、これはあっちゃならんことです。先ほどから何遍も言いますように、これは基幹産業の農業と一緒に、宮崎県は雇用の場を建設業者にゆだねておるわけでありますから、何とかこういったことがないように、これはみんながひとしく、理解ができてわかりやすいシステムじゃないのかなと思います。そして、業者間の談合で建設業者だけが悪いような言い方じゃなくて、最低制限価格も、少しは給料が払えて益が残って、次の仕事の運転資金が出るぐらいの価格にしていけないといけないんじゃないかというふうに思いますから、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

時間がありませんから急ぎますが、スポーツランドと観光についてということで、先ほど提

案をさせていただきました。これは知事、アイデア次第だと思うんですよ。シニアの団体戦であれば、監督・コーチを含め参加者も多数来られると思いますし、宿泊や年配者の土産等もかなり売れるんじゃないかと思えます。県内ゴルフ場は空き状態、これは平日であります。シニアは平日開催でも可能だというふうに思います。ゴルフ場の利用税の増につながる。大会後に観光や野球キャンプ等の観戦も可能。子供の大会であれば、親やじじばばも含め観戦可能な客が来られる。マスコミ取材があれば宿泊等の波及効果になる。出場できなかったチームの宮崎キャンプへの誘引になる。先に実施したもの勝ち、例えば広島県では全国都道府県対抗駅伝等も開催されております。知事も走っておられますから知っておられると思いますが、やっぱりこれは今、知事がやられればできるんじゃないかという期待を持っております。知事、もう時間ありませんから、率直にお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 団塊の世代の方たちをターゲットとした観光誘致を図ることは、大変重要だと考えております。そのシニアゴルフ大会という御指摘でございますが、先日、ゴルフ雑誌の取材を受けましたときに、その企画は一応提案させていただいております。これも、受け入れ母体となる競技団体とか、地元負担を含めた受け入れ体制の確保など、さまざまな問題がありますものですから、そういったことを情報交換しながら、連携をとりながら、話し合っていきたいと思えます。私は、これは決して後ろ向きに考えるんじゃなくて、宮崎は非常に積極的にこういうものについては取り組んでいかなきゃいけないと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いしておきま

す。

それから、ハニカミ王子と言われるアマチュアゴルファー、石川遼君がことしのダンロップフェニックストーナメントに参加できるよう、大会主催者に働きかけをしてみることはできないでしょうか。

○知事（東国原英夫君） それができるかどうかというのは、アマチュア規定等々の問題もあると思いますので……。恐らくは優勝を1回しているのですが、推薦等々の枠があると思います。それはちょっと調査して、もしできるようであれば、タイガーウッズと石川遼選手と一緒にラウンドするという事はまた、これは非常に話題になると思いますので、詳しいことをちょっと調査してみます。

○押川修一郎議員 ぜひ知事、お願いいたします。これに東国原知事が絡めば、私はさらに多くなると思います。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、交通事故後遺症の難病についてありますが、知事、脳脊髄液減少症というこの症状、御存じでしたか。

○知事（東国原英夫君） 済みません。勉強不足で、今回初めてお伺いしました。

○押川修一郎議員 実は私、福岡在住のいところにいるんですが、いところが2年前に、大型ダンブに後ろから追突されて、助手席に乗っているこの病気に、症状になって、今2年ぐらい苦しんでおるんです。それで私知って、この間、宮崎の方もいらっしゃるんだな、これは大変だと思って今回質問をとということで立ったんですが、全国的にはどのくらいいらっしゃるんでしょうか、福祉保健部長、推測で構いません。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 現在把握しておりません。むち打ち症の方がすべてとは限ら

ないようですので、いわゆる脳脊髄液が漏れている状態のむち打ち症の方が幾らおられるかというのは、把握しておりません。

○押川修一郎議員 推測は取り消します。ぜひこれは確たる数字を調べていただいて、宮崎県においても相当いらっしゃるんだろかなというふうに思いますから、これが保険適用になるように努力をしていただきたい。

最後に知事、全国知事会で、この脳脊髄液減少症について、ぜひ議論なり保険適用になるような形の中で言っていただくような努力をしていただけるでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今後とも引き続き、この脳脊髄液減少症の理解が深まるように、国に対して、全国知事会でも機会があれば議論の俎上にのせ、そして全国知事会を巻き込んでの国への要望という形をとっていきたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。以上をもちまして、私のすべての質問を終わります。（拍手）

○中村幸一副議長 次は、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。質問に入ります前に、さきの一斉選挙で、県民の皆様の負託を受けて、再び県議会の場で活動をさせていただくことができました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

新県政はスタートしたばかりでございます。住民の福祉の増進を図ることを基本とするとして、地方自治法の本旨が生きる県政の実現に向けて、子供たちや高齢者の皆さんが安心して暮らせる、若者が将来に希望が持てる宮崎県政にしていくために、県民の皆さんの声をしっかり

と代弁して奮闘する決意をまず申し述べまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

NHKの報道番組の放映を機に、ワーキングプアという言葉が注目されています。どんなに働いても生活保護水準以下の暮らししかできない階層が広がり、日本全体の約1割を占めると言われています。これを単純に本県の世帯数に当てはめてみますと、約4万5,000世帯になります。昨年度の国民健康保険税の滞納世帯が約4万7,000世帯ですから、ほぼこれに匹敵をいたします。生活保護世帯も年々ふえています。国保税が払えないために資格証明書や短期保険証が交付されている世帯は、1万9,000世帯に及んでいます。労働者の非正規雇用も拡大をし、パートタイム労働者や派遣労働者もふえています。また、この6月、昨年に続いて老年者控除の廃止や定率減税の全廃による住民税の増税が、県民の暮らしを直撃する事態になっています。知事は、こうした県民の置かれている暮らしの実態を、また、格差や貧困の広がりの問題をどのように受けとめ、県民の暮らしを支える自治体として、またその長としての役割をどのように認識しておられるのか、まずはこの基本的な考えをお聞きして、後は質問席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えします。

県民の暮らしの実態についてであります。今般、言われているとおり、都市と地方の地域間格差は広がり、県民所得は234万円で全国40位、有効求人倍率は0.67、景気回復の実感はまだまだ低く、医師不足・偏在、道路等社会インフラの整備は不十分、超少子高齢化の波、年金、福

祉、子育て、災害等への将来不安、政治・行政に対する不信・不満等、県民の間には漠然とした閉塞感が漂っているのではないかと感じております。私は、その閉塞感を県民の皆様の方で、県民と協働で打破し、県民の皆様が豊かに生活できる環境づくりを図ってまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 私は、何よりも県民の安全、暮らしを守る、生活権、生存権をしっかり守る立場に立脚をした行政を進めていただきたい、このことをまず希望するものでございます。

それでは、次に移ります。雇用の創出を図るとして、企業立地促進補助金の50億円という補助金増加が打ち出されました。しかし一方では、県の事務事業の見直し、人件費の削減などで、県職員は少数精鋭でやると、雇用の場を狭める方向も示され、これらは県民生活に直結するという面で、県民サービスの低下や労働強化が危惧されるころでもあります。この雇用の確保を図るという点で、企業誘致はその一方策です。補助金を積み増しして、県外からの誘致企業に頼るだけでなく、いかに地元、県内企業を支えて元気になってもらい、地元企業で雇いをふやすかに重きを置くことも大事だと思いますが、知事の見解を求めます。

○知事(東国原英夫君) 雇用の確保を図るためには、直接的な効果がある企業誘致を進めるとともに、地場企業の振興や新事業の創出を図ることも大変重要だと認識しております。このため県では、中小企業経営基盤強化対策事業などによる新商品・新技術の開発支援を初め、下請振興事業などによる取引拡大支援、産学官の共同研究の推進、県工業技術センター等による技術指導など、幅広い支援を実施してきたとこ

ろであります。また、今後は、地域資源を活用した事業展開を図る企業への支援や、自動車産業の振興にも取り組むなど、引き続き、地元企業の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今回の補正予算でも、20億円の企業立地の促進補助金が予算化をされております。この補助金は直接補助という形です。今、知事が示されました中小企業に対するさまざまな支援は、もう一つは、地元企業への低利の融資というのもあると思うんですけれども、そういう形で、非常に誘致企業とするとアンバランスといいますか、それこそ格差があるというふうに私は感じております。ですから、もっと中小企業対策の予算、ハードもソフトも含めてふやしていただく、ぜひ次期予算にこれを生かしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のとおり、私は、企業誘致、県外からの企業だけに特化し、あるいはそこに優遇を強化しようという考えはございません。もちろん、地場産業の保護あるいは育成も重要な視点かと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひその立場で、地元産業の活性化のためにも応分の予算をつけていただきたい、そのことを要求したいと思えます。

それでは次に、在日米軍再編成に伴う新田原航空自衛隊基地への米軍機訓練移転の問題、また、これにかかわる諸問題について質問いたします。沖縄の負担軽減を理由に、新田原基地で新たな日米共同演習が行われようとしております。この米軍機訓練移転に当たっては、地元新富町を初め周辺自治体から、さらなる騒音被害、事故や事件発生の懸念から訓練受け入れ反対の声が大きく広がりました。しかし、政府

は、住民の声を無視して閣議決定を行いました。そして4月16日に、福岡防衛施設局と新富町及び基地周辺自治体の2市3町の間で協定書が締結をされました。その際、知事が立会人を務められましたが、県として、知事として、米軍機訓練移転を容認されたということでしょうか。改めて今回の在日米軍再編問題について、また協定書の立会人の役割、責任をどのように認識して引き受けられたのか、その見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 県は、従来から地元の立場に立った対応をしてきたところであり、防衛施設局との協定についても、地元自治体から要請を受けて立ち会ったものでございます。地元では、まだ騒音や事故等についての不安が完全に払拭されてはいない状況にあると考えられますことから、立ち会い時には国に対して、協定書を遵守し万全の対策を講じるよう、改めて申し入れを行ったところであります。県としては、今後とも、地元自治体と十分連携をとりながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 協定書の中身をしっかりと守るように要求をされたということでもありますけれども、私はそれでは余りにも認識が不足をしていたのではないかとこのように思うところです。新富町では、協定書や覚書についての説明会というのが町内各地で開かれました。しかし、余りにも抽象的な協定書の内容に、「これでは住民の安全・安心は得られない」と、異議が続出したようです。特に激甚地区と言われる地域では、これまで騒音被害に悩まされながらも我慢をしてきたわけですが、もうこれ以上の我慢はできないというのは、私は当然な言い分だというふうに思います。また、予想される米

兵による事件や事故への不安を、地元住民の方々は払拭されずにいます。今回の協定書は、住民の合意が全くないままに結ばれました。協定書の内容を見ますと、「騒音対策については、騒音の実態調査を実施するなど措置する」とあるだけです。安全対策に至っては、「事件事故が発生しないよう、所要の連絡体制を整備する」というふうにあるだけなんです。知事は、この協定書の内容について、また、地元住民の方々の長年受けられてきた苦痛をどのように受けとめておられるか、お聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 協定書の内容につきましては私も読ませていただきましたが、解釈によってそれが抽象的であるかどうかということは、解釈観の問題だと思っております。この協定書には安全・安心を守るための十分な事項が明記されてあったと、私は考えております。これを、万全の対策を講じるように国に求めていくというのが県の姿勢だと考えております。住民の安全・安心に対する不安感、不信感というのは払拭されていないという事実はあると私は把握しておりますが、このことが解消されますように、今後とも、国に対して要望をしていきたいと考えております。

○前屋敷恵美委員 この協定書の中身といいますか、性格がとんでもないものであるということが明らかになりました。これは私どもの赤嶺政賢衆議院議員、沖縄出身ですが、この衆議院議員の報告なんですけれども、この協定書は、国内各地の基地を抱えるところで締結をされております。しかし、この協定書でやらないと書いていないからやれるのだという立場に立つのが向こう側の言い分なんだそうです。ですから、何でもありというような形でこの協定書が

なし崩しにされてきた経過というのが多々あるという報告がありました。私は、これでは協定書の意味合いをなさないというふうにも思うところです。ですから、やはり具体的な形での協定書でないとその効力は発揮しないというふうに私は思います。

それとあわせてですが、沖縄基地の負担軽減を図るという形で、新富町を初め、築城基地とか小松基地とか、もう既に訓練演習移転されております。築城は2回目が近々行われるということにもなっておりますけれども、この築城基地と小松基地などで既に行われたこの訓練期間中に、地元沖縄基地では、より一層、訓練の様子が激しかったということが今、報告されているんですね。だから、全く負担軽減につながっていないということも今明らかになったんですけど、この点は今、私お話ししたところですが、どのように受けとめられたのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 在日の米軍再編に関しましては、国家間の平和と安全保障の問題にかかわる問題だと考えております。これに関しましては、国において適切な対処をされたものと認識しております。具体的に築城基地とか小松基地の現状については、今のところ把握しておりませんので、コメントを差し控えさせていただきます。

○前屋敷恵美議員 私は、今報告もいたしましたこれまでの経過からかんがみて、今後、新富町におけるこの訓練の中身がどういうものになるか、はっきりわからないわけですね。やってみなければわからないでは、とても住民の皆さんの安全・安心を担保することはできないというふうに思うところです。ですから、私はこの際、協定書の締結を解消して、訓練受け入れを認めないという、そして、県民の、地元町民の

皆さんの安全・安心を守るという立場に、ぜひ知事に立っていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 協定書の締結というのは、地元自治体と国との同意をもって締結されたと認識しております。県といたしましては、その仲介という立場でございますので、そこには介入できないと思います。

○前屋敷恵美議員 私は、立会人という責任も感じてもらわなければならないというふうに思うんです。でも、地元の方々は、自分たちは認めただけではないと言っておられるんですね。町長さんの独断と言えと言えないこともないんですけれども、そういう形で今回の協定書は締結をされたというふうに思っております。この問題と別に、新田原で米軍の演習移転が行われる、その背景を私は今、宮崎県の皆さん方も考えなければならない、知事も考えていただきたいというふうに思うんです。なぜアメリカ軍が、これほどまでに日本で訓練をしなければならないのか。外国の基地をこれほど容認しているというのは、世界でも日本以外にはありません。しかも、その米軍基地の費用を、思いやり予算という形で国民の税金ですべて賄うということが行われ、そのことが、ひいては国民の暮らしの予算を削るということになっているわけですから、本当に私は許しがたいことだというふうにも思います。そして、この日本の基地で、また今後、新田原基地などで訓練をした米軍機がイラク戦争を初め、アメリカの新しい世界戦略に向けて飛び立つという、まさに出撃基地にもなるかというわけです。しかも今、日本は、憲法を変える、また自衛隊法も変えて、アメリカの世界戦略に加担をさせられようという状況に立ち至っています。ですから今、日本

の進路は大変な危機、岐路に立たされている。私は今、しっかり立ちどまって、このままでいいのかということを考えなければならないというふうに思っているところです。知事、この点についてはいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 何度も申し上げますとおり、日米安全保障条約あるいは地位協定に関しましては、国と米国との国家間の協定でございます。憲法改正等々も、あるいは自衛隊法の改正等々も、御議論にありますけれども、我々は国の改正、国の態度というものを監視あるいはチェックしていく立場でございますので、この国家間の安全保障条約については、国の適切な施策あるいは措置を期待したいというふうに思います。

○前屋敷恵美議員 しかし、住民の頭越しにすべてのものが決められて、そして、これはもう国家間のことだから我慢しなさいという形になってしまうわけですね。そういうことでは、県民の安心・安全、暮らしを守る長としての役割は果たせない。やはり、住民の立場にしっかりと立って行政を進めていく、国にもはっきり物を言っていく、こういう立場が必要じゃないかというふうに私は思います。今、さらなる問題が、自衛隊が国民の行動を監視していたということも問題に上がりまして、戦前に逆戻りじゃないかということをおられた方も多いかというふうに思います。こういうときです、もろもろの要素を含んで、この新田原で新たな日米共同演習が行われようとしているときですので、ぜひ私は知事に再考いただいて、この演習移転中止のために頑張っていただきたいというふうに思うところです。再度御見解を。

○知事（東国原英夫君） 自衛隊の国民監視につきましては、報道で知りましたが、内容を把

握しておりませんので、コメントは差し控えさせていただきます。そして、その自衛隊の共同演習についての反対を私にしてほしいということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）先ほども申し上げましたとおり、安全保障に関しては、国が適切に措置をしていると認識しております。

米軍再編の受け入れでございますが、自治体と国との協定が結ばれたということは、自治体の理解を得たというふうに把握しております。自治体の住民は反対しておるということでございましたが、それでは、議会や自治体が了解をしたということは、住民の方たちの反対を押し切ったというような御指摘がありました。果たしてそうなのか。反対者はいるかもしれませんが、賛成者もいた。その協定に調印をされたということは、自治体の過半数の賛成を、同意を得られたと私は認識しております。

○前屋敷恵美議員 これだけで時間をとるわけにはいかないんですけれども、新富町議会は反対の立場を今、表明しております。周辺の西都、それから宮崎市の議会もまだ反対の表明を続けている、こういう状況ですので、ぜひこういうことも認識していただいて、今後に当たっていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。今回、県の部署で発覚をいたしました「預け」、いわゆる裏金問題について質問をいたします。

年度末に余った予算を預けという手法で他に流用していた問題です。私的な流用はないということですが、だからといって許される問題ではありません。あくまでも公金、県民の税金ですから、正当な支出でなければなりません。今回を機に、なぜこうした預けという裏金が長年存在するようになったのか、その原因を

解明することが必要です。ほかにはないのか、徹底した調査と再発防止策が確立されなければならないと思います。今後、どのような分析のもとに、調査の徹底、再発防止策を打ち出されるのか伺いたいと思います。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 今回、不適正な事務処理が発生したことを受けまして、県では6月11日から全庁調査を開始したところであります。調査に当たりましては、取引業者等に協力をお願いするとともに、弁護士と公認会計士で構成します外部調査委員会にも指導等をいただくなど、公正性や客観性を高めていくことにしております。預け等が行われた経緯などについても、今後の調査の中で明らかにしてまいりたいと考えております。不適正な事務処理の背景には、予算を使い切ろうとする誤った認識や、公金の取り扱いに対する職員のコンプライアンス意識の希薄さなどがあつたのではないかと考えております。また、財務会計制度の運用や物品購入に係るチェック体制、さらには事務費に係る予算措置のあり方等についても、見直すべき課題がないか検討する必要があるというふうに考えております。こうした点を踏まえまして、今後の全庁調査の中で、実態の把握と原因の究明を行いまして、具体的な再発防止策について、外部調査委員会の御提言等もいただきながら検討したいと、このように考えております。以上であります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ徹底した調査、それからこれからの方向を見据えていただいて、県民に納得できるような形で結果を出していただきたいと思います。県民は、今回の裏金問題、本当に大きな関心を持っております。県民は今、厳しい暮らしの中で、無駄遣いはしないでほし

い、税金はまともに使ってほしいと願っているからであります。信頼される県政にするためにも、税金の使い方、透明性を図ることは喫緊の課題ですので、ぜひその方向を追求していただきますように、改めて知事の見解もお願いしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 裏金、いわゆる預けの問題については、私も非常に残念で、じくじたる思いをしております。私の県に対する「裏金はありませんか」という呼びかけに関して、自主的な通報はあったにせよ、その期間等も含めて、非常に公金に対する意識が薄いのではないかという認識はしております。しかしながら今回、本県におきまして預けという実態が表に出た、さらされたということは、非常に重要で、かつ価値のあることではないかと認識しております。この契機を宮崎県庁の改革の礎とし、これをもってすべてのうみを出し尽くし、県庁挙げての改革、そしてクリーン化に努めてまいりたいと考えております。具体的には、内部調査委員会、外部調査委員会を両輪で、両方の立場で駆使し、庁内の不正な事務処理等についての追加、あるいはそういったものがないかということを徹底的に調査・検証してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひこの際、公金取り扱いの基本的原則を徹底させていただき、この立場を貫いていただきたいというふうに思います。

それでは次は、国民健康保険税について質問させていただきます。

国民健康保険は、命や健康に直結をするまさに命綱の制度です。ところが今、国保税が高過ぎて、払いたくても払えないという世帯がふえております。こうした中で、滞納世帯から保険証を取り上げる、交付をしないという無慈悲な

ことが今行われております。県が、こうした命綱を断ち切るような国民健康保険証の取り上げを中止するよう各市町村を指導すること、また払える国保税にするためにも、県から市町村の国保会計に助成を行うことを求めたいと思っております。さらには、国に対して国保財政を立て直すためにも、38.5%に引き下げられた現在の国庫支出金を84年当時の45%に戻すよう国に要求することも、あわせて求めたいというふうに思います。知事の答弁をお願いします。

○知事（東国原英夫君） 国民健康保険は、相互扶助の精神で運営されており、被保険者間の公平を図る観点から、市町村においては、災害、病気、失業等の特別な事情がない1年以上の国保税滞納者には、被保険者証の返還を求め、これにかわる資格証明書を交付することとされております。しかしながら、市町村は、滞納者に対し、機械的に被保険者証の返還を求めるものではなく、事前に納税相談等を行い、滞納者の生計状況や納付状況等を十分に考慮した上で、適正に対応しているところであります。県といたしましては、今後とも国保事業の円滑な運用が図られるよう、市町村に対し適切な助言指導を行っていきたいと考えております。

また、県におきましては、これまでも財政調整交付金や保険基盤安定事業、さらには高額医療費共同事業等により、毎年100億円を超える多額の財政支援を市町村に対して行ってきたところでございます。このような状況の中で、県としましては、新たな公的負担を行うことは、県の財政状況等から判断して非常に厳しいものがあると考えます。一方、国に対しましては、九州地方知事会等を通じ、国による公費負担への確実な財源措置を講ずるよう要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、保険証がない世帯は、病気になってもすぐには病院にかかれない深刻な事態になっているんですね。保険証がないということは、医療費は全額窓口自己負担です。今、暮らしが大変な中で、その保険税さえ納められない、食べれば納められない、そういう状況なんですね。納めようと思えば食わずに納めなければならないという事態になっているわけです。お金の工面ができずに、医療機関にかかるのを我慢して病状が悪化する。そして今、全国的には、受診を控えたことで命を落とす、こういう本当に悲惨な状況が起きております。保険税を払えない人からの保険証の取り上げは、命の格差まで生むという状況になっているわけです。ですから、人道的にも保険証の取り上げというのは許されない。そして、払えるのに払えないという状況じゃないんですね。ですから今、知事もお話しになられましたけれども、本当に一人一人の対応を丁寧に適切に行っていただく。しかし、それが果たして十分だったかということ、そうじゃないというふうに思うんです。ですから、この保険証の取り上げというのは国が決めて、各市町村にそれを徹底するように、また県にもそのことが言われてきているというふうに思いますので、ストレートにそういうことをさせない、そういう役割が地方自治体にある。私は、相互扶助は確かにそうですけれども、この国民健康保険は社会保障の一環だというふうに思っております。そういった意味では、本当に命と健康を守るための命綱ですから、この保険証の取り上げを機械的にすることは絶対にないように、改めて市町村への指導を行っていただきたいというふうに思います。

それから、特に私がこの保険証の取り上げを

直ちにやめてほしいと思いますのは、ひとり親家庭とか乳幼児を抱えた世帯、特に子供さんを抱えた世帯で、子供が病気になって病院に連れていけない、この親のつらさ、私はそれを思うと本当に胸が痛みます。子供には何の責任もないわけですから、子供はどのような家庭環境で生まれようとも、また子育てがされようとも、子供たちは国と自治体とで最終的には責任を持って育てなければならない、こういうことだというふうに思うんです。そして、厚生労働省が一昨年、05年の5月に通達を出しております。乳幼児医療費助成を受けている世帯は、資格証明書交付から除外することを検討するというようなですね。ですから、厚生労働省も、子供たちの健康を守ろうという立場ですから、とりわけ、乳幼児を抱える世帯からの保険証取り上げは直ちに中止することを即市町村に指導を徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申し上げましたとおり、重複するかと存じますが、市町村は、滞納者に対して、機械的に被保険者証の返還を求めるのではなく、事前に納税相談等を行い、滞納者の生計状況や納付状況を十分に考慮した上で、適正に対応しているということを伺っております。また、県としましても、御指摘のように、適切に対応するように、今後とも助言指導してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひその立場を徹底して聞いていただいて、私が今申し上げましたように、とりわけ子供さんたちにそういう影響が及ばないように、ぜひ県の責任でも取り計らっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

時間がなくなりましたので、次に行きたいと

思います。

次は、乳幼児医療費助成の拡充について質問をいたします。

現在、3歳未満児までに医療費の助成が行われております。窓口で350円のレセプト料を払わなければなりませんけれども、この医療費無料化は、子育て世帯にとって何よりの支援となっております。今、少子化対策が重要な課題に位置づけられております。ですから、この対象年齢を大幅に引き上げることはより求められていると思いますし、私はせめて小学校を卒業するまではこの助成が必要だと思っています。知事がマニフェストに示されておりますように、3歳以降の医療費助成の拡充を図るということも公約に掲げられました。ですから、ぜひその実践を早目に行っていただきたい。今、子育て真っ最中の世帯は、この知事のマニフェストに大きな期待を寄せております。私も各所でその声を聞きますので、ぜひこの立場を貫いて実現を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 乳幼児期の医療費を助成することは、子育て中の家庭にとりまして大変有意義な支援になると考えております。このため、一昨年10月に、入院の助成対象年齢を3歳未満から小学校入学前まで引き上げているところでございます。お尋ねの入院外の対象年齢の拡大につきましては、県や市町村の財政状況も厳しいことから、今後検討してまいりたいと考えております。なお、安心して子供を産み、育てられる社会づくりは、国を挙げて推進することが重要でありますので、乳幼児医療費助成制度の創設等について、引き続き国に対しても要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 子供たちや、また子育て世

代をより一層支援するという点でも、この助成の拡充、早急に図っていただきたいということ、私は重ねて強く要求するものでございます。よろしく願いいたします。

次は、障害者自立支援法施行に伴って、障がい者の負担軽減策について質問をいたします。

昨年4月から施行された障害者自立支援法によりまして、福祉サービスなどに原則1割の応益負担が導入されまして、障がい者が重い人にとっては、今、大変な状況になっております。負担に耐えられない障がい者はサービスをやめるしかないという状況にあります。こういう中で国も、全国のそういう苦痛の声を受けとめて、一定助成も行おうかということになっておりますけれども、私はぜひ、運営が困難になっている施設やまた小規模作業所、また利用料の負担がふえてくる、こうした障がいを抱える方々の県独自の支援を、国の施策とあわせて進めていただきたいということ、まず最初をお願いをしたいと思います。その点では福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障がい者の自己負担分につきましては、国のほうでも、障がい者世帯の所得に応じて、かなりきめ細かな減免措置が講じられております。しかも今回、国のほうでは特別対策として、さらにその上に減免措置をとっております。県としては、これらの対策によりまして、相当程度の負担軽減が図られたものと考えております。今後は、県としてやるべきことは、例えば障がい者の地域生活に必要な住居の確保とか、就労支援を含む所得対策、こういったことをやってまいりたいと思っております。以上です。

○前屋敷恵美議員 私は、この自立支援法が成立をしました後、授産施設に通いながら社会と

かかわって自立をと頑張っておられる障がい者の方のお話を聞きました。「自己負担が月に2万4,600円にもなって、障害年金と親の仕送りから差し引くと生活保護以下になってしまう。これでは人間という意識や尊厳が持てなくなる。お父さん、お母さん、生まれてきてごめんなさいと思ってしまう」と、こう言われたんですね。私は、本当に胸の詰まる思いで聞きました。まさに、自立支援でなくて、社会参加、自立を阻害する法律だというふうに思います。ですから、その是正、これから求めていきたいというふうに思いますけれども。

国が今度の補正予算でも上げられておりますが、障害者自立支援対策臨時特例基金事業というのが5億2,000万円ほど計上されております。サービス事業所や小規模作業所などへの支援が講じられるというもののようですけれども、どういう中身になっているのか、お答えいただきたいと思います。通所や在宅、入所にかかわる1割負担の軽減についてはどうなるのか。入所についてはこれまで助成がありませんでしたが、対象にすべきだというふうにも思うところですので、ぜひあわせてお答えいただきたいと思います。福祉保健部長お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障害者自立支援対策臨時特例基金でございますが、概要を申し上げますと、具体的な事業としましては、大きく3つに分類されます。1つ目が、新しいサービス体系に直ちに移行できない小規模作業所等に対して、移行するまでの間、運営費を助成するというものであります。それから、2つ目は、障がい者の地域での自立した生活を支援するために、県民の障がい者に対する理解促進とか障がい者の就労支援、障がい児を育てる地域の支援体制の整備などを行うものであります。

3つ目が、制度変更によりまして、収入減となりました施設に対する激変緩和措置として、制度導入前の報酬額の9割までを保障する、こういった対策をとっております。

障がい児世帯についての対策であります。今回の特別対策におきまして、収入のある程度ある障がい児を抱える世帯につきましても、施設入所の場合を含めて、負担の軽減策が講じられているところであります。

○前屋敷恵美議員 確かに必要な助成であります。しかし、2年間の時限立法というふう聞いておりますので、それから先の課題もまた出てくるかというふうにも思っております。いずれにしても、障がいを抱える皆さん方が、一定の支援のもとに健常者の皆さんと一緒に暮らせるという体制をどうつくるかというところですので、県としての支援も十分に行っていただくよう、お願いをいたします。

また、もう一つ別の問題として、障がい認定に当たっての程度区分の問題があります。国は、現在の施設入所22万人を16万人に減らす計画を打ち出しました。今、県の指導のもとに各市町村がその計画を具体化しようとしております。私がお聞きしましたある施設の施設長さんは、市から5名は退所させるように言われたという話もされました。また、別の施設では、400名の入所者のうち100名は退所になるという話が飛び交うなど、入所されている御本人や家族に今、不安が広がっております。新たな認定基準のもとで、施設退所を余儀なくされる方々が出るという事態が今、予想をされているところです。この新たな認定判断の基準というのが、そのベースが介護保険に置かれているという点が問題でして、特に知的障がいを抱える方々の認定が軽くなってしまうという問題があります。

ですから、機械的な判断でなくて、一人一人の実態に合わせた認定にすることなどが非常に重要になってきておりますが、その点ではどうでしょうか。部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障害程度区分の認定につきましては、まず専門調査員が障がい者の方の自宅を訪問しまして、御本人や保護者等の同席のもとに、おっしゃるように、介護保険の調査項目に障がい者特有の調査項目を加えた106項目にわたる調査を行い、あと、介護を行う家族の状況、日中の活動状況等について詳細な調査を行うことになっております。この調査結果をもとに、コンピューターによる一次判定が行われますが、その後さらに、福祉保健等の有識者で構成する市町村の審査会において二次判定が行われることになっております。二次判定の中では、一次判定の結果に加えて、医師の医学的所見や障がいの特性を加味して総合的な判定が行われており、利用者の実態に即した障害程度区分の認定が行われていると認識しております。

○前屋敷恵美議員 今、ノーマライゼーションが言われる中で、障がいを抱えた方々で可能な方は、人としての尊厳が尊重されながら、地域や家庭とともに暮らす、これは当然のことです。そのために、グループホーム、ショートステイなどの充実は欠かせませんが、しかし、そのことが脱施設を進めるものであってはならないというふうに私は思います。そこが非常に大事なことだと思います。本当に入所が必要な人の入所が保障される、それが公の役割ですから、ぜひこのことを追求していただきたい、そういうふうに思います。施設を判定によって出なければならない、そういう方々がグループホームなどでも暮らすことができない。当然、家

庭で受け入れなければならない。そうなりますと、フルタイムで仕事ができない状況になる。そして、当然収入が少なくなってくるわけですから、大変な事態になるわけですね。ですから、そういうもろもろの問題もかんがみて、一人一人の実情、家庭的な問題も含めて、それに見合った対処ができるように、国の支援、それから県の支援もあわせながら、その認定基準の問題も含めて、知事の御見解をいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のとおりではございますが、県としても、支援助成となりますと、やはり予算づけが必須の問題になってまいりますので、その点は、非常に財政状況も厳しい上、適切な対応というのはできかねる部分もございます。今後、対応としましては、社会的な弱者が出ないような行政の体質というのは構築していかなければいけないと考えております。

○前屋敷恵美議員 では、次に参ります。時間がなくなりました。

青年雇用の対策について、今、若者の雇用の実態が、非正規雇用の拡大や低賃金、残業代の未払い、長時間労働の蔓延、働いてもまともな生活ができないということで、経済的にも自立できないという状況が広がっております。ぜひ若者のこうした雇用の実態、生活の実態を調査していただいて、こうした青年がこの社会に希望が持てるような、安心して働ける、暮らせる賃金が確保できるような、こういう状況をつくっていくために、県としての役割は非常に重要だというふうに私は思います。働かされ方の問題、労働者としての権利がどういうものがあるのかさえも知らない。雇いどめになってしまうようなことがあったり、一方的な解雇に涙を

のむような事態もあります。ですから、そういった意味では、若者の雇用相談窓口を開設するとか、労働条件の問題などもしっかり若者が認識できるような資料、パンフレットなどをつくって若者を元気づけていくとか、そういう具体的な施策も進めていただきたいと思いますけれども、商工観光労働部長、よろしくお願いたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 若い人の雇用対策ということでありまして、現在、カーリーノの8階に置いております「ヤングJOBサポートみやぎき」におきまして、いろんな方に来ていただいて、気軽にじっくりと話を聞きながら、自分に合った仕事がないかとかそういうものを、そして、あればそこを紹介していく、そういった場を持っておりますので、そういうところで対応してまいりたいというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そういった青年に寄り添った形でその実態を受けとめながら、雇用の拡大も含めて進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、生活道路の改修についてお尋ねをいたします。

長期にわたって懸案事項となっております県道改修なんですけれども、宮崎市下原地区の木花小学校に通う子供たちの通学路でもある県道の久保木崎線、路側帯に余裕がなくて、地元の皆さん方が、子供たちの安全を守るためにも歩道を設置してほしいということを、平成3年ぐらいから毎年ずっと要望を上げてこられたけれども、全くナシのつぶてで対応がなされないということが言われてまいりました。私は、こういう生活道路の対応は10年も15年も待つのではなくて、ぜひ対応していただきたいと思います

というふうに思います。県土整備部長、よろしくお願いたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 歩道の整備につきましては、安全で安心な道路空間を確保するとともに、高齢者や通学児童など、いわゆる交通弱者対策からも重要な課題であるというふうに認識しております。そのため、歩行者や交通量の多い通学路を中心としまして、緊急性でございますとか、地元からの要望などを総合的に判断して、現在整備を進めているところでございます。御質問にありました熊野地区の歩道整備でございますけれども、県全体にさまざまな要望がございまして、その全体の状況などを勘案しながら検討させていただきたいと存じます。

○前屋敷恵美議員 私が今回質問に取り上げましたのは——確かに地域の生活道路の改修は、計画的にも優先順位があるというのは認識しております。しかし、10年も15年も放置されるということは、もうあきらめなさいと言っているようなものだというふうに思うんです。私は、こういう状況が県内に蔓延しているのではないかというふうに思うわけです。これでは自治体としての役割は果たせないというふうに思います。しかも、暮らしに身近な公共事業というのは、地元企業の仕事をつやし、地域の活性化にもつながることです。ましてや、安心して暮らせる生活環境を整えることは自治体の任務ですし、改めてこの対応を図っていただきたいと思いますというふうに思います。そして、近々できないものであれば、その理由や見通しぐらいは地元の説明をする、そういう誠意があっているのではないかというふうに私は思います。今後ぜひ、こうした生活道路の改修の位置づけを県としても強めていただきたいと思いますというふうに、私は切に要

望するものです。知事の御見解を賜ります。

○知事(東国原英夫君) 歩道の整備というのは、交通安全対策上の一環として重要な問題だと認識しております。現在、歩道の整備が必要な区間としましては、県内に200キロあると伺っております。整備の推進につきましては、交通量の状況、通学路としての指定、人身事故の発生状況等を総合的に勘案して優先順位を決定して、必要性、緊急性の高い順に整備してまいりたいと考えております。御指摘のあった、どれぐらいの期間を置いてこれを整備するのかという進・状況、あるいは将来展望等を説明してほしいということがありました。その辺も含めて、今後、検討の課題とさせていただきます。以上です。

○前屋敷恵美議員 時間が参りましたね。今の生活道路の改修の問題も含めて、県政は総合的に進めていかなければならないという点では、確かに厳しい状況があるというふうには思いません。しかし、何より県民の日常の暮らしの安心・安全が総合的に確保されなければならない、そういうふうには思います。ですから、私は、県民の暮らしに心を寄せた丁寧な行政を進めていただきたい、このことを最後に要求いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開いたします。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、17番函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) それでは、児湯郡選出、愛みやざき二番手の函師博規が、先般通告しておりました通告順に従いまして一般質問を始めさせていただきます。感無量でございます。

去る県議選におきましては、選挙区内で一番小さな町からの立候補でした。非常に不利な状況であったにもかかわらず、すばらしい成績をいただきました。きょう、たくさん傍聴の方に駆けつけていただいています。まだ今、御入場中の方もいらっしゃいます。これらの方々に支えられ、選挙戦を乗り切ることができました。若い力もたくさんいただきました。美しい力もたくさんいただきました。そして、勉強会を重ねてきた宮崎維新塾の皆さんからもたくさん力をいただきました。この場をかりてお礼を言わせていただきます。どうもありがとうございました。

私は、この選挙戦に臨む前にたくさんの方々からの声を聞き、そして医療・福祉の現場の情報を、そして現状をしっかりと見据えて選挙戦を戦ってまいりました。高校は高鍋高校を出たんですが、その後、東北福祉大という福祉の専門大学に進みました。宮城県の仙台市です。きょうくしくも、前宮城県の知事であられました浅野さんが、私の応援のために駆けつけていただいた——ようではないんですが、傍聴に来られております。浅野さんにもしっかりと宮崎県の現状を知ってもらうためにも、立派な一般質問にしたいと思っております。

余談ですが、私は東北福祉大出身ということで、大学は非常に野球も強いんですね、御存じの方も多いかと思いますが。今行われております大学野球の日本選手権、我が大学も出場して

おります。うまくいきますと準決勝あたりで早稲田大学と対決するのではと思われます。勝たせていただきます。阪神タイガースの金本選手や矢野選手は同期になります。鉄人で有名な金本選手、大学ときは隣のクラスでした。非常に仲よく——なろうと思ったんですが、野球部、学校にほとんど来ませんので、話したこともありません。

その後、宮崎の古賀総合病院というところで医療ソーシャルワーカーとして勤務しました。高齢者や障がい者の社会復帰、職場復帰をお手伝いする仕事です。その中で、同じ高齢者や障がい者の方でも、住む自治体によって受けられるサービスに大きな格差があるんです。この格差に私は愕然としまして、せめて我が町、自分が住む木城町は何とかしたいという一心で、福祉を変えるなら政治も変えないかん。そして町議を2期経験させていただき、ここに今立たせていただいております。「福祉の壁は政治にある」、これが私のキャッチフレーズです。何としてでも政治をよくし、そして、本当に光を当てなくちゃいけない弱い立場の方々のために、しっかりとした政策の立案をしていきたいと思っております。知事を初め先輩議員の皆様、そして執行部の皆様と、この一般質問の場が単なる質問の投げかけだけに終わるのではなくて、政策提言の場となりますように大いに議論をしていきたいと思っております。どうぞ今後とも御指導よろしく申し上げます。

一般質問に入らせていただきます。まず1つ目は、知事の政治姿勢であります。

知事には、今後とも宮崎県のリーダーとして大いに宮崎を動かしていただく、そして、その宮崎を動かすというときには、国の動向をもちゃんと見据えた上で、その指標を立てていた

だく必要があります。先日も知事の答弁の中で、「私は、国の動向を見据え、国を動かす気概を持って宮崎県政運営に当たる」という旨の発言がありました。すばらしい。宮崎県発という、宮崎県から発信するというその気概、私も大いにエールを送りたい。ともに頑張りたいと思います。

その中で、今後の国の動向を見据える一つの材料として、国民投票法というものがあります。先月の18日に国会を通過いたしました、この憲法改正の手続を定めた国民投票法、この法律で投票できる年齢は「18歳以上の国民」となっておりますが、この18歳という年齢は、選挙権年齢及び成人年齢規定が18歳に引き下げられないと、この国民投票法の年齢も18歳という形でスタートはしません。つまり、何が言いたいかと申しますと、この国民投票法が今後随時動いていくことにより、我々も含む選挙の全容、あらゆる選挙の全容が大きく変わろうとしているのも事実であります。知事の選挙の際には、未成人の方からもたくさんのお応援を受けておったのが、今しっかり目に焼きついております。先日も、何と滋賀県の高校生が——修学旅行の一環なんですかね——県庁の前に大きな横断幕を持って知事が出てこられるのを待っていたら、それぐらい知事は、若い方からも大変人気がある。今後の選挙の動向にも大きく影響してくるであろうこの国民投票法を、知事はどのように受けとめられているのか、その所見をまずお聞きしたいと思っております。

次に、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」について、これも知事にお伺いいたします。

今回は歳入歳出総額に984億円余りを追加し、

対前年度比2.6%減で、6年連続のマイナスとなっております。知事選挙の関係で骨格予算でスタートした本年度の予算であります。ようやく肉づけができました。しかし、厳しい財政状況には変わりはありません。ただ、県民の注目は、知事がマニフェストを掲げられ臨まれた選挙、その後の予算、そして補正予算、肉づけがされたところで、マニフェストがいかにかその予算に反映されたかに非常に高い関心が寄せられております。そこで、補正予算の編成に当たり、知事が意図したところがこの肉付け予算にどこまで反映されたと思われるのか、そのあたりの所見をお伺いいたします。

続きまして、不適切な事務処理についてであります。

今回の裏金問題が発覚して現在に至るまで、知事の報告によりますと——この裏金の問題もあらゆる角度から質問がされております。私がとらえる問題点と申しますのは、Aという物品を購入するために業者にお金を預ける。ところが、年度がかわると、そのAという物品ではない、別のBという物品がその事業所に購入されておる。この品物がかわるというところも問題なんです。私が問題にしたいのは、そのBという物品が、果たして、ちゃんとその部署に現在もBという物品のまま残っているのか。小さいものから言えば消耗品もあるかもしれません。中には高価なものもあるかもしれません。そのBという物品はちゃんと今も部署に残っているという裏づけをとられた上で、知事が報告された「今回の裏金の件については私的流用はなかったんですよ」という発言に至られたのかどうか。どこまでの調査をされて、私的流用がなかったという発言に至られたのかをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、高齢者保健福祉計画に関する事項であります。

この高齢者問題につきましては、宮崎県の高齢化率、高年齢化というのは全国よりも5年速いスピードで進行しております。それでは、全国よりも5年速い高齢化率に伴う介護従事者の確保が、全国よりも5年速いスピードで進んでいるのかと申しますと、実際、県内の介護福祉士を養成する専門学校では、定員を満たしている専門学校は一つもない。もっと言うならば、半分にも満たない専門学校がほとんどなんです。それをもって、これからの宮崎県の高齢者介護は、十分介護ニーズを満たすだけの従事者がいますよと言えますか。これは宮崎県だけの問題ではないんです。全国的にどこの都道府県でも介護従事者の数は不足している。国は介護力、そして看護力までも海外から輸入する政策を今とらえておられます。もう始まっています。海外の方々が日本の高齢者を介護する。それは私は、本来あるべき姿かどうか疑問に思っております。グローバル化の名のもとに、国は、宮崎県を初めとする、このような高齢化率が高いところの福祉のあり方を空洞化させているのではないかと。

フリーターやニートはどんどん増加しています。この方々がなぜ福祉に興味を持っていないのか。持って、そして仕事について長く続けることができないのか。若い介護従事者の方は、3年以内に7割が離職されるというアンケート調査も見たことがあります。介護の現場は、当事者のみならず、介護する従事者も非常に厳しい状況に立たされています。

そして、さらにその国民の不安をあおる問題が起きました。社会保険庁の宙に浮いた年金の問題もしかりです。そして、日のように問題と

なっておりますコムスン問題です。宮崎県におきましても、コムスンの事業所は、ことしの5月、西都、日南を初めとする6事業所が閉鎖・統合されました。残っているのは8事業所、このうちの5事業所が2011年度までに順次指定打ち切りとなります。これにより、県内での利用者は716名、そのうちの671名が路頭に迷う可能性が出ています。もちろんコムスン側も、次の事業所への引き継ぎ計画を今策定しているとも聞きますが、この事態に対して、県はどのように対応されるお考えであるのか、お聞きしたいと思います。

次に、障がい者の安心プランについてでございます。

先ほどの前屋敷議員にお株を奪われてしまったところもあるんですが、ことしの2月定例議会におきまして、「障害者自立支援対策臨時特例基金」というものが成立いたしております。この基金運用は、障がい者の職場実習を受け入れる企業に対するバリアフリー化のための設備費用助成を目的の一つにしています。つまり、障がい者が一般企業に行く場合の、スロープをつけたり、手すりをつけたり、トイレを障がい者用のものにしたたり、バリアフリー化するための助成が目的の一つに含まれております。私がお聞きしたいのは、既存の企業や施設のバリアフリー化にとどまらず、障がい者の雇用促進のためにも、今後、新たに就労支援や就労継続事業に取り組む事業所が準備されているとするならば、その事業所に対しても、積極的にこの基金運用をすべきではないかと考えております。このあたりのお考えを福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

続きまして、高鍋町^{だけく}竹鳩橋周辺の道路改良について、県土整備部長にお伺いするものであり

ます。

この竹鳩橋周辺は、御存じの方も多いかと思いますが、高鍋町、川南町、木城町の郊外に隣接しており、病院及び学校等の公共施設や農畜産業を初めとする地域産業及び地域交流のために重要なエリアであります。また近年では、東九州自動車道建設に伴うインターチェンジの設置も決まり、また東児湯消防署の新設移転により、その重要度は高まっております。しかし、この竹鳩橋というのは、昭和32年に潜水橋として架設され、幅員も2.9メートルと非常に狭く、たびたび転落事故が発生するなど、車両及び通学児童を含む歩行者の通行が非常に危険な状況にあります。そして、きょうのような雨、もっと激しい雨が2～3日でも続けば、それが洪水となり橋が通れない。そうなりますと周辺の橋を利用するんですが、片道5キロも・回しなければならないというような状況もあり、この周辺が整備されれば緊急車両等の通行もスムーズとなり、周辺住民の生命・財産を守るには大きく寄与する重要な地域の基点となっております。さらに、この竹鳩橋周辺の整備につきましては、昨年、高鍋町、木城町、川南町3町により竹鳩橋等整備期成同盟会も発足しております。官民一体となった整備要望活動も再開され、今後、関係機関及び地域住民の悲願でもあるこの橋の整備のために、3町が中心となって大いに動きが出てくると思われまます。このあたりの整備につきまして、県の御見解をお伺いするものであります。

次に、交通違反の取り締まり状況についてを、警察本部長にお尋ねいたします。

交通事故の数自体は、5年前、10年前からすると非常に少なくはなっております。しかし、先日も報道されておりました、飲酒運転の

上、幼い兄弟3人を水死させたという大きな事故、元福岡市職員の事故ですが、このようなドライバーのマナーが制御できないがゆえに、幾ら警察の方が取り締まりを強化しても事故というものは防げないところもあります。ここでは、平成18年中の交通取り締まり件数の実情をお聞かせいただくとともに、昨年導入されました駐車監視員制度による駐車監視員の違反確認状況についてお伺いします。警察業務の効率化を図りながら、犯罪捜査などの本来の業務を強化する目的で、この駐車監視員制度が導入されておりますが、宮崎県におきましては、宮崎市を中心に実施されております。その監視員制度により駐車違反確認標章取りつけ件数の実情や、その成果等についてお伺いするものであります。

以上、項目が多うございますが、御答弁を聞かせていただき、後は質問席にて一問一答方式で質問を続けさせていただきます。よろしくお願ひします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国民投票法についてであります。このたび可決成立した国民投票法において、投票権が18歳以上とされていることから、公職選挙法など年齢条項のある法律の改正の必要性について、内閣において検討が行われていると聞いております。私は、選挙は民主主義の基盤であり、選挙を通して若者が政治を身近なものとしてとらえ、関心を持つことは、大変望ましいことだと考えております。そもそも有権者の投票行動については、国民あるいは県民の一人一人の価値観や社会情勢、政治情勢などいろいろな要因が複雑に絡み合っただけであらわれると理解しておりますので、なかなか予測しがたいものと考えてお

りますが、一方、候補者の選挙活動については、若い世代を意識したものとなる可能性もあるのではないかと考えております。

続きまして、平成19年度予算案についてであります。今回の補正予算案は、私にとりまして実質的に初めての予算編成でありましたが、本県の厳しい財政状況を十分踏まえつつ、私のマニフェストの具体化のための政策的事業や新規事業を盛り込んだ、いわゆる肉付け予算として編成したところであります。地方財政対策等の結果、本県の収支不足額が拡大し、財源の捻出には大変苦勞いたしました。徹底した事務事業の見直しや歳入確保等により、災害時安心基金の創設や企業立地促進補助金の最高限度額の引き上げ、医師確保対策強化、二地域居住や移住の促進等、現時点で私の考えを事業化できるもの、あるいは早急に取り組まなければならないものは、可能な限り盛り込んだところであります。積極的かつ緊縮型予算であると考えております。今後も、財政改革を着実に実施しながら、マニフェストのさらなる具体化に向け、努力してまいりたいと考えております。

続きまして、不適正な事務処理についてであります。私的流用がないという根拠についてであります。先日公表した不適正な事務処理について、自主申告の段階ではありますが、各所属からの申告だけでなく、当該所属が属する部局の道路整備課等の職員が現地に出向き、取引事業者にも面談の上、預けの現在残高や主な用途などについて確認を行っております。その際には、実際に購入した物品等について、現物の所在確認なども可能な限り実施したところでありますが、現在のところ、各部局、取引事業者いずれからも私的流用の事実は確認されていないところであります。今後、全庁調査を進めてまいり

※ 180ページに訂正発言あり

ますので、その中で、使途の洗い出しや現物の確認なども改めて実施し、私的流用の有無について明らかにしてまいりたいと考えております。

続きまして、コムスン問題に対する県の対応についてであります。株式会社コムスンでは、今後の事業継続が困難になったことから、国の指導を受けながら、他の事業者への事業譲渡について検討されているようであります。このような状況の中、県といたしましては、介護サービスを利用されている方が不安を抱くことのないよう、市町村と連携して、利用者からの相談等に対し、適切に対応してまいりたいと考えておる次第でございます。また、コムスンに対しましては、利用者の要望に応じ、誠実かつ適切にサービスを提供するとともに、円滑な事業の移行を図るよう指導したところでございます。今後とも、利用者のサービス利用に支障が生じないよう、市町村や関係団体とも十分連携を図りながら、介護サービスの確保に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えいたします。

就労移行支援事業者に対する支援についてありますが、現在、16カ所指定しております就労移行支援事業者につきましては、今後も障がい者のニーズに対応できるよう、その十分な数を確保していくとともに、支援事業者が効果的・実質的に事業を行えるように、お話にありました障害者自立支援対策臨時特例基金を活用いたしまして、職場実習を受け入れる企業のバリアフリー化への助成、あるいは就労支援ネットワークの構築などに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 答え

いたします。

竹嶋橋の整備についてであります。竹嶋橋につきましては、地元高鍋町等から、通学路としての利用や交通量の増加等を理由に、橋梁整備の要望を受けているところであります。しかし、県としましては、東九州自動車道高鍋インターチェンジ周辺の道路網の整備として、県道石河内高城高鍋線の小丸大橋を平成15年7月に、また、県道高鍋美々津線の鬼ヶ久保工区を平成19年2月に完成供用し、さらに現在、高鍋インター線の整備に取り組んでいるところであります。したがって、町道川田竹嶋線につきましては、生活道路としての重要性は認識しておりますが、竹嶋橋を県が整備することにつきましては困難な状況にあります。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（吉田尚正君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、平成18年中の交通違反取り締まり件数であります。昨年1年間で10万6,129件の取り締まり件数となっております。主な内訳は、速度違反2万3,717件、一時不停止1万4,251件、信号無視8,043件、駐車違反1,666件、飲酒運転996件、無免許運転447件となっております。

次に、駐車監視員によります確認標章の取り付け件数、その成果などについてであります。昨年の6月1日から駐車監視員制度が導入されて1年が経過をいたしました。この1年間の確認標章の取り付け総件数は4,682件、のうち駐車監視員によりますものが2,175件でございます。全体の約46.5%を占めております。駐車監視員と違反者とのトラブルは発生をいたしておりません。この駐車監視員制度の導入によりまして、デパート前交差点を中心に東西約1.4キロメートルの区間で瞬間放置駐車台数を調査

いたしましたところ、制度導入前の2日間で平均18台であったものが、導入1年後には平均5台ということでございまして、約72%の減少であります。交通の安全と円滑に寄与しているものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○凶師博規議員 それでは、知事にお伺いいたします。国民投票法についての知事の御見解はよく理解できたところであります。若年層といえますか、未成人の方々にも、今後また新たな取り組みも必要になってくるものと、私も思っております。

それで、国民投票法についてなんですが、この国民投票法と申しますのは、前置きがあります。憲法改正とその改正手続を定めて、この国民投票法が動き出すわけなんですが、つまり、憲法改正の論議について少しお伺いしたい。ちなみに前の知事は、この憲法改正については、「現憲法は既に還暦を迎えている」、そのような表現を使われ、暗に改憲の意をあらわされたときがありました。東国原知事、ここは、現憲法を知事がどのようにとらえておられるのか。もう一つ突っ込んで、ずばり、知事は改憲派なのか護憲派なのか、判断材料はたくさんあるかと思いますが、今の知事の御見解をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） お答えする前に、先ほどの私の答弁の中で間違いがあったことをお知らせいたします。「道路整備課等」と申し上げましたが、正確には「連絡調整課等」、つまり各部局の主管課の間違いでございまして、訂正させていただきます。

それでは、お答えさせていただきます。

憲法は、国の基本を定める極めて重要なものあります。今後はこれを機に、我が国の発展や

国民の生命・財産を守ること等の観点から、どのように憲法に向き合うか、憲法はどうあるべきかということ国民一人一人が考え、十分に議論していくことが肝要であるかと考えております。御指摘のとおり60年になります。還暦を迎えます。60年の中で、先進国で改正されなかったのは我が国だけだと認識しております。このようなことから、重複しますが、憲法に関しては、特に第9条に関しては十分な議論がなされなければいけないということで、改憲派、護憲派で言うなら、私は論憲派ということになります。

○凶師博規議員 かわされたと申しましょうか……。ただ、知事が憲法に対し理解されている内容は、非常に共感するところもあります。やはり十分な論議なしに安易な答えを導き出すのは、私も間違いだと思っております。

それでは続きまして、不適切な事務処理についてお伺いいたします。知事より、徹底的な調査を全庁挙げて行う旨の答弁をいただきました。大切なのは、再発防止のシステムを構築するとともに、県民にいかに納得いく形で責任の所在を明確にするかということになってくると思います。この責任のとり方、例えば私的流用が全くなかったという調査結果が出たにしても、県民の県政に対する信頼を大きく失墜させたということには間違いのないわけであり、何らかの形で県民に謝罪の意を伝える必要があると私は考えます。知事の御見解をお伺いします。

ちなみに、長崎県の裏金の発覚後の対応については、もう御承知かと思いますが、調査委員会とは別に、物品調達問題処分等検討委員会というものを設置し、不適切処理資金の返還と特別職並びに職員の処分を明確に示しております。もっと言うならば、不適切処理資金の返還

については、県に採用されて10年以上の職員にはすべて返還金を課し、役職員にはさらに上乘せでの負担を課しております。そして、外部調査委員会及び処分等検討委員会に要した費用も返還金に包含され、案分の対象となっております。裏金のつくり方や、またその金額の大小に違いはあれども、不適切な公金使用と県民の県政不信を招いた責任は、はっきりとした態度で示す必要があると考えます。知事の所見をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） お答えいたします。

県民からお預かりした公金に関してこのような不適正な事務処理が発覚したことは、重大なことと認識しており、職員の責任については、今後の主要な検討項目の一つとしております。具体的には、全容の解明や原因の究明を行った上で、外部調査委員会の意見や他県の事例なども参考として検討してまいりたいと考えております。お示しのあった長崎県の事例でございますが、これは預けのトータル金額が4億円を超えています。返還金につきましては約2億円と伺っております。

職員の処分についてであります。現在進めております全庁調査においては、不適正な事務処理への職員の関与の状況や私的流用の有無についても、詳細に調査することといたしております。その中で、仮に私的流用が明確になった場合には、担当職員に対しても厳正な処分が必要であると思っております。その他関係した職員への対応につきましては、長崎県でもそうでありますように、実態を十分把握した上で、外部調査委員会の御意見等も踏まえながら、厳正なる検討をしていきたいと考えております。

○凶師博規議員 具体的な答弁をいただいております。さらに突っ込んで、返還

金については、私的流用があった場合には全額返金をするという理解してよろしいかどうか。それと、長崎県につきましては、知事以下四役、監査委員も含めてだったと思うんですが、減俸処分も実施されておるようです。そのあたりの処分について、知事の見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 重複して申しわけありませんが、外部調査委員会、そして内部調査委員会等の調査結果も踏まえ、他府県等の状況なども参考にさせていただきながら、厳正なる対応をしていきたいと考えております。御指摘のとおり、長崎県では知事初め副知事が減俸処分になっております。そういうことも検討の対象になるかと存じますが、これも踏まえて、外部調査委員会あるいは今後の調査の進・状況を見ながら考えてまいりたいと考えております。以上です。

○凶師博規議員 非常に積極的な御答弁と理解しております。まだ調査結果がはっきりしないうちから、処分なり返還金をどうするのかと問うのは早いとは思ったんですが、知事の御決意が県民に伝われば早い回復につながるものと思ひまして、あえて質問をさせていただきました。

それでは続きまして、コムスン問題、もう一点お伺いしたいと思うんですが、知事は、コムスン側に対して円滑な事業移行を図るよう指導する、もしくはしたというふうに私には聞こえたんです。次の事業所が、どこがどのような形で引き継ぐのかということコムスン側にも指導しておられるとのことですが、私はもう一步踏み込んで……。今後、コムスンの事業は恐らく分割移譲されます。この分割移譲されるときに、恐らくその利用者が漏れてしまう、どこの

事業者を引き継がれるかが漏れてしまう危険性も十分あるかと思えます。けさのニュースでも、日南かどちらかの利用者が、既にコムスンが来なくなって困っているという報道がされておりました。今後、コムスンのサービスを利用されていた方々が確実に次の事業所に引き継がれるように、利用者一人一人の事業移行計画書なるものをコムスン側に提出を求めるような指導、一人一人が次の事業所、どこに引き継がれるのか、コムスン側にそういうような事業計画書なりの提出を求めることは可能か、できることなのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 株式会社コムスンに対しましては、現在の利用者が他の事業者のサービス利用に円滑に移行できるよう、事業移行計画を本年7月31日までに策定し、全国版は国へ、宮崎県については県へ、各市町村については各市町村に提出させることとしております。この計画には、事業所ごとの事業引き継ぎの具体策とともに、利用者一人一人のサービス利用継続のための方法を具体的に記載させることとしております。県といたしましては、利用者の要望に応じて適切なサービスが継続されるよう、市町村と連携して指導してまいりたいと考えております。以上です。

○図師博規議員 今の御答弁、非常によく理解できました。コムスン側も一人一人の移行計画書なりをちゃんと提出する、それは基本的に市町村になって、その市町村に提出されたものを国が把握するというような理解でよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 現在のところは、国に対してはコムスンが一括して報告をする、それから宮崎県分については県に対して一括してというような形になっております。

○図師博規議員 また、県の方にその報告書なりが上がった後の議会への報告もお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは続きまして、高齢者の保健福祉計画についてお伺いいたします。今後の高齢者の介護を考える上で、福祉の施設型のサービスと地域密着型のサービスが二本柱になってきます。先ほど言いました、宮崎県は全国よりも5年速いスピードで高齢化が進んでおる、そのスピードを見越して、県としても、施設型サービスと地域密着型サービスの適宜適切なサービス供給体制の整備が必要かと思われまます。そして、御存じのとおり、平成23年には介護療養型医療施設が姿を消します。つまり、県内にも約2,000床あるこの介護の施設がなくなるんです。さらに、この2,000床あるベッドを利用されている方の8割が介護度3・4・5の重度要介護者であります。もっと言います。現在でも県内の老人福祉施設——いわゆる特養と言われるものです——特養に入りたくても入れない、つまり入所待機者が昨年4月1日の調査で2,900人を超えているんです。

何が言いたいかと申しますと、23年には療養型の施設がなくなる、そして待機者は4～5年内には間違いなく3,000人、下手すれば4,000人ぐらいになります。4～5年内に、介護のサービスを受けたくても受けられない、いわゆる介護難民と言われる方々が、県内だけでも5,000人以上、下手すれば6,000人ぐらいあふれ返る可能性が出てきております。もちろん、緊急に介護介入しなくてはいけない方、もしくは予防的に何年か後で介護が間に合う方、それぞれの分類はあろうかと思われまます、この数年内に大きく出てくるであろう介護難民の受け皿となる、先ほど言いました福祉型のサービスやグループ

ホームや小規模多機能型居宅介護サービスなどの地域密着型サービスの供給体制が、今の県の考えで十分なのか。

それを知る一つの材料として、こちらに宮崎県高齢者保健福祉計画なるものがあります。これを見てみますと、ここ3年の施設整備の数値目標が挙げられております。先ほど言いました老人福祉施設は、ここ3年で240床の増床、老人保健施設については60床の増床、足しても300床の増床でしか、計画としては挙がっていないんです。先ほども言いました、何千人もの介護難民が出るにもかかわらず、果たしてこのような整備計画で間に合うのか。施設サービスだけではない、地域密着型のサービスをこれに追いつくだけ整備する覚悟があるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。福祉保健部長お願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） まず、介護療養型病床廃止後の受け皿の整備についてであります。医療制度改革の一環として、介護療養型病床の制度が廃止されて、現在、その受け皿の整備について、保険者であります市町村や関係する医療機関等と協議を重ねているところであります。状況を申し上げますと、特別養護老人ホームや老人保健施設の増床、また、グループホームなど地域密着型サービスを新たに整備するなど、入所者の介護度とか転換を行う医療機関の事情などを踏まえ、地域ごとにさまざまな検討が今、行われているところであります。

それから、特養の待機者については、おっしゃるように、昨年4月で約2,900人ということですが、この待機者のうちには介護度2以下の比較的軽度な要介護の方が全体の42%となっております。施設等の声を聞きます

と、いわば予約的な入所申し込みも結構含まれているということでもあります。そうは言いますが、これらの老人福祉施設、あるいは老人保健施設、あるいは地域密着型サービスについては、今おられる方を初め待機しておられる方のニーズにこたえていくよう、それぞれの地域の実情に合わせて整備をしていかなきゃならないわけでもあります。今お話にあった介護保険事業支援計画、これは介護療養型病床が廃止される前の計画でありまして、当然、実態に合わせて数字を見直していかなきゃいけないと思っております。

また、福祉施設、いわゆる施設入所型の介護をどの程度ふやすか。これは実際には、各市町村で徴収いたします介護保険料にすぐにはね返りますので、介護保険料をどの程度維持しながら受け皿をつくっていくかという、今まさにそういう具体的な、それぞれの市町村に応じた形の解決策を、それぞれ協議しながら進めているところであります。以上です。

○図師博規議員 答弁内容はよく理解できるんです。ただ、私が言いたいのは、せっかくこのような立派な計画をつくられるのであれば、ニーズを的確にとらえた計画でない——今の部長の答弁で、厳しい実情もわかるんです——介護保険は、保険者は市町村、さらにサービスを充実させようと思えば、保険料がそのままはね上がってくる。ただ、そういう予算ありき、保険料ありきでこの数字を並べるのは意味がないということです。ニーズに即した形で計画をつくり、県としては、これからたくさんの方が発生しますよということで市町村に指導する。指導するときには予算もつけなくちゃいけないという問題はあるかと思うんですけれども、やはり私は、予算ありきでなく、ニーズあ

りきの計画書を、今後も熟慮されてつくっていただきたいと思います。

では、次に進みます。竹嶋橋周辺についてです。県土整備部長の御説明、そのとおりです。これは町道であり、県が積極的に介入しづらい状況があるのも十分承知の上です。また、実際整備するとなれば多額の予算を伴う事業だけに、前向きな答弁が難しいのは百も承知ですが、今後も、期成同盟会等が県の方に相談に来るようなことがあろうかと思しますので、その際には、ふるさと農道整備事業のような自治体負担の少ない事業等が生まれる場合には、大いにそのようなアドバイスもいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、最後になりますが、知事に一言だけ申し上げます。先日、若い県庁職員の方とお話することがありました。私と同じぐらいの30代の県職員の方です。そのときに、「私は今、岐路に立っています。このまま大過なく残された年数職務を続けるのか。もしくは、県職員になったときのように、我々の新しいエネルギーで新しい県庁をつくるんだという、その思いのまま仕事を続けるのかという2つの道がある」、そしてその県庁職員がおっしゃられたのは、「今、間違いなく、新しい知事になられて、県庁の中で改革案が言いやすい環境になりつつある」。その方が言われるには、「初めて県職についたときの熱い気持ちが今、よみがえってきております」というようなお話でありました。「私も行政執行の両輪として頑張りますので、一緒に頑張っていきましょう」と握手をしたところでした。知事がおっしゃる県民総力戦の胎動が、この県庁からも始まっています。そして黎明が今、この県庁の中から始まっているということを知事にお伝えいたしまして、私

もその総力戦の一員として、今後も頑張らせていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、39番井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従いまして一般質問をいたします。

「宮崎県に裏金はありませんか」、東国原知事の就任あいさつ冒頭の発言は意表をつくものでした。この発言は十分に印象に残るものであり、この問いかけは、それぞれの立場で聞かれ、それぞれの思いで受けとめられたものと思います。今回問題になりました「預け」という不適正な事務処理は、県職員にとっては裏金という認識はなく、常態化したごく普通の事務処理とすれば、驚きです。知事の呼びかけに対しても無反応であったのが、そのあかしでしょうか。

昨年9月議会代表質問において、我が党の山口哲雄議員が、岐阜県を例示しつつ、裏金問題について安藤前知事と代表監査委員にただしています。当時の安藤知事は、「不適切な執行を未然に防止し、綱紀の保持及び事務改善の推進を図る観点から、各部局に服務・財務管理者を置き、旅費等の会計書類の審査や職員に対する必要な指導等を行っております」云々と、長々と答弁をされています。また、監査のあり方についても、「本来あってはならない不適切な会計処理に対しましては、厳正に対処することが必要でありますので、いろいろな事態も想定しながら、監査の手法を工夫するとともに効果的な監査の執行に努めます」云々と答弁をされています。この答弁後、県当局は何をしていたのでしょうか。このことだけではないのですが、

私ども議員が議会で指摘、提案したことはどう県政に生かされているのか、甚だ疑問に思われます。県立みやざき学園の事例が発覚するまで何ら対策を打たずにいたのか、お尋ねをいたします。

組織は、その組織を構成する人でその組織の力をはかることとなります。新たな行財政改革大綱の改革プログラムの中で、入札談合事件や不適正な事務処理など、全体の奉仕者としての資質が問われるとして、意識改革が柱の一つに挙げられています。また、公益通報制度の充実強化等々、刺激的な意識改革となっていますが、その背景についてお尋ねをいたします。

また、人材を育てる流れがうまくいっていないのではないかと思われますが、お尋ねをいたします。

次に、喫緊の課題であります地域医療体制についてお尋ねをいたします。

医療現場での医師不足、偏在している現状を見ると、地域医療は既に崩壊していると言わざるを得ません。即効性のある良案は見当たりませんが、地域医療の再生に取り組まなければなりません。この観点から、医師不足に対する認識と県内における必要医師数に対する考え方を、知事にお尋ねいたします。

次に、温暖化・環境問題について、知事にお尋ねをいたします。

平均気温の上昇や、それに伴う海水面の上昇が現実問題として浮上し、世界各国では、洪水、干ばつ、酷暑、ハリケーンなどの自然災害が頻発しており、さらなる温暖化の進展と、それによる気候や生態系への影響が危惧されているところです。明年からは京都議定書の第1期がスタートしますが、日本としても、国際的に約束した温室効果ガスの90年比マイナス6%の

達成が至上命題となります。2001年に京都議定書から離脱した、CO₂の最大排出国であるアメリカや、急激な経済発展をしている中国、インド、発展途上国に対して何の削減義務がないなど、矛盾はある中でのスタートとなりますが、アメリカの属国などとやゆされる我が国も、このようなときこそリーダーシップを発揮してほしいものです。

国連の機関であるIPCCが、本年2月に「人為的温室効果ガスが温暖化の原因である確率は90%を超える」と報告し、「2100年には平均気温で最大6.4度、海面水位は最大で59センチ上昇する」とし、「地球の気温上昇を2度以内に抑えるには、CO₂の排出量を50%前後減らさなければならない」と警告をしています。平成18年版我が国の環境白書によりますと、温室効果ガスの排出量は、減るところか年々増加している状況にあります。各県が目標としている削減目標の達成をそれぞれの県が努力しなければなりませんし、我が宮崎県も県民総力戦で取り組まなければなりません。まずは、地球温暖化問題に対する認識についてお尋ねをいたします。

IPCCの報告や、また、ことしの夏が酷暑になるとの予報を聞いても、この近年の自然災害の状況を振り返っても、だれもが地球の変化は実感できることだと思います。個人レベルにおいても、できることからと具体的に行動することが大事だと考えています。

次に、特別支援教育の推進について、教育長にお尋ねをいたします。

少子化の中でも、特別支援学校に在籍する児童生徒は増加をしています。また、肢体不自由児養護学校では、児童生徒の75%が重複学級に在籍をしています。宮崎県障害者計画によりま

すと、小中学校の特殊学級はこの10年間で毎年平均16学級ずつふえ、在籍児童生徒数は10年前の1.5倍にふえており、特に情緒障がい特殊学級が約16.6倍と著しい増加傾向にあるとしています。障がい児の教育的ニーズにこたえるため、在籍児童生徒の障がいの重度重複化、多様化に対応した教育体制の推進が望まれます。国においては、平成18年から特別支援教育に移行しましたが、今までの特殊教育との違いについて、教育長にお尋ねをいたします。

観光振興と移住促進対策について、知事にお尋ねをいたします。

今回の予算案で「経済・交流拡大戦略」は、生き生きとした事業展開でイメージしやすいと思われました。一つ一つの事業が他の事業へと転化していけば、政策的効果が十分に期待できると考えます。その視点から、長期滞在型観光促進事業と移住促進をどうリンクさせていくのか、これまでの観光宮崎の底力と地域力をどう生かし切っていくのか、非常に楽しみにしています。観光振興と移住促進のためには、長期滞在型のニーズを的確につかみ、宮崎県の地域資源をふんだんに活用した商品化が必要です。商品化の可能性と取り組みについてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、裏金問題についてであります。私は、御案内のとおり、就任当初、幹部職員に対し、裏金はないか尋ねたところではありますが、その後、特段の申し出がなく、また県では、予算の適正な執行のためにさまざまな対策を実施していると聞いておりました。私としては、その

際、職員から自主的な申し出が上がってくることを期待したのでありますが、しかしながら、残念なことに今回、物品調達について不適正な事務処理が多数発覚いたしました。私としても大変遺憾であり、じくじたる思いをしておりますが、県としてこれまでの対策が不十分だったと言わざるを得ません。少なくとも、私が就任してからこの預けが白日のもとにさらされたことを契機に、今後は、徹底した調査により原因を究明し、再発防止に全力を尽くしたいと考えております。

また、預けの背景についてであります。私は、今回の不適正な事務処理については、税金の使い道について、県民から預かった大切なお金という認識が甘かった、また法令遵守意識が希薄だった、または、制度的な問題でございますが、単年度主義による予算を使い切ることの意識、こういうものが背景にあると考えております。そのため、法令遵守の徹底のためには、それを支える仕組みとして、平成18年度に整備した公益通報制度も重要であると位置づけております。ことし4月には、弁護士の窓口を開設するなど、職員が通報しやすい環境を整えたところであり、仮に組織の中で不正行為があれば活用してもらいたいと考えております。ただ、私としてはむしろ、こうしたシステムにより不正行為を事前に抑止する効果について、大いに期待しているところでございます。

続きまして、人材育成についてであります。県ではこれまで、人材育成について、自治学院での研修を常に見直し、省庁や民間への派遣研修などの職場外研修にも積極的に取り組むなど、さまざまな工夫を行ってきたところであります。しかしながら、入札談合事件や今回の不適正な事務処理については、県民の目線に立つ

た業務遂行や法令遵守という、県職員としての基本を怠った結果生じたものであり、これまで公務員倫理確立に向けた指導が不十分だったと言わざるを得ないと考えております。今後は、職員一人一人の法令遵守意識等の確立に向けて、本年7月に施行する職員倫理規程の周知徹底や、自治学院等でのコンプライアンス研修の強化、そして各職場における職員指導の徹底等にさらに努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、医師不足についてであります。本県の医師数は、人口10万人当たりでは218.4人と、全国平均を上回っておりますが、新しい臨床研修制度の導入や医師の地域的な偏在等により、僻地や小児科等特定診療科の医師不足が深刻化していることは、御案内のとおりでございます。このような中、県民の方々が住みなれた地域で安心して生活ができるようにするためには、地域医療を支える医師の確保が、何よりも重要な課題であると認識しております。

また、県内の必要医師数につきましては、さまざまな要素があり、一概に定めることはできませんが、本年6月1日現在で調査したところ、市町村公立病院等が確保を希望する常勤医師数109名に対し、23名不足しているということがわかっております。このため県といたしましては、従来の医師派遣システムや医師修学資金貸与制度等のこれまでの取り組みに加え、新たに市町村と一体となった医師確保対策に取り組むなど、引き続き地域医療体制の充実に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、地球温暖化についてであります。私は、地球温暖化は人類や生態系に影響を及ぼす大変重要な問題であると認識しております。ことし4月に公表された国連の「気候変動

に関する政府間パネル（IPCC）」の報告では、地球温暖化がそのまま進行しますと、大洪水や干ばつなどの異常気象の頻度が高まり、また、感染症による健康被害が増加するおそれがあると予測されております。地球温暖化対策には、県民一人一人が省エネルギーを実践するとともに、二酸化炭素等の排出量の少ないライフスタイルへと転換していくことが重要であります。このため、「新みやざき創造計画」に基づき、二酸化炭素の排出量の削減に向けて、県民、団体、事業者、行政が一体となって、地球温暖化防止に貢献する社会づくりの推進に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

続きまして、長期滞在型観光についてであります。本県には、雄大で美しい自然、神話や神楽などの伝統文化、安全・安心でおいしい食材、温かい県民性などすばらしい観光資源があり、これらは団塊の世代を中心とした長期滞在のニーズにこたえることができる潜在能力を十分に有しているものと理解しております。このため、新たに、マリンスポーツ、トレッキングなど自然環境を生かしたプログラムや、神話・伝説、古墳をめぐる知的好奇心を満たすプログラムなど、宮崎ならではの地域資源を活用した体験・交流メニューの旅行商品化を進めることとしております。また、これらの情報を集約・提供する場としてワンストップ窓口を設けるなど、受け入れ体制を整備するとともに、旅行会社、マスコミ等への誘致PRに取り組んでおります。今後、長期滞在型観光を促進していくことにより、訪れた方々が、県内各地における体験・交流や地域住民との触れ合いなどを通じて、地域資源のすばらしさを満喫し、宮崎のファン、リピーターになっていただけるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいたします。

特殊教育と特別支援教育の違いについてであります。これまでの特殊教育では、盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別な教育の場で、児童生徒一人一人の障がいの種類や程度に応じまして、きめ細かな指導を行ってまいりました。しかし、盲・聾・養護学校の児童生徒の障がいの重度重複化や多様化が進むとともに、小中学校の通常の学級に在籍をしております発達障がいのある児童生徒への対応が求められるようになってまいりました。このため、学校教育法が改正をされまして、複数の障がいに対応できる特別支援学校が創設されるとともに、小中学校等におきまして、発達障がい等のある児童生徒への教育的支援を行うようになったものであります。このように、特別支援教育は、すべての学校で障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握しまして、適切な指導及び必要な支援を行うものでございます。以上でございます。〔降壇〕

○井上紀代子議員 それでは、それぞれ再質問をさせていただきます。

「不適正な事務処理に対する自主申告の状況について」というのを5月31日付で総務部からいただいたんですけれども、その中で、全所属数292の15.8%に該当するところで自主申告されたというふうになっています。代表監査委員にお尋ねしたいんですけれども、先ほど私も壇上から申し上げましたとおり、「いろいろな事態を想定して監査をする」というふうに、あのとき答弁をしていらっしゃるわけなんですけれども、文字どおり裏金なので監査ではわからないということなのか。それとも、いろいろな事態を想定しながらというときには、裏金があるだろう

と思って監査をするのか。いろいろな問題点があると思うんです。「監査の手法を工夫する」と言われていたんですけれども、本当にそのような監査がなされたのかどうか、ちょっと疑問に思うところです。今後こういうものを監査し、見つけていくためには、体制も含めどうされたいとお考えでしょうか。

○代表監査委員(城倉恒雄君) 私ども監査委員は、監査の仕方としまして、もともとそこに不正があるという考え方のもとに監査をしているわけではございません。あくまでも法令、規則等にのっとりきちんと財務事務が行われているかどうかということの視点に立ってやっているわけでございます。そういう中で今回の状況が生じているわけでございまして、私どもとしましては、大変深刻に受けとめておるわけでございます。

さはさりながらでございますけれども、現在の監査制度の中では、会計検査院法の26条だとか地方自治法の100条のように、強制力を伴うような調査権が付与されておりませんので、例えば、物品購入等において、事務処理が法令等にのっとりきちんと行われておりますと、物品の納入業者まで強制的に立ち入ることはできませんので、監査には一定の限界があるということは御理解いただきたいというふうに思います。

○井上紀代子議員 私も再三再四、監査に限界があるということについては、この議場で聞かされておまして、一応そのことについては認識をしているわけです。今後、業務の電子県庁関連システム導入は進んでいくわけです。この電子県庁化に向けての効果的な監査のあり方というのは、監査委員はどうお考えなのかお聞かせください。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 電子県庁化に対応した監査のあり方でございます。御案内のとおり、現在、電子化が進んでいるわけでございますけれども、その中で、今やっている方法と申しますと、現状では十分な電子化がされておられませんので、原本確認の方法で監査を行っております。しかし、今後、県庁ではさまざまな分野で電子化が進むと思っておりますので、私たちも、その電子化に対応した監査の方法というのを、その流れに沿った、適した監査の方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

○井上紀代子議員 私は、監査のあり方について、議員の中では一番多く質問しているのではないかと自分でも思っているんですけれども、知事にお尋ねしたいんですが、いわゆる監査体制、また監査のあり方ということについて、知事はどのようにお考えでしょうか。また、今後どのような体制で臨みたいと思っていられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 監査体制についてであります。行政のあらゆる分野において、公正で効率的な業務執行が求められている中で、独立・専門の機関として、行政全般に関する監視とチェックを行う監査制度の果たす役割は、従前にも増して重要度が増していると考えております。したがって、今後、監査委員において実施される検討の状況もお聞きしながら、監査体制の充実強化の視点から、知事として対応できるものには、適切に対応してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、先日テレビを見ておりましたら、知事が自分の家から歩いて県庁までおいでになっている、ノーマイカーデーのときの様子を見ました。とてもアピール力があつ

て、県民の皆さんは、好感を持って見られたというふうに思うんです。CO₂の削減というのは、個人によるところというのが非常に大きいんです。ですから、知事が県民の力、県民総力戦でというときに、アピール力というのを発揮していただいたらいいなというふうに実は思っております。関係部長で結構ですので、今、具体的にどのようなことが取り組まれているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○環境森林部長（高柳憲一君） 平成18年3月に策定をいたしました「宮崎県環境基本総合計画」では、県内の二酸化炭素の排出量を、基準年の平成2年度に比較しまして、平成22年度に10%削減するという目標を掲げております。このため県では、県民、団体、行政等で構成をしております「環境みやざき推進協議会」と連携しまして、地球温暖化対策の普及啓発に努めてきているところであります。今後、さらに地球温暖化対策を進めるために県が法律に基づき指定をいたしました、地球温暖化対策の普及啓発の拠点であります「宮崎県地球温暖化防止活動推進センター」と協働をいたしまして、地域の創意工夫を生かしたすぐれた取り組みを推進いたします「一村一品・知恵の環づくり」事業を、今年度から実施することといたしております。また、商工会や工業会、あるいは運輸団体等を通じまして、アイドリングストップなどのエコドライブを推進しますとともに、二酸化炭素排出量の多い事業者に対しましては、条例によりまして報告を求め、排出量削減を指導していくことといたしております。今後とも、県民、事業者、行政が一体となりまして、地球温暖化対策に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○井上紀代子議員 ぜひ、個人がまずできるこ

と、エコバックも含めてそうなんですけれども、それからレジ袋をできるだけもらわないとか、そういうことも含めて、みんなでするだけやれることはやった方がいいのではないかなというふうに思います。

実は私、以前に男性の方のネクタイの問題を取り上げたことがあるんですが、同じ冷房の温度だとすると、女性にとってはとても寒いんです。男性の皆さんはネクタイをして背広を着てクーラーをがらがんかけているわけですけども。私は、県議会も、ワイシャツ姿の半そででも、県民の皆さんには失礼に当たらないのではないかなと思うんです。それで、県議会の中でも、皆さんが、本来はこの議会の中で真摯に取り組む態度のほうこそ重要であって、外身の背広を着てネクタイをしているからしっかりやっているということではないのではないかなというふうに思います。そのことについては、前、なぜネクタイというのができたのかということからお話をさせていただいたことがあるんですけども、できるだけそのあたりもみんなで少し知恵を出しながら——男性のワイシャツ姿というのはとてもセクシーでいいと思うんです、私は。だから、ぜひワイシャツ姿で、日ごろは見られないようなとてもすてきなスタイルで、県議会に出てきていただけたらと思います。知事が私どもの県議会の中で、こうしたほうがいいですよというのは言いづらくもありませんけれども、知事としてはどうお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私も、6月の1日でしたか、省エネルックとかいいまして、突然「きょうからネクタイを外して上着をとってください」と言われました。私は個人的に非常に寒がりでございまして、「この問題というのは、ネクタイやジャケットをとることが主たる

目的なのか、それとも省エネが主たる目的なのか。省エネである。室内温度を28度ぐらいに保つということによって環境問題を考えるということが主たる目的で、ネクタイを外してジャケットをとることが目的ではないはずである」と、僕は職員の方に言ったんです。そうしたら「とってください」と。何も意見が聞かれなかった。その辺が役所仕事だなと思ったんです。その後にお昼ぐらいいになりまして、「表敬がありますからネクタイつけてください」と、一体どっちなんだという話です。そういったところでも、ちょっと弾力性がないかなという考えでございます。議会についても御指摘のとおりでございます。私は、省エネのことを考えるんだったら、冷房を少し緩めにして、それに合うような服装であれば、それはそれで構わないと考えております。御指摘のとおり、ネクタイやジャケットが人の真剣さを演出するものではございませんので、私は内容を、実質をとりたいたいと考えております。

余談でございますが、岩手県議会でマスクをつけた議員がございまして、マスクをとるかからないかで非常に問題があったときに、「マスクをつけていると暑い」ということをおっしゃったときに、非常にこの人は本末転倒——またこういうことを言うと問題があるかもしれませんが……。御指摘のとおり、それは議会のマターでございますから、議会の方たちで御意見を交換していただいて決定していただけるとありがたいかなと考えております。

○井上紀代子議員 できることからCO₂の削減に努力をしましようということ、できるだけ皆さんと一緒にやらせていただけたらと思います。

次に、教育長に特別支援教育の問題でお尋ねをしたいと思います。障がい児が安全で安心な学校生活を送れるように、これまでも校舎の新増築やバリアフリー化、スクールバスの導入、看護師の配置等、本当に教育環境の充実に一生懸命取り組んでいただいていることに感謝をしているんですけども、特別支援学校への転換に伴って、施設設備の整備とか充実というのは具体的にどう取り組んでいかれるのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○教育長（高山耕吉君） 特別支援学校への転換に伴います施設設備の整備充実についてでございますが、これまでも県教育委員会といたしましては、盲・聾・養護学校にスロープや手すり等を設置いたしましてバリアフリー化を図っております。教育環境の整備に取り組んでいるわけでございますが、今後とも計画的に、施設設備の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○井上紀代子議員 これからは障がい種別を超えた特別支援学校、こういうふうになっていくわけですね。これは私どもも何度も何度も県当局の方に、障がいは一つではくくれませんよということは申し上げてきたと思うんです。県の施設についてもそうですし、いろんな意味で重度重複化している子供たちの生活がもっともっと充実できるようにしてまいりたい、一緒に努力をさせていただきたいというふうに思います。

中村議員の方からも出ましたが、高等部の設置というのは喫緊の課題で、教育委員会も本当に積極的にですね——議会からのこれほどの応援のある内容はないと思うんです。だから、だれもとめてはいないんです。とめているのは教育委員会だけなんです。とめずにやっていただ

きたい。そういう思いで再度お聞きいたしますが、高等部の設置の検討というのは本当に喫緊の課題ですが、それはどのように進んでおりますでしょうか。

○教育長（高山耕吉君） 決して教育委員会はとめているわけではございませんで、県の盲・聾・養護学校再編整備計画に基づきまして、これまでも整備を進めてきたわけでございます。今後の設置につきましては、改めて「特別支援学校の総合的な整備計画」を策定する中で、広く県民の御意見等もいただきながら、全県的な視野に立ちまして検討を進めて、早急にやっていきたいと思っています。

○井上紀代子議員 これは「みやざきの提案・要望」ということで国に出された分なんですけれども、その中に、高等学校への特別支援教育支援員の配置について、必要な財源をぜひ国の方が出してくださいよということをや望されています。本当にそうなんです、教員の負担というのは非常に重くて、教員の努力に頼ってきた部分というのは本当に大きいわけです。在籍児童生徒の障がいの重度重複化、多様化、これは私は何度も申し上げておりますが、担当教員の指導力の向上とか、発達障がいに対応できる教員の養成、これが非常に望まれるわけです。これについては、教育委員会としてはどう取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（高山耕吉君） 特別支援学校への転換に伴いまして、教員の資質向上が大変重要かと思っております。今議会にお願いをしておりますけれども、今年度の新規事業等で、教職員の資質向上ということにつきまして重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○井上紀代子議員 ここは本当に中心になるべきところなので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っています。

それから、私も4期16年議員をさせていただいて、決まって大変うれしかった内容の一つが、養護学校の医療的ケアを必要とする子供たちに対する看護師の配置だったわけです。この医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒数というのは、現実にも今でもまだ増加しております。盲・聾・養護学校全生徒の6%に当たります。今現在の実施体制と今後の状況というのを、教育長の方から御答弁をいただきたいと思えます。

○教育長（高山耕吉君） 医療的ケアを必要といたします障がいの重い生徒は、現在、8校の特別支援学校に36名在籍をいたしておりまして、12名の看護師を配置している状況でございます。また、各学校での医療的ケアが安全かつ円滑に実施されますように、医療・福祉・教育の関係者から成ります連絡協議会を設置いたしまして、情報交換を行うとともに、医療的な生活介護行為であります吸引、経管栄養、導尿等の技術習得のための研修会も実施をいたしております。今後も、障がいの重い児童生徒が安心して生き生きとした学校生活が送れますよう、積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○井上紀代子議員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、地域医療の問題につきまして、知事に再質問させていただきませんが、2月議会の折に、医師不足のことを取り上げて質問いたしましたところ、早速、知事、宮崎大学の医学部の方に行ってくださいまして、本当に私はうれしく思いましたし、県民の皆さんも、やはり即行

で動かれるということについては、すごく喜んでいらっしゃるというふうに思っています。

先ほど知事からの答弁をいただいて、勤務医が不足しているということがありました。実際、ドイツ等欧州あたりの勤務医の週の勤務時間というのは大体40時間前後なんです。日本の場合は70時間前後になっています。勤務医の皆さんというのは本当に厳しい状況にあるわけです。ですから、勤務医をやっていただける方を見つけるというのは大変難しいのではないかと、いうふうに私も思っています。ただ、その条件を変えたら、こちらに医師が来てくださるのかどうかというのも、これもまたいろいろ問題点もあると思います。こういう言い方をして大変挑発的な言い方になるかもわかりませんが、都市部から地方にお医者さんを取り戻す方法といいますか、方策といいますか、それは知事はどうにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 御案内のように、本県は全体から見たら医師不足ではない、県内の医師の偏在が問題であるということは、もう御理解いただけていると思いますが、都市部から医者を地方に招き入れる——先般、プライマリーケア学会というのがありまして、ごあいさつをさせていただいたその場で、西都救急病院の内科医がいなくなったという現状について訴えかけさせていただきました。それを聞いた方の一人が、新潟県魚沼市の先生だったんですけれども、お手紙をいただきまして、魚沼市が取り組んでいる医師不足を解消するというものについての御提言をいただきました。魚沼市は、医師の人材バンク等も含めて100~200名の方たちがアプローチをされているそうなんです。それについての具体的な取り組みというものを、またその内容を福祉保健部の方に回したところで

ございます。

私は、都市部から地方に医師をお招きするという点に関しては、そういった細かいハート・ツー・ハートな取り組みもさることながら、地方でしかできないもの、地方でしかできない生活、地方でしかできない社会貢献といったものを、積極的に都市部の医師の方々にPRと申しますか、そういうことを訴えかけていくことが重要なのではないかと考えております。勤務医の勤務状況が非常に厳しくて、開業医になる先生方が多いと聞きます。その中で、地方では1人の医師を行政員として招き入れても数千万単位のお金がかかる。お金を積んだからといって医師が動くわけでもない。そこには、地方に私の力を、医師力を、技術を、誠意を、貢献したいというモチベーションを高めるような何かを我々が提案していくということが肝要かと考えております。以上です。

○井上紀代子議員 確かに偏在と言われるものが現実にあるということは事実で、小児科のことでお尋ねしてみたいと思うんですが、小児救急医療相談事業、電話相談のことなんですけれども、これは医師会の方が出されたデータなので間違いないと思います。2005年11月から2007年3月までの1年5カ月の間に879件の相談があったと、相談者の居住地は宮崎東諸県郡と西都児湯地区の両方で約75%を占めたというふうになっています。そして、当事者は大体90%が5歳未満の子供であったと。そして、相談を受けたのは土日が多くて、相談を受けた時間帯は21時までが85%、相談内容は発熱が多かったということです。それと、相談を受けた看護師から小児科へ転送された件数は879件中81件であった。相談者の90%は看護師及び小児科医との電話相談のやりとりで納得できて、評価をさ

れています。この事業というのはすごくいい事業だというふうに私は思うんですが、今後この電話相談事業にどういうふうに取り組んでいられるのか、福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 小児救急医療電話相談事業、御指摘のとおり平成17年の11月から開始をしたところでありまして、今おっしゃったような相談件数があります。保護者のほうから見ますと、子供の救急の相談に対しての安心感の確保、あるいは夜間救急病院の負担の軽減に若干はつながっているものと考えております。ただ、本県の場合はまだ、実施の相談時間が土曜、日曜、祝日、それから19時から23時となっております。完全にいつでも対応できる体制ではございません。しかしながら、実際実行してみますと、小児科医の先生方の負担も大きくて、なかなかこれ以上の拡大は、今のところ難しいのではないかと考えております。今後は、場合によっては外部委託、これは専門のそういった相談業務を行う業者もおりますので、そういったものを活用する方向も検討していきたいと考えております。

○井上紀代子議員 地域医療の問題について再度、知事にお聞きしてみたいんですが、地域医療は、1人の人を、予防と健康増進、その一方で介護、生活支援、みとり、トータルで見ていくということが大切だと思うんです。そのためには、チーム医療とか医療機関の連携、他職種間連携の構築、これが物すごく課題だと思っています。急性期医療から在宅のケアまで、医療と介護を提供するには、挙げてみますと、救急救命士、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、OT、PT、CT、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、行政とか民生委員とか地

域住民、多くの人の共同作業というのが必要なんです。そこをつくり上げていくには、この地域医療に挑む知事の姿勢は非常に強く求められると私は思っているんです。ですから、専門家の皆さんの知恵というかそういうものを、グループごとでもいいですし、その方たちとの連携、その方たちの力を県の方に地域力として結集していただく、そのことが非常に大切だと思うんですけど、知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今の御指摘で、県の方に集積するというような、ちょっと意味合いがわからないんですが、私は、地域、地域に合った地域としての結集作業、そういったいろんなプロパーの方たちの横の連携を維持しながら、確保しながらの地域の体制の確立というのは、今後、民間だけではなく、産官学と申しましょうか、民間と行政と学等々の連携も図りながら、そして地域ボランティア等々の連携も図りながら、地域で医療体制を充実していくということはしなければいけないと。それによって行政がどういうふうにかかわっていくのか、指導するのか助言するのか、あるいは支援するのかということも検討を含めて考えていかなきゃいけないと思いますが、いずれにしろ全県土に満遍なく医療体制を充実させるには、県央部、都市部、あるいは商業集積部だけではない地域医療、あるいは中山間医療を総合的に考えていかなきゃいけないというふうに考えております。抽象的で申しわけないです。

○井上紀代子議員 私の質問も抽象的で大変申しわけなかったと思うんですけども、県議会も特別委員会を設置して、この問題については、実態の把握と今後の対策については、ともにやらせていただきたいというふうに思ってい

ます。

私も、今、知事の言われたように、地域の中での医療体制と看護体制とがぴったりといかないと、なかなかそこに住む人たちのトータル的なものはできないというふうに考えていますので、そのことについては別に異論はないわけです。ただ、これについては、やはり行政当局もその問題点についてはしっかりと受けとめていただくということが大変重要だというふうに思っています。医師会だけで何かができるわけでもありませんし、いろいろな職種間の部門だけで何かができるというわけではありませんで、ぜひ積極的な関与と積極的なコミュニケーションをとっていただきたいということは要望しておきたいというふうに思います。

次に、移住促進対策について幾つか、また知事に質問をさせていただきたいというふうに思っています。

私は、今回の予算書で、先ほども壇上で言いましたとおり、非常に生き生きとした事業展開がされていて、その展開が一つ一つがしっかりと結びついて事業効果が出てきたら、非常にいいものができ上がっていくんじゃないかと思っ、非常に期待をしています。「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」というのは、私の大好きな事業で、今度はお試し事業になっておりますので、発展したというふうに理解をしているところです。実は私は移住促進については、以前からその取り組みについて申し上げてきたわけですけども、一番の私が言っているポイントは、納税者をふやしたいということなんです。宮崎県に住んでいただく、そして宮崎県で働いていただいて、宮崎県に税金を納めていただきたいんです。ですから、宮崎県の財布が豊かになるようにしていただきたい。そ

のために宮崎に来ていただきたい。だから、だれでもいいわけでは——そういう言い方はちょっといけないですね。いやしもしたいし、いろんなことをしたいんですが、一方では納税者をしっかりとふやしたい、こういう思いなんです。ですから、私どもにとって納税者をふやすということが、移住によってどんなふうにしていけるのかということは、一つのポイントとして考えていただきたいというふうに思っています。

県議会の中でも、県議会議員1人1社ぐらい企業誘致しろみたいなお話をいただいて、たまたまきのう出かけていきましたところが、ちょうど知事の言われるような企業でしたので、そういうお話をしましたら、ちょっとおもしろいお話を聞きました。「自治体の熱意も大事だ。お金も大事だ。だけど、一番企業として考えるのは、そこの政権が長く続くのかどうか、そのことが一番心配なんだ」というふうに言われて、それは大事な一つだなというふうに思いました。だから、例えば東国原知事が1期で終わりと、だったら来ないというわけです。2期、3期されるということがはっきりわかって、投資効果があるということが大事だと言われるんです。それは一面としてありかなと私も思いました。そういう意味では、東国原知事、自分の今までやってこられたことも含めて、どうプラスに転化して県政運営をずっと続けていただけるかどうか。それは企業誘致のときのポイントになるんだなというのを、私もおもしろく聞かせていただきましたし、一つのポイントにもなるんだなということ考えた次第でした。

どんな場所でもいいから雇用の場があればいいというふうに私は考えているわけではなくて、宮崎は情報ハイウェイ含めてブロードバン

ド化がしっかりとできれば、情報基盤対策というのがきちんとできていれば——前から何度も申し上げているんですけど——SOHOというのは可能なわけで、宮崎はそれにぴったりのところなんです。別に東京に行かれる必要はないし、宮崎、九州で十分です。ですから、そのブロードバンド情報基盤というのをしっかりと取り組むということは大事だというふうに思っています。知事は国への要望の中にしっかりと出していらっしゃいますから、そのことは取り組んでいただけるものとは思いますが、今現在の知事の決意といたしますか、それを教えていただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御質問の内容が非常に多岐にわたっておりまして、企業誘致、移住誘致の要素として私の任期ということが——非常にお答えするのに困るんですが、企業誘致、移住誘致、移住する方が私の任期を2期、3期とやっていただきたいというのであれば、30万人ぐらい欲しいかなという……。

冗談はさておき、企業誘致を1人1社ということで、県民総力戦ということで、皆さんも御協力いただきたいということは、私も常々申し上げている次第でございますが、今、ふと思ったのが、議員の方たち2人に1人の医師を連れてきてくれないかなということも、重ねてお願いできればなと思っております。そういった意味では、県民の皆さん、県議会の皆さん、県庁職員の皆さん、県民総力戦でこの宮崎県を盛り上げていかなきゃいけないと考えておる次第でございます。

移住促進対策につきましては、「新みやざき創造計画」の重要施策としまして、「おもてなし日本一移住促進」を掲げたところであります。今後、本県への移住をさらに進めるために

は、住宅や雇用の場の確保を初め、医療・福祉の充実など生活全般にわたる受け入れ環境の整備が必要であると考えております。そのため、雇用の創出、働く場づくり・ものづくり振興の観点から、地場産業の振興や農林水産業の活性化、あるいは観光振興、あるいは移住者が何を求めて宮崎をよしとするのか、何を宮崎に求めているのかというような調査なども必要なのではないかと考えております。これらの基盤となる交通網や情報通信環境の整備促進など、これまで以上に産業面の底上げを図っていく次第でございます。

税金をふやすための移住、目的はそうなんだろうが、住んでいただければ、おのずと消費税あるいは住民税、地方税はふえていくわけでございます。人口減でございます。2030年には91万人になるというふうな予想もございます。そういった意味でも積極的な移住誘致あるいは企業誘致などは、宮崎県のこれからの産業振興等々の全体的な浮揚のためには必要不可欠なものと思っております。

お尋ねのブロードバンドの件でございます。

「宮崎情報ハイウェイ21」ということでございまして、これに関しましては、全市町村を光ファイバーで結ぶ「宮崎情報ハイウェイ21」を市町村役場等まで敷設しますとともに、山間地等採算性の問題から、民間通信事業者単独ではそのサービスの提供が期待できない地域においては、県単独の補助事業を実施し、サービス提供エリアの拡大に努めているところでございます。また、日常生活の利便性向上はもとより、災害等の緊急時の連絡手段としても大変重要であります携帯電話につきましても、国の制度事業の活用とともに、昨年度新たに県単独の補助事業を創設し、サービス未提供地域の解消に鋭

意取り組んでおります。これらを総合的に事業を展開していった、移住誘致あるいは企業の誘致ということに結びつけていかなければいけないということを認識しております。以上でございます。

○井上紀代子議員 私の質問の仕方が悪かったみたいで、申しわけなかったんですけども、この移住促進というのは、私はすごくいいコンセプトだと思うんです。ですから、これを今後はどのように発信をしていくのかということがとても大事だと思っています。どうやったら、そういうニーズのある人たちに伝わっていくのかというふうに思うんです。その発信方法、これについては知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今までの発信方法は、県の昨年度、一昨年度の発信方法を見ますと、ホームページで紹介しただけとか、都市部に行ってビラを配った、広告チラシを載せたとかいうようなことで、これは私としましては、決して発信のうちに入っていないのではないかと。じゃ、その発信の後に結果はどれぐらいついてきたのかと。県でも数百万の予算づけがありますが、その予算づけに対する費用対効果というのは、見返り、あるいは結果はどうなったのかというのも検証がされておられません。

今回から、お試し事業という一歩進んだ事業になっております。今後、私がトップに立って、都市部に向かって、宮崎のよさ、居住空間としての価値を広く宣伝していくとともに、体験・滞在型の観光も含めまして、まずは宮崎に来ていただく、そして宮崎のよさをわかってもらう、そして長期滞在から二地域居住、そして完全居住ということの段階的なものを踏んでい

かなければいけないかなと思っております。

発信につきましては、今後、できる限り私としても、そして県といたしましても、新聞、雑誌等々のすべてのマスコミを通じて発信していかなければいけないと思っております。現在、「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」の移住促進の県や国のホームページには1万件以上のアクセスがあると、これは現在では日本一のアクセス数だそうです。それが移住にどうつながるのかというのは、今後検証していかなきゃいけないと思います。相談の件数も数百件来ていることは事実でございますが、これを実のあるものに結びつけていく活動、そういう施策というものが、今後、我々に課せられた課題かなと思っております。

○井上紀代子議員 やはり、どう発信して、どう相手に伝わるかということがとても大事だと思うんです。そのツールの一つとして旬ナビがありますが、これのアクセス数というのも非常に高いんですね。1万ぐらいじゃないんです、アクセス数は。ただ、惜しいかな、観光の情報提供だけなんです。そこでクリックして、いろんなホームページとまたリンクできるようになっているんですけど、そのリンク先によっては、それが非常に可能なところもあるわけですよ、住状況だとかですね。丸山裕次郎議員じゃありませんが、空き家とか——空き家ではないんですけど、住宅情報とかも載っていたりするわけです。例えば、波情報で言えば、サーフィンに来られる人は、東宮花の森とかによく皆さん住んでいるわけですが、そこがどんなふうな状況ですよとかという住宅情報も入っているわけです。私はこの旬ナビも惜しいなと思うんですが、このアクセス数というのは本当に素晴らしいアクセス数なんです。商工観

光労働部長は御存じだと思うんですけど、アクセス数をちょっと言っていていただいてよろしいですか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 申しわけありません。手元に今数字を持っておりませんので……。

○井上紀代子議員 失礼いたしました。10万以上あるんですよ、このアクセス数が。知ってたんなんです。済みません（笑声）。なら早く言えばよという話で、ごめんなさい。すごいアクセス数なんです。これほどのアクセス数を数えたホームページというのはちょっとないと思うんです。KONNEにももちろんリンクできたり、いろんなところにリンクできるわけですけど、せっかくリンクできる場所のホームページ間の情報交換場所みたいなのがあって、これを少し丁寧にリンクさせることはできないものかどうか、それをひとつお聞きしておきたいと思うんですけど……。それは商工観光労働部長のほうがいいでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 申しわけありません。もう一度質問をしていただいてよろしゅうございますか。

○井上紀代子議員 要望として、ぜひ、旬ナビからリンクできるホームページ、このホームページをつくっていらっしゃるところと、そこをグループ化するといったらおかしいんですけども、グループ間で議論をさせていただいて、ホームページをもっとリンクしたときにそれがしっかりと伝わっていく、例えば何が欲しいのかというのがわかるようにですね。

それと、観光ポスターもですね、私は最近疑問に思うんですけども、QRコードというのは、現実にもう御存じだと思うんですが、モバイル化すれば、QRコードをつければいろんな

情報が入るんです。私が長崎に行きましたときに、長崎の観光ポスターにはちゃんとQRコードがついているんです。今は大体皆さんが携帯を持っているわけですから、そういう意味では、モバイル化していくということについても、しっかり考えていただいて、若い子も、今や年配の人も携帯電話でQRコードを見ることが可能ですので、自分が何を知りたいかということをしつかりと見ていただいたらいいのではないかとこのように思っています。

時間になりましたが、移住の問題も含めて、地域医療の問題につきましても、地球温暖化の問題につきましても、これからはしっかりと議論させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、18日月曜日、午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

きょうは、これにて散会いたします。

午後 2 時 48 分散会

6月18日（月）

平成 19 年 6 月 18 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 31 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 米 良 政 美 (同)

- 50 番 坂 元 裕 一 (自由民主党)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 総 合 政 策 本 部 長 総 務 部 長 地 域 生 活 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 選 挙 管 理 委 員 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原 英 夫 河 野 俊 嗣 村 社 秀 継 渡 辺 義 人 丸 山 文 民 宮 本 尊 一 高 柳 憲 一 高 山 幹 男 後 藤 仁 俊 野 口 宏 一 甲 斐 景 早 文 日 高 幸 平 植 木 英 範 和 田 雅 晴 江 藤 利 彦 高 山 耕 吉 吉 田 尚 正 若 友 慶 二 城 倉 恒 雄 大 野 俊 郎 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田 幸 蔵 弓 削 孝 幸 馬 原 日 出 人 四 本 孝 章 富 永 博 章 孫 田 英 美 彦 亀 澤 保 彦 山 中 康 二 隈 元 淳 二 |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

記者の皆さんにお願いがありますが、携帯電話はマナーモードにするか、電源を切っておいていただきたいと思います。

そして、この前、井上康生選手が来たときから東国原知事が一本背負いを練習しているそうですから、皆さん方、一本背負いに遭わないように質問をお願いいたしますと思います。

ただいまから一般質問に入ります。まず、21番十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは日向から私の後援会の方々がたくさんおいでいただいて、お忙しい中、ありがとうございます。本当に感謝申し上げます。ここで手を振るわけにはいかないので申しわけありません。

私は、2期目の改選を迎えまして、凶らずも日向は無投票ということになりました。これもひとえに、やはり後援会の皆さんの御支援のおかげだと、そのように思っております。無投票というのにおごらず、ひるまず、市民の負託を受けて、その責任の重さを真摯に受けとめて、県民福祉の向上に精いっぱい頑張りたいと、そのように思っております。また、東国原知事が就任以来、県議会がよくも悪くも注目を集めておりまして、これはやっぱり知事の人気と大きな影響力だなということを常々思っております。そして、県民の皆さんも県議会に大変関心を持っていただいております。やっぱり納税者、タックスペイヤーとしての目覚めでは

ないかと、そのようにも考えております。また、東国原知事とは今回が初めての議論の場でありまして、よく勉強されておりました頭のいい知事ですから、先ほど副議長が申し上げましたように、一本背負いされないように頑張りたい、そのように思います。

そこでまず、私が政治の道を志した動機について簡単に触れさせていただきたいと思えます。私は、21年間、スポーツ少年団の指導者として活動してまいりました。そして、多くの子供たちと接してきて、その間に子供たちから教えられることがたくさんありました。また、うれしいことや悲しいこと、悔しいこと、いろいろなことを教えられました。そして、すばらしい感動と思い出ももらいました。その子供たちが大人になって帰ってこれる町、ふるさとにしたいという思いで、40歳のときに政治を志しました。まだまだ道半ばでありますけれども、新しい発想と行動力で一生懸命に頑張りたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

今回の肉付け予算は、実質的に東国原知事が初めて手がけた予算でありまして、知事のマニフェストを具現化したものであると説明を受けました。さきの答弁でも、知事の考えを可能な限り盛り込んだと言われております。そして、本年度の一般会計予算規模は5,648億円、そして補正予算額が984億円余、本年度予算に占める割合は17.4%であります。その中で、知事が言われる可能な限り盛り込んだという事業規模は、知事が思っていたより少ないのではないかなというふうに考えております。そこで、県民満足

度調査というのをよくやります。逆に肉付け予算の知事の所見と、それから知事の満足度、これは何%ぐらいになったのか、知事にお伺いをいたします。

後の質問は自席で質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

今回の補正予算案は、私にとりまして実質的に初めての予算編成でありましたが、本県の財政状況は厳しく、また地方財政対策等の結果、本県の収支不足が見込み以上に拡大し、予算編成には大変苦勞いたしました。しかし、私のマニフェストの具体化のために、徹底した事務事業の見直しや歳入確保等を行い、災害時安心基金の創設や企業立地促進補助金の最高限度額の引き上げ、医師確保対策強化、二地域居住や移住の促進等、現時点で私の考えを事業化できるもの、あるいは早急に取り組まなければならないものは可能な限り盛り込んだところであり、積極的かつ緊縮型予算になったと考えております。知事の満足度、知事としての満足度でございますね。70~80%でございましょうか。以上でございます。[降壇]

○十屋幸平議員 やはり財政が厳しいということの裏返しだと思んですが、骨格予算でも示されたように8割方は使い方が決まっています。そういう中で苦勞された補正予算のあり方だと思います。ですから、この満足度を知事も県民もしっかりとまた高めていただくように、これは要望にしておきたいと思えます。

それから次に、裏金問題について質問させていただきたいと思えます。これはいろいろ、官製談合事件があったり、そしてまた今回の裏金ということで、本当に県政は県民の信頼を失っ

ている、そして怒りもあるというふうに思いません。知事自身が謝罪をされたり、御自身の処分も含めてまた検討されるという答弁もいただきました。同じ質問になるかと思いますが、防止対策のシステムづくりをどう構築していくかという点と、もう一点は、自主申告された職員さんが、だれにどのような形でされたかということ、自主申告の仕方、それをどういうふうにしたかということを知事に御質問したいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 今回の「預け」等が発覚した背景としては、予算を使い切ろうとする誤った認識とか、公金に対する職員のコンプライアンス意識の希薄さなど、職員の意識の問題とともに、財務会計制度の運用や物品購入に係るチェック体制などにも見直すべき課題があるのではないかと考えております。このため、今後の全庁調査の中で実態の把握と原因の究明を行い、外部調査委員会の提言などもいただきながら、職員の意識改革の一層の推進とともに、具体的な再発防止の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

なお、出先機関においては、物品購入の仕組みが本庁と異なり、各出先機関が直接納入業者を決定し、発注する仕組みとなっており、このことも要因の一つと考えられるため、今後、出先機関における物品調達の一元化等についても検討していきたいと考えています。

あと、自主申告の件なんですが、だれがどのようにとは、職員の方たちが上司の方に自主申告したというような経緯を伺っております。

○十屋幸平議員 昨年、18年の3月に公益通報制度という形で、それが活用されたのかどうか、再度御質問したいと思います。

それともう一点は、これは、別の質問になり

ますが、本庁の出納閉鎖は5月だと伺っております。そして、出先が4月だというふうにも伺っております。いわゆる「預け」と「書きかえ」があって、我々も物品購入に際していろいろなことが想像できるんですね。逆に、年度をまたいで、業者さんのほうに備品や物品の借り、いわゆる物を先を買って翌年度支払うということはなかったのか、またそういうことを調査されたのか、知事にお伺いしたいんですが……。

○総務部長（渡辺義人君） 後段の今、議員がおっしゃったのは、いわばツケ払いかなという感じですが、その件については、自主報告の段階ではそのような報告は受けておりません。なお、御指摘のような事例が仮にあるのであれば、今後、各所属から事情聴取を行ってまいりますので、そのような中で把握したいというふうに考えております。

それから、公益通報制度につきましては、今回の自主報告は、総務部のほうから各部局に対しまして、預け等の事実があれば報告をしていくということで要請をしまして、各所属においては、所属長の指揮のもとにそれぞれ調査を進めたわけでありまして、いわば公益通報制度が働くまでもなく、そういう形で申告が上がってきた、こういう経緯がございます。以上であります。

○十屋幸平議員 公益通報制度、なかなかこれ、私もそうですけれども、そういうことを言いつらいような——弁護士さんがおられても言いつらいんじゃないかなということに危惧しております。それをシステムつくってうまく使っていくのは、やっぱり生身の人間ですから、そのあたりもちょっとまた御検討いただきたいというふうに思います。

そして、預けがあって、書きかえがあって、

今度調査をされて、今後のことかもしれませんが、業者さんへの対応、業者さんも今、調査票に記入されて出されるんでしょうけれども、その対応を調査票が出てからある程度考えられるのか、もう既にどの方向性でという考え方があるのか、業者さんへの対応についてどうお考えか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今、外部調査委員会では、業者さんも含めて調査を行っていただいております。物品等の購入を一元化するかどうかも含めまして、今後の検討課題だと考えております。

○十屋幸平議員 わかりました。この件につきましては、一昨日からずっとありますので、これで差し控えたいと思いますけれども、やはりちゃんとした調査をお願いしたいというふうに思っております。

次に、予算編成システムの見直しについてお聞きしたいと思います。厳しい財政状況で緊縮型というの、先ほど知事もおっしゃいました。第2期財政改革の推進もやらなければなりませんし、また一方では、新みやざき創造計画、これを、新たに策定されて、県勢の発展に役立てなければなりません。今やられています予算編成のシーリング方式、これを見直す考えはないかということでお尋ねをしたいと思います。いわゆるシーリング方式、最初から各部局にある程度、予算の枠ではなくてパーセンテージなりを示して、どこどこの部はここまでしか要求できませんというふうなやり方ですね。その弊害というのが、今の社会経済情勢に合わないんじゃないかとか、不要な事業であっても基準の中であれば、財政当局が査定するとき甘くなるんじゃないか。そして、よく我々も予算書を見ると、それぞれの割り振りというのもそんな

なに変わらないんですね。箱物を建設したら大きくなったり、それがなくなれば翌年度は減ったりとか、そういうのではなくて、枠配分方式、今、いろんな県もやっておられますが、最初に各部にある程度枠を預けて、管理する各部長さんたちが、その事業の中をちゃんと予算編成する。いわゆる県庁の中の分権という形で、そういう枠配分方式が考えられないか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御指摘の、いわゆる枠配分方式につきましては、全国の地方公共団体の中でも、部局の主体性を尊重するなどの観点から導入している自治体があることは、認識しております。例えば佐賀県がそうだと思います。この方式の導入により、各部局の独自の創意工夫により事業の見直し意欲が高まる等のメリットがある一方、各部局へ予算の枠や予算編成の一部を任せってしまうことにより、県全体から見た優先度や緊急性の観点からの審査機能が働かない、財源の有効活用が最大限になされないというデメリットもございます。いずれにしても、今日の社会経済情勢の変化や厳しい財政状況のもと、効率的な財政運営を図りつつ、さまざまな行政ニーズに的確に対応し、成果を出していくことが求められておりますので、予算編成のあり方については適宜検討していく必要があるかと思えます。

○十屋幸平議員 今、知事が言われたデメリットの部分なんですけれども、予算配分する前には、先ほど言いました新みやざき創造計画の方針とか、行革大綱の方針を踏まえてということが当然、大前提であります。ですから、今おっしゃったように、何でもかんでもお任せするのではなくて、その基本方針に沿った形でそういうものを取り入れてはどうかという提案であり

ます。このシステムを変えるというのは、これまでずっと何十年もやってきましたので、なかなか厳しいかと思いますが、そういう見直しをする必要性、これは十分にあると思えますので、これは今後の検討課題として御検討いただければと思います。

それから、もう一点は、それとあわせて、今回の裏金問題でもありましたように、使い切り予算、これは早急に見直しをやっていただきたいと思えます。三重県とか横浜とか、知事も御存じだと思いますが、メリットシステム、その年度節約した分を来年度、全額または2分の1、その担当部に配分するという、このシステムの導入についてはどのようにお考えか、知事のほうにお伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） お尋ねのメリットシステムなんですけど、これは残った予算が単に不要だったのか、積極的な節約によるものなのか、検証が必要だと思われまます。平成19年度の予算で収支不足額が256億円でございましたが、多額の財源不足が生じている中で、限りある財源は真に必要なものへと配分する必要があるのではないかと考えております。このような御意見も慎重に承りながら、検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほどの枠配分方式とメリットシステムの両方を組み合わせてやっていくということは、先ほど最初に質問しました知事の満足度で70～80%だと、その中で、ここの2つを組み合わせて、マニフェストにより近い形での予算編成ができるのではないかというふうに私は思っています。知事も大変忙しいでしょうけど、その中で考えていただければありがたいというふうに思えますので、これはまた別の機会に議論をさせていただきたいと思えます。

次は、職員の意識改革、これは簡単に言いますが、今度の裏金に関して、全職員さんに知事の思いをどのように伝えるかということが一点。それから、当然人を育てる中では信賞必罰、いいことをしたら褒める。私が市議の時代に、業者さんに頼むと数百万かかるパソコンのシステムを独自に個人で開発した職員さんがおられました。それを議会を通して大変賞賛したんですけれども、そうしたら、その職員さんは大変喜ばれたんです。昨日も鳥インフルエンザの浜口対策監のお話が出ました。罰するだけではなくて、やっぱり褒める、そして職員さんのやる気とかそういうものを出してくるということも大事なので、知事はその点についてどのようにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） まず、職員の方々への意思疎通、私の意思をどう伝えるかでございますが、庁議とか自身のブログ、あるいはランチミーティング等々を重ねて、できるだけ職員の方々とのコミュニケーションをとり、私の意思を伝えるように努力させていただいております。

信賞必罰に関してでございますが、論功行賞等々も含めて、そういったものは重要な検討課題かと思っております。ただ、どの程度のものを必罰とするのかということでございますが、その辺は、私のさじかげんと申しましょうか、それに かかっているかもしれませんが、他府県の事例もかんがみながら、考えさせていただきます。

○十屋幸平議員 それこそ懲戒処分とか、分限とか、それから倫理規程とか、そういうものはあるんです。逆に言うと、そういう褒めるほうの部分がないので、十分に知事のほうで御検討いただきたい。さじかげんもあるでしょうし、それはいろいろ考えられることがあると思いま

すが、そのことを要望としておきたいと思いません。

それから、新企業立地についてお尋ねをしたいと思えます。今回、新企業立地で100社1万人ということで、そしてまた、企業立地促進補助金が今回の補正でも20億2,000万円計上されています。この件に関しましては、非常に私も評価しております。それと、先ほどの県民意識調査の中でも、2,006人のアンケートの中で864人、雇用を県民の方も望まれております。そこで、知事にお尋ねしたいのは、この新企業立地100社と雇用1万人、この根拠をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 根拠についてであります。過去の年度の企業立地等を合わせると、この4年では恐らく80数社だったと思えますが、それを超える枠、頑張れば超える枠という100社ですね。1万人の雇用につきましては、企業立地、誘致した企業だけではなく、県内で新しく企業を起こされた方等々の雇用の創出も含まれると思えます。1万人というのは、失業率を1%程度上げるといような数字を根拠にしております。

○十屋幸平議員 県のデータを見ると、15年から18年の4年間で99社[※]なんですね。ですから、超えると。1つ超えれば100なんです。本来なら、この前からマニフェストで知事が言われているように一生懸命頑張るといことで、企業数のほうでは目標値が、知事がおっしゃった高い目標を上げるということでは、ちょっと低いのではないかなというふうに考えております。景気も、都会においては若干上向いておりますが、地方ではまだまだということでもありますけれども、そのあたりは我々も——この前、副議長に言われました、1社持ってこいと——そういういろいろな形で取り組んでまいりますけれど

※ 210ページに訂正発言あり

も、先ほど述べましたように、県民の雇用、働く場、そこが非常に望まれておりますので、しっかりと頑張ってくださいというふうに思います。

それから、もう一点は、もう一回質問しますので、そのときに一緒にお願いします。

企業立地促進法というのが、国において6月11日に施行されました。これの県の取り組みはどういうふうになされていくのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 先ほどの企業誘致の件数でございますが、平成15年から18年までの4年間で、こちらの統計数字だと89件になっております。平成16年度の33件というのは、この年は非常に多かったわけでございますが、平均すると14件、26件、16件と、1年にそんな感じでございます。それを4年間に100社ということは、私としては非常に高い目標を設定したところでございます。

企業立地促進法につきましては、県と市町村等が連携して、地域の強みと特性を生かして、その地域に特徴的な産業の集積を図るための基本計画を策定し、国の同意を得た場合に、誘致活動や人材育成等の事業に対し、国からの支援を受けることができるものであります。県といたしましては、現在、計画策定の前提となる、集積を図ろうとする産業や対象とする地域について、検討しているところでございます。企業誘致につきましては、市町村や関係機関・団体等が一体となって、さまざまな取り組みを行っていくことが重要であります。今後、企業立地促進法の活用も見据えながら、引き続き誘致活動に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○十屋幸平議員 ちゃんとお読みになられたん

ですけれども、この前から出ています5ブロックに分けた企業立地促進協議会、これとどういうふうに連携するのか、関係が出てくるのか、そのあたり商工観光労働部長、わかりますでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 今お話ございました5地域にあります企業立地促進協議会、これと今回この法律で言います協議会というのは全く別なものでございまして、例えば県と市町村、そういった関係団体等が集まって、この地域にどういった関係の産業を誘致しようかとかいうのを検討してその計画をつくる、そういうことが前提となっております。以上でございます。

○十屋幸平議員 ですから、どういうふうに今度はその連携をしていくか。こっちの促進法では、行政がいつもですと事務局をやったり、いろんなことをしますね。そういうことがこれではできないというふうになっております。そのあたりをどう連携させていくのか。県が計画をつくってやっていくということなんですけど、それはどう整理していったらよろしいのでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 基本的に、市町村と県が中心になって、そういった協議会をつくって、そういった独立した事務局をつくって持っていく。そこがいろんな事業を進めていくということになろうかと思っております。

○十屋幸平議員 それは企業立地促進協議会のほうで、地域産業活性化協議会というのは、行政が事務局になるのではなくて、商工団体とか大学とか、そこではないのでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 地域産業活性化協議会、これにつきましては、別途その協議会の事務局といたしますか、執行する機関が

ないといけないと。例えば今おっしゃった商工会議所だったりとか、そういうことは可能性としてはあろうかと思えます。

○十屋幸平議員 この促進法、せっかくできたんですから、本当に積極的に活用していただきたい。

そこで、知事に一つお願いがあるんです。この法律は、農業とか食品関係の企業の誘致はだめなんです。66業種が決められています、それは入ってないんです。この前から知事がお答えになっているように、そういう食品関係の誘致とかありますので、これは国のほうにぜひこういう業種も——宮崎は特にそうなんです——入れていただくように御要望していただけますでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 検討させていただきます。

○十屋幸平議員 次に、環境問題に移りたいと思います。

知事、総合計画審議会でも女性の方から、マニフェストに環境問題の記述がないということが出ました。私もその場におりまして、御意見を聞いたところですが、当然、十分認識はされているということだと思います。改めてこの場で、知事の環境問題に対する認識をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 時々いろんなところで御指摘を受けるんですが、環境問題がマニフェストに入っていないということですね。80項目に上るマニフェストの中で環境問題はあえて入れなかったというか、環境問題は、今まで宮崎県は非常にいい取り組みをされているので、それを継続させていただくという意味で、あえてマニフェストには載せなかったということがございます。

本県には、温暖な気候や豊かな森林、きれいな水や空気、自然の景観など全国に誇れる豊かな自然環境と良好な生活環境がございます。しかしながら、今日の環境問題は、身近な地域の問題から地球規模の問題まで広範かつ複雑化してきております。本県におきましても、生活排水の処理や地球温暖化対策など取り組まなければならない多くの課題がございます。このため、今般策定した「新みやざき創造計画」におきまして、環境保全の推進を重要かつ喫緊の課題の一つと位置づけ、森林環境税を活用した森林保全への取り組みや、省エネやごみ対策等を柱とした地球にやさしい3つの行動、さらには、環境にやさしい新エネルギー導入の促進に取り組むこととしております。いずれにしましても、環境の保全には、県民、団体、事業者、行政が一体となった取り組みが必要でありますので、県民の皆様の御理解と御協力、そして積極的な活動への参加をお願いしたいと考えております。

○十屋幸平議員 マニフェスト云々かんぬんはいいんですけれども、県民意識調査というのをされていてデータがありまして、「県の政策で重要なものは何ですか」というと、先ほどの2,006人の中の471人、24.1%が「環境保全対策」というふうに書かれてありました。ということは、今までやってきた政策が浸透していつて、皆さん一生懸命やっているんだと理解するのか、もしくは逆に、まだ足りないのか、そこが分かれ目だと思うんです。この数値からするとですね。ですから、そのあたりを今、知事がおっしゃったように、現在あるいい取り組みを進めていくということも一つなんですけれども、これからちょっと提案させていただきたいんですが、時間がありませんので2つ立て続け

にやらせてもらいます。よろしいでしょうか。一問一答方式にならないんですけど、知事、よろしいですか。

静岡県は全国に先駆けて「STOP! 温暖化アクションキャンペーン」というのをやっています。6月の環境月間から来年の1月までの運動期間中に、個人から団体、企業、さまざまなチーム1,530、県民の1%、約3万8,000人をことし募集して、所定のシートに活動内容とか企画とかそういうものを書いて、それから、終わった後にそれをレポートとして提出して、来年の2月に「STOP! 温暖化グランプリ」、こういうものをやろうとしています。これは全国で初めてです。こういうことが宮崎県でも取り組めないかというのが一つと、それから、もう一つは、リサイクル製品認定制度、これは36都道府県がやっております。三重県のフェロシルトの問題とかもあります。しかしながら、県民、市民の意識、リサイクルへの意識を啓発する意味では、やっぱり必要ではないかと思えます。片一方では、リサイクル産業の育成という側面もございます。その両方あわせて県として取り組めないか、これは環境森林部長、よろしいですか。

○環境森林部長(高柳憲一君) まず最初に、静岡県の例による温暖化防止の取り組みについてでございます。二酸化炭素の排出量を削減するためには、この前の井上議員の御質問にもございましたけれども、やはり県民一人一人が、地球温暖化の現状というのをしっかりと認識して、それを行動として省エネルギーを实践するということが非常に重要であるというふうに思っております。今、静岡県の例でお話ございましたが、本県におきましても、今年度から「一村一品・知恵の環^わづくり」事業を、県が法

律に基づいて指定した地球温暖化対策の普及啓発の拠点であります「宮崎県地球温暖化防止活動推進センター」というのがございますが、このこと県と協働いたしまして実施することにいたしております。この事業は、地域の創意工夫を生かしまして、温暖化対策の取り組みをまず公募いたします。そして、その中ですぐれた取り組みを県の代表といたしまして、全国大会に選出をいたします。そして、全国大会では、各都道府県の代表する取り組みが全国に発信され、その中から特にすぐれた取り組みが、グランプリ等ということで表彰をされることになっております。この事業を通じまして、県内外のすぐれた取り組みを県民に発信して、地球温暖化に対する興味や関心を喚起することによりまして、新たな取り組みを促すものでございます。今後とも、このような普及啓発活動を通じまして、地球温暖化防止活動の輪を県全体に広げてまいりたいというふうに考えております。

次に、リサイクル製品認定制度についてでございます。この制度は、安全性や品質について一定の基準を満たすリサイクル製品を行政機関が認定をいたしまして、その利用を促進することにより、資源の循環利用と廃棄物の排出抑制を図るものであります。この制度は、リサイクル製品について行政機関が安全性や品質を審査し、また広報等も行いますことから、リサイクル製品の利用促進には一定の効果があるというふうに考えております。しかしながら、この制度の運用に当たりましては、安全性や品質の認定基準をどのようにするのか、また、価格などの面から認定品が必ずしも優先的に利用されるものではないというような課題もございます。このため現在、九州地方知事会におきましても、国において認定に係る基準等を定めるよう

要望をいたしているところでございまして、こういった動きも見きわめながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○十屋幸平議員 まさに一人一人の意識の問題だということがあります。この前、私たち県議も数名、アル・ゴア元副大統領のドキュメンタリー「不都合な真実」を見てきました。著書もありまして、その中に、「地球のためにあなたができる最初の一步は、この事実を知ることだ。」というふうに記されております。これは本当にそうだと思います。そこで、一つ私は知事に御提案をしたいと思うんですが、県内小・中・高、499あります、この「不都合な真実」のDVDが税込みで4,179円で販売されています、これを各学校に配付して環境教育に役立てることができないか、知事はそのことに対してどういうお考えか、聞かせていただきたいと思うんです。

○知事（東国原英夫君） 「不都合な真実」のDVD、1本4,000円ですか。500で200万ぐらいですかね。環境に対する意識の醸成は非常に重要かと思えます。そのDVDを見せることが、どのような効果あるいは結果を招くのか、ちょっと検証してみないとわからないのでございますが、税の趣旨、税の使い目途の趣旨ということも含めて勉強させていただきます。

○十屋幸平議員 先ほど私の発言、一部訂正させていただきますんですが、企業立地の件数、知事が89件、私が99件と申しました。私のほうが10個余分に——希望的観測があったんだと思いますが——足しておりましたので、そこを訂正させていただきますと思います。

今、税のあり方、税の目的、これ、まさに森林環境税があるんですね。210万円。これは研究——知事は大分なれられて、研究、検討課題、

いろいろ使い分けをされるようになったんですが、そのあたりで、やはり子供たちが体験しながらやるということは十分わかります。ですから、もう一步、今度は先ほどお話ありましたように見て、知ることが大事なんだと。自分たちが住んでいる地球が今からどうなっていくんだということを知ることが大事ということをお提案したんです。再度そのことで知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 知ることは大切だと思います。それはテレビ等々の環境番組あるいは実体験、教育の中での実体験等々も含めて、知るということは、認識するということは大切かと思えます。ただ、環境に関して申しますと、宮崎県は非常に能動的な取り組みをされていると思います。ちなみに、川の水質、海の水質、日本で屈指の水質基準だと考えています。空気に関しては、光化学スモッグ等の注意報はこれまで発せられておりません。等々もかんがみて、宮崎県は非常に環境の取り組みというのは良好かなと思っております。今後はCO₂の削減だけではなく、CO₂を吸収する、つまり森林を大切にするというような取り組みも大切かと思っております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。今から森林の話をしようと思っておりました。そういう取り組みをぜひやっていただきたい、これは要望にとどめたいと思います。

先ほど知事もおっしゃったように、森林・林業の大事さ、いろいろ現在の状況が少しずつ、ほんの兆しではありますが、いい方向になりつつあると。そういうことを踏まえて、今もおっしゃいましたが、森林・林業の現状と課題について知事がどのように認識されているか、お願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 御案内のように、平成3年から16年連続で杉素材生産量が全国1位となっております。本県は、我が国を代表する国産材の供給基地としての地位を築いているわけでございます。しかしながら、林業を取り巻く環境は、長期にわたる木材価格の低迷や担い手の減少、高齢化等厳しい状況にあることから、手入れの行き届かない森林や植栽未済地の増加等が懸念されております。私としては、このような本県の森林・林業の現状を踏まえ、県産材のあらゆる需要拡大を図るとともに、林業を支える山村地域の振興や森林・林業を担う人づくりを行い、森林の公益的機能にも十分配慮しながら、持続可能な循環型の林業を推進していくことが重要であると考えております。

○十屋幸平議員 それこそ2月も、当時の部長がちゃんと答弁されております。そのとおりのおっしゃったんだと思うんですが、だから、環境森林部長、その課題をどういうふうに政策として県は取り組んでいくか、解決していくか、そのことをお伺いいたします。

○環境森林部長(高柳憲一君) 本県林業の活性化をどうやって図るかということでございますが、これまで整備をしてきました林道等の生産基盤、当然これを活用いたしまして、適切な森林の整備を進めますとともに、県産材の需要を拡大していくということが非常に大事であるというふうに思っております。このため、県といたしましては、補助事業等を活用した間伐の推進、あるいは植栽未済地の再造林に努めて、健全な森林づくりを推進しているところであります。また、県産材の需要拡大を図るため、素材を安定的に供給する新生産システムの導入を初めとしまして、人工乾燥材等の高品質材の生産体制整備、あるいは県内外への新たな販路の

開拓にも取り組むことといたしております。さらに、新規就業者の確保あるいは林業技能者の養成など、担い手対策に取り組むとともに、施業の集約化や機械化の推進等によります木材生産の低コスト化を図るなど、再生産可能で競争力の高い林業・木材産業の確立に努めてまいりたいというふうに考えております。

○十屋幸平議員 しっかりと取り組んでいただきたい、そのように思います。

中国木材について、この前ちょっと出ましたけれども、知事の答弁では、「共存共栄できる着地点を探っていただきたい」というような発言をされたと思います。今、川上・川下、意見が分かれて、賛否両論いろいろあるのは十分認識しております。県の林業政策の中で、今回の企業の進出について基本的にどうのお考えか、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長(高柳憲一君) 先ほど知事のほうからもございましたように、本県の杉を中心とします森林資源というのは着実に充実をしてきており、この資源を最大限に活用する、これを生かして林業・木材産業の活性化を図っていくということは、非常に重要な課題であるというふうに認識いたしております。このため、安定的な県産材の需要拡大に結びつきます企業の進出等は、森林所有者の所得向上や新たな雇用にもつながり、地域経済の活性化が図られるものと期待されます。今回の中国木材株式会社の進出につきましては、地元から、原木調達の競合あるいは植栽未済地の拡大への懸念などを理由に、進出反対の意見も聞いておりますので、会社に対して、具体的な原木の調達計画等を明らかにして、地元製材業界等と話し合いの機会を持つように、会社のほうに働きかけているところでございます。いずれにいたしまして

も、川上・川下の地元業界と会社が十分に話し合う中で、共存共栄できる道を探っていただきたいと考えております。

○十屋幸平議員 この議論はまたさせていただきたいと思います。それに呼応するかのように——直接的な原因はないんですが——宮崎ウッドテクノが倒産しました。最初に、昨年度黒字だと新聞発表があつて、しばらくすると8億の負債、そして2～3日すると9億8,000万の負債、こういうことで会社が破産しました。こういう会計処理のずさんさから、市民も含めて経営自体に不信が募っているんです。それを受けて地元企業への影響がないのか、県と、そういうあたりにどのような影響があるか。環境森林部長、お伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 宮崎ウッドテクノ株式会社につきましては、耳川流域の豊富な森林資源を活用するために、平成11年から操業を開始し、これまで宮崎市の木の花ドームあるいは日向市駅舎など大型木造建築物の建設を数多く手がけ、県産杉材の需要拡大に貢献してきたところであります。また、木材利用技術センターなどとも連携をいたしまして、本県杉材の特徴を生かした建築工法等の技術を集積してきたところでもございまして、このような事態を迎えましたことはまことに残念であります。このたびの破産によりまして、県内唯一の大断面集成材の生産施設と加工技術が失われることは、県産材を活用した大型木造建築物の建設や需要拡大等の面で影響が生じるものと考えております。このため、県といたしましては、関係市町村等とも連携をしながら、耳川流域を初め、県内の林業・木材産業への影響が極力少なくなるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○十屋幸平議員 これは事実だけを知っていただくためにちょっとお話しますが、平成9年に県と愛知木材が積極的に誘致したわけです。今、11年に操業とおっしゃいました。2年間何もやっていなくて800万の赤字を出しているんです。ですから、そのあたりがきちんと——県の責任もあると私は思うんです。当時の1市2町5村が出資を拒んだ。ある1村は賛成したんですけれども、県のほうに陳情書として、出資をしてほしいというのが出ていると思います。その中で、県はしっかりと断つたと。しっかりと断つたんです。だから、そこで責任がないということではなくて、最初の取っかかりのところでちゃんと、誘致しているときに、県としては関与しているんです。そのあたりをちゃんと、もっと調べて、市と協議してほしいというふうに思います。これは時間がありませんので、また次回に回したいと思いますが、そのあたり、もし、環境森林部長、何かありましたらお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 平成9年から11年までの2年間の空白ということでもございました。確かに出資の要望があったというのは聞いております。それに対して県では、かさ上げ補助等で対応したというふうに聞いております。その時点でのいろんな議論をされまして、県としての方向性を出したものというふうに考えております。いずれにしましても、こういう事態に至ったわけでもございますので、いろんな影響が最小になるように、県としても関係市町村等と連携をして努力していきたいというふうに思っております。

○十屋幸平議員 商工観光労働部長、それでも、こういう連鎖倒産とか起きたら、県としてはどういう対応ができますか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 連鎖倒産等が心配される場合に、県の中小企業融資制度の中に緊急経営安定貸付、連鎖倒産防止関係の融資制度もごございますので、そちらのほうを御利用いただくようにしていただければよろしいかなというふうに考えております。

○十屋幸平議員 もしそういうことがあったら、市とちゃんと連携をとって協議していただきたい、そのように思います。

次に、観光客5%アップについて。きのうも、日曜日、テレビで宮崎の番組が、知事も出られて3本放映されました。けさも観光客の方がバス2台、大型バスで来られて、本当にすごい人気だと思います。知事は観光客数の5%アップについては、御自身認められて、「間違ってしまったんだけど、一生懸命取り組む」というふうに言われております。そこで、具体的にこの5%の数字の根拠、それをお聞きいたします。

○知事（東国原英夫君） 数字の根拠とおっしゃられても、そもそもこれは間違っただけでございます、根拠は示すことができないんですが、間違っただけとは言えませんから、年率5%というのを達成できれば、私は、観光立県としての宮崎、宮崎再生はこれで図れるんじゃないかなと思っているぐらい重要な数値だと思います。このマニフェストで一番ハードルの高いのが、実はこの5%だと思います。御案内のように、毎年、県外から450万人の方がお越しいただく。それを5%上げるとするのは20数万人、4年間で100万人上げる。4年後に550万人にする。これはとんでもない数字でございます。でも、これを高い目標として、私は努力させていただいているつもりでございますので、必死でございます。

観光のあり方というのは、これから長期滞在型あるいは体験型になっていくと思うんですが、あらゆるものが観光にマッチングして、あるいはコラボレーションして、例えば農林水産業と観光、あるいはスポーツと観光、あるいは医療と観光、あるいは森林セラピー等のいやしの観光、あらゆる視点で観光振興を図っていかなければいけないと考えています。そういった意味で、宮崎が無から有を生む、例えば県庁庁舎が観光の資源となるというようなことは、今までなかったことでございます。そういったことも含めて、無から有を生む、これまでの観光行政としての箱物ではなく、あるものを有効利用して、それを再発見して観光に結びつけていくというような創意工夫等を駆使しながら、この実現に向けて邁進したいと考えております。

○十屋幸平議員 皆さん、お手元にこの資料が配付されていると思います。今まさにあるものを活用するというので、さざれ石でございます。日向の^{おおみ}大御神社というところに、こんなでっかいさざれ石がありまして、知事もことしの1月、知事選前にこちらにおいでいただいて、見ていらっしゃると思います。昨日、井上康生選手が表敬訪問されて、金メダルをとりたいたいことを言われておりました。「ママになっても金」という谷亮子選手も出ますが、もう一つ言いますと、星野ジャパンも何か合宿をすると。私の提案は、そういう方々にこの前で必勝祈願をしていただいて、その結果を観光誘致に結びつけられないか、まさにスポーツと神話と伝説を結びつけたような、そういう考え方はできないか、知事にお伺いしたいと思いません。

○知事（東国原英夫君） さざれ石というのは、調査によりますと全国至るところにあるん

ですが、大きさが日本一だということで、これもまた微妙なんです。日本一と日本2位の差が余らないというような現状もございます。でも、日本一ということは、非常にうたい文句としては価値が高まるかと思えます。この近隣に位置する馬ヶ背等も含めて、ここの神社の本殿などは国の登録有形文化財であるということなどから、非常に観光価値としては高いのではないかと、私も認識しております。このさざれ石は県北における有力な観光資源でありますので、県としましても、今後とも地元自治体など関係の方たちと連携を深めながら、私も積極的にテレビ等で「さざれ石」と言うようなPRに努めてまいりたいと思っております。

○十屋幸平議員 先日、さざれ石の銘菓が知事の手元に届いたと思うんですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。できれば、太平洋マラソンを走る前に一度お参りいただくとありがたい、そのように思います。

次に、建設行政に移らせてもらいます。

御案内のとおり、宮崎の産業構造として、本場に農業と公共投資、これが非常に比率が高い。これは全国で5番目。平均値は全国平均値が約20%、そして宮崎県が29.1%、ちなみに1位は山梨県の32.5%、これが歳出総額に占める割合であります。こういうことを考えたときに、建設業の活性化策ということで、知事はどのようにお考えかお尋ねを申します。

○知事（東国原英夫君） 御案内のように、建設産業というのは、社会資本の整備を通して県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応とか雇用の場として大きな役割を担っていると思っております。公共事業に大きく依存している本県の建設業は、年々、公共投資が減少する中、経営を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっ

ていると認識はしております。このようなことから、県では、経営革新など意欲ある企業の取り組みを積極的に支援するとともに、経営と技術にすぐれた企業が成長できる環境づくりを進めていく必要があると考えております。また、今般の入札・契約制度改革におきましては、県発注の公共工事について、原則として県内建設業者へ発注するとともに、入札参加条件に地域要件を設けたところであります。今後とも引き続き、建設産業の育成に十分配慮してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、入札制度については、る議論がありましたので、県土整備部長、この入札制度が導入された場合、県内建設産業への影響、どのように考えておられるか、お伺ひしたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 平成18年5月、中央建設業審議会総会におきまして、「建設産業は、急速な建設投資の縮小により深刻な過剰供給構造となっているため、再編・淘汰は避けられない、厳しい経営環境に直面している」という報告がございます。本県内における建設投資総額は、建設統計調査によりますと、平成10年度の7,343億円をピークに、平成17年度は5,287億円と約3割も減少するなど、本県建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。今回の一般競争入札の拡大は、建設業者にとりましては、入札への参加機会が増加するというメリットもある一方で、競争性の高まりによりまして利益率が低下することも考えられますことから、業界の再編等が進むことも十分想定されます。このため県といたしましては、建設産業活性化プランに基づき、今後とも、経営改善や新分野進出に取り組む意欲ある企業を積極的に支援してまいりたいと考えておりま

す。

○十屋幸平議員 宮日政経懇話会が4月16日に開催されまして、そのときに慶應義塾大学の土居丈朗准教授がおっしゃいましたのは、「公共工事は悩ましい問題である。削減は必要だが、他の産業にシフトが必要」。そして、削減して景気が悪くなってはならないというふうなことも述べられております。ですから、その分、十分注意してやっていただきたい、そのように思っております。

それから、もう一つ、4月から落札率が7割に急落しているという報道がありました。その中で、例えば総務部長、残額が出た場合、今後その残額についてはどういうふうな取り扱いになるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（渡辺義人君） 落札率の低下分につきましては、基本的には再投資に振り向けられる、このように考えております。以上です。

○十屋幸平議員 再投資というと、その年に再度別な事業に振り向けられるというふうに理解してよろしいんですか。

○総務部長（渡辺義人君） 具体的なところは県土整備部長が詳しいと思いますけれども…。落札率が低下した分だけ、それだけいわば一時的に余剰金が生じるわけでありまして。その分がふえたわけでありましてから、それは例えば、工事の残事業量があればそちらのほうを前倒して実施するとか、そういう形で有効活用が図られる、このように認識しております。以上です。

○十屋幸平議員 県土整備部長、それでよろしいんでしょうか。

○県土整備部長（野口宏一君） ただいま総務部長のほうから答弁ございましたように、例えば継続中の事業でございますと、まだ翌年度や

らなくてはいけない工事、工区があります場合、そういうところに対しまして差額分を充当して、新たな工事を発注するという形になってまいります。

○十屋幸平議員 国の補助金が入っている場合はどうなるのでしょうか。

○県土整備部長（野口宏一君） 手続等が必要な場合はその手続を行いまして、そのような措置をとらせていただきます。

○十屋幸平議員 この入札制度にはいろいろ議論がありまして、最低制限価格が低いところに落札率が張りついているということもありました。その答弁の中で、算定価格のあり方等を検証していくということでありまして。これから最低制限価格の議論があるところだと思っておりますが、今の価格よりアップする可能性もあるのか、またはこれ以上下がる可能性があるのか、大体どちらの方向で——検討されるんですから、これからまたいろいろデータも検証しながらやられるとは思いますが——どちらの方向に行きそうな感じか、そのあたりは県土整備部長、お答えできますか。

○県土整備部長（野口宏一君） 最低制限価格につきましては、恐らく2点あると思います。1点目が、現在の状況ですと、予定価格等の公表で、あるいは積算ソフトの高機能化がかなり進んでいるということで、かなり近いところまで推測可能になって、そのために最低入札価格周辺に非常に入札が集中する。そういうものを解決することで、知事が答弁しておりますように、ランダム方式等の導入というものを早急に考えてまいりたいと思っております。

もう一つは、実際に最低制限価格の全体的な価格が高いのか安いのかというようなお話だと思っております。この点につきましては、実際

に建設業者、県工事を受注している建設業者さんのコスト構造等をしっかり調査した上で、今後の施策について検討していきたいと思っております。

○十屋幸平議員 知事にお尋ねしたいんですが、ランダム方式、これは早急にと今、県土整備部長がおっしゃいました。私もいろいろお話を聞くと、来年度から取り入れたほうがいいのではないかと思うんですが、知事はどういうふうにお考えになりますか。

○知事(東国原英夫君) 先日も御指摘があったように、昨今、非常に張りつきが精緻になっておりまして、予定価格とぴったり合うような事象も、とび・木工という積算がしやすい事象につきましては、そういう一致する事例も出てくるかと思えます。そういったことを避けるためにも、ランダム方式というのは積極的に検討してみるべきではないかなと考えています。ただ、ランダム方式にしますと、どうもくじ引き的な要素がございますので、きちんと企業努力されている方にとっては不利益になる可能性もあることから、慎重に検討していくべきかなと考えています。

○十屋幸平議員 それは十分に検討していただきたいと思えます。

最後に、知事に観光5%アップ、ちょっとまた戻りますけれども、ことしの8月3～4日に、日向の「第24回日向ひょっこ夏祭り」というのがございます。御存じでしょうか。知っているらっしゃれば、これは県内外からたくさんの方が踊りに来られます。そこで、もし知事が——今山大師、延岡にも行かれたと伺っておりますが——こちらのほうに来られれば5%達成も夢じゃないと思うんですが、知事の日程的に合うか合わないか別にして、どういうお考えか

伺わせていただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 大変申しわけないんですが、私のスケジュールは11月いっぱいまで決まっております、8月の3～4日がどのようになっているか、秘書課のほうに聞いてみなきゃわからないんですが……。最近考えているのが、私、体が一つでございますので、2つ、3つにふやすために、東国原知事人形というのをつくって、僕が行けないところにはそういう人形が行くというようなことも考えてはどうかというようなアイデアも出しております。以上でございます。

○十屋幸平議員 県民の期待が大きいので、知事、ぜひ体を壊さないようにしっかり頑張ってくださいと思います。終わります。(拍手)

○中村幸一副議長 次は、9番黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 私は、東臼杵郡選出の黒木正一でございます。きょうは、選挙区からたくさんの方が見えております。それから、ふるさと会の方まで見えております。本当にありがとうございます。ありがたいと同時に、非常に緊張いたします。

私は今回の県議選で初めて当選いたしました。私の住む諸塚村は、この春に人口2,000人を切りました。典型的な過疎の山村でございます。基幹産業である林業の不振で人口が次第次第に減っていき、高齢化が進む中、このままでは山間地は切り捨てられるという悲鳴にも似た声に後押しされて、山間地に点在する一票一票をいただいて、この場に立つことができました。このような背景から選出された者でありますから、初めての一般質問は、中山間地域の諸問題、中山間地域は農林業が主要産業にならざるを得ず、中でも林業の復興なくして地域振興

はあり得ないという基本的考えに立って、質問をいたします。

日本は島国であり、山国であります。この100年間を見ても、森林面積率が65～67%の間を推移している、世界に冠たる森林国であります。今でこそ人口が、文化の中心地が平野部においてきており、山の寂しさが当たり前のようになっておりますが、平野部に人口が移動し出したのは徳川の時代、それ以前の長い年月、山の文化があったのであります。それは縄文の時代、旧石器の時代にまでさかのぼることができ、山のにぎやかさに支えられて森林は守られてきたと言われております。文明人はその足跡に砂漠を残したと言われるように、多くの文明国が森林を破壊することによって文化を育ててきたのに対し、日本は木を植えることで文化を育ててきた国と言われております。もちろん、高温多湿の夏を持つ温帯モンスーン気候に位置していることも、大きな要因であると思っております。

戦後、日本は工業化社会を目指し、生産の現場を沿岸部に集中させ、分散していた人口が都市に移動し始め、高度経済成長期にそれが顕著となりました。工業製品を海外に輸出し、その見返りとして安い農林水産物を輸入、中山間地の基幹産業である農林業が立ち行かなくなり、人口がさらに都市に集中する。政治力まで都市に集中し、地域間の格差が広がっているのが現実であります。確かに、経済成長は物質的に豊かな社会をもたらしました。一方で、連日の殺人事件、そして自殺者の増加、私は、経済成長が置き去りにしたものは、ふるさとである中山間地域、そして日本人の心ではないかと思っております。経済成長期の中山間地問題は、単に過疎問題でありましたが、今や、山の崩壊が起き、下流域の都市住民や漁業者などと流域全体を巻き

込んだ広範囲なものになっております。知事のマニフェストの中に、中山間地域に対する思いが伝わってこないのであります。中山間地域に対する位置づけ、役割について、知事の率直な考えをお伺いしたいと思っております。

さて、今回の県会議員選挙の投票率55.38%、過去最低。東国原知事が誕生した1月の知事選64.85%を大きく下回り、存在感薄い県議と、投票率の低さばかりが話題となりました。一方で、西米良村と諸塚村が90%を超え、椎葉村と美郷町が80%を超えています。これは、候補者が地元から、また近くから出たというわけでは決してありません。知事選においても、ほかの選挙においても、これらの町村、そして西臼杵郡を加えた、いわゆる県北の中山間地域はいつも投票率が高いのです。

日本農業新聞が読者を対象にしたモニター調査によると、「村の将来に不安」と答えた人が中山間地域では97%、ほぼ全員であります。不安の理由は「過疎・高齢化の進行」「地域の農業の衰退」が多く、「活性化に必要なものは何か」との問いに、「収入の増加」、その次に「農業・農村を重視する国政」というのが来ております。政治への期待が大きくなっております。基幹産業が不振で過疎・高齢化が進む地域は政治にすがらざるを得ない。この調査の結果は、県内の投票率によくあらわれているのではないかと思います。知事は、投票率の低さについてのコメントを新聞でされておりましたが、この投票率の高さに対する考えをお伺いしたい、そのように思います。

それから、もう一点、知事にお尋ねします。林業に対する知事の考えでありますけれども、先ほど十屋議員から質問がありまして、ある程度のお答えはいただきましたけれども、知事の

言葉で答えをいただきたいというふうに思います。私のような中央から離れた山村に住んでいる者は、中学を卒業しますと、村を離れて日向市か延岡市か、または宮崎市の高校に行きま。寮か下宿から通うこととなります。1人ならまだしも、2人がダブついて高校や大学へ入学することとなりますと、自宅通学と比べて大変な負担となります。私も、中学を卒業すると同時に村を離れて日向市の高校に行き、下宿をしました。今から約30年前に、いろいろと回り道をして帰りました。地元に戻りますと、あと5年すれば林業はよくなるよという話でした。それ以来、あと5年、あと5年と何回聞いたことでしょうか。あれから30年、木材価格は下がる一方、反面、労働賃金は上がるばかりでありました。林業は非常に厳しい時代が続いております。しかし、だからといって何もかも行政頼み、人頼みしていたわけではありません。林家が力を合わせて木材加工場をつくったり、林業後継者を育てる組織をつくったり、産直住宅に取り組んだり、森林認証を取ったり、シイタケを振興したり、必死になって活路を見出してきました。そうして今、ようやく目の前に国産材の時代到来という新たな局面を迎えています。先日、押川議員も、ある本のインタビューで知事が林業に力を入れたいという話をしていることを紹介しました。知事の林業に対する思いを、知事という言葉でお答えいただきたいと思。い。ます。

後の質問は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答え申し上げます。

中山間地域の位置づけについてであります。平野の周辺から山地に至る中山間地域は、森林

の整備や農業生産活動等を通じた県土の保全、水源の涵養、食料の供給機能など、県民の生活を守る重要な役割を果たしております。また、個人の価値観が物の豊かさから心の豊かさの重視へと変化する中で、豊かな自然環境や伝統文化を有する中山間地域は、都市住民にいやしの場を提供するなど多面的な機能を有しております。私は、豊かな自然や、神話・伝承などの歴史文化、安全で安心な農林水産物など、本県の中山間地域が有する多くの地域資源は、全国に誇るべき財産であり、県民全体の宝であると考えております。一方で、中山間地域は、過疎化、高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、地域活力や多面的機能の低下が懸念されている状況にあります。したがって、今後とも国、市町村と連携しながら、生産基盤や生活環境基盤などの社会資本の整備を進めるとともに、定住条件の改善や就業機会の確保に努めるなど、地域の実情に応じたさまざまな施策を総合的に講じながら、中山間地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、中山間地域の投票率の件であります。選挙の投票率につきましては、御指摘のとおり、各種選挙を通じて、中山間地域の市町村のほうが都市部より高い傾向にあります。これは全国的にそうかと言えます。御質問にもありましたように、中山間地域においては、都市部と比べ交通インフラなどの社会資本の整備がおこなわれているため、政治や行政に対する期待が高いこともその理由の一つかと思。い。ます。また、このような地域におきましては、住民の連帯感が強いことや、行政と住民との関係が近いことなども、このような投票結果につながっている要因ではないかと思。っ。て。お。り。ます。

続きまして、林業についてでございますが、

私は、再三、「森林を守る。50年後、100年後を見据えて今、森林を守る。それが宮崎モデルの一つの要因ではないか」と発言させていただいている次第でございます。御案内のように本県は、杉の素材生産量が平成3年から16年連続して全国1位になるなど、国内有数の国産材供給基地としての地位を築いておる次第でございます。しかしながら、御案内のように、木材価格の長期的な低迷や、林業担い手の減少・高齢化など、林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。このような中で、山村地域の基幹産業である林業を活性化していくことは、地域の振興を図る上で極めて重要な課題であると認識しております。昨今、御案内のように木材価格が上向きになったことで、一縷の光というもの差してきたんじゃないかなと考えております。今後、できる限りの施策を講じて、森林の整備保全に全力を傾注してまいりたいと考えております。森林が減れば国土が減びる、地方が減れば国が減びる、私はそういうような認識でいます。〔降壇〕

○黒木正一議員 知事はある本の中で、林業の振興のために勉強会を立ち上げるというようなことを言われておりますが、どのような勉強会を立ち上げるのか、おわかりでしたらお答えいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 先日も環境森林部の方々とお話ししたんですが、一応議会が終わって、そのような勉強会を立ち上げる方向で考えております。

○黒木正一議員 どのような勉強会でしょうか。

○知事（東国原英夫君） 森林環境を考える全体的な会議でございます。

○黒木正一議員 次に行きます。次は、各部長

にお尋ねをいたします。私の家は、山の中腹にしがみつくようにといますか、はいつくばるように点在している集落の中にあります。ある海岸部の人が見まして、日本のマチュピチュだと言いました。これは喜んでいいのかわかりませんが、そんな山奥に住んでいますから、山村のことはよくわかっているつもりでございました。しかし、この広大な入郷の山間部を歩いてみて、驚くこと、知らなかったことが幾つもありました。まず、高齢者世帯の多さ、ひとり暮らし、2人暮らしの多さ、空き家がだんだんと多くなっていること、鳥獣被害に悩んでいる人の多いこと、台風災害などの自然災害におびえている人の多さ、知っていたつもりだったこれらの問題は大変深刻なものになっております。

そこでまず、高齢者のひとり暮らしや2人暮らしの問題であります。阪神・淡路大震災のとき、多くの高齢者が亡くなりましたが、ひとり暮らし、2人暮らしの老人世帯が都会でも多いんだなと思ったものでした。また、一昨年冬だったでしょうか、長野や新潟の豪雪のとき、屋根の雪おろしの事故や雪の下敷きになって亡くなったのはほとんどが高齢者であり、ふるさとはお年寄りが守っているのだなと感じたものであります。

私が訪ねたある家のことでありますが、隣の家からは車で10数分離れた家、車がないからだれもいないかなと思いましたが、家の中で大きな声がする。だれかいると思って声をかけても返事がない。玄関に「訪問販売お断り」と書いた札があるので、警戒しているのかなと思いましたが、テレビの音がする。玄関の戸をあけて大声で呼んでも返事がない。もしかしてテレビをつけたまま倒れているのかもと中に入

り、中の戸をあけると、ようやく気づいて、体全体でやっと振り返るお年寄り、こういう人がぼつりぼつり何人も住んでいます。この人たちが幸せか不幸かはわかりません。ただ、言い方は悪いかもしれませんが、現代社会の孤独の象徴、地域間格差の象徴ではないかと思うのです。夫や家族を戦場に送ったかもしれない。子供たちを都会に送り、今日の豊かな社会をつくった恩人ではないでしょうか。こういう方々が大事にされる社会、そうでなくてはならないと思います。

もちろん、それぞれの地域地域で声をかけ合う役割を決めたり、災害のときは安全の確認をし合う仕組みをつくったり、郵便配達るとき声をかけたり、いろいろな方法でサポート体制をつくっています。しかし、これからは高齢者が高齢者を支えるという時代になります。県内のひとり暮らし、2人暮らしの世帯がふえていると思いますが、現状と見通し、それから、県の対応、今後どのようにしていくのかということ福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 少子高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しておりまして、特に中山間地域では、過疎化の進行と相まって、その傾向がより強くなっております。中山間地域の高齢者は、長い間その地域社会を守り、支え続けてきた方々であり、今後とも、その住みなれた地域で安心して生活していただくためには、医療の確保とか介護保険制度の円滑な運用はもちろん、その地域の実情に応じて、日常生活を地域で支えるための仕組みをつくっていくことが大変重要であります。こうした取り組みの一助としまして、県といたしましては、高齢者等保健福祉推進事業等によりまして、市町村の社

会福祉協議会などが実施する配食・入浴サービス、移動の支援、宅配サービス、それから高齢者の見守りネットワークづくりなどの取り組みに対して支援を行ってきたところであります。今後とも市町村と連携して、高齢者を地域で支え合う取り組みに対して積極的に支援してまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 次に、空き家対策についてお聞きをいたします。この件につきましては、先日、丸山議員のほうから質問があり、その現状や取り組みについてはお伺いいたしました。重複する点もありますけれども、改めて質問いたします。

私の周りもそうでありますけれども、空き家がふえています。一方で、過疎の村にも都会から移り住んでいる人たちがいます。山の仕事に従事する人、炭窯をつくって炭焼きをする人、ある若い夫婦に「何もないところによく来ましたね」と言いましたら、「何もないけど、何でもあるじゃないですか」と言われました。都会で定年を迎えて移り住んでいる人もいます。雪崩を打ってとまでは無理でしょうが、都会から田舎へという予兆が、ぼつりぼつり確かにあらわれています。これまでの人口減少は、主として世帯員数の減少によるものでした。しかし、ひとり暮らし、2人暮らしの世帯増加により、人口減少は世帯数の減少を伴うものとなります。つまり、空き家がますますふえることは間違いありません。集落に空き家がふえ、朽ちて屋根が落ちた家、つるに巻かれた家は寂しいもので、集落の活力もなくなります。空き家の活用と同時に、今後どう処分するかも今後の課題と考えますが、空き家対策について地域生活部長にお伺いいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 中山間地域で

の空き家対策についてであります。今、議員御質問されましたように、空き家は中山間地域において増加傾向にありまして、空き家の有効活用が図れないかというような声を伺っているところであります。住居に関することは、具体的に二地域居住を検討されている方々にとりましても、大変優先度の高い関心事項ではないかなと思っております。空き家の活用は、二地域居住を進める上で有効な手段の一つではないかと考えております。このようなことから、県といたしましては、今議会に提案しておりますけれども、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」の中で、市町村において登録物件等を紹介する「空き家等情報バンク活動」への補助制度を設けまして、その活動を積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 それでは、鳥獣被害の対策についてお尋ねをいたします。被害がどんどんと広がっております。猿やシカの影響でシイタケの生産を断念した地域、植林後のシカの食害対策に多大な労力と費用を余儀なくされている林業者等、農林産物の生産意欲の低下につながっています。ある地域に行きますと、住宅と家庭菜園を鳥獣被害から守るために、住宅と家庭菜園の周りを網と電気さくで囲んでいる農家がありました。どうなっているのかとのぞいてみますと、家の人「入ってこい」と言うものですから、どうやって入ろうかと迷っていますと、「網をくぐって入ってこい」と言うのです。鳥獣被害のために人間が網の中で生活している。そんなところさえあります。豊かな森づくりを怠っている人間社会への警鐘かもしれません。県のほうでも、それぞれの動物に対して対策がとられておりますけれども、現状とその対応について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） シカ、猿などの野生鳥獣による農林作物への被害額というのが、ここ数年2億円程度で推移をいたしております。県ではこれまで、電気さくの設置ですとか、あるいは有害鳥獣駆除への助成を行ってきたところであります。特にシカにつきましても、雌ジカを狩猟する区域、あるいは狩猟期間を1カ月延長する区域を設定するなど、捕獲の強化に努めてきたところであります。しかしながら、一部地域では、お話にありましたように、被害が深刻化しているところもございます。より効果的な被害防止対策が必要であるというふうに考えております。

このため、猿につきましても、今議会をお願いをいたしております「野生猿被害防止総合対策事業」におきまして、地域の被害実態に応じた対策の構築、あるいは地域での相談体制の整備、さらには捕獲活動への支援を強化することといたしております。また、シカにつきましても、今年度から、雌ジカの狩猟できる区域を県下全域に拡大いたしますとともに、狩猟期間を延長する区域も拡大することといたしております。今後とも市町村等関係機関と一体となって、より実効性のある被害防止対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 それでは、台風、大雨の災害対策についてお尋ねしたいと思います。

昨今の異常気象、地球温暖化によるものと思われませんが、台風や局地的な豪雨など、これまでの常識では考えられない自然災害が、国内外で増加しています。一昨年台風14号、県内でこれまで最大の被害をもたらしました。私の住む耳川流域でも、とうとい人命が失われました。私の地元の商店街も、2年続きの洪水に見舞われました。水の引いた商店街を見たとき

に、この先どうなるだろうかと思ひまして、言葉もない状況でありました。そういう中、地域の方々、地域の建設業の方々、県の出先の職員の方々、学校の先生方、ほかの市町村の方々、多い日には数百人のボランティアの方が集まって、片づけの手伝いをしていただきました。多くの生活物資、義援金も届けられました。このような温かい支援に支えられて、ほとんどの商店が復興し、営業を始めております。しかしながら、土砂の堆積、上流の山崩れ、山林のひび割れなど危険な状況があります。雨が音を立てて降ると気が気ではありません。災害を未然に防止するには、河川土砂のしゅんせつ、ほかに、適切な河川管理や予防的治水事業を計画的に推進し、災害に強い安心して住める県土づくりに努めるべきと考えますが、環境森林部長、県土整備部長に考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 本県の山間地というのは非常に地形が急峻で、地質的にも非常に脆弱であるということから、山腹崩壊等の災害が多く発生をいたしております。特に平成16年、17年の台風では、県北を中心に過去に例を見ない大災害が発生いたしまして、県民生活に大きな影響を与えたところでございます。山地災害予防対策の推進を図りますことは、大変重要な課題であるというふうに考えております。このことから、県民の方の生命・財産に直接影響を与えるおそれのある4,363カ所を山地災害危険地区として指定いたしまして、このうち危険度の高いところから計画的に、治水ダムあるいは山腹工、地すべり防止工等の予防対策に努めておるところでございます。また、梅雨や台風時期を前に、市町村等と合同で危険地区の調査・点検を行いまして、早目に対策を検討するなど、災害の未然防止にも取り組んでいると

ころでございます。今後とも、関係機関と連携を図りながら、現地に合った山地災害予防対策を実施して、災害に強い県土づくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

○県土整備部長（野口宏一君） 県土整備部のほうからもお答えいたします。

本県は、地理的・自然的条件などから、台風などによりまして風水害や土砂災害を受けやすい状況にありますことから、安全で安心な暮らしの確保を目指しまして、災害に強い県土づくりを推進しているところであります。治水上支障がある堆積土砂の除去など適切な河川管理を行うとともに、災害時の避難を円滑にするためのソフト対策と一体となりました河川改修や砂防施設整備などの、防災対策の計画的な推進に努めているところであります。平成17年の台風14号では、未曾有の被害を受けまして、これまでに堆積土砂につきましては約150万立方メートルを除去したところであります。今年度も引き続き実施をしてまいります。また、河川激甚災害対策特別緊急事業などによりまして、五ヶ瀬川や大淀川、耳川など甚大な浸水被害が発生しました河川の改修を重点的に実施するとともに、砂防堰堤など防災施設整備を計画的に実施しているところであります。県といたしましては、今後とも、適切な河川管理や予防的治水対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県土整備部長にお尋ねをいたします。私は昨日、河川の災害復旧、地すべり防止工事の状況を改めて、一部ではありますけれども、見に行ってきました。工事は着々と進行しておりますが、川の流れ、また山の土質、ひび割れ状況等、毎日そこを見ている地元の人が、これまでの経過、自然状況というのを一番

わかっているというふうに思います。もちろん工法とかそういったものは、素人でありますからわかりませんが、最少の予算で最大の効果、つまり次の災害を未然に防ぐためには、地元の方々の意見を聞いて説明をし、事業を進める必要があると思います。そのような方法を十分にとられておるかどうか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 耳川流域では、平成17年の台風14号におきまして、非常に大きい山腹崩壊とか浸水被害が多数発生しております。諸塚村の中心部につきましては、浸水被害の甚大さから、河川改修などの防災対策に早急に取り組む必要があると考えております。その中で、現在、河川改修につきまして、国、学識経験者あるいは九州電力というようなところで、技術的な検討を昨年度までにほぼ完了したところをございまして、今年度は、地元の皆さんの御意見を伺いながら、具体的な実施計画というものを作成していきたいと考えております。

○黒木正一議員 今の私の質問は、地域の住民の意見を聞きながら事業を進めているかどうかということでございますが、その点についてお伺いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 今までも留意しながら、地域の皆さんの声を聞きながら、事業を進めていると思いますけれども、今後ともさらに一層、皆さんの声を聞いていきたいと思っております。

○黒木正一議員 昨日、工事の現場を見まして、また災害が起こるのではないかと心配される——素人目でありますけれども——そういう箇所があったものでありますから、十分に地元の方々と協議をしながら進めているものかどうか

かと少し心配したものですから、今、質問したところであります。耳川には民間の利水ダムが数多くあります。今後の台風や大雨というのは、これまでの想定を超えたものになるということも予想されます。防災対策というのは、根本的に見直す必要があるというふうに思います。ダム管理者や関係機関が連携して、県民の生命・財産をどうしたら守れるのかという最善策を講じる必要があると考えます。県の取り組みについては今、部長からお答えがありましたので、お答えは要りませんけれども、本当にどうやったら県民の生命が守れるのか、それを最優先にして、どうか防災対策を民間企業と相談しながら考えていただきたい。答弁は要りません。

続きまして、林業の政策についてお尋ねをいたしますが、この件につきましては、先ほどの十屋議員が先に質問をしてしまいましたので、その考えについてもお聞きをいたしたところでもありますけれども、きょうは地元からも林業地帯から大勢傍聴者も見えておりますので、重ねてお聞きしたいと思います。

国産木材に追い風が吹き始めたと言われております。一つは、輸入外材の価格の高騰にあります。日本は蓄積された40億立方メートルの人工林を持ってありますが、宮崎県でも民有林だけで9,900万立方メートルの蓄積、杉の標準伐期を迎えたものが6,000万立方メートルを蓄積しており、年間成長量も200万立方メートルと、このように資源が蓄積されております。外材が高くなり、国内の人工林がいよいよ収穫期を迎えた、まさに機は熟したのであります。しかし、現在の現場において、木材価格の低迷、労働力の減少、高齢化により、大型機械による大面積伐採で未植栽地がふえ、山が荒廃するという悪

循環に陥っています。輸入木材価格が上がり、いよいよ国産材の時代が来たといいますが、8割は輸入外材であります。今、輸入外材にかわる安定した量、質の供給体制が求められています。

しかしながら、残念なことに、山元には、安定供給し、再造林する人とエネルギーが不足しています。全国の林業就業者、ピーク時に40万人を数えたのが、今や6万人、宮崎県でも9,000人を超えていたものが、2005年には2,300人、そのうち60歳以上が35.5%、まさに高齢化しております。国産材の時代が来たから安定供給しようと思っても、人は山から去っているのです。しかしながら、私たちはこれ以上、外国の資源を食いつぶすことは許されませんし、林業再生だけでなく、50年後、100年後のために豊かな森林環境をつくる責任があると思います。再度、環境森林部長にお尋ねいたします。再生産可能な林業を振興していく基本的な考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 森林につきましては、今、議員おっしゃいましたようないろんな課題を抱えております。これは木材の生産はもとよりでございますが、県土の保全や水源の涵養、あるいは今、問題になっております地球温暖化の防止など、県民生活に欠くことのできない多面的な機能というのを森林は有しております。このようなことから、本県の豊かな森林を県民共有の財産として保全しますとともに、経済資源として積極的に活用することによりまして、再生産可能な林業を確立することが非常に重要であるというふうに考えております。このため県としましては、補助事業等を活用した間伐の推進、あるいは伐採跡地の再造林を引き続き支援いたしますとともに、新規就業

者の確保、あるいは林業技能者養成の担い手対策などにも取り組み、健全で多様な森林づくりを進めているところであります。さらに今、議員のお話にありましたように、最近の外材から国産材利用への転換の動き、これを的確にとらえまして、川上と川下が一体となって、素材を安定的に供給する新生産システムの導入ですとか、あるいは県内外への販路拡大等の取り組みによりまして県産材の需要拡大を図り、森林・林業の活性化を推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○黒木正一議員 林業の担い手をどうするかという問題は、非常に大きな問題であるというふうに思います。いろんなところで育成策がとられておりますけれども、ある程度研修を受けた人も、最後は半数近くがほかの仕事につく、そういう報告もされております。今後の担い手について、もう一度どのようにお考えかお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 議員御指摘のように、林業の就業者は年々減ってきております。やはりこの確保がされませんと、川下も大きな影響を受けます。そのための方法としては、当然、新規就業者をいかに確保するのか、あるいはそういう林業の技能者の事故とかいろんな面もございますし、またしっかりした技能者の育成、養成というのは非常に大変でございます。これについては、いろんな手だてを講じておりますが、やはり現実的には山でそういう業務に従事して生計が成り立つということが前提になります。そのためにはいろんな、要するに林業が業として成り立つような仕組みというのは当然必要でございます。先ほど申し上げましたように、昭和54年ですか、1立方が3万5,000円を超えていた時代から9,000円まで落

ち、今ようやく1万円を超えるような回復。これはいろんな外材との関連でそういう状況がありますので、こういった流れを的確につかんで、当然、新規就業者につきましては、いろんな——県内でも例えば建設産業の問題も従事者の問題もございます。関係部局、市町村とも十分連携をとりながら、そういった確保に努めていきたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 林業をなりわいとするというのは、今から木を植えましても、果実があらわれるのは40年か50年先であります。特に環境に強い森林をつくろうと思えば、やはり100年とか200年の計をしなければならないということで、なりわいとしてやっていく、産業としていくというのは非常に困難な面があります。そういうものを踏まえて、どこで森林を守るのか、どこでそういう仕組みをつくっていくのかというのは非常に難しい問題があると思います。今後しっかりと対策をしていただきまして、再生産できる仕組みをどうやってつくっていくのかというのが、この新しい国産材時代の中で非常に求められている取り組みであると思いますので、ひとつしっかりとした対応を、これは県だけでなく一緒になって取り組んでいくように、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、木質バイオマスの件についてお尋ねをいたします。現在、トウモロコシを家畜と車が奪い合うような時代になっています。30年以上前になりますけれども、トウモロコシの輸出国アメリカで、将来の食糧難を予想して、人道的に、家畜にはトウモロコシを与えられなくなるかもしれないというようなことで、のこくずを肉用牛のえさに利用しようという研究が行われていました。今どうなっているのかはわかりま

せんが、日本の持つ唯一の循環可能な資源が森林と言われております。各地でいろんな用途に活用されておりますけれども、これは地域の活性化につながることであるとも考えられます。木質バイオマスの本県での取り組み、今後の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長(高柳憲一君) 木質バイオマスにつきましては、本県では、利用されずに森林内に残された間伐材、あるいは製材工場で発生いたします端材など、多くの木質バイオマス資源が発生をしております、その有効活用を図ることは大変重要であるというふうに考えております。これまで、製材工場の端材などは、製紙の原料となるチップですとか、あるいは畜産用の敷料——要するに敷きわらの代用品でございますが——こういったものに主として利用されてきましたが、近年は、県内製材工場等において木質ボイラーが導入されまして、木材乾燥や発電の熱源としての利用が図られております。県といたしましては、今後とも資源を無駄なく有効活用し、地球温暖化防止や循環型社会の構築にも貢献するよう、熱源としての利用を促進しますとともに、関係団体等との連携も図りながら、新たな分野での利用拡大にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 次に、知事にお尋ねをいたします。「そのまんまマニフェスト」に「環境税の導入を検討」というふうにありますけれども、これは森林環境税のことでしょうか、お尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) そうでございます。

○黒木正一議員 私はこのマニフェストを見て、環境税の導入というのを見まして、「おっ」と思いました。私どもはこれまで、森

林を守るのは国の役割ではないかと思ひまして、国税としての森林環境税の創設を求めて市町村議会の促進議員連盟をつくり、市町村の促進連盟と歩調を合わせて、10年来、各関係機関に要望を続けてきました。国においては、環境税が政府税調において議論されておりますが、17年度に引き続き、18年度税制改正においても見送られています。

先日、井本議員の質問の中でも、先ほどの十屋議員の質問の中でも出てきました「不都合な真実」という映画の話がありました。その書籍版でありますけれども、223ページと224ページ、見開きの航空写真が載っております。一方がハイチ、一方がドミニカ共和国の国境線であります。一方は豊かな森林で、もう一方は茶色のはげ山、国の森林政策によってこれだけ極端な違いになるんです。京都議定書目標達成計画の目標達成には、現在より20万ヘクタール多い55万ヘクタールの山林で毎年間伐などを行う必要があるとされています。実施のためには、安定的な財源を確保しなければ実現は不可能と考えられます。その手段としても国税としての環境税を国に要望する考えはないか、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 地球温暖化防止等に貢献する循環型社会の構築に向けては、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たすと考えております。多様で健全な森林の整備保全に努めることが、重ねて必要であると考えております。このため、本県では昨年4月、森林環境税を導入し、水を貯え、災害に強い森林づくりや、県民等による森林づくり活動への支援等に取り組んでいるところでございます。一方、国に対しましては、温暖化対策のための税制度を早期に創設し、それを財源として森林整備事業

への地方財政措置等の充実強化を図るよう、平成16年度から毎年要望してきたところでございます。本年5月にも要望を行ったところでございます。

○黒木正一議員 ぜひとも安定的な財源確保のために御努力いただきますように、お願いをしたいと思います。

さて、知事に質問をいたしますが、知事は就任以来、トップセールスに駆け回るなど精力的に行動しておられます。多忙なことだろうと思ひます。先ほどの質問の中でも、もうスケジュールはいっぱいだという話でありました。しかし、足元の地元の現状を知ることも大切なことでもあります。知事は選挙期間中、間違っていたら大変失礼でありますけれども、村と名のついた地域には足を踏み入れられませんでした。人口の少ない地域に住んでいる人も県民であります。知事にいつ会えるのかと待っております。どうか現地に足を運んでいただいて生の声を、僻地でも一生懸命汗を流している人たちの声を聞く機会をつくってもらうように、お願いをいたします。また、県庁の職員の方々にも、積極的に県内各地に足を運ぶように促していただきたいと思ひます。県庁職員の方々には能力、情報を持ったの方々です。地域の資源開発など再発見につながるのではないかとと思ひますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 選挙中のことでございますが、確かに椎葉村、諸塚村あたりには行けなかったと思ひます。それは、向かう途中で拡声機が壊れまして、それでUターンせざるを得なかったという事情がございました。事実行っておりません。その後、就任してから、まだ椎葉村には行ってないですけれども、諸塚あたりは行かせていただいております。今後また

中山間地域を中心に、実際に自分の目で見ると心に心がけたいと考えております。

あわせて森林というのは、木材の供給はもとより、きれいな水や空気の供給、山地災害の防止や海への栄養分の供給など、重要な役割を果たしていると考えております。しかしながら、近年、木材価格の長期低迷等により、植栽未済地や間伐など手入れの行き届かない森林の増加が懸念されており、森林の適切な整備・保全が課題となっております。このため、伐採跡地の植栽や間伐等に対する支援に加え、昨年度からは、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」を施行するとともに、森林環境税を導入し、県民やボランティア団体、民間企業等も含めた、県民挙げての森林づくりに取り組んでいるところでございます。今後とも県民総力戦による森林づくりを進め、水と緑に恵まれた豊かな郷土を未来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先ほど私は、山の中に住んでおりながら山の中のことがわからなかったというふうに申し上げましたけれども、私は今、山村の中をずっと歩きながら思うことがあります。「おもてなし日本一」の宮崎県をつくろうという話でありますけれども、これは具体的に名前を挙げますと、椎葉村の山村に行きますと、何げなく立ち寄りまして、お年寄りの人たちが仕事をやめて着がえをしてお茶を出してくれる。そして、話をしていると台所に上がってリンゴの皮をむき出す。こういうことが当たり前というか、自然にできるわけです。私は、こういうことこそ本当におもてなしの心ではないかというふうに思いますので、ぜひそういうところにも足を運んでいただきたい。

それと、私たちが気づかない、本当にすばら

しいいろんな郷土芸能、伝統芸能が各地に残っております。人口が減少していきまると、果たしてこういうことができるのだろうか、集落が崩壊していくと、こういうすばらしい伝統芸能とかが立ち行かなくなる、そういうことを心配しています。今は、いろんなものがことごとく欧米化しています。漫才にも「欧米か」というかけ合いがありますけれども、そういう中で、本当に日本的、日本的というよりもむしろアジア的と言えるような神楽とか、そういう郷土芸能がまだ山村にはあります。これは森林文化だと思います。こういうものもぜひ、知事はもちろんでありますけれども、県庁の職員の皆様方にも見ていただいて、そして宣伝していただいたり、また地域のいろんな埋もれている、地域の人がわからないものを発見していただければ、そういう交流ができれば、本当に県民総力戦で、今後すばらしい宮崎県づくりにみんなで取り組めるのではないかというふうに思います。この点は要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○中村幸一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、10番松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 児湯郡選出の松村悟郎でございます。今回初めての議会でございます。きょうは地元からも応援に来ていただいております。皆様の地域の声を本当に県政に、そして県の抱えている課題に全力で取り

組んでまいりたいと思います。東国原知事、「どげんかせないかん」という思いも、私も県議会の場でしっかりやっていきたいと思いません。よろしく願い申し上げます。

きょうは一般質問ということで、いつもより朝早く起きました。一般質問の前にちょっと皆さんにお知らせをと思えます。けさの宮日新聞、実はその一面の記事でございます。この記事の中で、高鍋のお話でございますけれども、高鍋商店街でつくる「まいづるカード会」という商店街のお話で、商品券で子育て支援という記事がございます。乳児あるいは1歳6カ月児健診で、「まいづるカード会」という経済振興をやっているグループが、乳幼児・少子化対策の活動をしているという記事でございます。この件に関しましては、宮崎県も「みんなで子育て応援運動」ということで、記事の中にもございますが、児童家庭課の佐藤健司少子化対策監の「県全体に紹介していきたい。ぜひ広げたい」というコメントも載っております。私も商店街の出身でございます。地域の商店街は、大店舗法改正のあおりを受け、その後、相次ぐ大型店の進出で、中心市街地、地方の市街地も空洞化が目立っております。つい最近も、店主がいなくなったり、後継者がいなくてお店を閉める、地方の商店街の苦悩も大きなものがございます。シャッターの閉まっている店が目立っているのが現状ではないでしょうか。そんな中で、大型店に負けない、お店は小さくても地域でまともな消費サービスのサービスはできるんじゃないかということで、ポイントカード事業を7年前に立ち上げたのが「まいづるカード会」ということでございます。実は私もその一員でございます。今回そんな中で、このように新聞に取り上げられ、苦悩しながらも地域の問題を商

業者、そんなグループが一緒になって取り組める、このことは私もけさの新聞を見て地域の誇りだと思えました。ぜひ皆さんも一度読んでいただきたいと思えます。

それでは、早速質問に入ります。通告に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、本県の市町村合併への取り組みについてであります。

平成12年に地方分権一括法が施行され、14年に市町村合併特例法が5年間の時限立法で施行されました。国と地方の役割を明確にし、地域の住民がみずから地域の行政や経営を主体的に行う、真の地方自治を確立するものであります。その背景は、少子高齢化が進行し、国、地方の財政状況も悪化する中で、市町村の行政運営も大変厳しくなる現状と、将来を見据えてますます高度化、多様化する住民ニーズを支え切っていくのか、また、交通網や情報サービスの飛躍的な発達により、住民の生活圏が既存の市町村の枠を超えて大きく広がっており、小さな自治体で的確にそのニーズにこたえられるようになるのか、こんなことが平成の大合併推進の大きな背景となっております。

これまでの市町村合併は、小学校設置を一つの目安とした300戸から500戸を標準とした明治の大合併、そして中学校事務処理の人口8,000人を標準とした昭和の大合併が行われました。その間、7万以上あったものが約3,400の市町村数になりました。昭和36年からは大きな変動はなく、平成11年3月には3,232の市町村数でありました。今回の合併特例法による全国の取り組みでは、その数が本日現在1,804市町村と大きく合併が進み、新たな地域づくりに取り組んでいるところであります。しかし、合併に至ったところと、そうでないところとの行財政力の格差は

大きなものが出てまいります。人口1万人以下の小規模自治体も500近くあります。国も新たな合併新法の中で、さらなる市町村合併を進めようとしております。本県においても、平成13年5月に市町村合併支援本部を設置し、合併に向けた取り組みを行ってこられました。44の市町村から現在30市町村と、一定の成果は上げているものと思われませんが、これまでの本県の市町村合併の進・状況やその取り組みについてどのように考えられるか。また、今後の合併新法の中で県の果たす役割について、知事にその考え方を伺います。

次に、南九州大学移転についてであります。

昨年8月、突然の南九州大学高鍋キャンパス都城市移転計画の発表に、大激震が走りました。地元高鍋町にとっては全く信じられない事態であり、すぐに全町挙げての存続運動が起こり、5万人以上の署名を集めるなど、大学当局、都城市、そして宮崎県へと要望活動が行われました。南九州大学創立以来40年に及ぶ長い歴史の中で培われてきた大学との信頼関係、大学生との交流と深いきずなは何だったんだろうかと、本当に思い知らされたものでございました。高鍋キャンパスが一昨年、NHKのテレビドラマ「わかば」の舞台になったり、また、新しく校舎も増設されたり、高鍋町とも学園都市推進協議会を設立したりというやさきでありました。昨年4月の大学の定員割れを機に、少子化が進む中での学生確保という大学経営上の問題に取り組むためというのが、大学の一番の理由だったそうでございます。また、何としてでも誘致したい都城市の立場もわかります。産業経営大学都城キャンパス跡地の提供と、都城市からの財政支援が、今回の移転の引き金となったのです。

人口2万2,000人の小さな町からの移転です。人口17万人の都城市とのおなじ県内での大学の取合いという構図に、西都児湯の市町村長会、そして議会、また県内の町村長会までも、県内の均衡ある発展と、市と町村との対立構図は望まないということで署名活動もされ、宮崎県知事へ要望書も提出されました。しかし、そのかいもなく、本年3月に大学と都城市は移転の協定書に調印され、正式に決定されたようでございます。大学のなくなる高鍋町、2万2,000人の町から800人がいなくなると、文化、教育、経済、それに与える影響はどれほどのものなのか、町民生活に壊滅的な影響を与えるものと大変心配しております。特に長年、学生たちの親がわりとなって大学を支えてきた約100軒ある下宿・アパートを経営する皆さんの声は、本当に悲痛なものがございました。このような現状を踏まえ、高鍋町、そして都城市、それぞれの地域への影響について、県としてどのように認識されているのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わり、詳細については自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、市町村合併の進・状況についてであります。本県におきましては、平成15年度以降、各地域で合併協議会が設置され、熱心な取り組みがなされた結果、本県の市町村数は、これまでの44から30になったところでございます。合併された市町村におきましては、それぞれの地域の置かれた状況が異なる中で、多くの関係者の真剣な協議の積み重ねが実を結んだものであり、また、合併には至っていない市町村におきましても、合併のさまざまな議論を通じて住民のまちづくりへの意識が高まるなど、これまで

の合併への取り組みにつきましては、一定の成果があったものと考えております。しかしながら、少子高齢化の進行や厳しい財政状況など、市町村を取り巻く状況が大きく変化する中で、より多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であり、市町村合併はそのための有効な方策であります。このようなことから、県といたしましては、引き続き自主的な市町村の合併を推進していく必要があると考えております。

続きまして、市町村合併推進のあり方についてであります。もとより、市町村合併は、市町村と住民の皆様とが一体となって、闊達に議論を深めていただくことが何よりも重要であると考えております。そのため、県におきましては、平成18年3月、宮崎縣市町村合併推進構想を策定し、それぞれの地域での自主的な合併議論を促すとともに、新たな合併支援プランにより、市町村の合併に向けた取り組みや合併後のまちづくりに対して、人的・財政的支援に努めているところでございます。いずれにいたしましても、合併新法の期限まで既に残り3年を切っておりますので、市町村におかれましては、住民の方々に対し、行財政の現状や将来見通しなどについて十分な情報を提供していただき、できるだけ早く本格的な合併の議論がなされるよう、県としても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、南九州大学の移転に伴う高鍋町、都城市への影響についてであります。まず、大学が移転することとなる高鍋町につきましては、定住人口の減少による地域経済の縮小や若者の減少によるまちの活気の低下など、地域の将来に与える影響は大きなものがあると考えております。今後、大学が移転した場合、跡

地利用のあり方を含む地域の振興策について、地元や大学で検討されることになっておりますので、まずはその状況を見守りたいと考えております。一方、新たに大学が設置されることとなる都城市におきましては、学生の受け入れや大学の運営が円滑に進み、大学を中心としたまちづくりが、市民と一体となって展開されることを期待しているところでございます。〔降壇〕

○松村悟郎議員 それでは、最初の質問であります市町村合併について、自席からの質問をさせていただきます。

県内の市町村の合併は、合併新法の中で行われた延岡市、北川町の合併が最後でございます。これによって30という数になったわけですが、その後、県内での合併への動き、市町村の取り組みについてはどのようになっているのかお聞きします。地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 合併に向けた新たな市町村の動きでございますけれども、先月の31日に、南那珂地区におきまして、日南市、それから北郷町、南郷町、1市2町で、平成21年3月31日をめどとして、ことしの10月1日までに法定合併協議会を設置したいという動きを、それぞれの首長さんたちが公式に表明されたところであります。今のところ、それだけであります。

○松村悟郎議員 その後の県内の動き、県南のほうで1つあるということでございます。私も初めて聞きましたけれども、その後全くないかなと思って、私もちょっと心配をしておったわけでございます。知事が先ほど、宮崎県の合併構想についてのことをおっしゃいましたけれども、18年3月に策定されました宮崎縣市町村合併推進構想の中で、構想対象市町村の組み合

わせ、あるいは望ましい市町村となるための組み合わせということ、10地域と7地域挙げられて、推進を進められていると思います。平成22年3月の合併新法期限内で、今のところ1つ話が上がっているということですが、そのほかにどのような話が上がるか、または県からそれに向けて活動されているのか、新法期限内での目標といたしますか、これぐらいは合併が望ましいという知事の自信をお伺いしたいんですけれども……。

○知事（東国原英夫君） 県におきましては、宮崎縣市町村合併推進構想を策定し、自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村の組み合わせを、お示しさせていただいたところでございます。この合併構想をもとに、市町村と住民の皆様が合併の必要性や将来のまちづくりについて議論を深めていただくとともに、各地域で合併に向けてのさらなる取り組みがされるよう強く期待しております。目標といたしますは、これはあくまでも市町村と住民の皆様の話合いの結果ということでございまして、目標ということを具体的にお示しすることはできないかなと思っております。22年4月以前の合併の目標等々も同じことでございます。

○松村悟郎議員 合併推進のために県が果たす役割、地域の皆さんに合併推進に向けての議論を深めていただきたいということでございましたが、今度の合併新法のもとで合併する市町村、合併をまだ予定していないところもございます。財政的あるいはソフト支援について、新法の中ではどういうメニューを用意しているのか、代表的なところだけで結構でございます。これは地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 合併新法下に

おける財政的な支援あるいはソフトの支援についてであります。新法下における合併市町村に対する財政的な支援といたしましては、普通交付税の算定上の特例措置あるいは特別交付税の交付、それから合併推進債の制度が設けられております。また、県における財政支援といたしましては、合併後の一体的なまちづくりに対しまして、7億円を上限とする市町村合併支援交付金を交付することとしております。国や県によるその他の支援策といたしましては、合併市町村のまちづくりに必要な社会基盤の整備などに対しまして、事業の優先採択や重点的な投資が行われるほか、合併後の人材育成や、地域づくりに必要な助言等を行うアドバイザーの派遣といった制度などがございます。

○松村悟郎議員 合併特例法のとときに話題になりましたアメとムチ、合併特例債ということで、地域のまちづくりの新しい財源ということで大きく取りざたされました。今回の合併新法の中では、特例債については廃止という形でございます。これにかわる新たな財政措置は今の中に入っていたわけですか。地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 旧合併特例法下の合併特例債、これとは違いまして、新法のもとにおきましては合併推進債という制度がございます。

○松村悟郎議員 そして、もう一つ、地域の話合いとかを支援するというお話が今ございましたけれども、実は、県がとり行っております出前講座とか講演会の開催とか、合併に関しては、県民への啓発を支援する取り組みが行われております。私も先月、「児湯地域のグランドデザインを考える草の根会」という会の主催で、なぜ合併が必要なのかということテーマとした市町村合併支援室の出前講座でござい

したけれども、これに出席して、非常によい勉強会だったと思います。40名ぐらいの住民の皆さんの小さな会でしたけれども、熱心な話し合いがされたんじゃないかかと思えます。こういう県民への啓発活動、出前講座とかでもいいですけれども、県内の各地でやられていると思いますけれども、活動状況についてお伺いしたいと思うんですけれども。地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 出前講座の開催などの市町村合併に対する啓発でありますけれども、今、知事も回答申し上げましたように、合併につきましては、地域住民の皆様方が主体的に合併の議論を深めていただくことが一番肝要でございます。宮崎縣市町村合併推進構想、それができた背景とか、その内容あるいは趣旨、このことを広く地域住民の皆様方に知っていただく、理解していただく必要がありますので、県におきましては、市町村と協力しながら、これまでも県内各地、たしか8地区だと思うんですが、大きな市町村での説明会ですね。こういうふうに向っておりますし、また合併に関するパンフレットあるいは新聞広告、今出てきました出前講座の開催、これによりまして合併機運の醸成に努めているところであります。

○松村悟郎議員 市民への啓発活動ということでもございました。合併につきましては、主導権といいますか、提案するのは各市町村の首長さん、あるいはそれを可決、議決、議会にかける議員さんたち、この影響が大きいわけでございます。合併に関して、首長さんの役割、議会の役割というのは非常に大きいわけでございます。県として、今、市民に対する啓発ということがございましたけれども、そのような地域の首長さん、あるいは議会に対しての理解を求める取り組みはなされているのか、お伺いしたい

と思います。これも地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 市町村長さん、あるいは市町村議会に対する取り組みでありますけれども、市町村長の皆さんに対しましては、今申し上げましたように、宮崎縣市町村合併推進構想の趣旨、それから合併新法のもとの財政的な支援策につきまして、情報交換や助言を行ってきております。それから、市町村議会の皆さんに対しましても、要請に応じて、その都度、その趣旨説明等を行ってきているところであります。

○松村悟郎議員 私は、先ほど自己紹介もしましたけれども、児湯郡の出身でございます。児湯地区は、宮崎県の中で最初に法定合併協議会を設置した地域でございます。しかしながら、協議会の途中で解散いたしました。また、その後、新富町、木城町、高鍋町3町の住民発議による法定合併協議会設置が提案をされました。これも木城町議会が否決し、合併への道は閉ざされたわけでございます。その中で、県内でいち早く取り組みながら、幾つかの問題を抱えながら合併に至らなかったというこのことを、合併に取り組む宮崎県がどう認識し、その中身を精査し、反省し、再度地域の合併の取り組みに生かせるか、今後どう生かして合併支援に取り組めるか、そのことについてお伺いしたいんですけれども。これも地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 繰り返しになりますけれども、合併につきましては、地元の地域住民の方が主体的に、合併するしないの判断をされるということが一番大事であります。今、質問にありましたように、児湯地域では確かに法定合併協議会を設置され、結果としては合併には至っていない状況でございます。ただ、その法定合併協議会を設置された当時の状

況と比べますと、市町村等の財政状況はさらに厳しくなっていると認識しております。その中で、現在の個々の市町村で多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応することができるのかどうか、改めて議論をする必要があるのではないかと考えております。県としましては、各市町村の意向を踏まえまして、できるだけ早い段階で合併の議論が深まるよう働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 合併自体は、あくまでも市町村の自主的な合併ということもございますが、その動きの中で、県が果たす役割ということも非常に大きいんじゃないかと思えます。今、市町村も財政的には非常に厳しいということで、それぞれの市町村もわかっていると思えますし、県の方も十分理解されていると思えますが、当時の状況よりもっと厳しくなったということでございますけれども、それぞれの県内の市町村が単独で自立可能かどうかという判断は、現在のところ、県の方で把握されているのかお伺いをします。地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 自主財源の乏しい本県の市町村におきましては、その財政基盤は極めて脆弱であると考えております。地方交付税に大きく依存せざるを得ない財政状況となっていることは周知のとおりであります。その地方交付税の見通しでありますけれども、国の方では歳出抑制方針のもとにありまして、将来が不透明な状況でございます。長期的に市町村の財政を予測することは、現時点では困難な状況と考えております。このような中でありますけれども、それぞれの地域において、住民が期待する行政サービスの水準と、それに見合う負担の問題等を十分に議論していただいた上で、各市町村におかれまして自主的に判断され

る問題であると認識しております。

○松村悟郎議員 全国の市町村合併の現状についてですけれども、全国の中では、広島県が86から23、一番進んでおります。九州の中で見ましても、九州の中で一番が長崎県、79から23、次に大分県が58から18、佐賀県が49から20などとなっております。あとは3番目、4番目、5番目、省きます。沖縄を除いて宮崎県が第7位という現状でございます。このように、本県とは合併推進に大きな開きがあります。この違いの理由についてどのようにお考えか。これも地域生活部長。

○地域生活部長（丸山文民君） 市町村合併の進・につきましては、それぞれの県あるいは市町村の歴史的な背景とか地域的な事情があったものと思っております。今、数を言われましたけれども、九州各県の合併前の市町村数を比べてみますと、本県におきましては、ある程度の合併が進んでいたのではないかと、そういうことも一つの要因ではないかなと思っております。

○松村悟郎議員 隣の大分県でございます。大分県は、平松知事のころでございますけれども、以前、一村一品の町ということで、それぞれ地域が自立し、自分のところでいい物産をつくろう、そんな動きで元気のある市町村づくりをしてきた県でございます。最もそれぞれの地域を愛する県ではなかったのかと思えますけれども、その大分県、それぞれの地域を守るために、これからの町をもっと発展させるために合併を選択し、合併をすることで地域が生き残っていける、そういう選択をされたとも聞いております。これはあくまでも自主的な合併かもしれませんが、それぞれの県での取り組みに大きな温度の違いがあったのではないかと、思います。このことはここまでにとめておきます

けれども、地方分権の推進あるいは合併について、その一つの指標となるところに、行政事務などの権限移譲という項目がございます。そこで、今後、住民のサービス向上、直接住民サービスを行うのは市町村になると思いますが、市町村への権限移譲を計画している事務数、あるいは権限移譲した市町村数などについてお伺いしたいと思います。

○総務部長（渡辺義人君） 市町村への権限移譲につきましては、平成18年3月に権限移譲推進方針というのを策定いたしまして、これに基づきまして、市町村の規模・能力に応じたメニューの中から市町村が希望あるいは選択する方式によって進めているところでございます。この方針策定後の数値として申し上げますと、平成18年4月に18市町村に42事務、それから19年4月におきましては20市町村に285の事務、これらを移譲いたしております。なお、これまでの移譲済みの総数として申し上げますと、累計で692の事務となっております。以上であります。

○松村悟郎議員 総務部長、ちょっとお伺いしますけれども、今から予定されている権限移譲の数についてはお答えがなかったんですけど、もう一度お伺いしたいんですけど。

○総務部長（渡辺義人君） これから計画をいたしております事務につきましては、行財政改革大綱の中におきまして、対象事務の総数としては2,400の事務まで対象事務を拡大して、そのうち計画期間内に1,200事務ぐらいを移譲したいというふうに明記いたしております。以上です。

○松村悟郎議員 今、地方分権を進めるために権限移譲ということが進むこと、これは大きな前提でございますけれども、18年、19年の数的

には、全体の数からいきますと、なかなか厳しいものがございます。メニューを選ぶという、市町村が選択することになります。今、市町村は大変厳しい、三位一体の改革で財源も厳しい、そして厳しい中で、職員の数を減らしながら市町村運営もやっております。規模の小さい市町村は、1人で何役も職員の皆さんがこなしております。新たな事務事業の受け皿となるには、小さな市町村では厳しいんじゃないかなと。今、行財政改革大綱の中でうたわれている数字がこのまま進むのかなという疑問を抱きながら、この質問は終わります。

次に、合併特例法と今回の合併新法の大きな違いの一つは、知事による合併協議会設置の勧告など、県の果たす役割が強化されたことです。この権限を行使する考えがあるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 市町村合併は、市町村と住民の皆様が、あくまでも自主的・主体的に判断されるものと認識しております。お尋ねの法定合併協議会の設置勧告につきましては、各地域における市町村合併の取り組み状況や市町村の置かれた状況を十分踏まえながら、適切に対応していくことが必要であると考えております。

○松村悟郎議員 宮崎縣市町村合併推進構想、この中に構想に基づく設置勧告ということで、新たな権限がうたわれております。このような県の権限を行使しないということになりますと、前回の合併特例法と何ら変わらない。新法になって、新たな県の役割が出てきたわけでございます。自主的な合併と法定合併協議会設置の勧告とは別の問題だと思います。法定協議設置の勧告はイコール合併ではない。自主的に合併を決めるのは、該当するそれぞれの議会であり

ます。あくまでも、勧告をした後でも、自主的な合併をするのは、それぞれの市町村であります。新法の中で、県の役割がうたわれているわけでございます。どうぞ勧告をしていただきますように……。

そのことも踏まえて、もう一つ知事にお伺いしますが、道州制について知事は「県にとってプラスであれば賛成の立場をとる」という御発言でございました。そのためには、先ほどもお話ししました県の事務事業を大幅に移譲していくこと、それにこたえる市町村の行財政力を高める市町村づくりをしていかないといけないこと、これが道州制移行への一つの大きな課題になると思います。このことについて知事の御所見を求めます。

○知事（東国原英夫君） 道州制につきましては、国や全国知事会、九州地方知事会議など、さまざまな場で検討されており、今後、議論が本格化していくものと考えております。将来、道州制が導入された場合、現在の県の垣根がなくなって、市町村そのものが厳しい地域間競争の中で生きていくこととなると考えております。そのためには、今から行財政基盤の確立を図り、活力ある個性豊かな市町村としての総合力をつけておくことが必要であると考えております。市町村合併は、そのための有効な方策であることから、引き続き、合併新法のもとで自主的な市町村合併を推進していく必要があると認識しております。県としましても、体力ある市町村というものをつくっていただくよう、あくまでも住民の自主的な、あるいは自立的な、あるいは主体的な考えを期待していくものでございます。

○松村悟郎議員 時間がなくなってまいりました。平成の大合併は、国の構造改革、地方分権

政策の大きな渦の中で、日本じゅうの市町村がどうやって生き残っていこうか、あえぎながら結論を出し、削減された1,400を超える市町村が血や汗を流して、将来来る日本のうねりを乗り越えようとしているのです。首長や議員の方々も自分の首をかけ、職責を全うする決断と勇気であったろうと思います。我が宮崎県も我が町もこれでいいのかと考えながら、市町村合併については終わります。

次に、南九州大学の問題についてであります。時間がないので飛ばしていきます。

まず、昨年、5万人を超える署名を集めて、これは前知事時代でございましたけれども、大学が移転するに当たって、高鍋あるいは児湯郡に対する影響あるいは都城市との調整について、要望書を宮崎県の方に提出されました。しかし、文書の回答あるいはその後の対応については聞いていないと、私は思っております。宮崎県はどのような措置をされたのか、お伺いをいたします。これは総合政策本部長、お願いします。

○総合政策本部長（村社秀継君） 今回の南九州大学の移転につきましては、大学側が学校経営の観点から判断されたものでございます。地元からの県に対する要望への対応につきましては、県は、大学設置等に関しまして認可とか指導の権限がなく、また、県全体の振興を図るという立場にありますことから、市町間の調整という役割も困難であると判断し、その旨を直接、口頭でお伝えしているところでございます。

○松村悟郎議員 大学内の調整あるいは地域間の調整、これに関しては4回ほど回答があったようでございます。ただ、その中で、大学移転により、児湯郡、高鍋町の地域が、これから非

常に厳しいことになるということで、そのときの知事からは、「何らかの対策はせないかね」という発言もあったとは聞いております。ただ、それが具体的に進んだかどうかということは、その後、私も存じておりません。そこで、既に都城、南九州大学の移転は決定しております。移転して都城に移る南九州大学に関しましても、これから地域で、地域の大学としてしっかり頑張っていただかないと、高鍋で40年過ごした方々も応援はされていると思います。そのために、都城での大学への支援についてお伺いしたいと思うんですけれども、都城キャンパス、今、産経大跡地でございますけれども、新たな大学に対しての支援というのは県は考えられるのか、お伺いしたいと思います。総合政策本部長。

○総合政策本部長（村社秀継君） 県におきましては、これまで県内に大学が新設される際には、地域経済あるいは産業への波及効果などの観点から、個別に総合的な検討を行った上で、必要な財政支援を行ってきております。しかしながら、今回のケースにつきましては、新設ではなく、県内での移転でありますことから、これまでの例からいたしますと、財政的支援は困難ではないかと考えております。

○松村悟郎議員 宮崎産業経営大学が都城キャンパスに新設したときには、県が大学用地として県有地を安く譲ったということがございますけれども、今回の案件で、具体的ではないんですけれども、そういうことがあれば可能性はあるのかお聞きします。

○総務部長（渡辺義人君） 今お話にございましたように、大学などから、例えば県有地の売却等のお話というのは一切参っておりません。仮にそういう話が参った場合でありますけれど

も、県の財産に関する条例あるいは規則に基づいて、対応というか判断をしていくということになるかと思えます。以上です。

○松村悟郎議員 次に、大学が移転してしまいます高鍋町についてお伺いをいたします。大学移転に伴い、高鍋町の人口が800名ほど減少します。これに伴い、地方交付税が減額される見込みでございます。この交付税が減額されるということで、町行政は大変なことになると思います。これに対する財政支援は、これにかわるような財政支援が何かあるのか。

あわせて、高鍋町では多くの下宿やアパートの皆さん、飲食店など、地域経済には大きな影響が出ると思います。先ほども言いましたけれども、前知事への陳情の際に、何らかの支援が必要だというコメントもございました。これらの方々への支援について、お伺いをいたします。これは地域生活部長と商工観光労働部長でございます。

○地域生活部長（丸山文民君） 高鍋町に対する新たな支援制度でありますけれども、地方交付税制度で標準的な行政需要は賄うということで、そういう仕組みになっているわけでありまして、地方交付税制度そのものが需要に応じて措置をされるというものでありますので、その地方交付税の減少に対応した新たな財政支援措置を講じるということは、制度上考えられないところであります。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 大学等移転に伴いまして、例えば売り上げ減少でありますとか、業種の転換でありますとか、そういうことがあった場合ですけれども、県の中小企業融資制度、この中に、例えば売り上げ減少による緊急経営対策貸付とか、そういったものがございまして、その活用などにつきまして、高

鍋町とか商工会議所等と連携いたしまして、積極的にその経営相談に応じていきたいというふうに考えております。

○松村悟郎議員 先ほど、知事の答弁の中でお話が出ましたが、南九州大学高鍋キャンパス、大学が移転した後の跡地についてでございます。これに関しましては、大学当局と地元高鍋町と話し合いながら、今後の課題について検討していくというのが、大学側のお話でございます。この話いかんによっては、新たな大学誘致あるいは研究所等とか、新たな施設の活用も望まれるわけでございます。ただ、大学の誘致といいますと、今、大学も冬の時代、なかなか少子化で学生が集まらない。この現状が南九州大学高鍋キャンパスの移転ということになったわけでございますので、状況的に、新しい大学を持ってくるというのはかなり難しい問題でございます。高鍋という小さな地域、あるいは南九州大学というその中での話では、なかなか事が進まないわけでございます。そこで、まだ決定して話し合っている中ではないんですけども、所感で結構でございます。企業の誘致に関しましては、知事は大きな計画、マニフェストをお持ちでございますけれども、大学についても、地域には大きな雇用と定住人口をもたらします。今回、大学の誘致に関して、東国原知事のネットワークを使って、何とか東京やよそから持ってこられないか、それは希望には思っているんですけども、所感を含めて答弁をお願いします。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるとおり、大学の教育というのは非常に重要な位置づけだと思っております。御案内のように、この少子化の中で、大学は定員割れを起し、また多くの大学が倒産時代に入ると言われております。

その中での誘致というのは非常に厳しいものがあります。本県の地の利あるいは環境、自然、そういったものに合うような、見合うような大学等があれば、積極的に話をしてまいりたいと思いますが、現状ではそのような社会状況がありますので、非常に厳しいものがあるかと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○坂口博美議長 次は、31番蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） 田植えの疲れもまだとれておりませんが、頑張っただけでまいりたいと思います。もうしばらくおつき合ください。18番目になりましたので、重複をできるだけ避けてまいりたいと思います。またゆうべも、家内が筆で書いてくれました。一問一答になって数が減ったと、大変喜んでおります。

それでは、早速入りたいと思います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

知事は東奔西走、マスコミへの露出度も満点、大変な人気であります。内なるところでは、入札制度や行財政改革の断行推進もうたっておられます。市井の人々は、そんな知事を評して、このように申しております。済みません、ありのままに申し上げます。「東国原知事は県民に幸せ運ぶチャンスの宝船か、はたまた脅威の黒船か、あるいはただの幽霊船なのか」と。就任間もない時期であり、その評価は成果を見ずして、いまだ定まるはずもないところでありますが、確かなことは一つ、真に宮崎の発展を願う者ならば、だれ一人として宝船であることを願わない者はいないということでありませう。

知事は、宮崎を「どげんかせんといかん」と

言われます。これは我々も全く同じ気持ちであります。ならば、これに対し、議会としては、当然の役目として「どげんすつとな」と聞かなければなりませんし、来年以降、しかる年月の後には、「どげんなったつな」とその成果を見、県民の皆様とともに評価を下さなければならぬということになろうかと思えます。そのときには、知事が晴れて宝船としての称賛の栄に浴されますよう御期待申し上げながら、「どげんすつとな」の問いに答えるべく、今回完成したマニフェストの具体化策「新みやざき創造計画」について一点のみ、地球温暖化対策をお尋ねいたします。

京都議定書の発効や地球温暖化に関する科学的知見については、井上議員が述べられましたし、御案内のとおりであります。本県においては、平成10年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を受け、地球温暖化対策地域推進計画が策定され、平成12年には地球温暖化対策実行計画を策定、これを平成18年には改訂いたしております。また、途中、平成14年には宮崎県環境基本総合計画が策定され、今日に至っております。

さて、2月議会でも指摘いたしました。知事のマニフェストには環境政策が述べられておりません。21世紀は、福祉と並び環境の世紀と呼ばれて久しいものがございます。今回のドイツサミットでも、地球温暖化対策が大きなテーマとなりました。それも日本の提案によるものであります。知事は2月議会で、「マニフェストの性格上、すべてを網羅しているわけではない。優先順位の関係で環境政策は載せていない」旨の答弁をされましたが、これは疑問であります。優先順位を言うならばなおのこと、上位に位置づけるべき政策と考えます。人類が

よって立つところの地球がおかしくなりつつある話であります。もし県民の皆様、知事は環境問題に関心が薄く熱意がないとの印象を与えてしまつては、せつかくの宝船への願いや期待を裏切ってしまうことにもなりかねません。環境についてのお考えは先日お聞きいたしました。きょうは、環境政策は優先順位の上位に位置づけて力を入れてやるんだとの知事の決意をお聞かせください。それだけで結構でございます。

統一地方選の総括についてであります。

今回の県議選は、過去最低の投票率55.38%でありました。前回から何と9.39%の減であります。本県だけかなと思ひ、他県の状況を見てみますと、44道府県のうち29県、実に65%が減少しております。さらに、戦後、昭和22年以来実施された全国15回の統一地方選挙の平均投票率の推移を見ますと、知事、都道府県議、市区町村長、市区町村議とも、途中2～3回の上昇はありますが、すべての選挙において投票率は確実に右下がりの傾向を示しております。したがって、全国的な傾向でもありますので、知事の過去最低の投票率は「議会の無力さが要因」の発言は、必ずしもボールの真しんをとらえた打球とは言いがたいと思ひます。が、しかし、全国一の投票率低下については、我々も議会人として真摯に受けとめ、今後の課題として投票率アップに努めていく必要があると考えます。

今回の道府県議選では、投票率50%以下、いわゆる40%台8道府県、50%台から60%以下23県、合計して31県が60%以下であります。もし、このまま投票率低下の傾向でグラフを延長しますと、次回は全国平均で50%を切ってしまうのではないかとこの予想も十分立てられます。本県も50%以下になるかもしれません。その原

因としては、社会が物質的に豊かになって、議員や政治に対する意識の変化があるのは間違いないことですが、しかし、このことは民主主義の根幹にかかわることであり、ある意味、大変危険な社会の状況と言えなくもありません。政治への関心、参加を促し、投票率アップに努める必要を感じます。今回の低投票率をどう評価しておられますか、選挙管理委員長の御所見をお聞かせください。

以上、壇上からは終わりました、後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 私は「どげんかせんといかん」という確固たる意思を持って選挙戦に臨んだんでございますが、それに対して「どげんすつとな」ということでございます。まるで人ごとのような「どげんすつとな」という疑問でございますが、それに対しては、「一緒にどげんかしようじゃありませんか」というお答えをさせていただきたいと思えます。宝船、黒船、幽霊船という比喻がございましたが、もしこれが幽霊船であれば、県産品がこのように売れたり、観光客がふえたりするものでございましょうか。本当の宝船になるかどうかは、今後の県民総力戦の実現いかんにかかっているものと考えております。

環境政策に対する決意についてであります。本年2月議会におきまして蓬原議員から、私の環境問題に対する認識について御質問を受け、その際に私は、「これまでの宮崎県の環境に対する取り組みを高く評価し、今後さらに強化していきたい」とお答えいたしました。この考え方は、今般策定しました「新みやざき創造計画」において、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の中に、きちんと位置づけをしたところでございます。具体的には、環境保全の推進

を重要な課題として、森林環境税を活用した森林保全の取り組みや、地球にやさしい3つの行動、さらには環境にやさしい新エネルギー導入の促進に取り組むこととしております。地域レベルから地球規模のさまざまな環境問題の解決を図り、本県のすぐれた自然環境や良好な生活環境を未来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であると考えておりますので、県民の皆様のご協力と御参加をいただきながら、豊かな環境に恵まれた魅力ある宮崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○選挙管理委員長(若友慶二君)〔登壇〕 お答え申し上げます。

投票率についてのお尋ねでございましたが、4月の統一地方選挙、投票率は全国的にも非常に低かったと。そして、そのあおりもやはり同じことで、御指摘のとおり、本県の選挙におきましても非常に低かった。これは市町村並びに選挙区で若干の違いがあります。最高は92%超等、そして低いところで44%というふうな開きがありましたけれども、全体では55.38%となっており、前回よりも9.39ポイント落ちたということでもあります。

投票率というのは、有権者一人一人の価値観だとか社会情勢、選挙区の政治情勢、また投票日の天候、加えて候補者の政策や選挙の争点というものに非常に左右される、さまざまな要因が有権者の投票行動に影響を与えるというふうなことでございます。今回の選挙も、そういうことが一つの大きな原因であると同時に、選挙が続くという一つの現象があります。本県の場合、1月に知事選挙がございました。その約3カ月後でありますので、続いて行われた選挙、これまでの経験則からいきますと、そういう選挙の続いたときの投票率は下がっているという

ふうな傾向があるわけでありませう。そういう意味で、実態はそうでありますけれども、私も、やはりこの選挙を、4年間本県の政治を託す私たちの代表を選ぶ大切な選挙であると、そして、今後の県政の方向を決める上で重要な意義を持つ選挙であったというふうに認識しているにもかかわらず、こんな結果になりましたこと、まことに残念であります。

今後はいろんな分析をしまして、特に都市部、またその周辺の投票率が低下していると、そういう面から、啓発の中でもそういうめり張りをつけた啓発を実施する。現在、学生による選挙啓発というものをいろいろ考えておりますが、それらも含めて、関係機関・団体とも協力しながら努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○蓬原正三議員 まず、この投票率の問題のほうから質問をしてみたいと思います。今の今回の投票についてであります、高齢者の方から若者、一般的には高齢化が進んで寝たきりが多いとか、それから若者の投票行動が鈍いと。また、先ほど黒木議員からもありましたが、中山間地は高い。都市部との違い、また先ほどの答弁の中にもあったように思いますが、今回の投票の統計の中で、どこが投票率の低下として世代的に一番投票率が低いか、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○選挙管理委員長(若友慶二君) 今回の投票の状況でありますけれども、やはり年代別に見たら、若い人が若干低いと。20代が45.8%、30代から40代が66.4%、50代から60代が76.4%、70代以上が67.7%ということを見ますと、65歳以上の方々の投票率は70%を超えている。そういう状況を見れば、どうしても20代、30代の若い人たちの投票率が低いと。年々

かかわっていけば、そういう人たちも60代になるわけで、そのときには高くなるわけですが、現時点での30代ぐらいまでの投票率が低いと、そんな状況であります。よろしゅうございませうか。

○蓬原正三議員 今、低い若者もいずれ年をとれば投票率は上がるだろうというお話ですが、いずれにしても全体として下がってきております。その中でも若者が45.8%ということですから、かなり低いということになるんですが、いわゆる都会化の様相を呈してきているのかなと。50%を切っている都府県というのは、大体都市部なんですね。大体そういう傾向にあるようです。先ほど答弁の中にもございましたが、この投票率アップに今後どうやって取り組んでいくのか、やはり何かをしていかないといけない、あきらめるわけにはいかないと、何かこの秘策がございませうか。

○選挙管理委員長(若友慶二君) 非常に難しい問題でありますけれども、宮崎の場合も、やはり都市と都市の周辺の市町村、ここの投票率が非常に低いということは現実であります。そのような意味から、無関心層が多いというふうに評価されますけれども、そうなのかなという感じはいたします。私も選挙に携わる者、また、立候補者の皆様方、そういう方々の運動というのは、また行動というのは、広く知られているわけですから。そういう意味では、選挙があることはちゃんと知っている。なぜ行かないかというところですが、やっぱりそこには無関心さもあるというふうに解釈せざるを得ないと、そのことを受けとめております。

そういう意味から、私も選挙管理委員会としては、どうしても、私どもができる範囲で最大限の努力をしたいということで、市町村の選

挙管理委員会、さらには明るい選挙推進協議会、その団体の方々とも協力をしながら進めていきたいというふうに思っています。同時に、若い人の投票率が低いという問題もありますので、これについても、先ほど申し上げました学生の協力を得たり、また一般の若い人たちの協力を得たりしながら、アイデアを出しながら、若い人の視点で見た啓発活動も組み立てていかなきゃならないかなと、そんなことを思っております。有権者の政治参加が、自分たちの日ごろの生活の場になるように、私どもも設営していきたいと、そんなことを考えております。以上です。

○蓬原正三議員 そこで、若者対策ということなんですが、いわゆるインターネットによる選挙運動、これについてはまだ解禁になっておりません。ホームページあるいはメール等が考えられます。現在、電話はいろいろやっているわけですね。これについての制約というのは、今大体どういう制約になっていますか。一応確認のために、話を進める前に……。

○選挙管理委員長（若友慶二君） インターネットによる選挙運動というのは、いわゆるメールだとかホームページだとかいう形でやられるんだと思いますけれども、現在のところ、公選法におきましては、メールによる選挙運動、これは頒布違反ということになっておるようがあります。そして、今現在、総務省にIT時代の選挙運動に関する研究会というのがありまして、これは14年8月にいろいろ取りまとめられたようですけれども、これにつきまして、一応、電子メールによる選挙運動は引き続き禁止するという考え方の報告がなされておるようがあります。ホームページについては、これまで選挙の告示の前まで、そこまではずっと同じも

のを出されていたようですが、その後の変更はきかないと、そういうふうな状況のようであります。

○蓬原正三議員 ホームページとメールについては、まだそういう状況のようですが、実際メールというのは電話みたいなものですよね。ホームページも後で書き込んではいけないということになってますが、そこにはあるわけで、閉鎖しなさいということじゃないわけですから、見ようと思ったら、前もってずっと書き込んでおけば見られるわけで、それからしますと、やはりこれは、国に対してそういう法改正の働きかけをして、インターネットでもできるように解禁していく時代じゃないかな、これが若者を投票所に向ける一つの方策につながるんじゃないかなと思うんです。見通しについては今、私が聞く前を読んでお答えいただきましたので、投票率アップにつながると思うんですが、所見はどうですか。

○選挙管理委員長（若友慶二君） おっしゃるとおり、このインターネット等を活用した選挙運動、非常に若い人たちの中で活用が日常的になっており、これについての費用というのも安価である。そういうようなことも含めて考えますと、やはり有効な方法じゃないだろうかなと私も存じております。そういう意味から、御指摘のように、いろんなことも加えて考えますと、投票率のアップにつながるんじゃないかと、そんなことも考えます。これからの作業といいますと、私どもそういうふうに思っても行動しなきゃならんわけで、全国の選挙管理委員会の集まりもありますし、そういう中での研究課題にして、いろいろと議論をさせていただきたい、そんなことを思っています。以上です。

○蓬原正三議員 インターネットについては、

ぜひそういうことを全国的な選挙管理委員会の組織の中で要望していただきたいというふうに思います。有効な手段だと私も考えます。

それから、投票所について、これは奇抜なアイデアだと思うんですが、うちの自民党の幹事長が言うわけですが、巡回投票所なんていうのはどうだと。これからいろいろ改革していく時代ですから、必ずしも固定じゃなくていいじゃないか、巡回で回れば。特に高齢者の方々は動けないわけですね。だから、そういう発想もあるんですが、それについての感想はどうか。

○選挙管理委員長（若友慶二君） 人を集めるか、箱を持っていくかと、こういう発想のようではありますが、考え方の一つには、今、高齢者の方も動けなくなったというふうな状況もありますので、その辺の発想は、非常にアイデアとしていいのかなという感じはしますが、かたいようでありますけれども、現行制度では、1つの投票区に投票所は1つと、そういう定めでありますので、今のところ、そういう方向は非常に難しいことかなというふうに考えております。しかしながら、高齢化は進行してまいります。投票所の環境づくりというものも考えていかなきゃならない。そんなことも含めて、今後研究させていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○蓬原正三議員 なぜその巡回投票所なるものを言ったかといいますと、今回の県内の投票所を見てみますと、投票所が減少いたしております。総数806が796、増減があってマイナス10です。5つの自治体で減少して、3つの自治体で増加になってマイナス10、そして時間短縮がかなり増加をいたしております。総数279、これまで時間短縮をしていたものが209、プラス70、時

間短縮をしておると。5つの自治体だけがゼロです。ほとんどの自治体で増加をいたしております。減らす方向にいらいます。これは、市町村でこの扱いはまちまちのようでありまして、どのような理由によって投票所を減らし、あるいは投票時間を短縮しているのか、そのことを教えてください。

○選挙管理委員長（若友慶二君） 投票所の増減の関係でありますけれども、御案内のとおりであります。投票所につきましては、市町村の選挙管理委員会が、地域の有権者の数だとか地形、そんなものを考慮しながら投票所を決めておるわけです。いわゆる法上になりますと、1投票区1投票所というのが原則で、あとは数カ所の投票所をつくるというのが、市町村の選挙管理委員会の機能としてやっておるところであります。先ほどおっしゃられましたように、現在、前回の806から796に減ったと、そういう状況はあるわけであります。投票所の減少については、市町村の選挙管理委員会において、住民のアンケートや、また自治会等の意向聴取など、いろいろ住民の意見を聞きながら、そしてまた、広報を通じてそれらの実態を流す、有線放送を通じて流すというふうに情報提供は十分行われている。そして選挙民には余り迷惑をかけない、そういうふうなところでの設定だというふうにお伺いをいたしておるわけがあります。以上であります。

○蓬原正三議員 この投票所に関してですが、どこが一番減らしているか見ますと、三股町——私の町です——綾町、椎葉村、高千穂町、日之影町。椎葉村に至っては5カ所減らしています。全部非合併のところだけなんですよね。まさかとは思いますが、先ほど合併の話もありましたけれども、地域生活部長、いわゆるアメ

とムチ、行革の一環として、かなり迫るから、費用をかけちゃいかんということで、市町村は大変苦しい思いをして投票所を減らしたということがあるんじゃないのかなと危惧したんですが、そのことについて御回答をいただきたいと思えます。

○地域生活部長（丸山文民君） 決してそのようなことはないわけでありまして。投票所の設置等につきましては、公職選挙法におきまして、地域の実情に一番通じた市町村選挙管理委員会が決定をするということになっております。それぞれの市町村の選挙管理委員会において、十分に検討された結果であると考えております。

○蓬原正三議員 そうであれば安心をいたしました。さて、その投票所ですが、先ほどから申し上げておりますけれども、高齢化が進行する中、私は減らすべきではないと思うんです。それは市町村が決めるべきことでしょうが……。しかも、投票所が遠くなるために高齢者の皆さんの送迎を始めるわけですね。年寄りの方は、どうしても棄権しちゃうかんという気持ちが強いですから、そうなったときに、どうしてもその途中で不正が起きやすいというようなことが出てくるわけでございます。昭和44年、私が20歳のときですから、かなり古い自治省の選挙部長通知ですが、投票所については積極的にふやすように頑張りなさいというようなことが、遠距離地区の解消あるいは過大投票区においては規模の適正化を図ること等々、投票区の増設についてという通達があります。その後、何か新しい通達があったものかどうか、それはわかりませんが、いずれにしても減らすべきではない、むしろふやすべきだと思えますが、そのあたりの所感をお願いしたいと思えます。

○選挙管理委員長（若友慶二君） 投票所の問

題でありますけれども、おっしゃるように、44年5月でしたか、通達がありまして、大体の基準を2,000名が1つの投票区、そして2キロぐらいの移動区間を標準として、それ以内におさめたらと、そういう通達が出ておりますが、その後、通達は出ておりません。社会的に道路交通事情とかいろんなことが変わってまいりましたので、また再検討される部分はあろうかと思っておりますが、宮崎の場合は2,000名というのはかなり大きな選挙区で、あとは大体1,000名を下るといふような形になっておりますので、そのあたり、市町村全体のいろんな行政の中での決定だろうと、そういうふうに思っています。以上です。

○蓬原正三議員 それと、その時間ですが、市町村の中でも時間帯が違う。市町村別では当然ばらばらですね。そうすると、若い人たちはこの時間に思い込みがありまして、私を一生懸命応援してくれて、出陣式のときに一緒に「頑張ろう」をしてくれた若者が、しばらくして、消防団で飲んでおりましたら、「蓬原さん、ごめんなさい」と。どういうことかと思いましたら、8時までかと思って、家内と7時ごろ帰って、すぐ投票所に行った。そうしたら閉まっていた。あなたに2票投票できませんでした」と、そういう笑い話なんですけど、実際にあった話です。そういうことが身近にあったことを思いますと、この時間について、この町では8時ですよと言って回る、この町では6時ですよと言って回る、どうもそのあたりが徹底せずに、結果的に棄権してしまったというようなことも私はあるなど、現象としてあるなどいふように——身近な問題がありましたので——思っているのです、これについては今後、考察が必要、対応が必要じゃないかなと思いました。

これは意見として申し上げておきます。

選挙については最後の一つです。選挙の七つ道具というのがあります。たすき、それから造花の胸花があるんですが、このたすきと胸花、もうそろそろやめていいんじゃないかなと私は思います。車の乗りおり、走り回るときに大変不便ですね、不便なんですよ。決してスマートじゃないですね、スマートじゃないです。どうも邪魔くさい。ここ(胸)にピンでとめないといけないですね。そういうことを考えますと、形から入るということでもないんですが、何かワッペンにするとか、本人とわかるバッジにするとか。名前は車に書いてあるし、のぼりもあるし、わかるわけですから、そのあたりは法的な制約があるんですか。それとも県の選管でできるのであれば、何か考えていただきたいと思うんですが、その前に、突然知事に振りますが、知事も選挙に出られましたね。そのときに、こういうたすきだとか胸花だとか当てて、特に走って回られたと思うんですが、感想はどうですか。私はそういう感想をずっと持っていたんですが、これはもう変えた方がいいんじゃないか。

○知事(東国原英夫君) 私も非常に邪魔でした。ですから、僕は余りしていなかったんですが……。というのが、突然車から出て走っていくときに足に絡まったりするわけですよ。ですから、これはしなきゃいけないのかなと思いつつも余りしておりませんでした。これは選挙違反ですか(笑声)。

○蓬原正三議員 選挙管理委員長、私の質問も含めて、知事の質問も込めて御答弁をお願いいたします。

○選挙管理委員長(若友慶二君) 例に出ました、たすきの問題でありますけれども、この選

挙の七つ道具というものは、公営で私どもの方からお渡しする、告示の日に受け付けをしてお渡しするというものです。その中には、たすきは入っておりません。そういう意味では、こちらから絶対つけてくださいという品物じゃないんですね。そういう意味で、白のお花、これは、選挙管理委員会、私どものほうと一緒になっております明るい選挙推進協議会が、きれいな選挙をしていただきたいという願いを込めて、あの花をお願いしている。それはぜひつけていただきたいという私どもの要望であります。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○蓬原正三議員 そのたすきは自由ということであればわかりましたが、ぜひ胸花についても、もうちょっとスマートなやつに変えて、その中から選んでくださいという形にしてもらうように要望いたしまして、次に移ります。

環境森林部長にお尋ねいたしますが、温室効果ガス、専門が化学じゃないので、よくわからないんですが、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、六弗化硫黄、パーフルオロカーボンとあるそうです。この温室効果ガスの総排出量が、平成22年の予測で、平成2年の基準年に対し、本県の場合、マイナス35%になるとあります。それは、二酸化炭素と一酸化二窒素が、いわゆる東の横綱と西の横綱だそうですが、この一酸化二窒素の削減効果が大きいとあるんですが、この35%という数字はかなり大きいんですよね。これからいくと、京都議定書、十分満足しているじゃないかという話になるんですが、本当かということと、事業者のどういう取り組みによって、この一酸化二窒素というのは削減効果が大きく出るのか、このことについて環境森林部長、お願

いたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） まず、温室効果ガス全体でございますが、これは基準年の平成2年度で見ますと、約1,653万トンというふうになっております。このうち、今お話の出ました一酸化二窒素は約791万トンということで、約半分を占めております。平成11年の企業によりまず一酸化二窒素排出対策によりまして大幅に削減され、その結果、温室効果ガス全体の削減がなされたものでございます。

2番目の御質問でございますが、どういう取り組みによるものかということでございます。これは具体的に申し上げますと、旭化成ケミカルズ株式会社レオナ樹脂・原料工場のナイロン製造工程におきまして、本県の一酸化二窒素排出量の83%を排出しておりましたが、先ほど言いましたように、平成11年にこの一酸化二窒素を熱分解いたしまして、硝酸として回収する設備を設けたことによりまして、工場からの排出量が9割以上削減されたものでございます。

○蓬原正三議員 よくわかりました。

次に、西の横綱の二酸化炭素であります。これは残念ながらふえる方向でありまして、急激な増加が予測されております。数字は申し上げません。森林による吸収を差し引いても7%の増加とあります。家庭、温室、店舗のエネルギー消費、あるいは自動車がふえたこと、家庭、業務、運輸部門のCO₂排出量増加が原因ということですが、いずれにしてもCO₂を減らさなければいけないと、このことに焦点はいくのかなというふうに思います。ここで問題にするのは、県庁みずから「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」というのをつくっておられます。ところが、残念ながら、旗振り役の県庁の実行計画が未達成だということなんですね。

平成10年度比——16年度だから、たった6年で6%減少させるつもりが——4%、絶対値で10%ふえているということでもあります。これについてお尋ねいたします。原因は何か。何が障害でなぜそんなに10%もの差が、予測と実際とが違うのか。達成はこれはどうするのか。県庁みずからが、環境マネジメント等々いろいろ計画しながら達成できないで、一般の人に、県民にいろいろ啓発をやってもできるはずがないんですよね。できるはずがないと思います。だから、今この原因が何か、障害は何か、達成はどうするか、このことについて御回答いただきたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 議員御指摘のとおりでございます。増加の主な原因でございますが、これは庁舎施設の新・増改築に伴う床面積の増加ですとか、あるいはパソコンなどOA機器の普及による電気・燃料使用量の増加でございます。また、病院等県民に直接サービスを提供する部門では、一定のサービスを確保する面から、電気・燃料使用量の削減がなかなか難しい状況でございます。しかしながら、今、議員御指摘のとおり、県庁は地球温暖化対策に率先して取り組んでいく立場でございますので、今後とも、目標達成に向けて、あらゆる部門で温室効果ガス削減の努力を行ってまいりたいというふうに考えております。

○蓬原正三議員 要は、最終的には数字だと思うんですよね。数字が実態をあらわす最終的な究極の表現方法なわけですから、言葉はどうでもごまかしがききます。最終的には数字だと思いますから、その数字をしっかりと押さえていただくように計画を立て直して、実行に取り組んで、その後、県民の皆さんにも、「しっかり我々もこれだけやっているんだから、皆さん頑張

りましょう」という啓発をやっていただきたい。それが筋だと思しますので、指摘をしておきたいと思えます。

重点取り組みというのを9項目つくってございますね。主な実績と、今回の予算、2月議会にさかのぼってもいいんですが、ことしの予算の中で、この重点取り組みに対して、県庁内の実行計画の9項目があります。例えばE S C Oがどうかありますが、このことについてどういことが予算化されているかお知らせいただきたいと思えます。

○環境森林部長(高柳憲一君) 県庁では、今お話にありました9項目を重点取組として取り組んでおります。予算化につきましては、一番大きいのはE S C O事業でございますが、これは平成17年度の導入可能性調査の結果を踏まえて、「宮崎県E S C O事業導入基本方針」に基づきまして、最も高い効果が見込まれました県立宮崎病院へ今年度、導入をすることといたしております。病院局において、今議会に、改修工事費5億2,526万円を補正予算としてお願いしているところでございます。それと、もう一つ、予算化について、具体的な数字は現時点でまだ集計できておりませんが、取り組みで、低公害車の率先導入というのがございます。これにつきましては、平成18年度の数字で申し上げますと、新規購入43台中、低公害車は39台を導入いたしております、導入率が90.7%ということで、目標が70%以上というふうになっておりましたので、これも今後こういう形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○蓬原正三議員 それから、井上議員から県民の皆さんに対する啓発の話が金曜日にございましたが、水曜日が「地球にやさしい行動の日」ということで、特にノーマイカーデーの推進と

ありますが、これは県民運動に展開をしてはどうか。特にこのノーマイカーデーということで、水曜日にしたらどうかと思えますが、知事の御見解をお願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 県では、環境保全を推進するために、省エネやごみ対策、きれいな川づくり等を柱とした「地球にやさしい3つの行動」の全県的な展開を図ることとしており、この中で、ノーマイカーデーの実施を呼びかけておる次第でございます。この取り組みについては、現在、県民、団体、行政等で構成された「環境みやざき推進協議会」を通じて、県民の皆様幅広くPRするとともに、民間の事業者においても実践していただいているところであります。ノーマイカーデーは、省エネと意識の啓発に大きな効果があると考えておりますので、今後、同協議会の取り組みをさらに充実し、県民全体への浸透を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 最後に一点です。大量伐採が進行して未植栽地が増加しております。いわゆる温暖化対策を意識したことしの事業、予算ということですが、森林に関する温暖化対策のための事業、予算というものはどういうのが網羅されているか、概略でいいですから主なものをお聞かせください。

○環境森林部長(高柳憲一君) 温暖化対策を意識したことしの予算についてでございますが、御承知のとおり森林は、植栽あるいは間伐などを実施して適正に管理することによって二酸化炭素の吸収力が高まります。このため、通常の森林整備事業に加えまして6月補正予算で新たに、管理不十分な森林を対象としました「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」ですとか、また高齢林を対象としました「森林整

備促進対策事業」で、間伐等を推進するために5億円余のお願いをしているところがございます。また、平成18年度から、森林環境税を活用しました「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」で、公益保全上重要な森林のうち、放置林等を対象としました植栽や間伐などの整備をさらに推進するために、補正予算を含めまして約1億8,000万円余の拡充をお願いしているところがございます。以上でございます。

○蓬原正三議員 環境については以上で終わります。

次に、公人と私人ということについて、知事にお尋ねいたします。知事は、地方公務員法第3条第3項の特別職であります。知事の事は通常、公務、いわゆる地方公共団体の長と、政務、講演会活動等の政治活動に大別されると思います。ただ、東国原知事の場合は、タレント活動がそこに加わるのかなど。ここで、いわゆる公人と私人の区別、折り合いをどこでどうつけるんだということなんですが、県民の皆さん方の間に大きな戸惑いの声があるようであります。また今後、市町村長、いわゆる市町村の首長さんの活動のあり方にも一つのモデル的な影響が出てくるなと思うわけで、これは知事のためにも、ここでしっかり議論しておいた方がいいというふうに考えます。5月22日の「東国原グローバル」、いわゆるブログの中で「知事は24時間公務公僕である」と記しておられます。議員の先輩諸兄にお聞きしましても、24時間公人説が、これは聞いた限りにおいて、大変有力、100%と言ってもいいんですが、公人、私人、これをどう考えるかということ、知事のお考えをお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） ブログでの表現は、「体力の続く限り、知事としての職務を果たし

ていきたい」との私の気持ち、心構えを吐露したものであります。知事というのは、御案内のように、勤務時間や勤務場所が特定されておらず、24時間いつでもどこでもその職務を遂行することができますし、また期待もされていると考えております。お尋ねの公人か私人かについてであります。ケース・バイ・ケースで判断することになると考えておりますが、この大変困難な時代にあつて、私に県政のかじ取り役を任せてくださった県民の皆様の負託におこたえするために、24時間片時も忘れることなく、それこそ夢の中でも県政の事柄が出てくるほど、県勢発展に全身全霊をかけて取り組みたいと考えております。また、御指摘のタレント活動という表現でございますが、私は宮崎のために活動しているわけございまして、私個人の活動としてはとらえておりません。以上でございます。

○蓬原正三議員 わかりました。タレントという言葉が不適切であれば取り消しますが、知事は今よくテレビに出ておられます。テレビに多く出られることは、宮崎の情報発信になることでもありますし、PRになっていることはよく理解いたしております。また、宮崎のPRのためならば、公務に支障がない限り、大いに出演してくださいと私も申し上げたいと思います。これも県民の声ですが、声を伝えるのも仕事ですから、大変つらいことですが、あえて申し上げます。先ほどの黒木議員も、中山間地を見にきてくださいと悲痛な叫びの声をお話しになりました。そのまま申し上げますが、気を悪くしないでくださいね。「出なくていい番組もあるのではないかな。その分、地方の実情を見にきてほしい」という声もあります。ある意味、知事にとっては、これは大変ありがたい言葉でもある

のかなと、引く手あまた、人気者ゆえの悩みかなと思います。山田勇さん、いわゆる元大阪府知事の横山ノックさんの場合は、これでかなり議論されたという議事録を見ました。最終的には、時間がないのでテレビには一切出ないという答弁が記録として残っております。そのテレビ出演の判断基準、知事がケース・バイ・ケースで判断されるということを今おっしゃいました。テレビ出演の判断基準は、どういうところに目線を置いてされているかということ、この際、県民の皆さんにはっきりさせておかれたほうが、知事のためにもいいと思います。どうぞ。

○知事（東国原英夫君） 知名度がこれまで余り高くなかった宮崎を、全国の人々の記憶に刻まれるまでPRするには、全国からの注目が集まっている今が絶好の機会であると考えております。特にテレビは、いろいろな世代に身近なメディアであることから、宮崎をPRする手段としては最も有効であると考えております。このようなことから、日本全国津々浦々、あらゆる年代、あらゆる分野の方々に宮崎を知っていただくためには、報道番組を初めあらゆる番組に出演し、宮崎をPRしていく必要があると考えております。その選択に当たっては、宮崎のPR、知名度とイメージのアップにどうつながるかを最優先に考えて判断しております。なお、テレビ出演に関しましては、単に県製品の販売促進や移住誘致、企業誘致、観光誘致等に役立つだけでなく、「県が有名になって本当によかった」とか、「宮崎のことが話題になりやすくなった」、あるいは「宮崎を誇りに思う」などという声も県内外から多くいただいております。

御指摘の出なくていい番組というのは具体的

には一体どういう番組なのか、私にはちょっとわかりませんが、有用な番組だと判断して出ていることは御理解いただきたいと思います。そして、テレビ番組に出ていることで、中山間地域あるいは県内各地を回れないという御指摘でございますが、これまで椎葉、諸塚、西米良等、中山間地は精力的に回らせてもらっていますので、今後とも、それは重ねて活動していきたいと考えております。

○蓬原正三議員 体に十分注意して頑張っていたいただきたいと思います。そういう心配の声もあるわけであります。

イラストの使用についてお尋ねいたします。まず、現状についてであります。イラストを使っておられる企業・団体が7つと聞いております。その後、増減があったのかどうかということと、武井議員への答弁の中で、「県製品の販売促進の一助になればとの思いから、自由に使っていたらいい」と認識している」と答弁されておりますが、この許可、あなたのところは使っていないよという許可権者はだれなのか。またその受けた企業が、その先の100何ぼの企業に許可しているわけですが、その場合の許可というのはだれが許可しているのか。そこを教えてくださいたいと思います。

○知事（東国原英夫君） イラストに関しましては、私の一身専属の肖像権に関連するものと思いますが、イラスト自体については、それぞれの企業が私に似せて創作した著作物であります。私は、イラストが、結果的に県製品の販売促進や地元企業振興の一助になればとの純粋な思いから、基本的には、私の肖像権に関連させることなく、使っていただいても構わないと考

えております。私としましては、7種類くらいのイラストがあると承知しておりますが、現実には、もっと多くのイラストやキャラクター商品が販売されていると思われまますので、すべてを把握しているわけではございません。

なお、ほかの企業等へのイラストの提供を、有料にするか無料にするかは聞いておられませんか(笑声)。有料にするか無料にするか等つけ加えてお答えしますれば、この判断は、制作者、その企業の経営方針、あるいは著作者の権利であると認識しております。以上でございます。

○蓬原正三議員 ということは、有料・無料はつくった方が判断して、このシールは何円だよというようなことで、その企業に使わせてというか、使う方からはお金をいただいているということで、知事はすべてを掌握しているわけではないということですね。ただ、肖像権は知事に——一身専属の肖像権に基づくというようなことですが、自由に使っていたらいいよということのようですね。そうなったときに、質問を転換しますが、じゃ、だれが使ってもいいということになりますか。県内の企業で、自分で似せてつくったシールを張るのは、これは勝手にやっていいということになるんでしょうか。

○知事(東国原英夫君) すべて把握しておられない現状を踏まえますと、自由に使っていたらいい状況だということです。事実上そうなっておりますので……。しかし、自分に申し出があったものに関しては、「どうぞ使ってもらっても構わない」という返事は、すべてに対してさせていただいております。

○蓬原正三議員 ということは、ここにA社というのがあって、ぜひ使いたいと、売り上げを

伸ばしたいと。その場合は知事に申し出ればいいというか……。それとも野放し状態。どうしてもそここのところがうまく私まだ理解、整理できないんですが、もうちょっとわかりやすく説明してください。

○知事(東国原英夫君) 使ってよろしいでしょうかというような申し入れがある場合と、ない場合がございます。ある場合に関しましては、どうぞお好きにお使いください——これは許可ではなく、使うのは自由であるということでございます。自由である以上、私に直接申し入れがなくても、現状としては使っているところがあると理解しております。

○蓬原正三議員 やはりこのシールの効果というのはかなりあるんだそうです。現在売れていますから、あるんですよ。となりますと、このシールというのは、知事、いわゆる元芸能人であった知事が、そのまんま東さんという人が東国原英夫として知事におなりになった、そのことによってシールの効果というのはかなりアップしたわけですね。アップして、そして県産品を売ろうという運動につながっているわけですよ。そうなったときに、これはある意味、県民の共有財産じゃないのかなど。知事であるがゆえに、これで人気が出ているわけですから……。そこに県内の人で、じゃ私も使わせてほしいという人がかなり出てくるのは当然なんですよね。そうなったときに、7つの企業・団体だけが使っていっちゃるということが、ある面によっては——今聞けばある程度わかるんですが——知事を中心にして閉鎖的に使われているような印象になっているわけですよ。シールについて聞きますが、そうであれば、いわゆる共有財産にすべきじゃないかということについてはどうですか。

○知事(東国原英夫君) 私は、キャラクターとか、イメージ的な、アニメーション的なキャラクターグッズやシール等を制約しているものではありません。つくる、つくらないを制約しているものではないです。ということは、自由にお使いくださいというスタンスなので、今、県内外で果たしてどれくらい使われているのか把握できない状況ですので、これを県が共有財産として管理、制約するのは、現実的には非常に困難かなという感じで認識しております。

○蓬原正三議員 余り時間もなくなりましたので……、基本的なことだけお聞きして、後は委員会で議論します。ということは、要するに、制約するものではないと、希望があれば基本的にはだれでも使えると、そのように理解しているということですね。

○知事(東国原英夫君) そういうような解釈で構わないと思いますが、使っていただく上では、品位をおとしめるようなイラストは避けていただきたい。県産品あるいは食べ物だったら、その品質確保とか、そういったものには十分注意していただく必要があるかと思えます。こういうところが侵害されますと、人格権というものを行使することもあり得るのではないかと考えております。

○蓬原正三議員 シールについてはそこまで……。あと3分しかありません。

トップセールスの中の地鶏に移ります。にせブランド対策、満行議員からもありました。大事なことですので、もう一回やりますが、農政水産部長、地鶏の規格・条件は何か月飼えばいいのかということ、それと現在の地鶏の羽数、どれだけ県内で飼っているかという、この数字をまずお知らせください。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 地鶏につきましては、いわゆる地鶏という定義が非常に広うございまして、広辞苑等によりますと、その土地で飼育された鶏、さらには古くから各地で飼われている鶏の在来種というような幅広い表現になっております。

その中で、先ほどおっしゃいました地鶏が何羽いるかということは、非常にいろんな統計があるわけですし、つかみにくい部分もございまして、これにつきましては、宮崎県で地鶏のブランドとして普及しておりますいわゆる「みやざき地頭鶏」がございまして、「みやざき地頭鶏」につきましては、ことし4月現在の調査では、13万6,000羽、県内で飼育されております。ちなみに、年間の出荷数は30万羽という状況になってございまして、そして、この規格につきましては、飼養期間が120日以上、それから28日齢以降、今のは平飼いの時間帯でございまして、それから、28日齢以降の飼養密度が1平米当たり2羽以下というような状況で、ブランドとして認定いたしております。

冒頭申し上げましたように、地鶏につきましては、このほかに日本農林規格、特定JASがございまして、こちらのほうでは、いわゆる地鶏をより緩やかな基準で飼った場合に特定JASマークを張れる、そういう地鶏という表示を許しております。こちらのほうの表示になりますと、もっと緩やかですが、鶏自体の血統につきましては、日本在来種の血液が50%以上であること、飼養期間がふ化後から80日以上、28日齢以降の平飼い飼育がなされていること、それから28日齢以降の飼養密度は1平米当たり10羽以下というようなものを地鶏というふうに表示することができるようになっています。以上でございます。

○蓬原正三議員 後で資料をください。いずれにしても、急に需要があったからといって地鶏を出荷できるものじゃないですね。そこに当然数カ月かかるわけだし、在庫があったという話も、在庫のだぶつきも聞きません。ということは、にせブランドの疑いがかなり強いということでございまして、他県産かもしれないし別物かもしれない。というのは、これが本物でないとわかったときのイメージダウンが大変怖いというわけでありまして、地鶏の一種の認証といいますか、トレーサビリティですね。例えば牛とか、最近チップを埋め込んで野菜についてもできると、こういうことまでやっていますが、一言で聞きます。食の安心・安全も言われるわけでございますから、この地鶏にもトレーサビリティ制度、このシステムを確立していくべきではないかというふうに考えますが、部長の御見解をお願いします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 地鶏につきましては、私どもも普及品目として「みやざき地頭鶏」を普及するように、いろいろと考えております。その中で、今おっしゃいましたトレーサビリティでございますけれども、トレーサビリティにつきましては、確かに個体管理ということができるとお思います。ただ、この鶏の飼養実態を考えました場合に、経営上のコスト、それからいろいろな飼養技術上の課題、こういったものが非常に大きく普及促進の阻害要因となっております。したがって、御指摘は御指摘として私どももわかるわけでございます。引き続き研究を続けていきたいというふうに考えます。

○蓬原正三議員 後は、それぞれ委員会でやりたいと思います。

預け金対策についてであります。ある団体で

すが、連続職場離脱という制度があります。連続職場離脱、これはコンプライアンスの徹底がどれだけされているかという検査をし、またリフレッシュ休暇の意味合いがあります。前日に本人に言い渡しをして、1週間程度休ませると。行動には当然、遊び場には行っちゃいけないよとか制約があるんですが、いわば抜き打ち的に検査をして不正を防止するとともに、職員が日ごろ年休もとれないで精神的に病むのを未然に防止する目的という、2つの目的があるようでございまして、なかなかいい制度だなと私は思ったんです。前日に、あなたはあしたから1週間休みなさい、連続職場離脱、そして本人立ち会いのもとで、机の引き出しからロッカーから何から全部検査をするということですね。そして、1週間休むところに意味があると。1週間休んで、その間に外部からの怪しいにおいのする連絡があるんじゃないかと、そこをチェックするというわけですね。本人たちもいつあるかわからないから、ふだんからちゃんと机の引き出しもやっておくし、パソコンの内容もしっかりやっているでしょうし、ロッカーもちゃんと整理している、お金もちゃんと預かりをしておくということのございます。本県の場合は、学校現場では、準公金と言われるPTA会費や部活動費を扱うところもあります。そういうところに有効じゃないかと思いません。

知事の御見解をいただきたいんですが、時間がないので、まとめていただきたいんですが、監査についても、監査を受けられる側の執行部のトップとして、抜き打ち監査というのをやっていったらどうか。今は定期的に前もってやっていますから、十分準備する時間があるわけですね。数字上は全部合うわけだから、な

かなか発見しづらい。抜き打ち的にぼんとやっ
ていく。その緊張感がいわゆる不正を防止する
んじゃないかと。それを休ませるかどうかは、
いろいろこれからの検討課題で、例えばどこか
に研修に行くとか、物産展があるときに、物産
展でどこか東京とかに行き、その間リフレッ
シュしてもらおうとか、そういう形で職場を連続
離脱していただくというように、やり方はいろ
いろある。例えばそこで観光案内をしていただ
くとかあるわけですが、これについての知事の
御見解をお願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 各所属への検査・指
導につきましては、財務規則第225条の規定に基
づき、物品の売買、使用及び出納事務の状況等
について、事前に通知をした上で、各所属おお
むね3年に1回程度、現地に出向いて実施して
おります。御指摘のあった今後の抜き打ち検査
を含め、より効果的な物品管理事務の指導・検
査等のあり方について、外部調査委員会の御提
言なども参考にさせていただきながら、再発防
止策の中で検討してまいりたいと考えておりま
す。

○蓬原正三議員 最後になりました。県庁の見
学ツアーについてあります。まとめて聞きます。
これまでのツアーの客は延べ幾ら来られた
かということ、それと提案であります。早い
話が入場料をいただいたらどうかという話であ
ります。4年前、オーストラリアとニュージー
ランドに行きましたときに、農業団体とカウン
シルに行きましたが、その視察で料金を取られ
ました。横浜も30分5,000円取っているそう
です。駐車場等の整理に充てる目的でそういうの
を取って、それをそういうものに充てるという
考えはどうかと思います。これからの一つの全
国的な流れになっていくんじゃないかと思いま

すが、知事の御見解をお願い申し上げます。

○知事(東国原英夫君) 県庁ツアーでござい
ますが、4月から始まって、今まで3万人を超
えたという数字を伺っております。4月は閉庁
日はアカウントしていないので、これ以上の数
字じゃないかなと思っております。県庁ツアー
としてですが、「おもてなし日本一の宮崎」づ
くりの県庁版として取り組んでいるものであり
まして、このツアーの実施により、県庁がより
身近な存在になるとともに、職員の意識改革に
もつながっているものと考えております。御案
内の有料にすればどうかということでございま
すが、正直私も失敗したなと思っているので
す。今後でも有料化するということは、これま
での県庁ツアーに参加していただいた方たちと
の平等性等々も、バランスを考えながら検討し
てまいりたいと思いますが、今のところ、見学
料あるいは入場料等の徴収については、慎重に
検討することであると思っております。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 県庁ツア
ーの件数は、ただいま知事が3万人と申し上げ
たんですが、4月に知事のパネルを設置しまし
てから、トータルが3万人でありますけれど
も、県外からの県庁ツアー、いわゆるツアーで
来られた方は、83団体の2,800人ということ
でございまして。こういう関係を県職員等で御
案内しているというものでございまして。

○蓬原正三議員 時間がオーバーして申しわけ
ありません。以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き
続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

平成19年 6 月 18日(月)

午後 2 時57分散会

6月19日（火）

平成 19 年 6 月 19 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------|-----------|--|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | |
| 総合政策本部長 | 村 社 秀 継 | |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 義 人 | |
| 地域生活部長 | 丸 山 文 民 | |
| 福祉保健部長 | 宮 本 尊 | |
| 環境森林部長 | 高 柳 憲 一 | |
| 商工観光労働部長 | 高 山 幹 男 | |
| 農政水産部長 | 後 藤 仁 俊 | |
| 県土整備部長 | 野 口 宏 一 | |
| 会計管理者 | 甲 斐 景 早 文 | |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 | |
| 病 院 局 長 | 植 木 英 範 | |
| 財 政 課 長 | 和 田 雅 晴 | |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦 | |
| 教 育 長 | 高 山 耕 吉 | |
| 警 察 本 部 長 | 吉 田 尚 正 | |
| 代表監査委員 | 城 倉 恒 雄 | |
| 人事委員会事務局長 | 大 野 俊 郎 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長 | 石野田 幸 藏 | |
| 事 務 局 次 長 | 弓 削 孝 幸 | |
| 総 務 課 長 | 馬 原 日 出 人 | |
| 議 事 課 長 | 四 本 孝 章 | |
| 政策調査課長 | 富 永 博 美 | |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦 | |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦 | |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | |
| 議 事 課 主 査 | 隈 元 淳 二 | |

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、27番河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党の河野哲也でございます。県民の皆様の大なる御支援で2期目の負託を受け、こうして壇上に立たせていただくことができました。東国原知事と再び相まみえることとなり、感謝の思いでいっぱいです。知事におかれましては、1月に当選され、約5カ月弱、宮崎のためにとの一点で走り、毎日全力で県政に取り組んでおられます。また今回、県議会にも新鮮な風が吹き、県政改革、議会改革が行われております。県政に携わる先達がつくり上げてきたよきものはしっかり継承しつつ、官製談合等のあしき慣習は断固断つという決意のもとに、私も県北を中心に県民の声を知事に届けるべく奔走させていただいております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢であります。もう5日目ですから、この質問項目についてはあらゆる角度からなされました。

1問お伺いいたします。知事におかれましては、御自身のブログ13日付に、「議会の答弁やって、ふと思うのだが、本当に宮崎は次のステップを本気で考えないとヤバイと思う。どうも宮崎全体に危機感が無いように感ずる。県民性なのか？どうものんびり構え過ぎのような

気がする。まあ、のんびりおっとりしているところが良い所でもあるのだが・・・」とありました。この本会議の議論を進める中で感じてきたことなのであるでしょうか。また、今までの職務の中での思いでしょうか。とにかく全庁挙げての「新みやざき創造計画」「新たな行財政改革大綱」の作成は、非常に速いスピードで行われ、拙速ではとの声もありますが、これは県民に感じていただきたい危機感のあらわれであると解釈してよろしいのでしょうか、知事に見解をお伺いします。

「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略についてであります。

まさに喫緊の課題として宮崎に必要なのは、人づくりであると考えます。これに失敗すると宮崎の未来はありません。ある新聞に、「日本に限らず、地球の資源には限りがある。ところが、くめども尽きぬ資源はどこにあるだろう。地球的問題群に挑むローマクラブ創業者、故ペッチェイ博士は、「外の資源は有限ですが、人間の内なる富は無限です。未開発です。これを引き出していくのが人間革命です。」とありました。内なる無限の資源を引き出すことのできる人づくりに、我々は力を注がねばならないと思いますが、この項目に掲げる知事の描く宮崎人像をお聞かせください。

この戦略の重点推進事業について、地域教育、学力向上、子育て支援の観点から、関係部長にお伺いいたします。

初めに、地域教育でございます。今、子供たちを取り巻く教育環境は非常に不安定になっております。学校、家庭、地域が教育的な役割を保てない状況になっているのです。例えば、前回の質問で、学校の危機管理能力の低下を指摘しましたが、下校後、学校以外での児童生徒の

安全を確保することが非常に難しい状況にあることも、その一つだと思います。平成18年12月に施行された教育基本法第13条で、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と条文化されるように、学校、家庭、地域の連携が重要なのです。各地域で、独自の見守り隊やスクールガード等の実践が行われ、子供の安全確保に努力がなされるようになってきました。その中で注目したいのが、本県の地域で子供を育てる「地域教育システム創造」実践モデルであります。学校と家庭、地域の個々の役割が連携して子供の教育を進めるこの事業の具体的な内容と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

学力向上につながる一貫教育研究についてであります。小中や中高の一貫教育は、全国的に広がっております。例えば、品川区は、18年度より全区小中一貫教育に取り組み、義務教育9年間を「読み、書き、計算」の習得に重点を置く1～4年生、基礎基本の徹底を図り学力の定着を目指す5～7年生、自学自習の重視の8～9年生と3つのステージに分け、カリキュラムを編成しております。特徴としては、確かな学力の定着・向上はもとより、教養豊かで品格ある人間づくりとして、英語科、市民科などの新しい学習を取り入れております。県内においても、御案内のとおり、小中一貫では日向市の施設一体型一貫校の平岩小岩脇中学校、中高一貫では五ヶ瀬中等教育学校、ことし開校の宮崎西高等学校及び同校附属中学校があります。しかし、今回取り組む小中高までを見通した一貫教育については、新たな取り組みであり、教育の宮崎モデルになると考えており、大いに期待を

しているところでございます。そこで、地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業の具体的な内容と今後の進め方、考え方について、以上、教育長にお伺いいたします。

昨年度8月より、「みんなで子育て応援運動」が展開されております。その効果についてお伺いいたします。昨日も、高鍋の実践が紹介されました。先日、この運動の協賛企業の調査を何社かさせていただきました。例えば、あるドラッグ店の応援サービスとして、ベビーカートの貸し出し、カートが通れる広い通路幅の確保、赤ちゃんを抱えたお客さんへのキャリーサービスなど、他の店舗にない心遣いがなされていきました。そこは育児相談会も不定期で行っているとお聞きしました。また、ある保育園では、看護師がひとり親家庭の子供3名を宿泊保育することや、施設として園内トイレにベビーチェアの設置もありました。金融機関では、県と提携した中小企業勤労者への育児・介護休業ローンや全国労金統一の低利な育児支援ローンを取り扱っています。今、協賛企業が470社を超えるとお聞きしております。非常に子育て支援としては効果的であると考えます。子育て応援のまちづくりについて、現在どういった動きがあるのか、また、今後どういった考え方で推進していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次の2問は、押川議員、井本議員の質問と重複しますが、いかんともしがたい県民の声として、あえて質問をさせていただきます。

脳脊髄液減少症についてお伺いをします。脳脊髄液減少症については、先日の一般質問で、押川議員より症状などの説明をいただいたので省略いたします。ただ、これは交通事故だけでなく、スポーツ障がい、落下事故、DV等の暴

力なども原因となるとの報告もされております。全国的な動きとして、我が会派も調査し、2月議会において、「脳脊髄液減少症の治療推進と保険適用を求める意見書」を提出させていただき、全会派一致で採択させていただいております。覚えておられるでしょうか。この採択は、都道府県議会46番目なんです。

延岡在住の女性患者からの声です。「私は、3年前に交通事故でむち打ち症と診断されましたが、頭痛、全身の痛み、脱力感で起きることができず、一日じゅう横になっていました。外傷がないために周囲から理解されず、毎日不安でつらい日々で精神的苦痛ははかり知れませんでした。県外の病院——広島と言っていました——で脳脊髄液減少症と診断され、治療していただくことができました。まだまだ体に不安は残りますが、多くの人にこの病気を知っていただければと思います。交通事故、スポーツで頸椎を痛め、何年かたって原因不明の症状があらわれ、そのまま病名がわからず苦しんでいる人も多くいるようです。脳脊髄液減少症とわかって、体の自由がきかない、仕事ができない、健康保険が使えない、治療費の負担、治療できる病院の少なさのため、数カ月～1年以上順番待ちで検査や治療も受けられない人など、今なお苦しんでいらっしゃる方が数多くいます。治療のための交通費、付き添いの宿泊費と負担、移動時の苦痛は大変なものです。私は今、早期の治療促進と健康保険適用が必要だと思ひ、患者会として活動させていただいております。御理解のほどよろしく申し上げます」と。

県は、県内の医療機関約130カ所を対象に、医療の有無や治療対応が可能かどうかのアンケート調査を開始し、3機関で治療を行っているこ

とを明らかにされました。実は、先駆的には、昨年うちに新潟県では19施設が診察することができ、ブラッドパッチ治療を行っている病院は8施設と掌握され、情報を発信しております。各県の対応に温度差が見られます。まずは、この病気をどう認識されますか、福祉保健部長にお伺いします。

今回の県議選を挟んで、延岡市北方町に入る機会がふえました。語る会を繰り返す中で、必ず県道整備の要望を受けます。先日質問された井本議員の支持者とはダブっていないわけですから、いかに多くの方が望んでいるかを実感するわけです。そこで、今回質問に至った県道上祝子綱の瀬線の上鹿川から上祝子の未供用区間の整備について、再度、夢に出るくらい印象づけるために質問します。

調査をしますと、北方は特に中途半端な整備状況の県道が多いことに気づきます。その代表がこの県道上祝子綱の瀬線ですが、この県道は上鹿川、下鹿川等鹿川溪谷沿いの住民の方々が使える唯一の生活道路であります。しかし、直近では、平成17年の台風14号で道路が崩落し、1週間、食料調達もままならない孤立の状態になりました。このような状態が過去に何度もあり、非常に生活に支障を来しているわけです。また、別な角度から、岩戸延岡線とつながることによって、上流域は鹿川溪谷、上祝子川温泉「美人の湯」等、観光資源として十分生かせることとなります。このようなことから、ぜひ路線延長に前向きな動きをしていただきたいのですが、平成7年に路線認定を行った県道上祝子綱の瀬線の路線認定後の整備状況についてお伺いします。

また、県道上祝子綱の瀬線の未供用区間の整備、どうであれば可能になってくるのか、県土

整備部長にお伺いいたします。

以上で壇上の質問は終わります。本日も教育長への質問が非常に多いので、教育長がよく見える自席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えします。

危機感についてであります。私は、知事就任以前より、世界が、我が国が大きく変化することの激動の時代にあつて、本県は、財政事情が大変に厳しく、また解決すべき県政の課題が山積する危機的な状況にあると認識し、どげんかせんないかん、一刻も早く手を打たんといかんというもどかしい思いでございました。このため、宮崎を県民が安心して暮らしていける自治体に、また他県をリードする自治体にしていくためには、県勢発展のためのプランを一日も早くお示しし、目標に向けて直ちに全力を挙げて取り組む必要があると考え、さきの2月議会におきましても、その旨御説明したところであります。今後は、この危機感、危機意識、危機管理等を県民の皆様と共有しながら、「新みやざき創造計画」等に基づき、県民総力戦で新しい県づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、宮崎人像についてであります。私の考える宮崎人とは、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、かつ、時代の変化に対応できる柔軟な発想と行動力を備えた人材であります。以前、何かの調査で、自分の故郷が好きだと思ふ人が日本一多い県だと聞いたことがあります。温暖な気候や豊かな自然にはぐくまれ、宮崎人は優しく穏やかな県民性を築き上げてきましたが、私は、変化の激しい現代社会にあつては、その温厚な県民性に加え、進取の気質を持ち、

新たな創造に果敢に挑む精神をあわせ持つことが大事であると考えております。てげてげと非てげてげのめり張りです。オンとオフの切りかえとでも申しませうか。「全ての大人は全ての子供の教師たれ」、私のマニフェストに掲げた言葉でございますが、私は、我々大人が子供たちのよき模範となることによって、宮崎人としてのみずからのアイデンティティーを大切にしながら、宮崎をこよなく愛し、宮崎の創造に真剣に取り組んでいただけるような人材の育成に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えいたします。

子育て応援のまちづくり事業についてであります。県では、県民全体で子育てを支援する機運づくりの観点から、昨年8月より、ゼロ予算事業でありましたが、企業や事業所、団体等に呼びかけ、「みんなで子育て応援運動」を進めているところであります。この運動は、事業所や店舗などが子育て家庭を対象に、さまざまな特典や心遣いなどのサービスを提供する取り組みとか、あるいは事業所等の代表者が、従業員の仕事と家庭の両立応援を宣言する取り組みなどを内容とするもので、現在、全体で574の事業所、店舗等がこの運動に賛同し、登録していただいております。今年度は、子育て支援NPOとも連携しながら、「広げよう！子育て応援のまちづくり事業」を実施し、応援企業等の募集・登録を一層進めるとともに、この運動の拡大と定着を図ってまいりたいと考えております。このような取り組みを進めることにより、少子化や核家族化の進行する中で、安心して、心豊かに子育てができるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、脳脊髄液減少症についてであります。脳脊髄液減少症については、10年ほど前から、こういう病気があるというように提唱されていたようではありますが、私は最近知ったところでもあります。専門家の間でも診断基準が確立されていないために、診断・治療に取り組む医療機関が少なく、また治療に有効とされているブラッドパッチ療法は保険適用外になるため、患者さんの経済的負担も大きいと聞いております。さらに、脳脊髄液減少症の患者さんの症状については、外から見た目ではわからないことや、まだ一般によく知られていないということから、他人から誤解を受けやすく、患者や御家族の方々には、精神的にも大変な御苦勞がおありであろうと認識しております。このため、早期に診断・治療法が確立・普及され、保険適用となることを願っております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

県道上祝子綱の瀬線の整備状況についてであります。本路線につきましても、ほとんどが未改良であります。安全な通行を確保するため、平成15年度から災害防除事業を進めているところであります。

次に、同路線の未供用区間についてであります。上鹿川から上祝子間につきましても、県道として路線認定しておりますが、急峻な地形のため未供用であり、道路整備の計画はございません。当面、供用区間の災害防除事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

「地域教育システム創造」実践モデル事業に

ついてであります。この事業は、家庭、学校、地域が一体となりまして、社会全体で子供を育てるシステムづくりを目指すものであります。現在、県内の7つのモデル地域におきまして、子供たちの実態を踏まえた子育て目標を設定し、学校やPTA等の教育関係、老人クラブ、商工会などの各組織が主体となりまして、地域での見守り活動やあいさつ運動、公民館等での読み聞かせや伝統芸能の指導など、子供の教育に関する活動に、保護者や地域住民を幅広く巻き込みながら展開をしているところであります。県教育委員会といたしましては、県民との協働を積極的に推進する体制づくりを図るため、関係機関との連携を充実するとともに、「子ども教育週間」などの事業とも関連させながら、地域全体で子供を育てる機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、一貫教育研究事業についてであります。学力や規範意識の低下等が懸念される中、本県の子供たちに、知・徳・体の調和のとれた質の高い教育を提供するためには、小・中・高等学校間の円滑な連携・接続を図り、系統性・一貫性のある指導を行っていくことが極めて重要であると考えております。そこで、構造改革特別区域を含め、10カ所程度を研究地域に指定いたしまして、小中高12年間を見通した教育課程や新たな教科に関する研究等に取り組んでまいります。今後、本研究の成果を十分に生かしまして、子供たちの基礎学力の定着や、人間性・社会性の育成に加え、地域の活性化にもつながる一貫教育が全県下で推進されますよう、市町村教育委員会と一体となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**河野哲也議員** それぞれの答弁ありがとうございます

ざいます。再質問に入ります。

知事の先ほどの答弁の中にもにじみ出ていましたが、新みやざき創造計画の基本目標、「日本の原点 時代の起点 創造宮崎」の実現のために、本県の厳しい財政状況、社会情勢の中、「あれもこれも」から「あれかこれか」と知恵を絞り出し、結集し、相当苦心された計画であることは評価いたします。新しいライフスタイルや経済社会のシステム創造という県の目指すべき方向を見据え、3つのテーマに沿った戦略で優先的に取り組むものを位置づけたとされました。県民総力戦による新しい宮崎づくりを考えると外していけないのは、やはりだれのための改革かということだと思えます。

基本目標を確認したときに頭に浮かんだのは、「原点に戻って、宮崎の地域ごとの特性、成り立ちを見きわめ、地域ごとの対策を用いなければならないのでは」ということでした。県内の経済力、インフラ整備、産業振興、教育力等の地域特性と格差、つまり、6圏域に住む県民がひとしく行政サービスを受けられるように、県内格差をなくし、安心・安定できるような配慮は、この戦略に込められているのかということです。私は、110万県民が総力戦でよりよい宮崎を県政最大のテーマだとするならば、この配慮こそ必要だと考えます。そこで、新みやざき創造計画を推進するに当たり、6圏域の地域振興ビジョンをお持ちだと思いますが、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 地域振興ビジョンについてであります。本県の各圏域の状況を見ますと、地勢的な要因等もあり、産業構造や医療・福祉、教育等さまざまな面で行政課題が異なると思えます。したがって、これら各圏域の地域振興ビジョンも、県内一律的なもので

はなく、各圏域の特性を踏まえた独自性のある発展ビジョンでなければならないと考えております。今回策定した総合計画では、地方分権が進展する中、地域のグランドデザインは、それぞれの地域がみずからの責任のもとで描いていくべきものと考え、各圏域の振興ビジョンを示してはおりませんが、計画の推進に当たっては、各圏域の実情に十分留意し、県民の皆様とともに、それぞれの地域の個性が発揮され、将来にわたって自立できる県土の形成に向けた施策を展開していきたいと考えております。

○河野哲也議員 どうか本当によろしく願います。また、このことは委員会等で今後議論して、具体的にそのビジョンが形になるように、お互いしっかりとやっていきたいなというふうに考えます。

続きまして、地域教育についてです。地域教育システムづくりの推進役に、「地域教育推進プロジェクト会議」というのが位置づけてありました。この会議がうまく機能しなければ、この事業は絵にかいたもちになってしまうと考えます。そこで、この構成メンバーにPTAが入っておりましたが、教育長、今のPTAの現状を教えてくださいませんか。

○教育長（高山耕吉君） PTAの主な活動といたしましては、あいさつ運動や家庭の教育力の向上のための研修会、校外での体験活動、通学路の安全点検等、学校教育や家庭教育の振興はもとより、学校外での生活指導の充実や、地域における教育環境の改善等に主体的に取り組んでいるのが現状でございます。以上でございます。

○河野哲也議員 今のPTAの活動は、限られた、進んでいるPTAのところだと思うんですね。実を言うと、今教育現場では、教師は本当

に大変忙しくなっています。前回の質問のとき述べましたが、この忙しさが子供を成長させるためのものであるならば、教師も本当に受けて立ってやっていくと思います。しかし、どんどんふえていく報告書作成とか、その他、金銭徴収等の業務、雑務も多いと聞いています。このため、教師が100%生徒に向き合うことが難しくなっている。もっと授業や本来の仕事に専念できるようにする必要があるというふうに考えます。

私も、教育現場を離れて4年半になりますが、PTAがうまく機能すれば、もっともっと今の教育問題は解決できると考えます。つまり、家庭教育の姿が反映されるのがPTAであるというふうに思います。教育現場では、聞くところによると、組織になっていないPTAも少なくないようです。例えば、PTAの予算案や決算案をPTAが作成していないところがあります。じゃ、だれがしているか。教頭なんです。これは職務専念義務違反にはならないんでしょうか。PTAの会議は夜行われることが多いんですが、だれが準備しているんでしょうか。本当に今、教頭の仕事も煩雑になっています。PTAの役員は懸命に活動されています。知っています。研修もあります。大会も、全国大会がこの前開かれたようです。にもかかわらず、いじめや給食費の未納問題、家庭の虐待問題、DVの問題等がPTA内では議論されていないんです。

教育基本法の第10条「家庭教育」を読みます。「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」という心構えの後

に、第2項「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とあります。保護者の自立心の育成に施策が必要だと言っております。みずから動き、課題を自覚し、解決に尽力する、このような活動の中に自立心が育成されると思います。

今回、地域教育推進プロジェクト会議の構成員メンバーとして、自主的に動くPTAであれば有意義なものになると考えます。全国に地域教育推進プロジェクトのような組織が動いています。県の計画では、組織の中で学校が中心に位置づけられているんです。ところが、新潟市なんかは、この種の会議、地域コミュニティ協議会となっていますけど、学校はほとんど含まれていません。これこそ、自立した地域の人々の、地域の人々による、地域の人々のための活動ができると考えます。その上で学校に協力していく。学校の負担は軽減されて、3者がしっかり子供にかかわるのではないかと考えます。そこで、地域教育推進プロジェクト会議は、保護者、地域住民が中心となって、責任を持って行うことが重要であると考えますが、この点について、教育長、お願いします。

○教育長（高山耕吉君） 地域教育推進プロジェクト会議の件でございますけれども、この会議は、地域の子供は地域で育てるという考え方のもとに、関係機関・団体等の代表者の方々に参加をしていただきまして、地域活動、家庭教育等への支援に関する企画・立案及び運営に関する協議をしていただき、今後の方針を決めるわけでございます。議員おっしゃいますとおり、御意見のとおり、保護者や地域の方々が中心となりまして、それぞれの役割と責任をしつ

かりと認識しまして、今後取り組んでいく必要があるかというふうに、私も考えております。以上でございます。

○河野哲也議員 そういう実践が見られる地域に、このプロジェクト会議がつくられていくと思いますが、そういう実践例が県内に多くなって、自主的な地域の動きがあることによって、学校も本来の目的を達成することになるのではないか、それが子供の安全・安心につながっていくと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

学力向上です。中高一貫教育は、まさに、知事が前回答弁していただいた「鍛えるべきときに鍛え、伸ばせるときに伸ばす」という教育ビジョンにかなっていると考えます。今、学力向上関連で、土曜日の活用のあり方が議論されています。一貫教育研究の中でもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思って、1問お伺いします。私は基本的に、学校週5日制を前提にして、土曜日寺子屋等の補充学習や、放課後子どもプランの活用を積極的に行うべきと考えます。授業がわからないといった学業への不安というのは、不登校の原因にもなります。学校の空き教室、体育館などの学校施設を活用して、教員OB、地域の協力を得ながら、予習、復習、補習等の学習活動、スポーツ、文化体験活動を提供する取り組みが必要だと考えます。都城市では、市委託の町づくり株式会社と連携して、教師集団が土曜日に「子ども寺子屋」の実施を計画しております。過去2回実施したようですが、回を追うごとに、子供と保護者の参加がふえているようです。そこで、土曜日を利用して、地域や教師が連携した寺子屋的な補充学習の推進が必要だと考えますが、これに対する教育長の見解をお願いします。

○教育長（高山耕吉君） 土曜日の活用についてであります。地域によりましては、土曜日や夏季休業、放課後等に、学校や公民館等におきまして、保護者や大学生等のボランティアによりまして、補充学習等が実施されているところもございます。今後とも、土曜日の活用を含めまして、シニアパワー、コミュニティパワー等を積極的に活用しまして、地域ぐるみの教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○河野哲也議員 ぜひ現場、子供、それから保護者、そういうものに参加した方々にいろいろ聞いてみて、本当に有用なのか調査して、研究していただくとうりありがたいなというふうに思います。

子育て支援で確認します。積極的に子育て支援を協賛している企業に対して、評価する事業の展開も、支援に勢いをつくものと考えます。長崎県は、協賛企業に対して、事業に必要な設備資金・運転資金まで融資する事業も展開しています。みやざき子育て応援企業貸付について、今後どういった方向で推進を図っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） みやざき子育て応援企業貸付、これは「みんなで子育て応援運動」に登録しました中小企業者を金融面から支援しようということで、新たに設けるものであります。店舗とか事業所におきまして、授乳室や託児所など子育て関連の施設を整備する場合に利用いただきたいというふうに考えております。今後、県内におきまして、子育てのしやすい環境が整備されますよう、広報活動はもとよりでありますけれども、商工会とか商工会議所等と連携しながら、制度の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 何企業か調査させていただく中で、子育てに対してサービスをするというのが当たり前になってくる。そういうサービスをしていない企業が逆に目立ってしまうというか、そういうふうにご子育てに対して前向きである、そういう取り組み、ぜひお願いしていきたいと思います。

脳脊髄液減少症について再質です。押川議員の「脳脊髄液減少症を知っているか」の質問に、知事は、「勉強不足で知らなかった」と答弁されました。素直な答弁にうなずく方もいらっしゃるかもしれませんが、実を言うと私はちょっと待てと、憤りを覚えたんです。なぜかと申しますと、実は患者の会が5,630名の署名を集めて、3月27日に東国原知事あてに要望書を提出しているんです。実を言うと我が会派も同行させていただいて、前部長に提出させていただきました。患者さんの直接の訴えも聞いてもらったんです。患者の会のホームページに「実態調査宮崎県開始 4月30日、宮崎県は今月から治療可能な医療機関の調査に本格的に乗り出した。これは先月、県に5,630名の署名を携え、世話人であり協会の方である2名の方と県に要望書を提出した。県側の回答である。県は、県内の医療機関約130カ所を対象に、診療の有無や治療対応が可能かどうかなどのアンケート調査を開始。結果はまとまり次第公表する。行動すれば結果は出るものですね」と、喜びの報告もされているんです。これだけの行動を県に対して起こしているのに、なぜこの声が知事まで届いていないのでしょうか。福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) ことし3月27日の脳脊髄液減少症宮崎県患者会からの御要望につきましては、福祉保健部長が対応させてい

たいただきましたが、知事への報告がおくれましたことについてはまことに申しわけなく、おわびを申し上げたいと思います。患者の皆様の御要望につきましては、直ちに、県内において診察可能な医療機関の実態調査に着手をいたしました。また、国に対しても、治療法の早期確立や患者支援施策の推進・充実を図るように要望したところであります。以上です。

○河野哲也議員 今の答弁で患者の会が満足するかどうかわかりませんが、知事も、防災ヘリの所在とか、報告を受けていないで後からわかったとか、執行部が報告義務というか、そういうものを知事にしっかりしていくというのが、県政が大きく変わる要因になると思います。知事は、これもブログでしたけど、3倍努力すると。あらゆることを受けて立っていただける知事だと思いますので、執行部の意識改革をよろしくお願ひしたいと思います。

要望書のもう一つに、脳脊髄液減少症を診察する病院の実態調査、確かにありました。もう一つの要望に、県庁ホームページにて医療病院の公開も要求されたと思いますけど、これは部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 今回の実態調査結果につきましては、相談機能と一体化するために、県庁ホームページからリンクをさせた宮崎県難病相談・支援センターのホームページで公開したいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。新潟のホームページを見せていただきました。すぐそこに行き着きます。そういうところを工夫、よろしくお願ひします。

今ありましたけど、この症状とむち打ち症との関連とか、ブラッドパッチ治療法の有用性とか、非常に医学的に認知度が低い。それから、

専門的に取り組んでいるお医者さんが県内に少数しかおられない。ほとんど脳神経外科に患者さんかかっていると思うんですけど、そのお医者さんの意識が低いために、なかなかその治療が進まないという状況があります。人口からしても、患者は県内3,000名弱いるんじゃないかなというふうに思います。原因がわからず苦しんでいらっしゃる方に、一日でも早く安心していただくために、治療法の習得、この傷病の周知等、県として、各医療機関・医師への協力要請等の考えはないか、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 脳脊髄液減少症を診断・治療できる医療機関の拡大には、診断基準や治療法の統一化・標準化が必要と考えられます。現在、日本脳神経外科学会において、診断と治療のためのガイドラインの策定が進められているところでございます。県としましては、今回実施しました医療機関実態調査の結果や、これらガイドライン策定の動向を医師会等に周知し、患者さんへの相談・支援の協力を要請してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。どうかよろしくをお願いします。

県道整備の方針です。大変に冷たい答弁ありがとうございます（笑声）。宮崎県北部広域行政事務組合の県に対する30の要望を見ても、およそ半分が道に対する要望なんです。県道だけでも、この上祝子綱の瀬線を含め11路線の整備促進を要望しているんです。県北にとって本当に道路整備が大きな課題になります。知事のマニフェストにはありませんでしたが、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の中に、「交通途絶のない安全な暮らしを支援する道づくりの推進」が掲げてありました。しかし、具体的に工程が掲げてあるのは国道だけです。この観

点から、県道の整備方針というのではないんでしょうか、知事お願いします。

○知事（東国原英夫君） 本県の道路整備につきましては、県内の主要都市間及びその都市と周辺市町村間をおおむね1時間で結ぶ県内1時間構想の実現を目指し、競争力のある産業、自立を図る地域及び安全・安心な暮らしを支援する道づくりを基本方針としております。御質問の県道整備につきましては、東九州自動車道の整備に合わせたインターチェンジへのアクセス道路の整備、市町村合併、地域振興及び観光を支援する道路の整備、さらには、災害時の孤立化解消を図り、救急医療施設へつながる生命線道路の整備などを重点項目として整備を進めております。国道のみならず、県道の整備促進につきましても、コスト縮減を図るとともに、計画的・効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 方針はあるわけです。本当に何とか県北の方の声を聞いていただいて、実践に向けるようお願いしたいと思います。

最後に、これは率直にお礼ということで、実を言うと、県立学校の特別支援教室に介助員が配置されました。きっと、特別支援教育室の予算獲得、財政課との戦いで非常に厳しかったんじゃないかなと思いますが、それを勝ち取っていただきました。実を言うと、私も延岡の一人の子供さんにかかわったんですけど、本当に勉強の大好きな子で、そのことが実現できたということで、本当に喜んでいました。ただ残念なことに暫定予算です、これ。国に向けても要望として、介助員の設定・配置が上がっていましたが、何としても、来年に向けて、法改正含めて、設置のために予算をしっかりと確保していただいて、その子供が3年間一生懸命学べるよう

に配慮していただきたいとお願い申し上げて、質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、37番中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。皆さん大変お疲れさまでございます。今日は、宮崎県の西の玄関でありますえびの市から傍聴に来ていただいております。けさ早く7時過ぎに、私と前後して出発をしていただきました。遠いところ大変御苦労さまでございます。一問一答方式、今壇上に立っておりますが、私はこの必要があるのだろうかというふうに疑問に思っているものでありますが、ルール上立っているところであります。県民の皆様にかかれた県政、わかりやすい議会をこれからも一生懸命頑張っつけていきたいと思います、こう思っております。実現に向けて努力をしたい、こう思っているところでございます。すべての質問は自席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議員 東国原知事が誕生して、わずか5カ月であります、県物産だけでなく、宮崎県そのものを全国に発信していただきまして、日本一注目される宮崎県になりました。驚くほどの成果が出ておりますが、私も高く評価をさせていただきたい、こう思っているところであります。知事の支持率、宮崎日日新聞によりますと86.7%、これは現在の政治家では日本一だと、こう思っているところであります。

それで、私なりにこの人気について分析をさせていただきました。タレント時代からの知名度の高さはもちろんありますが、天性のキャラクター性もあったと。しかし、その裏には、マラソンに象徴されるように、大変な努力もされているところをかいま見ることができる次第であります。もちろん物事、特に政治に

対する情熱も、あちこちでうかがい知ることができる次第であります。

また、お願いしたこと、約束したこと、これも守り実行されるというふうに思います。特に2月議会でありましたが、えびの市の京町温泉マラソン大会、これに出席をお願いしました。4月22日に開催されまして、知事も出席されて、10キロを走っていただきました。これもお願いしたことを守っていただいたんだな、こう思っているところであります。知事は、そのときに晴れ男だと言われました。来るときに雨、走っているときにはちょうど雨がやみましたよね。そして、走り終わったらまた雨が降ったということで、なるほどこれは晴れ男だなと、こう思ったところであります。大変御苦労さまでありました。

分析を続けたいと思いますが、近年、全国の県で発生した談合事件あるいは裏金事件、国にまつわるいろんな事件、政府、県、あるいは政治家、役人に対する批判が大変高まっている中で、民間出身の東国原知事が登場された、このことに国民あるいは県民が期待し、それぞれエールを送っているというのが現実だと思っているところであります。さて、全国に47人の都道府県知事がおられます。知事になる前の職業を調査しました。国の官僚出身が30人、国会議員の出身が10人、市長、県庁職員が4人、それから、大変公共性の高い仕事をされている方、NHKが1人、日銀が1人、合わせて46人。残る1人が完全なる民間出身の東国原知事でありませぬ。

それから、歴代の宮崎県知事も調査をいたしました。明治16年に宮崎県が再置をされました。そのときに初代知事が誕生して、今日まで40人の知事が誕生されております。国・県の

出身の役人がそのほとんどであります。全員であります。明治から昭和22年3月までが内務省官僚の、これは官選の知事でしたが、ちょうど初代から35代まで35人。それから昭和22年の4月に選挙がありまして、公選知事がスタートしました。36代から42代までであります。初代は安中知事、この方は34代の官選知事もしていられっしやいます。2代が田中知事、内務省の官僚。3代が二見知事、外務省の官僚。4代が黒木知事、県庁職員で幹部職員、そして副知事の出身。5代が松形知事、農林省の官僚。6代が安藤知事、県庁職員の幹部、部長をされました。以上、すべてが国か県の役人の出身。今回、宮崎県史上初めての民間出身の知事が誕生したと。これが東国原知事であって、驚異的知事の人気の秘訣である、そのように分析をさせていただきました。

おかげさまで宮崎県が全国にクローズアップをされて、観光客もかなりふえております。そしてまた、県庁が観光のスポットになっております。きのう現在の県庁見学者が3万人を超えました。3万844人。そのうち県外団体観光ツアーだけを見ますと、ちょうどきのう3,000人を超えて3,002人になっております。宮崎県は3部に分かれて、総務部、総合政策本部、それから商工観光労働部が分けて、いろいろと対応されているようであります。この現象、太陽と緑の国にふさわしい開かれた宮崎県庁をイメージアップする大変よいことだと、私も評価をいたしております。そこで、今度は現実の県庁の内側が、名実ともに明るく開かれた県庁でなければならないと思っているわけです。そこで知事、県庁に到着されて、玄関から我が知事室に入られるわけですが、幾つの扉、ドアをあけて入られるでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 入ってすぐのところは扉はいつもあいていますので、それも含めて3枚のドアをあけて入ります。済みません、4カ所のドアを――廊下側から行くときと秘書室から行くときとちょっと違うんですけども、廊下側から行くときには全部で2つです、直接进入するときには。秘書課の方から入るときには4つでございます。

○中野一則議員 私も数えてみましたが、秘書室から入られるときには、玄関が2つ、知事室が3カ所、合わせて5つ、こういうふうにして5つの扉をあけて入っていられっしやいます。非常に重々しい扉、ドアであるわけですが、その奥に知事室があるということで、普通見れば、ベールに包まれている感じで、奥の院という感じがいたします。県庁は知事室ばかりでなくて、すべての部署が大変重々しい扉と厚い壁で、廊下から見るとはできません。県議の我々も入りにくいという感じがいつもしております。県庁の庭、広場に負けないぐらい明るく開放的な部屋にすべきだ、廊下から見えるようにしてほしい、そのためには、一部ガラス張りもいいんじゃないかな、そういう改築をしてほしい、これが県民サービスの始まりだ、こう思っているわけですが、改築等をされるお考えはないか、知事に質問いたします。

○知事(東国原英夫君) 長野県が一時、田中前県知事になったときに、1階に知事室をおろしてガラス張りにしたという事象がございますが、私は最初、ガラス張りあるいは1階におろす、あるいは県民に開かれた知事室をとということでちょっと検証させてもらったんですが、やっぱり数百万円の予算がかかるということで、これは無駄じゃないかということで、じゃ、どうやったら開放できるかなと。小学生

たちが修学旅行あるいは社会科見学等であつてこられる事象もございます。あとは、テレビにできるだけ知事室を映して、開かれたところ、知事室はこうなっているんだということを積極的に公開していこうという考えではあります。

○中野一則議員 次に、裏金問題に入りたいと思います。庁内調査委員会が5月17日に発足しました。同じく作業チームも設置をされました。それから1カ月が経過いたしております。47件のほかに新たな裏金はないか。または、報告されていないか。庁内調査委員長であります副知事にお尋ねをいたします。

○副知事(河野俊嗣君) 現在、庁内各部署、それから関係の業者に調査票を送りまして、調査をしている作業の途中でございます。従前発表いたしました自主報告以上のデータというのは現在持っておりません。

○中野一則議員 ぜひ、あつた場合には速やかに報告を、ない場合には、これにこしたことはないと思っております。みやざき学園の裏金が発覚をして、記者発表があつたのが5月17日でしたが、みやざき学園の園長が事実を知つたのはいつか。園長が児童家庭課長に報告したのはいつか。同課長が福祉保健部長に報告したのはいつか。また同部長が副知事に報告したのはいつか。そして、副知事が知事に報告したのはいつかを、副知事よりお答え願いたいと思いません。

○坂口博美議長 いつかの趣旨をちょっと確認。5日じゃなくて、何日のことですかの確認を……。

○中野一則議員 何月何日。

○坂口博美議長 ということです。

○副知事(河野俊嗣君) まことに申しわけありません。いつかという趣旨が、今お伺いして

いてわからずに、メモをし損ねてしまいました。たくさん日数があつたものですから、もう一度言っただけかもしれませんでしょうか。申しわけございません。

○中野一則議員 議長、時間が経過して残念ですが、いわゆるみやざき学園の園長がこの事実を知つた日がいつか。何月何日ですか。そして、順番に、それが児童家庭課長、福祉保健部長、そして副知事、そして知事に報告されたのは何月何日でしたかと、こういう質問でありました。

○副知事(河野俊嗣君) 大変多くの日数をお尋ねでございますが、4月10日に学園から所管課の児童家庭課に相談があつたということ、それから5月8日に学園から児童家庭課に報告があつたということ、それから、5月9日に福祉保健部から人事課に報告がなされたということでございます。それから、私が人事課より報告を受けましたのが5月14日でございます。知事に報告をしたのが5月16日でございます。

○中野一則議員 わかつてから報告するまで大分時間がかかっているようでありますが……。知事が1月23日、幹部職員に対して就任あいさつをされました。ちょうどその日は議会の常任委員会の日でありましたから、我々もモニターで見えておりました。「裏金はありますか。後でわかることがあれば恥ですよ」と呼びかけられました。この知事の発言をどのように聞かれたか、また、庁内に調査委員会や作業チームをすぐに設置しなかつた理由を、副知事からお答えください。

○副知事(河野俊嗣君) 知事のそのような問いかけに対しまして、各所属なり各職員からの自主的な報告を待つたところでありまして、具体的な委員会調査のための組織というものは立ち

上げておりません。

○中野一則議員 速やかに行動してほしかったな、こう思っております。

それから、裏金を預け金と言わずに、いまだに「預け」と言っている理由は何か。また、その預けを証明する何かがあるのかを、副知事お答えください。

○副知事(河野俊嗣君) いわゆる裏金についてでございますが、県では、今回発生しました不適切な事務処理につきまして、「預け」という表現をしておりますが、この預けにつきましても、公式の帳簿には記載されていないものでございますので、いわゆる「裏金」と呼ばれても仕方がないお金であると認識をしておるところでございます。

○中野一則議員 裏金と呼ばれても仕方がない裏金ですが、その裏金に相当する金額の領収書を業者からとっているんですか。

○副知事(河野俊嗣君) この不適正な事務処理に係る金額につきましては、可能な限り業者に協力を求めて得られる数字というものを突き合わせて、現在、自主報告の数字を取りまとめているところであります。

○中野一則議員 ということは、裏金が発生したときには領収書はないということですか。領収書があったから、いろんな会計のチェックを受けてきたんじゃないですか、あるいは監査の。

○副知事(河野俊嗣君) 私どもが確認しました書類というのは、それぞれの業者が持っております、さまざまな会計帳簿等でございます。

○中野一則議員 結局、今47件発覚をしたところには、裏金が発生したけれども、領収書がないまま保管されていると、こういうことになるわけですね、副知事。

○坂口博美議長 副知事、確認されますか。暫時休憩をいたします。

午前11時4分休憩

午前11時6分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁者は、どなたが答弁されますか。総務部長。

○総務部長(渡辺義人君) 預けにつきましては、県の書類上は架空のものが納品され、検品をしているということでありまして、その段階で、いわば預けるという形になりますので、金銭上は口座振り込みでやっているということありますから、その口座で確認ができるということでもあります。以上です。

○中野一則議員 口座で全部管理をされているということでもあります。しかし、裏金という、いわゆる預けというやつは、預けた段階で領収書があつてしかるべきだなど、このように思ったわけではありますが、裏金、これをどうしても裏金と表現したくないところにそういうことがあつたのかなと、今思ったりもしています。知事は、1月23日に就任あいさつで訴えられてから発覚まで4カ月かかったこと、その間、調査委員会が設置されなかったことをどう思われているのかということと、また先ほど副知事が裏金と思われても仕方がないということを答弁されましたが、裏金を職員と同じように預けと認識されているのか、それとも裏金として認識されているのかをお聞きしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 私も、「裏金」と「預け」の言葉の使い分けについては、ちょっと違和感がございます。不適切な事務処理、いわゆる預けということでございます。これは簿

外のもの、帳簿外のお金でございますから、裏金という解釈、あるいはそう呼ばれても仕方がないことだと認識しております。

そして、1月23日に、私が、裏金はないかということを職員の方々に投げかけました。それから、自主的な申告がなかったことについては、私は心の中で信用しておりました。そして、予算の適正な執行のためにさまざまな対策を講じられているということは、信用しておりました。そしてまた、3～4カ月たって、この通達、自主申告によってこの裏金が発覚したという、いわゆる預けが発覚したということに関しましては、非常に遺憾であるという憤りにも似た気持ちを持ちました。しかしながら、今回、自主申告あるいは通達・通告によって、この預けいわゆる裏金というものが発覚したことは、県職員の方々の意識の改革あるいはコンプライアンス意識の醸成の芽生えではないかと考えております。今後は、この県職員の方々の正直さというか、その真摯な態度を受けて、庁内外含めて、全庁挙げて徹底的な調査をさせていただきたいと考えております。

○中野一則議員 今回の裏金の問題が、現在の県庁の一つの体質を物語っていると、こう思っております。裏金が現実存在していても——他県で発覚しておったんですが——知事が就任あいさつで訴えようが、なかなか表に出てこない体質、これが現実の県庁の一つの体質であったと。県庁の外、いわゆる庭に負けないぐらい明るく開かれた素直な県庁を目指すべきと、こう思っております。知事、副知事の今後の指導力と裏金の早期全容説明をお願いいたします。

それと先ほどの領収書の件、納得したわけはありません。代表監査委員も徹底して調査されるように要望をしておきます。

それから、職員人事について質問いたします。県庁の体質を変える意味からも、知事のマニフェストの政策理念にある宮崎の意識改革、既存の概念を打ち壊すことの実現のためにも、人事の体制、人事異動は大変重要であります。人事異動は、平たく言えば、県民へ最高のサービスを行うために、職員のやる気、士気を高めるためにある。そのために、私は2月の議会でも、発想の転換、民間の活力、部長に民間人の登用をお願いいたしました。現在、新体制でスタートしたばかりの東国原県政であります。知事は、ことし4月の定期異動、人事異動をどう評価されているのか。また、その満足度は幾らなのかをお聞きいたします。

○知事(東国原英夫君) 人事に関しましては、非常に適材適所に配置できたと考えております。職員の士気を高めるためにも、庁外への実習の公募などもあわせて実施させていただいております。今後とも、職員本人の希望等も含め、これまでのスキルや経験等も含めて、適材適所に配置するように努力してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 私は、宮崎県民総力戦で宮崎の未来をつくり出す体制を整えるための県庁の人事体制には、幾つか課題があると思っております。現場職員や外局の職員に、もっと希望や夢ややる気を持たせる人事をすべきである。それで、まずは部長級の人事異動についてお尋ねしたいと思うんですが、総務企画の経験者が大変優遇をされている。部長級が21人おられます。そのうち、知事部局の部長——今そこのひな壇に座っていらっしゃるが——8人、このうち総務部次長経験者が3人、総合政策本部長の経験者が1人、企画調整部の次長経験者が2人、合わせて6人が知事の周りの人からの登

用であります。残りが2人いらっしゃいますが、そのうちの1人は国土交通省の出身ですから、1人ということになります。また、残りの部長級の人、全員で13名いらっしゃるわけですが、その13名のうちのたった2人だけが総務部次長の経験者であります。経験していない方は、各委員会や企業局などの外局へ全部回されていると、こういうことでもあります。こういう幹部の人事あるいは人事異動、この体制を知事はどのように思われるかお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 人事異動につきましては、先ほども申し上げましたとおり、効率的で効果的な県政運営を図るために、少数精鋭主義のもと、適材適所、能力主義を基本として、職員の希望や人材育成にも配慮した配置を実施しているところでございます。中でも、特に幹部人事につきましては、直面する県政の課題解決に取り組んでいく「かなめ」としての役割を担うわけでございますから、それぞれの役職に求められる経験や能力、あるいは判断力等を備えているかを総合的に判断し、配置を行っているところでございます。御指摘の点につきましては、ただいま申し上げた考えに基づき、人事配置しているところでございます。以上です。

○中野一則議員 次に、外局の人事について、2～3お尋ねいたします。まずは企業局であります。企業局の局長、副局長、以前は部長でしたが、プロパー職員などいわゆる知事部局からの交流職員以外の職員の登用の実績はどのようになっているのかを、企業局長にお尋ねいたします。

○企業局長（日高幸平君） 企業局には120名の職員がおるところでございますが、課長級以上のポストで、部長級の副局長というのが2人ご

ざいまして、それに課長級が7名ということで、合計9名のポストがあるわけでございます。このうち、事務と技術でいいますと、部長級では2人のうち事務が1人、技術が1人、課長級では7名のうち6つを技術職が占めておるといってございまして、つまり9つのポストのうちに7つが技術職ということになっております。技術職のうちに知事部局からの出向が2人ございますので、それを差し引きますと、9つのうちの5つが企業局の職員ということでございます。以上でございます。

○中野一則議員 確かに、課長のポストにはそういう生え抜きというか、プロパーの職員もおられるようではありますが、以前の部長——今の副局長以上のポスト、私も20年前までさかのぼって調査しましたが、1人も登用されていないようであります。

次に、教育委員会についてお尋ねしたいと思いますが、教育長が1人、教育次長が3人、課長・室長が9人おられます。このうち、知事部局出身者は何人おられるのでしょうか。教育長。

○教育長（高山耕吉君） 教育委員会のポストの関係でございますけれども、課長以上のポストは15ございまして、その中で知事部局以外の職員は10名でございます。以上でございます。

○中野一則議員 つまり、5人が知事部局から出向されていると、こういうことだろうと思います。教育の課題は非常に山積いたしております。教師あるいは学校の事務の出身者、この方を1人でも多く登用していただきたい。そういうことで、教育にやる気、希望を持たせることも必要だな、こう思っております。そのことが、山積している課題解決にもなるんじゃないかな、こう思っております。

次に、病院局の人事について聞きたいと思う

んですが、一般会計より57億5,000万円を繰り入れても23億円の赤字、累積赤字は250億円近くになっております。昨年から中期経営計画をスタートさせました。非常に課題の多いことでもあります。22年度に黒字化を目指す、そして今日は医師の充足率が87.6%、昨年私も生活福祉常任委員長をしました。いろいろと自問自答しながら考えてきましたが、屋上屋を架す病院局が本当に必要であったのかなど、いまだに理解ができません。少なくとも、経費節減、人件費の削減のために、あるいは現場主義、医師・看護師の協力体制、こういうことを考えた場合には、病院局長は病院長が兼務した方がいいのではないかというふうに思っております。そういうことでありますが、今、外局の関係、企業局、教育委員会、病院局の人事の現状について聞いてみましたが、この状況を知事はどのように認識されておられるでしょうか。今質問をした中で感じたことをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 病院局長と病院長の兼務についてであります。私は今のところそれは考えておりません。それで、50億円の繰出金についての、屋上屋を架すというような、無駄であるというような御指摘もございましたが、県病院の果たす役割ということを考えた場合、政策医療とか高度医療など、民間医療機関では対応が難しい医療等を、一般の医療と同様に県民の皆様に安定的に供給しなきゃいけないという観点から、繰出金というものは適切かと考えております。以上でございます。

○中野一則議員 今、病院局のことだけを言われましたが、私は、人事という面で、現場の職員が余り優遇されていないとか、知事部局からの派遣者が幹部職員に多いんじゃないかと、そういうことを言いたいがために、ずっと

企業局、教育委員会、そして病院局を含めて言ったところでありますが、そのことの感想をお聞きしたいということでお尋ねしました。どうぞ。

○知事(東国原英夫君) 先ほどからの一連の質問は、恐らくそういうことをおっしゃっていると思うんですが、知事部局からの人数が多いかどうかということに関しましては、今後、検討の課題があるかなと思いますけれども、他府県等の状況なんかを踏まえながら、本県がそれで適切であるかどうかというのは、今後考えていきたいと思えます。

○中野一則議員 十分検討していただきたいと思えます。

地方自治法の改正により、ことしから会計管理者が設置をされました。それで、組織上、局長が設置されていないわけですがけれども、私も九州各県に電話して聞きました。確かに、沖縄県は宮崎県と同じであります。また、熊本県はまだ出納長のままという返事でありましたが、他の九州の各県は、出納局長か会計管理局長を置いておられます。それで、組織の長としての局長を置くべきじゃないかなど。次長もおられるわけですから、局長が必要じゃないかなどこう思っておりますが、知事、どうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私は必要ないと思っています。

○中野一則議員 必要ないということでありましたが、余り時間がありませんから、その辺の論議はいたしません。ぜひ検討はしていただきたい、こう思っております。

次に、災害復旧のことにつきまして質問いたしますが、まず、災害時安心基金のことであります。我々議会が、昨年9月からずっと設置を要望してきました、繰り返し繰り返し要望いた

しました災害時安心基金、知事のマニフェストを実現する形で、電光石火といってもいいほどの速さで、今回創設をしていただきました。まことに感謝をしたい、こう思っております。福祉保健部長に確認したいと思うんですが、19年度に発生した災害から適用するとありますが、過去に何回もお願いした18年度災害には・及して支払われないのかどうかを、再度確認させていただきたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新しい制度は、知事のマニフェストの実現ということで、前にもお答えしておりますが、平成19年度以降の災害に対応できるように制度化するものでありまして、過去の災害まで・及するということは考えておりません。

○中野一則議員 その・及して支給する方法等につきましても、私は2月議会で提案する形で申し上げましたが、非常に残念であります。昨年は、広域的かつ甚大な災害にこだわっておられました。今回は、被災者生活再建支援法が適用対象の条件になっております。今回の基金を昨年創設されておれば、昨年のえびの市の水害あるいは延岡の竜巻の被害は適用されたと解釈できるのかどうかを、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 仮にの話ですが、仮に昨年度同じような制度をつくっておれば、適用ができたのではないかと思います、これ自体は19年度の補正予算でお願いするものでありますので、先ほど申し上げたようなことでございます。

○中野一則議員 この制度が昨年できておれば支払いの対象になったということですね。今回の基金はわずか6項目の簡単な文言でできているんですよね。昨年創設する気があればすぐに

できたと、このように思います。昨年は繰り返し繰り返し要求し、また私は、鹿児島県の支援金制度も提示して創設をお願いしたんですが、それでも創設されなかったと。昨年の関係者の不作為によって——えびの市の水害、延岡の竜巻だけでも310件以上発生しているわけですから——実に6,200万円以上が被害者に支給されなかったということになると思うんです。まことに残念であります。この状況について、今回、災害時安心基金を創設されたこととあわせて、知事の御感想をお聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 前年度のことを言われてもちょっと困るんですが、行政は維持・継続しなきゃいけないという観点で申しますれば、前年度の安心・安全基金のようなものが、なぜ一刻も早く充実・創設されなかったのかなと思います。新制度の創設に当たってなぜ時間がかかったかということでは、適用災害とか支援内容とか財源など、慎重に検討すべき事項も多く、また市町村との十分な協議が必要であったということでございましょうが、今後は、このような県民の財産や生命にかかわるような喫緊の問題に関しては、私のマニフェストでお示しさせていただいたように、スピード感をもって対処・対応していきたいと考えております。

○中野一則議員 私は、今回の制度は電光石火のごとくできたということで、非常に感謝をしているところであります。

福祉保健部長、もう一点確認をさせていただきます。基金の3項目の対象市町村の中で、「被災者生活再建支援法の適用された市町村は」というふうに書いてありますが、これが県外の市町村であってもよいと解釈してもいいのでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 被災者生活再

建支援法といいますのは、いわゆる災害救助法の適用があった市町村とか、あるいは10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村があるというようにいろいろ基準がありますが、この基準でいきますと、例えば県外でそれに相当する被害があっても、県内において基準に相当する被災がなければ適用できないということになります。ただ、この生活再建支援法の適用の条件といたしましては、今申し上げたように、10世帯以上とか、いろいろ基準がありますので、それに該当する場合は、県外の災害とは直接関係なく適用ができるかと思えます。

○中野一則議員 平たく質問させていただきますと、いわゆる例で言いますと、私はえびの在住ですが、隣の鹿児島県湧水町が被災者生活再建支援法の適用を受けた、しかし、えびのは受けていない。しかし、えびのにおいても床上浸水があったと。その場合にも適用できるかということ質問したつもりでした。どうですか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) その場合は、えびの市において、例えば全壊あるいは半壊、床上浸水、その数を数えまして、被災者生活再建支援法に該当するかどうかを判断することになります。

○中野一則議員 その再建支援法に該当しないが、隣の町ではその法律が適用されているんですよ、その場合にえびのもされるんですかという質問をしているんです。というのは、この基金の3項目目を読んでください。どこかの市町村にこの法律が適用されたと、隣の市町村は適用されていないけれども、それは支払いの対象になるという項目が、私は3項目目の項目だと思っているんですよね。そういうことから、県外の隣の町が適用を受けた場合にどうかということ聞いています。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 県外で支援法の適用があった場合も、自動的に県内で適用するかということになりますと、今のところ、それは適用しないというふうに考えております。

○中野一則議員 県境に住んでいる者からすれば非常に不平等なんですよ。だから、このことはきちんと整理をして適用できるように、この項目を解釈できるようにしてください。そのことは強く要求をしておきます。

次に、林地災害復旧対策についてお尋ねしたいと思いますが、昨年のえびの市の豪雨、林地災害が73カ所で発生をいたしました。しかし、復旧は18カ所でありまして、大変おこなっております。今回、雨季に入りましたが、市民が大変心配をしておられます。被災者など市民は、「県にお金がない。県に補助金がなく、翌年回しになった」と、えびの市から説明を受けているということでもあります。昨年12月のえびの市議会の会議録を見ても、そのように受けとめられる答弁がされておりますが、県に要望する復旧工事の必要箇所は、ことしの4月9日にえびの市長が環境森林部長に要望書を提出されておりました、その件数は34件であります。この34件の被害額は、当初の査定で7,550万円、実際は2億8,900万円というふうに査定をされております。18年度の県の治山事業、これは林道事業も含めれば、災害関連事業予算のうち、17億6,000万円もの大金を2月に減額補正をしているんです。なぜ県は市に対して、補助金がない旨の指導をしたのか、非常に私は疑問に思っているわけですが、環境森林部長、御答弁をお願いいたします。

○環境森林部長(高柳憲一君) まず、環境森林部の18年度山地災害関係予算について申し上げますと、当初予算で18億7,000万円余を措置い

たしておりました。7月から8月にかけては災害が発生しましたことから、11月の補正で7億7,000万円余の増額補正を行ったところであり、その後、2月補正で8億9,000万円余の減額補正を行いました。その減額の主な内容でございますが、1つは、治山施設の災害復旧事業につきましては、当初予算で措置をいたしておりましたが、実際の被害が1カ所しかなかったことから、6億1,000万円余の減額をいたしましたこと、それと2つ目の緊急治山事業についてでございますが、これは台風災害があったことから11月に増額補正をしましたが、これは、国庫補助の決定に伴いまして2億5,000万円余の減額をしたものであります。

また、今お話がありましたように、平成18年7月のえびの市の山地災害におきましては、被害報告のありました76カ所のうち、国庫補助事業の採択要件を満たす9カ所につきましては、緊急治山事業等の補助事業で復旧に取り組んだところでございます。また、国庫補助の対象にならなかった小規模なものにつきましては、県単事業によりまして、予算の範囲内で実施可能な6カ所を採択して、復旧に努めたところでございます。残りの箇所につきましても、事業の採択要件を満たすものにつきましては、えびの市や国と協議しながら、今後、計画的に復旧に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中野一則議員 15カ所は採択要件を満たしてすぐ工事をした、復旧したと。しかし、残りについては、今から市や県と協議してということですが、さっき言ったように、あんな被害があったのに、採択要件を満たせばできるということは、もう1年近くなっていますよね。なぜこの雨季になるまでおくれて、今から検討する

ような話になっているのか。本来ならば発生したところにすべきじゃないかと思っているんですが、部長、どうですか。

○環境森林部長(高柳憲一君) 予算の枠の中でそれぞれ国庫補助事業につきましては、国の採択基準がございます。それ以外の県単事業につきましては、予算の範囲内で市と協議しまして、要望が上がってきましたものについては、すべて18年度は実施をいたしております。

○中野一則議員 要望が上がってきたものはすべて実施——15件だと思うんですが、ほかは要望は上がってきてないということですか。

○環境森林部長(高柳憲一君) 被害箇所につきましては76カ所ございますが、それは県全体でそれぞれ復旧箇所がございます。そのために各振興局単位で、それぞれの災害箇所について、優先度、要するに緊急度ですとか、そういったものを考慮しまして、予算の範囲内でそれぞれ市と協議をいたしまして、その中で予算の執行をしましたということでございます。

○中野一則議員 そのような回答の内容ですが、えびの市は、「県にお金がないから、補助金がないから、すぐ復旧はできない」ということを被害者に言っているわけですね。しかし、たくさんのお金を、大金を減額までしているという事実もある中で、このわずか15件だけが採択の申請をされたということですが、残りの分は、全然採択の申請はしてきていないんですか。

○環境森林部長(高柳憲一君) 残りの分につきましては、今、市の方から振興局の方に要望が上がってきておるといふふうに聞いております。

○中野一則議員 それは本年度になってからということですか。具体的な日にちはわかりませ

んか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 本年度になってからでございます。6月——最近だというふうに聞いております。

○中野一則議員 あれほどの災害を、実際は今月になってから事業採択の申請をしておったということではありますが、とにかく早急に復旧工事をしていただいて、被災者を安心させていただきたい、そのことを強く御要望を申し上げておきたいと思っております。

次に、農業政策について一点だけ申し上げておきたいと思っております。農業を取り巻く環境、国際的にも非常に厳しい、大変心配する状況になっております。WTO、FTA、EPA、こういう交渉がどんどん進められております。心配いたしております。また、アメリカの牛肉輸入条件緩和の日米協議もあるということではありますが、非常に気がかりであります。アメリカは、大国意識で理不尽なことを要求する国家でありますから、BSEの検査についても、日本は中止をせよという要求をされる可能性もあります。そこで、BSE全頭検査補助金はいつまで続くかということ、担当部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） BSEの検査体制についてであります。BSEにつきましては、本県では今、全頭検査を実施しているわけではありますが、これによって、消費者の安心の確保とか、市場の混乱の回避等に大きな役割を果たしてきたと認識しております。国の方では、来年7月末で20カ月齢以下の検査についての補助を廃止するということをおっしゃっておりますけれども、畜産県であります本県としましては、全国の状況等も踏まえながら、引き続き消費者の安心が確保されるまで、BSEの全

頭検査を実施していきたいと考えております。以上です。

○中野一則議員 たとえ国が補助金の廃止を7月にしても、宮崎県はとにかく全頭検査を引き続き県費において実施していただくようお願いいたします。前回もこの問題がありましたときには、我々議会からも全頭検査をなさいたいということを要望しましたが、あのときには当時の知事はちゅうちょされました。結果的には後で補助金も出ましたが、早くに岐阜県の当時の知事が全頭検査するよということをおっしゃいました。後追いであります。今回は宮崎県が率先して、いや、補助金は打ち切られても宮崎県は全頭検査する、そういうことで、消費者の皆さん方安心してください、宮崎県の牛肉は安全・安心ですよということを、一日も早く宣言してほしいと思っております。知事、その決意をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 頑張ります。

○中野一則議員 ぜひ頑張ってください。お願いをしておきたいと思っております。

時間がなくなりましたが、国県道の整備のことについて、地元のことだけを申し上げたいと思うんですが、県道404号、石阿弥陀五日市線を何回も要望し質問しております。五日市地区あるいは鍋倉地区の整備を10年前から要求しております。ぜひこの整備に一日も早く取り組んでいただくように、お願いしたいと思います。県土整備部長、よろしくお祈りいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 本路線の五日市地区の国道221号から農道交差点までの約400メートルの区間でございますけれども、幅員が約6メートルで、歩道が未整備という状態になっておりまして、交通安全の確保の観点から、当区間の整備の必要性は認識しているところ

ろでございます。しかし、現在の当区間の交通
量でございますとか、他の事業箇所の進・状況
を勘案しますと、申しわけございませんけれど
も、当面、早期の着手は困難ではないかなと考
えております。

○中野一則議員 全く同じことの繰り返しであ
ります。もっと一歩一歩前に進んで実行する、
着工する、そういう答弁が欲しかったわけであ
りますが、また次の機会に譲りたいと思いま
す。以上で終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わしま
す。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

次は、16番外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕(拍手) 厚生労働省
の都道府県別将来推計人口では、宮崎県の人口
は28年後の2035年は約91万人と推計され、少子
高齢化、人口減少社会が一層進行するとされて
います。県統計調査課によると、終戦直後
の1945年の県人口が約91万人ですから、62年前
と同人口となり、中でも最も深刻なのは人口の
一極集中だと思います。国立社会保障・人口問
題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」
は、旧1市6町の2000年人口は、県土面積約11
%に36%の約42万人が集中し、2030年には約42
%の42万人としています。2035年には県土面積
1割に人口の半分が集中し、残り9割の県土
に45万人が散在するとされています。

そこで、県及び各市町村は、一極集中の是
正、県土の均衡ある発展、過疎化への歯どめ、

適正な県人口の維持等を県勢浮揚の柱としてき
ました。策定した「新みやざき創造計画」で
は、これらに具体的に対応するための施策をど
のように図っておられるのか、知事の答弁を求
めます。

医師等医療従事者の一極集中と地域医療確保
施策、こども療育センター等福祉施設地域偏在
と自治体間格差是正、植栽未済地解消等環境施
策等々について、各部長の答弁を求めます。

2問以降は質問席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいた
します。

県央一極集中についてであります。県全体の
人口が減少を続ける一方で、人口や産業は宮崎
市など県央部への集中が進んでおり、このよう
な状況は、県民生活のさまざまな分野に大きな
影響を与えるとともに、県内の地域力の減退、
ひいては県全体の活力の低下につながるものと
危惧しております。県内各地域を見ますと、そ
れぞれの地域において、医療、福祉、教育、産
業基盤などの面で多くの課題を抱えており、今
後の地方分権の一層の推進や道州制の動きなど
を踏まえ、各地域が真に自立し、発展する
ための基盤の強化が大切であると考えている
ところであります。また、私は、県北、県央、
県西、県南の各地域がそれぞれの地域特性を生
かしながら活性化し、結果として県全体の底上
げにつながることで、他県をリードする自治体
としての宮崎が確立され、日本の原点、時代の
起点として存在感を高めるために不可欠である
と考えております。したがって、各地域の
中心的な都市の機能整備や、地域間相互の交流
・連携による役割・機能の分担を図りつつ、各
地域の潜在能力の発揮につながる自主的な取り

組みを積極的に支援していくことにより、将来にわたって自立できる県土の形成を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 植栽未済地対策についてでございます。植栽未済地につきましては、本県の豊かな森林資源を活用した林業あるいは国土の保全など、森林の多面的な機能の維持・発揮を図っていく上では、この植栽未済地の解消というのは大変重要な課題である、問題であるというふうに考えております。現実的には、山村地域における木材価格の低迷等、あるいは後継者の不足や高齢化によりまして、担い手対策というのが大変重要な課題になっております。このために、新規就農者あるいは林業技能者の育成等に取り組みますとともに、国土の保全、森林の多面的な機能の維持・発揮という観点から、山村地域が活性化をするための施策を今、いろいろ打っているところでございます。昨今、国産材の需要が高まるなど非常に追い風となっておりますので、この好機をとらえまして、植栽未済地の早期解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。また、こういった再生林のための補助事業の活用ですとか、あるいは高齢級間伐の推進によりまして——これは皆伐を抑制することによって結果的に植栽未済地の解消を図るというものでございます。また、森林環境税、昨年導入いたしましたこの税も活用いたしまして、公益性の高い森林内の荒廃地に植栽を行います広葉樹造林等推進事業等をさらに拡充を図っていききたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、森林というのは、かけがえのない県民の共有の財産でございますので、知事が申し上げておりますように、50年先、100年先を見据えた森林づくりというのを、

引き続き、部としても積極的に取り組んでいきたい、県民総力戦で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 質問が聞き取れませんでした、失礼をいたしました。

医師の集中についてでありますけれども、現時点におきましても、宮崎東諸県医療圏、県中部に医師の約半数が集中しているという状態でございます。高度な医療技術を習得したいという面もあり、また、家族の生活環境等の面からも、都市部での勤務を希望する傾向が強く、今後、山間僻地における医師の確保はますます厳しくなってくるものと思われまします。このため、県としましては、僻地勤務と高度な研修等を組み合わせた医師派遣システムを創設したほか、将来、僻地での勤務を希望する医学生を対象とした医師修学資金貸与制度や、へき地臨床研修事業などを通じて、中長期的に医師を育成確保する対策に取り組んでいるところであります。また、今年度からは新たに、市町村と一体となった医師確保対策に積極的に取り組むなど、なお一層、山間僻地等の地域医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議長 福祉保健部長に確認しますけれど、質問は来ていたと思うんですよ。間違いなかったですか。質問が来てなかったというような発言に聞こえたんですけど。聞き取れなかったんですね、失礼しました。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（宮本 尊君） 福祉の自治体間格差の問題についてであります。例えば障がい福祉サービスの現状につきましては、人口の少ない町村においては、なかなかニーズが少な

いということで、必要なサービスが地域に存在しない場合もあると認識しております。ただ、このような中で、障がい者が地域で自立した生活を送っていくためには、それぞれの市町村がサービスの確保に努めることはもとより、複数の市町村による広域的な対応で、できるだけ身近な地域でサービスが受けられる体制を整備していくことが必要となっております。そのために、ことし3月に策定しました宮崎県障害福祉計画においては、市町村が地域の障がい者のニーズ調査から算出した数値目標をもとに、県内7つの障がい保健福祉圏域ごとのサービスの種類、量にも配慮しながら、県の数値目標を設定したところであります。県としましては、今後この計画に基づいて、均衡あるサービスの確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○外山良治議員 県土の均衡ある発展に寄与するために、知事マニフェストが出されたんだろうと思います。数値目標が4項目あります。

(1) 県外観光客数年平均5%、(2) 県内への移住100世帯、(3) 新規企業立地100社、(4) 新規雇用創出1万人。(1)については、宮崎県総合長期計画第1節、分野別施策体系IV-6「観光・リゾート・交流などが盛んな社会」の中で具体的に記述をされています。

(2)の県内への移住100世帯については、平成18年度新規事業の中の「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」と同じ事業であります。

(3)、(4)については、宮崎県総合長期計画の第1節、分野別施策の体系IV-5、「工業・商業・サービス業などが生き生きと営まれる社会」の中で具体的に記述をされています。このように、知事マニフェストは、宮崎県総合長期計画のコピーといっても過言ではありません。

微調整レベルで十分であります。

初日答弁で、「蛇足ではあるが、私もUターンしてきた。友人等々この時点でもう5世帯誘致している。きょうもマンションで、エレベーターの中で、老夫婦が東京から移住してきたと言っていた。県か市町村に一報したかと言ったら、いや、していない。我々が勝手に決めた。ぜひ一報してください。それで1世帯とカウントされるわけでございます」と、知事が答弁されておりました。本県の18年度の転入転出世帯は何世帯か、担当部長、答弁してください。

○地域生活部長(丸山文民君) 手元に今、資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○外山良治議員 知事のマニフェストの移住の定義について、担当部長の答弁を求めます。

○地域生活部長(丸山文民君) 移住とは、住居を移すということで、他の土地に移り住むことだと思っただけですけども、私たちが言っている移住とは、都市の住民等が、自然志向とかあるいは趣味等を実現するために、新たなライフスタイルを求めて、本人や家族の意思に基づいて生活拠点を移すということだと認識しております。

○外山良治議員 ということであれば、知事の答弁というものは転入ということになりますね、担当部長。

○地域生活部長(丸山文民君) その知事の話がどういうことだったか、ちょっと事実確認したいと思いますけれども……。

○外山良治議員 私が先ほど申し上げたとおりです。答弁してください。

○坂口博美議長 暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時18分開議

○坂口博美議長 再開をいたします。

○総合政策本部長(村社秀継君) 移住者の定義は、先ほど地域生活部長が申し上げたとおりでございますが、今回、「新みやざき創造戦略」の基本目標に掲げた100世帯のカウントの仕方でございますけれども、これは基本的には、私ども今、東京、大阪、福岡、地域振興課、それから各市町村で、「宮崎ふるさと暮らし相談窓口」を設けております。この相談窓口を通じて、先ほどの定義で転入してこられる方、これを移住者というふうに定義しているところでございます。

○地域生活部長(丸山文民君) 先ほどの県内への転入、それから転出でありますけれども、昨年——これは暦年でございますけれども——宮崎県への転入者が2万2,912名、転出が2万6,590名であります。差し引き3,678名の減少となっております。

○坂口博美議長 もう一つの答弁があったんじゃないかな……。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時21分開議

○坂口博美議長 それでは、再開をいたします。

どなたか答弁を……。知事。

○知事(東国原英夫君) お尋ねの件は、先日私のマンションでお会いした老夫婦の方たちが移住であるか転入であるかの違いということで、そういう認識で答えさせていただきます。御本人たちの話を聞きますと、県のホームページを見た。宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業というのは見たが、そこを通してはいない

ということでございました。でも、30数年ぶりぐらいに宮崎に帰ってまいりまして、私たちはここに永久に住みますということでございました。私は移住という定義づけをしております。

○外山良治議員 これは基本的なことから、今しっかりと確認をしなければいけないと思うんです。知事は、私は移住だと思う。しかし、先ほど総合政策本部長……。行政の関与というものがあります。平成18年度、例えばアクセス件数が1万1,000件、相談件数が180何件ぐらいだったと思いますよ。正確に覚えていません。移住というのは5件だったと思います。私の数字に間違いはないかどうか、担当部長、答弁してください。

○地域生活部長(丸山文民君) 県が情報サイトを開設しました18年の10月からことしの3月まで、5件というふうに把握しております。

○外山良治議員 間違いなかったということでございますから、例えば転入転出でこれは100世帯達成したと、マニフェスト万歳だと、そういうことを避けるために、転入転出と移住というのは根本的に違うということを確認しなければいけないと思って、今確認をしたところです。ですから、知事のエレベーターでの問題は全く移住とは関係ないということをまず、知事、確認をしていただきたいと思います。気持ちはわかりますよ。

次に移ります。「新みやざき創造計画」では、平成22年度目標の合計特殊出生率全国第2位としていますが、06年の厚生労働省の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.32で、都道府県別に見ると、合計特殊出生率が高いのは沖縄1.74、宮崎1.55等で、既に全国第2位となっております。すばらしいスピード感だと思いますが、全国何位かの数値目標ではなく、率表

示の数値目標とすべきと思いますが、担当部長、答弁してください。

○総合政策本部長（村社秀継君） 計画の数値目標として、合計特殊出生率全国2位を掲げた理由でございますけれども、この目標は、本県が全国に誇れる子育て環境を実現するための一つの目安として、総合計画審議会における御意見なども踏まえて掲げたものでありますけれども、合計特殊出生率というのは、4年間の目標として出生率の上昇幅そのものを設定することは困難であるということから、全国順位という県民の皆様にはわかりやすい目標値にしたところでございます。

○外山良治議員 これは20～30年前から問題になっていきますよね、担当部長御存じのとおり。合計特殊出生率で一番大事なことは、2.08という数値だと思いますよ。その意味も含めて答弁してください。

○総合政策本部長（村社秀継君） 確かに言われるように、人口維持に必要とされる2.07、これには確かに遠く及ばない状況にあることは間違いないと思います。したがって、引き続き合計特殊出生率を上昇させていくということはもちろんでございますけれども、今後4年間の目標としては、やはり2位を堅持する、また、1位の沖縄県——平成18年の概数でございますが——1.74の合計特殊出生率でございますけれども、この差を縮めていくということを目指して、地域における子育て支援、あるいは仕事と家庭が両立できる環境づくりなど、新しい宮崎の創造につながる子育て支援策を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○外山良治議員 今ここで、第何位が問題であるかということではなくて、2.07ないし2.08が

最大の課題だということがわかりました。総計も工程表がありますから、率表示ということにしなければ、みんなから笑われますよ。聡明な県職員がつくった総計とはとても思えません。今後、考えを改めていただきたい。

それから、次に移ります。地域医療の整備と充実は、県行政の中で最も重要な一つの課題として長年議論をされてきました。しかし、今もって解決されるどころか、ますます悪化の一途をたどっていると言っても過言ではございません。知事の現状認識について答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 済みません、よく聞き取れなかった。もう一度、申しわけありません。

○外山良治議員 知事の現状認識について答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 本県の医師の数は10万人当たり218名で、全国的には少ないという認識ではございませんが、その問題は偏在にあると思います。やはり地域間の偏在が顕著であるなどという現状は認識しております。

○外山良治議員 過去2年間に医師は約50名増加をしているようですが、資格者の現役リタイア数はどうなっているか、宮崎東諸県圏域とその他について、それぞれ増減の答弁をお願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） いわゆる実勤務の医師の話ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）平成14年と16年の比較であります。宮崎東諸県圏域で実勤務の医師が47名増、それから、県北部——延岡、西臼杵ですが——32名の増、都城北諸県が5人の減、日向入郷が9人の減、日南串間がプラス・マイナス・ゼロです。それから、西都児湯が8人の減、西諸が7人の

減ということで、県全体では50名の増というふうになっております。

○外山良治議員 若干数字が間違っていると思うんですけど、2年間に正確に言うと46名増加していますよ。単年度でいくと23名。その23名のうち、リタイアしている方々、これは25名だと思いますよ。その23名がどこに張りついたかという、宮崎東諸県圏域に配置されている。だから、その他——その他と言うと非常に失礼ですけど、都城あたりの……。そういう方々が、医師がふえていないと。これは、まあいいです、時間が幾らあっても足りませんから。これは特別委員会も設置されておりますから、また後で徹底的にやっていきたいと思います。

資本主義社会ですから、お金が稼げるところに人が集まる。その方々に地域医療を道徳的に訴えても効果がないことは、現状が示していると思います。学校の先生たちは僻地勤務が誘導されていると思いますが、医師についても、もうそろそろ地域医療勤務を条件とするような制度創設を国に働きかけていただいて、強力にそれを、例えば地域からそういった発信をすべきだと思いますが、知事の見解をお願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 医師の僻地勤務のことですが、全国的な医師不足の中で、地域における医療提供体制を確保していくために、国における抜本的な医師確保対策等の構築が求められております。このため県では、国に対し、医療機関の管理者要件として僻地勤務を付加すること等の要望を行っているところでございます。また、全国知事会等を通じましても、同様の要望活動を実施しているところであり、引き続き他県とも連携しながら、国における抜本的な構築を求めていきたいと思っております。

○外山良治議員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

児童相談所の件に関してお伺いをいたします。児童虐待に関する相談件数の増加や相談内容の多様化に伴い、緊急かつ高度な対応が求められている中、平成16年11月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する市町村の役割が明確化されました。平成18年4月からは、中核市においても児童相談所を設置できるようになっています。本県において人口の約3分の1を有するに至った宮崎市に、児童相談所への事務移譲を検討する時期に来ていると思いますが、担当部長の答弁を求めます。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 児童相談所の業務の宮崎市への移譲についてであります。児童相談所につきましては、児童福祉法上、都道府県に設置義務がございますが、今お話にありましたように、中核市等につきましても、政令で個別に定めることにより設置が認められるようになったところであります。現在、全国では2つの中核市が、政令で指定を受けて設置をしているところであります。このように、法的には中核市等でも児童相談所の設置が可能となったところであります。設置に当たりましては、専門職員の配置など、責任を持って事務を執行する体制整備が重要であります。いずれにいたしましても、御質問にありました宮崎市への児童相談所事務の移譲につきましては、市のほうから具体的な相談・協議があれば、市側の説明を十分伺ってまいりたいと考えております。

○外山良治議員 担当部長、もうそういう時代じゃないと思いますよ。地方分権の時代、そして、時間の関係で余り申し上げませんが、「中核市における平成17年4月現在の児童相談所設

置に関する調査報告」というのがあります。その中で、中核市、35程度ありますが、都道府県から設置要望があった市ということで、相模原、岐阜、和歌山、高知、長崎、鹿児島。設置の可否等の検討を行っている市の中に宮崎市も入っています。ほとんど入っています。都道府県から設置要望があった市のうち、検討を行っている市というのも4市ございます。宮崎市の場合は現在検討を行っている市の中に入っています。ですから、児童相談所というのは一番身近な——知事も、すべての大人はすべての子供の教育者たれとか何とか言っておられました。が、そういうふうに、子供のことというのは市町村の固有事務とするのが当たり前ですよ。また、正確には忘れましたが、中核市移行に伴って、宮崎市に私たちのような身体障がい者の事務移譲がされました。ところが、療育手帳は児相がやっています。依然として事務移譲されていません。こういう差がございますから、こういったことも含めて、積極的に宮崎市に、宮崎県のほうから設置要望を行っていただきたいというふうに、この点については要望にとどめておきます。また宮崎市長のほうにも、行けば応ずるみたいよということを伝えておきます。

それから、植栽未済地の件ですが、ことしも梅雨、台風シーズンを迎えました。一昨年、昨年の未曾有の災害発生は、県民にさまざまな教訓を与えたと思います。国立環境研究所の報告書によると、100年後は温暖化によって九州の降雨量は現在の1.7倍まで達すると予測をしております。災害に強い県土を構築するためには、森林の循環システムというものの確立が非常に大事だと思います。現状は非常に厳しいものがあると思います。人口の減少に伴う過疎化、担い手の高齢化、先ほどおっしゃったとおり、不在

村の増加等々が拡大をし、植栽未済地の拡大を招く一因ともなっているようであります。平成14年度と比較し、19年森林GIS調査による植栽未済地域について、増減というものを答弁していただきたいと思います。14年度と比較して減っているのか、ふえているのか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 植栽未済地についてでございますが、平成18年の1ヘクタール以上の植栽未済地は1,211ヘクタールでございます。平成14年の植栽未済地は1,432ヘクタールということで、221ヘクタールの減少となっております。

○外山良治議員 増加している地域というものはございますか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 地域別に見ますと、五ヶ瀬川流域、それから一ツ瀬川流域で増加しております。五ヶ瀬川流域では252ヘクタール、一ツ瀬川流域では29ヘクタール増加いたしております。

○外山良治議員 一昨年の台風14号の流木等の数値について答弁を求めます。

○環境森林部長（高柳憲一君） 台風14号の流木等の数という、ちょっと意味がわかりかねますが……。倒れた木のことでしょうか。

○外山良治議員 すり合わせは十分しております。

○坂口博美議長 外山議員に申し上げます。質問の趣旨をもう一回お伝えいただけませんか。

○外山良治議員 私のほうから言います。お座りください。一昨年の台風14号では、例えば立木が流木化した、これは10万立方メートルだったと思います。13万6,000本、1ヘクタール大体1,000本ぐらい植栽されると思いますが、これからすると136ヘクタールになりますよね。しかし今、答弁でもございましたように、県北西部

の植栽未済地がどんどんふえている。これはGIS調査とおたくからいただいた数値、若干違いますから、これは後ほど確認したいと思えます。よく川下の問題と川上の問題という表現がされますが、県の北西部でそれだけ植栽未済地がふえるということは、例えば1,000ミリの雨が降っただけでも川下に多大な影響を与える。こういった視点から、植栽未済地をいかになくすか、これは不在村の問題、例えば、植栽未済地で不在村がふえる、いわゆる管理しない、そういったところが木を切って再造林しない。再造林しようにも、1ヘクタール65万から70万かかりますよね、しかし、そういうお金もない。そういう現状を含めて今後どうやっていくのか。これをもう一度答弁してください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今申し上げましたように、地域別に見ますと、県北部では植栽未済地が増加しております。この主な原因というのは、特に県北地域におきましては共有林が多い。複数の者で所有する共有林が多いというのもございます。また今、議員がおっしゃいましたように不在村化している、あるいは全般的には所有者が高齢化しているという実態がございまして。そういうことで、なかなか植林に対する意欲が出てこないということで放置されているのが理由であると。おっしゃるとおりでございます。

それにつきましては、まず、県北の特徴であります共有林等につきましては、地元市町村等を通じまして、所有者の方の合意形成、これをまず図らなければ次に進みませんので、そういった合意形成に向けた指導を今後ともやっていきたい。そして今、補助事業でございまして再造林を支援する事業がございまして、最高68%という補助率がございまして、そういったも

のを活用しまして、未植栽地の植栽の推進を図っていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、この植栽未済地の問題というのは大変重要な問題でございますので、今後とも、市町村との連携をさらに強化いたしまして、補助事業等の支援を行い、早期解消に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

○外山良治議員 一たん10万立方メートルの立木が河川等に流れてくると、これは産業廃棄物ではない、一般廃棄物になる。そうすると、一般廃棄物になると市町村がその流木処理に当たらなければならない。また、県もその予算を計上しなければならない。そういったことが川下のほうにすごい負担としてかかってくる。ですから、担当部長には申しわけありませんが、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

監査委員会のあり方についてお伺いいたします。私は、18年11月議会の総括質疑の中で、「静岡県監査委員会は、裏金問題で監視をする立場の監査委員事務局も含まれ、隠ぺい工作に加担していたことから、出身母体に監査のメスを入れることにもなり、仲間意識を一掃できない。こうした監査制度上の限界の解決策として、事務局員の別枠採用。監査の精度・透明性を確保するため、業務の一部を公認会計士等に委託の検討。04年から財務会計の約50%を公認会計士へ委託。結果、書記の監査で指摘できなかった事例が多数見つかった。県によっては監査委員に県庁OBを充てる人事もあるが、同様の弊害が懸念されることから、識見を有する者は民間から起用し、勤務形態も常勤として、年間600カ所の監査を実施している。代表監査委員の見解と、会計年度の裏金等不正はなかった

か」と質問をいたしております。

これらに対して代表監査委員の答弁は、「監査委員の役割は従前にも増して重要となっている。県庁OB起用については、常に公正不偏の態度で厳正な監査に当たっている。不正な公金については厳正に審査した結果、不正事例はなかった」「平成17年度定期監査、特別監査件数は、本庁・出先機関等が275カ所、県の出資・補助団体等が44カ所、合計319カ所実施した。特別監査は実施していない」でした。しかし、今回、不適正な会計処理が、現時点で全所属数292の約16%で明らかとなっております。代表監査委員の責任と見解を求めます。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 現行の監査制度では、事務処理が法令等に従って適正に行われていれば、私どもには、強制力を伴う調査権がありませんので、不適正な事務処理を見つけるには一定の限界がございます。しかしながら、今回の問題を深刻に受けとめ、今後はより一層厳正な監査に取り組みまして、不適正な事務処理の抑止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○外山良治議員 これはどういうふうに理解したらいいんでしょうかね。今から申し上げます。地方自治法第199条第6項、これは第1点です。同様に、地方自治法第98条第2項、これをどういうふうに理解したらいいんでしょう。なおかつ、「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる」とされております。出頭を求めることもできます。代表監査委員、答弁してください。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 今おっしゃる

とおり、監査委員は、民間人、有識者等について出頭を求めることはできます。

○外山良治議員 出頭を求めて何しやはるんですか。何ができるんですか。あなたはさっきは何もできないとおっしゃいましたが、出頭だけ求めて遊んでいるんですか。答弁してください。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 先ほどの一定の限界があるというふうに申し上げましたのは、私ども出頭を求めることはできますけれども、出頭を拒否された場合、あるいは証拠書類の提出を拒否された場合、罰則規定がございませんので、そこでおしまいになってしまうということでございます。

○外山良治議員 拒否をされるかどうかということとは別に、まずそのことをやってみることが必要じゃないんですか。代表監査委員、答弁してください。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 今、私どもも、そのことを含めて検討しております。以上です。

○外山良治議員 地方自治法の改正というのは、これは、ちょっと忘れましたが、私が生まれたときに施行されて、2006年に改正をされましたよね。御存じですか。答弁してください。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 2006年の改正がどういう内容かということは、私、今すぐお答えはできません。

○外山良治議員 例えば出頭を求めて拒否をされた場合、その後追いができないということであれば、後追いができるように罰則規定を設けるように、国のほうに求めるおつもりはございませんか。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 私どもも、全国あるいは九州の監査委員のいろいろな会議が

ございますので、その場を含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○外山良治議員 ありがとうございます。これは、例えば副知事、県が監査委員会に、ちゃんとかいったことは監査をしてくれという要求もできます。まずそれから出発をして内部調査だと、私はそういうふうに思います。でも、先ほど代表監査委員から、限界がありますという答弁がございましたから、それはしようがありません。今後、監査委員制度、これは執行する側、私たちのような——チェック機能を果たしているかどうか個人的には自信がありませんが、それと監査委員、この三位一体がお互いに牽制し合う、そういう関係でなければ、不正というのは今後も、何とかを過ぎればまた発生することになるかもわかりません。これは、そういう意味で監査委員会としても、また議会等私たちも含めて、しっかりとした監視、お互いの相互監視というものが必要なのかなというふうな気がいたします。

代表監査委員、先ほど申し上げたように、2006年6月の地方自治法改正で、識見の監査委員の定数を自治体の条例により増加できるようになっております。今後、宮崎県監査委員会として、識見の監査委員の定数を——多くの自治体でそのことが今取り組まれております——2名増加する予定はありませんか。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 現段階では増員は考えておりません。

○外山良治議員 自分たちがしっかりしていないのに増員も計画していない。知事が喜ぶんじゃないでしょうか。本当に情けない話です。

障害福祉計画と自治体間格差についてお伺いをいたします。厚生労働省研究班によると、刑務所に服役している知的障がい者か知的障がい

者と疑われる410人を調べたところ、再犯者が7割に上る一方、障害者基礎年金など福祉サービスを受けるために必要な療育手帳の所持者は26人のみで、身元引受人は父母としているのは20%。285人が累犯者、さらに身元引受人がいて仮釈放を受けたのは2割で、社会への再参加機会もなく、満期で出所をしている方々が大半となっています。元衆議院議員の山本譲司氏が、秘書給与の流用を行い刑に服した獄中において、現在の日本社会で進行しつつある大変な問題を発見し、それらを本にまとめた「累犯障害者」06年9月発行の中で詳細に記載をしております。

その中で、「もちろん多くの場合、障害を持つことが犯罪に結びつくことはない。家庭と社会が障害者を支えるからだ。しかし本書に描かれるケースの多くでは、障害者を最初に包み込むべき家庭が崩壊している。現在の日本社会で、家庭の支えがない状態で、社会の支えは有効に機能しない」と、著者の山本氏は記述しています。知事、ぜひお読みいただきたいと思います。所管部長は既にお読みいただいていると思います。感想と宮崎県の実態について、答弁を求めます。私は、福祉の貧困がもたらした結果だと考えます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 私も、山本譲司氏の本を読ませていただきました。この本では、知的障がいを持つ受刑者の多くが、出所後も生活をする基盤を持たずに、結局、困窮するために犯罪を繰り返す結果となっているという現実があること、また、その大きな要因として、知的障がいという障がいを持ちながら、福祉の援助を全く受けていない人が数多くいるということを知りまして、大変驚いたところであり、このような、福祉から見放されたとい

いますか、見落とされた障がい者をなくすためには、さまざまな機関や人々が連携をして、きめ細かな福祉を行うことが何よりも大切であると、改めて感じたところでもあります。以上です。

○外山良治議員 もう時間も迫ってきました。宮崎県障害福祉計画が策定されています。施策の基本方向、施策推進の視点等すばらしいものとなっております。身近な市町村を中心とした支援体制の充実では、「障がい者が地域で生活していくためには、障がい者一人ひとりのニーズに対応した総合的な支援を行っていく必要がある。そのためには、障がい者にとって最も身近な存在である市町村を中心に、相談対応、福祉サービス支援等を行うのが効果的であり、市町村の役割が大変重要になる。また、都市部と山間部でサービスの格差が見られることから、格差の是正に努める必要がある」と記述されています。障害福祉計画で定めた各種サービスの確保について、福祉圏域間バランスに配慮し、早急な格差是正を図る必要があると思います。答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） おっしゃるとおり、現状では、先ほども申し上げたように、地域間の格差、あるいはそれぞれの市町村でのサービスの量、質に差があるかと思えます。それで、この障害福祉計画におきましては、そういったものを一番身近な市町村でまずは整備していただくと。同時に、それがなかなか困難な場合は、複数の町村で連携してサービスを確保していくという考え方で、この計画をつくっております。以上です。

○外山良治議員 ありがとうございます。この福祉計画の中で、最も対応していただきたいことは、重度心身障がい児の方々のことです。

重心児の診療は、こども療育センターで行われておりますが、県北、県西地域における診療機能の早急の対応は喫緊の課題だと考えております。自治体間格差是正について、これはもう結構です。一生懸命やってください。重心児は、例えばショートステイ、デイサービス、日給品、補装具等、各種サービスを利用することになります。私の場合には4年か5年に一度これをいただく。ただそれで済みます。ところが重心児の場合は違う。そのことをまず念頭に置いてくださいよ。保護者負担は限界に達していません。重度障がい児・者ほど負担が重くのしかかっています。とんでもない障害者自立支援法だと思います。そこで、総額で月額負担上限額を設定すべきと思いますが、答弁をしてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今おっしゃったのは、例えば重症心身障がい児の方が、いわゆる福祉サービスを利用する場合、あるいは車いすなどの補装具を受ける場合、それぞれに1割負担あるいは月額負担上限額が設定されて、その分、経済的な負担が大きくなっているということかと思えます。この考え方の基本としましては、例えば車いすなどの補装具とか、あるいは外科手術を行う場合の医療につきましては、その費用負担が一時的であるために、毎月発生する介護給付費とは別に計算をするという考え方に立っておるわけでありまして、しかしながら、おっしゃるように、児童の場合は成長も著しい、補装具等も短期間で更新しなきゃいけないというようなこともございます。また、医療においては、常時医療を受けなきゃいけないという場合もありますので、これについては、費用負担のあり方について、利用者の実態を十分に踏まえる必要があると考えております。

県におきましては、これまでも全国知事会等を通じて、低所得者への配慮など利用者負担の軽減等について国に要望してきておりますけれども、今後とも、利用者の実態に即した負担となるように、国に要望していきたいと考えております。以上です。

○外山良治議員 もっとわかりやすく言うと、例えば重心児の場合には、車いすをいただく。そうすると、補装具小児申請をすれば、アップで35万。ところが、きょう雨が降る。子供をぬらしてはいかん。傘をつける。それとか2年に1回車いすをかえる。それが35万かかる。その1割負担。その上に、それがたまらへんから、ちょっと動かすと、自在化すると4年もつ。そうするとその改造費が15万。そして、おむつ、1万2,000円が上限。ですから、それ以上使うとお金がない。だから、ペットの犬用のおむつを買ってきて、それを自分の子供に当てる。そして、たまにはほかの子供のためにショートステイに預ける。またそれは別に負担。そしてデイサービスにも預ける。それは別負担。こういうふうにどんどん、どんどんトータルしていく。たまったものじゃない。これを国にどうのこうのと言う前に、おむつとか——例えば胃瘻で食事をする場合どうかというと、医療行為であるということで、これは診療報酬請求、例えば自宅で胃瘻から食事する場合、チューブとか注射とかいうのは自分で買いなさいと、こうなる。わかりますか。こうするとすごい自己負担になるんですよ。ですから、こういった医療行為を自宅でする場合の診療報酬請求額以外の自己負担、おむつ、この程度は、もう何やかんや言わんと、県単事業でやっていただけんですか。答弁してください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 今おっしゃっ

た中では、毎月の上限額の中におさまるものも入っているかと思います。ただ、おむつ代につきましては、我々も調べまして、利用しておられる方々が、今、各市町村とも1万2,000円を上限にしていると思いますが、それでは足りない。足りないといえますか、それを超してしまうというようなことで、施設に聞かしても、そういったことを確認しておりますので、県としては、おむつ代を支給している市町村に対し、担当者会議等を通じまして、基準額の引き上げ——これは市町村で引き上げることは可能でありますので——それを働きかけてきておるところであります。そういった働きかけによりまして、今後、各市町村において、基準額の引き上げを行う予定となっております。以上です。

○外山良治議員 すばらしい答弁だと思います。おむつ代、ペットの犬のおむつを買ってきて自分の子供にすると、そういうことだけはやめにしてもらいたい。この点については解消できるということですから……。

それから、先ほど車いすのことを出しました。重心児が2年に1回、大変ですよ。35万1割負担、それに15万のパラソル、そういうのをつけたときにですね。これは2年に1回、子供が成長する、だから車いすをかえる。私のようにもう成長がとまった人間は5年に1回でいいですよ。ところが子供というのは成長するわけですから、2年置きに35万も払うと大変ですよ。それだけじゃありません。車の改造も必要です。ですから、育児放棄、もう頭抱えて育児放棄、そういったことにもつながりますから……。だから、厚生省と、つい最近けんかをしてきました。そういった補装具小児成長、「成長」をつけた。それで、ここ1週間か2週間に

は——もう連絡来たでしょう。そういうふう
に、やっぱり自分たちが一番現場としておかし
いといったことは、ぜひ今後ともやっていただ
きたい。

教育もありましたが、時間が来ました。それ
で、これはただ感謝だけ一言、言っておきま
す。高校においても教育アシスタントを設置し
ていただいて、これは全国紙のトップに載っ
て、非常に感動しています。今後ともその方向
で、ぜひ頑張ってくださいと思います。質
問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 次は、33番水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) この6月議
会も5日間の一般質問の最後となりました。
私、22番目、本当に最後の最後であります
が、紅白歌合戦でいいますと大トリに当たりま
して、通常では、歌手の中でも一番歌のうまい方
が締めるわけでありすけれども、今議会の最
後の一般質問となりますので、明快なる御答弁
をお願いしまして、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

改めて申し上げるまでもなく、さきの県知事
選挙におきまして、知事は入札制度の改革の必
要性を訴えて選挙戦を戦われ、見事、当選を果
たされました。まことにおめでとうございま
す。議場でおめでたいことを言うのは初めてで
ございますから、お祝いを申し上げたいと思
います。

そして、この3月には「入札・契約制度改革
に関する実施方針」をまとめられ、予定価格250
万円以上の公共工事について、段階的に指名競
争入札を廃止し、平成19年度内には原則として
一般競争入札に移行することを明らかにされま
した。この一般競争入札の拡大により、確かに
競争性の確保は図られてきてはおりますが、ま

たその一方で、公共事業への依存度が高い本県
においては、建設業者の倒産の増加が懸念をさ
れておりまして——確かに増加をいたしている
状況であります。建設産業は、地域の貴重な雇
用の場にもなっております。競争性だけを追求
するのではなく、業者の育成にも取り組むべき
ではないかと考えますが、知事の所見をお伺い
いたします。

次に、平成19年度予算と本県の財政状況につ
いてお伺いをいたします。

一般会計の6月補正予算額984億9,000万円を
含めた平成19年度の予算総額は、5,648億900万
円となっております。対前年度比2.6%の減で、
6年連続のマイナス予算となりました。このよ
うな大変厳しい財政状況の中、企業立地促進補
助金の限度額の大幅な引き上げ、あるいは災害
時安心基金の創設、「おもてなし日本一」に向
けた各種観光施策の実施など、知事のマニフェ
スト実現に向けて、知事のカラーの出た積極性
のうかがえる予算ではないかと存じます。

また、今回の6月補正で県債を224億円余の増
額補正した結果、平成19年度末の県債残高の見
込みは9,022億円となり、前年度末と比較して40
億円残高が減少しているのとあります。昭和46
年以降で初めて県債残高が減少したとのこと
でありました。財政の健全化に向けて一歩踏み出
したものと評価できるものであります。しかし
ながら、このような巨額の県債残高は、この立
ちおくれた本県の社会資本整備を積極的に推進
してきた結果でもあることから、マイナス面ば
かりを取り上げることは適当ではないと考
えておるのであります。この約9,000億円の県債残高
のうちには、後年度において交付税措置がある
ものも多く含まれているのではないかと
思います。そこで、約9,000億円の県債残高のうち、元

利償還金が地方交付税によって措置されているものはどの程度あるのか、総務部長にお伺いをします。また、あわせて、事務事業、県単補助事業等の見直しについてはどのような経緯があったのか、お聞かせください。

次に、地域医療の問題についてであります。

地方における医師不足はますます深刻化しております。このままでは地域医療の崩壊にもつながりかねない危機的状況でありまして、先ほどから、また、今までの一般質問でたくさんの皆さんが質問されました。本県の人口10万人当たりの医師数は218.4人、全国平均の211.7人を上回ってはいるのですが、問題は、これらの医師が宮崎東諸県圏域に集中し、そのほかの圏域はすべて全国平均を下回っているということでもあります。私の地元でも、小林市立市民病院で、医師不足から小児科が休止になり、住民にとって不安な状況が続きました。幸い、ことし4月から地元出身の小児科の医師が着任をされましたものの、県内、恐らく今の状況で129名と思いますが、小児科の約半数が宮崎東諸圏域に集中しており、西諸県圏域はわずか6人にすぎません。先ほどのお話もありました。毎年、医師は3,500人から4,000人ふえていると聞いておりまして、平成10年から16年、この6年でも、全国で2万人の医師がふえていると聞いております。このような中でも、医師不足、地域偏在の事態に至った原因はどこにあると認識されておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

もう一つは、県の地域医療対策協議会が、小児救急医療体制について、現在の7医療圏を3つの医療圏に再編し、「こども医療圏」として、その地域の実情に応じた小児救急医療体制を整備するという方向を示したとのことであり

ます。私が大変心配しておりますのは、この広大な県土がわずか3つの医療圏に再編されまして、1つの圏域が余りにも広域的になり過ぎ、救急体制として本当に必要な機能が発揮できるのかということでもあります。特に、西諸圏域は都城北諸圏域とともに県西部圏域として再編されるのではないかと考えます。そうすると、拠点となる病院は都城市内の病院のみとされるのではないかと、大変危惧しております。私は県議会議員に当選してから8年間、この県西地区の病院のあり方を再三、議場でも訴えてまいりました。小児医療においても、県西地区は県から見放されているのではないかと感じざるを得ないわけでありまして、2つの市を持つ県西地区の住民感情としては、到底納得できないものであります。こども医療圏の設定によって、西諸地区のように医療圏全体が小児医療などの空白地帯となるような事態について、どう考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次に、空き店舗対策についてであります。

御案内のとおり、中心市街地は大型店の出店などにより空き店舗などもふえ、地域のコミュニティーや地域文化、伝統を支えるといった重要な中心市街地の機能が衰退してきており、全国的に中心市街地の空洞化が起きているのが現状であります。本県においても、県内の商店街は空き店舗がふえるなど厳しい状況が続いており、地域経済の活性化や雇用創出の面で大きな役割を果たしている商業が危機的な状況でもあります。このような中、国において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、いわゆるまちづくり三法の見直しが進められました。そこで、この法の趣旨がどのように生かされてい

くのか、このまちづくり三法に対する県の取り組み状況と、今後の空き店舗対策についてどのような事業を展開していくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次に、配合飼料価格高騰対策についてであります。

先般の報道によりますと、国内配合飼料の価格上昇が昨年10月から始まり、先月までに、1トン当たりの平均価格が5万3,000円で約1万円値上がりしたとのことであります。理由としては、米国から輸入している配合飼料の主な原材料・トウモロコシが、燃料用エタノールの需要の高まりや、中国への輸出拡大などを受け、値上がりした影響だということであります。

歴史を振り返りますと、世界的な穀物危機は、昭和48年秋に発生した石油ショックによる世界経済の著しい混乱と、昭和49年、米国の凶作などによって一層深刻なものになり、我が国においても未曾有の飼料価格高騰を招き、いわゆる畜産危機の事態が生じたわけであります。そのような中で、国においては、昭和50年に社団法人配合飼料価格安定特別基金——現在は社団法人配合飼料供給安定機構となっておりますが、この安定機構を活用し、値上がり幅が抑えられているとのことでありますが、石油代替燃料として、トウモロコシの燃料用エタノールに向けた需要はますます高まっていくことが予想されます。値上がりの傾向は今後も続くのではと心配をいたします。

そこで、農政水産部長にお伺いをいたします。県内の畜産農家におけるこの配合飼料価格高騰の現状をどう認識されておられるのか。また、私は、代表質問や一般質問で、口蹄疫対策として国産稲わらの確保を再三質問してまいりました。やはり配合飼料等についても自給率を

高めていくべきと考えますが、今後の対策もあわせてお伺いをいたします。

次に、たくさんの皆さんから御質問がありました植栽未済地の問題についてであります。

単刀直入に知事にお伺いをいたします。最近、現地視察もされたように聞いておるんですが、この2,000ヘクタールと言われる植栽未済地について、知事は今後どのような姿勢でこの問題を解決しようとされておられるのか、お伺いをいたします。

また、植栽未済地解消のための有効な対策について、今回の肉付け予算を含め、平成19年度予算にどのように反映をされたのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

次に、建築物耐震化対策についてであります。

昨年1月に施行されました改正耐震改修促進法において、都道府県は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための計画を策定することが義務づけられました。この法律に基づき、県では、本年3月、10年後の耐震化の目標を定めた「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を策定されたところであります。この計画を見ますと、想定される地震の規模や被害の状況では、被害の最も大きい日向灘南部地震で、地震の規模はマグニチュード7.5、死者数が914名、地震等による建築物の被害、全壊・大破含め2万2,645棟という多大な被害が想定をされております。一方、住宅の場合、耐震化率としては72%、学校や病院、デパートなど多数の人が利用する特定建築物の耐震化率は76%となっております。10年後の平成27年の住宅の耐震化率の目標は90%とされておるのでありまして、今後10年間で約2万7,000戸の耐震改修が必要となると、促進計画では述べられております。住宅に

についてはあくまでも個人でありまして、建物所有者が改修するものであり、その面では資金などの問題もあり、達成が困難ではないかと考えます。この建築物耐震改修促進計画の実施に向けた財政支援などの具体的な取り組みと今後の対策について、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、県立学校等の耐震補強についてであります。

さきの質問にも関連をいたしますが、県内の公立小中高の校舎や体育館などの耐震診断結果を見ると、その結果に愕然といたします。耐震診断の対象となったのは、昭和56年以前に建てられた2階建て以上の建物で、県立学校448棟、市町村立学校1,107棟のうち、県立学校で133棟、約30%、市町村立学校で532棟、約48%が耐震補強が必要と判定されたということでもあります。言うまでもなく、学校施設は、児童生徒が安全で安心して過ごせることが絶対条件であります。しかも、緊急の災害時には応急避難所としての役割も担っている施設であります。このことから、安全の確保というのは最重要課題でもあります。厳しい財政事情というのは十分認識をいたしておりますが、大規模地震が発生してからでは遅いのであります。今年度は約8億9,000万の予算にて、延岡工業高校、宮崎大宮高校、小林高校など10校13棟を改修することになっております。しかし、このペースでいまましても、県立学校だけでも10年かかってしまうこととなります。また、報告では、最低レベルの耐震性であるのが29棟あるということでありまして、これも一刻も早く耐震補強を行うべきであると考えます。そこで、お尋ねをいたします。県立学校の耐震化の現状及び今後の取り組みについてどのようにお考えか、教育長にお伺

いをいたします。また、市町村立学校はまさに義務教育の一環でありまして、国において全部を対応すべきと考えます。教育長の見解をお聞かせください。

最後に、地域の治安対策についてお尋ねをいたします。

最近、全国的に暴力団組員等による事件が相次いで発生し、特に長崎市長の射殺事件や愛知県における人質立てこもり事件など、一般社会の平穏な生活を脅かすものであります。一方、本県におきましても、昨年、暴力団関係者による殺人事件が発生するなど、暴力団の存在が市民生活に不安を与えている状況にあります。そこで、本県における暴力団情勢とその取り締まり対策、さらには行政対象暴力について、あわせて警察本部長にお伺いをいたします。また、刑法犯罪の発生及び検挙状況など県の犯罪情勢等についてもお伺いをいたしまして、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

建設産業の育成についてであります。建設産業は、社会資本の整備を通して、県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や雇用の場として大きな役割を担っております。県民の県政への信頼を回復するために、入札・契約制度の改革を推進しているところでありますが、公共事業に大きく依存している本県建設業は、年々、公共投資が減少する中、経営を取り巻く環境は厳しさを増しております。このようなことから、県では、新分野進出や経営革新など意欲ある企業の取り組みを積極的に支援するとともに、技術と経営にすぐれた企業が成長できる環境づくりを進めていく必要があると考えております。また、今般の入札・契約制度改革におき

まして、県発注の公共工事について、原則として県内建設業者へ発注するとともに、入札参加条件に地域要件を設けたところがございます。さらに、受注業者に対して、下請業者は県内から選定することや、建設資材について県内業者から購入することなどを要請しているところでもあります。県といたしましては、今後とも引き続き、建設産業の育成に十分配慮してまいりたいと考えております。

続きまして、植栽未済地問題についてであります。植栽未済地につきましては、私も5月の初めに、西米良村の伐採跡地の現地を見せてもらい、地元の方々からお話を伺ってまいりましたが、木材価格が長く低迷していることなどから、切っても植えられないという厳しい現状を目の当たりにしました。私は、本県の豊かな森林資源を生かした林業の振興と、国土の保全などの森林の多面的な機能の維持・発揮を図っていく上で、植栽未済地の解消は大変重要な問題であると考えております。最近、国産材の需要が高まるなど追い風が吹いてきておりますので、この好機をとらえて、植栽未済地の早期解消ができないものかと考えているところがございます。森林はかけがえのない県民共有の財産であります。50年先、100年先を見据えて、森林所有者が行う森林づくりを引き続き支援するとともに、県民や企業などの参加による県民総力戦で森林づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えをいたします。

県債の元利償還金に対する交付税措置についてであります。県債の発行に当たりましては、後年度の元利償還金に交付税措置のあるものを可能な限り活用しているところでもあります。平

成18年度末の県債残高9,062億円ございますが、このうち、その6割弱、金額にいたしまして5,000億円程度が基準財政需要額に算入される見込みでございます。

次に、事務事業の見直しについてであります。県単独の補助金を初め、すべての事務事業につきまして、目的、効果などを検証しながらゼロベースから見直しをいたしまして、総額で105億円程度、一般財源ベースでは56億円程度になりますが、これらの財源を捻出いたしまして、新規事業で107件、新規事業の事業費ベースの金額が約25億円になりますけれども、これらその他の重要施策の財源として活用を図ったところがございます。以上であります。〔降壇〕
○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、医師不足等の原因についてであります。医師不足の主な要因といたしましては、平成16年度の新たな臨床研修制度の導入や、若い医師の間で専門医志向が高まっていること等により、医師の大学離れや都市部への流出傾向が顕著になったことが挙げられます。その結果、従来、大学が担っていた地域への医師派遣が困難となり、これまで以上に、各地域において医師の確保が厳しい状況になっているものと認識しております。また、小児科等の特定診療科につきましては、休日・夜間の救急患者への対応など、厳しい勤務環境が若い医師から敬遠される傾向にあることも一つの要因であると考えております。

次に、「こども医療圏」についてであります。こども医療圏は、現在の7つの医療圏では、医師の絶対的な不足によりまして、特に休日・夜間の小児救急医療体制の確保などが困難となっていることから、広域的な対策を検討す

るために設定したものであります。具体的には、県内を県北、県央、県西の3ブロックに分け、各ブロックごとにプロジェクトチームを立ち上げ、地域の実情に合った小児救急医療体制の構築等について、今年度から検討をすることにしております。こども医療圏につきましても、必ずしも1カ所の拠点病院に医師を集中させることを想定しているものではなく、地元の医師会や市町村など関係機関で十分論議していただき、それぞれの地域に最もふさわしい小児救急医療体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

なお、小林市立市民病院を初め、公立病院の小児科医不足は深刻な状況にありますことから、県といたしましては、引き続き、医師修学資金による小児科医の育成確保はもとより、新たに市町村と一体となった医師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

植栽未済地解消のための平成19年度予算についてであります。平成19年度の予算編成に当たりましては、森林整備予算の重点化に努め、6月補正予算では、植栽未済地の解消に向けた取り組みを促進するための再生林や、高齢級間伐の推進によりまして皆伐を抑制する「森林整備促進対策事業」で4億8,000万円余を計上し、平成19年度森林整備事業予算は、補正を含めまして19億7,000万円余をお願いしているところであります。また、森林環境税を活用しまして、公益性の高い森林内の荒廃地に植栽を行います「広葉樹造林等推進事業」につきましても、当初予算で拡充を図ったところであります。

今後は、植栽未済地の更新状況を継続的かつ

的確に把握いたします「森林地理情報システムデータ整備事業」を引き続き実施しますとともに、市町村との連携を深め、伐採届の提出時に森林所有者の意向を踏まえながら、適切な伐採や速やかな再生林を指導して、植栽未済地の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まちづくり三法に対する取り組み状況等についてであります。まちづくり三法は、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指しまして、今回改正されたものであります。国や地方公共団体、地域住民及び関係事業者が密接な連携を図り、地域が主体的にまちづくりに取り組むことが求められております。このため県では、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組む市町村に対して、庁内連絡会議を設置し、助言を行っております。また、今年度からは、関係者の合意形成に向けた説明会等の開催経費を助成することといたしております。

次に、空き店舗対策につきましても、これまで、商店街等が実施する空き店舗を利用した子育て支援施設や高齢者の交流施設、ギャラリーの整備などの取り組みを支援してきたところであります。また、空き店舗をなくすためには、駐車場システムの整備や商店経営の近代化などにより、にぎわいのある商店街づくりが必要なことから、中心市街地商業活性化基金事業等により助成を行っているところであります。今後とも、市町村や商工団体などと連携し、空き店舗対策を初めとする、にぎわいのある商店街づくりを支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答

えいたします。

配合飼料価格高騰による畜産農家への影響と自給率向上対策等についてでございます。配合飼料の主な原料でありますトウモロコシ等につきましては、燃料用エタノールとしての活用により、循環型社会の形成への貢献が期待されておりますが、一方で、米国では燃料用エタノールの生産が急速に増加していることから、結果的に配合飼料価格が高騰する原因ともなっております。本県では、年間約180万トンと全国第3位の配合飼料の利用がありますことから、トン当たり1万円の価格上昇を全額農家が負担することになりますと、180億円に相当し、畜産農家の負担はもちろん、関連産業まで含めると大きな影響があるものと認識いたしております。

このため、これまで取り組んでまいりました稲わら確保等の粗飼料の増産対策に加えまして、配合飼料の自給率を向上させる対策といたしまして、平成17年度に設置いたしました「宮崎県食品残さ飼料化推進協議会」を核といたしまして、焼酎かす等の未利用資源の飼料化をさらに進めてまいります。また、新たに配合飼料用としましての飼料米の利活用についても検証してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 お答えいたします。

建築物の耐震化対策についてであります。住宅の耐震化を促進するに当たりましては、所有者等に対する耐震性の向上についての意識の啓発と、耐震性の有無を確認するための耐震診断の実施が重要と考えております。このため、県といたしましては、阪神・淡路大震災を契機といたしまして、平成7年度から建築物防災展の開催や無料の耐震相談窓口を設置し、県民の防

災意識の高揚を図るとともに、平成17年度からは、木造住宅の耐震診断に取り組む市町村に対する支援を行い、これまでに19市町において実施されたところであります。御質問にありました「宮崎県建築物耐震改修促進計画」につきましては、建築物の一層の耐震化を図るため、本年3月に策定したところであり、県といたしましては、この計画に基づき、住宅の所有者等への啓発を引き続き実施するとともに、すべての市町村において木造住宅の耐震診断に取り組まれるよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、児童生徒の安全性を確保する観点から、極めて重要な課題であると認識をいたしております。県立学校につきましては、平成18年度までに耐震診断はすべて終了し、耐震化率は80.1%で、前年度に比べまして25.3ポイントと高い伸び率を示しております。本年度は、全庁的な耐震改修促進計画に基づきまして、緊急度や優先度を考慮しながら、学校施設に係る整備計画を策定し、今後、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の耐震化についてであります。これまで小中学校の耐震化につきましては、国の補助制度を活用いたしまして整備がなされており、昨年度、耐震化を一層進める観点から制度の見直しが行われ、「安全・安心な学校づくり交付金」制度が創設をされたところであります。この中で、「地震防災緊急五箇年計画」に位置づけられたものは、補助率が3分の1から2分の1に引き上げられたところであります。これまで国に対しましては、全国知事会

や全国都道府県教育長協議会などを通しまして、補助制度の充実をお願いしてきたところでございますが、先般も、国に陳情に行ったばかりでございます。また、市町村に対しましては、国の新たな制度の周知徹底を図りまして、耐震化を積極的に推進するよう、機会あるごとに指導助言に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（吉田尚正君）〔登壇〕 お答えします。

暴力団情勢等についてであります。まず、県内の暴力団情勢であります。本年1月1日現在で、17の組織、約400名の構成員等を把握いたしております。平成4年の暴力団対策法の施行以来、全国的に組事務所から代紋とか名札を取り外すといった形で組織の実態を隠ぺいする傾向を強めておりまして、本県でも同様であります。暴力団に対しましては、あらゆる法令を活用した取り締まりを行っております。昨年は200名余りの暴力団関係者を検挙いたしておりますし、県内の暴力団2つの組織を壊滅いたしております。また、県外暴力団の進出阻止に向けた対策も推進をいたしております。

また、行政対象暴力対策についてのお尋ねであります。平成15年には、県を初めとして全市町村で「不当要求防止対策要綱」というものを制定いたしまして、警察との連携による情報の共有を図っていただいております。また、平成16年には、全国に先駆けまして、県内の全市町村が警察と県弁護士会と連携をしまして、機関誌の購読などの不当な要求を拒否する体制を確立されております。このように、関係機関・団体と連携をいたしまして、暴力団の排除活動を積極的に推進いたしております。

最後に、県内の刑法犯罪の認知状況について

であります。平成14年に刑法犯の認知件数が1万7,703件と過去最多を記録するとともに、検挙率が過去最低の22.3%となりました。これを受けまして、警察といたしましては、街頭犯罪などの抑止、それから検挙の対策に取り組んでまいりました。その結果、平成18年の刑法犯罪の認知件数は1万1,352件、これは4年連続の減少でございます。検挙率も47.2%と向上いたしております。今後とも安全・安心の両面で、治安回復に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○水間篤典議員 るる御答弁をいただきましてありがとうございました。

ある結婚式で知事と出会いまして、知事、お忘れのことだと思いますが、シーガイアでの結婚式で小林の方だったんですが、まだ当然そのまんま東さんのお名前での出席でありました。それから1年有余、ここでこうして出会いができて質問ができる。その間に知事さんになられて、しかも86.7%の支持率と。どこに行っても知事さん、黒山の人だかりでありまして、そういう知事さんと一緒になって議論ができることを本当にうれしく思うところであります。

今、るる答弁をいただいた中で、約9,000億の県債残高のうちに6割、約5,000億とそんな話が、元利償還金が地方交付税によって措置されるということでありました。今までは起債充当比率ということでありましたけれども、呼び名が変わりまして、実質公債比率ということになります。これが15%いくかいかないかというようなことで、地方の借金がどのような状態にあるのかということがわかるわけですが、本県においては12.2%、全国7番目という意味ではよい状況だというふうに思うんです。非常に厳し

い財政、厳しい、厳しいと言いながら、この実質公債比率を見ると、全国7番目にいいという状況は、すごいものじゃないかなと思うんです。このような状況を考えまして、まだある意味では積極的な財政措置が可能だと思いますが、知事の所見はいかがでしょう。

○知事（東国原英夫君） 最初の質問でございますが、おととしの11月にシーガイアの結婚式場で、確認でございますが、たしか小林の「ありん子」という居酒屋さんの結婚式だったと思います。覚えております。

御質問の内容でございますが、本県におきましては、過去の経済対策等で多額の県債を発行したことに伴い、今後、公債費が大幅に増加する見込みでございます。また、県債の元利償還金に対する交付税措置につきましては、地方交付税の基準財政需要額に算入されておりますが、三位一体の改革で地方交付税の総額自体が削減されていること等により、本県に交付される地方交付税は大幅に減額されているところでございます。本県にとりましては最大の歳入財源である地方交付税の今後の動向は大変不透明であり、本県財政はこれからも多額の収支不足が見込まれるなど厳しい状況でありますので、新たな財政改革推進計画を着実に推進していくことが必要であると考えております。

○水間篤典議員 次に、知事は、入札制度改革、この談合事件によってどうしても、ある意味、宮崎で起きた事件ということにかんがみ、そして、そのことを宮崎県から全国に発信するんだというような気持ちの中でこの250万という金額を設定された、そんなふうに聞いておるんです。ただ、今、質問もいたしましたように、この現状、とにかく建設業者の皆さん方が非常に厳しい状況になっている。実を言いますと、

昨年の倒産件数は76件、544億という負債金額なんです。それがことしの1月から5月まで、この76件がもう41件。その中の建設業者、もう既に21件倒産をしている。これはテクノウッドさんが建設業者になるのか、ちょっとそこはあるんですが。競争入札によって余りにも数字を、落札率を追っかけることで非常に大変になっている状況、そこらあたりで倒産をするというのが、先般も質問にありました。同じ業者が5件続けて落札をする、あるいは同じ金額で、同点といいますか同率で、同じ金額が入ってしまう。そのようなことを考えますと、予定価格あるいは最低制限価格、こういうものが設定されるということではありますが、この予定価格、最低制限価格、いつ、だれが、どこでつくっていくのか、お聞かせいただけますか。

○県土整備部長（野口宏一君） 予定価格及び最低制限価格につきましては、宮崎県の財務規則に基づきまして適正に積算されました設計書により、入札前に契約担当者でございます本庁の課長または出先機関の長が定めているところでございます。具体的には、予定価格は、それぞれの現場条件に照らし、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を、県で定めている標準歩掛り等により積算したものでございます。

また、最低制限価格は、公共工事の品質確保や下請保護などを含めた適正な施工の確保の観点から、工事に必要な材料費、労務費等の直接工事費や、機械の運搬や現場内の安全管理費等の共通仮設費と、現場労働者の労務管理や法定福利費等の現場管理費に一定係数を乗じて算出した合計額をもって算出しているところでございます。

○水間篤典議員 今、予定価格あるいは最低制

限価格の決め方についてお聞かせをいただいたんですが、知事は、入札改革の中で、内部通報制度あるいは罰則の強化、天下りの制限、条件付一般競争入札、電子入札、あるいは郵便入札、あるいは総合評価方式と、いろいろ入札改革を自分のマニフェストに書いておられるわけでありまして。そういう中で、先ほど言いましたように、本当に競争をするだけで実際、建設業者が生活していけるのかどうか。こういうことを考えますと、建設業者の今、県全体の総生産を見ますと、県全体では3兆5,937億円、そのうち建設業は8.6%、約3,100億円なんです。これは農業粗生産が3,200億円ですから、それに匹敵する数字でもあります。また、従業者あるいは従業員数を見ましても約10%なんです。県全体で事業者数5万6,522社、そのうち——ちょっとこれは古いのかもしれませんが——約6,000社。そして、従業者数が55万2,000人のうち約10%、5万6,600人と、このような雇用にも非常に大切な建設業を営んでいる皆さん方が、競争入札の中で、余りにも数字だけ追っかけて、落札率だけを追っかけて、非常に大変なことになっていると私、思っているんです。そこで、その最低制限価格というここに、これを引き上げるといような方向では何か抜本的な見直しをされるようなこと、あるいはそういう手続はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） 最低制限価格の引き上げ等について御質問ですけれども、最低制限価格の算定方法につきましては、「入札・契約制度改革に関する実施方針」の中で、入札・契約制度改革の検証を行い、今後も検討を行うこととしております。また、民間の有識者で構成いたします公共工事入札適正化委員会等において、継続的に改革の進行管理や検証を行

うこととされております。したがって、最低制限価格のあり方などの見直しを行う場合には、個々の工事の実行予算等の検証を行っていくとともに、業界等の意見をお聞きした上で、公共工事入札適正化委員会の意見を踏まえ決定していくこととなります。このような手続を踏むことによりまして、県民の皆様の県政に対する信頼の回復と、より公正かつ透明な入札・契約制度の確立につながるものと考えております。

○水間篤典議員 ぜひ検討していただきたいと思えます。それと、もう一点、これは知事にお尋ねをいたしますが、建設業界の業務委託をされている皆さん、測量設計とか、地質調査、あるいは設計監理の業界の皆さんなんです。ここには、予定価格はあるけれども、最低制限価格はない。ことしの4月、5月の落札状況を見ますと、びっくりするぐらいの、いわゆるダンピングがあるんですよ。2,340万程度で予定価格が設定されているのに910万で落札している。その差額といったら1,430万なんです。これで本当に適正な事業ができるかどうか、設計ができるか。そういうことが、40%を切る、たったの67件の中に40%を切るのは7件あるんですよ、50%切るのが。今後この問題は考えていかないと、この業界だけが最低制限価格がないというのも問題であると思うんですよ。ですから、そういう意味では、適正な品質確保をする、先ほどのお話もあります。そういう中でダンピング対策をどうにか考えていかれて、そして、知事がよく言います宮崎モデルで、この業界にも最低制限価格を設定するというお考えはありますか、知事にお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 御案内のように、入札・契約制度改革というものは、さきの談合を

受けて、透明にし、クリーンにし、自由で平等で公平公正な競争を確保するという趣旨のものでございます。そういう趣旨ではございますが、ただ単に落札率を下げればいいというものではございません。それは認識しております。ただ、本県の建設土木業者等の数は、人口に比しますと非常に他府県よりも多いという供給過多という状況が、現状の認識でございます。というのは、今まで自然淘汰がされていなかったという面も、ある意味言われていることじゃないかと、こう思っております。

御案内のダンピング等のことでございますが、いわゆる低価格での入札というのは、こういう改革にはつきものでございます。成果品の品質低下とか、業者の疲弊、労働条件の悪化というのは非常に懸念されるところでございます。私といたしましては、最低制限価格につきましては、業者の保護育成等も含めまして、そういった意味も含めまして、国や他府県の事例等もかんがみながら、適宜検討してまいりたいと考えております。

○水間篤典議員 ありがとうございます。他府県のこともあります、ぜひそういうものを参考にしながら、宮崎モデルで最低制限価格の設定に向けて研究をいただきたいと思えます。

時間が来ましたが、先ほど環境森林部長から答弁をいただいた中で、森林整備促進対策あるいは広葉樹の造林等の推進、こういうことの中で、具体的にどのような効果が期待できるのか。またあわせて、この問題は、木材価格との関係もあると思うんですよ、再造林という意味では。今後の木材価格の動きはどうなって、どのような価格であれば積極的な植栽ができる、再造林ができる、植栽未済地の問題が解消へ向かうかということもあわせて御答弁いただけま

すか。

○環境森林部長（高柳憲一君） まず、事業の効果についてでございます。再造林は、早期の森林化が図られ、県土保全などの公益的機能の効果が当然出てまいります。また、高齢級間伐の推進は、伐期の長期化が図られることによりまして、植栽未済地の発生を抑制しますとともに、切った後に下層植栽が2～3年程度で充実してくることから、土砂流出防止などの効果が高まるものというふうに考えております。さらに、森林環境税を活用し、ダム等の上流域の公益保全上重要な箇所には広葉樹を植栽することにより、水を蓄え、災害に強い森林が造成されるものと期待をいたしております。

次に、木材価格の動向などについてでございます。平成18年度の木材価格は、県の森林組合連合会市場の平均価格で見ますと、1立方メートル当たり1万900円となっております。今後の見通しとしましては、市場関係者等の意見を総合しますと、大手住宅メーカーや合板業界あるいは集成材業界などで、さらに国産材にシフトする動きも見せておりますことから、国産材の価格は高くなるものと考えております。また、木材価格がどれくらいになれば植栽が行われるのかということにつきましては、これは森林所有者の意向あるいは地域の実情等もございませぬ。一概には申し上げられませんが、現在の市場価格で積算をいたしますと、これまでの経費を差し引いて、1ヘクタール当たり約60万円の収入になります。しかし、さらに再造林した場合には、先ほど出ておりますように約60万円の自己負担というのが必要になります。したがって、今の木材価格が植栽を行える最低限の価格であるということで、今以上の木材価格の上昇が必要であるというふうに考えておりま

す。

○水間篤典議員 質問も余りいいほうじゃなかったんですが……。南日本新聞の「若い目」という欄で掲載をされた、これは小林出身で鹿児島島の池田高校に行っておられる方で、「新しい風」ということで——知事はお読みになりましたか。ちょっと読ませていただきます。「新しい風」ヨシタニユリさんという方です。「先日、私のふるさとの宮崎県に新しい風が吹いた。東国原英夫知事の誕生だ。私は、知事選にそのまま東氏が出馬すると聞いて、まさかタレントが知事になることはないだろうと思った。しかし、投票日が近づくとつれ、テレビや新聞などで知事選の報道や記事をよく目にするようになり、驚くべき事実を知った。一番有力な候補者がそのまま東氏だというのだ。私の脳裏に一瞬、大丈夫かなという不安がよぎった。その彼は当選し、知事の座についている。県民の中には私と同様に不安を抱いている人も少なくないと思う。だが、この知事選で宮崎県の知名度は高まったと思う。そして今、鳥インフルエンザの問題にも、みずからが宮崎県産の地鶏の安全性やおいしさをPRしている。私はこんな知事の姿を見て、宮崎が変わるかもと思った。過去の不祥事など懸念される部分も多いかもしれないが、逆風にも負けてほしくない。そして、私の大好きな宮崎の地に爽快な風を吹かせてほしい」、こういう投書がありました。

ちょうど私の手元に入りましたので、御紹介申し上げますが、本当に全国の、そしてまた宮崎県民総じて、知事の今の動向を見守っております。私ども県議会も常にオール野党と言われるながら、こうして知事と一緒に、一問一答であったり、こういう問題になりましたけれど

も、一生懸命頑張ろうじゃありませんか。これで質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第19号及び第20号採決

○坂口博美議長 ここで、さきに提案のありました議案第19号「公安委員会委員の任命の同意について」及び第20号「人事委員会委員の選任の同意について」を、一括議題といたします。お諮りします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号及び第20号について、一括してお諮りいたします。

両案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号並びに請願委員会付託

○坂口博美議長 次に、今回提案されました議案第1号から第18号まで、並びに報告第1号及び第2号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び今期定例会において本日までに

平成19年 6 月 19 日 (火)

受理した請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。

あす20日から26日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、6月27日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 3 分散会

6月27日（水）

平成 19 年 6 月 27 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 冏 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 総 合 政 策 本 部 長 総 務 部 長 地 域 生 活 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 職 務 代 理 者 教 育 長 公 安 委 員 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原 英 夫 河 野 俊 嗣 村 社 秀 継 渡 辺 義 人 丸 山 文 民 宮 本 尊 高 柳 憲 一 高 山 幹 男 後 藤 仁 俊 野 口 宏 一 甲 斐 景 早 文 日 高 幸 平 植 木 英 範 和 田 雅 晴 大 重 都 志 春 高 山 耕 吉 佐々木 文 雄 吉 田 尚 正 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田 幸 藏 弓 削 孝 幸 馬 原 日 出 人 四 本 孝 富 永 博 章 孫 田 英 美 亀 澤 保 彦 山 中 康 二 隈 元 淳 二 |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第18号まで並びに報告第1号及び第2号の各号議案、並びに請願第1号及び第2号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成19年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、本県の厳しい財政状況も踏まえながら、平成19年度に実施する政策的事業や新規事業を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は984億9,000万円の増額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,648億900万円で、前年度の当初予算と比較して152億7,900万円、2.6%の減となっております。また、特別会計は5.9%の減、公営企業会計については、電気事業会計及び病院事業会計の新規事業について補正予算を編成した結果、3.4%の増

となっております。

補正後の平成19年度予算全体の特徴といたしましては、「新たな財政改革推進計画」の初年度であることを踏まえ、行財政改革に着実に取り組むとともに、県政を刷新し、新たな宮崎の創造に向けて県民みんなで取り組んでいく「宮崎を変える！みんなで変える！新みやざき創造予算」として編成されております。

歳入面を見てみますと、まず、自主財源では、税源移譲による個人県民税の増や法人事業税の増収により、県税収入が初めて1,000億円を突破したことなどから、対前年度当初比で7.6%の増となっております。また、依存財源では、地方交付税が対前年度当初比0.4%増となったものの、地方譲与税は、税源移譲分が措置されていた所得譲与税の廃止等により85.6%の減、国庫支出金は公共事業の減等により6.9%の減となっております。さらに、県債が、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の減少や、通常分の県債の発行抑制により、前年度当初比で8.7%の減となるなど、依存財源全体では8.1%の減となっております。この結果、自主財源比率は前年度当初比で3.7ポイント上昇し、38.5%と過去最高となっております。

一方、歳出面を見てみますと、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなど「新たな財政改革推進計画」の着実な推進に取り組むこととしており、全体としては抑制が図られております。その結果、財源調整のための基金取り崩し額は約256億円程度に圧縮され、6月補正後の基金残高は約412億円となっております。また、県債残高は19年度末で9,022億円程度と、前年度末に比べ40億円の減となり、これまで累増していましたが、ようやく減少に転じたところであります。

当委員会といたしましても、本県の厳しい財政状況については十分理解するところでありますが、当局におかれては、「新たな財政改革推進計画」を取り込んだ新しい行財政改革大綱を今月末には策定することとされておりますので、景気回復の実感に乏しい地域の現状にも配慮しつつ、県民に対する行政サービスの確保に留意しながら、人口減少、少子高齢化、地方分権、道州制等の問題を見据えた新しい宮崎づくりに取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、総合政策本部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は3,700万円余の増額補正であり、補正後の予算額は15億7,600万円余となり、前年度当初予算額に対して3.1%の減となっております。

このうち、新みやざき創造戦略展開事業についてであります。

この事業は、新たな総合計画「新みやざき創造計画」の中核をなす3つの戦略（新みやざき創造戦略）に係る関連事業の企画、立案、調整等を行い、戦略の効果的な推進を図るものであります。このことについて委員より、「県内外の有識者で構成する「戦略評価委員会」の委員の選定に当たっては、客観性を確保するとともに、戦略の中身が教育、医療、福祉など非常に多岐にわたるため、各分野で専門的な評価が確実に行われるよう十分留意してほしい」との要望がありました。

次に、県民総ブレイク事業についてであります。

このことについて、当局より説明があり、関連して複数の委員より、「県民の意見・要望等を的確に把握するため、知事におかれては、積

極的に県内各地域の実情把握に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、総務部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は1億6,300万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,271億8,800万円余、前年度当初予算額に対して0.3%の減となっております。

次に、不適正な事務処理に関する自主申告の結果についてであります。

このことについて当局より、「県の全所属数の15.8%に相当する46の所属で「預け」と言われる不適正な事務処理が行われていたことが新たに判明した。預け金の使途は多岐にわたっているが、現物確認や取引事業者からの聞き取り等では、現在のところ、私的流用については確認されていない」との説明がありました。

当委員会といたしましては、物品調達や金銭の取り扱いに関する不適正な事務処理が発生したその背景・原因について明らかにするとともに、再発防止の徹底を図り、一日も早い県政の信頼回復に努めていただくよう要望いたします。

次に、指定管理者制度導入施設の状況についてであります。

当局より、「県が指定管理者に支出する指定管理料の平成18年度計は17億9,500万円余で、歳入面も含めた県の実質的な財政負担は、従来の管理委託制度に比べ、年間で約4億円低減された。平成18年度公の施設の管理運営については、特に大きな問題もなく、全体としておおむね適正に行われたものと考えている」との説明がありました。

次に、宮崎県職員倫理規程についてであります。

当委員会におきましては、知事より職員倫理規程制定の基本的考え方を伺うとともに、質疑を行ったところであります。まず、知事より、「官製談合事件に引き続く今回の不適正な事務処理の発覚により、県民の県政に対する信頼は大きく失墜した。職員の意識を改革していくことが再発防止の上でも最も重要なことと認識しており、そのために研修の充実等により、法令遵守意識を高めていくとともに、職員に対してその指針として、県職員の守るべきルールを示すことが重要であると考えている」との説明があり、委員より、「規程にとらわれ過ぎて、本来の仕事が円滑に遂行できなくなるのは本末転倒であり、しゃくし定規な運用はしないでほしい」との要望がありました。

次に、知事イラストの使用についてであります。

このことにつきましても、知事よりその基本的な考え方を伺い、質疑を行ったところであります。知事より、「イラストは私自身の一身専属の肖像権に関するものと考えている。イラストを使用した商品については、さまざまな場面をとらえて品質の管理や安全・安心の確保を呼びかけているところであるが、問題が発生した場合は、法的措置も含めてしかるべき対応をとってまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、知事のイラストが悪意を持って使用された場合には、最終的に県の物産品の評判を落としたり、県のブランド力そのものが問われる事態が発生する可能性があるものと危惧するところであります。知事におかれては、そのことを十分認識された上で、今後とも、各分野の企業、団体にも品質の管理や安全・安心の確保等をさらに呼びかけていただきたく要望をいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

なお、請願審査に当たり、請願内容が医療、介護、福祉など広範囲にわたることから、願意を十分把握するため、請願者である宮崎県地域医療・福祉推進協議会を代表して宮崎県医師会の濱砂重仁常任理事及び稲倉正孝常任理事を参考人として招致いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

今回の補正予算は、地域生活部所管で43億7,200万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は158億2,100万円余となり、前年度当初予算額に対して3.1%の増額となっております。

このうち、県立芸術劇場大規模改修事業費についてであります。

このことについて、委員より、「改修の必要

性は理解できるが、改修については、県から指定管理者への委託により実施されることから、適正な方法、価格で契約がなされるか疑問である」との質疑があり、当局より、「改修工事は、休館日の設定を初め、芸術劇場の運営に影響することから、指定管理者への委託としている。改修に際しては、庁内に委員会を設置し、価格の妥当性など総合的に検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、入札制度改革を進めている中で、県民に疑義を持たれることがないように透明性を確保し、十分な精査が行われる体制づくりがなされるよう、強く要望いたします。

次に、福祉保健部所管の補正予算は、一般会計45億7,100万円余の増額補正であり、補正後の一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部全体の予算は754億100万円余となり、前年度当初予算に対して1.4%の増額となっております。

このうち、災害時安心基金（仮称）設置事業についてであります。

このことについて、委員より、「県境で災害が発生した場合は、適用はどのようになるのか」との質疑があり、当局より、「県内の市町村で1カ所でも被災者生活再建支援法の適用があれば、同法の適用がない被災市町村も対象となる。しかし、県内で同法の適用がなければ、隣県で適用があった災害であっても対象とならない」との答弁がありました。また、他の委員より、「支援法の適用が県内、県外の違いだけで対象になる場合とならない場合があり、不公平感がある。また、中山間地域では都市部に比べ対象とならない可能性が高い。対象範囲の見直しはできないか」との質疑があり、当局より、「3年をめどに検討を考えていたが、意見

を踏まえ、早期に基金の運用状況や財政状況を勘案し、市町村と協議しながら前向きに検討したい」との答弁がありました。

しかし、当委員会といたしましては、本事業が全国に先駆けた制度となるよう、地域による不公平感が出ないように対象範囲を見直すことを、強く要望いたします。

次に、みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）についてであります。

これは、入所施設の入所者及び退院可能な精神障がい者の地域生活への移行の促進や障がい者の一般就労支援など、本県における障がい者施策の推進を図るため、障害者基本法に基づき策定されたものであります。このことについて、委員より、「入所者が仕事についても離職する場合も出てくる。再度施設で受け入れられる体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「障がい者の地域生活への移行や一般就労支援について、地域と連携し、さまざまな状況に応じた必要な体制整備や支援を行うこととしており、場合によっては、再度施設へ戻ることも可能である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、障がい者が地域生活への移行後も、必要な場合は施設から排除されることとならないよう、一人一人のニーズに合ったきめ細やかな対応がなされるよう、強く要望いたします。

次に、医療資源の集約化・重点化についてであります。

このことについて、委員より、「3次医療を担う宮崎病院にはヘリポートが設置されていないことから、防災ヘリによる搬送は河川敷を活用することになり、水害の際には使用できないことが予想される。今回の医療資源の集約化・重点化の検討に当たり、具体的な搬送まで考慮

されているのか」との質疑があり、当局より、「ヘリによる搬送は検討の中に入っていないが、新規事業の救急搬送体制充実事業により、防災ヘリ「あおぞら」を活用した搬送体制やヘリポートの設置の可能性など調査する予定にしている」との答弁がありました。また、委員より、「医師の偏在をすぐに解消することは難しいと考えられることから、防災ヘリの活用など、中山間地域においてもしっかりした医療が受けられるよう、体制づくりをお願いしたい」との要望がありました。

次に、株式会社「コムスン」への対応についてであります。

このことについて、当局より、「利用者や家族の不安を払拭するため、市町村に対し適切な対応をするよう通知するとともに、担当者会議を開催し、コムスンの各事業所に対する指導の徹底をお願いした。また、九州支社の副社長と本県の責任者に対し、誠実な対応や今後の事業移行計画の提出について指導を行った」との説明があり、委員より、「利用者へのサービスの継続や従業員の雇用の確保についてトラブルが起きることのないように、県においても十分な対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、「医療・福祉サービスに関する意見書」についてであります。

これは、今回、当委員会に付託を受けた請願第1号に基づくものであります。我が国が長寿国となった背景には、すべての国民が公的医療保険に加入し、国際的に見れば決して高くない医療費水準で、公平・平等な医療制度が確立されていたことが挙げられます。一方、国においては医療保険制度改革を進めており、患者の一部負担金の増加や長期療養病床の削減など、国

民にとっては厳しいものとなっていることから、医療提供体制の再構築と国民皆保険制度の堅持など、国民が安心して生活できる医療・福祉体制が整備されるよう要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただくようお願いいたします。

最後に、「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」及び議案第2号「宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算」についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の予算については、一般会計136億6,300万円余の増額補正であります。これにより、商工観光労働部所管の当年度予算規模は、一般会計と特別会計を合わせて426億3,900万円余となり、前年度当初予算

に対し5%の減額となっております。

その主な内容としては、限度額の引き上げなど、新たに制度の見直しを行った「企業立地促進補助金」や、県民の発意による観光振興の取り組みを支援することで、地域資源を生かした県民主体の元気な観光地づくりを推進する「県民総力による観光振興応援事業」等でありませ

この補正予算に関連して、知事ブランドについて委員より、「現在、知事のイラストをつけた県産品の売れ行きが好調だが、知事のイラストをつけた商品に粗悪品が流通すると、県産品全体のイメージダウンにつながるおそれがある。県としての対策を検討してほしい」との要望がありました。また、別の複数の委員より、「知事のイラストをつけた商品について、認証制度の確立や品質の確認・保持の体制づくり等、県において総合的に整理をしてほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の予算については、一般会計が434億6,900万円余、特別会計が20億7,600万円余の増額補正であり、合計455億4,600万円余の増額補正であります。これにより、県土整備部所管の当年度予算規模は、一般会計と特別会計を合わせて903億6,700万円余となり、前年度当初予算に対し9.9%の減額となっております。

その主な内容としては、入札・契約制度改革に伴い、公共工事の品質低下が懸念されることから、施工体制監視チームを立ち上げ、適正な品質の確保を図る「公共工事現場点検強化事業」や、県と市町村が連携して、従来の洪水を川からはんらんさせない対策に加え、はんらんした場合でも被害を最小化させる対策の展開を目的とする「浸水被害「減災対策」実施地域抽

出調査・検討事業」等であります。

この補正予算に関連して、入札・契約制度改革について委員より、「入札・契約制度改革の重要性は認識しているが、今回の制度改革による影響も受け、県内建設業者の倒産件数は増加傾向にあり、その経営は非常に厳しい状況にある。雇用の確保や県内業者育成の観点からも、県内建設業者に対するセーフティネットの構築など、救済対策を検討してほしい」との要望がありました。また、別の委員より、「現在、最低制限価格近辺での入札、落札が多数存在する過当競争の状況にある。適正な入札が行われるためにも、予定価格公表のあり方を検討してほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましても、県内建設業者倒産件数の増加傾向について、強い憂慮を持っております。今後、入札・契約制度改革の推進に当たっては、公共工事の品質確保や適正な入札の執行等を担保しつつ、県内建設業者に対する倒産対策や、過当競争への対策等を積極的に検討することを強く要望するとともに、建設関連業界から新分野に進出を希望する業者に対する支援体制の充実など、関係各部横断的な県内建設業者に対する支援体制づくりについても、強く要望いたします。

次に、プレジャーボートの係留に対する県の対応状況について、委員より質疑があり、当局より、「関係課でプレジャーボートの対策連絡会議を開き、今年3月、プレジャーボート対策の基本方針を策定した。今後はこれに基づき取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、議案第18号「県道の路線認定について」であります。

これは、現在整備中の東九州自動車道清武一日南間に設置される清武南インターチェンジと

国道269号を結ぶ路線について、県道として路線認定をするため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員 [登壇] (拍手) 御報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で113億2,217万3,000円の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は239億416万1,000円となり、前年度当初予算額に対して13%の減となっております。

この中で、浄化槽整備事業についてであります。

このことについて、委員より、市町村設置型の導入が進んでいないことについて質疑があり、当局から、「市町村設置型の個人負担は個人設置型に比べ6分の1と少ないが、市町村の事務量等の増加に加え、新たな借金をしたくないという市町村の事情がある」との答弁があり

ました。これに対し委員より、「浄化槽設置による生活排水処理率を高めることが重要であり、水をきれいにするためにどのように事業を進めていくかという視点から取り組むべきである」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてあります。今回の補正は、194億3,942万3,000円の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は467億5,824万6,000円となり、前年度当初予算額に対して3.4%の減となっております。

この中で、「みやざきブランド」安全・安心総合推進体制整備事業についてであります。

このことについて委員より、「全国トップの残留農薬等の検査を行う安全・安心総合推進センターの整備については高く評価している。宮崎県農畜産物全体の安全性の確保に向けて、さらなる検査体制の充実強化に取り組んでもらいたい」との要望がありました。また、このみやざきブランドにつきましては、宮崎ならではの安全で品質の確かな特徴ある商品づくりを推進するために、鮮度、糖度、安全性などの面で一定基準以上を備えた農産物を商品ブランドとして認証しております。このことについて委員より、「宮崎地鶏という名をつけた商品が首都圏に多く出回っている現状を踏まえ、宮崎地鶏の位置づけ等、みやざきブランドの品質を守っていく姿勢も必要ではないか。みやざきブランドに対する正しい理解を得られるよう努力すべきである」との要望がありました。

次に、一般競争入札制度についてであります。

公共三部のうち、環境森林部と農政水産部を所管します当委員会においては、公共事業に関する入札・契約制度に対する県の姿勢を問う意見や要望が多く出されました。ここでは特に、

2つの具体的な問題点を挙げさせていただきます。

まず、工事代金の前払い金についてであります。

工事代金の前払い金は、通常、工事着工時の資材調達費等に充てられることを目的に、請負金額の4割以内で、発注者側である県から受注者である業者に口座払いによる支払いがされておりますが、委員より、「前払い金が受注業者から資材業者等に適正に支払われていないケースがある」との意見が出されました。このことについて当局から、「前払い金は、資材調達などの関係書類がないと受注業者は口座から引き出しができない制度となっているため、県では確認を行っていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、工事代金は県民の貴重な税金であり、代金の適正な支払いについて、発注者としても一歩踏み込んだ指導監督が必要と考えることから、当局の検討を要望するものであります。

次に、工事契約についてであります。

環境森林部及び農政水産部の平成18年度繰越明許費について委員より、「繰り越し理由の中には、発注者である県側の責任と考えられる理由があるのではないか。また、その場合、現場の安全管理費や現場代理人の人件費、重機のリース代など、工期の延長に伴い発生した費用については、発注者が負担すべきではないか」との意見が出されました。加えて委員から、「これからは、最低制限価格付近での契約がふえることに伴い、発注者責任が厳しく問われることになるので、工事契約における発注者、受注者双方の責任範囲を明確にして、発注者責任の場合には、契約金額の変更等適切に対応していくべきである」との意見が出されました。これに

対して当局からは、「今後の工事契約のあり方について、公共三部で検討する」との答弁がありました。建設業に従事しておられる方々からすると、会社の経営はもとより、従業員やその御家族の方々の生活まで左右する重大な問題であります。当委員会といたしましては、公共工事の適正な執行について、強く要望いたします。

次に、農政水産部では、今後新たに力を入れて売り出したいという園芸品目がありますので、御紹介いたします。

1つは、生産額日本一のスイートピーに次ぐ宮崎の花として、ランンキュラスの産地づくりに力を入れておられます。ランンキュラスは、日本で最大の花卉取扱量を誇る東京都の大田市場で最も人気が高い花に選ばれており、今後、結婚式のブーケ等切り花用としての需要が見込まれるとのことであります。2つ目は、夏秋イチゴであります。宮崎では冬から春というイメージのイチゴですが、夏場のケーキ用に需要が期待されています。いずれも、標高の高い地域での栽培に向いているということです。椎葉村、五ヶ瀬町など標高の高い地域での栽培が可能で、中山間地域の産業振興にも寄与するのではないかと、大いに期待いたしております。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち、議案第3号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、教育委員会所管で8億7,900万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は1,160億8,600万円余となり、前年度当初予算額に対して0.2%の増となっております。

このうち、小学校における英語活動推進事業についてであります。

このことについて、委員より、「国際化の進む中で、小学校においても本格的に英語教育が導入されようとしているが、指導に当たる現場の教員の育成はどうするのか」との質疑があり、当局より、「英語の免許取得者が非常に少ないことなどから、まず英語活動の指導者を養成し、県内を10のブロックに分けて研修を行う予定である。この事業により、児童が英語に親しむことのできる環境を整備したいと考えている」との答弁がありました。これに対して委員より、「時流に合致した事業である。児童が英語になれ親しみ、将来、実用的な英語を身につける初期段階の施策として展開してほしい」との要望がありました。

次に、地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業についてであります。

このことについて、委員より、「五ヶ瀬中等

教育学校を初め、さまざまな形態の一貫校が存在するが、過疎地の小中学校の統廃合と同一視される可能性もある中で、ともすると一貫校であればそれによしとするようなイメージもある。この研究事業の考え方についてもっと詳しく説明してほしい」との質疑があり、当局より、「この事業は、あくまでも教育課程を一貫することに重点を置いており、現状の教育資源を生かしながら、進学時のギャップ、規範意識や学力の低下等の課題を解消するため、一貫教育に関して実践的研究を行うものである」との答弁がありました。これに対して、委員より、「教育における地域または学校間の格差を解消できるほどに事業効果を高めることができるのか」との質疑があり、当局より、「教育課程や指導方法についてのノウハウを一つの手引として取りまとめ、一貫教育のメリットを県下全域で享受できるよう積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。また、他の委員より、「少子化の時代を迎え、地域並びに学校の活力が低下することも予想されることから、県教育委員会が先導的立場に立って、市町村教育委員会に対して積極的に一貫教育を奨励してほしい」との要望がありました。

次に、発達障がいに対応した指導力向上事業についてであります。

発達障がいは、小中学校等の通常学級に在籍している児童生徒に関することが大半であることから、学校教育において喫緊の課題となっているが、このことについて広く教職員や保護者への理解啓発を図るとともに、研修会等により教職員の高い専門性を確保することを目的とするこの事業について、委員より、「発達障がいに適切に対応するには、医学的知識も不可欠であり、多くの教職員に対して専門的な研修を行

うことが重要である。この事業にどう取り組むのか」との質疑があり、当局より、「すべての教員に対して基本的な研修を実施するとともに、特別支援教育に関する高度な専門知識を確保するため、各学校の特別支援教育コーディネーターに対して、指導や相談の方法等の技能をステップアップするための中級、上級レベルの研修を実施することとしている」との答弁がありました。

次に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は5億7,000万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は298億7,100万円余となり、前年度当初予算額に対して1.2%の増となっております。

このうち、地域の安全を守る街頭活動強化事業についてであります。

このことについて、委員より、「現在の社会情勢から考えて、問題等の発生した学校に対して派遣するスクールサポーターが1名で大丈夫か」との質疑があり、当局より、「この制度により、警察、教育委員会、学校がこれまで以上に密に連携をとることが可能となり、青少年の非行防止、健全育成、被害防止に十分な効果が期待できることから、その成果を見ながら今後検討していきたい」との答弁がありました。

次に、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算」についてであります。

今回の補正は、新規事業として一般会計の災害時安心基金（仮称）や、環境対策事業の財源に対して低利の貸し付けを行う企業局「新みやぎ創造計画」支援事業及び企業局新エネルギー導入・啓発事業に要する経費を計上したことに伴うもので、その主なものは、資本的支出に

ついて3億7,700万円を増額補正するものであります。

なお、本議案に対して委員から、企業局新エネルギー導入・啓発事業に要する経費7,700万円を減額する修正案が提出されましたが、賛成少数により否決されました。当委員会といたしましては、企業局新エネルギー導入・啓発事業に関して、地球環境に優しい新エネルギーの率先導入と県民への普及啓発という大きな目的は理解できるものの、経済的には採算に厳しい面があることから、事業実施に当たっては一般競争入札を採用して経費の縮減に努力すること、また、当該事業を含めた新エネルギーに関する施策について最大限の効果が得られるよう、企業局と県担当部局とが相互に連携をとりながら、県民に対して広くPRすることを強く要望いたします。

次に、財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

当局から説明のあったこのことについて複数の委員より、「基本財産を取り崩さないよう、その運用に努力されている。今後も組織が永続的に運営できるよう、活動の趣旨を県内企業等へ強力にPRし、賛助会員等をふやす努力をしていただきたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、6番西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきを代表し、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計補正予算」に対し、反対の立場から討論を行います。

予算案に反対と申し上げましても、「新みやざき創造計画」支援事業など県民福祉向上のために必要な施策に対しましては賛成であり、宮崎県の森林環境対策に明るい展望を見出せるものと期待しています。まずもって私個人としても、環境問題への取り組みは政治を志した原点でもあります。愛みやざき会派内でも、新エネルギー導入や環境問題に対しまして積極的に勉強会を行っており、環境対策推進に賛成の立場であります。また、平成16年3月に策定されました「宮崎県新エネルギービジョン」の推進を会派挙げて望んでおります。

さて、この議案は、御承知のとおり、企業局新エネルギー導入・啓発事業として、企業局の屋上等に50キロワットの発電装置を設置するために7,000万円の予算を計上するものであります。予算額の半分はNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)からの補助金、いわゆる国からの補助金であります。

委員会においては、企業局により今回導入される太陽光発電装置7,000万円の予算に対し、年間100万円程度の電力を発電し、その装置の耐久年数は20年であるという説明をいただきました。この事業費の半分は国からの補助金という

ことでありますが、20年間で2,000万円分の節電効果に7,000万円の予算を使うこととなります。また、故障や改修となったら別途費用がかかります。この5,000万円分の差額を県民への太陽光発電普及、啓発、それをPR効果に盛り込み、CO₂削減のメリットとして換算するという説明もいただきましたが、とてもこの5,000万円の差額には納得し得ないものです。もちろん、県が率先して新エネルギー対策や普及啓発を行わなければならないことは百も承知ですが、利益が出なくても、PR効果、CO₂対策などを費用対効果の考慮に入れることも必要であると考えております。

しかし、県は、平成16年より佐土原の農業試験場に大型太陽光発電装置を既に設置し、現在も稼働中です。現在、県下最大の太陽光発電装置であり、九州内でも有数の施設であります。平成17年度特別委員会報告書によりますと、この佐土原の発電装置は、今回企業局に設置する50キロワットよりも6倍以上の329キロワットの発電容量を誇ります。この施設に県は3億8,662万円を投じ、年間約490万円分の電力を発電しているとのこと、この発電機の耐久年数も同じく20年であり、その間に約9,800万円分の節電効果があるとありました。この場合も、20年間に9,800万円の節電効果があるわけですが、3億8,600万円も使い、その差2億8,800万円、もちろん、こちらも故障や改修などをした場合には別途費用がかかることだと思います。しかし、この3億円弱の差額も、県が率先して太陽光発電装置を導入した経緯から、恐らく当時、太陽光発電のPR、CO₂対策、そして県民への普及啓発活動を費用対効果として既に盛り込み、導入が許されたのではないかと思います。当時の県の導入目的にも、県民のクリーンエネ

ルギー導入に向けた意識啓発に資するとありました。

今回の企業局の事業にしても、県民普及向けの啓発事業であるとの説明がありましたが、県が行ってこれだけ赤字が出るものを、民間が取り組むわけがない、いや、取り組めるわけがないと思っております。何のためのPRであるか。だれに向けてのPRであるか。特に家庭用の太陽光発電装置は、既に民間企業の営業努力により県下でも普及し始めており、コストダウンも進んでいる状況にあります。今さら県が予算に含み、太陽光発電をPRする必要があるのか。また、いつまでが新しいエネルギーだとされるのか、疑問に思います。

啓発事業としてのPR効果を図るならば、県下最大であり、九州最大級である佐土原の農業試験場の有効活用をすべきではないでしょうか。こちらで伺ったところ、県の農業試験場を訪れた視察及び見学者数は平成18年度で7,129名。しかし、これは全体の来場者であって、太陽光発電装置を含め、個々の施設の見学者数ではないということでした。これでは、太陽光発電を県の施設に導入し、県民に有効にPRしたとは言えないのではないのでしょうか。この施設の有効性の検証、そして経過を見守ってからもいいと思います。新規の事業を行うには時期尚早であると考えます。もちろんCO₂削減は必要です。ただ、CO₂削減に特化するならば、ほかにも有効に予算は使われるべきであり、屋上緑化や積極的な間伐事業を進めたほうが、森林はより活性化され、よりCO₂対策になるのではないかと考えます。

知事初め、執行部も常々、厳しい県の財政事情を訴える一方で、このような多額の予算の使われ方では県民がとても納得するとは思えませ

ん。さきの事業の見直しもせず、次の事業に進む。これは、全国的に箱物行政として例えられ、非難を浴びている政策と何ら変わりがない。県民総力戦を掲げ、県民一人一人の結集を呼びかけるこの時期に、大きな意識低下となりかねません。

昨日の新聞には、財務省が発表した国の借金、過去最高の834兆円に達したと報道されました。今回の事業費の半分はNEDOよりの補助金であります。この補助金も、もとは国民の税金であります。国からの補助金であるからといって、何が何でも使えという時代ではないですし、それがまた許される時代ではありません。県民の代弁者として、現時点ではこの予算案にとっても賛成することはできません。

最後に、重ねて、この反対討論は決して新エネルギー普及への反対ではなく、まして環境問題軽視ではありません。県の資産の有効利用と予算の使われ方に対しての考えをただしたく、反対討論させていただきました。何とぞ御理解を賜り、議員各位の真摯な対応を期待申し上げます。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、48番野辺修光議員。

○野辺修光議員 [登壇] (拍手) 私は、自由民主党を代表いたしまして、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計補正予算」に賛成の立場から討論を行います。

我が宮崎県は、平均気温が高く、温暖な気候に恵まれ、日照時間、快晴日数は全国でもトップクラスになるなど、すぐれた自然条件を有しています。また、県民歌においても「青い空、緑豊かに」と歌われ、さらに県旗にはシンボルである緑と太陽があらわされております。なお、先般策定されました「新みやざき創造計

画」においても、地球温暖化防止に貢献する社会づくりとして、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県民、団体、事業者、行政等が一体となった取り組みを推進するとともに、太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進するとされたところであります。

議案第3号の企業局新エネルギー導入・啓発事業は、企業局庁舎に7,000万円をかけて太陽光発電施設を設置し、新エネルギーの県民への普及啓発を行うことなどを内容とするものであります。この事業費7,000万円の財源内訳については、国庫補助が2分の1の3,500万円、企業局の負担が3,500万円であります。この施設の設置により年間100万円の電気料の削減が図られ、耐用年数が20年とのことでありますので、その間の削減累計額2,000万円を差し引きますと、累計では1,500万円、年間で75万円の不足となり、採算性の面では不十分であります。

しかしながら、21世紀は環境の世紀と言われており、地球環境の保護という面でCO₂の削減効果が期待できるところであります。私どもは、太陽光発電など新エネルギーについては、エネルギーの安定的供給の確保、地球温暖化問題への対応の観点から、資源制約が少なく地球環境にも優しいことなど、その導入は極めて有効であると考えております。国においても、「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針」を閣議決定し、「特に国及び地方公共団体の庁舎等関係施設においては、率先して新エネルギーの導入に努めること」とされております。

また、新エネルギーとは、関係法によりますと、「既に技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で普及が十分でないものであ

る」と定義されております。仮に採算性のみで導入の可否を判断することになれば、新エネルギーの普及は図れないのではないのでしょうか。

今回当局から提案のあった太陽光発電システムの導入は、採算面において不十分な面もありますが、県が率先して二酸化炭素の削減など地球温暖化防止に積極的に取り組まれることは極めて重要であり、広く県民への普及啓発に資するものでもあります。また、企業局においては、電気事業の健全な経営を図り、県の環境施策や財政支援に努力が払われているところであり、我が党といたしましては、原案に賛成するものであります。

以上、補正予算に対する賛成討論とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

6月定例議会に提出されました議案について討論を行います。

まず、議案第1号、第3号及び報告第2号について、反対の立場から討論を行います。

議案第1号「平成19年度一般会計補正予算(第1号)」についてです。

今年度の当初予算が、経常経費を中心としたいわゆる骨格予算として編成されただけに、今回提案されました一般会計984億9,000万円の補正予算は、具体的な施策の肉付け予算となっており、補正後の一般会計歳入歳出の予算規模は、前年度比2.6%減の5,648億900万円で、6年連続の緊縮財政となっています。しかも、補正予算には224億3,000万円余の県債発行が充てられているだけに、9,000億円余の県債残高を抱えた県財政の健全化は、避けては通れません。

今回の補正予算は、知事のマニフェストの具

体化も一定盛り込まれ、投資的経費の削減、入札制度改革への着手など公共事業中心の財政運営からの脱却が見られるものの、高速道路整備への予算はふやしながら、生活道路関連予算は削減です。また、企業誘致に関して、補助金の最高限度額を50億円まで増額する制度の見直しが提案をされ、補正予算で企業立地促進補助金20億2,000万円が計上されていますが、企業立地対策費は前年度比7億7,000万円もの増額予算です。企業誘致が雇用拡大を図る方策とはいえ、余りにも巨額を積んでの誘致企業頼みに偏っているのではないのでしょうか。地元企業支援との格差はもとより、県民生活支援という点から見ても、今回提案されております被災住民の生活再建基金は、県負担が今年度1億円、3年かけて3億円を拠出するという程度です。もっとふやして安心基金に足る内容に充実させるべきです。

今、県民の暮らしは、老年者控除の廃止や定率減税の廃止に伴う住民税の昨年に続く大增税が家計を直撃しています。特に老後の暮らしへの不安が広がっています。政府の言う景気回復も、それが実感できない県民の暮らしや経済の状況です。本当に、県民の暮らしをどう支えていく予算にすべきなのかが問われていると思います。幾つかの問題点を申し述べましたが、県民生活重視の予算に見直しを求めるものです。

次に、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」についてです。

同予算は、企業局の新規事業「新エネルギー導入・啓発事業」に要する事業費7,700万円が提案されています。地球環境に優しいクリーンな新エネルギーの導入推進に向けて積極的な取り組みを行い、県民への普及啓発に努めるとした

同事業の目的に、全く異論はありません。今、問題の地球温暖化防止に向けても、太陽光発電を初めとする自然エネルギーの開発・導入は、大いに促進を図っていかなければならない課題であると思いますし、私もその推進論者の一人です。

しかし、今回提案されております事業内容で、企業局庁舎に太陽光発電を設置して電気事業を行うことが環境に寄与することはそのとおりですが、今後、自前で賄うことになる電気料が事業費を大きく下回ること、多額の費用を費やす本事業が果たして有効と言えるのか、またこの時期必要なのかということです。今、財政難が叫ばれている中で、事業の目的や理念はわかっても、採算性を無視して進めるやり方では県民の理解は得られないと思います。むしろ今、広く県民にクリーンエネルギーの普及啓発を図るという点では、現在廃止されている個人向けの太陽光発電装置に対する補助制度を確立することなども方策であると思います。ぜひ事業の見直し、再検討を求めるものです。

次に、報告第2号平成18年度一般会計補正予算（第7号）の「専決処分の承認を求めることについて」です。

今回の補正予算は、10億7,120万8,000円を追加し、予算総額を5,622億2,490万9,000円とする予算専決であります。本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られており、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金の確定など制度上やむを得ない場合であります。しかし、今回、県民税や事業税など県税収入を8億7,000万円追加しておりますが、本来、税収などについては的確な把握を行い予算化しておくべきであり、2月補正以降の増収については、決算で

あらわし、翌年度の予算編成に生かすことが本来のあり方であると思います。また、年度末に新たな起債をしながら財政調整積立金に積み立てるといふことも、健全な予算編成のあり方とは言えません。今後の改善を求めたいと思います。

最後に、請願第2号「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願」についてです。

同請願に対する委員会審査の結果は継続であります。同請願は、国が発注した公共事業のトンネル建設に従事してじん肺にかかった方々が、もうこれ以上の患者は出さないでほしいと、国にトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求めるものです。既に県内の市町村議会においては、そのほとんどで意見書採択が行われています。また、全国トンネルじん肺根絶訴訟において、先日国は、じん肺防止対策強化を盛り込んだ合意書を、原告と取り交わしました。今後、国がその履行責任を果たす上でも、宮崎県議会から意見書を提出することは大きな意味を持つものであり、その重要な役割を果たすと思います。よって、請願者の意思を十分に受けとめ、同請願の採択を求めるものです。

以上、申し述べまして、議案に対する討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、14番高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 社会民主党宮崎県議団の高橋透でございます。

会派を代表して、議案第3号「平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(案)」の、とりわけ企業局新エネルギー導入・啓発事業に要する経費7,700万円に対し、賛成の立場から討論を行います。

今日の環境を取り巻く世界的な情勢といたし

ましては、先日、第33回主要国首脳会議(G8)がドイツで開催をされました。いわゆるハイリゲンダム・サミットでございます。このサミットでは、気候変動が大きなテーマとなり、「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを今後真剣に検討する」ということで、G8各国の首脳の合意が得られたところであります。

一方、我が国におきましては、太陽光発電の分野で長く世界第1位を誇ってききましたが、2005年にドイツに抜かれ、第2位に転落しております。この原因は、行政による啓発普及活動の伸び悩み等が考えられ、「このままでは、日本の太陽光発電は世界からどんどんおくれることになる」と、環境エネルギー政策研究所が指摘をしております。また、日本世論調査会が数年前に行った調査結果では、「今後、どのようなエネルギー源を重視するか」と複数回答で聞いたところ、太陽光発電が79%、風力発電が43%との回答を得ており、国民は環境に優しいクリーンなエネルギーを望んでいることがわかります。

さて、企業局新エネルギー導入・啓発事業は、地球環境に優しい新エネルギーの率先導入と県民への普及啓発が大きな目的であります。現在、国において、新エネルギーは経済的には採算性が非常に厳しいため、新エネルギー利用等の促進に向けた法制度や助成制度等により、地方公共団体等における新エネルギーの導入を促進している状況にあります。

また、県におきましても、本年6月に策定された宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」において、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県民、行政等が一体となった取り組みを推進するとともに、太陽光

発電などの新エネルギーの導入を促進すると位置づけられております。この計画を実現するためにも、今回、当該事業により、県庁舎など県民の目に触れやすいところに太陽光発電や風力発電等の新エネルギー設備を象徴的に設置することは、県民への啓発普及の推進をより一層図るものであり、むしろまことに時宜を得たものであります。

一方、コスト面についてですが、この事業により企業局庁舎に太陽光発電装置を設置した場合、従来の電気料に換算すると年間に約100万円削減されます。耐用年数を20年としたときの電気料削減効果は2,000万円でございます。単純に金銭面で費用対効果を考えますと、全体の事業費は7,000万円ですから、そのうち国費3,500万円と電気料削減効果2,000万円を合わせても5,500万円となり、1,500万円が不足することになります。

しかし、費用対効果は、金銭的な直接効果のみならず、事業の公益的な効果を含めたすべての効果とすべての費用を対比し、事業の効率性を検証するものであります。この場合、費用対効果の原則からすれば、二酸化炭素の削減などの環境面での公益的な効果を計上し、効率性を検証する必要もありますので、単純な金銭面の比較だけでは十分な検証とは言えないものがあります。

例えば、削減される二酸化炭素換算では、森林吸収量に換算しますと、東京ドームの2.4個分、11ヘクタールの森林が1年間に吸収する二酸化炭素の量は約39.6トンに相当します。また、原油換算した場合では年間79万円、20年間で1,580万円相当が削減されますので、これらの公益的な効果を検証し、費用対効果に反映させると、県費投資分は相殺されることになりま

す。それでも国庫補助3,500万円の投資に対してはペイされませんが、環境問題の実際の効果は、50年あるいは100年後にあらわれてくるものであります。地球規模で真剣に考えなければならぬ環境問題を、一点だけを見て費用対効果を判断していいものか、疑問があります。

今日、行政サービスにも、採算、効率、競争が求められている現状にあります。私は、あらゆるすべての行政に金銭面だけの費用対効果を求めるのはいささか疑問があるところであり、公益的な効果を検討しながら、費用対効果を検証すべきだと考えます。医師不足、経営赤字に悩む本県の公立病院の現状を見たとき、果たして地域医療が将来にわたりすべての県民に保障できるのか、危惧されるところであります。もちろん無条件で赤字経営がよいということではありません。命にかかわるものを競争原理にさらしていいのかということでもあります。医療、福祉が費用対効果ではかられていいかということです。未来を担う子供たちへの先行投資とも言われる教育費についても、しかりであります。

また、便利さと豊かさを求め、採算と効率、競争を徹底してきた高度成長時代から今日までを見たとき、大量生産と大量消費、過剰な投資と開発は、地球温暖化という環境破壊を生みました。環境破壊は人間の手によってあっという間に進みましたが、破壊された環境をもとに戻すためには莫大な時間とお金を要します。地球の気温が上昇するという人類の生存にかかわる地球規模の環境問題、いわゆる地球温暖化対策は、今や全世界で取り組まなければならない喫緊の課題です。地球温暖化が、気候変動や海面水位の上昇、食料生産や人体の健康への悪影響などさまざまな問題につながっていくことは、

御承知のとおりです。

県の施策として地球温暖化防止に取り組むことは当然のことであり、むしろ知事部局が、行政の役目として県民に広くPRしなければならないと考えます。今回の事業に県民の税金は入っておりません。本来、知事部局で実施すべきものを企業局の企業努力による社会貢献と考えていいのではないのでしょうか。宮崎は「太陽と緑の国」というキャッチフレーズを持っています。そのイメージアップのためにも、県民運動としてこの太陽光発電の普及をもっと図るべきではないのでしょうか。県庁本館の屋上にシンボリックに太陽光パネルを設置し、広く県民に普及啓発を行ってはどうかと考えます。県内の多くの園児や小学生が県庁を訪問しています。その子供たちに、太陽の恵みによって発電できるシステムを見せることは、非常に大切ではないのでしょうか。自然エネルギーの啓発効果は大きいと考えます。そのことが県民、団体、事業者等への意識啓発及び地球温暖化対策の実践へと取り組むことにつながっていくと確信をします。環境対策は、医療、福祉、教育と同様に、金銭的な費用対効果だけではかれない面があることをいま一度強く申し上げ、賛成討論といたします。以上であります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第3号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号についてお諮りをいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号及び報告第2号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号及び報告第2号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第2号及び第4号から第18号まで並びに報告第1号採決

○坂口博美議長 次に、議案第2号及び第4号から第18号まで並びに報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって

て、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成19年6月27日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

教育予算の拡充を求める意見書

平成19年6月27日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 生活福祉常任委員長 十屋 幸平
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

医療・福祉サービスに関する意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで追加
上程、採決

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年 6 月定例県議会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

資 料

平成19年6月定例県議会日程

20日間

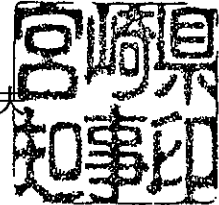
月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 8	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
9	土		(閉 庁 日)	
10	日			
11	月	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
12	火			
13	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
14	木			請願締切 12:00
15	金			
16	土		(閉 庁 日)	
17	日			
18	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
19	火		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
20	水	休 会	常 任 委 員 会	
21	木			
22	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
23	土		(閉 庁 日)	
24	日			
25	月	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
26	火		(議 事 整 理) 特 別 委 員 会	
27	水	本会議	常任委員長審査結果報告、質疑 討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 6 2 9

平成19年6月8日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成19年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

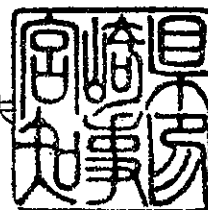
- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第4号 平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第10号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 工事請負契約の変更について
- 議案第17号 財産の取得について
- 議案第18号 県道の路線認定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 6 3 5
平成19年 6 月13日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成19年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第 19 号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第 20 号 人事委員会委員の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月13日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	社会民主党	鳥飼 謙二	10:00~11:00	
2	自由民主党	中村 幸一	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	福田 作弥	13:00~14:00	
4	自由民主党	丸山裕次郎	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	山下 博三	15:10~16:10	

6月14日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
6	社会民主党	満行 潤一	10:00~11:00	
7	民 主 党	田口 雄二	11:00~12:00	休憩
8	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:00	
9	自由民主党	井本 英雄	14:00~15:00	休憩
10	愛みやぎき	武井 俊輔	15:10~16:10	

6月15日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
11	自由民主党	押川修一郎	10:00~11:00	
12	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
13	愛みやぎき	函師 博規	13:00~14:00	
14	民 主 党	井上紀代子	14:00~15:00	

6月18日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
15	自由民主党	十屋 幸平	10:00~11:00	
16	自由民主党	黒木 正一	11:00~12:00	休憩
17	自由民主党	松村 悟郎	13:00~14:00	
18	自由民主党	蓬原 正三	14:00~15:00	

6月19日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
19	公 明 党	河野 哲也	10:00~11:00	
20	自由民主党	中野 一則	11:00~12:00	休憩
21	社会民主党	外山 良治	13:00~14:00	
22	自由民主党	水間 篤典	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間30分以内

議案、請願委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成19年度宮崎県公共用地所得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第4号	平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第5号	宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決		
第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第10号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第11号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第12号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第13号	「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第14号	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第15号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例			可決		
第16号	工事請負契約の変更について				可決	
第17号	財産の取得について		可決			
第18号	県道の路線認定について			可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認			承認	
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて	承認			承認	承認

[請願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	医療・福祉サービスについての請願		採択			
第2号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願			継続		

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成19年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
生活福祉常任委員会	地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を 求める意見書の提出についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月27日・可決
〃 第2号	平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
〃 第5号	宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第14号	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第15号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第16号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第17号	財産の取得について	〃
〃 第18号	県道の路線認定について	〃
〃 第19号	公安委員会委員の任命の同意について	6月19日・同意
〃 第20号	人事委員会委員の選任の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
報 告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	6 月 27 日 ・ 承 認
" 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	"
議員発議案 第 1 号	宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	6 月 27 日 ・ 可 決
" 第 2 号	教育予算の拡充を求める意見書	"
" 第 3 号	医療・福祉サービスに関する意見書	"

議員發議條例、意見書

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成十四年宮崎県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

教育予算の拡充を求める意見書

児童生徒の実態に応じきめ細やかな対応ができるようにするために「少人数教育」を実施しているが、教育予算が十分確保できる自治体と財政的に厳しい自治体とでは、学校施設なども含めて教育条件の地域間格差が広がってしまうことは必至である。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合(日本 2.7% OECD 3.5%)や教職員数(初等中等教育学校の1,000人当たりの教職員数 日本 82人 OECD 平均 107.4人)などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育が受けられる必要がある。そのためには、教育予算を国全体としてしっかり確保し、充実させる必要がある。

よって、国においては、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を早期に実施するとともに、学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充し、教育の重要性を踏まえ、教育に必要な財源の確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	扇		千	景	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	菅		義	偉	様
財務大臣	尾	身	幸	次	様
文部科学大臣	伊	吹	文	明	様

医療・福祉サービスに関する意見書

わが国が、世界一の長寿国となった背景には全ての国民が公的医療保険に加入し、国際的に見れば決して高くない医療費水準で、公平・平等な医療制度が存在したことが挙げられる。

健康保険証さえ持っていれば、患者一部負担だけで、「誰でも、いつでも、どこでも」安心して適切な医療が受けられることは、健康、長寿を願う国民にとっては、必要・不可欠な要求である。

しかしながら、現在の保健・医療・福祉政策をみると、政府は国家財政の赤字解消を優先させた社会保障制度とりわけ医療保険制度改革を進めており、患者一部負担金の増加、高齢者の長期療養病床の削減など、国民にとっては厳しいものとなっている。

よって、国におかれては、医療提供体制の再構築と国民皆保険制度の堅持など国民が安心して生活できる医療・福祉体制が整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	扇 千 景 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣	柳 澤 伯 夫 様

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	—	—	
生 活 福 祉	1	—	1	
商 工 建 設	1	—	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	—	2	

新規請願

			生活福祉常任委員会
請願番号	請願第1号	受理年月日	平成19年6月14日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原1丁目101番地 宮崎県地域医療・福祉推進協議会 代表 秦 喜八郎		
請願の件名	<p>医療・福祉サービスについての請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>わが国は、世界一の長寿国となりました。その背景には、国際的に見れば決して高くない医療費で、国民皆保険制度、フリーアクセス、現物給付を柱とした世界で最も公平・平等な医療制度が存在したこと等が挙げられます。</p> <p>現在の医療・福祉・介護政策をみると、政府は国家財政の赤字解消を優先させた社会保障制度改革とりわけ医療保険制度改革を進めています。</p> <p>具体的には、長期療養のためのベッドを38万床から15万床に削減することによる医療・介護難民の出現や医療費自己負担増による格差社会の助長、さらに長年の医療費抑制策に伴い医師や看護師等の不足など、医療の提供体制に様々な歪みや綻びが生じています。</p> <p>このようなことから医療・介護・福祉のサービスを提供する側とそのサービスを受ける側の42団体が「宮崎県地域医療・福祉推進協議会」を設立して県民集会を開催し、</p> <p>“国民のための医療の実現” “医療崩壊を止めよう” “患者自己負担増反対”</p> <p>の三項目について、満場一致で意志の確認を行いました。</p> <p>安全な医療・介護・福祉のもとで、子供を産み育て、健やかに老後を過すことは国民にとって当然の願いです。</p> <p>「誰もが、いつでも、どこでも」安心して適切なサービスが受けられる社会の実現を目指し、県議会においても関係機関にはたらきかけていただくよう強く要望します。</p>		
紹介議員	米良 政美 外山 三博		
摘要			

請願番号	請願第2号	受理年月日	平成19年6月14日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4645-2 全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団 宮崎原告団団長 本田 進二		
請願の件名	<p>トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>じん肺は、大量に粉じん（ほこり）を吸引することが原因となって発症する職業病です。最古にして最大の職業病といわれ、我が国でも江戸時代から佐渡の金山などで「よろけ」などと呼ばれて恐れられてきました。</p> <p>じん肺は、一度罹患すると肺が冒され、常にセキやタンに悩まされ、気管支炎や結核・肺ガンなどを併発し、最期には呼吸困難の苦しみの中、死に到る恐るべき病気です。</p> <p>現在においても、トンネル建設工事や鉱山、石材の切り出し場、造船所、耐火煉瓦やガラス工場などの多数の現場からじん肺が多く発生しています。</p> <p>改正じん肺法が施行された1978（昭和53）年から2004（平成16）年までの27年間で、療養に専念する必要がある最重症のトンネルじん肺患者は合計9049人（じん肺患者全体の約24%）にのぼっており、現在も多数の最重症患者が発生し続けています。</p> <p>重大なことに、公共事業工事であるトンネル建設現場から、今もじん肺が発生し続けており、歯止めがかかっていない状況です。</p> <p>じん肺の発生責任は、第1に事業主にあります。同時に、トンネル建設は、日本経済の「高度成長」を促した国土建設の一環であり、公共事業です。その発注者として、また、建設業者の監督官庁として、トンネルじん肺発生について国・政府の責任は重大です。</p> <p>トンネルじん肺の根絶を求めて、全国11地裁で審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京・熊本・仙台・徳島・松山の五地裁において、国のじん肺発生責任を問う司法判断が下されました。</p> <p>そうした中、我々は国に対してトンネルじん肺問題根絶のために、下記の通り抜本的な対策を求めるものであります。</p> <p>については宮崎県議会においても、以上の認識に立ち、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書を採択の上、関係機関に働きかけて頂くよう、要請する次第です。</p>		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月8日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下、長友両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第18号並びに報告第1号、第2号上程 知事提案理由説明
6月9日	土		
6月10日	日		
6月11日	月	休 会	(議案調査)
6月12日	火		
6月13日	水		議案第19号、第20号追加上程 議事提案理由説明 一般質問（鳥飼、中村、福田、丸山、山下各議員）
6月14日	木		一般質問（満行、田口、新見、井本、武井各議員）
6月15日	金		一般質問（押川、前屋敷、凶師、井上各議員）
6月16日	土		
6月17日	日		
6月18日	月	本 会 議	一般質問（十屋、黒木正一、松村、蓬原各議員）
6月19日	火		一般質問（河野哲也、中野一則、外山良治、水間各議員） 議案第19号、第20号採決（同意） 議案・請願委員会付託
6月20日	水	休 会	常任委員会
6月21日	木		
6月22日	金		
6月23日	土		
6月24日	日		
6月25日	月	休 会	特別委員会
6月26日	火		(議事整理) 特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月27日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第3号に反対）（西村議員） 討論（議案第3号に賛成）（野辺議員） 討論（議案第1号、第3号、報告第2号に反対）（前屋敷議員） 討論（議案第3号に賛成）（高橋議員） 採決（議案第3号）（可決） 採決（議案第1号、報告第2号）（可決または承認） 採決（議案第2号、第4号～第18号、報告第1号）（可決または承認） 採決（請願1件）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 長 友 安 弘